検証 良心の自由

レッド・パージ70年

新聞の罪と居直り

―毎日新聞を手始めに―

「レッド・パージ」の定義

一般には「共産党員とその同調者を公職・企業などから追放すること」（広辞苑）とある。だが、実際には、（追放側の線引きにおいて）誤認、錯誤、さらに悪意の便乗上乗せなどがあり、実際の被害は「共産党とその同調者」を超え広範に及んでいる。

そこで、本稿では

「マッカーサー書簡などＧＨＱ（連合国軍総司令部＝占領軍）の強要を端緒に、ＧＨＱ、日本政府、企業経営者などが複合して、特定の職員・従業員を共産主義者および同調者と決めつけて解雇した不当労働行為で、良心の自由を侵した憲法違反（14条・19条・21条・27条）の人権差別」

と、定義する。

検証すべき要点はいくつかある。

第１　弾圧の主体

研究者によって、ＧＨＱを主体とする説と日本政府および企業自体を主体とする説がある。これは裁判での立証もからんで争点となっている。だが、被害者の視座に立てば、この３者の全体が加害者であり殊更に分離する要はない。よって本稿では、占領軍を含む統治権力全体を国家と捉え、ＧＨＱを超国家権力と位置づけて日本政府の免罪をはかる立場をとらない。したがって、占領期に生じた国家責任は、占領解除後を引き継いだ日本政府が引き継ぐことになる。そこで「複合」の表現をとることにした。

第２　共産主義者および同調者の線引き

概念上の線引きは可能としても、実際上は不可能に近い。さらに同調者と非同調者の線引きは、線引きする強権者の恣意のままになっている。もともと、個人の思想信条を第三者が判別すること自体が不可能であり、一切を強権を揮う雇用主による人権侵害と捉えるのが妥当。したがって本稿では共産主義者、同調者、非同調者の線引きはせず、解雇された全員を被害者と捉える。

ただ、現実の被害者感情の中に「共産党員は党の指令と方針に従って行動しているのだから、これを嫌う権力によって排除されるのは仕方ない。これに比べ、党員でも同調者でもないのに同じ排除をうけるのは堪ったもんじゃない」という思いがあるのは事実であり、これは丁寧に捉えなければならない。

また、裁判および労働委員会の裁定にあっては、実質、線引きが争点になっており、これを無視するものではない。したがって事実関係にかかる文脈では各当該用語をそのまま用い、正確かつ丁寧に扱うこととする。

その上で、弾圧加害者に対する被害者としては一体であり、連帯して当たる視点からも分断をまねくような表記を避け、一切の

線引きをしない立場で当たる。

第3　弾圧の起点と時期

右定義には明示していないが、起点、および時期も論点になっている。一般に知られた通説ではマッカーサーが吉田茂首相宛てに発した１９５０年6月6日付から同7月18日付に至る複数の書簡をもって起点とし、「共産主義者及び同調者」と明示して断行した同年末までの解雇を「レッド・パージ」としている。

これに対し、研究者によっては解雇の実態に着目し、１９４９年の教職員パージやイールズによる赤狩り、前後しての公務員等の人員整理、企業整理（合理化）、さらには１９４６年の読売争議にまで遡る考え方があり、むしろ、起点および時期を広げる考え方が有力になっている。

よって、右書簡によって対象を明示された解雇（追放）をいわば狭義の「レッド・パージ」と認識したうえで、起点および期間を区切ることなく、「共産主義者および同調者」と決めつけ、あるいは口実とし、また解雇理由の明示があるかないかを問わず、戦後における共産主義者を標的とした一切の不当解雇を、不当労働行為、憲法違反の人権弾圧と捉えることにした。これは第3部で集中検証する。

なお用語としての「レッド・パージ」は、英語のカタカナ表記ではない。もともと英語圏にred purgeという語はなく、その意味では和製英語になる。この経緯に詳しい研究者・平田哲男によると、当時の全学連が闘争スローガンで「レッド・パージ反対」等と表記したのが最初で、追ってマスコミが使い出し、ついにはＧＨＱ、政府の文書にも表記されるようになり、一般化した。

よって、日本語での語源は赤。白川静の『字統』（平凡社）によれば、人に火を加えた形で、火によって人の罪科を祓う古儀による。そこから赤心、赤忠、赤貧をあらわし一切空を意味する。

であれば、良心の証しともなるわけで、この良心を強権で排除したのだから国家犯罪、ここに極まることになる。良心排除の和製英語、レッド・パージとは、よくぞ付けたりとなる。

【用語】

・原則「レッド・パージ」の表記を用いる。ただし、書名、あるいは、筆者が特段の意味合いを込めていると思われる場合は原文通り「レッドパージ」とする。なおレッド・パージの渦中に用いられた例はほとんどないので、現在進行形の文脈では当時の用例である「赤追放」等をそのまま用い、「レッド・パージ」は用いない。

・「追放」と「解雇」＝実態は「解雇」だが、戦時中の戦争責任者らを公職追放した先行例にならって「追放」とする新聞見出し等もあり、慣用として「追放」（パージ）も併用する。ただし雇用関係等で正確を期す場合等は「解雇」を用いる。またマッカーサー書簡では「罷免」「排除」となっており、この文脈での記述では、これも用いている。

・引用文献によって「共産主義者とその同調者」と「共産党員とその同調者」との両表記があるが、解雇通知の際には前者が用いられているので、原則、前者の表記を用いる。

・ＧＨＱは連合国軍総司令部の略称として広く使われており、この用例による。厳密には第3部第2点で検証する。

・マッカーサー書簡は、単なる「書簡」ではなく、行政執行命令の性格を帯びている。詳しくは10㌻の注を参照。

目次

「レッド・パージ」の定義　2
はじめに　6

第一部　追放の事実　9
○発端　9
○7月28日の新聞社　11
○7月28日の前夜　15
○7月28日の4日前　17
○7月28日の2カ月前　21
○新聞協会が下請け全国行脚　26
○語るに落ちた内幕　28

第二部　追放の被害者　30
第一章　追放された人間像　30
○嶌　信正　30
○三上正良　37
○土井正興　43
○小林登美枝　48
第二章　被害者の反撃　54
○言論弾圧反対同盟　55
○裁判所へ、仮処分申請　61
○嶌信正陳述書　69
第三章　権力に加担した労働組合　77
○7・28に至る背景　77
○7・28の労働組合　85
○毎日労組に見る労働組合の本音　89
○読売新聞の場合　94
○新聞労連の初仕事　95
○朝日新聞の場合　96
○共同通信の場合　98
○共産党の無為無策　99
第四章　一歩、そして一歩　101
○法による究明　101
○解雇後の嶌　信正　114
○解雇後の三上正良　118
○解雇後の土井正興　123
○解雇後の小林登美枝　130

第三部　論点提起　137
第一点　いつ始まり、いつ終わったか　137
第二点　仕掛けたのは何処の誰か　152
第三点　新聞は何を書き、何を書かなかったのか
——新聞と新聞記者の責任——　169
第四点　連帯　179

第四部　全体の到達点と人権救済活動　191

○埋もれた被害者　191
○全国連絡センターに結集　鈴木章治　194
○到達点と人権救済活動　199
名誉回復・補償の必要性と意義を問う　明神　勲
運動のさらなる到達点をめざして　明神　勲
損害賠償訴訟と今後の展望　松山秀樹

意見・感想・問題提起　215

荻野富士夫／藤森研／嶌信彦／天野勝文／関千枝子／今西光男／高尾義彦／山野井孝有／戸塚章介／田村徳章／藤田修二／丸山重威／林田英明／明珍美紀／東海林智／明神勲／根岸正和／水久保文明

あとがき

――いまなぜレッド・パージなのか　福島　清　233

関連資料編　237

▽毎日新聞労使の記録　237
機関紙『われら』第52号／言反同・毎日班冊子／嶌陳述書／毎労10年史／牧野所感／毎労20年史／毎日100年史／三上論考／毎日池田記事／毎労50年史／毎日の3世紀／経営幹部一覧

▽関連・当事者の記録　262
新聞協会10年史／新聞労連10年史／新聞労連史／続・新聞労連史／長谷部手記／知識人の会声明／9・4朝日社説／同社説への言反同の反論／他

▽占領軍・GHQ文書　277
ポツダム宣言／初期対日方針／プレスコード／マッカーサー声明・書簡（5・3声明、6・6、6・7、6・26、7・18書簡）／GHQ反共計画／ネピア・メモ1、2、3／最高裁解釈指示

▽法・公文書　289
治安維持法／9・5閣議決定／9・12閣議了解／9・11各省事務次官通達／労働省通達

関連刊行文献　293

関連年表　296

【用語】

・数字は引用文も含め、原則として洋数字縦書きとする。ただし歴史的文献、書名などの固有名詞、「第三者」などの慣用語、引用文の筆者が特段の意味を込めていると思われる場合は原文通りとする。

企画・制作　福島清、根岸正和、水久保文明
文責・編集　大住広人
表紙　安田百合子

はじめに

２０２０年は、マッカーサー書簡（指令）を端緒とするレッド・パージ弾圧から70年の節目にあたると知った。宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件の真相究明から「国家権力犯罪に〝時効〟はない」を掲げ、連帯を呼びかける中で「レッド・パージ反対全国連絡センター」の運動と行き合ったのがきっかけになる。

同センターは、60周年、65周年と節目ごとに再結集の取り組みを重ねると共に、戦後最大とされる人権侵害・被害者の名誉回復と国家賠償を求める運動の中心となっている。しかしながらその運動は転機にも直面している。同センターの資料によると現状は以下の通りになる。

全国で3～4万人と推定されるレッド・パージ被害者たちは、各地で裁判闘争、地労委・中労委闘争で闘ったが、2、3の例を除き敗訴となった。最高裁は、１９５２年4月2日、共同通信解雇に絡む仮処分申請・特別抗告で「（マッカーサー書簡には）すべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」との、いわゆる超法規決定を下し、司法の場での救済請求は不可能となった。

だが、運動は粘り強く継続されている。レッド・パージ50周年の２００２年11月3日、レッド・パージ反対組織の連絡組織として「レッド・パージ反対全国連絡センター」が結成された。一時、組織的困難に直面したが、２００５年5月30日、全国の被害者の期待と要望を受けて総会を開催して活動を再開し、現在にいたっている。

運動の骨格は、

▽レッド・パージによる被害者の名誉回復と国家賠償を求める請願運動

▽日本弁護士連合会と各地弁護士会に人権救済申立てを要請

――の2点。

後者は、２００８年に日弁連（日本弁護士連合会）が当時の麻生太郎首相に対して兵庫県の3人の被害者に対する人権救済勧告を出して以後、２０１５年の安倍晋三首相宛まで、計13件の勧告を行っているが、いずれも無視されている。

国家権力は、レッド・パージ弾圧の過ちが明白であるにもかかわらず、今にいたるも被害者の要求に応えようとしない。弾圧被害者たちは、高齢化が進み、生命絶える日が近づいている。70年にしてなお応えない国の破廉恥に怒りを覚えると同時に時間の切迫に思い締め付けられる。

この認識を基に、本稿では、新聞界（報道界）におけるレッド・パージに重心を置く。それは右「全国連絡センター」の運動の中に、新聞界での運動が影すらも見られないことに愕然とし、いまなお、新聞界には国家権力の非を糺そうとする意欲さえもが見ら

れないことに、半生を新聞界で過ごした者として忸怩をおぼえたことによる。

少し調べてみて、すぐに余りの不甲斐なさを知らされる。弾圧が起きた１９５０年7月28日、最初の刃が新聞各社（通信・放送含む）に振り下ろされたにもかかわらず、各社そろって一片の抵抗もなく、まるで他所事のごとく、紙面の片隅にベタ記事を載せてやり過ごしている。

憲法第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

なかんずく、良心の自由は、戦争放棄と共に、日本国憲法の眞髄中の眞髄といっていい。

さらに忸怩は、新聞経営者が唯々諾々と伏したのみならず、この窮地のためにこそ結成したはずの労働組合（新聞・通信・放送）が、ごく一部を除いて、軒並み世紀の弾圧を先を競うかのように容認し、仲間である被害者を切り捨てた。

さらにさらに、労使共々70年を経てなお正面から向き合っての総括すらしていない。これは到底やり過ごせることではない。新聞界ではいったい何が、どうして、なにゆえに、この無様に至ったのか、その経過すらが埋め込まれたままにある。

先の連絡センターでは、5年前の２０１５年には「語りつごう戦後最大の人権侵害　レッド・パージ　昔の話ではありません」を統一スローガンに「レッド・パージ65周年のつどい」を成功させた。同センターに結集する各団体では、引き続き3～4万人といわれる被害者の意を体し、取り組みを重ねている。

おりから、被害者である先輩・嶌信正（当時、毎日新聞政治部記者）の著書と裁判陳述書が見つかった。同・三上正良（同）の追悼集が手に入った。同・土井正興（同・販売部員）の自伝風著作も現れた。小林登美枝（同・毎日グラフ）にはわずかながら毎日新聞の社史『「毎日」の3世紀』に記述があり、本人による著作、寄稿、断章等が出てきた。いずれも故人となって年月を経ているが、遺された史料は当時のままに無念を訴えている。

さらに、毎日新聞労使以外では、朝日新聞における部厚の「証言録」など、気合を入れて記録に努めた著作が多々あることも分かった。ただこれら論考も個別企業あるいは組織の枠にとどまったものが多く、新聞界全体を視野にレッド・パージの核心に迫った文献となると、いま一つの観いなめない。

本稿では、この視座に立ち、まず毎日新聞を対象に切り込むことにした。本稿に関わる有志が、かつて毎日新聞労働組合に所属していた縁から、ある程度の自信と責任をもって踏み込めると思

い込んだことによる。そこで毎日に関しては残存する資料の全てを集めきり、さらには、新聞界にかかる資料を集められるだけ集め、「総資料総目録」を担えるよう努めた。

おそらくは、大事を収め切れていないとのうらみ残るが、有志の平均年齢は80を超えており、完全を期してなお時日を重ねるよりは、きっかけを切り開く思いを大事とした。

弁明になるが、本来は、全ての資料を原典まで確かめたうえで紹介すべきところ、孫引きにとどまったものが多い。これも右と同じ趣旨からで、これらには孫引きであると明示した。また記述にあたっては、事態の流れを第一義とし、背景説明や周辺説明によって滞るのを避け、その分【注】を多用した。

編纂作業の主体は、「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」の事務局が担い、併せて自由な場での議論も重ね、その成果も収録した。本稿が契機となって、さらなる発掘、検証が進み、戦後最大の良心侵害、人権侵害を解決し、事件を総括する一端となって寄与するよう念じてやまない。

２０２０年12月31日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

【注】

・嶌信正の著書＝『自処超然』。副題に「一生貫いた反骨・反逆精神」とある。自伝風の随想から戦時中に書いた記事、資料、そして書下ろしからなる。１９９６年2月1日、嶌ネットワーク刊。

・三上正良追悼集＝『信念のジャーナリスト　三上正良』。友人、知人ら37人の追想、追悼文のほか、三上自身が書き遺した断章も収録。１９９４年12月1日発行。編集刊行は三上正良記念会。

・土井正興の著書＝『生きること学ぶこと』。専修大学教授当時の受講学生ら後進にむけ、自身を教材として書き出したものだが、自伝風の著作となった。１９８０年4月発行。三省堂刊・三省堂選書。

・小林登美枝の記録＝本人の著作等のほか。『「毎日」の3世紀』下巻、遺族編纂の『21世紀へつなぐ言葉』、没後10年のつどいを記録した『平塚らいてうの会紀要』第7号など。旧姓・鷲沼での表記も。

・朝日新聞証言録＝『一九五〇年七月二八日　朝日新聞社のレッドパージ証言録』。朝日新聞社レッドパージ証言録刊行委員会編。解雇された被害者はじめ66編の「証言」からなる。１９８１年7月、晩聲社刊。

第一部　追放の事実

●発端

１９５０年７月29日付『毎日新聞』朝刊１面と『朝日新聞』同２面に次の記事を見つけることができる。

報道界から
〝赤〟を追放

朝日、毎日、読売、日経、東京各新聞社、日本放送協会、時事通信社、共同通信社は最近数次にわたるマッカーサー元帥から吉田首相に送られた共産分子の活動に関する書簡の趣旨に従い廿八日午後それぞれ各社内の共産党員とこれに同調する分子の解雇を申渡した。

現在判明している全国における解雇数は次の通り。

朝日七二、毎日四九、読売三四、日経二〇、東京八、放送協会九九、時事通信一六、共同通信三三

見出しは、業界用語でベタといい、横仕切り線で区切られた段々の一段分。その上から11段目に割付けられているが、探す気で探さなければ見つからない扱いになっている。＝10、11ページ参照

見出しの〝赤〟は本文の「共産党員とこれに同調する分子」を指している。当時の新聞は共産主義者（あるいは共産主義者と決めつけた人）を侮蔑を込めて「赤」あるいは「アカ」と表記していた。これは差別用語に他ならない。

記事は、この１７１文字（句読点抜く）だけで、解雇の理由らしきものに「共産分子の活動に関する書簡の趣旨」を挙げているが、肝心な書簡の内容も趣旨も全く記されていない。加えて毎日新聞自身が解雇の当事者であるにもかかわらず、毎日新聞社としての釈明も謝罪も、まして抗議・抵抗の意もなく、全く他人事、とるに足らないベタ・ニュースのふうを装っている。

しかも不思議なことに、『朝日新聞』の同じ日の紙面に、全く同じ記事が見つかった。趣旨が同じどころではない。一字一句てにをはまでが同じだ。いや、ここは正確にしておこう。

マッカーサー→マックアーサー、趣旨→主旨、廿→二十と、３カ所で用字が違っているが、あとは同文。同じベタ（掲載面は２面）で、見出しは「報道界の〝赤〟追放」）で、少し違ったが、記事本体は瓜二つだった。

おそらく、時事通信か共同通信から配信された原稿を使い、自社独自の用字用語にかかる語だけを入れ替えたのだろう。両社共々、自前では書けなかったのか、書きたくもなかったのか、思わぬところに本音が覗いている。しかも、両社共通しているところが恐ろしい。読者無視の私物化紙面と言うほかない。

そのうえ、記事には「現在判明」分として解雇者数を記載しているにもかかわらず、確定数を伝える続報が、これまた両社とも

にない。一刻も早く忘れてくれということなのか。以後は、「国家公務員の〝赤〟追放」「電産きょう整理通告」など、官庁や他業種での解雇記事を脈絡なく報じている。

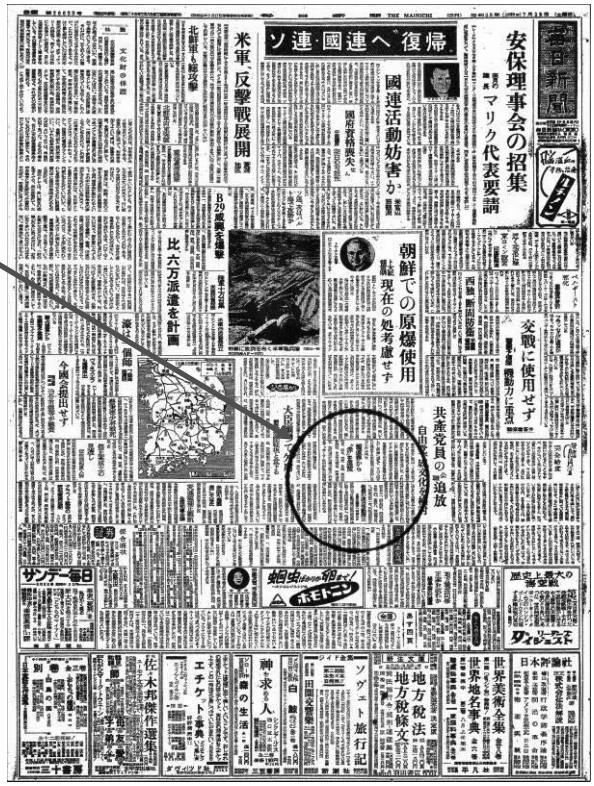

報道界から〝赤〟を追放

朝日、毎日、読売、日経、東京各新聞社、日本放送協会、時事通信社、共同通信社は最近数次にわたるマッカーサー元帥から吉田首相に送られた共産分子の活動に関する覚書の趣旨に従い廿八日午後それぞれ各社内の共産党員とそれに同調する分子の解雇を申渡した、現在判明している全国における解雇数次の通り

朝日七二、毎日四九、読売二四、日経一〇、東京八、放送協会九九、時事通信一六、共同通信三三

毎日新聞
1950年7月29日付
朝刊1面

新聞は書くべきときに書かず、伝えるべきを伝えない。そう詰問されて、応えるべくもない。しかも事は新聞の自由にかかることであり、記者の良心、そして人間の赤心にかかる背徳なのだから救われない。戦勝国の軍司令官・マッカーサーの書簡にひれ伏した姿が如実に見てとれる無様だった。

この反省は、8月15日に、痛いほど自覚したはずなのに、それが赤心からのものではなかったことになる。レッド・パージの全容が後世に伝わらず埋め込まれた責任の多くは、新聞が書かなかったことによる。この歴史的責任については後の章で改めて検証する。

【注】

・マッカーサーの書簡については随時、検証していくことになるが、巻末資料編に全書簡の全文を収録してある。

・書簡の法的効力＝書簡の最終部分には、いずれも「指令する」とあり マッカーサー（GHQ）の指令と解される。同様のものに、覚書や声明があるが、同様に不可侵の命令と解される。受領と同時に原文、訳文とも官報に記載し、旧憲法下にあっては勅令（天皇の命令）に置き換えて執行した。第3部でさらに検証する。

・新聞名は、紙面を表すときは原則として『』をつけ『毎日新聞』あるいは『毎日』等とする。

・解雇者数は、確定したものは見当たらない。1950年8月31日時点での日本新聞協会調べでは、以下になっている。〈 〉内は当該社の社史等に記載された当該社調べの数字。

北海道新聞＝35〈36〉、函館新聞＝6
新岩手日報＝4、岩手新報＝3、山形新聞＝18、河北新報＝20

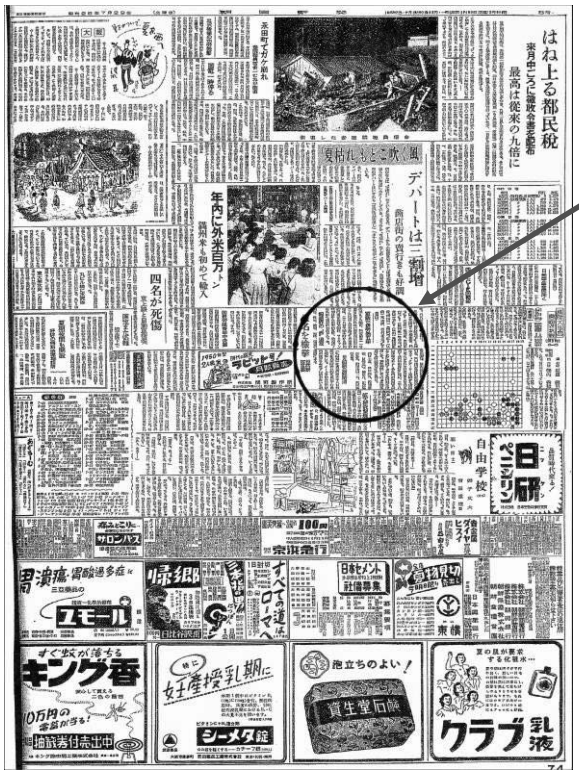

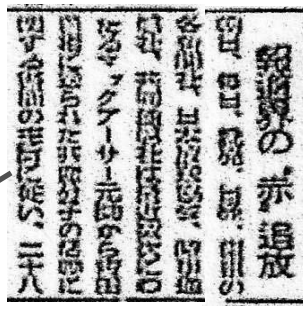

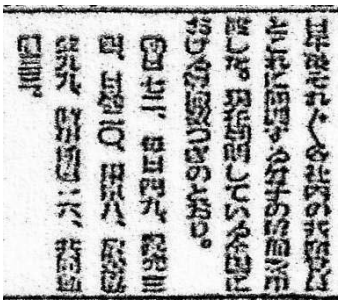

朝日新聞
1950年7月29日付
朝刊2面

茨城新聞＝3、千葉新聞＝3（全員依願退社）、上毛新聞＝11
朝日新聞＝104（東京38、大阪46、西部12、名古屋8）、毎日新聞＝49（東京31、大阪18）、読売新聞＝34、日本経済新聞＝20、共同通信＝34、時事通信＝16、東京新聞＝8（全員依願退社）、時事新報＝2、山梨時事新聞＝3、信陽新聞＝4
富山新聞＝1、北国新聞＝1、中部日本新聞＝36（依願退社8）、名古屋タイムス＝4、中部経済新聞＝2、岐阜タイムス2（全員依願退社）、伊勢新聞＝9、富山＝1
京都新聞＝6、夕刊京都＝11（依願退社1）、産業経済新聞＝5（依願退社1）、大阪新聞＝7（依願退社1）、新大阪＝2、神戸新聞＝7（全員依願退社）、山陽新聞＝4（全員依願退社）、岡山新報＝3、日本海新聞＝9、山陰日日新聞＝3、島根新聞＝1、中国新聞＝21、宮崎日日〈3〉
四国新聞＝6、徳島新聞＝2、高知新聞＝4、愛媛新聞＝4〈8〉、新愛媛新聞＝4、西日本新聞＝17（依願退社6）〈15〉、夕刊フクニチ＝23、長崎日日新聞＝2、日向日日新聞＝3（依願退社1）、南日本新聞＝6、日本放送協会＝119（合計49社701人）

●7月28日の新聞社

毎日新聞政治部記者・嶌信正は、国会（参議院）の記者溜まりで、おりから審議中の地方税修正案の記事を書いていた。そこへ電話が鳴り、政治部長・住本利男から直々「直ぐ（社へ）上れ」の指示だった。

同じ指示が同僚の今泉正浩、田村五郎にもあった。「いったい何事だ」。三々五々して社（有楽町）へ上ると、順次、編集主幹・渡瀬亮輔のもとへ送り込まれた。編集総務の工藤信一良、三宅俊夫も同席していてなんとも物々しい。

あとは、有無もない。異様な顔つきで、渡瀬編集主幹が手元の

紙きれを読む。

渡瀬「本年6月6日以来、しばしば出されたマッカーサー元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれ報道機関に課せられた責任にもとずき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を閉出すことを、われわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することも出来ないし、これに関する一切の質問に答えることも出来ない。正当な退職金を支給する。即刻職場から退去せられたい」

嶌「何を証拠に私をかく断定するのか。私は共産主義者か、同調者か」

渡瀬「……」

嶌「一体どちらなのか」

渡瀬「君っ、質問には一切答えられない。即刻退社だっ」

文字通り、取り付く島もない。何か答えればたちまちぼろが出て収拾がつかなくなる。それを承知の口真一文字だった。渡瀬編集主幹が読んだのは解雇通告書の全文だとあとで知れた。

同様の解雇通告は、この日午後3時を期して、東京、大阪で発行の7社とＮＨＫで行われていた。

朝日新聞の場合は、通告を拒否した者、あるいは当日出頭しなかった者には総務局長名で、書留内容証明郵便物による解雇通知書が送付され、貴重な証拠物として遺されている。

神奈川県藤沢市鵠沼六、一一一

畑中政春殿

昭和二十五年七月二十八日

朝日新聞社総務局長　高野　信

マッカーサー元帥は、アカハタの無期限停刊を指令すると共に、今日の如く自由世界の諸軍隊が国際的共産勢力の暴力に対して闘っている状況下においては報道機関は自由のための闘争において最も重大な責任を課せられている点を強調した七月十八日付吉田首相に対する書簡によって、一般の報道機関に対してもその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示された。

よって吾社としては貴下に対し本社従業員就業規則第四十五条第六号の規定により七月二十八日付をもって退社の措置をとることと致しました。貴下については本二十八日退社通知と同時に予告手当金二二、六〇〇円をお渡し致しましたところこれが受領を拒まれましたので退社辞令は別送し予告手当は供託の手続をとりますから御諒承下さい。

なお七月分給与は既に全額支払いずみであり、七月分残業料並びに退職手当は追て支払い致します。右御通知致します。

読売新聞の場合は、社長布告が社内に掲示され、労働組合にも提示された。

連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和二十五

年六月六日、六月七日、六月二十六日、七月十八日の指令並びに書簡は、日本の安全に対する公然たる破壊者である共産主義者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを指示したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあったので、我社もまたこの際、共産主義ならびにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左記の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なお、これと同じ措置が同じ日、同じ時刻に全国の主要なる新聞通信放送会社で、一斉に行われていることを申しそえておきます。

昭和二十五年七月二十八日

読売新聞社長

馬場　恒吾

共同通信の場合は、松方三郎・専務理事名による告示が掲示板に張り出された。

共同通信社が社内における共産主義活動について如何に考えているかは、昨年六月既に社内一般に公示し社内の共産党細胞に対してもこれを通告しその反省を促した通りである。しかるところその後情勢は重大な変化を示した。ことに最近におけるいちじるしい変化については数次にわたるマッカーサー元帥の吉田首相あて書翰に明瞭であるが、書翰の意義については最近関係筋からも重大な示唆があった。

共同通信社は情報ならびに報道の中枢機関として今日特別に重要な任務を負うものと考えるが、右の元帥の書翰ならびにその精神にかんがみ、も早や共産主義またはこれと同調する分子を社内に包容することはできないとの結論に達した。よって社は今七月二十八日付をもって左記の諸君に対し解職の申渡しをした。社が今回の如き措置をとるについては極めて重大決意を要したことは説明する必要はないと思うが、社は今日の事態はかかる決意を必要とする程度に重大事態と考えている。ついては社員諸君が右の事情を十分了解し、今日社に課せられた特別の責任を明確に認識してそれぞれの部署において社の業務遂行の上に一層力をあわされることを希望してやまない。

いずれも上に戴くはマッカーサーだ。元帥の書簡を、まるで水戸黄門の印籠のごとく振りかざし、「重大な示唆があった」（毎日）、「重大な責任を課せられ」（朝日）、「関係筋の重なる示唆」（読売）「重大な示唆があった」（共同）と振り下ろしている。

全く同文の朝刊記事ほどではないにしても、明らかに同じ文脈によって人の一生を断罪し、奈落に突き落としている。

同時多発。戦中の「大本営発表」と全く同じ倣いようだ。読売に至っては外連味もなく同日同時各社一斉と白状し、それを社内向けの弁明に用いている。併せて、国内法規、労働協約に優先するとの脅迫も共通で、解雇者への通告のあと、労働組合との交渉の席でも強調している。

なかで朝日は少しかっこうをつけた。解雇通知に記載の「本社従業員就業規則第四十五条第六号の規定による」の部分で、おそらく、社内規定を直接の根拠におくことで、社内統治における裁量権の絶対性を確保するねらいと思われる。このへんは後で触れ直すが、同六号の条文は「やむを得ざる社務の都合によるときは社員を退社させる」で、「やむを得ざる社務」とは「ＧＨＱの示唆」の意だから人を食っている。

問答無用。これも各社共通で、中には弾みで若干のやり取りのあった労使もあるが、内容は水かけの域を出ず、実質、問答無用が貫かれている。

そのうえ各社とも解雇通告と同時に、社内に置いてある私物を始末して即刻、社屋を出、二度と足を踏み入れるな、と追い討ちかけている。おりから東京は雨。気象庁の記録では日本列島に台風が接近中で全国的にも雨もよい。命じられて見張りに立つ守衛たちを背に、文字通りの追放処分であり、強制執行だった。

共同通信の場合は、33人中の30人が退去を拒み、資料室（部処名）に立て籠もり、深夜、書記局に移ってさらに抵抗を重ねたが、翌日には警官隊配置による恫喝にエスカレートし、いったん社屋から出ている。

またＮＨＫの場合は、新聞と違ってＧＨＱによる直接管理下にあったので、最初からＭＰ（憲兵）が出動、武装兵によって屋外に追い立てられた。

大阪中央放送局では、壁面に英語と日本語で

「連合軍司令官ダグラス・マッカーサー元帥の命により、左記共産主義者並びにこれに同調せるものは、当建物及び施設内に入るを得ず」

――との掲示があった。租界時代の上海で、中国人を犬と同列にして排除したのと同根の蛮行といっていい。

かくして、１９５０年7月28日は、新聞汚辱の日となった。自由と民主主義の名において、不当労働行為が罷り通り、法治が破棄され、新聞の自由、記者の良心・人間の赤心を追放（パージ）するという蛮行が歴史に刻まれることとなった。

共同の場合は、1年前の公示に触れ、他とは違う経緯のあることをにじませているが、これは先にいって触れ直す。

【注】

・当時、毎日新聞には「編集局長」の職制はなく、かわって編集主幹がほぼその職掌にあり、編集総務はその補佐役で、各部長の上位にあった。巻末資料編２６１ページに当時の経営幹部一覧を収録。

・渡瀬の発言は「言論弾圧反対同盟」毎日班の冊子『〝自由なる言論〟のために　新聞の弾圧と我らの斗争』に記載の解雇通告書によって再現した。同日同時刻、大阪本社でも通告されており、その一人、土井正興の記録（土井正興著『生きること学ぶこと』）によると、ほぼ同文の通告を受けている。東京、大阪共通の原文があったとみて間違いない。大阪での通告全文は、巻末資料編の池田記事（２５５ページ）に織込まれている。

・問答無用＝ここでは在京8社の場合で、8月に入ってからの地方紙の場合は、先にいって、新聞協会の全国行脚の項で触れる。

・共同は8月16日付で1人追加され計34人となる。

・朝日の解雇通知は『一九五〇年七月二八日　朝日新聞社　のレッド・

パージ証言録』から引用。読売の布告は、『読売新聞労働組合五十年史』から引用。なお、同労組では「示達」の語で収録している。共同通信の情景は『レッドパージ　失われた人権と報道の自由』から、ＮＨＫは『レッド・パージの史的究明』（平田哲男、新日本出版社刊）によっている。『日本労働年鑑』（第24集第52年版）７７０ページに収録の「会長命令書」には「日本放送協会はＳＣＡＰが最近数次にわたって発した日本政府宛の書簡および声明の精神並びに本日第八軍ＡＦＲＳより会長宛に発せられた通牒に鑑み別紙の者爾今協会所属の一切の建物およびその構内に立ち入ることを厳禁する。　会長古垣鉄郎　7月28日」とある。

・租界時代の上海の公園の立札＝「犬と中国人の立入禁止」とあった。

【用語】

右引用の文献をはじめ、本稿でこの先しばしば引用することになる文献については以下の略記を用いる。また、巻末に「関連資料編」（巻末資料編）「関連刊行文献」を収録する。

・毎日班冊子＝『〝自由なる言論〟のために　新聞の弾圧と我らの斗争』
・『土井刊』＝『生きること学ぶこと』
・『朝日証言録』＝『一九五〇年七月二八日　朝日新聞社のレッドパージ証言録』
・『読労50年史』＝『読売新聞労働組合五十年史』
・『梶谷編刊』＝『レッドパージ　失われた人権と報道の自由』

●7月28日の前夜

後年、新井直之は「レッド・パージは偶然に、突然に起きたわけではない。それは何年かにわたる事実の積み重ねの総和として、起きた」と警句を発している。

28日の解雇通告時、ほとんどの解雇者には突然だったが、予感していた人も少なくなかった。朝日新聞学芸部の文芸記者は前日27日の退社間際に共同通信の友人から「重大なことがあるから会いたい」との電話があり、立ち寄ったところ「明日午後3時、各社でいっせいに党員が解雇される」と知らされた。

実際、翌28日にはその通りになったのだから、この緊急連絡は信憑性があったことになる。

これとは別に、朝日では、26日あたりから「共産党員は首切られるそうだ」とのうわさが流れていた。このため、28日の午後2時に編集局長室で緊急部長会が召集されると、一気に周りの緊張が高まり、3階の編集局内は固唾を呑む状態になった。

また共同では、共産党細胞の機関紙『フラッシュ』（第25号7月23日付）が党員追放を予期したかのような一文を事前に載せている。

「しかし、フラッシュの前途には、わが人民の新たな苦難期が横たわっている。ただしばらくのことにせよ、いつ諸君と訣別する日が襲いかかるか、はかりがたい」

漠然とした予感のようにもみえて、確かな情報によっているとも読める。末尾には、マルクス・エンゲルスの『新ライン新聞』終刊号に載った「訣別の詩」が引用されていた。

さらにこれらとは別に、予知という意味では、極めて不可解な出来事が伝え遺されている。当時、毎日新聞社労働組合の本部書記長だった仁藤正俊らの動静で、その一端が『毎日労組二十年史』にあるので、同史をそのまま引用する。

その前日、仁藤は占領軍総司令部に呼びつけられた。朝日労組の委員長、熊本良忠もいっしょだった。Ｇ２（幕僚第２部）のネピア中佐の部屋にはいると、仁藤はギクッとした。中佐が余りにも人間ばなれした顔であったことも理由の一つだが、背後の壁にはピストルがズラリとならべられていた。ネピアはゴツい声を出していった。

「あす、レッドパージをやる。君らの身辺が危いようならアメリカに連れていってでも、保護してやる。安全は保障するから、しっかり頼む」

仁藤はムカムカした。そしていった。

「われわれは命令なら、いやいや従がう。しかし、やる以上は責任をもってやる。いい子になろうとは思わぬ。さあ、帰ろう」

だまってつっ立っている熊本をうながしてさっさと引揚げた。だから、このことを仁藤は知っていたのだ。（引用了）

解雇通告の前日に、当該社・労働組合の委員長や書記長がＧＨＱに出頭していたことになる。これを裏づける記録はなく、蓋然性を示す文献も見つかっていない。ただ仁藤はこの後7月30日には新聞労連の三浦武男・委員長らとネピアを訪ね、7・28解雇を容認する立場を話した形跡があり、ＧＨＱ側の文中に遺っている。

このへんは先にいって検証し直すが、同様、同席の「朝日労組」も、当時3分裂していた時代のいわゆる「第二組合」で、仁藤も熊本もパージ対象とは対極の安全地帯にいた人物といえる。

一読して、仁藤は肩いからせている。だが、何にムカムカしているのか、何に従うというのか、何に責任をもつのか、いい子とは何んなのか、そもＧＨＱは何のために仁藤らを呼び付け、何を命じたのか、一切が判じ物になっている。

そも、『毎日労組二十年史』が、この情景を載せることで、何を検証しようとしたのか。編纂の当時は、仁藤ら当事者も健在だったのだから、どこまでが事実で、どこから伝聞なのか、仕分けができるはずだが、それもなされていない。

記述は舌足らずのこれだけ。それにレッド・パージという言葉自体、当時のＧＨＱでも新聞界でも使っていない用語だから、ネピアが「レッドパージをやる」などと言うわけもない。ネピアは民政局の公職審査課長だからＧ２所属というのも間違えている。とすれば当時をまるで知らない後代の筆者が聞きかじりで書いた恐れもぬぐえない。

なにもかもが、ない、ない、ない――の全く困った判じ物だが、半面、無視はできない、容易ならざるものが込められている可能性もあるので、宿題としておこう。

なお仁藤は、１９５０年9月5日付の労働組合機関紙『われら』第52号で、一連の経緯について長文の「解説」を掲載している。これについては、関連して次の第二部で検証する

【注】

・新井警句は、『朝日証言録』の冒頭論考「『レッドパージ』の今日的意味」から引用。

・朝日新聞学芸部記者の事例は『朝日証言録』の当人の記述から引用。

・朝日新聞当日の情景、および共同の情景は『梶谷編刊』から引用（朝日174ページ、共同309ページ）
・共同での共産党員活動は、当時、公然化が原則で、党員登録者は会社へも届け出ていた。『フラッシュ』はその機関紙で、1950年1月22日の創刊（月2回刊、ガリ版ざら紙B4判、定価2円）。＝右『梶谷編刊』290ページ参照。

【用語】
・解雇者＝解雇通告を受けた被害者一般をさす用語として「解雇者」を用いる。正確には「被解雇者」だが、座りがよくないので、「解雇された者」の意で解雇者に統一する。
・『毎労20年史』＝『毎日労組二十年史』
・ネピア＝Jack.P.Napier　GHQ民政局公職審査課長（2代目）で、少佐（のち中佐）。公職審査課はポツダム宣言第6項の「軍国主義勢力の除去」が本来の所管で、いわゆる公職追放を手がけてきたが、団体等規正令の対象を左翼に拡大させたことで、共産主義者と同調者の追放にも手を広げた。ネーピアの表記も見られるがネピアに統一する。元郵政省職員。

●7月28日の4日前

大本営発表の元となる新聞経営者らへの通告は、実施4日前の7月24日午後に行われた。「重大な示唆」を受けたと口をそろえる根拠となる日だ。これは明神勲ら研究者によるGHQ文書の発掘によって、あらかた検証されている。明神著『戦後史の汚点レッド・パージ』に引用のGHQ文書「ネピア用メモランダム」（ネピア・メモ＝訳文）から対象者を抜き出すと以下になる。

午前10時　　日本放送協会会長・古垣鉄郎
午後1時　　共同通信社長・松方三郎
午後1時30分　時事通信社長・長谷川才次
午後2時　　東京新聞社長・小山信夫
およそ午後3時　朝日新聞社長・長谷部忠　部下・鈴木乾三
およそ午後4時　毎日新聞東京支局長・小林亀千代、同大阪支局長・平野太郎、読売新聞社副社長・安田庄司
およそ午後4時30分　日本経済新聞社長・小田島定古
およそ午後5時45分　時事新報社長・板倉

実際の対応の中身については、結局のところ藪の中の出来事になる。中で、後年、一番具体的な記録を遺した朝日・長谷部の手記（長谷部手記）から、要所を抜き出すと、以下になる。

24日午後1時ころ、法務府特審局長・吉河光貞が突然、朝日新聞社に社長の長谷部忠を訪ねてきた。用件は「（GHQが）共産党フラクを処置したいというのでいろいろやっているが、ついてはGS（政治局）のネピア少佐に会ってくれるか。急な話だが、これから2時半でどうか」とのこと、調整のうえ3時に長谷部がネピアを訪ねることになった。

以下、問答で追うと

ネピヤ「吉河特審局長から話を聴いたか」
長谷部「聴いた」
ネピヤ「朝日新聞の中にも共産党のフラク活動のあることを認めるか」
長谷部「調査してたしかめたわけではないが、存在することは

間違いないと思う」
　ネピヤ「届出もあるから、それは間違いない。そのことでだが、共産分子の追放には、マックァーサー元帥の書簡によって差支えない」
表現の仕方が実に微妙で、真意を捕捉しかねた。そこで反問しようとすると、先方の通訳が、説明を追加した。
「マックァーサー書簡の精神に基いて処置なさい。その責任はスキャップ（最高司令官）が引受ける。たとえば労働問題などは起らないということです」
　長谷部「書簡といっても、どの書簡の、どの部分か、明白に示されたい」
すると、ネピヤは、7月18日附書簡の写しを取り寄せ、その第2節を読み上げて指で示した。そこには「**共産主義が報道機関を利用して、宣伝や煽動を事とする限り、言論の自由に名を借り、彼等が公共報道の自由を濫用することを、これ以上許しておくわけには行かない**」との趣旨が書かれていた。
　長谷部「敢ていうが、誤解せずに聴いてもらいたい。共産党といえども合法政党であり、党員であるというだけで処置するのは無理だ。仕事の邪魔をするとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分が当然だが、そうでない限りは、好ましくはないが放っておく外仕方がない。（追放が）必要ならば、新たにヂレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきと考えるがどうか」
　ネピヤ「その点、実は考えずみで、ヂレクチヴを出さずにやろうということになった。元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっている」
　あとは、いえなかった。どういうことになるか、先方の返事も大体わかっていたし、次に打って来るであろう一手もおよそ読めたからだ。
　このあとは、追放の範囲や通告の日時など具体的な話にはいり、2日後の水曜日に各新聞社、通信社、放送局一斉にやれという。全く無茶だが、3社が既に承知しているという。問答の末、金曜日に延ばすことに折れた。最後にネピヤはあらたまった態度で、念を押してきた。
　ネピア「元帥に報告しなければならないが、貴下は賛成されたと報告してよろしいか」
　長谷部「趣旨に異存はない。しかし、やり方その他については、さらに考慮させてもらいたい」
「保留する」といえば気持にピッタリするが、この場合、まずいと考えた。なぜなら、朝鮮動乱以来、紙面の論調について追及されており、社内に巣食う共産分子の作用によるかの如く邪推され、その陳弁にこれ努めていたときだったからだ。打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った。
　以上、長谷部手記は事件から4年後の１９５４年に『文藝春秋』の10月号に寄稿されたもので、当事者ならではの臨場感が特徴となっている。雑誌としても、ここが売りなのだろう。
　緊迫は緊迫している。当時の力関係からいって、ぎりぎり主張す

べきを主張した。そんな弁明が行間から伝わってくる。現に何も起こっていないのに、起るかもしれないと危惧して処罰するなら、これは、治安維持法の再来にほかならない。戦後の新聞記者なら誰もが弁えていたはずのことだ。

実際、レッド・パージの実相は、治安維持法の発想そのものであり、長谷部はあっさり「趣旨に異存はない」と同意している。後段に「打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った」と付け足しているが、それでは済まない大罪を犯したことになる。手記をものにしたのは講和発効2年後のことなのだから、本当に打ちひしがれたのなら、もっと違った反省の仕方がある。

この手記でもう一つの留意点は、問答もさることながら、問答に至る手順だ。ＧＨＱの力からすれば、いきなり呼び付ければ済む話を、間に政府官僚を入れ、長谷部の方からネピアを訪ねる形にしたことだ。この一両日前の22日には法務総裁の大橋武夫に事前通告しているから、そこから吉河に下りたのは間違いない。このへんの検証は第3部で改めて触れる。

先に、長谷部が一番具体的だと紹介したが、実は、長谷部はむしろ例外で、あとの各社当事者は、ほとんど口を閉ざしたまま故人となっている。労働組合との交渉でＧＨＱとのやり取りの断片程度を漏らしているのは労働組合の記録の中に残っているが、系統立てて話した記録は長谷部の他に見当たらない。

長谷部の手記で、ネピアが「その点、実は考えずみ」と答えていることからすると、長谷部のほかにも、似た主張をした当事者がいた可能性もあるが、公にされたものはない。24日の出頭経緯にしても、仮に特審局長の吉河が朝日同様に各社を巡っていたとしたら大変な手間と時間を要したことになるが、そろって口を閉ざしている以上、藪の中だ。

逆に、長谷部手記を否定したり、疑問を呈するような発言、記録もないから、各社とも、似たり寄ったりの経緯だったと暗黙で了解しているのかもしれない。

その意味で注目されるのが『日本新聞協会十年史』だ。新聞の歴史に残る汚辱であるにもかかわらず、全９２４ページの大部の中のわずか4ページをもって済ませている。そして、各社とも、事実について語る必要が生じたときは、この『十年史』の引用をもって済ませている。それが当時の新聞界の過不足ない姿であり、歴史的な文献なので、その核心部分を次に示し、全文を巻末の資料編に収録する。

さらに司令部は7月全国の新聞通信社にレッド・パージ（赤色分子追放）の指令を出した。これは民政局（ＧＳ）の公職審査課の所管になっていたが、課長のネピア少佐（Jack Napier）は、7月22日まず大橋法務総裁に通報した上、7月24日東京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、口頭でつぎのような趣旨を伝えた。

「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警や労働委員

会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ。」

これは命令ではないと言っているが、命令以上のものであった。追放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、東京各社は7月28日、地方各社は8月1日に一斉に赤色追放者の氏名を発表、これによる退職者は700名以上に上った。

【注】

・明神勲＝1941年北海道生まれ。1967年北大教育学研究科修士課程修了。北海道教育大学名誉教授。専攻は占領期教育史。この視点からレッド・パージ研究で業績積む。著書に『戦後史の汚点　レッド・パージ』など。

・ネピアメモに「毎日新聞東京支局長・小林亀千代」とあるは「毎日新聞社取締役」に、「大阪支局長・平野太郎」は「毎日新聞社取締役」に読替える。当時の毎日新聞職制に東京支局長、大阪支局長はない。共同通信の松方三郎も専務理事で社長ではない。このほかでも右メモの肩書、名前には要注意。168ページに関連、参照。

・7月24日を含むネピアによる計7回のレッド・パージにかかる会談は、『戦後史の汚点』によると、以下のとおりとなる。これも、肩書、名前には誤記があるので要注意。

① 7月24日
出席者＝古垣・NHK会長、松方・共同通信社長、長谷川・時事通信社長、小山・東京新聞社長、長谷部・朝日新聞社長、小林・毎日新聞東京支局長・平野・大阪支局長、安田・読売新聞副社長、小田島・日本経済新聞社長、板倉・時事新報社長
内容＝公共的報道機関におけるレッド・パージの実施について各社経営者と個別に協議
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(A)04017

② 7月25日
出席者＝斎藤国家警察庁長官、田中警視総監
趣旨＝レッド・パージ反対闘争の取り締まり体制について
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(A)00644

③ 7月25日
出席者＝津田・日本新聞協会事務局長
内容＝全国の地方新開社のレッド・パージの実施について
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)04017

④ 7月31日
出席者＝松方・共同通信社長、長谷川・時事通信社長、小田島・日本経済新聞社長、長谷部・朝日新聞社長、小林・毎日新聞東京支局長
内容＝レッド・パージの進行状況と問題点への対応
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)02061

⑤ 7月31日
出席者＝大橋法務総裁
内容＝国会答弁の問題点と修正答弁の実施
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)02062

⑥ 8月11日
出席者＝松方・共同通信社長、山本・毎日新聞社長、ヨロズ・日本経済新聞、長谷部・朝日新聞社長＋矢島、小山・東京新聞社長、安田・読売新聞副社長、長谷川・時事通信社長、津田・日本新聞協会事務局長　＊当時、毎日新聞社長は本田親男。
内容＝裁判対策についてネピアの示唆を得ること
出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)02061

⑦ 11月30日
出席者＝樋口勝・最高裁事務総局渉外課課長
内容＝レッド・パージ裁判が直面している問題点について協議

出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)04015

・「長谷部手記」＝長谷部は１９５１年11月30日に社長退任。『文芸春秋』臨時増刊（１９５４年10月）の特集「読本現代史」に「占領下の朝日新聞」として寄稿した。長谷部は、他にも『週刊朝日』の１９５８年５月14日号に「占領下の新聞」を寄稿するなど、寄稿や談話を遺しているが、本寄稿（手記）が事件後一番早い時期のものになる。巻末資料編２６９ページに全文収録。

・法務府特審局＝特別審査局。淵源は内務省調査部で、本来は、内務省の解体でなくなるはずが生き延び、総理庁内事局第二局を経て、１９４８年２月15日の司法省廃止・法務庁設置にともない特審局となった。初代局長・滝内礼作の論考「特別審査局に与う」（『日本評論』１９４９年12月号）によると、以下のとおり。

「特別審査局」という部局は、追放者の行動監視と、反動団体の結成禁止・解散、正規将校の登録を所管事項として、昭和33年２月、法務庁（現法務府）の設置と同時に発足したものである。

その所管事項のうち、追放者の行動監視以外は、旧内務省調査局の所管事項であった。内務省時代には、時あたかも、特高警察壊滅のあとをうけ、右翼団体の調査という本来の任務に便乗して、内密に、左翼団体の調査も行っていたのであって、いわば、特高警察的機能をひそかに温存していたのであった。

しかし、法務庁に移管されてからは、全くこの秘密機能を廃止して、専ら、本来の任務たる右翼団体の調査に専念していたのであった。しかるに、法務府に改称されたころから、あからさまに、左翼団体の調査を表面化し、折からの行政整理を尻目にかけて数百名の増員をなし、あらたに一課の増設までするようになった。

しかしながら、この局の右大旋回は、このときからはじまったわけではない。

・吉河光貞＝１９０７年、東京生まれ。旧制一高から東大法学部を出て検事任官。東大では左翼の「新人会」で活躍するも転向。名古屋地裁検事局から東京地裁検事局に転じ公安担当の思想検事となる。ゾルゲ事件ではゾルゲを自供に追込んでいる。

戦前の法制では検事局は裁判所に属していた。

・長谷部手記に「ＧＳ（政治局）」とあるは、（民政局）の誤り。

・ＧＨＱの機構には、民政局（ＧＳ）のほか、経済科学局（ＥＳＳ）民間情報教育局（ＣＩＥ）公衆衛生福祉局（ＰＨＷ）民間諜報局（ＣＩＳ）民間通信局（ＣＣＳ）外交局（ＤＳ）法務局（ＬＳ）対敵諜報部隊（ＣＩＣ）参謀第２部（ＧⅡ）などがある。

中で、民政局は公職追放、憲法草案、公務員法改正などを所管、経済科学局は財閥解体、独禁法及び労働関係法制定などを所管、民間情報教育局は教育、宗教、報道関係を所管、対敵諜報部隊は参謀第２部の指揮下で公職追放、のち反占領軍活動などを所管。

レッド・パージ関連では、民政局公職審査課、経済科学局労働課、民間情報教育局新聞課が関わっている。

【用語】

・『協会10年史』＝『日本新聞協会十年史』

・『明神刊』＝『戦後史の汚点　レッド・パージ』

●7月28日の2カ月前

7・28が突然起きたわけではない。いくつかの前触れ、布石はあったわけで、第3部で詳しく検証するが、ごく直近の布石としては、この年5月3日付のマッカーサー声明がある。新憲法制定3周年の憲法記念日に際し、日本国民に宛てた声明の中で日本共産党を正面から非難し、「（国家及び法律の）恩恵と保護をうけ

る権利があるか」と提起、非合法化を暗示した。

このきっかけは、おそらく、正月早々に起きた日本共産党に対するコミンフォルム批判を同党が受け入れたことにある。直接の批判は、同党の指導者・野坂参三の平和革命論が甘いというもので、同党第18回拡大中央委員会で激論を挟みながらも批判を全面的に受け入れた。ここから、同党はより先鋭化に舵を切ることになり、占領軍（GHQ）を刺激した。

「ここには朝鮮戦争の切迫が予想されていたと同時に、コミンフォルム批判をうけて、反帝国主義闘争の方向に姿勢を整えはじめた共産党にたいする警戒心のたかまりが表現されていた」と塩田庄兵衛は自著『レッド・パージ』（新日本出版社刊）で鋭く指摘している。

國際的略奪の手先·日本共産黨

合法政黨、今や疑問

憲法の尊厳を維持 急速解決に直面

共産党の非合法化

日本國民に暗示

第七國会 終幕

地方税法

毎日新聞

大成功裏に終る

マッカーサー元帥

元帥・憲法記念日に声明

十分に研究

5・3マッカーサー声明を伝える
1950年5月3日付毎日新聞朝刊1面

日独伊3国を倒すまでは一致協力した連合国も、戦後は元の角突き合いに戻り、米ソを対決軸とする東西冷戦が年ごとに険しくなっている。アメリカ本土では既に赤狩りのマッカーシー旋風が吹き荒れており、それが日本にも及んできた。前後して、GHQ教育顧問のイールズが全国の大学を巡って「赤い教授」の排除をけしかけていたが、これに対する反発も強く、マッカーサーの目には共産党の策謀と映っていた。

この一方で、労働組合を分裂させることで共産党の勢力を削ごうとする工作も進んでいる。同じ5月8日、経済科学局の労働課は「労働組合の組織と構造に関する教育計画におけるスタッフ活動」という長々しい文書を作成し、「できる限り、反共主義的労組指導者を使って、共産主義者の行動を挫く計画を考案する。ただし、いかなる場合でも、GHQが直接参加することのないよう十分配慮する」と記述している。

共産党の非合法化が外科的な荒療治だとすれば、内科的に体内構造を変えることで勢力を限りなくゼロに近づけようという工作であり、GHQの中にも、硬軟両派があったことになる。この文書では、「共産主義的指導者および同調者の名前を確定する」という条項もあり、この作業はレッド・パージに直結する。

次いで、6月6日、マッカーサーは内閣総理大臣・吉田茂宛の書簡で

「日本政府に対して、日本共産党中央委員会の全員を構成する左記の者を公職から罷免し排除し、かれらをして1946年1月4

日附の私の指令（スキヤピン５４８及び５５０）並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

袴田里見、長谷川浩、伊藤憲一、伊藤律、亀山幸三、神山茂夫、春日正一、春日庄次郎、紺野與次郎、岸本茂雄、蔵原惟人、松本一三、松本三益、宮本顕治、野坂龍、野坂参三、佐藤佐藤次、志田重男、志賀義雄、白川晴一、高倉輝、竹中恒三郎、徳田球一、遠坂寛」

――と命じた。

非合法化ではなく、幹部を全員排除することで、組織の実態を骨抜きにする策だ。いえば、内科的手法を選択したことになる。追っかけて翌７日、同じく吉田宛の書簡で、『アカハタ』の編集幹部の排除を命じた。

「日本政府が、この新聞の内容に関する方針に対して責任を分担している左記の者を、１９５０年６月６日附の私の貴官宛書簡のうちに、さらに加えるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

相川春喜、姉歯三郎、青山敏夫、川村辰男、聴涛克巳、宮本太郎、守屋典郎、西沢富夫、岡本正、坂野善郎、島田小市、吹田秀三、菅間正朔、高橋克之、武井武夫、竹本賢三、内野壮兒」

排除の理由、あるいは根拠として、当該の書簡に明示しているのは

「この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動してこの平穏

６・６マッカーサー命令を伝える
１９５０年６月７日付毎日新聞朝刊１面

毎日新聞
共産党全中央委員を追放
日本を滅ぼす危険
共同で法の権威無視
マッカーサー元帥
即日追放を通達
日本の政情と米の世論
共産党の心的・日
解散から非合法化
政府対共策に決意
開票ほゞ

な国を無秩序と闘争の場所に変え、これをもって代議民主主義の途上における日本の著しい進歩を阻止する手段とし

ようとし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとしてきた」（６・６付）

「法令に基く権威に反抗し、法令に基く手続を軽視し、そして虚偽で、煽動的な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴力をもって日本の立憲政治を転覆するのに都合のよい状態を作り出すような社会不安をひき起そうと企てている」（同）

「無法状態をひき起させるこの煽動を抑制しないでこのまゝ放置することは、現在ではまだ萌芽に過ぎないように思われるにしても、ついには連合国が従来発表して来た政策の目的と意図を直接に否定して、日本の民主主義的な諸制度を抹殺し、その政治的独立の機会を失わせ、そして、日本民族を破滅させる危険を冒すことになる」（同）

「法令に基く権威に対する反抗を挑発し、経済復興の進捗を破壊し、社会不安と大衆の暴力行為を引起そうと企てて、無責任な感情に訴える放縦が虚偽で煽動的で挑発的な言説をもつてその記事面や社会欄を冒漬して来た」（6・7付）

――であり、狙いは一読瞭然だ。

いずれも過去の行為を罰するのではなく、これから起こすかもしれない企てを事前に潰すことにある。

第一条　国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ　又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

この条文と、どこが違うだろうか。１９２５年4月22日公布の治安維持法第1条である。この上程に際し、『大阪毎日新聞』は法案の危険性について刑法学者・牧野栄一の論考を7回にわたって掲載し、社説においても「警察政治の出現か」など数回にわたって批判を重ねている。だが法案は可決され、28年6月には緊急勅令によって最高刑を死刑にまで引き上げている。

この法律は、戦後、１９４５年10月、マッカーサー10・4覚書によって他の戦争法・弾圧法と共に廃されたが、その大本となる「ポツダム宣言」には

「（日本政府は）言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」

――とある。これらは追って第3部で改めて検証する。

次いで、6月26日、マッカーサーは、6月に入って3本目となる内閣総理大臣・吉田茂宛の書簡を発表した。

「私は日本政府が、アカハタの発行を30日間停止させるために必要な措置をとることを指令する。その後において同紙が存続の権利をもつか、否かは、同紙が日本の自由な、責任のある新聞界において責任ある地位に達し得るか否かによるものである」

この前日、6月25日には、朝鮮半島で戦争が起きている。もう一刻の猶予もならんという返す刀なのだろう。

停止の理由も

「最近の同紙は、朝鮮の事態を論ずるに当たつて真実を歪曲し、これによって、同紙が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、日本国民の間に、特に今回は日本にいる多数の朝鮮人の間に、人心を攪乱して公共の安寧と福祉とを侵害することを目的とした、悪意のある、虚偽の煽動的な宣伝を広めるために用いられる国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明している。この種の煽動的な行為は平和的で民主的な社会では黙認しておくわけにはいかない」。

――と、あからさまだ。

新井直之は、１９８１年発刊の論考で

「南北朝鮮のどちらから最初に戦端を切ったのかは、いまなお明らかではない。しかし１９５０年前半に、米第7艦隊に空母2、巡洋艦2、駆逐艦6、在日米空軍に爆撃機3個連隊、戦闘機6個

連隊、輸送機2個連隊が増強され、陸軍は火力と機動力が強化された」

「１９５０年6月17日にダレス米国務省顧問が来日、直ちに韓国へ向かい、19日、韓国議会で『アメリカは共産主義と戦う韓国にあらゆる精神的・物質的援助を行なう用意がある』と演説した。18日にはジョンソン米国防長官、ブラッドレー統合参謀本部議長が来日してマッカーサーと会談し、21日、さらに韓国から戻ってきたダレスとマッカーサーとの間で会談が行われた」

――と論述している。

日本共産党の公然活動は、これによって事実上、潰された。停刊は『アカハタ』にとどまらず、地方委員会はじめ下部機関の機関紙から細胞段階の機関紙に至るまで根こそぎで、全国計７００紙を超えている。追放された幹部へは出頭命令が併せて出ていたが、ほとんど地下潜入して、改めて逮捕状も出ている。

6日、7日と連続した時点で、おそらく恐慌感が走ったものと思われる。「これで収まるはずがない」と、息をひそめ、追い立てられた。あるいは「獄中18年」に身震いしたのかもしれない。

7・28の前日に解雇を知った朝日の学芸部記者らは、その足で党の対応を知ろうと代々木の党本部へ向かったが、幹部が抜け出た本部はがらんとして、結局、7・28に向け何の指示も得ることはなかった、と回想している。

とどめは、7・18書簡。

「日本政府に対し先の私の書簡の実施のために現在とられている措置を引続き強力に実施し、日本国内において煽動的な共産主義者の宣伝の播布に当つて来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無期限に継続することを指令する」

――とあり、事実上の廃刊であり、駄目押しといえる。

公職審査課長のネピアが長谷部社長に指で示した部分は、正確に復元すると以下になる。

「かかる情勢下においては、日本においてこれを信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を播布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くする」

この一文をもって、一般報道界での共産主義者排除の根拠法の援用になると、本気で思っていたとすると頭が混乱する。法解釈の問題というよりは、読み方教室の問題に見えてくる。これも先々で検証することになる。

【注】

・コミンフォルム=Cominform　ソ連など9カ国の共産主義政党間の連絡情報機関。１９４７年設立56年解散。設立趣旨によれば各国共産党に対する指導機能を持っていなかったが、冷戦激化と共にソ連を代弁する機能に傾斜していった。

日本で問題になったのは、１９５０年1月6日、同機関の機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』の紙上に、日本共産党を批判する論考「日本の情勢について」が載っているとわかったことによる。野坂参三の平和革命論に代表される日本共産党の路線はアメリカ帝国主義との

闘争を放棄した右翼日和見主義だとの趣旨。
　日本共産党は組織として批判を受け入れ、野坂個人も誤りを認める自己批判を表明しているが、この過程での激論によって党組織は事実上、受入れ派（所感派＝主流派）と批判派（国際派＝反主流派）に分裂。反レッド・パージ闘争においても大きく影響を受けた。
・マッカーシー旋風＝アメリカ共和党の上院議員マッカーシーが「国務省には57人の共産党員がいる」などと、激烈な反共攻撃を重ねたのがきっかけで全米に広がった政治旋風。差別感情まるだしで一方的に決めつける乱暴な攻撃でアメリカの政治風土を荒らした。
・イールズ反発＝ＧＨＱの教育顧問イールズが全国の新制大学を巡って赤い教授の排除を勧告したのに対し、各大学の学生らが反発、抗議行動が頻発した。詳しくは第三部論点提起の１３９ページで検証する。
・ＧＨＱ文書＝『朝日証言録』冒頭の新井論考から引用。これらをさらに詳細にまとめた指南書「日本労働運動における反共計画」（１９５０・６・29）があり、巻末資料編２８４ページに全文収録。
・マッカーサー10・４覚書＝「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」。これによって、戦争および弾圧体制の一切が破棄された。詳しくは第三部第三点を参照。
・ポツダム宣言＝巻末資料編２７７ページに全文収録。
・新井直之の論考＝『朝日証言録』の冒頭論考から引用。

●新聞協会が下請け全国行脚

見逃せないのが新聞協会の動き。７月24日の出来事を、なぜか法務総裁の大橋から直々に伝えられ、委細は特審局長の吉河と連絡を取り合うよう示唆されると、翌25日、事務局長の津田正夫が吉河同道でＧＨＱにネピアを訪ねている。先の『協会10年史』では24日に協会も呼びつけられた記述になっているが、これは思い違いで、別途の翌25日だったことは、津田自身のメモおよびネピア側のメモによっても確認できる。
　とまれ、津田は、このネピア訪問によってＧＨＱの意を体して加盟各社の調整にあたることを約束させられたようで、とくに東京、大阪以外で発行している、いわゆる地方紙に対しては極めて濃密で直截な「指導」を行うことになる。ネピアとの間でどのようなやり取りがあったのか、本当のところは藪の中だが、結果からは、ほとんど下請け・代行の役割を果たしている。
　以下は、津田が遺した日記風のメモによる。25日の記述に「石光、江尻に手分して出張して貰う」とあるから、津田のメモにない地域は、石光と江尻が分担したと思われ、３方向を併せて全国を行脚したと思われる。

　７月24日　昼岡半で横田君と昼食中大橋法務総裁来り、ネピアからの話として新聞界より赤色分子追放の話をきいたとの事、尚吉河特審局長に連絡を依頼された。協会へ帰ると松方から電話、朝、毎、ヨミ、日経、東京、共同、時事、放送が順々に呼ばれている由、１時半から編集委員会、そこに出席した門田（朝日）児島（東京）円城寺（日経）等にＧＳよりの話として松方から聞いた事を伝へ午後、毎日、読に行き、毎日は小林、工藤、読は安田に話をする。
　25日　午前10時吉河と共にネピアのところへ行く、東京各紙に流したと同様の話をきく、地方紙に伝達することにする。吉河

と面会、石光、江尻に手分して出張して貰う。
26日　朝つばめで名古屋に行く、中部日本で中日、東海毎、新東海、中京、三重、中部経済に話をする。
27日　10時半から京都新聞社で京都、夕刊京都、都、滋賀に伝達し昼食後大阪に至り、アラスカで大阪、神戸地方その他と話す、大阪、産経、大阪日々、新大阪、新関西、スポーツ、神戸、神港、大和タイムス、和歌山。
28日　博多12時半着、西日本で少憩の後、電通応接間で話す、九州各紙集る、後九州民事部に行きバンクハイム大佐、ニーリーと会う、夕刊フクニチは編集局長が党員なので中野社長に退席して貰い、その旨ニーリーに報告し、全部を委かせる、夜11時頃中野社長来る、よく事情を話し了解す。
29日　朝7時40分、博多発ガタガタで門司へ行き乗換、広島に向う。午後3時頃広島着、中国新聞社で、中国、愛媛に話す。
30日　12時半、折から来た高、中原と共に準急呉廻りで岡山へ行く、岡山着、直ちに山陽新聞社で山陽、夕刊岡山、高知新聞、同日報、島根に話す。
31日　岡山発11時15分ガタガタで大阪へ行く、大阪新聞では丁度申渡し最中。
8月1日　共同、朝日、毎日の各社の様子をきく、大橋の議会答弁の拙劣評判悪し。
2日　つばめで帰還。
3日　イムボデンに報告、ニューゼントの声明がおそいと各社いきり立つ。
4日　ネピヤに報告、神経質になる必要なしとの事、彼は楽観しているとの事、大橋と会見。
5日　昼1時過ぎ、石光からフクニチ中野社長よりの電話を伝う、ニーリー報道部長は23名のリストを出したが、同社長は右の内6名は分らぬと云ったら、イムボデン少佐及津田にきいて3時迄に返事しろと云われた由、時すでに2時一寸前、土曜日でイムボはいないし、元々社長の命令でやることだから貴見通りやれと答える。今日の発表では23になっている。夕方から日米水泳、古橋4・32・2で世界新記録を作った丈で、米国々歌許りでウンザリ、明日行く気もなくなった。

実は、このメモの原典は不明で、『梶谷編刊』に収録されたものを孫引きしたが、新幹線のない時代、列島を縦断して精力的に行脚したようすはまざまざ伝わってくる。そして、この一端を裏づける刮目の記録が『高知新聞五十年史』に遺されていた。

「7月30日、岡山市の山陽新聞社で、中国・四国地区の新聞社首脳会議が開催され、日本新聞協会の津田正夫事務局長が、以下のように指示した」というから、先の津田メモと時期、場所とも一致する。そして、津田の指示が以下だったとある。
一、今回の措置はマ元帥の書簡に基くものであること、此の点充分考慮すべきである。
一、各社とも判定に困難だと思うが、司令部、国家警察と充分連絡の必要がある。

一、原則的には社長の認定により処分すること。
一、処置は8月5日午后3時とすること。
一、申渡しは一人々々を呼出して之を行うこと。
一、凡て理由はマ元帥の書簡に基き該当者と認めたという以外に一切の説明の必要はない。問答無用の一点張りでよろしい。
一、認定に誤りがあれば2、3カ月間に復職も可能。
一、申渡と同時に内容証明で通知すること。
一、社内に掲示することも必要かも知れぬ。
一、解職手当は必ずしも規定によらなくてもよろしい（8月分の給料を支払ってもよい）。
一、社の内外を（社長宅も）充分警戒すること，万一の場合は写真撮影をすること。
一、裁判所、警察、検察庁、地方委とはすでに連絡を取ってあり、訴えは受理しないことにしてある。
一、処置を受けた以外の者が万一不穏な態度、抗議、その他の内部を攪乱するが如きものも主義者同様処分してもよい。
一、今回の措置後に於いて不満足な点があると認めた場合は、将来その社に対しては援助しない。

（『高知新聞五十年史』２８４ページ）

押しつけがましい、としか、言いようもない。ここで新聞協会は上意下達の上座に位置している。かつての内務省による都道府県への示達を思わせる、微に入り細に渡る上から目線での押付け、命令そのものとなっている。

戦後、東京、大阪のいわゆる大手紙の影響力を弱めるために地方紙を増やし、育成するのがＧＨＱの方針だったともいわれるが、その一端がこういう形で現れたともいえる。

●語るに落ちた内幕

中で、北海道新聞での団交では、語るに落ちるかのように新聞協会との関係が露わになっている。同労働組合の「30年史」（北海道新聞労働組合三十年史）から一部を引用する。

会社　今度の措置は、司令部と政府の示唆によって行なわれたもので、中央各社は7月28日まで、わが社は7月いっぱいに解雇者氏名を発表せよとのことであった。この趣旨は新聞社内の共産主義者および同調者を排除することで、こうした示唆の根拠としては、最近の朝鮮の動乱や占領軍と日本の立場を考えれば理解できると思う。社は各方面の資料を検討した結果、今回の措置をとったが、共産党活動は正しい意味の民主的国家育成の阻害となるものでこれを排除することは民主的国家育成という従来の考えと矛盾するものではない。

組合　関係筋の示唆はどういう形式で、どんなコースで与えられたのか。

会社　社長が口頭で聞いた。全国百数十社にもっとも短期間に、秘密裡に伝えるため新聞協会の者が伝達におもむいた。今回の示唆の主体は日本政府であるが、総司令部と政府の関係からみ

て、総司令部の意向が働いていることは当然である。

組合　外部の力によって行なわれたものか、それとも経営者の責任で措置したのか。

会社　示唆にもとづき、経営者の責任で行なった。

組合　解雇者の認定は外部機関によってなされたのか、社内でなされたのか。また、認定の結果35人になったのか、あらかじめワクがあったのか。

会社　あくまでも社の判断と責任において行なったが、社外からも参考のため資料をとっている。認定の結果が35人となったものだ。

組合　後日、認定に誤りがあった場合、どう措置するのか。

会社　確証によっているからシャッポを脱ぐようなことはない。

組合　退職金は協約による特別退職金を適用すべきだと思う。

会社　今回の措置は、完全に社自体の意思によっているというのではない。示唆がなければただちに今回こんな問題は起きなかったと思う。こんな事情も勘案して、退職金規定の第４条（本人の意志によらない場合の特別退職手当）を適用しなかった。

注目されるのは、新聞協会の使者が社長を訪ね、口頭で執るべき措置を伝えたということだ。これは協会津田メモを明快に裏づけてもいる。示唆の主体が日本政府としているのは、津田が特審局の吉河局長と密接に連絡を取り合っていることを明かしたからに違いない。在京８社あるいは大阪と違い、かなりあけすけに内幕を明かしているが、語り出せばこうなるという証でもある。

「完全に社自体の意思によっているというのではない」に至っては、まさに語るに落ちている。これによって解雇された方は堪ったものじゃないが、権力中枢との物理的距離感が在京とは違う感覚を生み、半面、協会の使いを天の声にして自社の思惑を紛れ込ませた便乗感を垣間見せている。

また、宮崎日日新聞の場合は、労働組合の委員長（蔵下政雄）らが犠牲者となったが、通告（８月５日）の何日か前から社屋玄関の裏壁に「共産主義者及び同調者は排除せよ」と大書されたポスターようの紙が３枚も貼られていた。断行準備が入念になされていた一つの証左かもしれない。

なお、東京・大阪発行以外の新聞社での解雇通告は、道新はじめ８月に入って行われ、新聞協会のまとめた数字では、東京・大阪も含め全国で49社７０１人に上る（８月末集計）。朝日の場合は、７月28日から８月４日までの間に６次にわたって通告している。

【注】

・ネピアメモ２＝津田と吉河のネピア訪問はＧＨＱにネピアのメモとして遺っている。全文を巻末資料編２８７ページに収録。全国行脚については「直ちに調整旅行を開始、８月３日までに完了し、１９５０年８月４日までに間違いなく行動を開始させると確信した」とある。

【用語】

・『協会津田メモ』＝新聞協会・津田事務局長の日記風メモ

・『高知50年史』＝『高知新聞五十年史』

第二部　追放の被害者

第一章　追放された人間像

嶌　信正　（しま・のぶまさ）

嶌信正が反骨を自覚した最初は旧制中学2年の時だった。１９１２年9月、京都府の南端、古都・恭仁京遺跡の真ん中、瓶原の自作農の二男坊に生まれ、自宅通学の可能な府内の中学を受験するも失敗、気分を一新して長姉夫妻の住む滋賀県八日市の県立八日市中学に合格し、長姉宅に下宿している日々の異変だった。

新学期に入ったばかりのある日、家督を継ぐ兄から書留便が届き、開いてみると「4月1日付で嶌の籍に移し、森家からは除籍したからそのように承知されたし」とあった。

冗談じゃない。血がかっと頭に上った。春休みに帰省したときにも、そんな話は聞かなかった。「かねて教頭から他府県のままでは困ると言われていた」ともあるが、そんな話も全く聞いていない。第一、本人を無視して人格の根っこを勝手に変えるのは、家族内といえども許せない。

だが、そういう時代だった。義兄から義父となった嶌勘次郎は小学校へも行けない貧家から身を起こし、大阪で財をなした成功者だったが子供には恵まれず、一方、実兄は先祖伝来の地をいかに相続し、弟妹の身をいかにして立てるかに責を負っていた。旧弊なりに最善の仕置きと考えたことだった。

義父は、輪かけて旧弊かつ固陋だった。「今日から俺がお前の父だから、お父さんと呼べ」と強要、下宿の坊やから転じて、絶対服従の息子に落とされた。家業の石炭配送を丁稚のごとく手伝えとも命じられる。信正は力に従いながらも、口は真一文字に無口となり、やがてぐれた。遊び仲間を誘い、新地のカフェーに乗込んで、エプロン掛けの女給さんを前にタバコをふかし、ライスカレーを食った。

あろうことか、これを知った義父が学校に通報した。これまた義父の正義。職員室での詰問に、心の内では胸を張って、「私が誘い、私がおごり、私が首謀者です」と白状した。処分は退学。仲間は停学、謹慎だった。ただ、恩情で、3年次修了の免状をもらい、県外校に転校するなら紹介状をくれることになった。

●次姉夫婦に拾われ北野中へ

救いの神となったのは、大阪在の次姉夫妻。とりわけ義兄は懐が深く、「知足」をわきまえ、子供にも子供の人格のあることを当

然とするひとだった。大阪でも有数の菓子問屋を営み、北区堂山に店を構えていたので、そこから通える北野中学の編入試験を受けたところ手応えがあり、4年生に編入できた。

北野中は、既に名門の名を知られ、さすがに義兄も「勉強しいや、田舎とは違うで」と、ただ一言だけいった。本気で、夢中になった。5年生になって、高校選びが話題になるころには何とか300人中100番目くらいにはつけられた。義父は彦根の商業学校を出て家業を継げとしつこく言ってきたが、これは無視、できるだけ遠いところに行こうと思った。

そこへ背を押したのが、岡山出身の級友。「一緒に六高（旧制・第六高等学校）を」と誘われ、当の級友は落ちたが嶌は合格できた。そして、これが嶌の人生の大半を決めることになる。

旧制高校については、ここで多くをいうこともない。伝説の旧制高校を伝説どおりに堪能し、それはあっという間に過ぎ、1933年、京都帝国大学の哲学科へと進む。しかし生涯の座右にあったのは六高となる。

京大の哲学といえば西田哲学になるが、このへんもまるで語っていない。初め、八日市の自宅から汽車通学したが、事ごとに干渉する義父と衝突、遂に飛び出して、瓶原の森自宅から通うことになり、「籍を戻せ」と意地を張った。

これには実父がまいり、「俺が悪かった。しかし姉（戸籍上は母）の思いも考えろ」と頭を下げた。義理と情。実父に頭さげられては哲学・学徒も、ここらが汐だったのだろう。身は瓶原に置いたまま、戸籍にかかる反骨は鎮めることにした。

代わって京大では、権力の理不尽に何憚るものなく正対することになる。なにしろ、いきなり遭遇したのが、かの滝川事件だった。自著『自処超然』で書いている。

「当時の社会情勢は、昭和6年の満州事変を発端として、上海事変（5・15事件）で時の首相・犬養木堂が射殺され、政党政治が消え、軍部ファシズムが台頭。日本は華北に進出し、長い戦争への道を走り始めていた。3・15事件で共産党は弾圧され、労農組合運動を抑圧した右翼軍部は、京大事件ではその矛先を言論弾圧という形で大学のリベラリストにまで向けてきたのである」

●滝川事件に入れ込む

京大生・嶌信正は、事件勃発の5・26集会から反権力の側に与した。ただ身をもって行動を起こしたのは、学内が権力によって陰湿に分断され、言論沈滞となった秋口以降だった。権力に屈して御用新聞化した『京都帝国大学新聞』に敢えて入部し、意を同じくする5人の学友と共に京大言論の復活に努めた。

だが、その集大成ともいえる「滝川事件1周年」を期する記事を組んだところで弾圧に遭った。新聞部の部長（教授）の阻止で一行も紙面化できず、5人は抗議の退部をするに至る。

もとより一度燃えた反骨は収まらない。紆余を経て、退部した学友を軸に先輩、OBたちの助力も得て、学生自身による学生雑誌『学生評論』を創刊した。創刊号は滝川事件3周年の1936年5月26日。滝川幸辰・元教授はじめ京大リベラルの論考が並び、事件後京大の現状を痛烈に批判した。雑誌は学外、他大学の学生

らの支持も得、翌年5月まではなんとか刊行されたたが、その後特高（特別高等警察）によって潰されるに至る。

●見習生で大阪毎日新聞入社

１９３７年4月、京大を卒業とともに大阪毎日新聞社に見習生として入社。見習生とは、1年後に正社員になることを約束された特別待遇組で、当時は3年か4年に1度、数人が採用されていた。嶌のときは5人で、東京でも何人かが採用されている。（東京には、大阪毎日新聞社が吸収合併した『東京日日新聞』があり、半独立の形で発行していた）。

当時の採用形態は無茶苦茶といってよく、同じ仕事をしていながら、雇員、雇生、準社員などさまざまで、それがそのまま身分差別となり、賃金差別となっていた。最下層は赤伝といって、その賃金は会社の人件費に計上されない。したがって名簿にも載っていない。所属長が物品購入伝票を操作して現金を引き出し、これを流用して賃金に代えていた。この物品購入伝票の地色が赤だったので赤地の伝票、赤伝と呼ばれた。

そんな前途洋々の嶌だったが、見習期間の明ける直前の翌年2月、召集、つまり徴兵された。大学卒の場合は、軍の予備士官候補生学校を志願して一般兵卒を免れる手もあったが、嶌は兵卒を選んだ。この結果、戸籍のある滋賀県の連隊で半年余の初年兵教育を受けた後、中国大陸の戦火最前線・徐州に配属となったのだが、その過程で奇妙な体験に引き込まれる。

ある日、教育主任の中佐に呼び付けられた。いきなり「近頃はネオンの巷に出入りする亡国学生がいれば、赤にかぶれた売国学生もおる。貴様は後者だろう。そんな奴はさっさと前線へ行って支那人の弾に当たってこい！」と、どやされた。このときは京大卒に対するやっかみくらいに思い、右から左にしたが、後になって実体のある怖い話だと思い知らされた。

●前線へ飛ばされ、被弾

まず嶌二等兵は、実際に戦場で機銃弾を後頭部に受け、九死に一生を得た。徐州・洋河鎮の白兵戦で優位にたち、逃げる敵を追撃、一瞬、後頭部に強い衝撃を受け気絶した。気がついたら野戦病院で寝ており、診断は、後頭部軟部擦過銃創。1センチ違っていたら頭蓋骨を砕かれていたと知らされた。

しかも偶発ではなかったと、後になって分かる。引き金は京大での『学生評論』だった。教育主任の罵倒も偶々ではなく、この一件を、特高を通じて知ったうえでの面通しだった。嶌の入営中に、『学生評論』の仲間は反国体と断じられ検挙されていた。もし嶌も入営していなかったら検挙されていた。その代わり、最前線配置の連隊を新編成するにあたり、売国学生の嶌が組み込まれたのだった。

かといって、嶌が反戦兵士だったわけではない。「東洋永遠の平和がもたらされる聖戦の目的完遂」「東亜の秩序創建を阻む頑迷なる抗日軍の徹底覆滅」「徐州周辺に蠢動する残敵の掃討に邁進」といった記事を書き連ねている。己を殺し、無理して書いたという

ふうもみられない。『学生評論』の論調と矛盾するというのは、後世の講釈で、嶌も時代の子だった。

兵役は負傷の治療後も続く。さらに満期除隊に際しては現地除隊を願い出た。戦火の中国大陸を放浪しようと思い立ち、新聞記者として、人間として、得難い体験を重ね、それなりに実績も積み、また最良の縁をつかんで結婚もしている。だが本稿では、このへん全て割愛し、この先は一気に戦後に移る。

8月15日のことは全く何も遺していない。ただ、敗戦に至るある日、編集局長の吉岡文六と交わした問答には思いが籠っているようなので、その情景を写しとっておこう

「もう負けは分かっている。こんな戦争は即刻やめるべきだ。竹槍で本土決戦など愚の骨頂だ」

「この馬鹿者、支那で何をしておった。日本人を見るあの目つきが分からんか。東洋鬼、親の仇、必ず仇を打ってやるぞというあの目つき。あれこそが支那を物語っている」

「……」

「日本人も本土に米軍を迎えて戦えば、お前も死ぬ、俺も死ぬ。しかし何人かはきっと生き残る。その時の日本人の目つきに根性が出るんだ。この馬鹿もん」

「……」

受け止めようは、さまざまになる。嶌も「……」だった。そして実際に敗けたあとの風景は違って見えた。

米軍が上陸して来たら生き残った日本人は男も女も「白眼をムク」どころか、誰も彼もが微笑み、米軍のジープに驚嘆し、甘いものに飢えていた日本人はチョコレートに感激し、街頭にはパンパンが溢れる始末であった――と自著に記している。

●戦前と戦後のけじめ

敗戦を挟んで、持ち場が東亜部から政治部にかわった。かわったというより、大東亜戦争と共に肥大化した東亜部だから敗色とともに仕事がなくなった。だからというわけでもないが、政治部では居候の扱いだった。あてがわれたのは外務省で、外交そのものが勝者任せの開店休業だったが、ポツダム宣言からミズーリ号上の降伏調印まで、歴史上の出来事を、日本国内では一番近い所で見ることが出来た。

半面、当時は如何せん、紙がない。朝刊が2ページ建て、つまり裏表の1枚だけで、夕刊など出そうにも出せない。書いても載らない、載っても骨だけ、書き手にとっては戦時統制とは趣を変えての欲求不満の日々でもあった。

そこへ舞い込んだのが、「敗戦に至る昭和の真実を書かないか」という小さな出版社からの誘い。何人かの耳を巡り巡って、森下春一の耳に入ったところで一気に具体化した。

森下は嶌の六高、京大、東亜部を通しての先輩。嶌のほか安東重紀、金子静男、磯田勇、赤谷達、宮澤明義、三上正良の計8人で手分けし、社会部長・森正蔵の名で出版した。これが戦後、伝説の大ベストセラーとなった『旋風二十年　解禁昭和裏面史』上・下（鱒書房１９４５年12月刊）となる。ＧＨＱから個々の出来事につき真偽確認の照会がくるというおまけもついた。

『旋風』の編纂・執筆は、嶌自身にとっても、「戦前」にけじめをつけ、「戦後」を生きる覚悟ともなった。振り返れば、１９３７年４月に入社して以来、８月15日までの８年余のうち、６年を中国大陸に、後の１年をフィリピン・マニラで過ごした。生活と仕事そのものが大東亜戦争だったことになる。

言い方を変えれば、侵略者の側に立ち、侵略者だとの自覚を持たないまま侵略地で過ごしてきたことになる。人間、なかなか割り切れるものではない。ただ、時代が変わったことだけは痛く骨身に染みた。そして権力には必ず間違いが潜む。そこを見逃してはいけない。それは生来の反骨と重なって戦後を生きる新聞記者・嶌信正の原点となった。

『旋風』と前後して執筆にかかっていたと思われる共著『聯合國の日本管理方策』（１９４６年９月25日刊）の一節では

「再建日本の偉大なる民主主義革命は外力のみによって完遂するものでは決してない。それはあくまで日本人民自らの手によって始めて成し遂げうるものだ。現在の日本にとって革命的なマッカーサー指令はあくまで日本民主革命への根源的発條に止まる。輝かしい民主革命の擔ひ手は労働者、農民、勤労者層を主体とした日本人民大衆でなければならぬ」

――と昂っている。

おりから元旦には天皇が現人神（あらひとがみ）を否定した「人間宣言」を発し、間をおかず軍国体制下の要人が公職追放され、日を追って新憲法論議が起り、男女同権による新選挙制度による総選挙が控えているという時世にある。

32歳、新聞記者。昂らない方がおかしいという世情にあったが、時に一本気となる直情がよく現れている。

あとは、本編本筋ともかかわるので、嶌のたどった足どりの概略をなぞっておく。外務省のあとは厚生省の担当となり、さらに厚生省から労働省が分離されると、比重は次第に労働省へと移った。なにしろ労働省はポツダム宣言で謳われた戦後民主化を息づかせる最前線になるからだ。根幹となる労働三法の制定から労働組合の育成、これを端緒の端緒から見ていくことになる。

裏腹で外せないのが共産党。戦後・共産党が「アメリカ軍は解放軍」との第一声を上げれば、ＧＨＱも「共産党員は、占領軍が排除を命じた勢力と戦ってきた唯一のグループ」（オブラー談話）と応じてみせる、そういう間柄だった。

実際には、すぐに矛盾が露わになって、アメリカは反共、共産党は反米の本音が表に現れ、冷戦の日本版になる。ただそのなかでも互いに互いを利用しようとする底意もあって、新聞記者としては目を離せない対象だった。嶌も、ここは心得て懐深く入り込んで取材し、社内にあっても労働行政に明るく、共産党にも強いという評価を得ていった。

●労働組合では「左派」から発言

あわせて、もう一つ外せないのは、新聞界の民主化と労働組合運動の絡みだ。同時並行と言った方がいいかもしれない。嶌は、この分野にも強い関心を持ち、実際にも動いている。これも先へいって別章を建てることになるが、嶌自身の言葉によれば、嶌は

一貫して左派に属した。

逆に嶌のいう右派とは「出世主義、官僚主義の弊風が漲り、他人を陥れて自分だけがいい子になろうとする茶坊主たち」のことであり、この連中から「左派」とレッテルを張られたので、「じゃあ俺たちは左派だ」ということになった。

敗戦直後の労働運動は、ＧＨＱの強い梃入れもあって活発だった。初めの潮流は、企業の枠を超えて全労働者は団結し、その総力をもって全資本（総資本）に当ることで全労働者の生活を築き守るという理念に基づいた。これが「産別」であり、新聞分野での「単一」だった。

これに対し、逆の潮流もほどなく現れる。企業の自由競争を前提に経済活動が展開される現実社会にあって、企業の枠を超えるのは現実的でないとの反発だ。これが「産別」「単一」を内部から崩壊させる動きとなる。震源が労働側自身にあったのか、企業側の梃入れによる別動隊にあったのかは議論があるが、これが嶌のいう「右派」になる。

嶌は、確信をもって「左派」を支持し、労働組合の場でも代議員となって発言している。それは、労働行政を取材する中で得た妥当性に照らしても「左派」の考え方が全うで理にかなっていると理解できた。いや、それ以上に、「右派」はやり口が薄汚れ、戦前から戦後に至る日本を誤らせた勢力と重なって見えた。

そんな「左派」に慣れた嶌だったが、１９５０年６月の参議院選挙を機に、持ち場が右寄りの民主党担当にかわった。民主党は戦後保守の中では中道を謳い、社会党と組んで政権を握ったこともあったが、１９４９年１月の総選挙で議席を１２４から69に落とし低迷していた。

とは言え、この選挙で絶対過半数を確保した吉田茂の民主自由党（２６４議席）に対しては野党第一党であり、その抵抗ぶりは嶌の反骨には似合いだったかもしれない。担当が変わっても深堀取材は変わらず、社内の口さがない雀からは「嶌も共産党から中道左派に鞍替えした」と冷やかされてもいる。

折から追っていたのは、地方税法の制定。１９４９年９月のシャウプ勧告によって惹起された税制改革の一環で、戦後日本の税制の根幹にかかる重要法案。庶民からみれば負担がきつくなるのは明らかで、その参議院審議が会期末の大詰めにきていた。民主党の中でも政府原案に同調する議論と野党連合を重視する議論が拮抗、嶌にとっても目の離せない連日を送っていた。

その忘れもしない７月27日、折からの豪雨の中、芝の八芳園で開かれた民主党最高委員会の模様を取材し、帰宅したのは翌日の午前1時をこえていた。夜が明けるとこの日も早出して参議院に直行し、審議の合間を縫って原稿を書き出しているところへ、政治部長からの電話が入ったのだった。

【注】

・出典＝主として嶌信正の自著『自処超然』による。本稿８ページ参照。「自処超然」の語は勝海舟の語録の中から、漢学者の内藤雋が選び出し、のちに嶌らが設立する『東急沿線新聞』の創刊に際して贈られた。書道歴数10年の妻・静（書号・春听）が揮毫した。

・瓶原（みかのはら）＝通学した恭仁尋常小学校は恭仁宮大極殿（廃

京後は山背国分寺金堂）に隣接する。現・京都府木津川市加茂。
・次姉夫妻＝義兄は北山河。俳人としても知られ、『大樹』同人。晩年は死刑囚に俳句を教え、したわれた。次姉・しなは、そんな山河に代わって商売を含む一切を仕切り、明るさを家風とした。
・六高＝旧制高等学校ナンバースクールの一。岡山市在。3年制。実質上、大学進学を保障されていたから、読書に談論に体験に、多少の破目外しも許されて、自主、自治の青春を謳歌した。
・滝川事件＝京大法学部教授・滝川幸辰が文部大臣・鳩山一郎によって休職処分とされた弾圧事件。教授の刑法思想は客観的自由主義に拠っていたが、急速に右旋回していた政官界はこれを敵視し、鳩山はこれを背に京大総長以下の総意（休職反対）を押し切った。
　大学の自治を侵し、学問の自由を奪う弾圧として京大はもとより全国にわたる画期的な抵抗運動となったが、卑劣な分断工作によって終息に至り、これを機にファシズム化の嵐は一段と強まった。
・特高（特別高等警察）＝大逆事件後の１９１１年８月に警視庁総監官房に「特別高等警察課」として設置したのが最初。その後、全道府県に拡大した。初めは治安維持と防諜を主としたが次第に国民生活全般を監視、摘発する強権機構となった。組織上は警視庁、各道府県警察部および所轄署に所属したが、実態は内務省警保局直轄の中央集権体制下にあった。戦後、ＧＨＱ指令（10・4覚書）によって解体されたが、実態は公安警察部門に引継がれている。
・一社二題号＝東京進出を狙った大阪毎日新聞社が、１９１１年、東京日日新聞社を吸収合併したが、題号はそれぞれの『大阪毎日新聞』と『東京日日新聞』を用い、旧来どおりの発行体制を維持した。１９４３年元旦を機に官意をうけて、題号を『毎日新聞』に統一、社名も毎日新聞社に改めた。
・二等兵＝帝国陸軍の階級で兵の一番下位。一等兵、上等兵、兵長と昇進し、この上が下士官で伍長、軍曹、曹長。
・現地除隊＝兵役満期になると、召集地（本籍地）に還って除隊となるのが原則だったが、本人の意向が認められれば、所属部隊の現在地での除隊が認められた。嶌の場合は滋賀県で召集を受け、北京の軍報道部（出向）勤務で満期を迎えたが、一旦、原隊の駐留する徐州に戻り、現地除隊を認められた。
　実は、被弾後の嶌が徐州の原隊に復帰していたことを毎日新聞入社同期の金子静雄が知り、北京支局に居た同じ同期の今泉正浩に伝え、今泉が支局長・渡瀬亮輔にかけ合い、渡瀬が軍報道部の浜田大佐に頼み込んで、北京出向になった、という経緯がある。このとき奇しくも渡瀬は命の恩人の一画にいたわけで、後年の解雇通告の当事者になるとは、二人とも思い及ばない。
・北京で結婚＝相手は北京市女子第一中学・高等学校の日本語教師をしていた和田静、29歳。１９４２年２月、北京で挙式したが、義父は、これも認めず、長男・信彦が生まれた（5月5日）あとの、7月7日になって、ようやく母子同時入籍となった。この間、おそらく次姉夫妻が中に入って、和解のお膳立てをしたと思われる。
・吉岡文六＝嶌の東亜部を通しての上司。「軍の参謀の相談役」といわれた陸軍通で知られ、敗戦直後、辞表を書いて郷里の熊本に蟄居した。のち公職追放される。１９４５年4月4日現在の編輯關係職員録（東京）に「編輯局長（理事）」とある。
　同職員録には応召（徴兵）中、徴用中の部員には印があり、政経部では50人中13人（うち徴用1）、社會部で66人中23人（同3）が兵役、使役についていたとわかる。嶌、三上正良は東京外特派中のためか、載っていない。
・ミズーリ号＝アメリカ海軍の戦艦。東京湾に停泊し、ポツダム宣言受諾の降伏文書調印の式場となった。
・『聯合國の日本管理方策』＝金久保通雄との共著。ジープ社（二木秀雄）刊。ポツダム宣言から始まる占領軍（ＧＨＱ）の発した命令・

指令をテキストに占領行政の骨格・目的を読み解いた手引き書のような著作。金久保が序論・総論を担当、嶌が各論を担当、ポツダム宣言はじめ占領行政にかかる主要命令・指令・関連文書46点を収録している

二木とは、嶌のマニラ勤務時代に知り合った主計中尉を介して出会い、二木の興した雑誌『政界ジープ』でも協力しているが、のち、二木が元７３１部隊所属の軍医で、戦後はＧＨＱの諜報部門に深く関与していることを知り、訣別している。この故か、本書については『自処超然』でも全く触れていないが、一冊だけ手元に保存していた。二木は「政界ジープ」恐喝事件で有罪・服役している

・労働３法＝労働組合法、労働基準法、労働関係調整法。

・オプラー談＝ＧＨＱ民政局法制課長 Alfred C Oppler 『戦後史の汚点』１０８ページから引用。原典は『日本占領と法制改革』（日本評論社１９９０年刊１７６ページ）

・シャウプ勧告＝米コロンビア大教授のＣ・Ｓ・シャウプを団長とする税制使節団による税制体系にかかる「日本税制報告書」。１９４９年９月15日、ＧＨＱが正式発表し、マッカーサーから吉田首相宛ての書簡で、実施に向けての政策立案を指示した。

【用語】

・差別用語＝軍教育主任（中佐）の罵声や新聞社上司の怒声の中に中国人および中国への差別用語が含まれているが、発言そのものに絡みついており、分離、言い換えは不自然にわたるので、差別意識そのものと認識のうえ、原文のまま収録した。同じく、敗戦直後から一時期流布した差別用語も原文のままとした。

・『嶌刊』＝『自処超然―一生貫いた反骨・反逆精神』

・『戦後史の汚点』＝『戦後史の汚点　レッド・パージ』

三上　正良　（みかみ・まさよし）

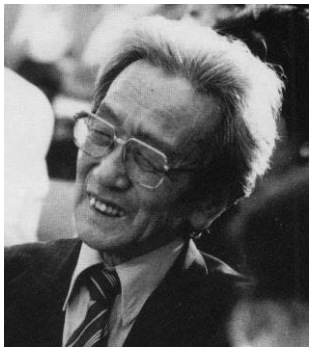

三上正良が心に新聞記者になろうと決めたのは北海道・室蘭の地だった。生れは道央から西に寄った岩見沢。父親が鉄道員で転勤族だったことから、札幌で旧制中学に入り、３年生のときに室蘭の北海道廳立室蘭中学校に転校し、そこでの学友の兄に新聞記者がいたのが縁になる。

実は三上正良の生立ち情報は少ない。新聞記事はもとより膨大な評論等の論考を寄稿しているが、自身について書いたものはとぼしく、語ったことも少ない。ときに聞かれても、「ま、いいじゃないか」が口癖で、客観記録も見当たらない。幸い、半生の人徳から、没後、仲間たちによって追悼集『信念のジャーナリスト　三上正良』が編まれ、それが、ほとんど全てとなっている。

よって、本稿も、同書に収録された断章を孫引きし、あるいは再構成して全体像に近づけるべく試みた。本稿を端緒に訂正、補充はもとより、更なる発掘が寄せられるよう願ってもいる。

●北海道は鉄道が動脈

戸籍上の本籍は、道央・旭川から北端の稚内に向かう途中の名寄で、地味の豊かなところではない。大胆に踏み込めば、父母あ

るいはその先代が開拓農家として渡道したものの、後進組ゆえの辛酸を重ねたあげく土地を諦めて鉄道員に転じたか、あるいは三上の父系が二、三男だったため、街に出たとも考えられる。

岩見沢は鉄道の要衝。東へ旭川を経て北の玄関口・稚内に至る稚内線、同じく旭川を経て網走に至る石北線、旭川の手前・滝川から帯広を経て釧路・根室に至る釧路線、南へ苫小牧を経て室蘭に至る室蘭線、西へ札幌・小樽を経て函館へ至る函館線と、北海道の鉄道網を束ねた形になる。

長々と西村京太郎なみとなったが、俯瞰図となって、三上正良の意識下に潜在し、行動半径となっていく。加えて岩見沢が要衝となったのは偶然ではなく、周り一帯が夕張はじめ北海道有数の産炭地だったことによる。自前のエネルギー源である石炭を集積し需要地に送り出すのが北海道の鉄道の使命だった。

北海道の開拓は、鉄道が動脈を担ったといっていい。道内各地の資源・物産を運び出すと同時に、無人の原野に鉄道を敷くことによって開拓民を誘導して集散拠点を造り、広大な未来図を描いた。最盛期には、大雪山をど真ん中にして大環状線がぐるりとめぐり、その大要衝の一つが岩見沢だった。

その岩見沢で、正良の父親は検車区に勤めていた。大拠点・岩見沢には列車を編成する大操車場があり、機関区、保線区、運輸区、車掌区等と共に、貨車、客車を整備する検車区があった。もう一つ踏み込むと、ここで正良の父親は助役（区次席）級以上の中間管理職だったかもしれない。

当時、現場鉄道員のほとんどは現地採用の終身雇用で、転勤も稀だった。また、ほとんどが尋常小学校を出たか出ないかで、その子供たちもせいぜい小学校高等科を出ると働きに出た。旧制中学に進学するのは、区長さん助役さんたちの中の優秀な子供たちだけで、中学出は地域のエリートだった。

これは、正良の父親が転勤を重ねる職域にいたことからの推測になるのだが、憶測の材料はもう一つある。正良が6人兄弟の長男だったことだ。当時はみな貧しく、兄弟の多い家では、長男は親を助けて幼くして働きに出ることが多かった。そんな世情のもとで正良が進学できたということは憶測を裏づける。

●新聞記者になりたし、職はなし

室蘭は鉄の街で港町。西の八幡と並ぶ、北の溶鉱炉が赤々と燃えていた。後年、「石炭の積み出し港で、外国船も出入りするところから、先進的で開放的な港町。時代の風波をまともにかぶる印象的な町でした」と、同窓会誌に描いている。

そんな活気の街で、三上は水泳部に入ってキャップを張ると共に、啄木に夢中となって級友らと短歌誌『脳病院』を編み、さらには社会科学研究会にも加わっていく。けっこう多感で、ませていた。そして、新聞記者も、この環境から視野に入ってくる。同期の大友福夫（専修大学名誉教授）によると

「水泳部だったことがきっかけだ。（同じ同期の）大島清君の兄で（室中卒の）牧田吉太郎さんが、明大出て北海タイムスの記者になった人だが、帰省の折に室中の水泳部の指導をして、その縁で、三上君が卒業して職のないとき、牧田さんの世話で新

聞記者の見習いをやった」

――というようなことを話している。

街に、職はなかった。世界恐慌の真っただ中、「大学は出たけれど」（１９２９年）の失業、就職難の世情が続き、その上、三上は4・16事件（第2次共産党大量検挙事件）にも引っかかった。中学の社研活動で目をつけられたのだろう、未成年ということで警察の演武場へ一夜とめおかれ、説諭と警告で放免されたが、以後レッテルは付いて回る。

大友福夫の言う「見習い」が、いつ、どこでのことか、もひとつ定かでないが、１９３１年3月、室中を卒業できたものの、三上に職はなかった。追悼集の編者が本人から漏れ聞いたところでは、室蘭製鉄工場の工場新聞『ひびき』の編集を手伝ったり、冷害に苦しむ農村をめぐってのオルグの日々だったようだ。

重工業の室蘭から冷害の農村というのも唐突だが、あるいは特段の思い入れがあったのかもしれない。それは、後年、娘たちに子供時代のことを「長い雪道を歩いて学校へ通った」としみじみ語ったことがあったからだ。検車区は岩見沢とか室蘭とか大きな拠点にしかなく、そこには近接して鉄道官舎があり、街中だから学校も遠くなかった。となると、父親が鉄道員となる前は、長い雪道の貧しい農村で頑張っていた気配が伝わってくる。

●「特高月報」に記録

そんな三上に、特高の記録があると分かった。追悼集の呼びかけ人の一人・福谷保夫が、三上本人から「満20歳になったとたん治安維持法で逮捕された」と聞いたのを思い出し、国会図書館で3年分くらいの「特高月報」をしらみつぶしに当っていったらどんぴしゃで出てきた。

昭和10年1月の綴じ込みに

「昭和9年5月4日検挙、7月23日起訴」

――とある。

かいつまむと昭和8年6月に全協加入、同年9月に帯広地方オルグ、同年10月に全十勝無産団体協書記と記されている。昭和8年（１９３３年）ならば、卒業の2年後。おそらく就職することなく、労農運動の現場に入っていったのだろう。記録は、当たらずとも遠からずに違いない。全協とは日本労働組合全国協議会の略で、モスクワに本部があるプロフィンテルンの日本支部。近づくだけで治安維持法による検挙の対象となった。

この後の足跡も『北見市史』に残っている。これもかいつまむと、帯広合同労働組合にいたところを、道内北東部の拠点都市・北見（当時は野付牛町）で新聞販売店を営んでいた叔母から、手伝ってほしいと頼まれたのが、その発端になる。

しかも移り住んだとたん、特高に呼び出され、そこで地域活動をしていた景川弘道と知り合い、意気投合して、北見商工会書記・福島豊宅での週2回の社会主義研究会に発展したというから、特高に取持ってもらったようなもんで、手間が省ける。ついで、いくつかの争議に関わるなかで信頼を得、全協北見準備会づくりに発展したところで、検挙となった。

どうも、室蘭時代の後輩の中にスパイがいたらしい。検挙のあ

とは、特高のやり口で、北見、小樽、室蘭、岩見沢、札幌と留置場をたらい回しされ、最後は札幌刑務所の未決房で執行猶予の出獄となった。裁判の記録は見つかっておらず、本人の記憶も定かでなく、出獄の日時も分からない。

●出獄後に結婚

１９３７年には、１９１１年生まれの加藤文子と結婚しているから、その前の出獄は確かだ。縁は語られていないが、文子も鉄道員の子で、母は正良と同じで継母だった。当時は、継母、継父というのはそう珍しくない。というより、夫に先立たれた妻は後妻予備群に入り、妻に先立たれた夫は、男やもめに蛆がわくと言われ嫌われた。世の仕組みが家族単位を強要されていて、特に女性は結婚することが生きていくすべにされていた。

文子と正良が、恋愛結婚でなかったことも確かだ。文子はアカ嫌いで、正良の思想には嫌悪感を隠さなかった。それは生涯続いて、後年も、受話器をとって、『アカハタ』の編集局からと分かると、受話器を打ち付けて切ったという。それだけ国家によるアカ嫌い教育が浸透していたということでもある。

かといって、夫婦仲が悪かったわけではない。むしろ夫唱婦随の典型で、金銭生活力のない正良が解雇されてからは糟糠の妻の典型となって、正良には常にいい身なりを保たせ、やりくり苦労を重ねて愚痴もいわず、正良に先立つこと10年、70歳で先立った。そんなふうに、娘たちは追憶している。

とまれ、出獄後は、これもどんな縁か定かでないが、念願だった新聞記者になっている。それも1年足らずの間に、室蘭、函館のローカルから小樽新聞の札幌支社、そして東京日日新聞（現・毎日新聞）の札幌支局へと渡っている。おそらく昨今でいうパートかアルバイトのような形だったのかもしれない。

●東日の札幌に入社

東日との契約も定かでないが、解雇されるまで継続しているから相応の保障があったと思われる。後年、「その頃の本社の政治部長は室中先輩の高橋司三治さんだった」と漏らしているから何らかの口利きもあったのかもしれない。ちなみに、高橋は、三上が解雇通告されたとき、西部本社（福岡県）の編集部門トップである編集総務に就いていた。

東日に入って1年か、そこらで、兵役にも取られた。ノモンハン（中国とソ連の国境地帯）での惨敗（１９３９年5月）があった頃で、当人は、このため急遽、動員されたと思っているが、札幌近郊の月寒兵舎で初年兵訓練を受けただけで、４カ月後に復員している。これも当人は「毒ガス兵の訓練を受けたが、〝特別待遇〟で前線には出されなかった」と言っているが、〝特別待遇〟なるものが何だったかは明かしていない。

この間、三上も「幹部候補生」（下士官養成？）コースへの志願を強要され、拒否している。これへの制裁なのか、3日3晩立ち尽くすしごきにも遭っているようだ。前後して入営した嶌信正が大陸戦線に飛ばされ銃弾を浴びたのに比べると幸運だった。

兵役は短期で済んだ三上だが、思うところあったのだろう、真

珠湾奇襲で太平洋戦争に突っ込むと、志願して従軍特派員になった。危険と背中合わせながら、当時の新聞記者としては花形でもある。志願したからと言って誰もが行けるわけでもない。入社早々ながら、相応の実績と評価があってのことだと思われる。

毎日新聞（東日も含む）は、このへんで少々面白い新聞社でもある。採用においてはやたら縁故が横行するが、入ってしまえば縁故の効能はあまりなく、実力が実力として通用する。見習生出身でも下手な原稿は没になり、アルバイトが書いた原稿でも上等なら大きな活字になった。三上も、そんな位置にいたのかもしれない。特派されて書いた原稿もなかなか読ませるものだった。

●特派先で特ダネ

特派されたのはジャワ、ベトナムの南方戦線。「ジャワ島上陸作戦」など、勝った、勝ったの戦闘記事だけでなく、「銃後への慰問袋逆送物語」といった、目線が並みとは違う記事をものにしている。慰問袋とは、戦地の兵へ故国の家族や篤志が故郷の匂いや思いを込めて送る贈物だが、逆に、戦地の市場ではふんだんに手に入る砂糖、甘味、純綿服地、皮革、肉の缶詰、粉ミルクなどを詰め故国に送る兵らの家族愛を伝える記事だ。それだけ銃後は窮乏し、貧家の出である兵らが痛感していたということでもある。

半面、目線の違いは、身に危険も招く。戦線は次第に泥沼と化し、占領地の施政も混迷していった、ある日、北海道庁から招かれて、司政官として南方へ出向する道庁部課長らを対象に現地模様を話したところ、現地政策を批判するかの部分を耳ざとく聞き取った者（あるいは私服特高）がいたのかもしれない。たちまち憲兵隊に引き立てられ、3日にわたって締め上げられた。

本人以上に驚き慌てたのが支局の幹部。本社に手配を頼み、三上を茨城県土浦の通信部に配転した。ここなら、霞ケ浦の海軍航空隊があり、海軍記者となって出入りするようになれば、もともと仲の悪い陸軍と海軍の反発し合う空気の中で、陸軍・憲兵の手出しも避けられるとの読みもあった。

三上31歳。9歳と3歳の娘、そして三女となる子が文子のお腹にいた。

●再び戦地へ、敗戦

だが、なぜか三上の血気は高い。既に敗色濃く、先に敗戦国となったドイツの特派員らがシベリア鉄道経由で帰国することにもなった。満州（中国東北部）はどうなっているのか。志願したのか、打診されたのか、再び特派員となって新京（現・長春）へと単身で向かった。そして程なく敗戦、8月15日は鴨緑江の南岸で迎えた。

関東軍司令部は、既にソ連軍の侵攻（8月9日）を受けて朝鮮国境に近い通化の山中まで退却、開拓民を見捨てていた。特派員連も、司令部に付いて南下し、さらに一度は鴨緑江を南へ渡ったものの、一部は残してきた家族らを救出するために北へとって帰り、家族と合流して河を渡り直し、平城から京城（現・ソウル）と南下し、釜山からポンポン蒸気のヤミ船に乗り合わせて北九州の若松港にたどり着いた。既に敗戦から2カ月を経ていた。三上

も司令部とは離れ、この一行に同行している。

●政治部で社会党を担当

東京本社に戻った三上は、特派員の母体である東亜部に属したあと、すぐ政治部に移る。土浦で留守を守った家族を呼び寄せて板橋の、たぶん借上げ社宅に住んだ。政治部では、はじめ内務省を担当し、あとは国会、政党を担当し、社会党へはかなり食い込んでいたようだ。鈴木茂三郎、浅沼稲次郎らとの親交は、解雇後まで長く続いている。

取材力のある書き手だったことは確かで、先に嶌信正の項で紹介の『旋風二十年』の同士9人の中にも三上正良の名がある。だが、その後の動静は、自ら語らなかったこともあるが、戦前以上に乏しい。最晩年の論考に「1945年8月から1、2年、私は新聞記者として懸命でした。戦前の記者時代との違いをはっきりさせるような記者活動をしたかった」とあるから、本人も未達成感をかこっていたのかもしれない。

労働組合活動の面では全く痕跡がない。ない、ない、ない。後の章で紹介する、『梶谷編刊』では、毎日新聞の項を三上が担当しているが、全くの客観記述に徹しており、（記述自体は、当時として過不足のない第一級の史料となっているのだが）当事者である自身の関わりについては一字一句もない。したがって、7月28日に三上がどこにいて何をしていたのか、解雇通告の状況も分からない。

【注】

・出典＝ほとんど追悼集『信念のジャーナリスト　三上正良』によっている。本稿8ページ参照。

・同窓会誌＝室中十期会会誌。1982年6月に創刊1号

・4・16事件（第2次共産党大量検挙事件）＝1929年4月16日、東京など3府30県と台湾にわたって、市川正一、鍋山貞親ら1600人余が検挙、339人が起訴された。前年3月15日の1000人余検挙に次ぐことから第2次と呼ぶ。

・「特高月報」＝内務省警保局が発行し、厳秘扱いで部内配布した。戦後、複製版が政経出版社から刊行されている。

・全協＝日本労働組合全国協議会。プロフィンテルン（本部モスクワ）の日本支部として1928年結成。綱領に「天皇制廃止」を掲げ、加入しただけで、治安維持法違反の対象とされた。1937年ころまでの活動痕跡がある。

・『北見市史』＝「歴史編・戦時下統制」（執筆者・小池喜孝）の項に三上らの関わったくだりが詳述されている。執筆者の小池喜孝は東京出身の社会科教師で、東京でパージされたあと、道立北見北斗高校の教師になった。第四部で再登場する

・札幌支局＝編輯關係職員録（東京）によると、地方機関で記載されているのは支局長だけで、あとはない。あるいは、支局員は支局経費によって支局長が現地採用していたのかもしれない。1945年4月4日時点の支局長は佐藤三郎。

・ノモンハン＝中国東北部のモンゴル人民共和国、ソ連との国境に近い地。1939年5月、国境紛争からソ連軍と戦端を開き、惨敗した。国は惨敗の事実を隠し、帰国した負傷兵にも口外を禁じた。

【用語】

『三上追悼刊』＝『信念のジャーナリスト　三上正良』

土井　正興　（どい・まさおき）

提供・朝日新聞社

土井正興は、１９２４年２月、職業軍人（陸軍少佐）の二男坊で生まれた。もっとも第１次大戦後の軍縮機運がようやく具体化して、父親は陸軍の人員整理の対象となって予備役編入（退職）となり、この年に開校したばかりの（旧制）姫路高等学校の体育教師に天下っていた。したがって生まれは東京・渋谷ながら育ちは姫路、体育教師の子ということになる。

正興の生まれた前年には関東大震災。１年後には普通選挙法と治安維持法が抱き合わせで成立。飛んで、イタリア・ポンペイの遺跡ではスパルタクスを描いたフレスコ画が発掘されるなど、後年、次第に歴史好きとなっていく正興には外せない出来事が集中して、誕生の周辺を彩っている。正興の正は、時の元号・大正の正、興は、震災復興の興を指すというのが本人の理解だ。

さらに続いて、尋常小学校に入学した翌年の１９３１年には満州事変、旧制中学に入った１９３７年には日中戦争、卒業する１９４１年には太平洋戦争に突っ込んでいる。予備役といえども軍人は軍人。交流のあった真崎甚三郎や山下奉文の消息が家庭での話題となり、軍関係の冊子なども頻繁に舞い込むようになった。

当時は理解の外ではあったが、振り返ると「国防の本義と其強化の提唱」（陸軍省新聞班）「大日本青年党綱領」（橋本欣五郎）から、村中孝次・磯部浅一の「粛軍の意見書」などがあり、ぱらぱら捲って眺めた記憶がうっすら残っているという。「昭和維新」「現状打破」「革新」といった言葉が刺激的で、共感も覚えた。

●旧制高校の風に馴染む

父は旧制高校の教師であり、剣道の師範でもあったから、高校生たちが始終自宅へ出入りしていた。姫路は新参組だったが、生徒の方には「○高」という既視感が培養されているから、たちまち伝統校と変わらぬ気風が定着していった。剣道部の生徒は、師範を「おとうサン」と呼ぶ感じで「土井サン」と呼び、厳しい稽古の中にも親しみを醸し、また弊衣破帽で哄笑するさまは、たくまずして正興の憧れとなっていった。

いや、もう一つ外せない世間の風がある。アカ、だ。まだ学齢に達する前だったが、姫路高校にも左傾思想にかかる警察の手入れがあり、１週間に及ぶ同盟休校事件（１９２９年）があり、後年、自民党の派閥領袖となる河本敏夫らが退学になった。これらが契機となったのであろう、父母らの日々の会話の中でも「アカ」がしばしば出てきて、正興の耳にもこびりついた。

「頭がいい子にはアカが多い」「きょう、アカがまた引っ張られた」云々の類の、当時よく交わされた常套句で、その声音がいかにも嫌悪感にみち否定的に聞こえた。きっととても悪い事なんだと子供心にも浸透していった。もちろん、これは後年になって振

り返った遠いむかしの記憶である。
本気で歴史好きになったのは、小学校3年になってからだ。それまでは「里見八犬伝」とか「真田十勇士」とか、英雄譚とか冒険譚を通しての興味だったが、担任に師範学校を出たばかりの若い島田清先生が就いて、地元郷土史の教材を使って身近に教えてくれたり、観察と称して地元地域を歩き回らせて調べる楽しさを教えてくれたのが新鮮だった。実をいうと、小学校に入る時、姫路師範の附属校を受けて失敗し、子供なりに挫折感を背負っていたのだが、それも払拭できた。
とはいえ、依然、『少年倶楽部』の愛読者で、山中峰太郎の「星の生徒」や平田晋作の「昭和遊撃隊」、あるいは楠木正成ら天皇中心の忠臣物語に夢中となり、とりわけ陸軍幼年学校の日々を熱く描いた「星の生徒」には憧れた。
ちなみに、陸軍幼年学校は実際に受け、落ちている。学科はなんとかだったが身体検査で刎ねられた。極度の近視が理由だったというから、読書量の多さが加重したのかもしれない。もう一つ弱いのは算数で、このため受験そのものが苦手、旧制中学へも小学校高等科を経て地元の姫路中学に滑り込んでいる。

●江口先生と禅問答

中学では、2年生のとき、西洋史の先生・江口朴郎に教わったのが一番の収穫になる。振り返って右左を言えば左なのだが、当時は既に日中戦争のさ中、国体護持以外は法度で、大陸での戦争は大東亜共栄圏を打ち立てる聖戦になっている。そんな中で歴史の真実を教えようとすると、どうしても奥歯に挟まる。
しかし、そこが正興らには新鮮だった。物事は、そうそう通り一遍じゃないと予感される。例えばこんな具合になる。
「先生、正義は勝ちますか？」
「必ず勝ちます」
「じゃあ、日本は勝ちますか？」
「負けても大したことはありません」
「？……」
正興らは、これを「江口の禅問答」と呼んだ。いま振り返れば明らかで、正興らは聖戦を前提に正義といっているのに対し、江口は政治思惑を排した絶対正義を言っている。だが、当時の正興らにはこの違いの認識がないし、江口からすれば、分かりやすくかみ砕けば国体批判になってしまう。
そこで、第1次大戦で敗北したドイツを例に、負けた国の復興の様子を歴史として教えようとした。正興らには、禅問答ながらも、万世一系とは違う歴史の読み方があると気づかされ、生来の歴史好きに洞察と理屈が重なるようになった。江口先生とは、この後、舞台を東大に替えて再会し、生涯の師となっていく。
こうして中学時代は日中戦争と共に過ごし、5年生になった暮れには太平洋戦争に広がる。高校は引き続き地元の姫路高校になんとか合格する。父親は既に退官し、中学3年生の暮れに他界していたが、地元進学は他に選択肢のない気分になっていた。
だが憧れの高校生活はもう昔日と化していた。弊衣破帽、談論風発して人生を語り、未来を模索する余裕はなく、日々、勤労奉

仕に明け暮れた。それでも正興自身は合間を惜しんで４４０冊を読破している。中で3年生になる正月、母親が亡くなった。これは土井の家にとって父の死以上に厳しく覆いかぶさった。

当時（１９４３年）、兄は既に東大を出て就職し応召して軍。姉は結婚して静岡高校（旧制）の教師の妻。妹は、地元の高等女学校の生徒。弟は、これから中学（旧制）。親族会議の結果、妹は東京在の叔父のもとへ行き、弟は静岡の姉夫婦の預かりとなり、家はたたんで正興は下宿、一家離散となった。

●繰上げ卒業―休学―軍学校

明けてさらに、最終学年・3年生のとき、戦時措置によって高校の卒業は9月に繰り上がった。既に米軍はサイパン島に上陸（6月）し、インパール作戦は壊滅（7月）し、グァム、テニアンは全滅に瀕していた。学問、勉強どころではない。前年１９４３年暮れには第1回学徒兵が出陣し、満18歳以上の兵役編入（１９４４年10月）が準備されていた。

繰上げは、正興にとっては幸いし、事実上無試験で東大法学部政治学科へ進学できたが、選択はもう一つあって、形ばかり大学生になって兵役動員を待つか、軍の士官促成学校へ入るか、正興は後者を選んだ。配されたのは、九州・久留米第一予備士官学校で、ここで6カ月の訓練を受けることになる。

なんとか務め上げたが、成績はかすかす。近視で幼年学校を刎ねられたうえ、剣道師範の子に生まれながら不器用で、武術は散々だった。それで任官したのが、同じ九州・五島列島の福江島にある旅団だった。戦時下とはいえ、風光よく、関西等に比べればのんびりしている。弱兵、田舎で国を護るもいいかと納得した。

これがとんだ間違いだったと、これも後になって知れる。福江島は捨て石だった。既に大本営の好戦派は本土決戦を視野に、時間稼ぎの捨て石を想定、その一つが福江島だった。

その目で検証し直すと、旅団の兵員は40歳代の老兵が多く、若いのは成績不良の弱兵。装備も旧式銃が2人に1丁の割で、本気で竹槍を「武器」にというか、玉砕に武器は不要との考え方だった。したがって、指揮官も成績下位を配したのだった。

●長崎の惨禍見て、東京へ

敗戦は、この島で聞き、長崎を経て、まずは学籍のある東京へと向かった。途中の長崎では目を剥く廃墟に驚く。後になって原爆だと知った。しばらくは、「何を考えるべきかを考えるような日々だった」というが、結局は大学に戻ることにした。

ただ、法学部で政治を学ぶ気にはならない。「せっかく学ぶのなら、何でこういうことになったのか、それを究めよう」と、そう思った。

やはり歴史が性に合っている。選び直したのは西洋史、法学部をやめ文学部に入り直した。逼塞の中学、勤労奉仕の高校、捨て石の軍。大学は全て自由になっていた。

半面、学ぶには食っていかなければならない。父親の遺したものは、恩給といい国債といい、全て封鎖されている。これは深刻だった。

●占領軍の警備員で学資

住まいは大学が一括して借り上げた元・下宿屋の寮に20人くらいで雑魚寝し、たつきは占領軍の家族宿舎の警備員を得た。24時間勤務で1日交代、勤務日も半分の時間は待機という条件だったので自由時間も十分とれると踏んだ。だが、これも全くもっての誤算。「３６５日の連続サイクルとなると殊のほかで、気苦労も多く、寝不足が慢性となった」とぼやいている。

食糧は慢性不足。手分けして芋や野菜を買い出し、それぞれが安い電熱器を買い込んで、それぞれの生活時間で雑食をつくって食った。当時は電力事情も悪く、戸別に供給制限量があって、これを超えると罰金が科された。あるときは、それが1万円を超え頭抱えた。貧乏学生の平均生活水準は月１８００円。団結して東京電力に押しかけ、免除してもらった。

「個々の自由と生活を確保するには団結するしかない」。これは次第に寮生の共通意識となる。そして土井正興は１９４９年1月の総選挙で、初めて共産党に票を入れた。「理論的にマルクスを勉強し理解したからではない。生活実感からの選択だった」と明かしている。共産党が4から35へと議席を伸ばしたときだから、同じ選択をした有権者が、それだけいたことになる。

卒業論文は、古代ギリシャのオストラキスモス（陶片追放）を選んだ。「戦後の占領軍による戦争犯罪人の追放を念頭におき、民主政治と追放の関連を論じてみたかった」との思いだ。アルバイトと貧窮生活で消耗するなか、なんとかベロッポの『ギリシャ史』をドイツ語で読み、マルクスにも触って一応は書き上げた。だが自分でも納得いくものにはならなかった。

それでも大学生活自体は有益だったと思っている。土井自身の言葉によれば、「自己の殻に閉じ籠り、果報は寝て待て」のタイプだったのが、寮を軸とする生活の中で「世をよくするには多くの友人と共に自分から意識して世に働きかけねばならないし、実践しなければどうにもならない」と気づいたからだ、という。

●でもしかで新聞社へ

なお、迷いはやまない。１９４９年の春、人より遅れ25歳で世に出たが、職を何にするか。勉強不足の自覚から教師になる自信はなく、人に頭を下げる会社員も嫌だ。じゃあ、ジャーナリストにでもなるよりないか。だが、軒並み刎ねられ、最後はようやくのことで毎日新聞社（大阪）に入ることとなった。

ところが入ってみたら、配属は人事。ひとの給料計算が仕事とわかった。月給は５０００円でうっかりすると赤字になる。ぶつぶつ言っていたら、「労働組合にでもいって言えば」といわれ、ほんとに代議員に選ばれ、思いきり発言したら、若造の執行部批判と受け取られ、返す刀で販売部への配置転換となった。組合は御用組合だと分かった。

販売での仕事は、販売店へ送る新聞の部数を帳簿につけ、販売店を回る外勤部員との連絡をとること。要は、部数拡張の下働きだ。折から朝鮮戦争が勃発したときには、販売トップの営業局長が「新聞は戦争と共に発行部数を伸ばしてきた。この戦争も絶好

のチャンスだ」といって発破をかけてきたから、呆れるよりも怒りを感じてきた。

●見るもの聞くもの違和感ばかり

この間にも、とんでもないものを見聞してしまった。このころシベリアからの引揚げが続いていたが、赤旗をふって帰る復員兵らの写真の赤旗の部分を日の丸にすり替えて掲載した。しかもそういう「技術」をもつ部員が称賛されている。そこで、土井はそういう操作はしないであろう『アカハタ』を取り寄せ読み比べるようになった。

それぱかりでなく、そのころ紙面をにぎわす、公務員や企業の人員整理など労働問題、あるいは下山、三鷹、松川などの怪事件の報道で、後世のいう反共宣伝色が強くなっているのが気になった。加えて、こういう疑念に敏感であるべき労働組合が無関心なのも気になった。さらには労働界そのものが、産別から総評に傾き、新聞労働組合が経営協調になびき、企業別の新聞労連に寄っていくことに違和感をもっていた。

そんな、ぶつぶつは、販売の職制にも聞こえるようになっていて、土井が、労働組合の代議員選挙で手をあげると、今度は「あいつには入れるな」「あいつと口きくな」と言ってまわられ、それが土井の耳にまで入るようになった。

どうやら、土井の歴史観、いや常識からはおかしいと思われる出来事が、この職場ではおかしくなく、土井が異端児にされていく気配が強く感じられるようになっていった。

そのあげくの１９５０年７月28日午後３時、自席で仕事していた土井正興に営業局長から呼びがかかった。朝鮮戦争で部数を増やせと号令した取締役・営業局長の鴨井辰夫である。

【注】

・出典＝ほとんど土井正興の自著『生きること学ぶこと』によっている。本稿８ページ参照。

・第１次世界大戦後の軍縮＝大戦終結（１９１８年11月11日）後、建艦競争に陥った時期もあったが、１９２１年11月のワシントン会議を機に軍縮機運が具体化し、翌22年７月、海軍軍縮計画、陸軍軍縮計画が相次ぎ発表された。土井正興の父親の予備役編入も、この計画の実施に伴う一環と思われる。

・勤労奉仕＝１９４１年12月１日、「国民勤労報国協力令」が施行され、男子14歳～40歳、未婚女子14歳～25歳、また、学校在学者は中学３年生程度以上の者全てが対象となった。割り当てられた軍需工場等へ出向き、無償で従事させられた。戦況不利とともに、対象年齢、動員頻度が拡大され、とくに中学生、高校生は学校生活の大半が勤労奉仕となった。

・第１回学徒兵＝１９４３年９月21日、陸軍省の兵役法施行規則を改定し、学生対象の兵役猶予を停止。大々的に学徒出陣を煽り、文部省は同年10月21日、東京・神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会を主催した。これを第１回とし、次々学生を戦場に送った。

・オストラキスモス＝古代ギリシャの追放制度。追放したい者の名を陶片（オストラコン）に記し、一定数に達すると追放が成立した。無記名による秘密投票。

【用語】

『土井刊』＝『生きること学ぶこと』

小林登美枝　（こばやし・とみえ）

旧姓・鷲沼、小林登美枝は１９１６年、大阪に生まれ、ほどなく茨城県土浦に越し、大きな湖水につながる掘割りの近くで育った。父母の生業は呉服屋。みんな貧しく売上の半分は掛け（月末払い）で、小学生のころから店番や掛取りを手伝った。通りに面したガラス戸はいつも開け放しで冬は寒かった。母に「閉めたら」というと、母は「戸をたてるとお客さんは入りにくくなるからね」といって、しもやけの手をさすった。（写真は明珍美紀撮影。２００３年９月、なくなる４カ月前の遺影になる）

小林は書くのが好きで、国立国会図書館の検索だけでも鷲沼で13件、小林で34件の著作、寄稿を遺している。だが、自身や家族に触れることは極めて少なく、晩年になっての何点かがあるだけだ。その分、記憶の底に大事に仕舞ってあったらしく、書かれたものは昨日のごとく読む者の瞼に浮んでくる。

父の父は家産を蕩尽したといい、父は貧窮に育ち、子供のうちから他家に奉公に出された。そのへんが小林の大阪生まれの土浦育ちと関係があるのかないのか。日露戦争では水兵で従軍し、乗艦が沈んで木切れ一枚につかまって一晩漂った。

母と父の出会いは知れない。母はなんの教育も受けていないというが、実によく新聞を読んでいた。家には本といえるものはなく、新聞が唯一の活字だったが、新聞を読む母の姿を幼いときから見ていたので、女は誰もが新聞を読むと思っていた。

小学校を終えると、土浦高等女学校に進学した。県立の４年制で、校内の図書館に入りびたるようになる。家に１冊もなかったけれど本は小学生のころから好きで、友達から借りまくって読んでいた。それが、だれ憚ることなく本の山があるのだから女学校とは格別にいいところだと思った。

読むと同時に、書くも始める。既に６年生ころから見よう見まねで、詩のようなもの、短歌のようなもの、俳句のようなもので学習ノートを埋めていたが、これも女学校で磨きがかかる。４年生のときには、親友２人の代作まで買って出ている。これはさすがにばれて、親友２人の作品には「誰が書いたか分っています」の赤ペンがついて戻されてきた。

といって、内籠りの文学少女だったわけではない。小学校の５年、６年のころはドッジボールに入れ込み、クラスの選手となって真っ黒となり、男子チームと闘うのが痛快だった。女学校でもお転婆やまず、遅刻しそうになると、教室の窓枠に飛びついて懸垂運動の要領で反転着地なんて芸当も出来た。

４年は直ぐに経つ。さらに進学は夢だったが、果たせぬ夢と決めていた。だが、下働きや父のような奉公も嫌だった。土地ではまだ、大半が、小学校を出ると女中奉公に出るか、不況が続くと芸子に売られていく子も珍しくなかった。

そんな悶々のある日、母の読む新聞で速記職を知った。これだと思った。速記を身に着けた女性がさる外交官の秘書として海外へ行くという記事で、実名で載っていた。それで手紙を出したら親切な返信が戻ってきた。これと決めたら果敢に行動に出、しかも手順を的確に探り当てる手腕は見事というほかない。

さっそく東京に出て、2、3しっかり下見して、牛込見附の佃速記塾に決めた。幸い、都内に住む叔父が居候させてくれることになり、１９３３年3月、土浦高女を卒業すると2年間、みっちり修業した。講師は貴族院の速記者で、寺小屋風の雰囲気が満ちてだれもが一心だったから励むことができた。

●速記者で世の中へ一歩

翌々35年3月、なんとか資格を取ると、速記者として日本大学に就職する。仕事の中身は知れないが、おそらくは講義録の作成などに関わったことだろう。だとすれば知識を身に着けるにも有益だったに違いない。さらに、せっかく大学にいるのだからと夜間の講義にも挑戦したが、これは直ぐに尻尾を巻く。お勉強には向いてないと自覚、おかげで夢の清算もできた。

日大での給金は75円。当時丸の内の女性社員が30～40円のころで、男女による差別もなかった。正業のほかにアルバイトのひき合いもあり、時給10円が相場だった。ちなみに塾通いの合間のアルバイトでは、封筒の宛名書きが日給70銭だった。

日大には5年間勤めて、40年には大阪に転じ、最初の結婚もする。結婚で転じたのか、転じて結婚したのか定かでないが、24歳の転機だ。大阪では知人の紹介で大阪時事新報社に入り、念願の社会部記者になっている。給金は60円。まるまる新人記者ながら夕刊に「生活進軍」という戦時下の生活改善をテーマに30回の連載をものにしている。

翌年、長女出産を祝ったが、何があったかほどなく離婚して土浦に帰っている。このへんは動きが急で戸惑うが、ぽつん、ぽつんの事柄だけで本人は終生全く語っていない。

とまれ、42年3月、速記者として東京日日新聞（毎日新聞）に入社する。採用枠2人の中の1人で、ほかにも志願者がいたようだ。配属は連絡部で、主に、各地の地方支局から専用電話で読上げられる原稿を聞取り、文字に起こす仕事になる。

ここでの作業はけっこう荒い。送り手は時間の制約の中で気が立っている。固有名詞や聞きなれない用語があって聞き返すと「なんだ、わかんねぇのか」とどやされる。実際、速記の技術も小林自身が「われながら下手だった」と後年、述懐している。そんなこんなでほとほと嫌気がさした。

同期入社で既に文化部で実績あげていた杉野糸子（のち古谷）に相談すると、社会部長にわたりをつけてくれた。当たって砕けろで意気込みを訴えると、「じぁやってみろ」となった。この新聞社、かねて、こんなふうのところがある。けっこう血みどろの派閥抗争もやるが、原稿の出来ばえは真っ当に評価され、いいものはいい、という気風がある。

それに戦況いよいよ逼迫して、新聞記者も次々召集され人手不足になっていた。意欲があるならやらせてみよう、だ。そしてい

きなり根性を見せつける。おりから、軍神となる山本五十六の戦死が伝わり、世人関心の葬儀が行われるので、遺族の談話をとってこいと指示された。辛い仕事だ。第一、取材記者が勝手に葬儀場へ入れるわけもない。

小林は、弔問の身なりに整え、表から潜入した。頃合いを計って遺族席に近づき、作ったばかりの名刺を渡して名乗った。とたん険しい顔の親族に遮られ、外へと追われた。帰社してそのまま報告すると、「ほう、なかなかやるじゃないか」と、なった。

とにかくやるしかない。志願して入ったのだから、辛いの無理だのいってられない。そして、「自分は女なのだから、働く女性を取材しよう」と考えた。世は既に「男は戦場、女は銃後」が蔓延していて、あらゆる職場に女性が投入されていた。

そこで働く女性の現場に入り込もうとひたすら歩き続ける。といって、どこでも入れるわけはない。誰もが必死の形相で働かされている。そんな中へ新聞記者がのこのこ入って行けば邪魔もの扱いで、軍神の葬儀場の二の舞となる。そこで軍需省の記者クラブに所属し、お上の便宜を活用する。

だがお上の便宜には制約も伴う。「戦意昂揚」「辛抱我慢」、この枠をはみ出すと、即発禁になる。「当時は自分の感じたことをストレートには書けませんでした。すべては戦争のための生産増強の時代でしたから」とは、後年の回想になる。

小林の取材作法が並みじゃないのは、取材を忘れるところにある。見たり聞いたりにとどまらず、体で現場に入っていく。福島県湯本の常磐炭鉱では切羽まで入った。「ようやく体が立つくらいの狭い空間で、恐ろしいところだった。つるはしで男の人がトントコと石炭を掘って、それを女の人がスコップでトロッコに積むというそんな原始的なやり方だった」といった具合だ。

男と女は夫婦。夫婦でなければ、こんな危険で苛酷な労働は出来ない。なにしろ地下の穴ぐらは熱い。男は真っ裸、女ももうしわけ程度の腰巻ひとつ。薬缶に生ぬるい水が入っていて、枡に塩が入っている。塩をなめ、ぬるい水を呑んで、掘り、運ぶ。小林は下着に一枚だけ羽織って地底を同感してきた。

●女性を無視した労働環境

東京・三鷹の飛行機をつくる軍需工場では夜間作業を体感してきた。44年7月、東条内閣が総辞職し、戦況は悪化する一方だった。空襲が激しく、これを避けて夜間作業に重きがおかれるようになる。全国各地の工場などで働く学徒や挺身隊などの若者が次々と命を落としていく。そんな中で、女性労働者は、男たちにまさる不当な荷重を押しつけられていた。

それは、工場の仕様ひとつとっても、男用に造られていて、女性に余計な無理を強いている。起重機にしても工作機にしても立派にこなしているが男と女では身長差がある。専用の足台ひとつ工夫すれば解決のつくことだ。現場の責任者に、男というだけで20歳そこそこの工員を就けているが、生理に無知だし、言うこと自体に臆する。何にもまして便所に困っている。

いや、一番の問題は、女性の体は子供を産む母体だということを忘れている。一方で「産めよ、殖やせよ、お国のためだ」と大

声をあげながら母体の保護に一片でも思いがあるのか。国も企業も、そして男たちはいったいなにを考えているのか――。

小林は、ある日の社会部の部会で、こう、ぶちあげた。すると思いもかけず、部長がいった。

「君、それ書けよ。書いてもいいよ」

社会部を志願したとき「じゃ、やってみろよ」と言ったのと同じ部長だ。小林は一日家に籠って４５０行を書き上げた。

「勝利へと結集する国民総力の一半はいま女子によって最も目覚しく昂揚されている――（社会部員　鷲沼登美枝記）」

書き出しは、こうなっている。なんだ、甘っちょろい、と読むならば、それは後世の後講釈。当時は、こう書き出さなければ記事にはできない。こう書き出すことによって書きたいことがある程度書ける。戦況逼迫の戦時下の記事だ。小林は、こういう意味でも並みではない筆力を持っていた。

女子工員の力は伸ばされてゐるか

現場からの痛切な「声」を聴く（１９４４年10月８日付）

朝刊裏表１枚の時代の２面の大半を埋め、右の見出しを５段で立て、筆者の署名入りで載せた。異例といっていい。毎日新聞の社史『「毎日」の３世紀』は「４５０行を超える大作である。勤務体制、厚生施設、賃金など女子工員の労働実態を細かく具体的に報告した硬派のルポだ」と評している。

社史は、この後の小林の動静も記録しているので、以下そのまま引用する。

小林は軍需省の記者クラブに所属していたので、数字的な裏付けから厳しい戦況がよくわかった。45年にはいると物資の動きからみても戦争の継続が無理であることがはっきりしてくる。取材は厳しくなり、公表できる事実は限られていた。

小林は、婦人時局研究会に参加して婦人問題に取り組み、市川房枝氏の薫陶も得た。末端の女性労働者、市井の女たちの姿を取材し続けていた女性記者の目は、迫りくる敗戦を冷静に看破していた。８月15日、あの暑い夏の日の小林の回想。

「戦争が終わったのは、ただもう、嬉しかった。（中略）天皇の録音盤の放送を聞きながら、その日の原稿を書くことが頭の半分にはあったけれど、それよりも、ああ嬉しい、という気持ちの方が強かったです。これからは女の時代が来るぞ、とはっきり思いました」（世界思想社刊『女性記者』より）

政治部記者となったのは46年６月、婦人参政権が認められた初の総選挙で39人の女性代議士が誕生した年である。当時の国会は女性記者の姿などほとんどなかったから、珍しいものでもみるような目付きで見られた。服装、結婚に関することでセクハラまがいの目に合ったり、まじめに取材に応じない男性議員に腹を立てたこともあった。（以上『「毎日」の３世紀』）

戦後の小林は、新聞社の中に居るよりも社外に居る方が多かった。そう、自分でも述懐している。パルプ原料が枯渇しているから新聞用紙の割り当ては一層厳しく、夕刊なし朝刊２ページ建てが続き、占領軍（ＧＨＱ）の指令や示唆以外の記事は書いても載る場所がない。極端をいえば、大本営発表がＧＨＱ発表に変っただけのようなものだ。

だが巣ごもり雑用での身過ぎ世過ぎは小林には無理だった。最初に実を結んだのが「婦人民主クラブ」の結成。これは加藤シヅエ、羽仁説子、宮本百合子らが、ＧＨＱの女性解放担当、エセル・ウィード中尉から国防婦人会や愛国婦人会に代わる組織づくりを打診され、４カ月ほどの議論を経て１９４６年３月の創立大会に至る。小林は時局研究会などから以来の縁で「あなた、おやんなさい」と最年少で発起人に組込まれている。

●労働組合でも熱意こめ、最初のページ

前後して、これも生まれたての労働組合活動にも積極的に関わる。46年の新聞単一発足時の婦人部長（東京）に就き、同年10月の新聞ゼネストでは揉みに揉まれを体験している。「働く者の団結は戦時下では全く禁じられていた権利だから職場に新しい時代をつくっていかねばと燃えた。連帯のストやデモに出かけて、外（社外）に居る方が多かった。それで、会社には好ましくない人物と思われたのね」とは、これも後年の述懐になる。

実際、翌47年5月には、最初の職場追放に遭う。労働運動史に遺る三瀬・局付事件だ。これは後の章で改めて触れることになるが、労働組合の御用組合化と、これに連携しての会社による不当労働行為といっていい。小林が遭ったのは「局付」の方で、5月12日付で、政治部から編集局付となった。

局付とは担当がないということ、「仕事はしなくていい。給料は出す」と言われた。天国にみえるが、窓際に追込んで自己退職を強いるという悪辣な人事だ。小林の他に牧野純夫（経済）、菅沼勝太郎（同）、光田善孝（政治）、橋本博（同）、今泉正浩（同）、大川秀吉（社会）、小林孝祐（同）と計８人で、牧野は単一本部の書記長、菅沼と今泉は小林と同じ執行部の一員。あとの４人も組合活動の場で会社にとって煙たい存在だったのは間違いない。

配転の理由は「プレスコード（ＧＨＱによる報道規制）を侵す恐れがある」だ。治安維持法にも似た予防検束で理由にも何にもなってない。さすがに当時の組合も「原職復帰、できなければ転属」の方針を立て会社と交渉したが埒あかず、８人は翌48年1月7日、都労委（東京都労動委員会）に提訴した。

公の場に立てば、不条理が通るわけもない。同年5月、都労委は「組合活動を嫌った会社の不当労働行為」との断を下し、会社に8人の原職復帰を命じた。だが、理不尽承知の会社は命令に従わず、さらに時日を潰し、翌49年3月31日、「原職復帰を建前とする職場配置を行う」という痛み分けに似た協定を結び、一応の決着となった。小林については、政治部長が「建前」を逆手に強硬に嫌い、出版局毎日グラフ編集部に配転となった。

結局、まる2年に近い棚ざらし。編集局記者でありながら仕事を奪われ、本来、脂乗りの30代入口を無為に潰された。配転された『毎日グラフ』は、48年7月創刊の写真誌（月2回刊）で、映画、演劇、文芸、文化、放送分野の話題を取込んで、けっこう売れたというが、小林の力量発揮の舞台になり得たのかどうか。

「戦時中は戦意高揚以外を書くことができなかったし、そういう意味では、戦犯記事ばかりを書いていた。当時、第一線にいた者は報道と現実との落差を感じていたのですから、個々の中にはいつも

釈然としないものがあって、戦後の自分自身の生き方に、随分影響があったと思います」

「戦後の平和と民主運動の中で、これから日本は素晴らしい国になっていくんだ、私も、そのために働かなくちゃいけないと燃えましたよね。世の中で割りを食ってきたのは、女です。平和と民主主義が貫徹しなければ、女性解放、男の解放も有り得ないのです」

これはいずれも、『女性記者』での取材に応えての回想。この思いのままに一路邁進が小林の小林たる姿なのだろうが、その思いが思いだけのまま過ぎたのが現実だった。この落差をいかに乗り切ったのか、原職復帰の闘いをどう展開したのか、このへんについても全く記録がなく、回想も遺されていない。

●慶事と理不尽

ただ、この間、47年10月には編集局の同僚・小林勇（欧米部）と結婚、翌々49年2月には、登美枝にとっては二女となる娘が生まれている。小林の半生で、最も理不尽な仕打ちに遭っているさ中での慶事といっていいのだろうか。

いや、理不尽はなおも終わっていない。以下はまた、社史の記述をそのまま引用しよう。これをいったい何と読取ればいいのか。そういう記述・記録である。

50年6月に朝鮮戦争が起き、言論機関でのレッド・パージが始まる。この年の8月までに新聞・通信・放送、49社で解雇された のは７０４人。小林は本社での解雇者49人の1人だった。彼女の新聞記者生活はこうした無念な形で終わった。

【注】

・出典＝『毎日の3世紀』のほか、その原典となる『女性記者―新聞に生きた女たち』（世界思想社１９９４年1月刊）、没後に遺族が編んだ『21世紀へつなぐ言葉』（ドメス出版２００４年3月刊）、「小林登美枝没後10年のつどい」記録（『平塚らいてうの会紀要』第7号２０１４年6月刊）、さらに小林が寄稿した『文化評論』１９７７年8月号、『民主文学』１９８１年2月号、同83年10月号、同85年5号、『月刊民商』85年8月号、同90年10月号、『婦人通信』94年4月号など。

・貴族院＝帝国憲法下で、衆議院と共に帝国議会を構成した立法機関。

・新聞速記者＝「漢テレ・モノタイプ方式」が定着する１９６０年代初期までの新聞原稿の送稿は、手書きの原稿を列車便あるいはオートバイ便で運ぶほかは速記者によった。電話で読上げた原稿を速記者が速記記号で書取り、これを文字に復元する方式。いまでも国会の議事録作成は原則、この方式によっている。

・切羽＝炭鉱など坑内作業の現場。掘削の最先端。

・挺身隊＝勤労挺身隊。１９４３年9月23日の閣議で、販売店員、駅の出改札係、車掌、理髪師など17業種について男子の就業を禁止。25歳未満の女子を勤労挺身隊に組織して対応した。これら業種に就労していた男子は軍需産業、あるいは戦地へ振り向けるという政策。

・新聞単一＝日本新聞通信放送労働組合。第三章77ページ参照。

・新聞ゼネスト＝第2次読売争議の過程で構えた。第三章78ページ参照。

・プレスコード＝巻末資料編２８０ページに全条収録。第二章76ページ注参照。

・三瀬解雇＝局付配転の翌13日、業務命令に反したとして新聞単一財政部長の三瀬幸一（英文）を解雇。都労委に提訴し、同様、不当労働行為で「勝訴」となったが会社が応じず、局付と並行しての協定で、解雇撤回のうえ依願退職を受入れた。79、１４０ページ参照。

・７０４人＝新聞協会の集計外の宮崎日日の3人を含む。

第二章　被害者の反撃

１９５０年7月28日、毎日新聞では、東京と大阪で、計49人の「被害者」が、それぞれの所属局長に呼び出され、次々、不当解雇の通告を受けた。

大阪販売部の土井正興は、取締役・大阪本社営業局長・鴨井辰夫から問答無用の通告を受けると、辞令の受け取りを拒否。「即刻職場から退去せられたい」との指示も無視、その足で労働組合の書記局へと向かった。

だが、書記局は、場違いのように、がらんとしている。怒りと逸る気持ちにいきなり水をさされた思いがしたが、かねて顔見知りの書記に聞くと、おりから東京で中央執行委員会があり、支部長、書記長らの中執を兼ねる主力が出払っていると分かった。

「じゃあ丁度いい。支部長に電話してください。こういうわけだ、と、組合員の権利を侵害し思想信条の自由を保障する憲法に違反している。即刻、労働組合としての明確な態度をとってほしい。そう、電話してください」

書記は、土井の話をまともに聞いてくれた。既に、起きた事態もおおよそ知っていた。電話が入り、目で土井に合図する。

「（販売）部長さんです。直ぐ帰せと言ってます」

席に戻ると、すぐ寄ってきた。

「そういうわけだ。わたしもいま聞いた。すぐ（社外に）出せ言ってるんで、分かってください」

まるで火事場のように急き立てられ、気が付いたときには外に放り出されていた。

大阪で18人、東京で31人、計49人、これはあとでわかったことだ。各々それぞれ、似たような追い出されようで、それは朝日や読売など、他の新聞社でも同様だったと知れる。

●共同では実力行使も

中で、共同通信では、新聞各社とは違っていた。第一部でも触れたように、解雇された33人のうちの30人が資料室に籠って結束、解雇撤回を要求した。社外へ追い出そうとする社内警備と拮抗しながら夜半には書記局に移動して夜を明かした。

だが、夜が明けると「警官導入」の恫喝が加わった。実際、近くの交番に集結しているとの目撃も伝わってきた。いったん退こう。昼過ぎにはそろって屋外へと出た。

通用口の外で何人かが手を振り手を握った。これを警官隊が列をなして遮り、追い立ててきた。このときの無念を、後年、一人が記録に残している。

7月29日の東京は小雨が降っていた。その雨のなかを、私は20人の仲間といっしょに共同通信社の建物からおい出された。経営者は私たちの退去を強制するために警察官をよんだ。数十人の警察官は私たちを包んで、退去をこばむなら実力を行使すると威嚇した。私たちの出てゆく道は警察官の列でかこまれていた。

そのあいだからデスクをならべていた友らが手をにぎって、

別れをおしんでくれた。建物を出て雨の町を歩いているうちに、はりつめた気がゆるんできた。ぬれながら歩いていく自分が家をおわれた犬のように感じられた。

（小椋広勝「権力と新聞の自由」）

共同の反撃は、一歩退いてなおも続く。翌29日からは強行出社行動をとり、阻止する社内警備（守衛）とのもみ合いを重ねた。時に、隙をついて社屋内入り込みに成功もしている。

共同通信では2日、被カク首者全員が、守衛のピケを強硬突破して編集室に入り、各職場に散らばって班会を開いた、同時に幹部にたいして団体交渉を開くよう強く要求したが、社側は組合側の連日の攻勢につかれ気味で、組合にたいして〝どういう形でクビ切りについての説明を聞くか〟など弱気をはいている

（『情報』第1号＝言論弾圧反対同盟・機関紙）

恐怖した理事（経営）がもみ合いの現場写真を撮らせ始めた。強行出社を社屋の内から助ける者がいるとみて、その面割りに乗り出した。同時に、第2次、第3次の解雇があるとの風聞が社内に広がり出した。追っかけて、残留執行部の中の副委員長、書記長、組織部長が狙われていると言われ出した。

情勢有利とは言えないものの、意気鎮まることはなく、経営側のロックアウト体制が強まる中での反撃が試みられた。

言論弾圧反対同盟

共同以外では、連絡のつくものは連絡をとりあって、東京の場合、有楽町の電産（日本電気産業労働組合）の組合事務所に寄るようになった。変電所だった焼けビルの中にあって居候できる余地があった。共同では、近くの新橋・田村町にある同じ電産の事務所に間借りして、連絡を取り合った。

朝日、共同には2次通告があって、東京の場合、8月末の時点で、朝日38（大阪46西部12名古屋8の全朝日では１０４）、毎日31（大阪18とで計49）、読売34、日経20、共同34、時事16、東京8、時事新報2と、おおむね把握できた。

解雇を受入れて退職金を受け取ったひとや独自の動きをするひともいて、全部が全部とはならないが、ほとんどのひとが寄ってきた。一致して闘おう。最初はほぼ自然発生的に、各社ごとそれぞれに「不正馘首反対同盟」（毎日・東京）といったような組織をつくった。だが、どうせなら、という声があがる。

解雇者の所属では全新聞（全日本新聞労働組合）の組合員が多い。全新聞では7人で構成の中央執行委員会のうち、松谷仙次郎委員長、滝原徳治書記長ら5人が解雇されている。そこから全新聞が軸になって横断組織づくりに入り、8月1日には準備会を開き、8月9日には「言論弾圧反対同盟」の結成となった。

結成にあたっては、不当労働行為であると同時に、言論弾圧であるとの認識が共有された。既に、熾烈な戦闘となっている朝鮮戦争の報道ではＧＨＱの強い統制下にあり、日本の新聞が独自に

取材し記事にすることは事実上禁じられている。戦争批判はさせない。批判の根を、根こそぎ潰すことによって占領終了後の日本もアメリカのいうままになる国にしておく。新聞労働者の勘、新聞記者の勘がそう捉えていた。

明らかに朝鮮動乱から極東の事態が重大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが、急速に日本を軍事的に再編成することを決意し、その手はじめとして、われわれから一切の真実をおおいかくすために、まず言論報道の自由を封殺しようとしている。

（言反同・毎日班冊子）

結成にあたっては、全新聞の加盟する全労連（全国労働組合連絡協議会）に呼びかけ、全労連をはじめ傘下の印刷出版労組、全金属労組、日映演労組など、それに文化系の5団体が組織加盟することになった。同時に「知識人の会」（幹事長・中野好夫）などにも呼びかけ、輪の広がりに努めている。

B5判2つ折りホチキス留正味18ページガリ版、1行30字13行。廃紙を漉き直した仙花紙で変色風化しているが、しっかり歴史をきざんでいる。

前後して、大阪でも「報反同」（全大阪報道関係不当首切反対同盟）が発足している。

土井正興の記録によれば、報反同の方針は、

・（各所属の）組合員に解雇の不当を訴え、社内の闘争と結合して解雇撤回をたたかう。
・一般国民にレッド・パージの真相を知らせ、平和と民主主義を守るためにたたかう。
・法的にも解雇の不当性を立証するため、裁判所に提訴してたたかう

――となっている。

東京と違って、組織名に「報道」を入れて特化しているが、これは当初の目的に、解雇を撤回させて復職を勝ち取るという強い思いがあったからだといい、実際にも、報道関係以外からの団体加盟はない。ただ方針の二つ目では「一般国民」への広がりを訴えているので、意識は東西共通している。

土井は当時、独身で、一家離散は戦後も続いていたので、報反同の屋根裏に住みついて、ほとんど報反同専従の形で活動していた。「事務所」と記録されているだけで固有名詞がないが、おそらくは有楽町の電産のようなところだったのだろう。ビラづくりから、配布、そして単組まわり、さらには、新聞・報道界以外へと広がった不当解雇と言論弾圧に反対する行動や原水爆禁止の街頭署名運動にも連帯した。

【用語】
・言反同＝言論弾圧反対同盟
・電産＝日本電気産業労働組合
・全新聞＝全日本新聞労働組合
・全労連＝全国労働組合連絡協議会
・報反同＝全大阪報道関係不当首切反対同盟

●有楽町でビラまき

東京では、国電・有楽町駅を挟んで北口に毎日、南口に朝日があった。新聞社の出勤時間は午前10時。一般企業と比べ1～2時間遅いので、この時間帯に改札を出るのはほとんど新聞社とみてよいからビラも配りやすい。朝日の場合は、駅に隣接した日劇側の社員通用門口でも出勤してくる仲間に手渡した。

なにはあれ、不当に解雇され、居場所を失った者たちがいることを、元の職場の仲間に知ってもらうのが先決だ。実情を知ってもらい、解雇撤回に連帯してもらう。ほとんどが組合活動の現場にいたから、作業の手順は何んであれ心得ている。

問題は作業場で、東京では有楽町の電産での居候を続けるほかなく、連帯の協力を得た。実際の作業では、必然、各社ごとに班を編成することになり、各社向けそれぞれのビラをつくることになった。ざっと拾って、以下のようになる。

「國民と共に」（言反同朝日班）「新毎日」（同毎日班）「闘争ニュース」（読売不当馘首反対同盟）「特報・三十五人」（のち「新共同」に改題＝同共同班）。「デンパ」（放送単一）。

ほかに、それぞれの共産党細胞が独自に「キャリア」（毎日）「リンテンキ」（読売）「フラッシュ」（共同）「同報」（時事通信）「戦いの旗」（日経）などをつくり、配布している。

大阪では、「嵐をついて」（大阪朝日不当首切反対同盟）「あさやけ」（ＧＨＱによる発行停止処分後「活動方針＝朝日・党細胞）「赤えんぴつ」（毎日・党細胞）など。

東京、大阪以外でも「わだつみにこたえる」（言反同中部朝日）「平和と自由のために」（中部朝日）「活動方針」（中日細胞）「嵐をついて」（言反同西部朝日）「新信陽」（言反同信陽班）「すくらむ」（山形新聞被解雇通告者一同）など。

いずれもガリ版わら半紙刷りのタブロイド判程度の機関紙仕様で、継続が力と念じて頑張った。全体の機関紙としては、東京では「情報」、大阪では「闘争ニュース」を創刊している。

喜びは、ビラを受け取ってもらったときの感触だ。これは、後年、想い出を語れるようになったとき、誰もがいちように明かしている。

「これまで親しかった友人は皆そっぽを向いて逃げるのではと思っていたのだが、逆に近寄って来て『酷い目にあったな、元気か』と慰めてくれる友人が多数居てくれた。非常の時にこそ人間、友人というものがよく分かるとつくづく感じた」（嶌信正）

「ビラをまく私たちにたいしても、顔をそむけてとおりすぎるものが多く、それだけに、こうしたなかでビラをうけとり、げきれいの声をかけてくれる人たちの人間性と勇気に、私たちは

「言論弾圧反対同盟」各班の闘争ニュース

右上から左へ「毎日班」「日経班」「共同班」、下右から「読売班」「朝日班」

はげまされた」（土井正興）

もとより和気藹藹が主流とはならない。手を出さない者、すり抜ける者の方が多いのは否めない。その上、会社側の邪魔だてが日を追って強くなる。朝日では、守衛がメモをとっている。どうやらビラを受取った者を特定しているようだ。共同での写真と同じ狙いと感じ取り、それ以後は、駅改札に限った。

そうなるといよいよ不特定多数が相手となる。世間一般へも知らせられる半面、朝日、毎日と確かめるのが困難となり、一段と社内との交流が難しくなった。解雇による追放は文字通りであって、ロックアウト体制は各社とも日を追って強化されていった。

ビラまきが終わると、行商隊を編成し、コースを割り振って、その日の行動に移る。後年、大高修一の記録によると、

「当日、失業保険金をもらう日に当っている人を除いて4、5隊が編成される。アメや石けん、タオルなどを持って、さまざまな組合を回った。理解のよい組合では、昼休みに組合員を集めて私たちの話を聞いてくれるというところもあり、そんなときには頑張らねばという勇気が湧いてきて、足どりも軽くなった」

――という具合だった。

いえば、これが反対闘争にして仕事だった。解雇されたあと、家族には言えなかったというひとが少なくなかった。朝、「行ってきま～す」と家を出て、いつもと違う仕事をして、「ただいま」と帰る。行商に手間取って、翌日用のビラづくりに手間取って、遅くなったときは「急な残業でてまどってね」となる。（大高修一）

朝日・畑中政春の場合は凄まじい。生計を神奈川県藤沢の自宅

近くのマーケットの中に借りた1坪の生鮮食品店で立てることにし、朝暗いうちに起きて、藤沢駅から湘南電車で築地に出、生きのいい魚など仕入れて店を開け、あとは奥さんに頼んで、また藤沢から電車に乗って有楽町の電産に向かい、言反同活動を分担する。一度、病気で倒れながら、これを2年間続けている。解雇通告の原物を保存していた畑中政春だ。

●全新聞が闘争声明

この間、労働組合は、どう対応したのか。解雇弾圧のまっ正面にいたのが全新聞で、委員長、書記長をはじめ、傘下、解雇された総人員は相当な数にのぼると思われるが、数字は遺されていない。通告の翌29日には、（次の）声明を発表した。

ジャーナリストとして節操を堅持した人や、積極的な組合活動家は「共産主義者に同調せる者」というような理由をつけられて弾圧の犠牲になった。

東條時代でさえも考え及ばなかったこの凶暴さは、国際ならびに国内情勢の逼迫を反映するものにほかならないが、今回の言論弾圧はまさに戦争への途を指さすものである。

解雇の通達に乗じて、各職場では社側の組合に対する攻勢や民同派の抬頭が現われ始めた。もしわれわれがここで組合の骨抜きと組合員の無力化を許し、言論報道の自由にたいする弾圧に屈して、国民が真実を知ることを妨げるならば全世界の平和を愛する人民は、われわれに戦争協力者の極印を押すであろう。

今われわれが抵抗の努力をいささかでも惜しむならば、反動の魔の手は、われわれから最後の生活権さえも奪い去ってしまうであろう。

全組合員諸君！　全人民諸君！　日本の言論報道に襲いかかった、この弾圧を断固としてハネ返そう！　戦争をたくらむ者の陰謀をバクロしよう！　広汎な抵抗の戦線で闘い抜こう！　あらゆる要求を経営者にうちつけわれわれの生活権を守ろう！

今こそ全精力を挙げて闘うときである。日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力は、われわれの断固たる闘争以外にないことを銘記しよう！　⑴国民をメクラにする言論弾圧反対　⑵国民をオシにする放送の統制反対　⑶東条時代の言論統制復活反対　⑷東条時代の警察政治・軍政復活反対

今回解雇で、間髪なく闘争を宣言した団体は全新聞が唯一だったといっていい。追って社会党が『社会新報』で「赤追放に名をかる首切り拡大」という便乗批判を掲げ、総同盟の機関紙『労働』が「組合破壊の危険」と論じたのが目に入る程度だ。

ただ、全新聞はレッド・パージを機に組織力を大きく落としており、とくに東京域での落ち込み激しく、闘争声明どおりに全新聞労働者を結集しうる力量は持っていない。逆に、声明を機に脱退する支部（単組）が相次ぎ、8月15日時点で15支部、9月末時点で計23支部が脱退している。

脱退の理由は、支部内の大勢が解雇容認に転じたことによっている。これが隠せない実態であり、当の名指しされた日本共産党の本

体がほとんど無言を通したことと併せ、レッド・パージの実相を露わにするものであり、第3部で改めて検証することになる。

結果として、解雇被害者は既存の組織力を頼ることなく、自ら運動を起こし、重ねて続けていくことになる。続けるといってもものも食わずに権利闘争というわけにはいかない。月給がなくなり、解雇を拒否しているのだから退職金も拒否している。建前と実情の落差を痛感しつつ、まず食わねばならない。とりあえずは建前と少々矛盾するが、失業保険受給の手続きをし、職安（職業安定所）へ行って再就職のあっせんを頼むより仕方ない。

そんな一人、毎日の小林勇は最寄りの職安へ通った。その2回目だったろうか。受給の手続きを済ませると、係官が

「まだ就職の方は決まりませんか」

と言ってあっせん台帳をめくり出した。気持ちとしては解雇を撤回させての原職復帰だから内心複雑だが、係官の手元を見つめるでもなく見つめる。すると、ちょうど係官はガラス窓を背にして私と向き合っていたので、台帳の中身がガラスに映ってこちらにも見えた。私の名には、色鉛筆で赤丸がついていた。

係官は「ああ、そうですか」とでもいうように自分にうなづいた。あとは一般的な状況をあれこれ説明するだけで、具体的にどこそこを紹介するという話にはならなかった。

これは、小林に限った話ではない。小林のように、実際に赤丸を見たか見ないかはともかく、赤丸を付けられた実感は痛いほど感じていた。裏返せば、職安の係官にも責任と信用がある。求人側に赤い解雇者を紹介したと後でばれたらえらいことになる。さわらぬ何とかに何とかはなし、だ。必然、当面の食い扶持も組織力を頼ることなく、自ら確保するよりない。畑中政春のように1坪店を開いて毎朝2往復するとか、同僚の北野照日は自宅近くの路上で端布れ売りをするとか、それが一般と言えた。

小林の妻・登美枝も、後輩記者の30年後の取材に「あの時点ではもう赤穂浪士どころの騒ぎではないんですね、世を忍び、名を偽って生きる以外になかった。30も半ば過ぎての首切り、力仕事は出来ないし、新聞社で働いていたということは全然キャリアにならなかった」と回想している。

言反同も、組織というよりは緩い連なりで、それも各社枠ごとに動く感覚での雑居。小林勇によれば「あっちの隅が『朝日』でこっちが『読売』、そこが『毎日』という具合に区切られ、記者クラブが出来たようだった」という風景だった。言い得て妙、同じところに居ながら、気持ちは厚い壁が境していて別なことを考えているという新聞記者習性。もちろん言反同は抜いた抜かれたの関係ではなく、弾圧権力に歯向かうという連帯感にあるが、習性というのは中々のもののようだ。

さらには共産党の細胞は細胞で独自のビラをつくるという塩梅で、とかく違った動きを見せ、それはそれで互いにほじくることはしない。いわば雑居の連帯という形になっていた。

一方、組織の通例として広げた団体加盟の全労連傘下の動きも日が経つにつれて静まる。もともと新聞も新聞労働者も独善が強く、他産業、他産業労働者との交流に熱心とはいえなかった。そんな習性もまた危急において跳ね返ってくるもののようだ。全労連傘下の

動きも活発とはいえず、組織決定ほどには実際の交流が伸びずに終始している。

中で目立ったのが「知識人の会」で、8月15日、17人の幹事が集まって、対応を話し合った。知識人として、言論への弾圧には看過しえないとの原則では一致する。おりから言反同が起こした東京地裁への「地位保全仮処分」を支援し、同地裁に対し、「公正な裁判」を求める書簡を送ることを決め、これは直ちに行動を起こして17日、実際に届けている。

この折、言反同・毎日班が集め、冊子に収録した知識人による連帯の「一言」を孫引きすると以下のようになる。

中島健蔵「いやしくも法治国家である以上、それが破られたら一般人民の生活はメチャメチャになってしまう。今度の事件はどうしても憲法をじゅうりんするものと思う。公正な裁判が行われることを望む」（知識人の会・書記局責任者）

今中次麿「法律を無視し赤の名目で一方的に追放を行うことは民主主義を自ら破壊する行為である。次に迫る脅威から学問の自由を守るためにも、今回馘首の通告を受けた言論界の進歩的な人々が積極的に闘って、民主主義を防衛されることを期待してやまない」

戒能通孝「今度の事件は信条による差別扱いをしたもので、当然労働基準法第3条に触れてくると思う。かりにマ書簡にもとづくとしても、書簡は責任ある政府が所要の法的措置を講じていないのに、経営者が勝手な解釈を行うということは、おそらく裁判所としても認めがたいであろう。またアカハタの場合にしても、追放されたのは幹部だけで、一般記者は追放されていない。従って一般新聞社の場合、責任ある地位にいて、しかも暴力的行動や影響を紙面作成に及ぼした事実がない限り、同じケースとは思われない」（知識人の会・副幹事長）

「知識人の会」は、この後も対応を進め、会としての声明を出すに至る。「思想と言論の自由に関して」と題して、最終的には幹事会声明として発表する。それぞれが一言ある集合体だけに、さまざまな意見を一本にするのは容易ではなかったようで、先へいってまた触れることとする。

裁判所へ、仮処分申請

朝、昼、夜、日々の暮らしを立てながら、働く権利の回復を勝ち取る。生存闘争と権利闘争。両者は一体にして、しかしながら両立の厳しい課題でもある。頭で分かっていても現実が追いつかない。1週間、10日、1カ月と経過するにつれ、結集にも、連帯にもばらけが出てくる。

解雇を受け入れ再就職で糊口を開こうとするひと、せめて依願退職にならないかともがくひと、いや、憲法違反、労働法違反の不当労働行為に屈するものか。このひとたちの中でも、共産党員であることに誇りをもつひとから、党員とは一線を引き、潔白を証明することで復職を得ようと努めるひともいる。

加えて一口に新聞労働者、あるいは新聞社勤めといっても、職種が多様に分かれる。外勤記者、内勤編集、雑誌記者、活版、鉛

版、写真製版、輪転印刷、輸送、事業、販売外勤、営業内勤、広告、人事、厚生、総務、言えば世にある職種がたいがい含まれている。したがって仕事の実感も、日々の生活ぶりも違ってくる。このへんの違いを互いに理解し主張しながら纏めていくのは大変で時間もかかった。

時間と共に、極めて不規則に仲間が減っていく中、次第に権利闘争に比重をおく人たちが残るようになった。それも、訴える場合はそれぞれの属する新聞社となるから、訴える側もそのかたまりとなる。結局、『○○新聞』という同一題字の下で働くという一体感から、各社ごとにまとまって、それぞれの働く地域ごとに訴えを起こすことになった。

これを記録が比較的よく残っている朝日の例から追うと、大枠において、まず次の合意に達した。

・解雇通告は無効であることを裁判所に求める
・解雇通告は労働組合法違反であることを労働委員会に求める
・解雇通告は労働基準法違反であることを労働基準監督署に求める

ここから最初に起こしたのは裁判所への仮処分申請で、柱は

（イ）社員であることの地位保全
（ロ）労働組合事務所への出入り

――を求める2本立て。

みな解雇で月給を失っているから、まず社員であることの確認を得て月給を復活させること。同時に組合員としての権利を行使するために必要な作業をするため組合事務所への立入りを認めさせること、となる。

朝日では、これを基に申請書をまとめ、8月初旬、2日付の東京をはじめ本社機構のある大阪、西部（福岡県・小倉）、名古屋の各地裁に申立てた。

次は、全新聞朝日支部名による「仮処分申請書」になる。1950年8月30日発行の『社會運動通信』掲載のもので、実際に東京地裁に申請した文書と同一であるかどうかは不明だが、大筋においては同じとみて支障ないと考える。

假處分命令申請書

申請人　全日本新聞労働組合朝日支部
被申請人　株式会社朝日新聞社

申請の趣旨

被申請人が昭和25年7月28日別紙申請人目録記載の者にたいしてなした解雇の意思表示の効力を停止するとの裁判を求める。

申請の理由

一　被申請人は東京本社のほか、大阪本社、中部本社、西部本社をもち、「朝日新聞」の発行その他の出版活動をしている。

社内には全日本新聞労働組合朝日支部、全朝日新聞労働組合、朝日新聞労働組合の3組合があり、個人である申請人五十嵐、牛込、大庭、松成、梶谷、畑中は全朝日労組の組合員であり、その他の個人である申請人は全新聞朝日支部の組合員である。

二　昭和25年7月28日、被申請人は個人である申請人に対し、突然、就業規則第45条第7号「止むを得ない社務の都合による

とき」は退社とするとの条項に該当するものとして解雇を通告した。さらにその理由とするところは、「マックァーサー元帥はアカハタの無期限停刊を指令すると共に、今日の如く自由世界の諸軍隊が国際的共産勢力の暴力に対して闘つている状況下においては報道機関は自由のための闘争に於て最も重大な責任を課せられている点を強調した7月18日付吉田首相に対する書簡によって、一般の報道機関に対してもその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示された」から「退社の措置をとる」というにある。

なお申請人近藤にたいしては昭和23年10月27日付解雇が行われ、東京地方裁判所昭和23年（モ）第２９８号事件の判決でその解雇の効力を停止され、現にその控訴審である東京高等裁判所昭和24年（ネ）第５１３号事件としてまた別にその本訴である東京地方裁判所昭和23年（ワ）第４９３７号事件として、それぞれ繋属中であるが、「仮に右解雇が無効となるものとしても、今回更に」退社を命ずるというのである。

三　しかしながら右解雇の意思表示はつぎの理由により無効である。

１　使用者に対しては、労働基準法第3条により信条を理由として労働条件について差別的取扱いをなすことを禁じている。労働者の地位を失わしめるか否かは労働条件の最大なるものであることはもちろん、ある信条を理由として、解雇の条件又は基準とすることは同条の厳に禁止するところである。そしてこの条項違反の行為は同法第１１９条の罰則があることゝ、民法第90条からみて無効であることはいうまでもない。

そして本件申請人らが共産党員であり、あるいはその同調者であり、あるいはまたそのいずれでもないかのいかんにかゝわらず、およそ、共産党員またはその支持者といったようなある信条を基準としてなされた解雇は、すべて無効であることは多言を要しない。

２　憲法第14条は基本的人権として信条を理由とする差別的取扱いを禁じ、それが前記基準法第3条にあらわれたものであるが、基準法第3条の有無にかかわらず、憲法第14条、民法第90条により本件解雇は無効である。

もしかくの如き解雇が是認されるならば、憲法の基本的人権は全くじゅうりんされ、かつての治安維持法の存在した東条軍政下と異るところがいずこにあるか。

３　被申請人はマ元帥の7月18日書簡を引用するが、右書簡をいくら読みかえしても「一般の報道機関に対してその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示され」ていない。全くマ元帥書簡を曲解して、便乗した不当馘首である。

４　就業規則第45条第6号の「止むを得ない社務の都合」とは、たとえば、被申請人が事業を全廃した場合とか、一部の事業を廃したとき、その事業のためにとくにそのものゝ技能を重視して雇い入れていたので、ポストがなくなり解雇せざると得ない場合などを指すのであって、信条を理由とする解雇は含まれない。従つて就業規則を無視した解雇であるから無効である。

５（省く）

6　別紙目録に記載されたものゝ多くは労働組合の役員その他として活発な労働組合活動者であったがこの点においては被申請人はマ書簡を曲解悪用して労働組合法第7条違反の無効の解雇をなしたものである。この事は良心的な組合である全新聞朝日支部の役員は全滅した事、全朝日労組の委員長書記長等を解雇して、朝日労組の役員を解雇していない差別的取扱いから見ても充分に断定することができる。

7　申請人近藤については、前記仮処分事件によりその身分を保証されている間はさらに解雇はなし得ない。

四　以上の理由により本件解雇は無効であること明白なので解雇無効確認の本訴を提起するために準備中であるが、個人である申請人はいずれも賃金を主たる生活の基礎とする勤労者であるために、本訴判決の確定を待てないので、その生存権をおびやかされる危殆をさけるために本申請に及ぶ次第である。

（以上、表題以外の旧字体は現字体に改めた）

東京では、8月10日に第1回の審訊を開くとの通知があったが、会社側が準備不足を申立て開けずにいる。

この結果、西部が先行、同じ月の26日、福岡地裁小倉支部で2回目の審訊が開かれることになった。先の言反同・毎日班の冊子に傍聴メモが記録されているので引用する。

組合側弁護人「解雇は会社が自主的にやったものか」

会社側証人（吉村印刷局長）「そうだ。マッカーサー書簡の趣旨にもとづき関係方面の示唆をも含めて自主的に行った」

組合「結局、自主的に行ったというのか」

会社「そうだ」

組合「同調者はどういう根據で判定したか」

会社「社の内外から得た情報にもとづき判定した」

組合「例えば、どの情報は誰からどのように入手したか具体的に例証せよ」

会社「信義の上からも云えない」

組合「法廷で信義はない。宣誓に反してそういうことを云えば証言拒否になる」

――押し問答、裁判長休憩を宣言、約20分後再開――

会社「具体的に例証できないのは記憶が明らかでないからである」

組合「前言とは違う。偽証だ。偽証の告訴も辞せぬから裁判記録を読みあげてほしい」

――裁判長再び休憩を宣言。間もなく再開――

裁判長「証人は記憶にないといっているのだから」（と、この点はあいまいのまゝ続行）

組合「関係方面とは何か」

会社「言えない」

組合「知っていて言えないのか、記憶にないのか」

会社「記憶にないからだ」

組合「関係筋とはどういう意味か、またいつ、いかなる示唆があったかも覚えていないような陳述には、なんらの証拠力を

も認めがたい」

会社証言に、何の評も不要だろう。まるで何の準備もしていないことが露骨に現れたかのようだ。東京では延期を申立てているのだから、どうやら本社間の連絡も杜撰だったのだろう。いずれにしても裁判に対する経営の姿勢を垣間見ることはできる。

〈首傾げる社説〉

そんなさ中の9月4日、『朝日新聞』に首を傾げさせる社説が載った。見出しに **「同調者」の限界** とあって、

「すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近く公務員にも及ぼされようとしている共産党員及びその明白な同調者の排除は、日本が民主主義の体制を保っていくためにやむを得ない措置であった」と書き出している。

まず驚くのは、足元の社内でまさに「同調者」の線引きが争点の一つとなって訴訟になっているにもかかわらず、その事実に全く触れずに、世に説を垂れようとする神経だ。「すでに新聞通信放送事業……」と、無前提で既定事実化していることにも驚く。探しても見つからないようなベタ記事をもって世に周知されたと本気で思っているのだろうか。新聞社のお説を読み解くまえに、この基本姿勢に首を傾げてしまう。以下、気になる要点をあげておこう。

・朝日新聞自身が100人を超す社員を「排除」している事実について、社説は知らぬふりを決め込み、その上で「共産党排除」

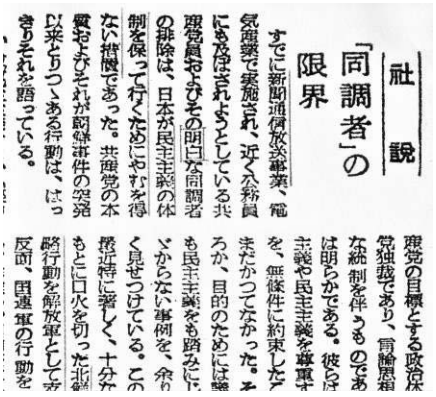

社説

「同調者」の限界

すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近く公務員にも及ぼされようとしている共産党員およびその明白な同調者の排除は、日本が民主主義の体制を保っていくためにやむを得ない措置であった。共産党の本質およびそれが破壊活動の突発以来とりつつある行動は、はっきりそれを語っている。

共産党の目標とする政治体制は独裁であり、冒険主義的な統制を伴うものである。彼らは明らかに主義や民主主義を尊重する意思を、無条件に約束したことがつてなかった。その目的のためには手段を選ばず、民主主義をも踏みにじるからない事例を、余りに見せつけている。この頃近特に著しく、十分な理由もなく口火を切った北朝鮮行動を解放軍として支持し、反面、国連軍の行動を

を民主主義の名において肯定し、その理由に「北朝鮮の侵略行動を解放軍として支持する反面、国連軍の行動を侵略として非難し、国内では『平和運動』の名の下に産業の破壊や社会の混乱を企図するものとしか思えない行動をとって来た」等を挙げている。

・次に、本題の「同調者」の問題では「同調者ということ自体が本来、具体的には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されているからである」として疑問を提起している。ここは正論だ。

・だがまさにいま、朝日新聞においてこの「立証」が争点となって裁判、あるいは労働委員会での裁定が視野に入っていることを伏せている、いや無視している。筆者の良心はどうなっているのだろう。言反同朝日班は、機関紙『國民と共に』（No.16）で「紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている」等と非難している。

・こうした疑念を留保すれば、「電産の場合のように、整理の基準が『事業の公共性に自覚を欠く者、常に扇動的言動をなし他の従業員に悪影響を及ぼす者など円滑な業務の運営に支障を及ぼし、またはこれに協力しない』という点におかれることになると、一歩を誤れば、共産党員やその同調者でなくても、組合活動などで

経営者の苦手とする従業員などにまで、経営者の都合や心証からこの措置が適用される恐れがないとはいえない」などと全うに提言している部分も垣間見られる。

もとより占領下にあって、朝日新聞自身が当事者になっている係争を社説にするには苦心がいる。しかし読者にとっては手にした紙面が全てであり、そこから姿勢をも問うことになる。自身の内情をほっかぶりして述べる託宣は最も嫌われるところだ。当の論説子は、どの程度の事実認識と理解をもって何を論じ、何を伝えようとしたのか、改めて首を傾げる。

論題の焦点である「同調者」の判別に至っては、「現在までのところ、今度の追放措置は、若干の例外を別にすれば、大体に良心的に行われたといえる」と結論づけている。言反同、報反同の提起だけみても、どこに良心の欠けらでも見つけられるのか。ただの能天気なのか、何らかの秘めた意図があってのことか、あるいは、「若干の例外」の中には朝日新聞が含まれているのか、本稿の先の項で改めて触れることにする。

その5日後の9月9日、福岡地裁小倉支部で決定が出た。各社一連の仮処分申請の中でも、これが最初となる。『朝日新聞労働組合史』の記録した（要旨）によると、

一　日本共産党は「憲法を破壊せんとするもの」であり、その行動は、言論、出版の自由、思想の自由等を保障する憲法の保護を求める資格のないものである。

一　会社が申請人等を解雇したのはその共産主義という信条の故にでなく、申請人等が共産党員またはその同調者となっていることによって生じ得る危険を防止するためにとられた措置であるから、本件解雇は憲法14条に違反しない。

一　労働基準法第3条にいう「差別的取扱」とは「賃金その他の労働条件に付て」のみいうのであって、採用解雇の如き場合を含まない。故に労基法に違反しない。

一　労動組合法7条に違反するような理由で解雇したと認むべき証拠はなく、そのような動機に基づく解雇でないことは明らかであるから労組法7条にも違反しない。

――となる。

決定は、「却下」、完敗である。第2回審訊で露わになった会社証言をもって是と判断したことになる。司法仕様の文章の回りくどさを省き、直截に言い換えれば

・破壊行為が予測される日本共産党には憲法の保護を受ける資格がない

・申請人らが共産党員（同調者）であることによって生じ得る危険を防止するための解雇だから憲法14条（法の下の平等）には反しない

・労基法第3条（均等待遇）の規定は賃金、労働時間等に関わるものだけだから、解雇には適用されない

・会社側に不当労働行為を行った証拠も動機もないから、会社側に労働組合法第7条（不当労働行為）違反はない

――となる。

予防検束の治安維持法と全く変わらない発想であり、共産主義ないし共産党はそれ自体が悪だから憲法の保護下にない、という認識になる。また、経営側に悪があるとしても、その挙証責任は申請側にあり、その挙証がないから、悪はないとも示唆している。司法判断としては乱暴に過ぎるが、問答無用で門前払いをするには他に思いつかなかった、のかかもしれない。

だが、半面、これによって裁判所の出方が見えてきた。解雇の理由が「共産主義者および同調者」という、あまりに単純で、明解であるから、実質審理に入れば処置のしようがなくなる。したがって、本訴、あるいは労働委員会に向けての対策では、この矛盾を徹底追及すれば必ず活路が開けると、確信させた。

同時に、仮処分「決定」に至る司法周辺の脈略も見えてきた。『朝日』の8月13日付朝刊（五版A）に、五鬼上最高裁・事務総長が8月12日に、名古屋で開かれた労働関係裁判官会議に出席したあとで語った内容が載っていて、

「現在、追放に関する仮処分申請が東京、大阪、名古屋、仙台、小倉など11件にのぼっているが、これらの処分につき関係方面と折衝の結果、新聞放送関係の追放は各社が自主的にやったことだから、当然日本の裁判所で、裁判されるべきものと決定した」

――とある。

記事中、「関係方面」とは、当時の隠語で、ＧＨＱ（占領軍）当局を意味している。ＧＨＱネピアが、7・28を前に新聞各社を呼び付け「命令ではないが、命令だ」と強く刷り込んだ一件を指している。当然、会議では裁判所が決定すべき内容も教唆されていたとみて間違いない。小倉支部の決定は、そのあまりにも忠実な模範解答だったといえる。

これに先立つ8月3日には、同じＧＨＱから、民間情報教育局長・ニュージェント（中佐）名の声明が出ている。

時宜を得た措置

報道部門の赤追放

ニュージェント中佐言明

ニュージェント中佐

【総司令部民間情報教育局】三日特別発表【総司令部民間情報教育局長ニュージェント中佐】は司令部民間情報教育局の高級将校が「共産主義者および同調者」という、あまりに単純で、明解であるから、実質審理に入れば処置のしようがなくなる。したがって、本訴、あるいは労働委員会に向けての対策では、この矛盾を徹底追及すれば必ず活路が開けると、確信させた。

同時に、仮処分「決定」に至る司法周辺の脈略も見えてきた。『朝日』の8月13日付朝刊（五版A）に、五鬼上最高裁・事務総長が8月12日に、名古屋で開かれた労働関係裁判官会議に出席したあとで語った内容が載っていて、

「現在、追放に関する仮処分申請が東京、大阪、名古屋、仙台、小倉など11件にのぼっているが、これらの処分につき関係方面と折衝の結果、新聞放送関係の追放は各社が自主的にやったことだから、当然日本の裁判所で、裁判されるべきものと決定した」

――とある。

記事中、「関係方面」とは、当時の隠語で、ＧＨＱ（占領軍）当局を意味している。ＧＨＱネピアが、7・28を前に新聞各社を呼び付け「命令ではないが、命令だ」と強く刷り込んだ一件を指し

1950年８月４日付毎日新聞朝刊１面

日本新聞発行者および日本放送協会経営者が最近、その内部機構を再検討し、その結果、現在ならびに潜在的な破壊分子の解雇を命じたことは時宜を得た勇敢な措置であるばかりでなく１９５０年7月18日連合国最高司令官が吉田首相宛の書簡で「共産主義者が破壊と暴力の教義を宣伝するため公共の言論機関を利用する危険が明白に存在している」旨を述べた書簡の主旨にまったく合致するものである。

これも読む者が読めば分かる、という大事な証文になる。7・28後もネピアの「命令ではないが命令だ」という示唆をめぐって新聞経営の中には疑心が残っていた。仮に訴訟を起こされたときに本当に大丈夫か。命令なら、それだけで押し切れるが、そうでなければ責めを負う怖れが出てくる。声明は、そんな不安への安堵状といっていい。

続いて、この声明が新聞に載った8月4日、内閣総理大臣・吉田茂も、民自党総裁の談だとつくろった上で、

「わが国における共産分子は、最近とくに第五列的本性を暴露し、その売国的企図が明白になりつつある。われらは断乎これを排撃し赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」（要旨）

――と、断じている。これまた治安維持法時代の用語をそのまま使っての汚いののしりだ。

これら後世の視座からは、GHQ、政府、新聞経営者は、多少ぎくしゃくしながらも遺漏なく連携して打つ手を打っていたと分かる。そしてその枠の中に、司法もまた取り込まれていた。

小倉に続いて、10月5日には東京地裁（申立て37人）、11月15日には名古屋地裁（同9人）、12月22日には大阪地裁（同26人）がそれぞれ申立てを却下する決定を出した。

東京地裁の決定では、ニュージェント声明も交え

「今回の解雇は現下の情勢に照らし妥当であるばかりでなく、右書簡は経営者に対し、これらのものを何等の手続きを要しないで速やかに解雇すべき法律上の権利及び義務を与えたもの」

――とまで踏み込み、さらに「いっさいの国内法、労働協約等の定めにかかわらず有効」（抜粋）と断じている。

全くの政治裁判といっていい。裁判所が政治に侵され、自らも政治化して、真実の解明を放棄した。

半面、そうだとすれば逆に、徹底した事実の検証によって、動かぬ非を摘出するのが有効となる。解雇被害者は、改めて弁護士を招き、勉強会を重ね、本訴、および労働委員会に裁定を求めるための証拠、証言集めに根性を入れ直すことになった。

次は、そんな中の一つ、嶌信正の陳述書の下書きになる。司法関係で生で遺っている文書はほとんどなく、先の仮処分命令申請書と併せ貴重な文書となる。

いや、それだけでなく、ここには嶌信正の人間、新聞記者である嶌信正、人間の良心が赤裸に描かれている。少々いったりきたりの部分もあるが、生の証言として全文を収録する。内容は、次のテーマである労働組合との関りとも直接からんでくる。

【注】

・朝日での展開＝主として、『梶谷編刊』『朝日新聞労働組合史』『朝日証言録』によった。

・『梶谷編刊』＝朝日新聞のほか、NHK、毎日新聞、読売新聞、北海道新聞、共同通信での記録が収録されている。

・毎日新聞での展開＝主として毎日班冊子、毎日労組機関紙『われら』52号、『毎日労組史』、『社史』、『嶌刊』、『土井刊』によった。

・中央執行委員会＝当時の規約では、東京、大阪、西部（福岡県・門司＝西部本社所在地）、に支部を置き、全体の執行機関として中央執行委員会を置いた。各支部には支部長、支部書記長を置き、支部長は中央執行委

員会副委員長、支部書記長は中央執行委員会副書記長を兼務し、東京の支部長を中央執行委員長に選任するのを慣行とした。書記長は専任で、別途選任する。委員長、書記長は労協上組合専従となっており、委員長、書記長の常駐する東京の書記局を本部と呼んだ。

・小椋広勝「権力と新聞の自由」＝月刊『思想』１９６０年８月号１３２ページ所載

・『情報』＝言反同機関紙として１９５０年８月４日に創刊。Ｂ５判ガリ版刷り（『梶谷編刊』３１６ページから引用）。言反同の結成が８月９日なので、準備段階で先行したのかもれない。

・言反同の結成時構成＝「全新聞、放送単一、全労連、全金属、大化学労組、全造船、全自動車など全労連、産別系の民間労組と、民主主義擁護連盟系の文化団体などによって、『言論弾圧反対同盟』（言反または言反同）が結成された」（梶谷編刊99ページ）

・土井の記録＝文中「レッド・パージ」とあるが、当時の報反同では使われていない。『土井刊』の執筆にあたっての援用と思われる。

・大高修一の記録＝「レッド・パージと解雇反対闘争」（『朝日証言録』54～55ページ）から引用

・全新聞の声明＝『梶谷編刊』87ページから引用。全文の所在は不明。

・社会新報、労働の記事＝毎日班冊子から引用。原物は未確認。

・知識人の会＝毎日班冊子、平田哲男『レッド・パージの史的究明』などによると幹事長に中野好夫、幹事46人。中野によると、一党一派の機関でもなければ同志的結合でもないという。月刊『評論』の誌面などで活躍。同誌での記述によると「自由の擁護、戦争とファシズムの否定」を共通目標に月1回の会合で討論。レッド・パージに際しては東京地裁への申入れに続き、「思想と言論の自由に関して」と題する幹事26人連名での声明を発表、『世界』（岩波書店）１９５１年1月号に収録されている。巻末資料編２７２ページに一部略して収録。

・憲法の保護＝憲法第19条［思想及び良心の自由］　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

・憲法第14条［法の下の平等］＝すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

・労働基準法第3条［均等待遇］＝使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。

・労働組合法第7条［不当労働行為］＝条文とも１０７ページ参照。

・朝日新聞社説＝巻末資料編２７４ページに全文収録。言反同朝日班の反論が載っている機関紙『國民と共に』も併せて全文収録。

嶌信正陳述書

レッドパージで裁判所に訴る陳述書

編集局政治部　嶌　信正

一、職歴

昭和12（１９３７）年4月、京大文学部卒、激烈な入社試験に合格して毎日新聞大阪本社に見習生として入社、今回同時に解雇された今泉正浩、田村五郎両君とは同期生で見習生時代から甘苦を共にした親しい友である。

昭和12年7月、中国事変の勃発と共に東亜部勤務となり、戦時中は支那派遣軍報道部出向の後、南京、上海支局を経てマニラ支局に勤務し、比島マニラ新聞社に兼務、出向した。

昭和19年末、日本軍のマニラ市撤退と共に比島ルソン島北部を彷徨、昭和20年3月下旬、九死に一生を得て比島を脱出、内地帰

還し、東亜部に復帰す。同年7月、政治部に転属、外務省記者会に入り、終戦処理並びに外務省の取材を担当、政治部生活が始まった。

爾来、外務省記者会より昭和22年7月厚生省記者会に転じ、同年9月労働省が発足するや労働省記者会にも属し、厚生省並びに労働省関係の取材を担当、23年5月頃より、労農記者会に転じ、専ら労農運動並びに共産党関係の取材に従事、本年6月参院選挙終了後、国民民主党、運輸省関係の取材を担当する。

二、解雇を申し渡された当時の状況

私が解雇を申し渡された7月28日前後は第8臨時国会の末期で、地方税修正案をめぐり民主党は自民提携派と野党連合派に対立、党内は紛糾し、連日連夜取材に奔走していた。

殊に解雇を申し渡された前日の7月27日夜は民主党の最高委員会が芝の八芳園で開催され、その取材を終えて豪雨の中を帰宅したのは1時過ぎであった。

翌日28日も早朝国会に赴き、参議院に送付された地方税修正案の記事を執筆中、住本利男・政治部長より至急帰社の電話があり、今泉正浩、田村五郎両君と帰社するや、工藤信一良、三宅俊夫・両編集総務、住本部長立ち会いの下に、渡瀬亮輔・編集主幹から「共産主義者並びに同調者」と一方的に断定。即刻退社を申し渡された。

私には全く夢にも思わなかった出来事で、「何を証拠に私をかく断定するのか・私は共産主義者か、同調者か、一体どちらなのか」と一方的な措置に不服抗議しても、渡瀬主幹は「質問には一切答えられない」との冷たい返事であった。

私は大学を卒業して実社会に踏み出し、毎日新聞の碌を食むこと14年、青春の全てを毎日新聞社に捧げ、最近はとみに鬢髪白きを加えるに至ったが、第一線で働く良識ある毎日新聞の新聞記者であることを何より誇りとし、新聞の競争が日に日に激しくなってきた折柄、私は朝日、読売に負けない立派な、いい新聞を作ることに生き甲斐を感じ、愛社心も人一倍強いと自負していた。

それが全く寝耳に水の出来事と云おうか、会社幹部は全く一方的に私に「共産主義者並びに同調者」というレッテルを貼りつけ、私の墓場とさえ考えていた毎日新聞社の職場から追放した。

民主主義は何よりも個人の尊厳を重んずるが、世間では最も民主化されていると考えられている大新聞社である毎日新聞の会社幹部が取った今回の措置は、徳川時代の斬り捨て御免にも等しき抜き打ち処分で全く封建的、ファッショ的であり、憲法にも擁護された基本的人権を無視したものであり、会社幹部は朝鮮動乱初期の衝撃からいささか理性を失い、血迷っていたのではないかと思われ、私としては慣慨に堪えない次第である。

三、私のどこが破壊的暴力的か

解雇直前まで毎日新聞記者として外部で深く信用され、第一線で堂々と働いていた私のどこが公共の福祉を害し、かつ毎日新聞の存在を危うくし、企業を破壊する悪賀なトラブルメーカーであるか、全く了解に苦しむところである。

私は社内の組合運動では、いわゆる「左派」と称せられる立場にあったが、共産主義者でも同調者でもない。仕事の上では毎日新聞

の記者として極めて熱心なつもりであった。

例えば――

（イ）1年間に許されている年次休暇（年間20日間＝有給）についても政治部大半の同僚諸君が国会が終了した暇な機会に休暇を取ったのに対し労農記者は夏季攻勢、年末闘争等々、多忙を極め、終戦以来50数日と記憶する去年までの年次休暇を殆ど取っていない。たまたま本年になって座骨神経痛や次女の病気入院のため初めて休んだくらいで、私は毎日出社し、仕事に挺身するのを何より楽しみとしていた程である。

（ロ）また記事執筆の上でも毎日憲章やプレスコードに十分留意してきたし、部長あるいはデスク（政治部副部長）や編集主幹、編集総務等から注意を受けたことは一度もない、否かえって本年になってからも

（1）共産党コミンフォルム批判旋風をめぐる中西功氏除名事件

（2）民同系の3月攻勢激化などの記事では部長賞を授与されたりしている。

この点については解雇を申し渡された直後、住本政治部長が私と田村五郎、今泉正浩の2人に対し、「今度のクビ切りについては上の方でやったことで済まないと思う。殊に嶌君は昨夜民主党の最高委員会で夜遅くまで雨の中を働いてくれたと聞いて胸が痛かった」と気の毒がられ、仕事の上では深く感謝されている。

私たち部員とたえず接触し、日常の仕事を統率し、監督指導する部長が部員の一身上のことについてその前日まで預り知らず、日頃関係の薄い上級幹部だけで本人一生の浮沈を左右する重大な解雇措置を決めたとするならば、一体どういう事情や証拠、基準にもとづいて行われたのか、会社側は当法廷において明確にすることを要望する。

（ハ）私は長い間労働運動、共産党関係の取材を担当してきたが、これは私が自ら進んで希望したのではなく、部長の命令によって担当したのである。然るに今回の解雇では田村五郎、矢加部勝美両君をはじめ福本君から私に至るまで、労働運動、共産党関係の担当記者は殆ど全員解雇された。

こんな例は毎日新聞だけに限られたことで、「毎日はひどい」と云うのが当時の記者仲間における専らの評判であった。

労働運動、共産党関係の取材は戦後の新しい取材分野で、政治部でもデスクをはじめ部員の大部分は官邸、政党方面の取材を第一義とし、労働問題などは激しい労働攻勢が政局に影響を与えるような段階になるまでは殆ど等閑視する向きが多く、編集局でも労農記者会、共産党記者会に属していると、何か色目で見る人さえあった。

労働運動の取材については政治部の同僚、渡辺三樹男君が専ら民同系労組の動向をフォローし、私は主として産別、全逓等共産党系左翼労組の動きを中心に於いて労働運動を見、共産党については同僚の田村五郎君が国会、政党面は勿論専ら全面的に取り組み、私は労働運動の面から共産党の動向を眺め、表裏一体の関係で田村五郎君の取材に協力していた。

産別、共産党は昨年7月、一般商業新聞に「取材拒否」を声明したため、我々の取材は他の分野では見られぬ苦心を重ねてきた。私はこうした取材の関係で共産党員や左翼系の組合運動指導者には

友人、知己も多く、取材のため代々木の共産党本部に出入りしたことも度々ある。

しかしこれは我々が新聞記者である以上当然のことで、自由党を担当すれば、自由党の奥深く食い入ろうと努めるのと同様である。

新聞記者は信用こそ資本であり、どの方面を担当してもそこで信用されなければ十分な取材は出来ないと信じている。

私は産別、共産党関係に友人、知己が多くてもそれは仕事の上で当然であり、それだけ会社のために尽くしているのだと考えている。

私は労働運動や共産党関係の記事を書く場合にも十分な情報と事実に基づき、日頃勉強した見識と批判的精神を以て書き、新聞記者として良識ある立場と誇りは失わなかったつもりである。

私は毎日新聞の労働関係担当記者の殆どが解雇されたことについては全く了解に苦しむものであり、単に労働関係、共産党関係の取材を担当したばかりに「共産主義者」とか「同調者」に立せられては今後労働運動の取材を担当する記者はいなくなってしまうであろう。

我々が解雇された後、政治部で共産党関係の取材担当を命ぜられた同僚2名は一様に尻込みし、一度は部長に断ったと云うのも労働関係、共産党関係の取材担当記者の殆どが解雇された毎日新聞においては当然の心理的影響であろうと考える次第である。

レッドパージ後、共産党記者会の存続についてもクラブ総会でも論争が湧き、1、2の新聞社は存続に意味がなくなったとしてクラブから脱退したところもあり、今後のレッドパージで取材上最も深刻な心理的衝撃を受けたのは労働、共産党関係の取材の記者諸君で、これは毎日新聞の大量解雇が何より大きく影響していると云える。

（二）私は政治部内でも誰彼となく極めて親密に交際してきた。殊に24年5月、局付問題が解決して今泉正浩、橋本博両君が政治部に復帰してからは部内の左右対立とか、派閥などが生じないよう十分注意して行動してきた。

夕刻仕事を終えてクラブから帰社し、用事のない時はデスクに居合わす誰彼ともよく雑談したり、退社の途、麻雀などをすることも多かった。

私は前述のごとく組合活動から社内では「左派」と見られていたが、部会その他デスクや編集局内で酒を呑んだ場合でも破壊的暴力的な言動には十分注意し慎んでいたつもりである。

この点については政治部の先輩である福田一氏（現労務部副部長）がソ連から引き揚げ政治部で長い間内勤していた際、政治部で酒を汲み交わす時、私に対し「左派の連中（田村五郎、今泉正浩、私らを指す）は一部の奴から何だ彼だと云われているが、俺の目で見たところ、皆よく勉強している。仕事に熱心だ。それに先輩に対して礼儀を心得ている」と云ってよく盃をくれた。

私は氏のこの言葉を聞き、なかなかよく見てくれていると大いに徳としていた次第である。私が破壊的暴力的でなかった証拠の一つにこんなこともある。

朝鮮動乱が勃発した初期、北朝鮮の進撃が予想外にめざましく、国民が北朝鮮の南下に一大ショックを受けていた6月26日、27日頃のことである。政治部同僚の橋本博君が部会の酒で相当酩酊していたのか、部会散会後、編集局政治部の机に戻るや通り掛かった三

宅信夫・編集総務（当時整理部長兼務）を指差し、朝鮮の戦況を示唆してか、「あんたのような反動はもう暫くすると絞首刑だぞ」と怒鳴ったので、三宅編集総務はキッとなり、橋本博君に近づき一悶着起りそうになった。

私は橋本博君が相当深く酔っているのにびっくりし、三宅編集総務に詫び、橋本君を文化部の方の椅子に違れて行き、鎮撫したことがある。

翌日三宅総務は部長会で問題にし、橋本博君の失言事件は社内でも有名なものとなった。翌日夕刻、私が国会から帰社し政治部にいると、三宅総務が私の許に来たり、「嶌君、昨夜の橋本君の態度は一体何だね」と非常に憤慨しているので、私は「橋本君は昨夜相当酔ばらっていたようです。酒の上のことですからご勘弁願います」と取りなしたところ、三宅信夫氏は「君、酔っぱらい本性たがわずだよ」と腹に据えかねている様子なので、私は外務省クラブにいる橋本博君に電話し、事情を話して至急帰社するよう連絡した。

帰社した橋本博君に私は「三宅編集総務に詫びた方がいいよ」と忠告し、住本部長に対しても橋本博君と二人で昨夜の事情を説明、穏便に取り成してもらうようお願いしたりした。

私が破壊的暴力的でないことは、橋本君を私が扇動したのならいざ知らず、これを引き止め、事態の円満解決に努めたことによっても明らかであろう。

（ホ）私が解雇されるや社内外の友人をはじめ政党人、官僚、記者諸君から「君がアカとは全く無茶だね」「毎日は便乗が多いそうだね」とか、各方面で随分同情された。民主党担当の記者会である「桜田クラブ」はじめ、クラブの記者有志16君、民主党議員三木武夫氏はじめ、川崎秀二氏、小川半次氏ら27氏からも非常に同情され多額の慰問金を贈られた。

もし、私の日頃の言動に「アカ」だとか破壊的暴力的な点があったとしたら、保守政党である同党の代議士諸氏や桜田クラブの諸君からはこうした同情を蒙ることは全然なかったことと思う。

また、自由党の吉武恵市氏には厚生省労政局長時代から労働省次宮（当時）を通じ知己を得ているが、解雇当時、同氏も朝日新聞の後藤記者をはじめ労働省記者会（当時）で私と一緒に仕事をした共同の和田君や放送協会の平野記者らの諸君に「嶌君がアカや同調者とは思われない」と語り、今後の身の振り方についても配慮してくれていると聞いた。また、前大蔵省給与局長で国鉄、専売等公共企業体の労働関係の仲裁委員でもある今井一男氏も政治部の同僚の渡辺三樹男君に対し「労働評論で嶌君の書いたものは大抵読んでいるが、あれでアカとは無茶だね」と深く同情されている旨渡辺三樹男君から聞いた。

この外、解雇になって挨拶に行った先々の役人や代議士、各社の記者諸君その他からも随分同情され、慰められ、異口同音に「毎日新聞のやり方は酷いね」と云われたものである。

このように、私は毎日新聞記者として極めて信用のある記者であったと自負しており、日頃の言勤その他から「共産主義者並びに同調者」と見られたことや、公共の福祉を害し、企業の存立を危うくするような破壊的暴力的なところもなかったと固く信じている。

四、組合活動で取った私の立場

私は前述の如く毎日新聞の企業の存立を危うくし、またはその社会的機能の発揮を阻害する行動を取ったことは一度もなく、今回の措置には全く了解に苦しむところであるが、強いて思いを巡らせば、社内の組合活動において森口忠造・前委員長、磯江仁三郎・現委員長、仁藤正俊・書記長ら現組合幹部の右派諸君が取ってきた組合運営方針に対しては反対の立場にあることから、彼らから「左派」否「アカ」のレッテルを押されていること以外に考えられないので、私の組合活動の立場について述べたい。

私は終戦後、社内の民主化を徹底しなければ真実を伝え大衆に信頼される立派な新聞は出来ないと考えていた。

外見は最も民主化しているように見える毎日新聞社内の人事を見ても封建的な親分子分関係や派閥関係が大きく作用し、真に責任を自覚し、社員各自が協力して立派な新聞を作ろうという気概気風よりも出世主義、官僚主義の弊風が漲り、他人を陥れて自分だけがいい子になろうとする茶坊主が横行する現状である。

私はこれでは決して「いい新聞」は出来ないし、朝日、読売新聞等の大新聞との激しい競争に打ち勝っことも困難だと、社の前途を憂うる者の一人である。終戦後、朝日、読売新聞らと共に澎湃として起った新聞社内の民主化運動に私も前述のような考えから積極的に参加した。そして間もなく組合が結成されるに及んで、健全な組合運動こそが社内の封建性を打破し、民主化を推進する何よりの役目を果たすものだと考え、組合の運営にも積極的な関心を抱き、組合大会毎に政治部から代議員に選出された。

私が「左派」と見られ、社の一部幹部や森口忠造・前委員長、磯江仁三郎、仁藤正俊ら現組合幹部諸君から白い冷たい眼で見られるようになったのは、昭和21年10月における新聞の10月闘争からである。

（イ）10月闘争は、長期化していた読売新聞争議に際し当時の新聞単一労組が共同闘争に赴き、毎日新聞支部にスト指令を発したことから、社の重役幹部をはじめ部長、副部長等の取締役やこれに連なる一部組合員がスト決行に反対したのに対し、毎日新聞労組は全新聞の支部であり上部機構に我々の代表（当時、牧野純夫君が全新聞の書記長その他の執行委員も送っている）を送っている以上、その決定に従うべきであるとの意見が対立、社内は騒然とした。当時の政治部（部長・高橋司三治氏、後の西部本社編集総務）の部会でもスト可否をめぐって議論沸騰した。当時の闘争委員会には政治部から光田善行君が闘争委員長、今泉正浩君が支部書記長、田村五郎君が闘争委員に出ており、私は当時の支部代議員大会や部会ではスト支持派の立場を取っていた。

代議員大会や闘争委員会もスト決行の可否をめぐって左右対立したが、10月7日夜の闘争委員会で今泉書記長がスト決行可否の採決を断行するやスト派がわずかに過半数を制した結果、反対派は池松文雄・支部長以下退場し、組合は事実上分裂状態に陥った。残留闘争委はスト指令を発するや森口忠造、磯江仁三郎ら会社側スト反対派と深刻に対立し、同夜深更、社内にあった組合事務所から追放されるに及び、翌朝電産関東本部に籠っていた読売新聞争議団に合流するに至った。

私はその夜帰宅したため、このような事情は翌日朝出社するに及んで知ったのではあるが、会社側とスト派の深刻な対立を見て、このまま放置すれば読売新聞争議の二の舞になることを恐れた。

そこで、今回解雇された菅沼勝太郎及び森下春一（当時特信部、前労働評論編集長）森本太真夫（当時経済部、後にラジオ日本）の三君と事態収集に奔走した。

すなわち、電産本部に籠城したスト派に対しては社内復帰を説くと共に、当時主筆であつた永戸政治氏（追放、現在解除）や、渡瀬亮輔・編集局次長（現編集主幹）ら会社幹部に対し読売新聞の二の舞にならぬよう説き、〃スト打切り〃一切処罰せぬことを条件にスト派の会社復帰を要請、両者の斡旋に努め、事態の混乱を収拾した。このことは永戸政治・主筆、楠山義太郎の両重役から大いに感謝され、菅沼勝太郎、嶌信正ら4名は12月頃、昭和通りの「大作」料理店に招かれ、その労をねぎらわれたものである。

（ロ）この10月闘争を契機として社内の左右対立はますます激化し、昭和22年1月国鉄を中軸とした2・1ストを転機とする組合運動の転換期を迎えたが、我が毎日新聞労組も左右の組合主導権争いが激化するに至った。

佐倉潤吾氏（現論説委員）、森口忠造氏（現事業部長）及び磯江仁三郎現組合委員長、仁藤正俊・書記長ら現組合幹部等右派の諸君は、会社側と謀って産別系に属していた新聞単一労組から脱退を策し、22年5月大阪で開かれた全国大会で毎日新聞労組は遂に新聞単一から　脱退するに至った。

私はこの間、支部組合大会に代議員に選出され、出席する度に新聞単一脱退反対の立場を取って発言した。

新聞単一脱退後の我が毎日新聞労組は森口忠造、磯江仁三郎君ら右派の諸君が地方機関の支局長達と組んで完全に組合の主導権を握り、会社側は同年5月組合運動に積極釣に活躍した牧野純夫君以下11君を局付に左遷し、いわゆる局付問題を惹起するに至った。

この頃から我々「左派」のレッテルを貼られた者は、会社幹部や右派の組合幹部諸君からはすっかり冷たい白い眼で睨まれる状態となり、日を追うに従って、「左派」から「アカ」とか「共」と陰口されるに至り、時には編集局内で酔っぱらいの右派諸君から「こら共産党ッ」とからまれることさえあった。

牧野純夫君ら局付に左遷された11君は都労委に労組法11条違反として提訴し勝利を得るに至ったが、私はこの都労委審議に際しても、今泉正浩、光田善孝、橋本博君ら政治部同僚のために会社側の意に反した証言書を提出したり、組合大会では局付け問題の早急解決を迫ったりしたため、田村五郎君と共に政治部における左派の残留分子としていよいよ白眼視されたように思う。

私はこうした行動は終戦後の昂揚期から2・1ストを契機として転換期に入った組合運動の過渡期の段階にあって、部内から選ばれた代議員として組合大会において良心に恥じぬ当然の組合活動を行ったまでであり、破壊的暴力的な行動をみじんも行った覚えはない。しかも私が組合結成以来、政治部から代議員として大会毎に代議員に選出されたのは部員同僚の信頼が厚かったためであり、私の主張を支持してくれたからに他ならぬと信じている。

私はまた新聞記者としての社の仕事と組合活動の関係について

は社務、組合活動は組合活動とハッキリ区別して行動してきたつもりである。

（ハ）局付問題が昭和24年5月に2年振りで解決し、今泉正浩、橋本博の両君が政治部に復帰するや、私は10月闘争当時の如き部内の左右対立や、派閥関係等が生ぜぬよう十分注意し、部の同僚たちにも話して部内の融和に努めてきた。

また部員の諸君も局付組を心よく迎え、住本部長を中心に皆気持よく仕事をしてきたし、左右の対立意識も全くなくなっていたと考えている。

組合の大会の局付問題が解決後、代議員に選出されて出席しても磯江仁三郎君ら右派の組合幹部諸君が地方支局長勢力と組んで大会の主導権を握ってからは、大会で如何にまじめな討議を行っていざ採決となると、支局長が握っている地方支局代議員の委任投票のため民主的な採決（形式的には民主的である）は望めず、大会に対しても次第に関心が薄らぎ、殆ど発言もしなくなったし、組合の現状に対しても次第に無関心となり、ここ1、2年は専ら新聞記者として第一線で活躍することに生き甲斐を感じ、社務に精勤していた次第である。

【注】

・毎日憲章＝1946年2月制定。戦後、毎日新聞の社告「本社新発足」に基づき、規範として定めた。主筆の主宰で小委員会を設けて起草、各本社各局各部での討論から積み上げ、役員会で決定した。次の5項からなる。

一　毎日新聞は言論の自由独立を確立し真実迅速なる報道と公正なる世論の喚起を期する

一　毎日新聞は全従業員の協同運営により社会の公器としての使命を貫徹する

一　毎日新聞は社会正義に立脚し自由、人権、労働を尊重する

一　毎日新聞は民主主義に則して文化国家の建設を推進する

一　毎日新聞は国際信義に基づき世界平和の確立に寄与する

・プレスコード＝1945年9月19日、GHQが「言論及び新聞の自由に関する覚書」を以て新聞各社に命じた報道規則。新聞法など戦前からの報道規制を一切廃棄させる一方で、占領政策への批判を封じる狙いで指令した。巻末資料編280ページに全条収録。前後して検閲も始めている。

・産別＝全日本産業別労働組合会議。77ページ参照。

・朝鮮動乱＝朝鮮戦争。1950年6月～53年7月。北朝鮮（北朝鮮人民共和国）と韓国（大韓民国）が軍事境界線の北緯38度線を越えて攻め合い、韓国には米軍主体の国連軍、北朝鮮には中国の義勇軍がついて、事実上東西冷戦の代理戦争となった。休戦協定の調印によって戦闘はやんだが、戦争の終結には至っていない。

・10月闘争＝当時は、賃上げ、労働条件等の要求闘争を10月に集中して行っていた。中で、1946年の場合を特定していうこともある。この年は第2次読売争議と重なり、読売支援を込めゼネストを組んだ。このため「新聞ゼネスト」とも呼ぶ。78ページ参照。

・読売新聞争議＝1945年10月の第1次、翌46年6月の2度にわたる争議。78、141，143ページほか参照。

・局付左遷＝「三瀬・局付事件」と呼ぶ。11君とあるは9人の誤り。

第三章　権力に加担した労働組合

7・28に至る背景

レッド・パージの展開には、労動組合が何層にも入り組んで深く関わり合っている。日本の労働組合は、戦争政権によって壊滅させられたあと、戦後、ポツダム宣言に基づくＧＨＱの占領政策によって復活した。ＧＨＱの狙いは、日本が二度とアメリカの脅威とならないよう、軍事力をゼロにし、軍事国家をもたらした勢力を潰し尽くすため、対抗勢力をつくり出すことだった。

当初、その意に叶ったのが、共産党と同調群。ＧＨＱによる超法規指令（マッカーサー10・4覚書）によって徳田球一ら政治犯が一斉釈放されて10日後、再刊された共産党機関紙『赤旗』（当時）は、天皇批判で視座を鮮明にすると共に「アメリカ軍が日本を民主国家に解放した」とＧＨＱへの共感を掲げた。

先にも紹介のオプラー（ＧＨＱ法制課長）による「共産党員は例外なしに、占領軍が排除すべく命じられた全ての勢力、即ち戦争首謀者、封建主義、財閥その他の勢力と戦ってきた日本の唯一のグループであった。……かくて、連合国最高司令官がまず日本民主主義化の任務を負っていることに照らすと、彼等は占領軍の目的を支持し、さからったりしない限り、共通の敵に対する幾分信用のおけない同盟者とみなされた」との談は、初期ＧＨＱの明快な本音といえる。

ＧＨＱが日本政府に指示した民主化の眼目は、女性の解放（男女同権）、労働組合の助成（団結権）、教育の自由化、専制政治の廃止、経済の民主化と多々あるが、中でも労働組合の助成は、労動３法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）の制定を軸にして強力に進められ、文字通り雨後の筍となった。既に、８・15を遡る１９４５年２月には世界労連（ＷＦＴＵ）が発足しており、この眼鏡にかなう筍集団をどう結成させるか、これが占領政策の実績を示す喫緊となってくる。

●新聞単一がさきがけ

このさきがけを果たしたのが新聞単一（日本新聞通信放送労働組合）。日本中の新聞労働者を一つに取りまとめたから「新聞単一」と呼ぶ。全国各地の新聞社でそれぞれに発足した労働組合を一本化し、各労組を「単一」の支部に再編成して、１９４６年２月９日に結成大会を成功させている。委員長に朝日の聴涛克己、副委員長に読売報知の鈴木東民、書記長に毎日の牧野純夫、33支部をもって発足した。通信は、時事、共同の２支部、放送はＮＨＫ支部。同年８月末には52支部３万９７７人に達している。

新聞単一は、発足と同時に、他産業の労働組合に向け、全国連帯組織の結成を呼びかける。これが産別（全日本産業別労働組合会議）で、８月19～21日の結成大会をもって成立している。新聞が先駆けとされる所以でもあり、加盟21単産１６５万人、初代議長には聴涛が就いた。これより先、８月１日に、戦前からの総同盟（日本労働組合総同盟）が復活していたが、組織人員において産別が総同盟の倍を超えていた。

これが戦後日本の労働運動の草分けとなるが、出足の良さに反して、あとは順風満帆とならない。後講釈を先にすれば、頭先行で足腰の鍛えが全くなかった。一番の弱点は企業利益を優先する帰属意識の強さで、まず儲け、それから分配という考え方が根強く、企業の枠を超えて連帯するという考え方に馴染めなかった。

とくに軸となるはずだった新聞が度し難いまでの身勝手体質にはまっていて、協調精神に乏しかった。部数拡張を至上とする過当競争体質にどっぷりで、記者たちも（特ダネの）抜いた抜かれたに血道をあげ、とても単一気運にはなれない。当時、朝日支部の副委員長だった村上寛治は、後年「新聞単一は個人加盟の産別組織だが、実態は企業別組合の集合で脆弱だった」と苦言している。

●足腰の甘さ

弱みは、単一が発足して半年と経ない１９４６年６月半ばに現われる。嶌陳述書にもある「第２次読売争議」下での読売支部の脱落だ。火付けは、（プレスコード違反を口実に）編集局の共産党勢力に鉄槌を打込んだＧＨＱ。これが編集権を握る鈴木東民・編集局長らと、これの奪回を狙う社長らの権力闘争に転化し、４カ月にわたる消耗の末、鈴木編集局の基盤である単一読売支部が切崩されて争議も敗退に追い込まれた。ＧＨＱの恫喝によって社長支持派が企業意識に燃えた結果といえるが、単一の足腰の甘さも露呈した。

さらに半年後、次は毎日支部が脱退する。引き金は、１９４７年の歴史に刻まれた２・１ゼネスト瓦解。毎日支部の執行部はもともと企業志向で、前年の読売争議でも支援を嫌っていた。一方の単一執行部は理念先行で、当時の年次集中闘争だった「10月闘争」に読売支援を組込み、無期限の新聞ゼネストを構えたが、直前になって恃みの朝日支部が腰砕けとなり、毎日支部でも同じ空気が蔓延した。「（もしスト中に）競争紙が発行するなら（多大の企業損害となるから）ストはやれない」との疑心暗鬼にかられてのことだ。

毎日支部としては、この不快な記憶を引きずったあげくの２・１ゼネスト瓦解だったからひと思いに単一に見切りをつけ、さらには単一潰しに出たのが本音だった。

表向きの口実は、規約改正。①産別加盟の義務付けを廃止する②個人加盟を団体加盟に変える――の２点で、仮にこれが通ったら単一の骨格が変わる仕掛けだから、到底、提案が通らないことを見越している。折から開催中の定期大会（３月27～28日）で即刻採決するよう迫ったが、収拾策のない大会は採決延期を議決。毎日支部は既定方針通り、と脱退を宣言し、退場した。

社長と社員が差し向かいで対決したら社長が強いに決まっている。この罠にはまっているから労働者の待遇がよくならない。だから２人、３人と肩組んで、社長と同等くらいの力を蓄えて利益分配の話をしよう。これが万国の労働者、団結しよう、だ。

同様、せっかくの団結が企業別の枠内にとどまっていたら、やっぱり強大な資本と対等になれない。だから、生活実感が共通する職種ごとに企業の枠を超えて団結しよう。これが産別万歳、だ。

それは頭では理解できる。だが、頭で学んだことが一気に実現できると、指導層の中にそんな錯覚がなかったかといえば、さて、どうだとなる。

個々にとっては大きければいいというものでもない。朝晩顔合わせ、昼の弁当箱を覗き合う仲ならば、阿吽でも事が決められる。だが同じ程度の話でも遠くで決められて降りてくれれば頭ごなしと映る。ここをちょっと変えてくれと注文つけても、やたら時間と手間がかかり、誤解も挟まる。常に誰もが歓迎の結果が出てくればまだしも、頓挫、瓦解が相つげば、なんだ、となる。

加えて新聞は産別の中で、あまり居心地よくはなかった。何かといえば、ブル新、となじられた。ブルジョア新聞、財力で権力までを握ったブルジョアたちの新聞という非難だ。確かに、新聞は戦争を推進し、煽りもしたことは事実であり、戦後も、七分三分で、権力側の言い分を濃く載せ、それを肯定する視座を隠さない。しかも当の新聞人たちはそれを余り自覚もしておらず、むしろ誇りにしている。ことが捩れるときは、こういうことも増幅される。

さらに、一度亀裂がはいると虎視眈眈が見逃さない。読売の場合は、苛烈な第2次読売争議を経る中で、企業協調路線の読売新聞従業員組合（読売従組）が結成されたが、並行して経営は単一当時の活動家11人を左遷し、従組の基盤固めに手を貸している。ＧＨＱによる火付け自体が単一潰しの一環であり、これを奇貨とした虎視眈眈の読売経営にとっては、追放された正力家への恩返しともなる予定調和の作戦だったことになる。

毎日の場合も同じだ。脱退後、毎日新聞社労働組合（毎日社労）の結成に向かう（結成は5月15日）が、並行して経営は単一当時の活動家9人に対し、解雇1を含む左遷人事を発令している。三瀬・局付だ。毎日の場合は、単一脱退を実現できたとはいえ、組織内には依然単一支持派も相当勢力あり、左遷人事はこの勢力を押し込み、社労派勢力を強化するための経営からの梃入れだった。

●全新聞へ衣替え

一方、読売、毎日の抜けた新聞単一は、「単一」とは言えない組織運営に追込まれる。表、建前はともかく、読売、毎日を取込める組織形態を考えざるを得ない。そこから内々の打診を経て浮かんできたのが全新聞（全日本新聞労働組合）への模様替えだった。

これは、紆余曲折しながらも１９４８年7月には結成に至る。だが、結局、毎日は加盟しなかった。いや、最初から単一の身代わり組織に加わる気はなかった。経過の中では改めて「個人加盟」を持ち出したり、『アカハタ』の排除を条件にしたりと気を持たせはしたが、これも全新聞が受け入れないと見越してのことだ。

しかし、新聞単一としては、後戻りはできない。毎日とは破談になったが、読売の復帰はなったことで一応の名分を得た。①個人加盟（単一）の維持②産別加盟は見送り全労連傘下に入る③『アカハタ』支部はつくらない（自主辞退）――を基本合意とし、１０２支部・２万５８２０人の組織をもって新発足した。

だが、矛盾を抱えての組織は、またすぐ綻びる。今度は同じ大手の朝日支部。全新聞結成直後の10月闘争でのストをめぐって支部内の脱落が相次ぎ、小規模多数の分立を経て、翌49年9月には3組合並立の分裂状態となって定着する。全新聞としては、朝日支部の看板は残せたものの４００人台にまで落ち込んだ。朝日の全体規模は６０００人だったから1割にも満たない存在となった。

前後して、読売支部が再び脱退に走る。きっかけは、同年7月15日に起きた三鷹事件での紙面批判。読売の紙面に載った電車の運転台の写真に対し、全新聞本部の編集になる機関紙が「想像によってつくりあげたもので全くの虚構」と断じたことに読売支部が猛烈に反発、結局、収拾つかず、8月23日、脱退した。連鎖脱退も重なり、全新聞は84支部約1万6000人にまで縮まった。

一方、大手3紙の間では、読売の再脱退を機に、全新聞とは別の連合組織を持とうとの動きが進む。新聞単一を脱退して企業枠内での支配権を確保したものの、労働界、あるいは新聞業界、さらには政治・経済を視野に入れた社会的存在として発言し、また便宜を共有していくには、単組と単組では限界があると知ったからだ。競合するところは競合しながら共通の利益は確保、である。

●反共連合

そんな折、頭ごなしに降ってきたのが共産党排除のマッカーサー書簡。1950年6月6日の中央委員追放、翌7日の『アカハタ』編集幹部の追放、同26日の『アカハタ』30日間発行停止、そして7月18日の無期限停刊。5月3日の声明で共産党の非合法化もありうることを予告して以来、じわじわと固め、いよいよGHQトップが反共を前面に押立てたことを周知させる書簡でもあった。

この第3書簡の前日には朝鮮戦争が起きている。振り返れば事変を予期し、極東戦時体制を睨んでの地均しだったと分かる。この時点では既にアメリカ第7艦隊の増強も済んでおり、いつ勃発しても対応できる態勢にあった。ここでGHQが怖れたとすれば、兵站基地である日本で起こるかもしれない戦争批判だった。

全新聞に対抗する「新聞労連」（日本新聞労働組合連合）の結成は、まさにこのさ中で進められ、GHQの歯車の中に組み込まれてもいたと知れる。毎日の主張する「団体加盟」にも異論は出ず、関東地域の中小労組からの賛同も広がり、目の敵にした『アカハタ』が事実上の廃刊処分となるのを尻目に結成大会（6月30日）を開き、14組合1万800人が集合した。

単一・全新聞からみれば分派であり、労働運動の王道からは鬼っ子と言わざるをえない。しかし、数のうえからは全新聞ときっこうする勢いとなり、やがて、全新聞の衰退とともに、その受け皿ともなる。併せて結成の経過から反共色が濃く、この面でも全新聞との違いを際立たせる存在となった。

この新聞労連と同時並行する形になったのが「総評」（日本労働組合総評議会）の結成。主力となったのは「民同」（民主化同盟）で、既に国労（国鉄労働組合）での主導権を握るなど、既存体制の中で民主化を唱え、勢力を得てきている。民主化の矛先は産別指導部で、「政治性に先走って労働者の要求に寄り添っていない」と責めたてた。政治性とは共産党の政治活動を指しており、民主化とは共産党による党派支配の打破を指している。

視座を変えれば、戦後労働運動は、共産党との距離感で動いてきた。戦後いち早く指導性を発揮し各界で牽引力となったのは共産党であり、社会各層に浸透したことは、反共勢力も認めざるを得ないところだ。いわば、そんな先行環境の中にあって、個人も、群れも間合いをはかって自分の、あるいは自分らの立ち位置を定めて、そ

こから連帯し、反発し、妥協してきた。そういう膨らみ、あるいはせめぎ合いの中で、共産党を嫌う勢力が共産党を排除して指導部を形成し、連合体を組織するに至ったという意味では、新聞労連の動きが大きな潮目になった。

さらに裏を解けば、この流れはＧＨＱの産業・労働政策とも歯車が合っている。既にアメリカ主導の戦後経済の建直しは、戦勝国による施し型から、自立再建を強いる硬質路線に転じており、そこから苛酷な経費削減・人員整理が進行し、この過程で産別指導部が狙い撃ちの追放にあい、民同進出の土壌となっている。

それが産別の自壊が早まる中でいよいよ勢いを強めてきた。新聞労連発足から10日後の7月11日、反共連合組織としての総評が発足している。

●ＧＨＱの変貌

ＧＨＱ自体、同じ看板ながら、気がつけば初期ＧＨＱから一変している。占領軍を解放軍に擬した『赤旗』の錯覚はともかく、軍国・旧体制の解体、戦後民主化等々の推進はＧＨＱの存在と切り離せない。憲法はじめ民法、労働法、教育基本法等とポツダム宣言の具現に正面から取組んだのは、後世、進歩派あるいはニューディール派と呼ばれた文民を含む一群だった。この一群が順次離任・帰国し入れ替わって入ってきた幹部軍人に共産党嫌いが多かった。

戦後日本の政府にとって、一番の衝撃は超法規指令10・4覚書だった。この章の冒頭に出た１９４５年10月4日の「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」で、「人権宣言」とか「権利章典」と呼ぶむきもいる。これで内閣が一つ潰され、後継内閣は千年の怠慢を一夜で償う勢いで、旧・軍国体制の解体と新・民主体制の構築を迫られた。

全共産党員を含む政治犯は釈放され、それぞれに政治、経済、社会、そして生活の場で先鋭となって働き始める。ＧＨＱは、これを妨げることなく、旧・軍国体制を内側から壊し再起不能とさせる存在と位置づけ、梃入れさえしている。この異色の連携がどのあたりで、なぜに、変貌へと転じたのか。

『朝日証言録』の冒頭論考を担当した新井直之は、かなり早い時期にポツダム宣言の季節は終わったとみる。同論考で新井が注目するのは以下の出来事だ。

▽１９４６年2月＝ＧＨＱ政治顧問ジョン・Ｋ・エマソンに帰国命令が出され、参謀長サザランド中将が失脚。エマソンはＣＩＣ隊長エリオット・ソープ准将による信頼のもとで、軍国・旧体制の解体、民主化推進に腕をふるい、また共産党員ら政治犯の釈放や野坂参三の帰国に力をつくした。エマソン帰国の2カ月後、ソープも帰国し、そのあとはＧⅡのウィロビーが兼務している。

▽同年4月7日＝幣原内閣打倒人民大会に集まった民衆が大会後首相官邸に押しかけた。これに警官隊が拳銃を抜いて発砲。さらに米軍の装甲車6台が出動して砲を民衆に向け、ＭＰが棍棒をふるって民衆を追い散らした。

▽同年5月19日＝食糧メーデーに集まった民衆が集会後、米よこせデモとなって首相官邸に押しかけ、隠匿食糧の放出と折から組閣工作中の自由党総裁・吉田茂に組閣中止を要求した。官邸は4台

のジープに分乗してきたＭＰによって守られ、デモを阻止した。

▽同年同月20日＝マッカーサーが声明。「大衆的暴力増大の傾向と肉体的脅迫手段とは、日本の将来の発展に重大な脅威を与える」と警告し、武力介入をほのめかした。これによって吉田はマッカーサーの支持が得られたと確信、組閣を完了した。

これら事実をもとに、新井は「初期の対日占領政策――非軍事化と民主化とが、１９４６年２月から春にかけて１８０度転換したことを示す。それは日本の独占資本主義を復活し、日本を政治的にも軍事的にも反共の防波堤とする政策への転換であった。この背景には、反ファシズムの一点から戦争に共同で参加した米・ソのハネムーンの時代が終わり、冷戦の時代がはじまろうとしていた国際情勢がある」と、論断している。

この間の空気の変化を外国人の目はどう見ていたのか。この一端を証明するものとして、新井は、当時、『シカゴ・サン』の特派員として取材していた作家マーク・ゲインの一文を引用している。少し長いが、呼吸、色合いがよく分かるので孫引きしておく。

ゲインの一文も、戦後日本の民主化に手を尽くした民間情報教育局長のケネス・Ｒ・ダイク（准将）が日本を去った日（１９４６年５月27日）を引き合いに書き出している。

ダイクの帰国は、日米の政治的蜜月の終結とほぼ時期を同じうする。私が日本に到着したころは、ダイクの部下の若い将校たちや日本の経済、労働乃至は行政を担当する将校たちと語り合うことは一種爽快な感じを受けたものだった。

彼等は日本民主化の青写真をつくる設計者だった。彼等は小作人に土地を与え、戦争犯罪者を政府から追放し、日本国民に人間の基本的自由を保証する尊敬すべきいくつかの指令を書きあげた。

こういう理想家たちは一人ずつ姿を消して行った。ある者は家族や生れ故郷のにおいや音が恋しくなって帰った。失望から帰国したものもあった。無理矢理に追出されたものすらあった。

そして、その後釜には、より「信頼し得る」将校たちがすえられた。日本統治を文官の練達者の手に委ねようという議論はいままでもしきりに行われた。しかし、米本国で任用された文官はここへくれば、彼等をがっかりさせることには、佐官や将官の専制的支配の下におかれるのだ。「高級将校（ブラス）」たちが厳然とガン張るにおよんで改革の精神は死滅した。残されたのは、華かな修辞だけだった。

ダイクの業績では、第１次読売争議で、社主の正力松太郎を戦犯として追放し、争議の帰趨を決定づけたことで知られる。その後任となったのが同年５月就任のＤ・Ｒ・ニュージェント中佐で、前後して新聞課長がロバート・バーコフからドン・ブラウン中佐に交代している。いづれも反共派で知られ、新聞課の古株インボデンを勢いづかせている。

入れ替えはさらに続き、47年９月には財閥解体に尽力したエリノア・ハドレーが帰国、翌48年12月には民生局の次長チャールス・ケーディス大佐が帰国、これでニューディーラーは一掃ということ

になった。
　ＧＨＱの色合いの変化は人の入替えによって証明されるということか。半面、ゲインの観察を基にすれば、変貌というよりはダイクらが離任するまでのわずかな期間が異例だったとも思わせる。だとすれば、ダイク後のＧＨＱが本来の素顔なのかもしれない。
　とまれ、そのわずかな期間の間に、戦後民主化の骨格が固められたのだから、この異例は怒涛の季節だったことになる。

●ＧＨＱ下の政府

　占領下の日本政府は、ポツダム宣言に基づく「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」（対日初期方針）によって規定された。ポツダム宣言にしても対日初期方針にしても、その本質は勝者による敗者への絶対命令であって、敗者にとっては絶対不可侵の超法規だった。そのうえ占領の主体は連合国あるいは連合国軍だが、実態は米軍であることが明記されている。
　占領下日本政府の位置づけは、同方針の第２部（連合国の権力）の２（日本政府との関係）に明示されている。翻訳文は煩わしく難解なので要点をもって検証する。
・天皇および日本政府は、一切の権力を有する最高司令官に隷属する。（最高司令官は米国の任命による）
・日本政府は最高司令官の指示の下に国内行政事項に関し、通常の政治機能を行使することを許容される。ただし、この方針は日本の統治形式を利用するものであって支持するものではない。
・封建的または権力主義的傾向を修正する統治形式の変更は、日本政府によると、日本国民によるとを問わず、許容され、支持される。右の変更にあたり、変更に反対するものを強力をもって抑圧する場合、米軍は占領目的の達成を保障するに必要な限度において干渉する。

　これでもまだややこしいが、まず「最高司令官」が唯一の統治者であること。間接統治の方式をとるが、日本政府を信認するのではなく、単なる道具として扱うこと。したがって勝手な判断や忖度は許されず、命じられたことを命じられたように執行する。
　ややこしいのは３項目。要は、軍国体制および旧体制を壊すのは大いにやれ、それは政府だけでなく、野党も企業も労働組合も市民団体も大いにやれ、反対するものがいたら多少の強権をつかって抑え込んでもいい、ということのようだ。
　ただ実際の運用では、ここが変貌とかかわってくる。踏み込んでいえば、共産主義に対する初期ＧＨＱの見立て違い、といってもいい。もともとＧＨＱの中には一貫して反共のＧ２（参謀第２部）と労働組合育成の経済科学局系の容共がきっこうしていた。これが第２次読売争議の終盤あたりから反共が大勢となってくる。
　その当初見立てからは、年々、目に余ったのが共産党。身の程忘れて占領政策に盾つき、いまやソ連の下働きをしていると映る。
　既に米ソを両極とする東西冷戦の中に入っており、その中でまるで革命前夜とでも思い違いしたかのような、２・１ゼネストへのなだれ込みようから、直近の朝鮮戦争での批判ぶりまで、一歩退いてもオプラーのいう「幾分信用のおけない同盟者」が、「全く信用の

おけない存在」になってきたことを証明している。軍人たちはそのように断じていたに違いない。

その視点からすると、3項はほとんど骨抜きにされてきた。新井直之の論考では、既に、１９４６年4月の幣原内閣打倒大会後の官邸押しかけに対し、ＭＰが棍棒を揮った時点で、3項を踏みにじっていると断じている。以来、労使紛争で経営側を守るために米軍が出動するのは当たり前の風景になっている。

また、2項からみれば、吉田内閣は過保護といっていい手厚いＧＨＱの支援を受けている。

46年4月の戦後初の総選挙では自由１４０、進歩94、社会92、協同14、共産5、諸派38、無所属81（計４６４）となって多党分立。第1党の自由は総裁・鳩山一郎を首班候補に立てたが、これを嫌ったＧＨＱが鳩山を公職追放して潰し、ここで後任に吉田茂が急浮上してくる。

一方、政権の主導権争いでは、一時、社会党を首班とする民主政権が浮上したが、閣外協力で共産が入っていたことから、ＧＨＱ首脳が難色、対日理事会で議長のアチソン（アメリカ）が「共産主義を歓迎しない」と発言して、事実上潰した。

この結果、吉田を首班とする自由、進歩両党の連立が有力になったが、米よこせデモの民衆が嫌い、一時は吉田も断念した。ところが先に触れたマッカーサーの大衆デモを「大衆的暴力」「肉体的脅迫」と決めつけた声明が出て一転する。裏に込められた真意は大衆デモと結合する左翼政権は実力で潰すとの示唆だ。

これを、先のマーク・ゲインは「吉田への突っかい棒」と表現した。吉田は、外交官としては欧米協調路線のハト派をまとっているやに見えるが、本性は終始一貫反共の反動保守に他ならない。レッド・パージにあたっては、党総裁を装いながら

「わが国における共産分子は、最近とくに第五列的本性を暴露し、その売国的企図が明白になりつつある。われらは断乎これを排撃し赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」

――と、吠えている。

ＧＨＱはこの吉田茂を占領初期から間接統治の首班として認知し、さらに支持していくことになる。一言でいってＧＨＱと吉田政権は阿吽で通じる双生の関係とみて間違いない。

以上が、レッド・パージの前夜。きわめて粗いものの、7・28に至る背景の概略となる。

【注】

・ＧＨＱの超法規指令＝10・4覚書。第三部１７０ページ参照。
・ＧＨＱの民主化指示＝東久邇内閣の総辞職をうけ、10月9日に急遽組閣した幣原内閣の首班・幣原喜重郎がマッカーサーを訪ね、その場で指示を受け、同内閣の基本施策となった。
・世界労連＝世界労働組合連盟。World Federation of Trade Unions WFTU　１９４５年、パリで56カ国の代表が参加して結成。49年に反共派が脱退して国際自由労連を結成した。
・村上寛治談＝『新聞と戦争』（朝日新聞出版刊）５１７ページから引用
・読売報知＝当時、読売の題字は『読売報知』で、『報知新聞』を吸収合併したことによる。第2次争議のさ中に『読売新聞』にかえた。
・2・1ゼネスト＝戦後労働運動の最初の高まり。戦後窮乏を打開する賃上げ要求を主体に官公労、産別、総同盟が結束、１９４７年2月1日を

期して統一ストに入る体制を組んだが、直前の1月31日、占領目的に反するストだとしてマッカーサー命令によって中止させられた。
・毎日の左遷人事＝「三瀬・局付事件」のこと。第一章小林登美枝の項など参照。
・東久邇内閣＝敗戦処理を使命に、皇族で防衛司令官を務めた東久邇稔彦を首相に組閣。マッカーサーの信認を得ていたが、10・4覚書で一転、総辞職に追い込まれた。第三部第三を参照。
・降伏後に於ける米国の初期の対日方針＝米国務省、陸軍省、海軍省が共同作成し、1945年9月6日に大統領の承認を得て連合国軍総司令官マッカーサーに送付された。同22日、米政府が公表。巻末資料編278ページに主要部分を収録。

【用語】
・新聞単一あるいは単一＝日本新聞通信放送労働組合
・産別＝全日本産業別労働組合会議
・総同盟＝日本労働組合総同盟
・読売従組＝読売新聞従業員組合
・新聞労連＝日本新聞労働組合連合
・総評＝日本労働組合総評議会
・民同＝民主化同盟
・対日初期方針＝降伏後に於ける米国の初期の対日方針

7・28の労働組合

再び7月28日。こんどは、労働組合の視座から解雇通告をみることにしよう。おりから新聞労連、総評が発足して2週間余という時期にもあたる。

毎日では、経営側が、個々の解雇者へ通告を始めると同時に、労働組合へ会見（団交）を申し入れてきた。

経営側は、GHQの呼び出しに東京代表として出向いた専務取締役の小林亀千代ら。組合側は、委員長の礒江仁三郎の他、大阪、西部の支部長でもある2人の副委員長、それに前の日にGHQに呼び付けられた書記長の仁藤正俊が同席した。

経営側は「会見」といっているが、労使関係の通則ではすべてが団交にあたる。その模様を含め、毎日新聞社労働組合のとった対応が機関紙『われら』52号に載っているので、以下そのまま引用する。ただし明らかな事実誤認や誤植は正し、必要な固有名詞は補い、読み易さの改行をしてある。

7月28日午後3時、会社は労組代表として礒江委員長、仁藤書記長、山崎、武藤両副委員長の4名に対し会見を申し込んで来た。この席上、小林専務は「今日は非常に重大なことをお知らせ致します」と冒頭して、左の如き共産党分子解雇の通知をなしたのである。

「きょうは非常に重大なことをお知らせ致します。会社は本日唯今次の者を解雇いたしました。それぞれ所属長から伝達中であります。同時に解雇した者には社から退去を命じてあります。（解雇者氏名＝略＝巻末資料編238ページに収録）

解雇の理由について申し上げます。諸君も御承知の通り6月6日以来、しばしば出されたマ元帥の吉田首相あて書簡の意義は誠に重大でありますが、この程関係筋から強い示唆がありました。われわれ新聞経営者は報道機関に課せられた大きな責任に基づ

いて、本社から共産主義者並びにこれと同調する分子を閉め出すことをわれわれの義務であると信じまして本日の措置をとったものであります。

この際特に組合幹部の方に申上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働協約等に先行するものであると解釈しているところであります。つまり今回の解雇はマッカーサー元帥の書簡にその根底をおいているものであります。

会社が常に組合を尊重し、労働協約を忠実に守ってきたことは、今後といえども変りないことはもとよりでありますが、今回の措置は前に申し上げたように全く別個のものでありますから、この点十分に御理解願います。

なお解雇した者には正当な退職手当を支給致しますから、この点も併せて御報告しておきます。」

この報告を受けた組合は、この席上

（一）国内法規や労協に先行するというのは如何

（一）社の自発的行為であるか

（一）関係方面の示唆とは何か

（一）示唆とは指示であったのか

（一）共産主義者とは共産党員のことであるか

（一）同調者とは何か

（一）同調者認定の根拠如何

などについて会社の見解を訊した上

「同調者という非常に広義に解釈できる言葉では、これに便乗してかく首を打つ疑いも起り得るのであるが、組合は断じて便乗は許し得ない」

との申入れを行い会見を終わったのである。

この重大な申入れを受けた委員長は即刻待機中の中央執行委員会にこの旨報告、これが対策について協議した。

この結果、問題は余りにも重大であり、各種の情報をしゅう集して会社申入れの真意をただすべきである、同時に各支部とも組合員がこの問題によって動揺する恐れもあるので、急きょ帰社すべきであるとの意見の一致を見、一応本部にその後の処置を一任して中央執行委員会は解散した。

かくて本部では新聞労連とも協議、翌日より総司令部、労働省、法務府などの関係方面を訪ね事態の真相は握に努めたのである。

要するに組合としては会社申入れのうち

（一）関係筋の示唆があった

（一）国内法、労働協約に先行する

の2点についてどう判断すべきであるかの具体的な根拠の調査であったのである。この結果、執行部としては次の如き見解に立たざるを得なかった。

（一）この問題は2つのケースに分けられるべきである。即ち第1にこの措置を下した本質的な会社側の態度の決定に至る措置を会社申入れの如く受け入れてよいかどうか、第2にこの措置を下された解雇者全部がこの態度決定の内容にがい当するかどうかである。

（一）第1の問題については関係筋の事情を調査した結果、このことが事実上国内法に先行する性質のものであり、また組合も了承せ

われら

放追赤の報道関係

マ元帥書簡に基く
会社の措置を承認
緊急中央委を開く

執行部案を可決
緊急中央委 満場一致で

組合の態度を確定

ざるを得ない。

（一）第2の問題についてはこの問題が労協に先行して行われたのである、一切の責任は会社側にあるわけで、組合がこれらの人々を擁護するためには組合の一致した同調者で無いという断定を下さねばならない。従ってこの問題は後の問題として決定されるべきである。

以上の結論によって各支部では執行委員会を開き、各執行機関としての態度を、第1の問題に対しては各会社の態度を了承するとともに、第2の問題に対しては各解雇者と組合との関連において組合が会社との間に紛争の起こることを惧れ、一応組合内への出入り等の権利を遠慮されたき旨の決定をなしたのであった。

東京支部執行委決定　組合は7月28日附発令の解雇に対する会社の態度を了承する。

大阪支部執行委決定　今回の措置は特殊情勢に立脚したものであり、また組合運動とは別個の性質を帯びるものである。従って7・28解雇者は組合規約に基くことなく今後組合員たる資格を喪失するものであることを確認する。

西部支部執行委決定　毎日労組西部支部は7・28解雇に対し接触を保たないことを確認する。

7・28問題について中央執行委員会は緊急中央委員会を招集して組合の態度決定すべきであるとの結論により、8月22、23の両日、緊急中央委員会は大阪本社会議室で、全中央委員（委任3名）の出席を得て開催された。

へき頭、礒江委員長より今次招集の理由を説明、緊張裏に会議は続けられたが、議長には斉藤良男氏（大阪）副議長には富岡佐太郎氏（東京）が推された。

残暑厳しい折からではあったが、問題の性格上、傍聴を禁止した会場は扉が閉ざされ、むれるような暑さ、全委員も汗だくの態ではあったが、熱心な白熱的論議を闘わして第2日目の23日午後3時別項の如き組合としての態度を満場一致決定、無事中央委員会を終了したのである。

この臨時中央委員会で毎日労組としてのこの問題に対する態度は確たる方針によって遂に樹立されたわけである。一切の問題はこの線に副って今後処理されていかねばならないわけである。

この会議において、一番質疑論争の中心になったものは次の如きものであった。

（一）同調者と見なされる認定について

（一）国内法に先行する措置とあるが、解雇者は提訴している。組合はどう解釈すべきか

（一）認定が違っていた場合、組合はどうするか

（一）会社の措置は了承すべきことであって、承認すべきではない

（一）第2次のある場合はどうするのか

（一）組合規約措置との関連

これに対し委員長、書記長より執行部の態度を表明、討論の結果、一部字句を修正して満場一致執行部案を可決、組合の態度を確定した。

よって組合では同日午後4時、会社に対し中央委の決定を申入れると同時に解雇組合員に対しても書面によってこの決定を伝達した。

《中央委員会決定》

毎日新聞社労働組合は昭和25年7月28日に行われた共産主義者並びにこれに同調する分子に対する解雇問題につき、8月22、23の両日、大阪本社において臨時中央委員会を開催、慎重審議の結果「今回の措置は6月6日以来数次に亘るマッカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基くものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージェント総司令部民間情報教育局長によって支持されたものである」として、会社の措置を承認する。

【理由】

マッカーサー元帥は5月3日の憲法記念日における声明のなかに、日本共産党を「帝国主義的目的及び破壊的宣伝を遂行する役割を引き受けたものである」とし、さらに6月6日の吉田首相への書簡で「法と秩序をべっ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によって公衆の混乱を通じて暴力による破壊者」と断じ、つづく7月18日吉田首相にあてた書簡では「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由にしかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である」と共産党の刊行物よりの宣伝を完封した。同時にこの書簡中に「かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない（中略）従って日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によって表現の自由を乱用する限り報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならない」と指摘している。

会社はこの書簡が一切の言論機関にも該当するものとし、この件に関する措置に限り「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈、共産主義者並びにこれに同調する分子を解雇したもので、このことは措置後ニュージェント中佐の声明によって支持されたことにより明白である、

よって組合は以上のほか関係各方面の事情聴取に努めた結果、各般の情勢を総合して会社の処置を承認したのである。

【組合と解雇者との関係】

組合は今回の措置を承認した以上、毎日新聞社労働組合規約第6条前段にいう「この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあることを要する」により今回の解雇者は組合員の資格を喪失したものと決定する。従って同条後段にある本人の申請による組合員の資格保持の権利並びに組合の上級機関に対する提訴、その他組合員としての一切の権利を喪失したものとする。

中央委員会の決定によって組合は、7・28問題について、別項の如き会社に対する申入れを23日午後4時、大阪本社で行った。

これに対し平野専務は組合に左の如き回答をすると同時に「第2次の発令があるかとのことだが現在のところ会社は何も考慮してはいない」と言明した。

【会社に対する申入れ】

（一）今回の措置は共産主義者並びにこれに同調する分子の解雇であってこれ以外の何ものでもない、しかし今後会社がこれに便乗して組合員の馘首を図るが如き行動に出るならば組合は、組合並びに組合員をじゅうりんするものとして断乎反対する。

（一）組合は会社が従来同様、今後とも組合とその正規の組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行するよう要求する。

【会社回答（要旨）】

今回の措置があくまでマ元帥の書簡に基いて行われた措置であることは諸君も御承知の通りである。

会社としては組合の申入れの如き便乗して馘首者を出す如きことは考えてもおらず、その必要性さえあるわけがない。このようなことが行われるとすれば組合の反対もまた当然であろう。会社は組合の申入れを率直に受ける。

第2の点は、今更会社が組合に対して答える必要がないと思う。組合の申入れ通り会社も当然のことを当然として行うだけである。

毎日労組に見る労働組合の本音

右が毎日新聞社労働組合・機関紙『われら』52号からの引用になる。殊更に入組んだ長い文章になっているが、書かれている事実は極めて少ない。

① マッカーサー書簡の共産党あるいは共産主義を非難する文言に労働組合として賛同していること

② 労協（労働協約）棚上げに同意し、会社の解雇処分に同意していること

③ 解雇者の組合員としての資格と権利を即刻喪失させていること

――の3点に尽きる。

調査した、協議した、討議した、とあるが、その内容はなく、調査にいたっては痕跡もない。もとより解雇者と会い事情を聞いた形跡もない。団交の席で質したという7項目についても掲げてあるだけで、労働組合としての見解すら示していない。

中でも看過しえないのは労協の空洞化だ。実にさりげなく会社の棚上げ要請に同意しているが、労協こそが労働組合員の権利の根源であり、労働組合が会社と対等に渡り合う基盤である。とりわけ毎日労使の労協はユニオン・ショップ制を基軸としており、この優位性を自ら放棄するに等しい暴挙といえる。

当時の労協の要点を記せば、

・会社雇用の従業員は（特定の職種を除き）全て毎日新聞社労働組合に加入し、組合が加入を拒否し、あるいは除名した者は雇

用を解き退社させる（第6条）
・組合員の生活にかかる会社経営の改変にあたっては、組合に通知し協議する（第8条）
・組合員である従業員の異動、休職、懲戒にあたっては、あらかじめ組合に通知し、組合側からの異議があれば協議する（第18条、第20条、第22条）。解雇の場合は、通知のうえ承認を求める（第24条）
――などがある。

さらには、この宝刀を弊履のごとく放棄したうえ、解雇された組合員の、組合員としての権利まで一方的に剥奪している。根拠とした「毎日新聞社労働組合規約」には、

第6条　この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあることを要する。組合員で雇用関係を失った場合、または休職員となった場合本人の申請により中央執行委員会の議を経て復職または他に就職するまで組合員の資格を保持することが出来る、この場合1カ年経過すれば自然喪失する

――とある。

条文自体が奇妙な書き方になっているが、看過し得ないのは後段で、何らかの事由で雇用関係を失っても1年間は組合員の資格を保障する人権擁護規定になっている。この申請権までも有無言わさず一律に剥奪するというのは、労働組合自身が排除の論理に立っての蛮行であり、自己否定に他ならない。会社の処置に伴う事後手続きの域を超える底意地の悪ささえ感じられる。

あるいはここでも執行部の自己保身。労協、規約をまともに運用すれば大変な論争、騒乱となり、収拾のしようもなくなることから会社の棚上げ要請を渡りに舟と乗っかった、そんな推測もあながち否定はできないと思われる。

解雇通告から2回目の団交まで、正味26日間。1カ月にも満たずして被害者の諸権利を剥奪する冷酷無比、GHQ、会社と全く同じ位置にたって被害者を見捨てた。いかに有意の労協、規約を持っていても、運用する執行部が背を向け、会社と一体化すれば無協約同然となるという手痛い経験となる。

それがレッド・パージにおける偽りのない毎日新聞社労働組合の姿だった。

加えて、機関紙に書かれていないことで、大事なことがある。執行部からは1人の解雇者も出ていない。果たして、これはたまたまなのか。新聞単一脱退にあたって、会社による活動家左遷の援護があったこととも合わせ、一連の裏が透けて見え、嶌信正が陳述書で執行部の非合理性、背信性を攻撃している実態が裏付けられる。既に執行部づくりの段階で、会社と同じ目線での排除がなされていたと疑われる。

団交で便乗解雇に言及しているのは、組織内に残る単一支持派を意識しての保険だろう。実際、便乗の風聞は流れており、執行部も気にしていた。

もとより、少しでも本気があるなら被解雇者に接触するのが筋であり、それすらしなかったのは、面倒を抱え込むのを嫌ったからで、一気に蓋をして、おしまいにしたかった現われに思われる。

なお更に長文だが、『われら』52号には「『解雇承認』迄の経

過」と題する仁藤書記長の「解説」が載っている。当該執行部の本音がより鮮明に読み取れるので、これも全文引用する。

仁藤「解説」

7・28問題について組合の態度は既に決定された。組合はこの線に従って一切の行動を律するまでである。今更この問題を説明する必要はないかも知れないが、大方の組合員諸氏に、この決定を得るまでの経過を説明しておくこともむだではないと思い貴重な紙面をさいて頂く次第である。

本当は各執行委員会や中央委員会での討論を詳述することによって御理解して頂くことが一番であるが、それは限られた紙面では出来兼ねるわけで、私の説明はこれらのことも併せ考えられて理くつ抜きの平易な解説として頂ければよいわけである。

この問題に対し組合員の多くの方々が解雇された人に同情を寄せていることは私の了解に難くないことである。だが一歩退いて考えて見ると、この同情によって問題の本質を誤って仕舞うことは大変なことである。

事実この問題が発表になった時、私自身非常に衝激を受けたものである。発表の直後、執行委員会でこのことを委員の方々に発表する時の気持は、到底言葉に言い表せぬものがあった。

だが、事を処する上に、一時の感情によって支配されては大変なことだ、あくまで事務的に運ばねばならない、これが偽らぬ私の当時の考えであった。

だが日が経つにつれてこの私の同情は、段々と闘志に変化して来た。それは解雇された方々がビラその他を通じて、まだまだ組合員を動揺させる手段に出、虚偽に満ちた宣伝によって、一人でも多くの人を自らの陣営に引入れようとしているからだ。

毎日労組が産別を批判し、全新聞に加入しなかったことは今更説明するまでもない。このことは私達が今日のことを予測したわけではないが、いずれの立場をとるのが毎日労組として安泰であったかということであったのだ。

私達は組合に対して現実の幸福を希っているもので、このことは当時から既に解雇された人々と、私達の立場は違っていた、随分論争もしたし、雲行きの険しくなったこともあった。無茶苦茶に祖国ではないソ連に走ろうとするあの独善的な考え方に組合が牛耳られては大変だと思ったからだ。だが別れ別れになるなど夢想だもしなかったのに、考えようではその解答がこんな形で組合の前に示されたといえる。

今日どのようなビラが解雇された人々によってまかれても、大方の組合員諸氏はもうこれに従って同調するとは考えられない、このことは私も組合の諸氏にお願いしたいことだ、不幸なことは最小限度に止めたいからだ、そしてこれらのことは組合の団結のために、解雇された方々への同情は既に変化してきているということを、いいたかったのである。

7月28日会社から申入れを受けた私たちは、この通達を精読した。これによると、総司令部の示唆に基づくものであり、一切の国内法規、労働協約に先行するものであるということである。問題の中心は、

（一）果してそのような措置をとるように総司令部から何らかの示唆があったかどうか

（一）マ元帥書簡による措置だとすればこの書簡が一切の報道機関に対しても指示していると解すべきかどうか

（一）国内法に先行し労働協約によらぬと会社は主張するが、この解釈は組合として納得出来るものかどうか

（一）審査は会社の自主的にきめたものとあるが、一方的でよいか等であった。

第1の問題に対しては、私達も総司令部その他関係筋を回って調査して見たのである。だがこれに対する具体的な指示とか、示唆なるものが書面等でなされた事実は、挙げることが出来なかった。だがマ元帥の書簡によってこの解釈が出来るという説明は与えられたのである。

そこで第1の問題と第2の問題とは密接な関連に立つということになった。組合としては改めてマ書簡の全文を検討したのはもちろんである。そこでわれわれの得た結論は「法と秩序をべつ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によって公衆の混乱を通じて暴力による破壊者」と共産党は断じられ、それは憲法記念日における声明と同様に表れているのである。そこでかかる分子が「一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものである」というのである。してみると、これは一切の報道機関に破壊分子が存在することは公共の利益のために否定しなければならないことであり、一にアカハタ自体が共産党の機関紙であればこそ廃刊を命じられたのである。もしどの新聞でさえ、これらの人々によって独占されていたならばその新聞は否定される運命にあるということである。この指示は占領軍の最高司令官から発せられている書簡であるのだ。共産党の機関紙なればこそ政府によって追放の措置がとられこそすれ民間の報道機関なれば経営者自らがこれを行うということは当然ではないか、もち論今日の占領軍の政策は直接統治の形ではなく、日本政府を通じての間接統治の形をとっているが、いやしくも最高司令官から出された指示は占領下の人々がその指示に従って行動せねばならぬことは論をまつまでもない。

ここにおいてわれわれはこの会社の第1、第2の申入れを了解せねばならなかった。このことは組合も会社と同様な解釈に立つことでもあろう。

第3の問題にとってはどうかというと、国内法に先行する措置ということは、要するに第1、第2の問題を了解できるかどうかということから導かれる。これに対しては絶対に了解出来ぬ人々がいる。それは共産党並びにこれに同調する人々であろう。だが私達としては了解せざるを得ない立場に立ったまでである。

事実、これらの指示によって現在まで、色々の事象がわれわれの間に展開している。アカハタの刊行停止などは身近な処置の例であろう。もち論私達としてはこの一切の国内法規に先行するということを国内法規を無視するとは考えていないわけで、書簡そのものの在り方が国内法規に先行するという立場である。

そこで組合としては労働協約によらずして行われた措置が問題となるのであるが、労働協約自体が国内法の支持によって擁護され

ている限り、この問題に関し組合としては論争の余地がないわけであって、ここに組合が組合運動の外に立つものであると判断した理由がある。

もち論、解雇された人々は、憲法（14、19、21条）労基法3条、民法に違反するものとして提訴その他の行為が行われるであろう。同時に組合としてもこの問題を提訴するべきであるとの見解もあり得るわけである。だが組合としては一応これら法に関する問題は組合が是非を論ずる問題ではないとの立場を選んだ。

ところが8月3日総司令部民間情報教育局長によってこの措置が支持された。ここに至って組合としては一切のこれに関する行為が総司令部によって是認されたものと了解、組合としても承認せざるを得なかったのである。

そこで第4の問題が残るわけである。よく執行委員会で聞かれるわけであるが「便乗されてもどうにもならないのですか?」という質問である。そこで私はこの問題の本質をよく考えて下さいと答えている。共産主義者即ち共産党とこれの同調者ということは、文字通りこれ以外の者は含まれないはずである。

共産主義と社会民主主義は確然と分たれて、まして自由主義者がうんうんされる性質のものでもなかろう。このことは組合より会社に申入れてある通り、今回の措置は共産主義並びにこれに同調する分子の解雇であってこれ以外の何ものでもない。

であるからして、もしそうでない者が含まれていたとすれば、会社は全く組合を、憲法をじゅうりんするばかでなく、労働法、労基法にも違反し、組合の存在も無視したわけで組合は総力を挙げて闘わねばならぬことまた当然である。そしてこの闘いは必ず組合の勝利に帰することも、明々白々のことである。

ここで今一つ組合員の間によくいわれることであるが「団体交渉によって解雇者を定めるべきである」ということである。

ところがこの考え方に対しては私は賛成出来ない。何故ならば毎日労組は共産党員を組合員として認めないという立場にはまだ立っていないからだ。

共産党員を認めぬという立場に立っている組合であるならば、このような団体交渉に責任を以て立ち向かえるであろう。そこで便乗者があっても団交はだめなのか?と反問するだろう。それがこの問題を誤って考えている反問になってくるわけだ。私は再三に亘って便乗の場合はこの問題ではないといっている。そのような組合にはこの問題としての団交があるのみであるからである。

事実、新聞労連でもこれらの疑いに対しては、調査を進めている。この前の支部執行委員会でも「そうでない人々が加わっていたら組合が第一承知せぬであろう。同調者と見られた人々があるとしたら恐らくその人は堂々と同調者ではないと主張し得るのが民主主義の世界であって、それすら否定する世界は別の世界と考えねばならない」と、実際問題として毎日新聞から解雇された人々がどうしているか、これを見ればこの疑問は直ちに氷解するであろう。

解雇された人々は今、言論弾圧反対同盟なるものに集結。この問題の本質と闘っている。同調者であるとか、ないとかの細いことではないようである。だれ一人としてあの人々の中で、私は同調者でないという女々しいこともいっていない。もっとも同調者の中でそ

のようなことで救援を求めるが如き人々がいたならば〝ヒキョウモノ〟のレッテルをはられるためかも知れない。このことは別としても、私のいい分をそれらの人の行為が裏附けていてくれることは確かである。

ここにおいて組合は以上の4点を紹介して会社の措置を承認したのである。そこで組合は組合としてとるべき態度を検討した。この結果組合としては解雇された方々を組合にいて頂くことはより以上に組合員のために不幸になる結果招くことを恐れ、組合員としての権利を喪失したものとも決定をしたのである。

この決定は労組の規約に基づいてなされた。もち論ユニオンの形によっては組合員として許される場合もあり得るであろう。だが毎日労組としては企業労組としての立場が明白になっているからである。

もっとも全新聞の例をとって見ると全新聞では組合から権利を喪失させてはいないようだ。そのかわり他の組合員がどんどん脱退して、残るのはそれらの人々ばかりとなる。結局は同じことかも知れない。

この点に関し「解雇者は提訴しているではないか、裁判所が決定を見ぬ前に、法を重んじる組合が決定するのは何事か」という言分もある。これは全く以上述べた私の真意を理解せぬも甚しい言葉である。ということは組合は現実に組合員の問題を討議することは自由であり、当然の責任がある。

この問題についても組合が組合員の異動があった以上、これを会議に上提したのである。その結果組合として以上の結論が生れただけの話である。中央委の決定が逆であれば、全新聞と同じ立場をとるに至るだけのことであろう。

読売新聞の場合

読売新聞従業員組合も、ほぼ毎日と似た対応で処置している。7月31日の執行委員会決定によると

・占領政策に従う。
・現在における判断材料によれば、今回の措置はやむを得ざるもののように思われる。
・なんらかの合法的な救済等があるかを検討する。
・最終的には新聞労連の方針を尊重して決める。

――とある。

引き続き8月2日に開いた同従組組合委員会では、右の執行委員会決定を敷衍し、次のように決めた。

一　7月18日マ書簡の公共的報道機関に共産主義者がいてはならないという趣旨を了解する。したがって今回の措置は、共産党およびその同調者が従来行ってきた煽情的、破壊的行動に対する処置と解し、民主的労働組合運動の規制とは考えない。

二　これについて今回会社側が国内法、労働協約に優先すると断定して、組合と協議することなく、解雇を通告した措置はまことに遺憾である、今後かかる措置は必ず交渉委員会にはかったのち結論を得ることを会社側に要求するとともに、今回の問題と関連して組合運動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に悪

用されないよう厳重監視するとともに断固反対する。

三　いわゆる同調者とは、共産党と政治行動をともにするものと会社側では解釈しているが、今後はこれを立証すべき具体的証拠について組合に明示の上、協議認定すべきである。したがって今回の措置にたいする善後処理について正式に交渉委員会を開く。

四　解雇者は、組合規約第7条により事後、組合員としての資格を喪失したものと認められる

五　今回の問題はやむを得ざる特殊事情から発生したものであることを認め、この機会において全組合員は一層団結を強め、組合の統制に服することを切望する。

いろいろ注文を付けてはいるが、いずれも保険であり、解雇者にとっては支援にならず、毎日と同様、組合員としての資格を奪われ、早々に幕を引かれている。

新聞労連の初仕事

良心の自由どころか、言論の自由弾圧に対する視座すらも持ち合わせない毎日、読売の姿勢に、後世とはいえ、暗たんとなる。全新聞による闘争声明については先に触れているが、この声明に遅れること3日、8月1日には、新聞労連がようやく拡大中央執行委員会を開き、新聞労連としての態度を決めている。労連の初仕事といってもいい。

①今回の措置は、共産党が従来民主主義の原則に抗してとりきった行動ならびに現在朝鮮において起っている事態に関し取りつつある態度に対する処置であって、民主主義の根本原則ならびに新聞言論の全般的方向、労働運動などへの規制としてとられたものではないと認定する。

②しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合活動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは厳重に監視し断固反対する。

③共産主義支持者として認定する基礎については、これを立証すべき確実なる証拠、本人の具体的な行動を基礎とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によって処分の行なわれることに断固反対する。

以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるように要望する。

一読して内向き。さすがに「民主主義」「新聞言論」を外すわけにいかず、視野の端に入れてはいるが、それは本件では適用外という位置づけで、そも悪いのは共産党、あとは仕方ない。そんな本音が浮き出て組織の主力が読売、毎日であることを踏まえた見解に収まっている。全新聞の戦闘性とは比べるべくもない。

実をいうと、拡大中執の前々日に、「新聞労連」の名を掲げて湯浅昌光（朝日）、三浦武男（読売）、仁藤正俊（毎日）の3人がGHQにネピアを訪ねている。これも、中身の本当のところは藪の中だが、ネピアのメモでは「彼らは追放された人びとを擁護しようとはせず、労連の今後の進路を決定するうえで有益となりそうな情報

を入手したがった」「望ましからざる分子の追放で情報メディアがとった行動を支持すると述べた」と言質をとられている。

反共を掲げての結成1カ月余、その足下を態もなく見抜かれたといっていい。組織の建前としては組織決定の前に事態の事実検証という取組みなのだろうが、労働組合としてはあるまじき記録を遺すこととなった。

その意味では、全新聞の声明も、陰の矛先は新聞労連に向けられている。弾圧を糾弾する文脈の中に、「社側の組合に対する攻勢や民同派の台頭が現れ始めた」との非難を織り込み、「組合の骨抜きと組合員の無力化を許し」「言論報道の自由に対する弾圧に屈し」の文言も主語を労連に読み替えれば労連攻撃となる。実際、この後も両者の非難合戦は激しくなるばかりで、労働界に益するものはなかった。

もう一つ言えば、組織としての自己保身。労連の決定は解雇被害者にとっては何の助けにもならない。労連にとって大事なのは出来立ての組織として如何に難事をやり過ごすか、それが全てとなっている。その意味では、加盟各単組にとっても同様で、闘わない労連（中執）決定は手頃な護符となった。本音をいえば触りたくない。どう理屈をこねたところで三百代言になる。多くの加盟単組は、労連決定を前立てにすることで組織内外の批判をかわし自らを免罪した。

一方、声明では元気だった全新聞も、組織力低下には歯止めがかからない。8月15日までの時点で15支部が次々解雇を容認して脱退している。それも理論闘争ではなく、全新聞に属していると、2次、3次のパージの餌食になるという恐怖からだった。組織維持には「全新聞」の看板を外すしかないとの選択だ。

前後して盟主たるべき産別も組織人員4万7000人にまで細り、入れ替わった総評は9月1日、マッカーサー書簡による解雇を是認する方針を決定している。GHQ、政府、経営、3者ぐるみの狙いはいよいよ的中ということになる。

朝日新聞の場合

先にも触れたが、朝日は7・28時点で3つの組合に分裂していた。全新聞朝日支部を第1組合（約450人）とすれば、第2組合に「朝日新聞労働組合」（同2800人）があり、3極目に「全朝日労働組合」（2365人）があった。

分裂は不幸だが、半面、ここでは、分裂していたことが朝日での動きを見えやすくした。毎日、あるいは読売でも、執行部の色合いとは別に組織内には多様な色合いがあって、それが文脈を複雑にしていたが、朝日は、そこが分裂によって各組織内での一体感が強くはたらき色合いが単純化していたからだ。

中でも結束強く見えたのが、第3極の「全朝日」。いきなり委員長ら主力が解雇されたときは茫然としたが、すぐに「委員長らが共産党なわけないよ」「同調者なんかでないよ」という強い呼びかけが起き、組織の求心力となった。明らかな便乗解雇、許すわけにはいかない、それが運動の核となった。

もともと分裂は全新聞の共産党色に反発してのこと。したがって

新しい組織に共産党員や同調者が居るわけがない。一連の経緯から見たって、まず全新聞からの脱退が相次ぎ、すぐ第２組合が生まれたが、大多数はこれを嫌って小グループができ、これが大同団結して第３極の結成に至った。経営側は第２組合への梃入れで経営に有利な協調体制が出来ると目論んだが、第３極が出て来るとは夢にも思わずで、第３極を目の敵にした――これが、第３極での共通理解といっていい。経営による逆恨みの構図ともなる。

これは、客観視からみても、おおむね当たっている。朝日の解雇は各本社を併せ６次まであって、その合計１０４人を組織別にすると第１組合が63、第２組合が３、第３組合が38となる。第１の63はおそらく当初からの狙い撃ちであり、第３の38は鬼っ子への揺さぶりとみていい。第１へはとどめであり、第３へは再分裂を誘うことで、大きく第２に収斂させる企てと読める。

第２組合の３は、これは意外で、執行部も戸惑った。３人とも大阪の印刷職場で、若干の経過後、３人とも共産党の公然活動の中で独自に闘うと宣言する。組織としての第２組合は、これで身軽になり、「現在の事態においては止むを得ざる特別の措置である」として早々に解雇を容認、あとは読売、毎日と同じ立場を通している。

第１組合（全新聞朝日支部）は委員長、副委員長、書記長が解雇され、執行部壊滅の状態となり、経営からは完全忌避された。解雇者は全員、言反同を通して行動し、仮処分はじめ法廷闘争の場では第３組合と是々非々の連携をしている。

第３組合も一致団結には四苦八苦が続く。詳しい経過は定かでないが、仮処分申請に組合として連名措置をとったあと、８月29日になって地域別臨時大会を開いている。議案は「法廷闘争を行うか否か」を全員投票で決めようという提起で、執行部からの提案か否かも定かでないが、大会は投票実施を議決している。

投票は９月14日から３日間に渡って行われ、22日に結果が発表になっている。

組合員数２３６５　投票総数１６９３　投票率71・１％

法廷闘争可　９０４　53・３％

法廷闘争否　７５１

保留35　無効３

よって可決、ではなくて、投票規定によって全組合員の70％を超えなければ可決とはならない。投票結果としては、過半数の賛成を得ながらも、否決となった。

法廷闘争となれば、絶対的な支持の下でなければ成し得ないという規範なのだろう。半面、30％強の意思によって70％弱の意思が阻まれるという矛盾と背中合わせになる。仮に過半数議決だったとしても32％の反対を踏まえての運用はたしかにきつい。

執行部は、粛々９月22日付で、仮処分申請の連名から全朝日労働組合の名を取り下げた。53％強の賛意を踏まえ可能な限りの実質支援はこの後も続けられるが、結果として被害者の反撃を弱め経営側を利する措置に加担した責めは負うことになる。

結果としても、第１組合は執行部をまるまる破壊されて機能不全となり、第３組合も団交をもてない状態となり、第２組合のみが機能するという状況になった。裏返せば、経営の狙いは貫徹されたということになる。

共同通信の場合

共同では、強行出社による反撃にもかかわらず、経営のロックアウト体制を崩すには至らなかった。裏腹に、連携した社内には「次はお前だ！」の恫喝が蔓延、第2次、第3次の解雇があるとの影に怯え、一方の反共攻勢には勢いが増し、組織が崩れ出した。最初に職場ぐるみの離脱に走ったのは写真と技術職場で、一つ出るとあとは歯止めが利かなくなった。

8月19日には公然、新組合準備委員会が立ち、9月30日～10月1日に結成大会を開き、共同通信労働組合となった。当初加入９７０人。一方、全新聞共同支部は70人前後にまで落ち込んだ。離脱はしたが新組合には行かなかった者が２００人前後。1年後には遂に全新聞共同支部は4人にまで追い落されている。

結果として、組織、執行部の体質は総入替えとなり、新聞各社と同様、解雇容認に転じた。組織総体としては経営に加担し、解雇被害者を見限ったことになる。

だが、有志の連帯は以後も続き、はなから経営に加担したんじゃない、という意識は引き継がれていく。なにより節々において結束を形で現してきたことは大きい。しかも、共同の場合は解雇者と労働組合（全新聞共同支部）が終始連携できていたことも特筆される。

特筆でいえば、もう一つある。ロックアウトの後、第2次解雇が策動されるにあたって社会部長・斎藤正躬が辞表を出し、自宅に籠った。部員宛ての「手紙」が公表されており、

「社会部の皆さん　私は12日、松方専務理事に辞表を出しました、それは社会部員を含む第2次首切りが行われる場合、退社する、という意味のものです、辞表の理由はいうまでもなくこんどの首切りにたいする反対にあります、私は私の部の部員が社をやめさせられることに反対するばかりでなく、こんどの首切り全体に反対なのです。（以下略）」

――とある。

新聞・通信各社を通じ、7・28解雇弾圧に反対し、自らを処した管理職はこの斎藤正躬をおいて外にいない。辞表は預かりとなり、時期をずらし慰留されたが、稀有な事例としてレッド・パージ研究史に残っている。

共同には、さらにもう一つ特筆があって、身分保全の仮処分を最高裁まで闘い抜いている。東京地裁が１９５０年10月5日に却下、続いて東京高裁が翌51年5月31日に抗告を却下、最高裁はさらに翌52年4月2日に特別抗告を却下している。発生が50年7月28日だから、実に1年9カ月を経ての「仮」処分となる。

しかも9日後の4月11日には、ポツダム政令廃止の法律が公布され、月末の28日には対日講和条約が発効しているから、すべてが終わった後でのこのこ現れた古証文といっていい。

「仮処分」にかけた時間といい、「却下」という古証文の中身といい、国民に背を向けた裁判所の実像を暴いて見せたという意味でも、共同の闘いの頑張りは特筆される。

共産党の無為無策

労働組合による組織あげての反レッド・パージ（解雇反対）闘争は、最初から脱落の毎日、読売をはじめほとんどの組織で未然のまま終焉する。中で全朝日の過半数の支持を得ながらの否決、共同の闘いながらの自壊などもあるが、多くは消化不良、矛盾を多々抱えての、前裁きの段階での頓挫だった。しかし結果は結果ということになる。その象徴となる全新聞は、１９５０年11月末の時点で11組合３０００人にまで落ち込んだ。

このような惨状で、自ずと浮かび上がるのは、政治結社としての共産党の無策がある。「共産主義者および同調者」と名指しされながら、有効な反撃は全くみられていない。７・28に至る歴史的視座からみれば、人員整理、要員調整、解雇、追放と名目はさまざまながら、狙いは一貫して共産党排除の政治解雇であったにもかかわらず、対する共産党指導部には、この視座がなかった。

折々の弾圧を、折々の弾圧の中で捉え、折々の、あるいは日常不断の職場闘争における諸要求の一つに織り込み、結果として埋没していた。しかも、この方式は、競合する労働集団、あるいは大衆から、党勢拡大を目的とした政治活動とみなされ、連帯して権力にあたるきっかけを失ってきた。「共産党員なら（解雇されても）仕方ない」という周辺感情の蔓延がそのことを裏づけている。

いまひとつ、指導部内の不一致も見逃せない。１９５０年1月のコミンフォルムによる野坂参三らの「平和革命理論」批判に端を発する指導部分裂が克服されないまま、6月6日以降のＧＨＱによる連続攻撃をもろに受け機能不全に陥っている。

共産党自身、「党の分裂と混乱のもとで、党は、大衆運動にたいする統一的な指導をおこなうことができず、闘争を強力に発展させることができなかった。さらに、レッド・パージその他の弾圧にたいして有効にたたかうことができず、経営支部の大部分が破壊され、労働組合運動にたいする指導力も極度によわめられた」と自己批判しているが、これだけではとても及びつかない。

衰退期の全新聞で執行部を担った大高修一は「労働運動の昂揚期において、情勢に酔い、下部大衆の意識と離れ、幹部の主観的判断で組織をひきまわした誤りがあった」と厳しく述懐している。これは正鵠を射た回想だ。

それにしても、中央委員全員の追放、機関紙『アカハタ』の編集幹部追放ぐるみの停刊を受けた途端、一片の方針すらまとめることなく地下に逃亡したのは責任放棄に等しい。「獄中18年」から5年余、その恐怖、なお体に染みついていたのかもしれないが、歴史の批判に耐えられる逃亡ではなかった。

「下部で国際派除名　日共のお家騒動激化」（8月3日付『朝日新聞』）「かくまえば処罰　徳田氏らの捜索強化」（同4日付『朝日』）「日共の内部抗争激化　主流派を攻撃」（同13日付『朝日』）等々、仁王立ちにもほど遠い、無様をさらしている。

すべて、ＧＨＱおよび日本政府によって足元見透かされ、弱点を突かれ、いいように振り回された、そんな無惨が遺されている。良心の自由、言論・表現の自由に対する攻撃として、大衆に広く理解され、共感される方針と闘いを編み出していれば、事態は大きく違った展開になっていた。

【注】

・中央委員会決定＝マッカーサー書簡からの引用に正確を欠く部分があるが、決定文書なので、そのままとした。

・ユニオンショップ制＝当時の労協第6条の原文は以下のとおり。

第6条　毎日新聞社従業員は原則として左の各号に該当する者（部長職等＝略）を除き組合員でなければならないことに会社は同意する。したがって会社は従業員の雇用に際し2週間以内に組合に加入することを条件とする。また会社は組合が加入を拒んだもの、組合規約によつて除名したものは原則として退社させる＝以下略

・読売従組の決定＝『読売労組五十年史』から引用。

・労連中執決定＝『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』から引用。１９６０年刊で、既に発足時の反共体質から脱却して全新聞の闘いを織り込むなど客観記述に努めているが、なお、発足時に権力加担した状況に対する総括はなされていない。

・ネピアメモ＝新聞労連代表との記録。3人の個人名がローマ字表記で明示されており、当時の役員名簿等から判読した。三浦武男は労連委員長。湯浅は朝日の第二組合の所属。全文をネピアメモ3として巻末資料編２８７ページに収録。

・地域別大会＝労働組合の最高意思決定機関は大会だが、毎日や朝日では本社機構のある東京、大阪、西部などに支部を置いており、緊急の場合等には支部ごとに「大会」を開き、同議題、同時進行で議事を進め、採決を集計し、大会決定とする旨を規約で決めている。

・共同社会部長の手紙＝『梶谷編刊』の共同の項から引用。新井直之の注書きによると、手紙は斎藤本人の直筆ではなく、本人と親しかった解雇者のひとりが意を体して代筆した。しかし本人も内容をそらんじており、直筆同然であることを新井に語っている。

・最高裁大法廷決定＝『戦後史の汚点』から引用。決定の主要部分は以下の通り。

この書簡〔一九五〇年七月一八日付マッカーサー書簡〕は直接には日本政府に対して「アカハタ」及びその後継紙並びにその同類紙の発行を無期限に停止する措置をとるよう指令したものの如くであるが、右の文言の全趣旨を本件にあらわれた他の資料と共に考え合わせてみると、一般に相手方のような報道機関から共産主義者又はその支持者を排除すべきことを要請した指示であることは明らかである。

また右の書簡は内閣総理大臣吉田茂に宛てられたものではあるが、前記日付の官報にも公表されており、それは同時に日本のすべての国家機関並びに国民に対する指示でもあると認むべきである。

日本の国家機関及び国民が連合国最高司令官の発する一切の命令指示に誠実且つ迅速に服従する義務を有すること（昭和二〇年九月二日降伏文書五項、同日連合国最高司令官指令一号一二項）、従って日本の法令は右の指示に抵触する限りにおいてその適用を排除されることはいうまでもないところであるから、相手方共同通信社が連合国最高司令官の指示に従ってなした本件解雇は法律上の効力を有するものと認めなければならない。

・コミンフォルム＝25ページの注参照。

・共産党の自己批判＝『朝日証言録』23ページから引用。原典は「日本共産党の五十年」（『前衛』１９７２年8月臨時増刊１２８～１３２ページ）

・大高修一＝１９５０年11月、全新聞委員長に就任。朝日支部。『労連10年史』寄稿から引用。

【用語】

・『労連10年史』＝『新聞労働者のあゆみ』

・『読労50年史』＝『読売労組五十年史』

第四章　一歩、そして一歩

法による究明

各地、地裁での仮処分申請が次々、却下されるなか、恃みは中労委（中央労働委員会）に絞られていった。日々の活動であるビラ配り、単組めぐりを重ねながら、何時ともしれぬ朗報をただ待つ。1週間、10日、半月……これはなんとも辛い。気持ちの上だけでなく、日を追って生活が逼迫する。

解雇通告を拒否しているから退職金も受け取っていない。むりやり支給で法務局に供託されている者もいる。月給1カ月分の解雇予告手当や、前月分の時間外手当、あるいは失業手当、それぞれ社や職種によって条件が違うから、それぞれだが、これらは、あっという間になくなる。

朝日の北野照日は、自宅近くの路上で端布屋を開き、毎日の嶌は新橋のガード下で雀荘を開いた。田村は、幸い、妻が医師だったのでその下働きを手伝った。小原は、友人から「困ったらいつでも金を用意する」と電話をもらった。それぞれ生きるということの凄まじさを改めて思いしらされる。

月を2つほど越して気がつくと、言反同の見慣れた顔が一人ふたりと消えている。仮事務所のやけに高い天井が、いよいよがらんとなって、しかし、顔を出したひとは忙し気に働いている。手が少なくなった分、作業は過密になっている。誰もが、生きのびるのが先だから致し方ない。

中労委の審問は、暮れの12月14日から始まった。申立ては東京都労働委員会（都労委）に起こしたのだが、全国的な問題だからとして職権で中労委に回されていた。

正直、どっちでもいい。裁判所への仮処分では書類だけでの門前払いだったから、「主張をきいてさえくれれば、その結果はどうあろうと、それだけでもいい」（小原談）とまで思うようになっていた。それが当事者の気持ちだった。

●ようやくの中労委も、いきなりの大鉈

その中労委も、審問開始にあたって、いきなり、大鉈をふってきた。共産党員か否かの選別だ。

示した基準は

一、解雇が、憲法、労基法等の諸法規および労働協約、就業規則等に違反するかどうかは、裁判所が判断すべきもので、労働委員会の判断に属さない。したがって被申立人会社が、申立人を日本共産党員として解雇したのであれば、それは組合活動の故に解雇したのでないから不当労働行為の対象とはならない。

一、しかし申立人が共産主義者または、その同調者であるか否かは、申立人、被申立人の自主的な判断によらず、労働委員会が判断すべきであり、もし労働委員会がそうでないと判断すれば、一応、不当労働行為の問題となり得る。

――だ。

仮処分に勝るとも劣らない屁理屈。生身の一人の人間を、むりやり共産党人間か労働組合人間かに分け、労働組合人間なら門内

に入れるが、共産党人間なら門前で追い払う、ということだ。背後にＧＨＱ、政府、裁判所ぐるみの「共産主義者解雇は妥当」との超法規圧力があり、中労委もまたその枠内にある、という現れだ。憲法が保障する法の下の平等（第14条）は否も応もなく無視され、共産主義者はここでも労働法による保護の対象から外された。

朝日（東京）の場合は、38人の解雇者のうち37人が中労委の門を叩いた。これに対し、団体等規正令による登録党員だと裁定された25人が門前払い。門内に入った梶谷善久、小原正雄ら12人にしても、当初の意気込みをそがれたような、複雑な思いに駆られた。

当時の中労委会館（東京・芝公園）は、古い3階建て（一部5階建て）で、その3階の一室が審問の場となった。

寒々とした部屋には、いくつかの木の机と椅子があるだけ。まるで、廃校になった小学校の教室、といった趣きだ。審問を担当するのは公益委員の桂杲。桂を間に、申立人（解雇された側）と被申立人（解雇した側）が対峙した。折から暮れの街はジングルベルがジャンジャン鳴っていた。朝鮮戦争による特需が世相にも現れ始めたのだろう。

〈審問開始〉

審問は、申立側、被申立側の、どちらが先に疎明するかのせめぎ合いから始まった。

「それは申立人からでしょう。申立てたのですから、それをうかがいましょう」

「冗談じゃない。解雇したのは会社です。共産党員だ、同調者だと決めつけたのも会社。その根拠を疎明するのがまず先でしょう。解雇通告でも一片の理由説明すらなかった」

どうやら、会社は何の準備もしていなかった。言わせるだけ言わせておいて突っぱねれば済むと踏んでいた。いや、最初に、ネピア（ＧＨＱ）から一斉解雇を強制されたときに「この問題は日本の裁判所にも労働委員会にもかからないだろう」と保証されたのが頭にあった。

その頭からすれば、中労委での審問そのものが誤算というより心外だった。だが厳密に言えば、ＧＨＱの保証は「共産主義者および同調者」の排除であって、便乗分は保証外であり、仮に線引きに疑義があると指摘されれば、それは個別経営の責任になる。

ＧＨＱがそこまで読んでいたかどうかは知れないが、中労委を含む日本の法律現場はそう解釈した。初戦の軍配は申立側に上がり、被申立側はしどろもどろとなった。

「日本ジャーナリスト連盟の副幹事長だからだ。これは日本共産党の文化闘争の構成分子で、その実体を知りながら、連盟の活動を推進している」

「デモでＭＰに捕まり軍法会議で有罪になった男の救援活動をやって、その男を賞揚する短歌をつくって新聞に発表した」

「学生運動で停学になって、警察筋から党員だとの情報がはいっており、共産党員と一緒に志賀高原にいって泊まっている」

審問が始まってから、人事部員らが証拠集めに奔走している様

子が組合にも伝わってきている。それでも、集まった情報は、こんな程度だった。

一方、申立側は元気づいた。会社側の疎明へ真っ向から反論し、いかに労働組合員として活動し、その故に解雇されたかを山ほど疎明することができた。

〈中労委の救済命令〉

暮れ、正月、そして新学期と世間はそれなりに賑わう中、審問は、1951年4月7日まで計13回にわたった。

●先行、四国新聞は全員救済

そんな新学期も近い1951年3月下旬、同じ中労委の先行審判から朗報が飛び込んだ。四国新聞の申立人6人に「全員原職復帰」の救済命令が出た。

被申立人（会社）が共産主義者又はその同調者であるとして挙げる諸事実の根拠が薄弱で信を措き難く、申立人らを共産主義者として解雇したと認めることはできない。

一方、申立人らは、いずれも組合の指導的分子として積極的に組合活動を行ったものであり、被申立人にとって極めて気に入らぬ人物として折あらば排除したいと思われていたことは認定するに難くない。

どうやら、完勝だ。7・28以来、被害者にとっては、初めての朗報となった。東京地裁でも審問は申立て側の流れで進んでいたから、期待はもてる。審問は4月7日をもって終了し、追って3カ月後の7月4日、東京分の決定（命令）が出た。

●またもや分断、救済2人に棄却10人

主文

一、被申立人会社は、申立人小原正雄、同梶谷善久を、原職又は原職と同等の職に復帰させ、解雇後右復帰までの間に右申立人の受くべかりし給与相当額を支払わなければならない。なお解雇後原職復帰までの期間は、勤務年限の継続したものとして取扱わねばならない。

一、その余の申立人の申立は棄却する。

小原、梶谷については四国同様、完勝だ。しかし、またもや被害者は分断にあう。12人中10人が棄却。どこにこの雲泥の差が生じるのか、何がどう違うのか。

理由

一、申立人等主張の要旨

（イ）被申立人会社（以下、会社と称する）は、昭和25年7月28日及び8月1日、申立人らに対し、大要つぎの理由を示して退社を通告した。

（中略）

（ロ）申立人らは右の退社通告の理由が納得できないばかりでな

く、同人らはいずれも現在労働組合の役員であるか、或は積極的な活動分子であるから、被申立人のとった解雇措置は組合活動を原因とした不利益な取扱いであり、労働組合法第7条に違反する不当労働行為である。

（ハ）よって、申立人らは会社に対し、即時解雇通告を取消し、原職に復帰せしめるとともに、原職復帰までの一切の給与を支給するよう命令を求める。

二、当委員会の判断

会社が、昭和25年7月28日及び8月1日に、申立人等に対しとった措置が、同年7月18日付マッカーサー元帥の吉田首相宛て書簡の主旨並びにその後におけるその主旨の実現を促進する諸事情に鑑み、報道機関たる会社の機構から、特に共産党員及びその支持者を排除する必要に当面して行われたものであることは、当委員会もこれを認めるに難くない。

しかしながら、このことを以て直ちに会社がなした共産党員又はその支持者であるとの認定が悉く正当化され、申立人等の解雇が労組法第7条の成立を阻却するとはいえない。

よって当委員会は、慎重な調査と13回にわたる審問の結果明らかになった事実に基いて次のように判断する。

1、申立人　村岸義雄

右申立人は全新聞労組朝日支部の執行委員長であった。同支部が昭和25年5月30日「人民けっ起大会」ならびに之に関連して起ったいわゆる5・30事件についてとった態度は、日本共産党の活動に同調する色が濃かったことは争うべからざる事実である。

右申立人は、支部執行委員長として、これを積極的に推進したものと認められるばかりでなく、5・30事件において有罪となった者たちを賞揚する和歌を製作して「朝日歌壇」に発表している。

これらの事実が会社をして右申立人を日本共産党員またはその支持者と認めしめ、本件解雇が行われるに至ったのであり、全新聞朝日支部執行委員長としての正当な活動によるものでないことは、これを認めることができる。

2、申立人　畑中政春

右申立人が日本ジャーナリスト連盟の副幹事長であったことは、当事者間に争いのない事実である。日本ジャーナリスト連盟が日本共産党の文化闘争の機関たる日本民主主義文化連盟の有力な一構成分子であることも争う余地がない。

このことから直ちに日本ジャーナリスト連盟の全会員が悉く日本共産党員またはその支持者であるということはできないが、しかし連盟の実態をよく認識しながら会員となり、会員たる地位に止り、また指導者となり、且つその線に沿って連盟の活動を推進してきたものを、日本共産党員でないにしても、その支持者であると認めることは必ずしも無理のないことといわなくてはならない。

会社が、右申立人の日本ジャーナリスト連盟における地位の活動を目して、日本共産党員の支持者であると認定して解雇したことは自然であって、解雇後右申立人が神奈川県教育委員会委員に

立候補の際、日本共産党もこれを支持したという事実は、その一端を裏づけるものである。

従って本件解雇は、同人が古くから活発な組合活動をなしたがためというよりは、右のような認定に基いてなされたものと認められるから、不当労働行為に該当しないというべきである。

（中略）

8、申立人　小原正雄

会社は、右申立人について、かつてある方面から共産党員であるとの説が立てられたので、右申立人を日本共産党員またはその支持者と認定したのであると主張するが、かかる説は結局風評に終って、本件解雇当時は別に問題となっていなかったのであるから、これを理由に支持者と認定したという会社の主張は到底容認し難い。

又会社は、右申立人がかつて同僚に対して「日本共産党員伊藤律に会い対決せよ。何なら自分が紹介する」と言った事実を目して右申立人が支持者であると主張するが、それは右申立人が労農記者であったとき、共産党の記者会見から帰社して同僚から質問された際、取材内容に関する論議としてのべたものであって、新聞記者として当然あり得る事である。この点に関する会社の主張は余りにも根拠薄弱である。

翻って、同人の組合活動を見ると、右申立人は昭和24年3月、いわゆる第3系統の組合たる東京編集労働組合の書記長、朝日新聞労働組合統一協議会の仮書記長に選任されて以来、病身の委員長に代って、分裂した朝日新聞従業員の組織統一に奔走し、同年10月ついに全朝日新聞労組の結成に至らしめた。

この第3系労組は、極左系労組とは拮抗する立場にあったが、会社が、これを第2系労組たる朝日労組より好まなかったこと、殊にその統一運動を忌避したであろうことは、審問の結果これを認定しうるところである。

右申立人について、会社の主張が失当であることを、同人が第3系統組合の樹立及び組織統一運動の立役者であったことに照せば、本件解雇は、会社の単なる「支持者」認定の錯誤に出たものではなく、右の正当なる組合活動に根ざすものと認めざるを得ない。

9、申立人　梶谷善久

右申立人が大阪商科大学在学中、昭和6年学生争議に関係して2年間の停学に処せられたことは争いなき事実である。しかし、言論抑圧ようやく激しくなったその時代的背景の上にこの学生争議を考え、また同時に停学となった数人の学生中遂にそのまま処分を解かれなかったものがあったにもかかわらず、同人は、2年後に復校を許されている事情からすれば、単に彼が争議の指導者であったという事実だけから――たとえその争議が、共産党的背景をもっていたにせよ（但し、この事実は明らかでない）――右申立人を赤色分子と見るのは当らない。

また右申立人が畑中申立人と同じく日本ジャーナリスト連盟に属していたことは争ないが、同人には、申立人畑中について前述したようなことは毫も認められない。

さらに右申立人が全日本新聞放送労働組合の中央委員であり、

又機関紙部長であったことは事実であるが、中央委員は多数いるから、その悉くを党員又はその支持者と認めるのは穏当でないだけでなく、彼が編集技術に巧みであったことの結果、機関紙部長であったとも考えられるのであるが、何れにせよかかる事実は、彼を党員又は支持者と認めしめる証拠としては不充分である。

又申立人が、同じ社員中の共産党員と志賀高原の社の寮に赴いた事実は当事者間に争ない。しかし、その際には、他の数人の非党員も同行しており、かつこの旅行が党活動の一端であるかどうかについては充分な証拠はない。

ただ、右申立人が前出5・30事件において大西氏と所属組合が異なるにもかかわらず、その救援運動の音頭をとったことは、たとえ、大西の刑が確立する以前ではあったにせよ、いささかその思想的色彩について疑をさしはさむ余地があったことを認める。

被申立人が申立人につき主張しかつ立証する諸行為のそれぞれについては以上の如く判断せられるのであるが、今仮りにこれらの諸行為を一連のものとして考えてみても、――その間に多少批議すべきものがあるとしても――なおかつ、それは同人を以て共産党員又はその支持者と判断するには甚だ不充分たるを免れないのである。

しかもその一面、右申立人は、解雇当時前記第3系統組合の全朝日労組本部の執行委員長であった関係に照せば、申立人小原について述べたと同様のことが言い得る。しかも解雇当時、賃金協約について団体交渉の最中にあったのであり、会社は、申立人梶谷を解雇し立入禁止することによって、嫌忌する全朝日労組の交渉力をいちじるしく弱化せしめることができたのである。

申立人梶谷についても、会社の主張するが如き解雇の事由が存しないこと及び同人の右の組合活動の事情を併せ考えると、本件解雇は、会社の単なる「支持者」認定の錯誤によるものではなく、右の正当なる組合活動に根ざすものと認めざるを得ない。このことは、同人が編集局長賞を4回にわたって受けているという、異例の経歴によって裏付けられるところである。

三、法律上の判断

以上の事実にもとづいて、当委員会は、労組法第7条及び中労委規則第43条により主文の通り命令する。

昭和26年7月4日

中央労働委員会会長　中山伊知郎

●説明のつかない線引き

以上、「理由」によって、4つの事例を検証できる。だが、一読して一言にすれば、ひとの尊厳を愚弄する裁定だ。このような事由をもって人一人の人生の分岐を押付け、当人とその家族を路頭にまよわせる正義など、どこにある。

たしかに中労委なりの苦肉は読み取れる。超法規の圧力の下、政治的には逃げを打ちながらも、便乗解雇の視点から踏み込み、あえて個々の労働者の労働組合活動部分と非労働組合活動部分を天秤にかけ、線引きを試みたのだろう。だが、もともと線引きなどできるわけもなく、引かれた線はのたうつミミズのごとく規則性の読み

取れないものになった。
あえて言えば、4例の事由をそのままに、主文だけを入れ替えても全く不都合が生じない。言い換えれば、主文の分かれは中労委の恣意ということになる。そして、その断が天地を分け、被害者にとっての全てとなる。
もともと根拠法である労働組合法第7条（不当労働行為）は、そんな難しい条文ではない。

使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。
労働者が労働組合の組合員であること、
労働組合に加入し、
若しくはこれを結成しようとしたこと
若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、
その労働者を解雇し、
その他これに対して不利益な取扱いをすること
又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。（以下、略）

法律と思って読むと難解になるが、本来、労働者の絶対保護をうたっているのが労働法だ。中労委として、労働者の意見を聞き、使用者の意見を聞き、公平に断を下す建前となっているが、根底には人としての労働者を保護する視点がなければならず、この限りにおいて、本件での中労委の理由は自己弁護に過ぎている。しかも、日を追って生活が苦しくなっていく中で、審問に半年余もかけている
という現実には労働者保護の原則が泣いている。
もちろん、これは後世の後講釈であって、ことは講釈で済む話ではない。現実には分断によって生じた、それぞれの一日先の現実が迫ってくる。
この間、世の中は大きく転換を始めている。審問が結審となった4日後の１９５１年4月11日には、マッカーサーが更迭され、命令の出た6日後の7月10日には朝鮮戦争の休戦会談が始まり、少し先へいって9月8日には講和条約の調印がなされている。さらには、これらと前後して、戦犯の追放解除、旧軍人の追放解除、特高の追放解除が行われている。
これら変化は日本の権力構造に大きく関わっており、この視座から見直せば、レッド・パージは既に世の中から半分忘れられ、その被害はとどまるところなく加重されていた。

●座席牢の酷

中労委を勝ち取ったはずの梶谷・小原組は、原職（編集局社会部）に復帰したとたん、とんでもない理不尽に貶められる。復帰した初日、2人は上司から「復職はさせるが、仕事をさせるかどうかは編集局長が決める」と通告された。
えっ？　どういうこと？
籍は戻す。月給も元通り払う。だが、仕事は一切させない。朝10時の定刻に出社し、社会部の席に着くが、取材活動をしてはならない。目の前の電話が鳴っても取ってはいけない。原稿を書いたとしても、デスクは受け取らず、したがって記事にはならない。

仮に大きな事件が起きて騒然となっても、一緒に立ち上がってはいけない。額を寄せ合い、企画を練る座談が起きても、これに加わってもいけない。だめだめだめで、夕方6時には退社せよ。

「社会部では、部長、次長をのぞいてみんなが『仕事をしろよ』といってくれた。事実、人手は足りなかった。部員が仕事に出てしまうと、部長、次長のほかには私と梶谷しかいなくなることもしばしばであった。そんなとき、外にいる記者から原稿を電話で送ってくると、だれも電話をとる人がいない。私たち2人は、そんな電話をよくとったものだ。そして原稿をデスクに渡すと、はじめはぎこちなかったが、そのうち馴れてくると、普通の社会部員と何ら変わることのない関係になってきた」（小原談）

しかし、編集局長がこれを現認すると、目を三角にして部長・デスクを叱りつけた。会社としては、中労委命令を不服として裁判所に命令無効の訴えを起こす準備をしている。この訴訟のためにも原職復帰を定着させたくない。座敷牢ならぬ座席牢に押込んでおくに限る。このため、仮に送稿に穴があき、紙面に穴があいても仕方がないという強行だった。これを結果として8年続けることになるのだから恐ろしい。

●7・28にパーティー

前後するが、中労委と並行して取組んだ裁判（東京地裁）は、51年5月4日に訴状を出し、6月13日に第1回の公判が開かれていた。仮処分、中労委で却下された35人にとっては、これが最後の綱となる。

中労委で復職なった小原、梶谷にとっては裁判取り下げも選択肢のうちにあったが、経営側が中労委命令の無効を求める裁判を起こしてきたこと、実質、仕事をさせないという差別を課されていることから、引き続き裁判での完全勝利を目指すことにした。

おりから、7月28日が近づいた。進展がなくてもカレンダーは進む。経営側は卑劣な処置で2人の追い出しにかかったが、職場の仲間も、所属の全朝日労働組合も憚ることなく、2人の完全復帰に手を貸している。

そんな仲間たちが、1周年記念のパーティーを開こうということになった。さすがに社内では開けず、芝の産別会館での開催となった。当時、言反同の事務所も同会館にあった。

1階の広い事務室を片づけ、りんごをいれたらしい木の箱を利用して机がわりとし、それに模造紙を置いて、ピンでとめ、ビールやおつまみやくだものが、狭い机の上に落ちこぼれそうに並んでいた。その机の真上に、ハダカの電灯が天井から吊りさがっていた。

ささやかなパーティーではあったが、こんな会が開けるとは1年前には思いも及ばなかったことである。

久しぶりにパージ組が集まったが、それでも半分くらいしか集まらなかったように思う。出席者はみんなで40、50人はいたろうか。なにしろ、暗いので全部を見ることはできなかった。あまり冷えていなかったビールを、厚いガラスのコップで飲んだこと

を今でも覚えている。（小原談）

心は温められても、懐は、そうはいかない。パーティーにも解雇当人は半分も来ていたかどうか、と小原が心痛めている。来たくても来れなかったのは懐だ。その日のたつきにおわれ、よんどころなきに閉じ込められ、行き帰りの電車賃にも事欠き、と想像して余りある。解雇後1年の重みが、それぞれにのしかかっていた。

どうやら裁判所は、そんな空気を読み取ったのだろう。会社にしても37人を相手にしての長期裁判は負担だ。中労委の展開は予想外だったし、いささか自信を失ってもいる。先々、公判で追い込まれるのは必至で、紙一重が逆転することもありうる。中労委相手の行政訴訟は、会社の面子からも降りられないが、35人とはけりがつくならけりをつけたい。

●裁判所から和解の提案

夏過ぎて裁判所から和解の提案が出ると、双方が乗った。乗らざるを得なかった。主な条件は、解雇を形の上で撤回した上で、解雇の日と同日付で依願退職の手続きをとり、相応の退職金を支払うというもの。申立て側には不満の残るものだったが、気持ちが折れそうで、背に腹もと9月11日をもって汐とした。

これは必ずしも朝日に特有の終息ではない。毎日では朝日よりも先に公判が進んでいたこともあり、夏前に和解の動きが出て、既に双方矛を収めている。その経緯を『毎労10年』は、極めて事務的に記録している。以下、引用する。

解雇通告をうけた東京、大阪本社の諸君は東京、大阪の地裁にそれぞれ提訴した。

東京関係では2名を除いて29名の諸君が提訴したが、まず4名と会社側との間に話合いがついた。さらに21名の諸君は、26年6月13日、東京地裁千種裁判長立会の下に、会社側代表との間に和解の覚書を交換し、提訴を取下げるとともに本件に関する一切の争いを中止することを申合わせた。さらに他の5君も9月22日、東京地裁で会社側と円満に法廷和解が成立し、双方一切の請求権を放棄し、全関係者は依願解雇の発令が行われた。

なお大阪本社の関係者も、これよりさき会社との間に和解が成立しており、約1カ年にわたった7・28関係の問題は、組合内部を旋風のようにゆるがしたが、このような経過で解決した。

右の大阪本社関係については、土井正興が『土井刊』で記録しているところによると

「6月18日両者の間に協定が結ばれ、仮処分申請取下げを条件として、被解雇者は依願退社とし、退職金以外に解決金を支払うということになった。私は在職期間1年余りで、退職金の対象者ではなかったが、解決金4万円の支払いをうけた」

――と、ある。

次は、新聞労連。以下に引用する労連史によると、一層事務的だ。

レッド・パージ関係の不当労働行為の提訴はすべて中労委に移された。中労委で扱われた新聞報道関係は19件、約１８０名であったが、14名に対して救済命令を出しており、却下になったのは80余名、残りの80余名はなんらかの形で一応和解が成立した。

この和解の場合、大部分は退職金の増額を行ったもの、レッド・パージという解雇形式を取り消し、単なる解雇または依願退社という形式をとっている。また、夕刊フクニチのように32名の解雇者を発表したが、これを撤回したところもあり、同様に読売2名、時事通信1名も会社が解雇を取り消した。

後世からは、消化不良感の残る収拾であり、1年余をがんばったのだから、もうひとふんばりと惜しまれもする。それだけに、これを事務的に綴る『労連史』に、改めて冷たさを感じ、八つ当たりもしたくなるが、かえってその行間からは、やり場を失った解雇被害者の無念が強くにじみ出て来る。

●残る2人に、支援も集約

各社和解によって、闘争の場に残るのは、小原、梶谷の2人だけになった。だが無念の和解だから、全解雇者の思いが2人に集約することにもなる。これには、卑劣な座席牢を日々に共感している社会部の仲間が全面支援、さらに労働組合も、2人の所属する「全朝日」と「全新聞朝日支部」が合同で組織した「合同馘首対策委員会」が主体となって物心両面での支援を約束している。

新聞の労働組合が、反共を掲げる「新聞労連」に集約されていく中、朝日にはなお、反共労連に属さない労働組合が健在だったことが前向きに作用したと言えるのかもしれない。

さらに、この間、１９４８年以来分裂していた各労働組合にもようやく統一の機運が生まれる。細部詰め合わせ、裁判継続中の１９５２年5月22日、統一・結成に至った。統一の条件には「小原・梶谷裁判闘争の継承」が含まれており、裁判闘争が統一の触媒役を果たしたともいえる。

これを機に支援活動は厚みを増し、裁判支援の組合員署名も大きく伸び、４９３９人（組合員総数５９４０人）に達した。率にして83％、長期療養、長期出張など潜在署名を考えるとさらに伸びる可能性さえある。そのまま裁判所へも提出されている。

裁判（東京地裁・脇屋寿夫裁判長）では、会社も腰を入れた。東久邇内閣の司法大臣だった岩田宙造が開いた岩田宙造弁護士事務所が前面にたち、原告の2人にとってはさながら国相手の代理戦争の形になった。マッカーサー10・4覚書に際し、時代錯誤の発言を放ったあの岩田宙造だ。

解雇事由も見直し、あちこち補強してきた。一方、小原・梶谷の2人は、「全朝日」の顧問弁護士である森長英三郎・弁護士に全公判への立会いを願い、中労委会長・中山伊知郎ら10人の証人を立てた。

〈東京地裁判決〉

こうして裁判は長く、再び年を越したが、入れ込み直した甲斐はあり、示された判決（52年12月22日）は明快だった。

主文

被告と原告両名との間に各従前の雇傭関係が存在することを確定する。

中労委に次ぐ、完勝だ。理由については、争点ごとに当該部分を抜粋する。

〈共産主義者であるか否かについて〉

原告両名の新聞記者、労働組合員あるいは一個の社会人としての通常の活動の範囲に属するものといわざるを得ず、これらの事実によって両名を共産主義者またはその支持者と断ずることはできない。したがって25年7月18日付マッカーサー書簡の指令の範囲に該当しないから、日本国憲法その他の国内法が適用される。

〈不当労働行為について〉

被告（会社）の右原告両名に対する解雇の意思表示は連合国最高司令官の前記指令が直接の端緒となったことは否定しえないとはいえ、なお同人らの労働組合における正当な活動、特に全新聞朝日支部分裂後における東京編集労働組合、全朝日新聞労働組合の結成およびその後の活動を主たる根拠としてなされたものと推認する外ない。

〈雇用関係の存在〉

労働組合法第7条第1号に違反する不当労働行為として無効なるものにして、他に特段の主張立証のない本件においては、現在、被告と原告両名の間に、各従前の雇傭関係が存続しているものといわざるを得ない。

さらに、個別争点について、

〈梶谷善久〉

・梶谷の原稿が左傾的で行間に左翼民族戦線の色彩を織込むというが、各証人の訊問の結果、措信できず、大西兼治、本江信逸、谷部晋一あるいは浅野澄江とは、通常の交際以上に、特に思想的に緊密な連携を保っているような事実を認めるに足る証拠はない。

・学生時代、盟休事件の指導者となったといわれるが、この盟休は共産党とは関係なく、盟休委員となったのは学級の組長が自動的になったに過ぎない。これは20年前の事件で、朝日に入社するとき会社も調査しているものである。

・また記者活動も妥当であったことが認められる。

・大西事件でも全朝日および梶谷は、検挙者中、大西に限って救援活動し、全朝日と全新聞朝日支部の共同声明は、朝日支部が無断でやったことが認められる。

〈小原正雄〉

・国鉄民同、東宝争議について会社が指摘したことは、「容易に信用できず」そのほかの会社側の主張した事実は、これを認めるに足る証拠がない。

・改造社事件でインボデン氏から正式に警告をうけたさい、門田編集局次長および進藤社会部長は終に総司令部の見解に承服しなかったこと、小原が引続き労農記者をしていたことからみれば、小原

の取材活動あるいは思想傾向について総司令部と見解を異にしていたことが推認される。

理由も完勝といっていい。これに付け加えることはない。これだけの判決が出せるのなら、なぜ仮処分で、この半分も出せなかったのか。被害者の被害の長期化には恨みが残る。

一方、経営側は性懲りもなく、東京高裁、最高裁と控訴、上告したが、１９５５年６月29日、控訴棄却、１９５８年６月５日、上告棄却となった。

結果として、最高裁決定までいったことで、判例としても文句なしの確定となった。ただ、蛇足を加えれば、この判決は、共産主義者（同調者を含む）でない者を共産主義者だと言い張ることによって便乗解雇した経営行為が不当労働行為にあたる――というものであって、レッド・パージ本体の違憲性を問う判決ではない。

レッド・パージ違憲の本題は、仮処分の段階で裁判の外に蹴り出されたままであり、このことを改めて銘記しておくことが、本件判例の確定とともに大事になる。

余談

あとは余談にわたるが、小原正雄は、最高裁での確定後も、「私には、いわゆる勝利感は、ちっともわいてこなかった」と、述解している。一つには同じ立場にいて紙一重で棄却されたあまりにも多くの仲間がいたこと、そしていま一つが決して帰っては来ない８年という歳月だった。

そんな小原が最後まで消せなかった疑念は、社長・長谷部忠の７月24日から28日にわたる言動だ。後年、長谷部は「長谷部手記」の中で

「私は、このレッド・パージによって、朝日新聞をやめさせられた人たちとその家族から恨まれもしたであろうし、また、いろいろといやな思いもさせられた。しかし、どんな不愉快な目にあっても、それを憎む気持ちにはなれず、心の中では、いつも頭を下げてあやまっていた」

――と書いている。これは本当か？　もし本当なら、小原、梶谷を社会部の窓際でいたぶり続けた卑劣な座席牢は何だったのか。

もし頭を下げてあやまっていたのなら、こんな卑劣は出来ないだろう。直接の下手人、編集局長の信夫韓一郎は、長谷部が政権固めに大阪本社から引き上げた腹心だった。

これに重なるのが、地裁判決での「特に全新聞朝日支部分裂後における東京編集労働組合、全朝日新聞労働組合の結成およびその後の活動を主たる根拠としてなされたものと推認する外ない」とのくだりだ。

これは、先に検証した１９４８年10月の労働組合３分裂を指している。このとき元々の全新聞朝日支部は大崩れを起こし、ここぞと第２組合が出て来て、会社はこれで大勢が納まると踏んだ。ところが、これを嫌う声が東京編集局に起き、同調する数グループが結集して「全朝日」となり、第２組合と拮抗した。ここで中軸となって働いたのが小原、梶谷らだった。

思惑外れた会社が逆恨みして、レッド・パージに上乗せした。座

席牢の卑劣を見れば、当たらずとも遠からず。解雇通告も、6次に分けたことで「今度は俺か」の疑心効果を蔓延させ、逆らう声を抑え込む恐怖政治となったことは既に触れている。

長谷部忠とは、いかなる人物なのか――。「長谷部手記」にしても、当時の経営側にあっては饒舌であり、「わたしは、そんなに悪くない」の自己弁護が浮いてみえる。たしかにＧＨＱと渡り合った実績にも根性がみられるが、いささか油断のならない人物だ。弁明では、己の責任で解雇を断行し、己も辞めるといいながら、釈明もなく反故にし、追放解除後の村山社主に大政奉還している。

もとを辿れば、戦後、朝日社内に戦争責任追及・抜本改革の声が起きたとき、長谷部は報道第一部（政経担当）の部長だった。下剋上になぞらえれば第3層といっていい。この層で、当時一番声が大きかったのは論説の若手群で、聴涛克己、広岡知男、森恭三らがよく知られていた。

事を決する舞台となった「編集局闘争委員会」では聴涛が副委員長として実質仕切り、引き続く「従業員大会」を成功させた。これで重役、幹部らは原則総退陣となり、新経営者の選出にはいる。部課段階で推薦委員を選び、局段階で役員選考委員を絞り、全社段階で24人からなる重役選考委員会を選出し、と手順を踏んで、長谷部ら6人の取締役候補と監査役候補1人を選出した。

候補は株主総会で全員選任され、長谷部は互選で代表取締役となり、トップとなった。局長級（第2層）を超えての3段跳び4段跳びとなる。当初は社長制を廃し、集団指導制をとったが、長谷部はあれよあれよで、その中心に座ることとなった。これら新体制を読者に伝える社告風の囲み記事「國民と共に立つ」は、森恭三が「従業員大会」の大会宣言として書き、読み上げられたものを、一字一句そのまま記事にした。

この過程で、聴涛を東京の編集局長に推す強い支持運動があったが、聴涛自身が断り、聴涛は未踏の労働組合づくりに傾倒する。実際、朝日の委員長から新聞単一の委員長、さらに産別の議長と、こちらも3段跳びで駆け上がっている。半面、身は離れながらも朝日籍には執着し、ときどき出社したときは役員階の貴賓応接室を自室に使い、元勲待遇を受けている。

ちなみに広岡は、聴涛が第2次読売争議の梃入れで取り組んだ1946年10月の新聞ゼネストで、急転、スト反対の論陣を張る。朝日の組織内では、委員長の母体支部でもあることから、一致してあたる構えだったが、実態はひ弱なことを見抜いた広岡が一人、有害無益をぶって、突入前夜に逆転させた。

このスト失敗の収拾で、聴涛は単一の委員長を辞し産別専任となり、朝日支部では森恭三が支部委員長、広岡が東京分会の委員長となった。以後、強力に経営協調路線に導いていくことになる。のち社長となったことはよく知られている。

レッド・パージにあたっては、全中央委員の追放に次いで、マッカーサーの第2書簡によって『アカハタ』編集幹部が追放になり、この中に、聴涛もいた。『アカハタ』の編集局次長だった。聴涛の家族が伝える記憶では、１９５０年9月ごろのある夕刻、自宅から下駄ばきで「散歩してくる」といって出かけ、そのまま帰ってこなかった。

【注】
・この項は、主に『朝日証言録』『梶谷編刊』『朝日新聞労働組合史』を基に事態の流れを抽出、援用した。
・中労委移管＝8月28日付で、中労委から各地労委へ「労働組合法施行令第27条第1項によって中労委で管轄する」との通知が出ている。
・中労委の示した基準＝『朝労史』433ページから引用
・四国新聞への命令＝『朝労史』433ページから引用
・中労委の命令＝『朝労史』434ページから引用。ただし「申立人等主張の要旨」「申立人　村岸義雄」「申立人　畑山政春」の項は『梶谷編刊』194ページから引用
・日本ジャーナリスト連盟＝同連盟の機関紙『ジ連ニュース』復刊第4号（1950年8月20日発行）によると、会員37人が犠牲になったと報じている。この中には梶谷善久、畑中政春、田村五郎、三上正良、今泉正浩、小林勇、小林孝祐、鷲沼登美枝、嶌信正らがあり、同連盟が狙い打ちされた気配が見える。鷲沼は小林の旧姓。
・事後の証拠集め＝当時、朝日新聞人事部の坂井佐佳士が、後年、『朝日証言録』に寄稿した一文によると、
　朝日新聞大阪本社人事部次長の証言では、常務がわが社もレッド・パージの指令を受けることになったと説明したとき、すでにGHQから該当者の個人リストを受け取っていたのである。
　そして、この次長に命じられたのは、「一つは大阪府庁に行き当時の団体等規制令によって届けられている朝日社員で共産党員である者の名簿を写し、届けられている党員である証明をもらってくること、二番目は社外のX氏（共産党員の由）と団規令登録党員ではない、ある朝日社員とのつながりを調べるためまずX氏を調べること」であった。証言によれば、くだんのX氏を探しあてることはついにできなかったという。
・東京地裁判決＝『朝労史』437ページから引用
・朝日新聞経営の戦後民主化＝主に『占領期の朝日新聞と戦争責任』（今西光男著、朝日新聞社刊）を基に流れを抽出、援用した。
・聴涛克己の追放後の消息＝『新聞と戦争』（朝日新聞出版）の「戦後の再出発」から援用した。

【用語】
・『朝労史』＝『朝日新聞労働組合史』（1982年5月1日刊）
・『今西刊』＝『占領期の朝日新聞と戦争責任』

解雇後の嶌信正

解雇された後の嶌信正が、どうやって現金を得たのか、本当のところよくわからない。確かなのは失業保険だけ。後年、妻・静が息子の中途退職時に「会社をやめてもどうってことないし、何とかやっていけるもんよ、おカネなんかためなくても、まわってればいいんだから」と言った。なんとか母さん、ここにも、だった。

当の本人は、もう宮仕えはすまい、と心に決めていたから再就職運動はしなかった。当座は同じ解雇仲間の田村五郎や今泉正浩らと連絡しあって言反同の事務所に顔を出し、訴訟のための陳述書では本腰を入れた。今泉も自宅で端切れ屋を開いたといい、田村は、医者だった妻の下働きに入ったこと既に触れた。

そのうち年が明け、桜も終わった頃、安倍晋太郎から会いたいと言ってきた。有楽町の毎日新聞近くの喫茶店で落ち合うと、「実は岸（信介）の娘と結婚する。嶌さんは第一に招かねばならんのですが、そうもいかんので」といって、深々、頭下げた。

これには訳がある。安倍は六高から東大を出て毎日新聞に入ったのだが、すぐに六高の後輩と知れる。嶌が「剣道部だった」という

と、「わたしも主将をやりました」とくる。六高の絆は強い。少し間があって、佐藤栄作から「岸の娘と見合いをさせたい」との頼みが政治部の古参に入り、めぐりめぐって安倍を口説く役回りが嶌のところに回ってきた。六高の縁が知れたことによる。

嶌は忘れていたが、これが実ったとの報告でもある。ただ、政権中枢の賑わう晴れの宴席にレッド・パージはどうもという安倍なりの仁義だった。そのかわり、でもないが、政界に復帰する岸の機関紙づくりを請負うことになり、『風声』の題号で8号までつき合うことになった。

伝記地誌調査研究所

前後して、八幡製鉄社長だった三鬼隆の回想録を出版することになった。三鬼は、次期財界総理と言われていたが、日航機「もく星号」の伊豆大島墜落に乗合わせ、不帰の客となった。生前、記者仲間にも人気があり、それじゃあとなり、浪浪の嶌が右代表となって常務の藤井丙午に構想を売込むと是非に、と了解が出た。

そこで田村、今泉らと語らい、編纂委員会と併せ「伝記地誌調査研究所」を立ち上げた。ひとの伝記を請負えば食えると思った。

構想を固め、筆者を選んで口説き、ここで、朝日の小原正雄が加わった。労農記者会の仲間で、互いの気心も得意分野も知り合えている。田村とはとくにうまが合った。小原が「三鬼隆の実像」を書き、毎日の現役の羽佐間乙彦が「鉄鋼と共に三十五年」を書き、増田滋が「三原山遭難記」をまとめた。みんな筆が早い。あとは政財界からの一筆を網羅して仕上がりとなる。

前後して「東急沿線新聞」の構想を進める。これも田村との共同作業で、「（東急）沿線地帯に発生する社会、文化、経済に渡る色々な出来事を生活に結び付けて報道し、心豊かな親しみのある『地域新聞』たらしめ、沿線文化の創造に寄与したい」と趣意書に書き上げた。新聞記者の憧れそのものといっていい、純真な作文だ。

ところが、集まった奉賀帳の一筆は桁が外れている。「祝　東急沿線新聞創立　林譲治」「文章千古　竹虎」「洗硯　誠一郎」「一誠盛兆人　発巳晩秋信介」以下等々数十名。蛇足ながら、竹虎は緒方、誠一郎は安井、信介は岸。

これを漏れ聞いたラジオ東京（後年のＴＢＳ）の専務・鹿倉吉次から呼び出しがかかった。

「嶌、お前みたいな男を本田（親男・毎日新聞社社長）がクビにするとはけしからん。いま、何してるんだ」

「田村と沿線新聞やってます」

「嶌、新聞は毎日と朝日、あとは世間が相手にせん。身をきれいにして相談に来い」

「ありがとうございます。しかし体張るつもりですし、林先生はじめたくさんの皆様から激励をいただいたばかりですので……」

「嶌、お前は馬鹿な奴だ。それじゃあ月に一度、昼飯を食いに来い」

鹿倉は敗戦時の毎日の重役（専務）で、追放組でもあった。解除後にラジオへ転進していたが、東亜部育ちの嶌の働きぶりを知っていたのだろう。嶌にはありがたい話だが、東急沿線新聞に体を張っていたのは本当で、当時の金で50万円をつぎ込んでいた。

ただ、東急沿線新聞については異説がある。五島慶太（当時・東急会長）の丸抱えで、レッド・パージで浪浪しているのを知り、「お前の好きなようにやれ（金は出してやる）」といって、丸投げしたとの風聞だ。

本人の語りの中では影もないが、『自処超然』の添付年表にただ1行「故五島慶太翁に師事し、東急沿線新聞を創刊」とあり、加えて、鹿倉の一件を重ねてみると、風聞に似たことがあったとしても不思議ない気がしてくる。

ただ、肝心な結果は、ここでも成功とはいかなかった。いわずとも、武家のなんとかの類だ。紙面づくりはともかく、販売手段は全くといってよく、考えていなかった。

しかし、レッド・パージを超えて、新聞記者のなお純な夢を現実に追っかけたということでは冥利に尽きた。後世、無代紙として発展した列島各地のコミュニティーペーパーをみれば、その原典がここにあったような気もする。

大事なのは、もう一つの半面。家族を抱え、いかに食ったか。最初に舞い込んだのは政治家肝入りによる「女子野球連盟」の事務局長。プロ4チームがあって、東京と大阪で公式戦をやり入場料をとっていたが、就任1日にして採算のとれないことが分かった。

次は政治家の秘書とアメリカ人が組んで始めた中古衣料の輸入会社。それから新橋の烏森口のガード下で開いた雀荘。これはペルシャ人の持っていた12坪の権利を借り、妻・静に女将となってもらい家族ぐるみでがんばった。同じパージの読売の武田某がパチンコ屋をやって儲けたというのを聞いての一攫千金だった。

六高に居場所

そのうち、「六高ごらく会」に誘われた。六高出身であれば、ほかに何の制約もなく、ただ毎月第1と第3木曜日に銀座の三笠会館で飯を食うという集まりだ。行ってみると、嶌たちが一番若輩で歓迎された。「ごらく」とは、六高の食堂に併設されていた「ごらく室」で、当時の溜まり場、六高生の思い出が凝縮されている。

幹事団は、唐島基智三、伍堂輝雄、出射義夫、飼手真吾、宮内勇、山本忍。初めて行った日に、唐島、宮内から2次会に誘われ、「何も（パージごときで）小さくなることはない。胸を張って堂々と歩き、ごらく会に出てきて何でも相談しろ」と励まされた。

嶌は、そのとおり常連となり、１９５５年9月からは幹事団に加わり、下働きを一手に引き受けている。指名されて『ごらく会の歩み』もまとめている。

ちなみに、先輩・飼手真吾は当時、労働省の労働組合課長で、ＧＨＱ経済科学局のエーミス労働課長とは昵懇、「占領政策なんてもんはルーズなもんだ」と喝破している。そんな飼手と嶌が何をどう話したか、その記録はない。

そんな１９５９年の春、唐島から「都知事の安井（誠一郎）が知事を辞めて国会に出ることになった。ついては政治秘書になってくれんか。安井謙も宮内も大賛成だ」と切り出された。安井謙は、六高、京大で嶌の1年先輩になる。もう有無もない。抵抗してみたが、かえって油を注ぐだけだった。政治秘書となれば、当人の分身でもあり、兼業などできるわけもない。身ぎれいにして、その年の4月から政治稼業に身を落とすこととなった。

ところが、あとは一路、ともならない。安井は既に業病を抱えていて、国会議員となる念願は果たしたものの、１９６２年1月、息を引き取る。この間、嶌自身も肺を病み、思わぬ休養を経ることになるが、安井の遺された夢の一つを引き継ぐことにもなる。東京オリンピックに間に合わせるよう都心～羽田のモノレール開通だ。日本高架電鉄・取締役企画室長という慣れない肩書を得て、モノレールの仕組みを一から勉強し直し、あとは牛のごとく急いだ。

嶌の本当の強みは人づきあいにある。帝国ホテルの犬丸徹三、日立の総帥・鮎川義介、日本精工社長・今里広記らの知己、支援を束ねてオリンピックに間に合わせ、安井の思い残しを過不足なくかなえてやった。

選挙、そして副議長秘書

そこへ波乱が、もう一つ。選挙通で選挙狂いの友人がいて、嶌の本籍・滋賀県で、衆院選の地盤づくりを始めてしまった。たまたま堤康次郎ら旧世代が全部抜け、次の選挙は新人戦になるという政治空白が生まれたことによる。友人は中央で岸、地元で一番のボスに渡りをつけ、すっかりお膳立てをしていた。

全部をかつぎ手のせいにするつもりはない。神輿も踊った。義父も晩年に八日市の市会議員で名を売ったから、まんざらでもなかった。そして熱くなりきったところで、どんでん返しがきた。地元ボスが対抗馬側に寝返った。というよりも東京での勢力図に変動が起き、そのあおりが地元にきた。切歯扼腕、最後の手打ちは、佐藤栄作の冷たい手で握手され、「次回を期せ」となった。

しばらくは熱さめず、本気で次回を期す奔走を続けたが、ある日の夜半、大学生になっていた息子が部屋に入ってきて「おやじ、もうやめてくれんか、お母さんが泣いている」とこわい顔をした。憑き物が落ちた。ただ地元・滋賀県振興にかける意欲は本物で、提言や公約の類をレッド・パージ陳述書と共に保存している。

再び浪人していると、こんどは安井謙から声がかかった。副議長になったので秘書をやってくれという。これはありがたい閑職だった。安井の秘書は6～7人いて、それぞれの分担で忙しく働いていたが、嶌は参議院参事副議長秘書ということで、特別職の国家公務員だった。しかも専用の部屋が院内にあって、本物の秘書が男女2人ついていた。したがって嶌が直接やる仕事はなにもない。人生たまにこんなのもいい、安井の温情、大いに堪能した。

そんなある日、毎日新聞の若い社会部記者が訪ねてきた。当時、革新都政で名を全国に知られた都知事・美濃部亮吉の再選を翌年に控え、選挙情勢を教えてくれ、という。嶌が、副議長の兄の秘書もやっていて、かつ美濃部の奥の院として知る人ぞ知る小森武と昵懇であり、しかも、その奥にいる労農派の学者たちにも知己をもつ往年の労農記者と知っての「教えてください」だった。

嶌は、気を許し、知ってることを何でも話した。楽しかった。記者が席を立ったとき、思わず一緒に立ち上り、ちょっとはにかみながら「息子がいま秋田にいる。いつ上がってこれるかわからんが、よろしく頼む」といった。若い記者は「えっ？」といい、年寄りのはにかみもいいもんだ、と思った。嶌の半生にとって、このころが一番、気持ちの上でも優雅だったのかもしれない。

優雅な閑職は、安井の副議長辞任とともに、当然失職。波乱の半生も還暦となった。しかしなかなか休ませてはくれない。モノレール時代の仲間から国電・大井町から埋立地の広大な一帯を再開発して新たにモノレールを通し、既設モノレールとも繋ごうという大構想がもちあがり、準備会社の専務に納まった。これも、結局さたやみとなったが、なお血の気は失せない。

そのうちまた六高の大先輩から大変な声がかかる。国民政治協会の江口総裁を助けてやってくれという。江口見登は京大新聞の先輩でもある。また有無もない。国民政治協会は自民党の金集め機関であり、金庫番。そこの空席だった地方部長に納まり、そこでお役御免になるかと思ったら東京都支部の事務局長になり、本部に戻って総務局長になり、常任監査役になり、72歳、定年ということでお役御免となった。ここが一応の終着駅ということになる。

【注】

・この稿も、嶌の自著『自処超然』（『嶌刊』）をもとにしている。

・もく星号墜落＝1952年4月10日、日本航空の「もく星号」が東京都伊豆大島の三原山噴火口附近に墜落しているのを発見。乗員乗客37人全員の死亡を確認した。戦後、再開した民間航空の日航1番機で、前年51年10月25日に就航したばかりだった。

・滋賀県改革＝「滋賀県の近代化のために」というレポートを遺している。選挙断念を聞いて、同郷（八日市市）の武村正義が滋賀県改革の志を引き継ぐと言い出し、実際、同市長、知事を経て自民党の衆議院議員になった。党では、安倍派（安倍晋太郎）に属した。

・飼手真吾＝1908年9月、兵庫県生まれ。東大法学部を出て内務省に入省。戦後は労働省で審議官など歴任。中労委事務局長、公労委会長なども務め、戦後労働行政を担った。

・小森武＝嶌信正の友人知己は幅広いが、中でも異色は小森武。上海で知り合い、引き揚げ後、出版の「黄土社」創立で相談にあずかり交遊が続いた。小森の先輩に高橋正雄がおり、その師に大内兵衛がいて、労農派の書籍刊行を一手に引き受けた。その縁で、美濃部亮吉を都知事に担ぎ、裏の裏を知る者は「小森都政」と呼んだ。晩年の嶌は革新都政に対抗する自民党の金庫番であり、表から見ては交遊の理解ができない。

解雇後の三上正良

三上正良は解雇されたことを、家では言わなかった。これはたぶん、誰もが同じ気持ちだった。朝日の小原正雄の場合は、有楽町で電車に乗り、渋谷で玉川線に乗り換え、最寄駅で降り、自宅までの5、6分の道を歩きながら、どう言い出そうかと考えつづけ、とうとう家に着いてしまった。

仕方なくベルを押すと、ずっと待っていたかのように妻が飛んできた。持ちかえってきた風呂敷包を渡そうとしたら、中の箸箱の中で箸が「カチッ！」と鳴った。とたん妻の顔が一層青ざめ、

「やられたの？」

と、つぶやいた。

少し、説明が要る。当時、割箸なんてものはなく、みな自分の箸を箸箱に入れて会社に置いていた。それを持ちかえって来たということは、それ自体が悪い知らせだった。それと、小原は第2次（8月1日）の通告組で、第1次があって以来、疑心暗鬼の風聞が蔓延

していた。

三上は、そのとき36歳、15歳、9歳、6歳、4歳、4人の女の子がいた。親子6人、間違いなく路頭に迷う明日が見えていた。

第2の1歩は2年で廃刊

最初に声をくれたのは『社会タイムス』だった。左派社会党の出している日刊紙だが、機関紙ではない。資本は党が出し、役員幹部には青野季吉（代表取締役・編集局長）、江田三郎（専務）、高野実（取締役）、鈴木茂三郎（監査役）らを据えていたが、編集は独立し、軌道に乗っていけば役員も入れ替える構想で、江田の理想では『デーリーミラー』を目指していた。

三上は、ここで編集長兼デスクのような、いや、分担などなく何でもこなした。総勢20人ほど、三上から見れば駆け出しばかり、未熟な原稿をリライトしたり、不足を補ったり、見出しをつけて整理記者の仕事もしていた。若い記者が、行方不明で騒がれた鹿地亘事件を追い、実は米軍諜報機関によって拉致されていたと突き止めたときは、わがことのように喜んでいる。

ただ企業としての肝心は如何ともなしがたい。嶌らの『東急沿線新聞』の轍と同じ轍だ。三上らの頑張りを収益に繋げられない。2年間持ったのがむしろ奇蹟で、１９５４年には「休刊」に追い込まれた。責任を感じた鈴木らの口利きで、社会党系列の団体から機関紙等への寄稿依頼が来はしたが、いずれも生活者へ支払うような稿料とは言えなかった。

朝、「なんとかしてくる」といって家を出て、夕刻「カネデキヌタノム」との電報だけが帰ってくる。帰る電車賃もなかった。そんなことが珍しくなかったから、家では妻が編物の注文をとり、授産所の内職に励み、しかし、追いつかなかった。女学校では、みんなの前で「授業料を払いなさい」といわれる。だが、ないものは払えないから、とうとう長女は退学した。

ＪＣＪで第3歩

そんな三上が、いつ、どんな縁でＪＣＪ（日本ジャーナリスト会議）に出入りするようになったのか、これも定かではないが、１９６７年8月には事務局長の任に就いていた。ＪＣＪ事務局長というと、外見はいいが、懐勘定から言えば半・手弁当。組織として、事務局長、事務局員ら専従には生活賃金を支払うのが建前になっているが、現実には財政事情が優先する。

実をいうと、中国の文化大革命をめぐる評価の分かれからＪＣＪも組織混乱に陥り、三上事務局長のころにようやく再建軌道に乗り始めていた。したがって専従手当は遅配、欠配が珍しくなく、三上自身は、寄稿や講演によるアルバイト稿料でたつきを立てるのが実態だった。つまり生活者としてはＪＣＪ以前と変わらず、社会的仕事がぐんと増えた、ということになる。

三上は、例によって頓着なく、大いに働いた。最初に手掛けたのが『マスコミ黒書』（労働旬報社）の編纂・刊行。ベトナム戦争が泥沼化する中で進む日本のジャーナリズムへの攻撃の実態と戦後マスコミの歴史を明らかにしながら、本来あるべきジャーナリズムへの展望を描いた――が謳い文句。１９６８年4月20日に初版を

出し、版を重ね、ＪＣＪ財政にも寄与した。
　続いて、大阪万博を取り上げた『万国博を考える』（新日本出版社）では視野の広がりを見せる。この本では珍しく、中川貴（大阪歴史教育者協議会・副委員長）と共に、編著者として自分の名を入れている。それなり、思い入れがあったのかもしれない。
　だがこの時期にあって、一貫して正対したのはベトナム戦争報道だった。代表的な論考に「ベトナム解放とジャーナリズム」（青木書店『現代と思想』第２号所載）があり、「１９６５年から10年を超えたベトナム報道を歴史的なベトナム解放闘争を主軸にみるとき、誰もが指摘するように、全体的にはアメリカにかたより、日本の加担、共犯に対する追及が不十分で日米安保条約の危険な機能に迫る弱さがあげられる」の指摘は、いまも生きている。
　三上が事務局長になって、ほどなく、雰囲気というか、気質も変わった。どちらかというとサロン調、言いっぱなし、聞きっぱなしの談論風発から、目的をもって何かをやり、何かをやったら結果を残す、という風になった。『マスコミ黒書』がそうであり、その後はじめた「現代ジャーナリズム講座」がそうであり、機関紙も機関紙らしくなった。三上が、これを意図してやったのかどうか、これまた定かでないが、時がたつにつれ定着していった。
　ＪＣＪ賞による振興かさ上げで、ブロンズ像の制作を佐藤忠良に依頼し、毎年、提供してもらったのも、同郷のよしみによる三上の功績だった。

事務能力はゼロ

　半面、事務局の長、という意味では、全く、その能力がなかった。大きな組織の事務局長なら神輿でもいいが、三上のほかには次長と専従の木谷文子がただ一人という体制だから、事は大変になる。事務処理だけでなく、事を決めようというときにも、まるで他人事の風情を通し、決める意欲をもたない。
　あるとき爆発した。
「議長や事務局長はいったい何を考えているのか」
「だいたい、若い人に魅力あるＪＣＪにするにはどうしたらよいかなど喫緊課題多々に、あなた方から大方針が示されたことがあるか。一度もない」
「組織の顔にふさわしい人を探すべきだ」
　ことは穏やかではない。きっかけの難題は事務所移転の件。実は当時の事務局は東京・京橋の新聞労連に間借りしていたが、当の労連が引っ越すことになって、ＪＣＪも独自の移転先を探さなければならなくなっていた。
　爆発は、これを決める幹事会でのこと、結局、この幹事会では結論を持ち越し、意を決した若手幹事たちが有志を募って拠金集めから始め、当時の身の丈にあった物件を探し回り、六本木の狭いマンションと契約に漕ぎつけた。
　三上は天性の聞き上手。誰の、どんな話でもにこやかに真剣に耳を貸し、滅多に大きな声をたてることもなく、怒った顔を見せることはなかった。そしてその合間には原稿を書きまくり、講演の声が

かかればどこへでも出かけていった。それが事務局長としての仕事であり、その余は不器用をかこった。話も上手とはいえず、「まさに」「まさに」の連発でいささか辟易させたが不評とはならず、お呼びが途絶えることもなかった。

これは人脈となってＪＣＪにとっても三上個人にとっても財産となった。決められない事務局長だったが、企画が決まって人選の段になると、誰も三上にかなわなかった。ちょっと無理かなと思えた相手でも、三上から頼むとたいがい応諾だった。事務能力のなさも、これで帳消しとなる。

仲間から退任勧告

そうこうして、気がつけば在任15年を超える勢いとなった。53歳で就いて68歳。当時の雇用水準から言えば、定年後の働きで古希を迎える。さすがに「どうなんだ」の声が喧しくなったが、本人には一向伝わらない。もとより目に余り出した体力の衰えもある。そこで、三上が席を外している間の評議員会で勇退を願う衆議を一決し、ひとりが鈴をつけにいくこととなった。

１９８１年９月の宵、一人、事務局にいた三上に

「評議員会の総意で事務局長の交代をお願いしたいのですが……」

「うん？　いや、よくわかりました。後任はどうします？」

あっさり、あっけなく、ただただ不器用なだけだった。

送別の宴「三上さんを励ますつどい」は殊のほか盛会だった。当時の事務局次長・小島修は、「席上、珍しく三上さんは自分の経歴を語った。事務方の私は受付や料理の注文に忙しく、話の中身よりも、当時としては高かった会費1万円で60人に近い人が集まって下さったことに興奮ぎみだった」と回想している。ちなみに、収支残は記念品の万年筆と金一封に変わった。

内を明かせば35万円。おそらくは、解雇以来はじめて家に持ち帰る大枚の現金となる。続けて、小島は歓送の夜を綴っている。

「そのお金と記念の万年筆と、かなり大きな花束を受け取った三上さんは涙ぐんでいた。帰宅のタクシーが着き、会場の玄関先でみんなに別れを告げるとき、三上さんは、その花束をやや照れくさそうに、でも高く掲げて振った。ほほが少年のように上気していた」

先に逝った妻

あとは余談になるが、余生ではない。外で事務能力のなさは、内で生活能力のなさとなる。１９８２年11月９日、あの歓送の宴から2週間をおかず、生涯面倒をかけ通しだった妻・文子が亡くなった。2歳年上だから70歳の古希。この年の夏の盛り、訪ねてきた長女が、顔が真っ黄色なのに驚き、入院させたら末期のすい臓がんだった。

入院先は築地の聖路加病院。おそらく歓送の10月26日夜、会場のＮＨＫ青山荘（港区青山）を出たタクシーが向かった先は築地だった。生涯最初にして最後、たった一度だけの花とお金と感謝を携えての「ただいま」、そして「おかえり」だった。刑務所帰りを承知の結婚、生涯、嫌悪を隠さなかった思想信条、全て承知で語り合

うことなく添い合った二人だった。

三上自身も、事務局長を降りてすぐ、胃がんの手術をした。幸い、経過は悪くない。もともとタバコを離さず、気管支ぜん息を持病にしていたが、一病息災のおもむきで初老を乗り切ってきた。たまに娘家族らとプールにいくと綺麗な抜き手をきってみせ、娘たちをびっくりさせてもいる。

退院後は、娘たちの意向にしたがい、一番下の娘の家族の居候となった。だが老いて再び、一個のジャーナリストに戻っての意欲は萎えない。注文の舞い込むままに寄稿し、常々の予備取材も怠らない。孫から何か聞かれると嬉しそうに調べ上げ、当の孫が忘れたころに完璧な答を披露する。孫は感動して「おじいちゃん、代ゼミの先生になったらいい」と真顔でいった。

三上にとって、娘たちの家族が幸せなのが何より嬉しい。実をいうと、娘1人を妻より先に亡くしている。いま、同居の娘が結婚するときには、たまたま事務局にいた幹事の1人に、「聞いて、聞いて」と言わんばかりに寄ってきて「娘が今度結婚することになってね、相手がとっても人間のできたいい婿さんなんだよ。娘たちには随分とつらい思いさせたり、迷惑かけてきたからねえ、幸せになってほしいんだよ」と、最後はしんみり口調になった。

楽しみにしていたのは、室中10期会。ＪＣＪを降りた翌年の秋口、夫婦同伴組も歓迎で東京近辺の70人くらいが集まった。これが楽しかったので、定期的にやろうやとなり、3カ月に1度のわりで、新宿の「フィフス」に寄ることになった。

年寄りだから夜は避けて午後1時からの昼飯会。各自勝手に注文し、勝手に飲み食いしながら、おしゃべりを楽しむ。少ないときでも7、8人、たいがい10人前後が寄ってきた。三上は、ほとんど皆勤で、にこにこ聞いていた。

無言の暇乞い

そんな三上に異変が起きたのは、妻・文子が逝ってから10年目の１９９２年の11月。晩酌の酒がのどを通らず、せっかくの粥も苦労する。当然、空腹になるはずが、食欲もわかない。そこで娘たちの意をいれて入院となったが、これがまた大変だった。なんだかんだといって先延べする。ふらつく足を杖に任せて「大丈夫だ」といっては出かける。あとになって出先を確認すると、

12月8日＝新聞ＯＢ会秋の散策と懇親（九段会館）、同ＪＣＪ12・8集会（学士会館）、10日＝室中10期会（新宿）、毎日新聞と新聞産業を考える懇談会（竹橋）、14日＝新聞労連事務所、16日＝雑誌編集者と打ち合わせ。前後して、原稿も何本か仕上げ、届けている。たしかに12月は原稿の締め切りも早いから、物書きにはせわしい霜月師走だったのはたしかだ。

こうして、ようやく「うん」と、いって、かかりつけ医が方々探して見つけてくれた千葉県流山の東葛病院に入院できた。これが12月20日のことで、娘たちもほっと一息、「暮れは休んで、正月には元気になって帰ってこれるよ」といって送り出した。本人も本と新聞と原稿用紙と万年筆を持っての悠々ご入院だった。翌21日、同居の娘が様子を見にいくと、酸素吸入と点滴を受けながらも「スタンドがぐらついて読み書きができん」といって元気だった。

ところがその翌22日夕刻、「すぐ来てほしい」の病院電話を受けて、駆けつけると、既に息を引き取っていた。午後6時45分、77歳、喜寿、肺に行く血管が詰まる肺栓塞だった。

「強いばかりの人ではない。本当は、おろおろとやさしく、涙もろい。でもいつもバックボーンはしゃんとしている。『協同と連帯を大切に』と結ばれたことばの中に、真実に生きる人間の歴史を感じ、退職しても仲間がいる喜びを思った」

これは、三上より先に逝った仲間の、三上論考への評だが、三上への献辞として一番いいと思われる。

【注】

・出典＝ほとんど三上追悼刊による。

解雇後の土井正興

報反同事務所の屋根裏に起居しての反撃は、年を越え、１９５１年にずれ込んだ。反撃が長引く中で、事務所に見せる顔も1人減り2人減りして、毎日班で気がつくと、土井のほかは社会部の田中正三が目につくくらいとなった。「平常まともなことを言い、もっともらしい議論をするひとが、こういうとき必ずしも言行一致とならない」と、つくづく思い知らされる。

土井と田中は、『赤えんぴつ』の定期発行にこだわり、取材、執筆、ガリ切り、割付、印刷、配布、そして組織化と、なんでもこなす、いや、こなせるようになった。

土井は「新聞社を追われて、やっと念願の編集の仕事ができることとなった」と、苦笑してみせる。

外回りにも積極的に出た。原水禁のストックホルム・アピール街頭署名のときは、そのころ、毎日新聞の運動部に所属していた三段跳の南部忠平が快く署名してくれ感動した。

かと思うと、日立造船桜島工場での解雇反対デモでは道交法違反で検挙されてもいる。このときは、警察署の中にいた姫路高校の同級生・桧垣常治と顔を会わせ、毎日新聞記者だった桧垣から「大丈夫、直ぐ釈放になるから心配すんな」と元気づけられ、実際、予言どおり、その日のうちに釈放された。

そうこうするうち失業保険が切れた。約8カ月の間、月３０００円に抑えたぎりぎりの生活を重ねてきたが、保険が切れるとなると無収入だから、全て現状維持はできない。婚約者・原崎道子との話し合いもある。実をいうと、検挙されたとき、その2日後に道子と会う約束になっていた。

報反同で知り合った市川正一からは半ば真顔で「職業革命家になれば」といわれたが、そんな甲斐性はない。

結局、東京に戻り、大学院に入って、アルバイトしながら、勉強をし直すことで決心がついた。反撃の日々の中で「小学校しか出てないひとが、話し合いの中から要点を引き出し、情勢を分析し、行動を提起する能力に驚き、こうしたひとたちが大学へ行けば、わたしよりまともな学問をするだろう。ひとには事情があり、意欲のままにはできない。条件が許されて進学した者は、独り善がりとなら

ず、多くのひとの願い、要求に応える学問をする義務がある」と、人知れず考えたこともあった。

当時、東大の大学院は、学部卒業の証明書があれば無試験で入れた。授業料を払い、指導教官が決まれば、あとは年に1回のレポートを出せばよく、授業（講義）に出る義務付けはなかった。土井の場合は、日本がなぜ敗戦に至ったかの原因を究めるため、ロシアの社会運動を専攻することとし、林健太郎が指導教官となった。

手続きは済んだが、問題は生活費。さっそく姫路高校の恩師・江口朴郎を藤沢の自宅に訪ねた。江口は、戦後、東大教養学部の教授で、「歴史学研究会」の代表になっていた。江口からは初め、同研究会の書記に空きがあると言われていたが、これは潰れ、同研究会の古代史部会の委員をやるようにと言われた。委員となると運営に携わることになる。まだ、大学院に手続きしたばかりで何の実績もなかったが、これも、そういう時代だった。

そのころ歴史学者たちは元気だった。委員になって直ぐに大会があり、予備討議から始まって活発な相互批判があり、引き続き総会が開かれた。焦点は、世界平和評議会が提起したベルリン・アピール（五大国平和協定締結）に研究会として署名するか否か。即時署名論と、十分に討論し理解を深めてから論がきっこうし、忌憚のない議論が交わされた。当時の世情は、朝鮮戦争、レッド・パージとあって、新聞も政党も平和問題には触らず戦争批判はご法度だったから、ここでの熱は土井にとって別世界だった。

そんなこんなで、当座のつもりが居続けになる。2年目からは書記長となって専従となった。土井は、報反同でもそうだったが、当面に入れ込む癖があって、当面がいつか当面ではなくなる。日本の古代史についてはほとんど白紙だったから、勉強しなければならないことは、山ほどあり、しかも学者の集まりを組織立てるのは並みの苦労では済まなかった。

忙殺ながら、十分に楽しむ

だが、忙殺されたといいながら、十分楽しんでいる。１９５５年5月に書記長を辞したとき、4年間を振り返って「（歴研は）私の大学だった」と述解している。4年間に出会った名前を思い起こせば、遠山茂樹、津田秀夫、井上清、勝部元、藤田省三、永原慶二、石母田正、松本新八郎、五井直弘、佐伯有一、小島晋治、三島一、上原淳道、小倉芳彦、金沢誠、岡田与好、松井透、中岡三益、太田秀通、等々と上げている。

この間、大学院・歴研2年目の１９５２年10月、かねて婚約の原崎道子と結婚している。兄の妻の妹で、キリスト者。何度も話し合いを重ねてのことだったが、「神を信じないもの」と「神を信じるもの」との平和的共存を日々の生活で試されることとなった。当時、歴研からの給与は月７０００円だったから、とても2人で食いつなぐことはできない。歴研の書記に空きが出たとき、頼みこんで道子を入れてもらった。

このころ、十分、学資のある学生ならともかく、一度社会に出てから転じた半社会人の学究を学資・生活面で保障する制度は全くなかった。伝手を頼っての寄稿で原稿料を得たり、教科書会社の下請

けで中学・高校の教科書づくりに携わったり、私立高校の時間講師の空きを得たりと、裏返せば、落ちついて研究に打ち込む時間はほとんど持てなかった。

それでも土井は、手掛けると入れ込む。食うための不本意であっても手抜きはしない。中学社会の歴史分野の教科書では半常勤で実務を担当した。既にレッド・パージ後の影響が出ていて、教科書も右旋回が始まっていた。典型は、鳩山内閣の与党・日本民主党の出した「うれうべき教科書の問題」で、気に入らない教科書を「赤い」だの「偏向している」といって攻撃してきた。ほどなく文部省に常勤の教科書調査官が設置され、その目をかいくぐって真実の教科書を生徒に渡すのは大変だった。

スパルタクスの蜂起

そんな忙殺かいくぐって土井正興の研究テーマもようやく定めた。スパルタクスの蜂起。古代ローマの奴隷解放、人民運動を掘り起こしていくならば、きっと現代の国民の課題にいきつくに違いない。それは「敗戦の原因を突き止める」と志した初心とも重なってくる。このきっかけをくれたのは石母田正の発言だった。

ローマ共和制末期の奴隷反乱は世界史のなかでも典型的なものであると思われるが、日本史研究の立場からそれを知りたいと思っても、その実体を正確に知ることができるような日本の西洋史家による研究もなければ、またビュッヒアーの奴隷反乱についての論文の翻訳すらもない、これでは、困るではないか。西洋史を研究している人でだれでもよいから、こうした方面を開拓してほしいものである。

土井の遍歴をたどれば、最初は林健太郎に付いて、ロシアの社会運動を専攻と登録したが、結局、歴研古代史部会に入れ込み、そのへんからのレポートで間に合わそうとしたところ、見破られ、事実上破門される。情けを得て、村川堅太郎の門下に移るが、どうもここでも肌合いがしっくりこない。土井によれば、「（村川には）史的唯物論に対する不信と批評があり、奴隷制を問題にしているが、奴隷制的な社会構成体を問題にはしていない」となる。

そこから「自由な討論と批判は、ますます活発におこなわれねばならない。それは権威によって事実に基づかぬという形で抑えられてはならない。それと同時に、指導的な影響力の大きい論文に対する批判や疑問は率直に提起さるべきである」（『歴史学研究』１９６号「奴隷制の再検討の問題を中心として」）と書いたら、やっぱりしっぺ返しを受け、のち、就職にあたっての推薦状を断られるなどしている。

一般に、主任教授の権威と権限は絶大で、その所説についての称賛論文はあっても、批判は遠慮される。そこから実証的な細かい研究に走る者が多くなり、歴史をわしづかみに広い視野から問題を提起する論文は大家任せとなる傾向が強まっていた。そんな中で、石母田が提起した勉強会「左伝の会」は土井の気分に叶い、藤間生大、井上光貞、増淵龍夫、西嶋定生、上原淳道、小倉芳彦、太田秀通らと参加、１９６１年ころまで続いた。「春秋左氏伝」をテキストに

専門の枠を超えて議論し、視点を示し合う試みだった。

家族は2人から3人に

この間、家族は2人から3人に増えた。１９５９年5月17日、長女・すみれの誕生だ。この慶事によって家族にかける比重がぐんと増し、日々の雰囲気ががらり変わる。まず、食うこと、これがゆるがせにできない。独身なら食えなければ食わないで過ごし、結婚してからも、その延長で妻には無理を強いてきた。だが、これからは、そうはいかない。

あちこち伝手を頼り、縁を求めて、定収入化の道を得ようと努めた。しかし中々うまくいかず、ようやく１９６１年度から、全て非常勤ながら、法政大学第二高校16時間、東京立正高校12時間、それに法政大学での講師の分2時間を合わせ、計30時間を確保できた。連日、学校から学校へと飛んでまわる大変な日々となったが背に腹は代えられない、だ。

これを裏返すと、すみれの誕生から2年間は、窮乏余儀なくだったことになる。仲間たちも協力してくれ、印税稼ぎに連ねてくれたが、焼け石に水だった。そして、これが幼い命に厳しい影響となって現われる。実は長女誕生には、もう一つ過負担があった。妊娠と前後して妻・道子が肺結核に冒されていると分かった。

2人は何度も話し合い、公的な支援も調べ、療養しながら生むと決めた。秋口、東京・多摩の白十字療養所に入り、妊婦として療養に努めた。結核発病にしても積年の逼迫による累積疲労が影響しているのは間違いない。療養の甲斐あってお産は無事だったが、赤ん坊はミルクの呑みが弱く、同じ時に生まれた子にくらべ、成長が遅く感じられた。

そこで、東大病院で診てもらったところ、小児麻痺の疑いが出てきた。1週間入院しての結果では、はっきりした兆候はないものの生育には要注意の診たてだった。ミルクの呑みはよくならず、むやみと湿疹が出たり、首のすわりが遅れ、マッサージに通うなど一喜一憂した。それでも、翌年夏には「パパ」「ポッポ」「ワンワン」などと言葉が出るようになり、生後1年8カ月にしてよちよち歩けるようになり、2人を喜ばせた。

この時期、おりから世の中は安保改定をめぐる権力と民衆の激突が頂点へと向かっていた。土井の家族にとっては内憂外患。5月19日には警官隊を導入しての衆院強行採決がなされ、国会と一帯は「アンポハンタイ！」の声で埋め尽くされた。土井夫妻もいたたまれず、娘を抱いて国会まで出かけている。

土井は後年「民衆の闘争の高まりのなかで、支配階級は動揺し、アイゼンハウアーの来日は阻止され、岸内閣は退陣に追いこまれるという歴史的過程のなかで、歴史をおしすすめる民衆の役割を実感することができたし、その力関係のなかで一日一日と情勢がかわるという激動期のいぶきをはだで感ずることができた。私は自分の研究課題であるスパルタクス蜂起のなかで、こうした民衆とローマの支配階級の対応とを、具体的に追究してみたい思いにかられていた」と、述解している。

半面、長女・すみれの成長は油断がならない。不安とほのかな期待の交錯の中で日々が過ぎていく。2歳になったとき、2度目の診

断を受けようと思い、日赤へいくと、日本心身障害児協会の医師・小林提樹を紹介された。診断は発達遅滞（知恵おくれ）。原因については、「分からない」といい、明言はしなかった。ただ「きょうだいがいると（この子の）生きる力になります」といい、ふたりめを勧めてくれた。

ここで、土井と妻は、ひとつの地平に踏み出す。母体への過重負担、薬効の副作用、いや、誰が、何がどうのこうのではなく、生まれてきたすみれは、社会的な矛盾の重荷を一身に背負って生きている。それが素晴らしい。いまの生きる力、生きる幸せを最大限に実現していく、これが親としてなしうる全てとなる。

この前後、土井はもう一つの衝撃を受ける。法政二高の学園祭でFという生徒が、見学にきていた朝鮮中高級学校の生徒の頭をエア・ライフルの銃床で殴りつけ、死に至らしめた。Fは、土井も教えたことがある。いったい、なぜなんだ？　被害生徒の学校からは当然にして抗議文がきた。

> 此の事件が偶然に発生したものではなく、殺人犯の行為が如実に物語るごとく、貴校の学生指導において、人命軽視と民族排外主義的教育の結果であるということを指摘せざるを得ない。すなわち米帝国主義の極東における戦争と植民地侵略政策に追従する日本の政治、経済、社会、教育、文化の反動化・軍国主義化とその体制内における学校経営から事件の根は出発している。
>
> 追って調べてみると、生徒たちの朝鮮人観には「腹黒い、乱暴だ、野蛮だ」といった蔑視が濃く入り込んでいる。こんなことは教室で教えていない。民族排外主義的教育もした覚えはない。平和、民主、自主の教育方針をかかげ、積極的に具体化に努めていた。

だが事件は起きた。さらに調べると、生徒たちには、現に蔑視除去どころか、朝鮮、および朝鮮人についての体系的な知識がほとんどなく、日本による朝鮮支配の歴史事実については無知に近いと分かった。もっと衝撃だったのは土井らが編纂した教科書『高校世界史』には、最も肝心な3・1独立運動の記述すらが欠けていた。

民族的自覚のある人間

法政二高では、教員会議で討論を重ね、教育方針を「平和的で、民主的、自主的、民族的自覚ある青年の育成」と書き換えた。この事件は、土井たちに、民族教育が欠けていたことを思い知らせ、同時に朝鮮人の民族的主体と権利を認識するには、日本人としての民族的自覚のある人間でなければならないと気づかせた。土井は、事件の起きた1962年11月3日を、決して忘れてはいけない日として記録している。

この問題は、さらに世界史の課題としても広がる。アメリカ原住民の無視された主体性、ベトナム戦争での蔑称「ベトコン」、「事実をありのままに語るならば、日本にいる労働者は古代ローマの奴隷階級を今の世にふたたび見るようだ」という東亜日報の記事も脳裏に刻まれている。沖縄差別、この延長線上にはレッド・パージも見えてくる。赤攻撃や赤差別が蔓延していくならば、赤は殺してかまわない、となっていく。土井にとっては、土井自身の中にあるヨ

ーロッパ中心史観をゆさぶることにもなった。

１９６３年1月8日、すみれに弟・省三が生まれた。すみれは「しょうちゃん、しょうちゃん」と言って喜んだ。小林提樹の予言はぴたりだった。すみれの持つ語彙の中でも「しょうちゃん」は特別の慈しみがあり、母・道子は涙ぐんだ。半面、足の変形が始まり、ほとんど歩けなくなった。

だが、天性、すみれは明るく屈託がない。不自由とみるのは周りの既成観念であって、すみれは、ひとと接触するのが楽しく、「サンポ」が好きで、「ゴハン」を一生懸命食べた。これなら、外へ出て、幼稚園、学校と集団の生活に入っていくのも大丈夫だと、逆に親たちを励ました。

とはいっても、条件に合う施設はそうそうなく、横須賀・田浦の愛育園（幼稚園）、東京・北区の北療育園通園センター、東京・世田谷区の都立光明養護学校（小学部・中学部）、神奈川県中原の県立中原養護学校高等部と、それぞれ苦労を重ねて入学許可を得て繋いでいる。光明では、1年目に通学が難しいと見送られ、2年目も学科で通りながら校医の所見で不合格になり、諦めきれずに校長に直談判、憲法論議にまで持ち込んで「仮入学」の形で入れてもらい、のち正式入学に切り替えてもらった。

併行して、土井の生活面も少し落ち着いてくる。１９６６年、専修大学に文学部が創設され、専任教授の職が舞い込んだ。10年も前に頼んだ口利きの一つが思いがけず実を結んだのだから土井自身も驚いた。半面、このころは法政二高を軸にした高校教員の生活に生甲斐を感じ、もろもろ便宜も得ていたので、この面には不義理になる。少し悩んだが、どのみちどちらかに不義理するわけで、先々を考えて専修を選ぶことにした。

ただ、高校教員で学んだ歴史教育の原点は決して忘れまいと反芻した。大学でも、「研究あって教育なし」と批判されている。さっそく『歴史地理教育』を定期購読にし、「歴史教育者協議会」に入会した。専修の史学科には松本新八郎、野原四郎、林基もいて、これまた驚いた。気の合う同士で切磋琢磨、いい学風を築けるかもしれない。土井にも、ようやく一カ所に腰を据え、本来の研究と教育に打ち込める環境が備わってきた。

スパルタクスとキリスト

いや、もう一つ決着を迫られる懸案があった。三一書房が企画した『伊勢神宮』『釈迦』『イエス・キリスト』3部作で、2作は既に刊行済で、土井の担当する『イエス・キリスト』だけが遅れていた。「神を信じない」土井にとって異世界に等しいが、きっかけはスパルタクスにある。

スパルタクスの蜂起が鎮圧されて百年後にイエスが現れたとされる、世界に知られた伝承を基に、土井が「（スパルタクス後も）奴隷反乱はしばしばおこりはするが、共和制末期のような大規模なものはイタリア、シチリアではほとんどおこっていない。……このような新しい段階のもとで、世界帝国に対する無言の抗議という形でのキリスト教の奴隷への浸透、それとスパルタクス反乱にしめされた『奴隷解放の思想』をどのように関連づけて把握すればよいのか」と論じたのを三一書房の編集者・寺村嘉夫が覚えていて、実に

8年越しの決着となった。
企画を聞いたとき妻・道子に話すと「およしなさい、笑いものになるだけよ」と一笑された。だが、出版されると、ある牧師からは「信仰ということがいつの間にか、歴史から離れてしまったり、歴史の重みを忘れてしまったりしますが、『イエス・キリスト』を読むことによって〝歴史の唯中を歩まれたイエス〟ということを教えられ、そのことによって、今日の歴史に対して責任を負うて生きることを教えられた」とあり、書いてよかったと思えた。
半面、「イエスを革命家とみるクリスチャンの拠り所を提供した」という思わぬ批判もある。書かれたものは自己運動を始め、著者の意図や思いを超えた働きをするもんだと、改めて思い至った。前後して、年来の課題にも決着をつけ、『スパルタクス反乱論序説』（法政大学出版局）『スパルタクス蜂起』（青木書店）『小説スパルタクス・監訳』（三省堂）『世界史の認識と民衆』（吉川弘文館）など、ものしている。
とはいえ、全ての終わりが成果となるわけもない。1976年11月26日午後12時20分、長女・すみれが息をひきとった。17歳と6カ月を見事に生き抜いた。
思い起こせば、変調は1年ほど前からあらわれだし、食欲不振にヘルペスが重なって体力を落とし、中学部の卒業式も高等部の入学式にも出られず、4月の末になってようやく教室に入った。しかし、持ち前の屈託のなさは相変わらずで、「だれにでも握手をかわし生徒の間ではマスコット的にかわいがられた」と伝えられている。
だが、食欲不振は続き、体力の衰えは止まらない。大好きな「サンポ」に出ても、すぐに「カエル」といい、気力も萎えてきて、何度繰返しても飽きなかった「パズル」も放り出すようになった。ときに「ゴハン」「ゴハン」と催促し親たちを喜ばせても、いざとなるとのどを通らず、そっぽを向くようになった。
それで、11月の22日、せめて水分の補給をと、登戸病院での点滴に連れていき、始めて何時間かしたとき、突然、けいれんが起き、そのまま昏睡状態となって、回復することはなかった。

すみれは生きている

26日の告別式で、司式の牧野信次・牧師は
「何もできないような、ひとの目にはそのようにみえていたすみれちゃんが、何ごとかをできるものたちよりも、もっともっと多くのことをしていた。大きな愛の輪をつくっていたのだ。人々に愛を教えていたのは実にすみれちゃんの方でありました」
――と称えてくれた。
そして、ともだちの椎名由美子がうたいあげる。

女の子がひとりで、しんだ
小さな、小さな、からだとせいめいで、
力いっぱい、たたかって、しんだ
なんにも、なんにも
いわなかったけれど
力いっぱい、たたかった
なんにも、なんにも、

しらない、ただ、
力いっぱい、たたかって、しんだ

この献辞のあとでは全てが蛇足になるが、あえて蛇足を加えればレッド・パージという戦後最大の過ちが、そのまま土井正興のいう社会的な矛盾の塊となって、その重荷を一身に背負って生きた少女が、そこにいまもいる。

【注】
・この稿も『土井刊』によった。
・桧垣常治＝その後、労働組合では大阪支部長を務め、会社では大阪編集局長から取締役労務担当、常務東京代表を務めている。
・スパルタクス＝古代ローマの剣士。紀元前73年、奴隷反乱を起し、4万人以上の奴隷が参加したが、クラッススとポンペイウスに鎮圧された。（広辞苑）

解雇後の小林登美枝

解雇後の動静は、しばらく空白に近い。30代半ばにかかり、夫と共々解雇され、まだ幼い娘が二人。どう切り抜けたのか、記録に遺るのは１９５３年４月に、婦団連（日本婦人団体連合会）の常任幹事に就いてからになる。

会長は、元始、女性は太陽だった、の平塚らいてう。印象の華々しさに反し、日々のらいてうは孤独と閑静が好みで、大勢との交流は苦手だった。いきおい若手で定職のない小林が連絡担当にされたのだろう、成城学園前（東京世田谷）の自宅に籠るらいてうをしばしば訪ねることになった。

そんなある日、何かの話の展開から
「あなた、なんとか、お手伝いしてくださらない？」
となった。

お手伝いとは、自伝づくりのことだ。
「新しく書くわけでなく、今までに書いたものを年代順にまとめて統一した形にしていくだけのことなんけれど」
ともいう。

お抱えの編集者？って趣き。ちょっと気が重かった半面、それなら頻繁自在にらいてうを訪ねられると思い、それが嬉しくて引き受けた。以来、晩年のらいてうの身近に寄添い、自伝とさらに著作集づくりに入れ込み、ほとんど通いの内弟子となった。小林にとって解雇後の半生の大きな展開軸となっていくことになる。

伏線はあった。初対面の相性とでもいう機縁だ。小林が解雇される2年前の１９４８年の晩秋、さる通信社の雑誌が主催する座談会でのこと、顔触れは司会を兼ねた羽仁説子はじめ、平塚らいてう、柳原白蓮、それに早稲田大学の学生と小林登美枝の5人。小林には羽仁を除いて初対面であり、時に32歳だった小林が62歳のらいてうに、こんな問答を仕掛けている。

「青鞜社の運動が、政治的な婦人解放運動として起こらないで、文学的な覚醒運動として起こされたのは、なぜか？　（略）　青鞜社運動からうける印象は、はなやかな社会的デモンストレーション

といった感じがあるが、なぜもっと一般の女の生活、婦人大衆の生活と結びつけて、社会的・政治的な運動として発展させていかなかったのか？　特定のグループだけが先を駆け走って進んだという感じを受ける」

らいてうは、これに、こう応える。

「青鞜社の運動は、婦人にたいする封建的な思想への文学を通しての反抗である。（略）　政治的・経済的な独立の要求にまでは発展していなかったが、いずれそこへゆく芽はふくんでいた。英米の女権運動にならって婦人の解放は参政権の要求が先だという考えもあったが、わたしは頑として動かなかった。（略）　青鞜運動はまだ日本の婦人が社会的に目ざめる前に、封建的制度・道徳で抑えられているものが爆発的に、『青鞜』という出口からどっと噴出したものだった」

一見、すれ違いに見えて、互いに引き合う何かが潜んでいる。少なくとも、小林の方は、らいてうの鳩のような低いくぐもり声が耳の奥にのこり、その日の午後がとてもしあわせになったと、後年のらいてう回想の中で明かしている。

らいてう宅へ週に一度は

成城へは週に一度は出向いた。作業は、らいてうが言ったように割と順調に進み、55年の4月には『わたくしの歩いた道』（新評論社）となって刊行された。だが、これで終わりにはならない。まず小林に未達成感が膨らみ、刺激されてらいてうもその気になって書下ろしを含めた本格的な自伝づくりに発展する。

これが『元始、女性は太陽であった』全4巻（大月書店）となって結実する。資料を整理し、らいてうの語りを書き取って、らいてうの語り口に似せて文章化し、それをらいてうが添削して小林が清書、さらにまたらいてうが手を入れるという繰り返し。あるとき、あまりに手早い聞取りの手元を覗いたらいてうが

「あら、あなた速記をなさるのね、わたしも塾にいって習ったのよ、でも速記符合はわたしのと違うわね」

といって驚き合った。らいてうも速記の収入で女子英学塾（現・津田塾大学）の月謝を賄っていた。はからずも速記という職種が当時の女性の経済的自立に果たした役割を確認し合ういっときとなった。そんな日々が重なり、気がつけば自伝づくりを媒介にした成城通いはゆうに20年ちかくに渡っている。

「あの強靭とも、不羈とも、不敵ともいうべき自我が、いったいどんなふうにかたちづくられたのか、さらには、その自我の格闘、苦悶のあとを、克明に追いたいと思いました」

とは、小林の言。一見、らいてう全盛期の評にみえて、少し視座をずらせば、晩年のらいてうを言い当てている。小柄ながら細身のからだにすっきりとまとまった着物姿のあでやかさ、半面、ひとに接する物腰は柔らかく、気配りが篤い。小林はその外形に潜んだ求心力の強さを感じていたと思われる。

年の差30――らいてうは小林の生気に自分の盛期を重ね、小林はらいてうを鏡にして生気衰えない円熟を予習していたのかもしれない。急くな、急くな、時代はそんなにも一緒に動いてはくれない。この落差を認識することが大事だと。初対面の問答でも、らい

てうは「世の事情に応じて必要に迫られておこってきた要求でないと根は下せない」と言っていた。

らいてう自伝『元始、女性は太陽であった』の第1巻の刊行は71年8月20日、らいてうの臨終は3カ月前の5月24日、病床での最後となった口述聞取りは4月26日。二人に悔いはない。共同共感の自伝づくりが、そのまま二人の日々の全部であったから、だ。らいてうの享年85、小林55歳になる年だった。もしレッド・パージに遭わなければ当時の制度で定年になる年だった。

小林は、このあと2年かけてらいてう自伝全4巻を完成、さらに10年かけて『平塚らいてう著作集』全8巻の編纂・刊行の中軸を担っている。この間、自ずと「らいてう研究の第一人者」の世評が固まるが、小林は「気持ちの中には、らいてうを『研究』しようという意図はまったくなかった」といい切っている。

ハンターよりアンカー

たしかに小林はらいてうとの日々では伝達者に徹した。ハンターよりはアンカー、黒衣になれる編集者。らいてうのことばでらいてうを語る、小林の個性は排除し、らいてうに同化して記録し伝えることに徹する。そういう自分になれることを発見し、驚き、それがまた、共同共感を日々に重ねる気運に変えていた。

小林を虜にした、もう一つの発見は、らいてうが円熟老成した文学少女ではなかったことだ。平和への激しい情念に満ちている。戦時下、らいてうもまた戦争加担に染められかけ、緊急避難の思いで疎開に逃げたとも知る。だから、戦後最大の岐路、講和にあたっては全面講和を強く主張した。アメリカ主導の単独講和が世界を分断し、単独講和と不可分の日米安保によって戦争と背中合わせになる危険を予知したからに他ならない。

「一切の婦人運動は平和運動をもって完結する」とは、スウェーデンの思想家エレン・ケイの至言だが、「平塚らいてうを記念する会」のニュース第1号に掲げられている。小林は、この会の主導発起人でもあり、らいてう半生の言動は、この至言に収斂すると感じていた。女性解放は人間解放であり、恒久平和と不可分にある。20年に及ぶ共同共感の、これまたほかならぬ実感であった。

42年の長期連載へ

小林にとって、もう一つ展開軸となったのが、信毎（信濃毎日新聞）への連載寄稿。もともとから信濃に足掛かりがあったわけではない。小林が解雇された4年後に毎日新聞に入った後輩・関千枝子によると、社長じきじきの口ききだったとも伝わる。当時の社長は石原俊輝といって東京の新聞社にいた経歴の持ち主で、小林と同時期でもあったから、何らかの交流があった可能性はある。

とまれ、小林にとって書ける場は何ものにも代えがたい。おそらく話があったのは58年の後半で、ちょうどらいてうの最初の自伝を刊行して一服、前年から住みついた武蔵小金井で地元の「憲法を学ぶ会」などでの活動にも手を広げていた時期だった。

解雇から8年、42歳。ひとの自伝の黒衣とは一転しての、本来の発信者。構想を練り、準備を整えて翌59年1月から「茶の間のひとりごと」の表題で家庭欄での連載が始まった。

初めは連日、やがて週1回になったが、これがなんと、まるまる42年間続くことになる。表題も61年10月に「ひとりごと」に変わり、62年1月からは「女の机」になった。男に書斎があっても女には台所。「独立した部屋の余裕がないなら、せめて主婦の机を置くコーナーがほしい」と書いたら、読者である女性たちの心奥に響き合って表題に据えられることとなった。

小林の文章は歯切れがよく、理屈を急ぐのではなく、ちょっとした寸話を枕に置くから読み易い。それでいて、女の机のように提案もするから、読みっぱなしでなく考える余韻を残す。絶大な読者が増えて、中には連載の最初から全部を切抜いて切抜き帳を山と重ねあげ、のちに単行本化するとき重宝がられたひとも出てくる。

加えて、小林は、信毎の催す読者交流会には必ず出席し、反響を直に聞いた。講演もしている。コラムは半署名のKだったが、読者たちは交流を通じて本名を知り親しみが倍加した。取上げる素材は森羅万象、身辺雑記から世界平和。小林自身は「平和と愛の円光につつまれた人間生活の建設」をテーマにしたといい、読者と共に考える姿勢を堅持した。

空白だった8月15日の日記

らいてうが逝って5年、小林60歳。このころから小林の心象風景も少し動き始める。表芸は引き続きらいてうと関わり、著作集が仕上がったあとも「平塚らいてうを記念する会」を起したり、記念碑を建てたり、記録映画をつくり、記念館を造ったりと、次々興る事業の中軸で働き、自らの晩年にまで至っているが、自分自身を振り返る余裕も出てきたのだろう。

女学校の日々が浮び、母の姿が現われ、雑誌からの誘いがあるとそんな心象をぽつり、ぽつりと描くようになる。だが半面、そうなると、小林の気性として放置できないのが、若き盛期における、いま一歩、ないしは消せない忸怩だ。

たとえば8月15日の日記。開いてみて愕然とする。何も書いてない。15日どころか、8月に入ってから1行1字もなく、それが11月4日まで続いている。

「ああ、なんたるバカもの！　この千載一遇の歴史的瞬間に遭遇しながら、のちの日のためになにも記そうともせず、虚脱の日々を送っていたのだろうか――」

反転して、8月15日に書いた記事の断片が悔しいくらいに鮮明に蘇る。

「詔書にお誓い申す　若き激情溢る勤労学徒」

敗戦を告げる天皇の録音放送を聞く、ある軍需工場での勤労学徒の様子を切取った記事だ。いや、切取ったのではなく、聖戦構造に毒された頭で書いた観念記事であって、現場の本当の空気、情況をちっとも映してはいない。

小林には、観念記事の忸怩がもう一つあって、これも紙面対談の記事で告白している。かの学徒出陣の現場報告記事で、

「いで征く御身らに　勝利の栄光輝かん――」

とある。この日は氷雨ふる中の行進で、小林は学徒の胸中を思いやって泣きながら取材したのだが、書いた記事は何の工夫もなくありきたりの聖戦遂行調。

このときは、たまたま見習い中の若い記者が小林についてきていて、翌日活字になった記事と取材現場での落差に目を見張り、「新聞記事とはこういうふうに書くものなんですね」と言ったから、いよいよ愕然、「恥ずかしく情けなかった思いが今も忘れられません」と回想している。

いずれも、二度とあってはならないとの自戒であり、後世への申し送りの決意である。らいてうの晩年をおもうさま共同共感し、また信濃の読者たちと篤く共鳴しあっての半生が、自ずともたらした心象といっていい。

それでも自らのレッド・パージについては生涯、正面から語ることなかったが、思いの半ばはにじませる。「あのまま新聞社にずっといれば面白い場面にもぶつかったと思いますよ。けれど、それよりわたしは平塚らいてうと巡り合って彼女の思想に触れることができ、女性問題にもタッチできて良かったと思いますよ、わが道を行く、人生に悔いなし、ですよ」と。

もとより、レッド・パージを既に悪夢と忘れ去り、あるいはいまや意に介さないというのではない。先の関千枝子によれば、毎日新聞の後輩記者が取材に来たときは大変に嬉しく、記者が帰るときには感極まって泣き出したと、その時の心境を関に吐露している。第三部第二の「レッド・パージから30年」がその記事だ。

さらに後年、『女性記者』の聞き手・池田恵美子には「レッド・パージになり仕事をしたくてもやれなかった。誠に無念極まりないことでした。定年まで働き続けたかった。女性記者の本格的な働きが認められる時代が来ているのに、ジャーナリズムの世界からレッド・パージという不条理な措置で離れざるを得なかったことは腹立たしいことでした」と明かしている。

最期はがんとの共生めざし

体調に異常を感じたのは２００３年の1月。のどの左側にしこりがあり、近くの診療所を経て都立府中病院での検査の結果、原発部不明の転移性リンパ節がん、と診断された。検査は一度でなく繰り返し重ねていたので、覚悟はできていた。

それというのは、小林は既に、がんを二度経験している。最初はらいてう。胆嚢胆道がんだった。１９７０年の11月に入院し、それからは病床に寄添っての聞き取りになっていた。翌年4月に入ると病状は一段と悪化、聞取りは不能になった。

らいてうは、みるも辛く痛がった。絞り出す声で「先生にもう一本お願いして」と、涙を堪える。先生に取次ぎにいくと、いい顔をしない。このころはまだモルヒネによる鎮痛療法も手探りのところがあって、なるべく使わないのが基本だった。だが、打ってもらうと嘘のように痛みが消える。

「ああ、楽になった。さあ、続けましょう」

らいてうは、そういって聞取りを続けた。小林は、こうして半年の間、らいてうと共にがんを闘った。

次は夫の勇。１９８８年、胃がんが見つかった。それから大腸がん、S字結腸がんと転移、この間、人工呼吸器の装着ミスがあって気道を傷つけ、嚥下障害を起こしてものが食べられず、点滴だけで命をつないだ時期もあった。

だが、病状が辛いうえ、夫の場合は、告知を断られたのがさらに辛かった。このころの医師はまだ非告知派が主流で、「巨大な胃潰瘍があると言いなさい」と押込まれた。一つ嘘をつくと、次々嘘を隠す嘘をつかねばならず、本人のためにもならない。そう思い何度か相談に持ち込んだが、医者は首を縦に振らなかった。

夫・勇は小さな通信社の社長をやっていた。登美枝より一つ年上で、毎日新聞に入ったのも2年先輩。外電育ちで敗戦間際の1年余はフィリピン・マニラにいて、戦後の11月ようやく欧米部に帰還した。労働組合にも関わり解雇時は東京支部の執行委員だった。

解雇後は、職安で赤丸印をつけられ、時期は定かでないが、反共体質を克服したあとの総評国際部に入り、75年ころから解雇者らで立上げた通信社の社長を担っていた。したがって一命にかかわる事態は会社にも影響が及ぶわけで非告知は一面的な善意だった。実際あとが大変だったから川の向うで小林勇本人が「知っていれば」と一番悔やんでいるに違いない。

夫・勇が逝ったのが２００２年3月26日。それから1年に満たず妻・登美枝は自分のがんを見つけたことになる。何をおいても告知してもらい治療方針も聞いた。手術、放射線、抗がん剤。小林は放射線だけを選んだ。放射線だけにしても思いのほか副作用がきつく、所定の30回が終わったときにはふらふらだった。

「唾液が出ず、味覚も分からず、口から食事が出来ない。視力が低下し、聴力が低下し、がんと闘う代わりに、人間らしく生きていく機能が低下し、治療が終わった時には生きているのか死んでいるのか訳がわからない状況になっていた」

だから、10月の半ばには、もう治療はしないと決断した。がんと闘い続けて死ぬのは嫌だと思った。がんで死ぬのはいい。死ぬならがんで良かったとさえ思う。だが闘い疲れて死ぬのは嫌だ。最期のときを人間らしく生きて死にたい。そこでかねて勉強しておいたホスピスに入ることにした。

ほどなく、頼んでおいたケースワーカーが自宅から車で25分ほどの聖ヶ丘病院に空きを見つけてくれた。11室あって6室が保険適用だったが、空いたのは差額ベッドの方だった。1日1万２０００円の部屋だった。仕度をして11月5日に入室できた。ここが終の棲家となる。

流れ来し　いのちの果てになにを見し
多摩の山路の夕あかね雲　　小林登美枝

処遇は、予期したように申し分ない。すべて患者の意志が尊重され、介護が組まれている。臨機応変も当然のこと、らいてうのときは病床で聞書きをしていると嫌がられたが、そんなことはない。書き損ねたことを思い起こし本の一冊も書けるかもしれない。

「ホスピスというと、ただ死ぬための場所と、誤解されがちですが、ここは最期の人生の旅路を豊かに、積極的に生きるための場所なのです。寝たきり、ではありません。私は毎朝、目覚めると着替え、化粧して口紅をひきます」

見舞ってくれる友人、知人にはひとしきりホスピスの意義と実態を語って聞かせる。客人たちは半信半疑ながら、小林の落着きと明

るさに気をやすめられ、そんなものかと帰っていった。

12月6日にドメス出版の鹿島光代がきた。8日には信濃毎日新聞の記者がインタビューに来る。ホスピスからのメッセージをという誘いだが、もう書くのはむりだ。聞書きならと応じ、何を話そうかと構想を練っていたところだった。鹿島にそれを話し、意見を聞いた。話しながら、なんとなくまとまってきた。鹿島はこれも含めて本をつくるようにと薦めて帰った。

だが、誤算が露わになってきた。進行が思いのほか早い。年齢がいってからのがんはゆっくり進むと聞いていたが、ひとに依りけりなのだろうか。進行の速さが自分でもひしひし分かった。これはあまりゆっくりとは構えてはおれないだろう。

信濃から記事が届いた。『信濃毎日新聞』の12月18日付、19日付、1日とんで21日付くらし・家庭欄に載っている。末尾に「聞き手・井上裕子記者」とある。らいてうの病床聞書きが思い出されて重なる。言いたいことがきちんとまとめられていた。

「当時はみなが真剣になってこれからのことを考えていた。私たちがやらなくて誰がやるという気概で、デモも実力行使も含めて権利を一つひとつ勝取っていった。つらい時代だったけれど、日本が希望に燃えていた。民主主義に生まれ変るのだという期待と希望があった。そうした熱い思いを、今の若い世代は持つことが出来ないでいます。女性の権利が与えられ、物質的に豊かになったけれど本当に人々は幸せになったのか。獲得した権利を使わない人がいる一方、間違った使い方をしていることも気になります――」

明けて２００４年1月11日、小林登美枝、臨終。享年87

【注】

・出典＝第二部第一章の項で挙げたほかに、本人著では『陽のかがやき　平塚らいてう・その戦後』（新日本出版社１９９４年刊）『平塚らいてう　愛と反逆の青春』（大月書店１９７７年刊）『平塚らいてう　人と思想』（清水書院１９８３年刊）　『信濃の友へ　コラム「女の机」28年』（信濃毎日新聞社１９８６年刊）『女の机』（オフィスエム２００４年刊）、編纂では『元始、女性は太陽であった』上、下、続、完結編（大月書店１９７１～３年刊）『平塚らいてう著作集』全８巻（大月書店１９８３～４年刊）での「まえがき」「あとがき」「解説」「解題」など。『女性記者』は一問一答式で、小林の思いがよく表われている。最後の「がんとの共生めざし」の項は主として『信濃毎日新聞』家庭欄のインタビュー記事「ホスピスからのメッセージ　信州の友へ」（２００３年12月18日から上中下）によっている。

・青鞜社＝１９１１年、平塚らいてうが中心となって女性文学者が結集した流派。機関誌『青鞜』。18世紀イギリスに起こった婦人参政権運動の一派に青鞜派がある。

・疎開＝太平洋戦争末期、激化する空襲の災禍を避けるため、都市住民を他地域に移住させ建物を撤去して類焼拡大を防いだ。あるいは学童を集団で山間地に避難させ、また、高齢者らが自主的に移住した。

・平塚らいてうを記念する会＝１９９２年5月創設。小林らが発起人となり、副会長に就いた。会長は櫛田ふき。２０００年9月にＮＰＯ平塚らいてうの会に発展改組。２００１年、会長に。

・女の机＝42年間の掲載総数４４４５本。うち最初の28年分の中から小林自身が選んだ２０８本を『信濃の友へ　コラム「女の机」28年』として信濃毎日新聞社が刊行。その後の１１９５本の中から小林の没後、オフィスエムが１２５本選んで『女の机』を刊行（２００４年）

第三部　論点提起

第一点　いつ始まり、いつ終わったか

●共同・資料室は隔離室

報道界レッド・パージの前駆が共同資料室事件だったことは、研究者の間でも共有されている。共同ＯＢでもある新井直之は、『梶谷編刊』で「共同通信社におけるレッドパージは１９４９年から始まる」と書き起こし、「それは翌１９５０年の共同通信社におけるレッドパージの前駆であるばかりでなく、新聞・通信・放送界全体におけるレッドパージの先触れであった」と位置づける。

きっかけは、ＧＨＱによるプレスコード違反を口実とした、全くの言いがかりだった。

順を追うと、１９４９年5月30日、東京都の公安条例制定に反対する勢力が審議中の東京都議会に押し寄せ、排除の警官隊に追われる中で、1人が議会棟近くの都庁舎3階から落ち、救急搬送されたが亡くなった（5月30日＝5・30事件）。

これを取材していた共同通信の社会部記者が、落下の現場にいた一人から状況を聞き、それを織り込んで送稿、共同に加盟の各社に配信した。これが当時加盟の『アカハタ』の6月1日付に載り、その中に「落ちた後おまわりさんに蹴られた」という目撃者談があったことからＧＨＱが目くじらを立てた。

１９４９年6月18日、ＧＨＱ民間情報教育局の新聞課長インボデン（少佐）は記事を「（共産主義者の）意図ある宣伝を事実を確かめずに取り次いだ」と決めつけ、プレスコード違反と断じ、共同通信経営に対し、警告を発している。もとよりこれは表の口実で、警告に込めた真意は「（これを奇貨に）共同内の共産主義者を潰せ」であり、共同経営もそれを阿吽で受け止めた。

記事は正確で、目撃者も本人の諒承を得て実名で載っている。取材の社会部記者が共産党の細胞活動と無縁であることも周知だった。だが、ことは理屈が通るか否かではない。狙われたことが全てであり、共同の経営は「共同の危局」だと危機感を煽った。「共同を守るため共産党員を一掃する」と公言し、編集局の外の廊下の一部を仕切って「資料室」をつくり、目をつけた10人を資料室所属として発令し、隔離同然に押し込んだ。

インボデンが狙いをつけた共同の細胞活動とは、何を指しているのか。後世の目から時代環境を遡れば、この年は戦後3度目の総選挙の年であり、1月23日投票の衆院選によって幕を開けた。吉田政権の基盤である民主自由党が２６４議席という絶対多数を獲得した選挙で記録されるが、もう一つの特筆は共産党が4議席から35議席に躍進したことにある。

前後して、劇団・前進座をはじめとする集団入党が相次ぎ、その広がりが議席によって実証された。併せて上り坂機運の中で党活動

の先端である職場細胞の公然化も進み、先に触れた共同細胞の機関紙『フラッシュ』の創刊は奇しくも投票前日の1月22日だった。共同社内では既に細胞名簿の届出もしており、細胞活動がかもす日陰の印象を一新していた。

隣国・中国大陸の動向も、上昇機運を後押しする。共産党の人民解放軍が元旦に北平（北京）に入城して以降、天津、南京など主要地域を次々確保、5月には国府・総統の蒋介石が台湾に逃れ大勢は決した。これら情報は占領政策によって報道管制されたが、伝わるものは伝わる。共同に限らず、各紙、各職場での細胞活動にも自ずと勢いが加わったといって間違いない。

当然、インボデンからすれば脅威に映る。3月、広島県宮島で催した新聞講座で「共産主義に対して徹底的イデオロギー闘争をやることが新聞の大きな使命だ」とぶち上げるなど、新聞経営者に対し有効な共産党抑圧策を迫る。連動してＧＨＱ経済科学局の労働課では、組合活動に専従している社員への賃金支払いを停止する指令を出し、組合財政の面からの締上げも策している。

加えて4月4日には、団体等規正令が公布され、即日施行となった。暴力や反民主主義団体の取締りを目的とした勅令１０１号を改定し、左翼にも適用できるよう狙いを新たにした治安法となる。これによって左翼政治団体に対して届出と構成員の登録、機関紙の提供を義務付け、加えて、所管の法務総裁が必要とすれば関係者に出頭と資料提出を求めることが可能となった。

目を付けられた政治団体としては、相当な覚悟をもって対応を考えなくてはならない場面だが、その痕跡は見当たらない。それ以上に世情が騒然となっている。7月6日＝下山事件、7月15日＝三鷹事件、8月17日＝松川事件。前後して、東芝の４６００人はじめ民間の企業整理、国鉄9万５０００人はじめ行政整理の発表があって生活権闘争が迫られている。

●先行した実質レッド・パージ

企業整理、行政整理とは、官製のたぶらかし名称で、実質は解雇の意だ。根っこは、この年2月1日に公表されたドッジ・ラインにある。トルーマン・アメリカ大統領の公使として来日したジョセフ・ドッジ（デトロイト銀行頭取）による戦後日本経済の根本改造策（経済9原則）で、国民生活への具体的な現れとしては官民にわたる大幅な人件費の削減（解雇）が柱となっている。

人の首を切るのは時代を越えて気の重いものだ。何を理由に誰を切るか。かねて官民・使用者側の念頭にあったのは、共産党をいかに排除するかの難題であり、この欲求と重なるのは手間暇を要しない。解雇対象の第一順位に共産党員とその同調者、その他目障りな活動家を据えると、思考停止が働いて楽になる。

一石二鳥といってもいい。表向きは「企業整理」「行政整理」と称しながら、実質はレッド・パージに外ならず、共同の資料室事件に先立って広範に大量に荒れ狂っていたことになる。

この波は、教育界も例外としない。総選挙後の2月25日には、ＧＨＱ東京軍政部教育課のデュペル課長（大尉）が「総選挙などに際し共産党の指令に基づいて活動した教員１５０人の解職を近く東京都教育委員会に要求する」とぶち上げ、これは、翌年2月13日の

「２４６名に辞職勧告　教員整理　拒否者には〝断〟」（『毎日新聞』１９５０年２月14日付朝刊）などとなって実施される。

これは都内の小・中・高校の教員２万４０００人について個人調査を行った結果だといい、実質上〝赤い教員〟とレッテルを張っての共産党排除だった。

さらに７月19日には、ＧＨＱ民間情報教育局顧問のＷ・Ｏ・イールズが国立新潟大学の開学式に乗込み、「大学において共産主義者である教授は除外されるべきであり、学生ストは許されない」などと強調、これが「赤い教授除外せよ」（『朝日新聞』20日付）などとなって各紙に報道される。この後、列島各地の大学を巡って吹き荒れるイールズ旋風の口火となった。

イールズ発言はイールズの個人的発想ではない。民間情報教育局長ニュージェント（中佐）の指示によるもので、発言内容も事前に同局長の承認を受けている。その意味では、ＧＨＱが共産主義者を名指しにして排除の対象にした最初といってもいい。

これら時代環境を横軸に共同資料室事件を見直すと、だいぶ違った景色が見えてくる。報道界でのレッド・パージは、引き続く全体の前触れというよりは、既に先行していた広範多岐なレッド・パージの中で、報道界も例外ではなかった、との位置づけになる。

実際、少し余談にわたるが、吉田政権でレッド・パージを所管した大橋武夫・法務総裁（法務府）の回顧談の中に、報道界をどう位置づけていたかが見える部分があるので抜き出しておこう。

竹前　向うから何か通知とか。

大橋　そんなものは特にないのです。口頭の希望です。日本政府の責任でやるかということです。そして吉田総理と相談したのです。そしたら吉田総理もやろうやということで、いや、やりましょうということでやることにしたのです。それでやるについては、大分長い間、私、準備しましたよ。それで一番先にやったのは、電産じゃなかったかな。

竹前　新聞なんかどうですか。

大橋　それは後にやったのです。一番先に電産をやったのです。

「竹前」とあるのは、ＧＨＱの労働政策に詳しい竹前栄治・東京経済大学教授（当時）のことで、右は竹前によるインタビューの速記録からの抜き書きになる。冒頭の「向うから」の「向う」はＧＨＱを指し、「通知」とは、共産党排除を指示する文書等の有無を尋ねている。

問答の特徴は、実にあっけらかんと、まるで道端の石ころでも拾うかのように共産党排除の強行を決めたこと、その最大の対象を電産に決めたこと、だと言っていい。そして、竹前が、最初の実施が新聞（報道界）だった事実をやんわりと指摘したのに対し、大橋は新聞など全く眼中になかったことを印象づけている。仮に思い出したにしても、ついでにやったくらいの意識だった。

補足すると、政府の狙いは確かに電産が一番手だった。最初は７月の10日前に想定し、電産経営とも調整されていた。これが、遅れ遅れとなって、この間に報道界が先行する形になった。したがって電産、電産で頭いっぱいの大橋には、報道界など記憶から飛んでい

たとしても不思議はない。ここで大事なのは、大橋にとって報道界はその程度の認識だったという事実になる。

翻って、１９４９年夏頃のインボデンにとっては、ある種、焦りがあったとしておかしくない。踏み込んで言えば、各業界が競うように共産党排除に実績を積む中、所管の報道界はどうなっているのか。報道界の経営者は、いずれも軟弱に見えた。インボデン自身も軍に入るまではカリフォルニアの小社ながら新聞経営者だった。優柔な連中を動かすには一撃しかない。

インボデンと面識ある牧野純夫は「彼はこちらのいうことは、はじめから聞かぬ、云わさぬ、という態度だった。背の高い、大柄な男だったが、こちらが一言いうと、インボデンは両手を机の上にわなわなと震わせながら、また声もなかば震わせながら、わめき立てるように何かをしゃべった」と一端を描写している。

それにしても共同経営（理事会）に振り下ろした一撃は、あまりにも乱暴だった。ただ、受けた共同経営の方に、占領軍には逆らえないという恐怖と、もう一方に経営権が勢いづく労働組合によって際限なく圧迫されるのではないかという二重の恐怖があって、一撃を奇貨として受け入れる土壌を培っていた。

この意味で、経営の立てた「１２００人か20人か！」のスローガンは社内の自己防衛本能を強烈に揺すぶった。わずか20人の共産党員のために全従業員を犠牲にしていいのか（＝共同が生き延びるためには共産党員を犠牲にしても仕方ない）。これは戦前からの深層にある共産党差別を呼び覚まし、自己生存本能を刺激した。

一方の共同細胞には隆盛傾向を維持し、「組合の分裂は避けよう」という基本路線があり、理不尽で乱暴な一撃を一時しのぎに受け入れ、結果としては、翌年の大解雇につないでしまった。

●共同の前駆、毎日の三瀬・局付配転

報道界に限れば、共同と前後して、同様の動きは毎日新聞でも起きている。一つには「三瀬・局付事件」。これは二つの不当労働行為を合わせた名称で、局付は１９４７年5月12日付でつい先の牧野純夫（経済部）ら8人を「プレスコードを侵すおそれがある」との理由で現職から外し編集局付として隔離した不当配転で、三瀬事件は現職の新聞単一財政部長だった三瀬幸一を無断欠勤を理由に解雇（13日付内示）した不当解雇事件だ。

既にこの件は第二部第一章の小林登美枝の項で触れているが、配転の口実をプレスコードにおいていること、配転といいながら実際には仕事を与えない窓際に隔離して自己退職を強要していることで、共同の資料室隔離の前駆となっている。経営の狙いは虎（ＧＨＱ）の威を借りて労働組合の勢力争いに介入すると同時に、経営にとって不都合な「共産主義者と同調者」を排除することにあり、この視点からはレッド・パージの前駆にもあたる。

毎日にはもう一つ、大阪で起きた「赤えんぴつ事件」がある。『赤えんぴつ』は１９４９年9月1日に創刊された毎日細胞（大阪）の公然機関紙で、共同細胞（東京）の『フラッシュ』と軌を一にしている。発行責任者は、新聞ゼネスト当時に単一毎日支部大阪分会長だった宇佐美通貞で、毎号、社内配布していたが、これを嫌った経

営側は10月20日、懲戒解雇を通告してきた。
宇佐美は「全組合員に訴える」の上申書を発表するなど抵抗したが、職場、労働組合からの支援はなく、逆に労働組合（毎日新聞社労働組合）は、支部大会、地域別中央大会とも大差で解雇同意を議決した。
この件は、『梶谷編刊』の中の三上論考のほかにまとまった記録がなく、ほとんど埋もれているが、レッド・パージを容認する土壌が既に労働組合の中にあったということで注目される。掘り起こしての検証が待たれる。『赤えんぴつ』は断続しながら引き継がれ、土井正興が報反同で活用している。

●虎の威と読売争議

虎の威をかりて経営内権力闘争に転化し、共産勢力を排除した例では第2次読売争議に遡る。これもきっかけはインボデンによるプレスコード違反を口実にした紙面弾圧だったのだが、インボデンも予測しなかったであろう展開へと化ける。事態は、鈴木東民を編集局長とする読売編集体制が一歩後退で、恭順措置をとったことでインボデンも了とし、いったんは収まったかに見えた。
ところがここで社長・馬場恒吾が居直る。社内統治のけじめとして鈴木東民の退陣を求め、退かないなら自分が退くといって自宅に蟄居した。ここから、事態は読売社内の権力闘争へと転化し、日本政府さらにはＧＨＱトップをも巻き込んでの大争議へと展開していくことになる。
この争議は、労使に労使外の利害、思惑がからんで、表に現われた事象だけではとても真相理解に届かない。その上４カ月を超える長期にわたり、当時として総労働対総資本の様相を呈し、全貌を映しとるのも容易ではない。ここではレッド・パージとの関りの側面に絞って、その粗い筋を追えば以下になる。
第2次には第1次があるわけで、これは敗戦の年の１９４５年10月に起きた。鈴木東民らが戦後民主化の烽火を上げ、社主でほぼ全株式を握る正力松太郎はじめ全重役・局長の総退陣を要求したのに対し、逆切れした正力が鈴木ら5人を首謀者とみなし解雇したのに始まる。このときは、ＧＨＱの民主化路線が鈴木らの民主化派（労働組合）に梃入れ、正力を戦犯容疑で拘束したことから形の上では鈴木らの全面勝利となり、解雇も撤回された。
ただ、詰めの「協定覚書」を結んだ際、鈴木らは二つの禍根を残す。一つは、鈴木らが取締役として経営内に入りうる選択肢があったにもかかわらず、これを放棄したこと。もうひとつは正力が保有株式の30％放出を約束したにもかかわらず、これの保有を逸したこと。いずれも、実質、総指揮にあたった徳田球一が「労働者が争議後の昇格人事に乗るのはよくない」「労働者が資産を持つのはよくない」と反対したことによる。徳田の人生美学だったのかもしれないが、激動期の労使せめぎ合いとしては失策だった。
鈴木ら民主化勢にとっての禍根はさらにあって、これは失策というよりは力不足で、一つは正力の身代わりとして馬場社長を容認したこと、いま一つは、社長権限の中に労働組合の同意を要しない人事専権を残したことがある。実際、第2次争議では、正力はこれらを足掛かりに、拘置所の中から逆転の指揮を揮っている。

そんな力関係からみた第２次争議の実相は、正力の身代わりである馬場社長を軸とする社長派が、第１次争議で事実上の編集権を握った鈴木編集局長を軸とする労働組合勢力（社長派のいう共産主義勢力）の排除を狙って仕掛けた権力闘争だったといえる。

この経緯は、先の竹前が71項目に及ぶ克明な、年表ならぬ「日表」をまとめており、これを見るだけで全貌がわかるようになっているが、社長派は吉田首相、次いでマッカーサーを取り込んでの政治工作を展開して、労働組合勢力を力と策謀で封じこめ、社長派優位の約定書を結んで、排除に成功している。

この間、１２８日に及び、スト、スト破り、警官導入と血みどろを交え、連日、双方休みなくせめぎ合っている様子が生々しい。加えて後の社史『読売新聞八十年史』には、社長派による勝者の記録が工作の手の内を含めてあからさまに記録されていて、後世からは真相に迫りやすくなっている。

一連の本質は、鈴木東民ら編集幹部６人の解雇、さらにはスト指導と決めつけた31人の解雇によって社長派のいう読売社内の共産勢力の核心部分を排除したことにある。事件の原資料を取揃え、検証を加えた竹前も「読売争議は本質的にはレッド・パージの性格を有し、占領政策の矛盾、すなわち、労働組合の発展助長政策と新聞を通じて『アメリカ的民主主義』を普及させようというマスコミ政策との矛盾に起因する」と意義づけている。

第１次については、正力による逆切れ解雇だったことから、少し態様に違いがあるが、１次あっての２次であり、連続した争議と捉えるべきだろう。両次併せて読売争議と捉えたうえで、戦後報道界で形で現れた最初の共産党排除とみてよいと考えられる。

また、戦後日本の民主化で牽引車の役割を果たしたと見られるＧＨＱがいつ反共軸に転じたかという命題では第二部第三章の「ＧＨＱの変貌」の項で触れているが、共産党員ないし共産主義者を企業あるいは官公庁から解雇（排除）するレッド・パージの形が現れたものとしては、読売争議が最初とみてよいと考えられる。

【注】

・プレスコード＝巻末資料編２８０㌻に全条収録。76㌻注参照。

・公安条例＝もともとは１９４８年６月の北陸地震後の緊急措置として福井市が「災害時公安維持に関する条例」として制定（７月７日公布）したのが先例とされ、各地で平時に転化された公安条例となって制定されだし、反対する運動も起き、その流れの中で49年の東京都での制定が一連のやま場となっていた。

・６月１日付『アカハタ』紙面＝見出し「息子も死にきれぬ　悲憤の涙、橋本君の一家」（２段組）。本文は以下の通り。

犠牲者橋本君の家は墨田区のはずれ東吾嬬町２の４、焼あとのしめっぽい土地に立ちならんだ都営住宅の二軒長屋に父勝蔵氏（59）母クラさん（59）兄五郎氏（28）と４人の生活だが、勝蔵さんは神経痛で働けず、兄さんは時計の鎖なおしをする暮しでは金二君が大黒柱だった、狭い家の中は近所の人や親せきでごった返し「死んだとは思えない」と家族の人たちはみな目をなきはらしていた。

橋本君の父親墨田区吾妻町東２の４無職勝蔵さんは語る　生まれつきけんかなどするような性質の子でなくどうしてこんな目にあったか分らない、30日夜現場にいた目げき者遠山広君の話によると息子は３階から落ちた後おまわりさんにけられたようだ、どんな原因で死んだか真

相をはっきりしてもらわねば息子も死んでいけない（共同）
以上、『梶谷編刊』２９１ページから引用。住所表示に混乱があるが、原文のままとした。被害者の橋本金二は東京交通労働組合の組合員。
・イールズ発言＝明神勲『戦後史の汚点』１２１ページほか
・大橋証言＝竹前栄治著『戦後労働改革　ＧＨＱ労働政策史』（東京大学出版会）３５６ページ
・牧野純夫の談＝『新聞労働者のあゆみ』（新聞労連編刊）の「諸先輩の体験と想い出」から引用。同著については１８４ページで詳述。牧野は「三瀬・局付事件」の牧野に同じ。
・10人と20人＝資料室に押込んだのは10人で、スローガンには20人とある。この差の説明はないが、10人は編集局所属で、残る10人は編集局以外の所属の意と推測される。
・毎日労組の解雇同意議決＝大阪支部大会では同意２６６、反対14、保留11、棄権3、中央大会では同意６０６、反対１７６、白票8、棄権9、無効5
・読売争議＝読売争議については多くの研究者が書き込んでいるが、全体像を実証的に理解できるのは竹前栄治の『戦後労働改革』、当時の時代環境の中での理解が進むのは『今西刊』、勝者の立場から当事者によって赤裸に書かれたものに『読売新聞八十年史』、などがある。異色は当事者である鈴木東民が牧野純夫らと共に「諸先輩の体験と想い出」に寄稿した一文。「第２次読売争議は惨憺たる敗北に終わったが、その殆ど全部の責任は日本共産党が負うべきものである」等々と述べ、客観的に知られた事実経過とはまるで違う見解を展開している。
・第２次読売争議のきっかけ＝１９４６年5月3日付『読売報知』（当時の題字）に載った「（ＭＰ宿舎が）ダンスホールとして更生」という他愛のない暇だね記事に対し、ＧＨＱがプレスコード違反だとして厳重処分を命じたことによる。この責任問題から社内抗争に転じた。

【用語】
・『労連10年史』＝『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』

●一番先に電産

反転して、7・28後に目を戻す。レッド・パージはいつまで、どこまで広がったのか。
東京と大阪でＮＨＫを含む報道８社で解雇通告のあった、この日の朝の『朝日新聞』１面に３段で
「電産近く人員整理　政府、治安に慎重期す」
――の記事があった。
大橋・法務総裁が、回想の一番にあげた電産だ。先の竹前インタビューの先を読むと
「当時は共産党こちこちのもっとも先鋭的な組合だったので、やるのならやはりこれからやり玉にあげなくっちゃ」
と電産に狙いをつけている。ただ、この予告記事は空振りで、実施はさらにずれ込む。
一方、新聞協会の調べでは7月31日に京都新聞など９社が解雇通告をしているが、これも新聞には出ていない。解雇の現場では全新聞が闘争声明を出し、言反同、報反同が結束して不当を訴え、また「知識人の会」が東京地裁に公正な裁判を求める要望書を出すなど、大きな動きが起きているが、それらニュースを全く無視しているのが、当時の新聞界だった。
それでいて

報道界の追放は　時宜を得た措置　ニュージェント局長声明
（8月4日付『朝日新聞』）
赤禍防止に措置　吉田総裁談　経済攪乱、厳に戒む
（8月5日付『毎日新聞』）
公務員から赤追放　特審局で慎重検討中
（8月6日付『毎日新聞』）

――といった官側の記事はしっかりと載っている。ただ、これら記事も前後の出来事には触れていないから、読者には何ことやら判じ物のような記事になっている。しかし事情を知る者には、順に、GHQ、党総裁名での政権首脳、追放所管の法務府の「意向」であると分かり、各記事は御用新聞同然の舌代を務めている。

以後、しばらくは〝赤〟を忘れたかのような紙面が続く。後世の視座から見直せば、どうやらこのへんが第1波の報道界から第2波の一般企業・官公庁に移る幕間だったようだ。

月末近くになると、再び、「赤い巡査追放」（8月21日付『毎日新聞』）「国家公務員の〝赤〟追放　早ければ今月中に」（8月23日付『朝日新聞』）「公共性事業にも〝赤〟追放の範囲拡大」（8月24日付『朝日新聞』）といった記事が目につきだし、26日の朝刊各紙1面に改めて

「電産きよう整理通告　会社別に総数二千名」（『朝日新聞』）

――が載った。さらに翌27日には

「電産整理・一斉に通告　暴力スト断固処置」（『毎日新聞』）

――と追い打ちが載り、容赦ない強行を伝えている。報道界の追放記事とは扱いも中身も雲泥だ。

暴力ストに断固とあるのも修飾ではない。記事には載っていないが、警視庁はじめ電産の拠点や発電所など重要施設のある地域の警察では不穏に備えて緊急出動体制をとっており、外堀、内堀埋めての強圧となっている。

しかも動き出すと早い。

30日には、法務府告示によって、全労連（全国労働組合連合協議会）本部に団体等規正令に基づく解散命令を突きつけ、併せて幹部12人に公職追放の矢を放った。報道界への断行に際し、まず共産党中央委員の全員を追放した一件を思い返すと分かりいい。

全労連は、組織先細りに追詰められているとはいえ、解雇反対運動の最後の連帯拠点であり、ここを一気に潰した狙いは大きい。抵抗勢力を分断、分裂させて各個撃破の展開に持ち込むと同時に反全労連の総評を盛り立てる梃入れにもなってくる。新聞は、「全労連本部に解散指令　土橋氏ら12名追放　反占領軍的行為」（8月31日付『毎日新聞』）と報じた。

●閣議決定で公然化

次いで、9月5日の閣議（定例閣議）では、同じ法務府発議の「共産主義者等の公職からの排除に関する件」を閣議決定にした。政府が排除対象を「共産主義者および同調者」と明示して閣議決定したのは、これが初めてになる（次ページ複写参照）

ここまでは解雇対象の第一順位に据えながらも、建前としては一般整理にまぶしてきた。こうした積年の営々を踏まえ、公然と根こそぎ排除を宣言したと言っていい。「極秘」の印が押された手書き

の添付文書には以下のように書かれている。

共産主義者等の公職からの排除に関する件

民主的政府の機構を破壊から防衛する目的をもつて、危険分子を国家機関その他公の機関から排除するために、左記の措置を講ずること。

一　共産主義者又はその同調者で、官庁、公団、公共企業体等の機密を漏洩し、業務の正常な運営を阻害する等その秩序をみだり、又はみだる虞があると認められるものは、これらの機関から排除するものとする。

二　排除の方法は、国家公務員法第78條第3号（公共企業体の職員については、日本国有鉄道法第29條第3号又は日本専売公社法第22條第3号）の規定による。

三　排除は一斉に行うことを避け、その必要の特に緊切なものから始めて、逐次他に及ぼすものとする。

内閣総理大臣
別紙
共産主義者等の公職からの排除に関する件
右閣議に供する

四　地方公務員及び教職員（国家公務員法の適用を受けないもの）については本件措置に準ずる措置が講ぜられるように努める。

なお、本件措置は、共産主義者又はその同調者に対し制裁の目的をもってするものではなく、もつぱら破壊に対する防衛を目的とするものであるから、反省の余地ありと認められる者については、その反省の機会を与えつゝ実施するよう留意すること。

――とある。

特徴は、硬軟併せた柔軟さにある。先行の報道界の場合は共産主義者に同調者を加えることで網を広げたが、閣議決定では逆に「業務の正常な運営を阻害」に限定して枠を狭めている。実際には「阻害の虞」まで含めているから無限定に等しく治安維持法と同じあくどさを埋め込んでいるのだが、敢えて歯止め条項を明記したところに特徴が窺われる。

それは、一斉施行によって起る反発からの社会不安を怖れ、また懐柔策を容認するなどの措置とも連なっている。閣議決定という強硬な形で「共産主義者排除」を明記しながら、優柔不断をも併記するという矛盾ともいえる形をとったのはなぜなのか、この解明にも関心が向くが、占領期レッド・パージの総仕上げに政府が公然と牙を剥いてきたのは間違いない。

対する反対運動は、猛然とは言い難い。電産は、東京支部電力所分会では各変電所に15分間の停電ストを指令したがほとんど混乱はなく、全体には抵抗の気配薄く、検挙者も出ていない。大橋総裁の意気込みからすると、意外な平穏に見えてくる。

中で、強い反応を示したのは産業界の外の全学連（全日本学生自治会総連合）。8月30日の緊急中央執行委員会で「レッド・パージ反対闘争」を宣言、9月から10月と激しい抵抗運動を展開することになる。この間、肝心な共産党は幹部が追放されて以来、立直りの

気配さえ見えてこない。新聞で拾うと、

「下部で国際派除名　日共の〝お家騒動〟激化」（8月3日付『朝日新聞』）「かくまえば処罰　徳田氏らの捜査強化」（8月4日付『朝日新聞』）「松本一三氏姿消す　徳田氏らと合流か」（8月25日付『毎日新聞』）「野坂氏は北京にいる?」（8月29日付『朝日新聞』）等々と半分揶揄されている。

●GHQの企業呼び付け

一般産業に向けては、GHQの経済科学局労働課が前面に出ている。9月25日には、労働課長のエーミスが10大産業の労使代表を呼びつけた。石炭、金属鉱山、造船、鉄鋼、自動車、私鉄、電工、重機械、銀行、化学。次いで、10月6日には、繊維、セメント、硫安、紙業、ゴム、石油、紙パルプ、冷凍業、船主協会、生命保険、損害保険、印刷出版、当時のほぼ全産業にわたっている。

狙いは、7・28の報道界に先立つ7・24と同じ。全労連の解散から当面する課題を訓示し、11月中には全ての排除を終えるよう教唆している。中で、注目は便乗解雇の回避。枠をむやみに広げないよう念押ししている。これは閣議決定とも通底するが、もともと労働組合育成が所管の労働課は、共産党を直接名指しして排除することに乗り気でなく、公職審査課のネピアによる強要に辟易していた。そのへんの色合いが現れているといっていい。

実は、これには黒衣がいた。エーミスとは気心知れた労働省労働組合課の課長・飼手真吾で、その非公式提言が基になっている。

エーミスから相談を受けた飼手は、共産主義者排除の建前を通した上で、戦後拓かれた労働行政の維持を両立させようと考え「アクチーブなトラブルメーカー」なる便宜語をひねり出した。企業活動を阻害する事実行為があるかないかを基準に、便乗解雇を排除するだけでなく、現に企業活動を阻害している主導的で扇動的な実害者に限るとの趣旨だ。官僚ならではの智慧といっていい。

これをメモにしてエーミスに渡したところ、そのままエーミスの訓示の中身となった。さらには回り回って、日本政府にも回ってきて「労働省の方針」に転化した。以来「アクチーブなトラブルメーカー」がキーワードとなって浸透することになる。

飼手は、六高・東大の出身で、かの六高「ごらく会」の会員でもある。嶌信正が幹事をしていた時期に重なり、度々同席もしているが、嶌も、このへん語ったことはない。飼手は竹前のインタビューに「エーミスというのは、太っ腹の男であっただけにまたまた占領行政向きな男でしたね」と明かしている。このへんの関わりについては、先へいってまた触れ直すことにする。

【注】

・全労連解散＝マッカーサー書簡によるとの説もあるが、官報にはその記載はない。官報号外（第105号）での記載は、以下になる。

法務府告示第142号　団体等規正令第4条の規定によって、次の団体を指定する。同11条の規定に基づき、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）の規定による覚書該当者に準じ公職より除去されるものとして、次の通り指定する。（以下、除去される対象者の氏名を列挙）

・閣議決定文書＝『レッド・パージ65周年のつどい記念誌』（同実行委員

会刊）から引用。原典は国立公文書館。これとは別に、塩田庄兵衛『レッド・パージ』に「共産主義者等の公職からの排除に関する件」（昭和25・9・12閣議了解）「各省事務次官宛通達」（9・11）「次官会議に諮るべき事項」の3文書が収録されている。先の手書き文書を基に大幅補足された文書と読める。巻末資料編290ページに収録。

・労働省の方針＝1950年10月9日付で労働省労政局長発出の都道府県知事宛の文書「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」があり、同省の方針が集約されている。巻末資料編291ページに収録。

閑話（「レッド・パージ」の登場）

右の注の労働省文書「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」）の中に、「世上レッド・パージと称せられる解雇」という言い回しで、「レッド・パージ」が公文書に使われている。

定義でも触れたが、もともとは学生運動で使われたのが語源のようで、一般には使われず、新聞等では戦前からの「赤」が常用されてきた。その中で、9月30日付の『毎日新聞』朝刊3面に「新制大へ波及の形勢　都学連激越化　きのう東大で騒ぐ」という3段の記事があり、その本文に

「東大学生自治会中央委員会では廿九日午後零時半から学校側の禁止通告をけって

〃レッド・パージ粉砕オール東大抗議集会〃を強行、約三千五百名が集まり、反対闘争の一般経過報告、出隆、大山（郁）氏らのメッセージなどを朗読、校内デモ行進をして気勢をあげ、警官隊八百名が警戒に当った」

――というのがある。おそらく、この記事が一般新聞に「レッド・パージ」の語が載った最初と思われる。

続いて、同じ『毎日新聞』の10月19日付朝刊の3面に

「東京農大脱退を決議　レッド・パージ反対闘争も打ち切る」

――という3段見出しが載った。おそらく、これが一般新聞の見出しに「レッド・パージ」が使われた最初と思われる。

となると、先の労働省文書は10月9日付であり、公文書での使用が新聞見出しより数日早かったことになる。

また、GHQ関係では、1950年11月17日付米国務省極東局の労働顧問P・サリバンからGHQ労働課V・ブラッティ宛の私信に「red purge」の表記がある。ある時期から、アメリカでも使われ、通用していたとみられる。

ちなみに、語源については『戦後日本共産党私記』（安東仁兵衛）の中に、

「因みに、『レッド・パージ』という言葉は〃ケツ〃こと木村の造語によるものと記憶している。（中略）その木村がアーケードの

東京農大、脱退を決議
レッド・パージ反対闘争も打切る
一橋はスト否決

毎日新聞　1950年10月19日朝刊3面

ところで『レッドマークではもうひとつや、もっと暴力的で、アメリカ帝国主義の赤裸々な、ファッショ的な実感をうまく言えんもんか』としきりに頭をひねった挙句に、突如のひらめきで『そうや、パージ、レッド・パージや』と、居合わせた私たちの顔を見まわした」（文春文庫、１９９５年、１０１～１０２ページ）
――という一節がある。

●レッド・パージの終局

レッド・パージがいつ終わったかの定かな記録はない。報道界については8月31日付の新聞協会調べの後に続報なく、中央官公庁については、11月25日農林省（２０７人）を皮切りに、4日通産省（45人）、6日電通省（２１７人）、7日運輸省（19人）、11日郵政省（１１８人）と断続し、11月25日付で人事院調べの「各省庁におけるレッド・パージ集計表」があり、民間産業については労働省による12月10日調べの「民間産業赤色追放整理一覧表」があって、このへんがおおよその目途と思われる。

企業全体として、前年来の重苦しく活気の失せた沈滞の中でのさらなる首切りとなり、どこの職場にも陰惨な空気が支配した。企業経営者にとっては自らの経営基盤を固める上で益となると判断し、ＧＨＱ・政府を盾に断行したが、結果として企業風土を荒らしたという点では総括を迫られることになる。

ここまで触れずにきたが、職場の陰惨な空気は看過しえない。報道界にあっても、先の全新聞委員長の大高修一が伝聞ながら『労連10年史』で7・28後の朝日社内を述懐している。

「あとできいたことであるが、それから1カ月というものは、この問題についてお互いに話し合うことは勿論、立話さえ出来なかったほど、職場は暗い空気に包まれていたそうである。それはこの問題について少しでも疑問をのべたり、会社の不当をなじるものなら、直ちに『同調者』として職場からほうり出される気運だったということである。したがって組合の会合でも誰一人この問題を口にするものはなかったようだ」

同じく、朝日の渡辺正男が『朝日証言録』で、匿名の声を証言として引用している。

「社内は重苦しい陰うつな空気に一変した。同じ職場にあっても、ひとびとのあいだに、警戒し合い、探り合いがなされる。経営者たちはいっそう反動化して、組合運動を抑圧した。（中略）社内は共産党恐怖症になっていた。誰もが共産党のことには触れたがらなかった。組合活動家は幹部や同僚から疎外されていた」

そんな組合役員の一人・奥田教久は同じ『朝日証言録』で、

「組合の書記局にはほとんどだれも寄りつかなかった。共産党員の支持者と思われたくなかったからである。私の推薦母体である学芸部に時たま降りていっても、何か奇妙な違和感が感じられた。私のひがみかもしれないが、『厄介ごと』をみんなに代わって引き受けてくれた小英雄として私を送り出した、日ごろは『超進歩的』な文化人だったはずの同僚や先輩が、『お茶を飲もう』と誘ってさえくれなくなっていた。まるで、私が急に伝染病患者になったかのようであった」

と、回想している。

記録が伝聞、あるいは匿名の証言という形でしか残っていないこと自体が、逆に当時の空気を正確に伝えているといっていい。それほど陰鬱で沈滞していた。仕掛けた側からみれば予想を超える狙い的中といえるかもしれない。

好ましくない従業員を狙い撃ちで排除すると同時に、その余の従業員を不安感に落とすことで分断、孤立化させ、労働組合の機能を弱めることで、会社言いなりの従業員を増殖した。結果として、新聞は政府主導のレッド・パージを推進する記事を書きたて、権力批判の筆を沈黙させた。

皮肉を込めていえば、これをもってレッド・パージの終局といってよいのだろう。同時に決して看過してはいけない教訓となる。

解雇を容認した労働組合はもっと嫌な後味になる。法務総裁の大橋が怖れてみせた電産にしても、経営による解雇の前に、民同派の執行部が組合員の再登録運動なるものを押し通し、労働組合の手によって事実上のレッド・パージをやっていた。

そんな反共労働組合からは勝手なおせっかいと嫌われた全学連の反対闘争も、先の東農大の脱退あたりが汐で10月末にはほとんど終息している。

一連の解雇で排除された規模を、最新の論考で取りまとめた研究者・明神勲の数字でみると、

▽労働省「主要企業に於ける昭和24年1月以降の人員整理と共産党員排除状況」によると、１９４８年12月～１９５０年７月（１社は９月までを含む）の間の43社の人員整理５万７７２５名中、レッド・パージ数は３１４５名（全整理者中の５・45％）＝「企業整備」分に相当

▽法務府特審局「所謂特殊官庁グループに関する報告　昭和25年８月」によると、レッド・パージ数は中央・地方の官公庁合わせて１万９３０名とされている＝「行政整理」分に相当

▽教員パージ＝明神は、自調査を踏まえ、約１２００名説をとっている。同じく明神調査で大学教員は30～40名と推定

▽労働省「民間産業赤色追放整理一覧表」によると、５３７社、計１万９７２名をレッド・パージとしている＝閣議決定後の民間パージに相当

▽人事院「各省庁におけるレッド・パージ集計表」によると、14官公庁で計１１７７名＝閣議決定に基づく官公庁分に相当

――となっている。

数字は、資料のとり方、組み合わせによって違いが生じ、集計には誤差がつきまとう。とりわけ、本件のように排除にあたっての線引きに矛盾がある件では正確の期しようもない。しかし、目途付けは不可欠ということで、研究者も苦心している。明神は約３万名（下限２万７０００、上限４万名）をもって提起している。

線引き抜きの数字では、労働省編『労働行政史』に、▽行政整理で13省庁５万２３４５人、都道府県職員約１万８０００人ないし２万人、国鉄約９万５０００人▽企業整備で８８１４事業所43万５４６６人――が解雇とある。

●飛んで、延長

右で、いつ始まりいつ終わったか――の提起となるが、実はもう一つとんでもない事例があると分かった。読売新聞・瀧澤正樹にかかる不当解雇が、瀧澤自身によって『梶谷編刊』の第6章に記録されている。以下は、その概略になる。

1955年9月27日朝、外報部で仕事をしていた瀧澤は、5階の会議室へ来るよう部長からの呼び出しを受けた。行ってみると、人事部長の橘英雄が同席していて、橘人事部長から

「診療所の報告で、君を正社員に登用するには健康が適していない。よって9月30日をもって会社を辞めてほしい。重役会の決定だから変更はできない」

――と、告げられた。瀧澤は、目を白黒させた。この年4月に入社し、規定によって半年間の見習いの後、健康診断を経て正社員になるはこびだった。

瀧澤「もし疑わしいなら、人事部長同道で再々診断をしてほしい」

橘　「重役会で一度決定したことだからどうしようもない」

瀧澤「社員として適さぬ理由が別にあるのか」

橘　「それはまったくない。勤務状態もよい。ただ健康がよくない」

押し問答のすえ、この日は物別れになった。

収まらない瀧澤は、その足で診療所へ行って新たにレントゲンを撮ってもらい、また別途、結核予防協会など2つの病院でもレントゲン診断を受けて「異状を認めず」の診断書を得、さらに診療所から借りだしたレントゲン写真を結核予防協会医師に見せて「異状を認めず」の診断を得た。

しかし、読売新聞社（以下、会社）は言を左右にしてこれを認めない。そのまま30日に至り、瀧澤は再度呼び出され、橘人事部長から解雇予告手当の受け取りを強要された。瀧澤は拒否した。

やりとりはなおもあったが、そのへんは割愛し、結局、争いは裁判の場に移る。申立ては瀧澤、東京地裁民事第19部（西川美数裁判長）が受理した。解雇予告の効力停止と原職復帰を求める仮処分の申請。この間、読売新聞従業員組合にも事情を話し、全面支援を約されて、裁判でも連名になっている。

レントゲン診断という動かぬ証拠がある以上、読売新聞社に勝ち目はなかった。そこで新たな解雇理由に加えたのが経歴詐称。学生時代（東京都立日比谷高校～一橋大学）の課外活動の中に明らかな共産党活動、ならびに同調者活動があり、それらを隠して入社試験に臨み、試験担当者を欺いたという趣旨になる。この詳細と真偽は双方の準備書面にあるので、割愛する。

大事なのは、会社は苦し紛れとはいえ、自ら本音を明かしたということだ。健康問題は、ことなかれの捏造で、おそらく外報部での見習中の言動から会社なりに疑惑をもち、経歴の暴きにかかり、読売新聞の社風にとって危険人物と判断したに違いない。裁判の最終準備書面では、

「会社は従業員の採用にあたって所謂読売信条に則して左右両翼の独裁思想を有する者を採用しない方針を有するのである。従っ

て共産党員は勿論のこと、共産主義の信奉者乃至は同調者及びそのような前歴を有するものをとらないものである」

――と明快に言い切っている。

これが、瀧澤不当解雇事件の本質であり、本当の争点であり、レッド・パージが１９５０年後も延々連なっていた証拠になる。ただ会社は、これを50年のときのように解雇理由の前面に立てることなく、穏便、陰微に図り、時に受ける方も事情を抱え、多く泣き寝入りした。一読売新聞に特有ではなく、ひろく氷山の一角と推測して捉えるのが自然と思われる。

泣き寝入りでいえば、瀧澤も、最初の27日の物別れのあと、橘から「依願退職してくれるのが一番いい。家計のことも分かっているから退職金も別に考えるし、再就職の世話をしたい気持ちもある」と囁かれている。

大事なことの、もう一つは、お家大事の土壌だ。会社を守るためなら何でも許される。一人の青年の首を切るにあたって理由を捏造することも、個人情報に立入り暴くことも、一転、利益誘導によって懐柔することも。そして、さらにもう一つ、相手が共産党ならなんでも許される。絶対差別といってもいい。それが、50年から5年を経て、占領が終わり、講和によって再起してからも深層に中に延々と培養され続けてきたレッド・パージだった。

話が少し、飛んだ。瀧澤解雇に戻って、裁判は瀧澤勝訴で終わった。1年後に近い１９５６年9月14日に決定が出て

主文

被申請人が昭和30年9月30日申請人に対しなした解雇の意思表示の効力を停止する。

ただ「理由」はあまりよくない。会社側の「共産党員だ」との主張は退けたが、「同調者であることが推認される」として痛み分けにされた。しかも、瀧澤の主張の中核であった「思想及び良心の自由」（憲法第19条）「法の下の平等」（憲法第14条）関連については全く言及がなく、会社側の「読売信条」による差別については容認ととれる言及をしている。これら斟酌して、経歴詐称の要素はあるが、入社試験における社会通念に照らせば許容できる範囲にあるとして、非の軽重は会社側に重いと判定した。

さらに、主文にも、もう1条があって、

申請人その余申請を却下する。

――とある。

これは、原職復帰を求める申請で、認めないとの判定だ。よって会社側は解雇予告を引っ込めたが、外報部復帰は認めず、「自宅待機」を発令した。朝日の梶谷・小原裁判で、窓際座席牢に嵌めたのと同じ手口だ。

このため、瀧澤裁判では、双方が高裁に抗告し、また並行して本訴も起こしたが、本訴の裁判官から和解の仲介があり、双方が応じて、解雇撤回、依願退職、和解金１００万円で決着となった。解雇通告から足かけ4年、１９５９年6月のことだった。ちなみに、橘人事部長は１９８０年の時点で、代表取締役になっている。

第二点　仕掛けたのは何処の誰か

●ネピアの跳ね上げ

報道界レッド・パージはネピアの跳ね上りだった、との説がある。言い出したのは、当時、日本新聞協会の事務局長だった津田正夫だといい、

「レッドパージは、連合軍最高司令部で軍国主義者の追放関係の仕事をしていたネピアというなんら権限を持たない一少佐が、上司の指示もうけず独断でいい出したもので、これを恰も至上命令であるかの如く各新聞経営者に伝達して、レッド・パージの強行を強要したのである」

――と伝わっている。

１９５０年7月24日、突然、在京8社の代表を呼びつけ、命令ではないと言いながら、強烈に「示唆」した、あのＧＨＱ民政局公職審査課長のジャック・Ｐ・ネピア陸軍少佐のことだ。

言われて、あり得ないことでもない。ＧＨＱでの報道界担当は民間情報教育局新聞課で、課長のインボデンは特に馴染みの古参だった。占領当初から新聞課にいて、係長から課長になった、いわば生え抜きで、読売争議から共同資料室事件と全ての難題で関わっていた。筋金入りの反共派でも知られる。

それが、占領期戦後史に残るレッド・パージ本番では突如、ネピアが現れてインボデンは蚊帳の外だった。インボデンも勝者の腕力にまかせて強引だったが、ネピアはこれに輪をかけ、しかも乱雑だった。そこから不信感が増幅して、きしみも生じ、上司のニュージェント声明が出て、少し落ち着いたという経緯もある。

この声明も、この視点から裏読みすれば、ネピアの独走を、事後承諾によって上司が安堵したとも読める。朝鮮戦争に突入後のＧＨＱ内はほとんどが反共で、多少の勇み足は許される気配にあったことは十分想像できる。

しかも朝鮮半島では開戦以来1カ月、戦況は北に押しまくられ、米軍は限りなく南端に追い詰められていた。民政局とはいえ血は百パーセント軍人であり、心中を想像することもできる。

公職審査課の本職は、戦犯や軍国主義者の公職追放だった。この作業がひと段落して、暇になった分、左に領域を広げた。対応する日本政府の法務府特審局が、軍国主義対応から反共対応に広げ、人員増強を図っていた経緯ともぴたり符合する。現に、7・24の呼出しでは特審局長の吉河が使い走り役を担わされていた。

日本政府の共産主義者排除では、大橋・法務総裁が、電産第一を掲げ、報道界は視野になかったと回想している。軍人・ネピアとしては、まだるっこくて見ていられなかったのだろう。朝鮮半島での開戦から1カ月、兵站基地である日本の言論統制には一刻の猶予もならないと、電産を横目にして言論に一撃を加えてきた。腰の重かった長谷部忠（朝日新聞社長）を急かせた理由もそこにある。

――と、津田説を下敷に、状況証拠を組み合わせて推理すれば、こういう仮説も十分に成立ってくる。

ただ肝心な津田正夫が、いつどこで、どういう文脈の下で言い出したのか、あるいは書きとめたのか、その原典が見当たらない。研究者ら

が引用しているのは、１９５９年刊『文藝春秋』６月号の特集「日本の汚点レッド・パージ」の中の一節で、本稿冒頭の部分がその全てになる。

従来、これを「津田説」としているわけだが、文春の記述をそのまま引用すると、

しかし、津田正夫元新聞協会事務局長が、「――」と語っているところをみると、新聞関係のレッド・パージは頗る奇怪な伏線がある様にもみえる。

――というもので、「――」の中が冒頭引用の部分になる。

つまり、津田が文春特集の中で初めて述べたものではなく、文春自体も孫引きで、引用元の明示もしていないから原典は不明ということになる。

そこから研究者たちも、津田説を正面からは取り上げず、保険の意味合いで付記するにとどめている。だが、仮説としての筋が通るならば、実態検証の上での反面鏡ともなるので、それなりの効用は認められると考える。

●法理に外れる強要

ネピアの強圧で、一番の難点は強圧を保証する法的根拠がないことだ。既に多くの研究者が指摘しているように7・18マッカーサー声明に根拠を求めることは、どう逆立ちしても無理がある。

たしかに、7・18声明の

「日本においてこれを信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を播布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くする」

「現実の諸事件は共産主義者が公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を煽動して法に背き秩序を乱し公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。それ故日本において共産主義者が言論の自由を濫用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼らに公的報道の自由を使用させることは公共の利益のため拒否されねばならない」

――との部分だけを切り取って読み、かつ「公的報道機関」および「公共の報道機関」を「一般の新聞社」と読み替えるならば、一般の新聞社に入り込んだ共産主義者に対する非難として読み取ることもできる。

現に、最高裁判所は、先に触れた共同通信にかかる仮処分・特別抗告棄却決定の中で書簡を「報道機関から共産主義者又はその支持者を排除すべきことを要請した指示である」と強引に読み、判例上はこれが確定している。

しかし、この声明の主文は、最後の節の

「日本国内において煽動的な共産主義者の宣伝の播布に当って来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無限に継続することを指令する」

――なのだから、対象は『アカハタ』であり、主文に先立って出てくる「公的報道機関」および「公共の報道機関」も『アカハタ』の言い換えとして読むのが自然といえる。

つまり声明の文脈は終始『アカハタ』を対象にし、非難し、制裁を科

している。主文に至る長い長い文章は、もってまわった前飾りに過ぎない。したがって、これを一般の新聞通信放送に援用するのは無理があり、援用するのならば、援用すると明記した声明なり覚書なりが不可欠になる。それが法治、法理の原則であり、ＧＨＱといえども無視はできない。

では、なぜ、新たな声明を出さなかったのか。鍵は、『アカハタ』と一般新聞通信放送との質量の違いにある、と思われる。いえば『アカハタ』は政敵であるのに対し、新聞通信放送一般は、民主主義の根幹である自由と人権そのものの総和だからだ。

この絡みでは、ＧＨＱ、あるいはマッカーサー声明も慎重で、手順を重んじている。軸にあるのは「言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」と明記されたポツダム宣言で、占領行政の根幹はポツダム宣言の忠実な履行にあり、指令にあたっては常にポツダム宣言との整合性に気を配っている。

本件一連の声明に当たっても、まず最初に

「占領軍においては、日本国民に対してポツダム宣言に基づくかれらの義務の履行について助力することをもってその根本的な目的の一としてきた」

――と掲げている。

ＧＨＱが日本の「軍国主義・全体主義の排除」に果たしてきた実績を改めて誇示し、その上で、排除した「軍国主義・全体主義集団」に匹敵する有害な政治集団が新たに現れたとして、この集団を排除する正当性を強調している。

つまり「有害な政治集団」（共産主義者）なる存在を、邪悪な「軍国主義・全体主義集団」と同列に据えることによって、ポツダム宣言との整合性をはかり、排除の対象に位置づけた。

また、『アカハタ』の無期限停刊に先立つ共産党幹部の追放にしても、名目は公職からの追放であって、形のうえでは公民権停止のようなものだ。生活権そのものに直接かかわる解雇とは、色合いが違っている。

この理解に立って、仮に新たな声明を出すとすれば、どうなるだろう。６・６声明の主文に則って明文化すれば

「私は日本政府に対して、新聞通信放送各社の中に入り込んでいる共産主義者および同調者を排除し、かれらをして１９４６年１月４日附の私の指令並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるように指令する」

――となる。

これは出来ない相談だ。思想信条そのものによって排除するのだから治安維持法と全く同じであり、ポツダム宣言との整合など図りようもない。

おそらく、この議論、検討はＧＨＱの中でも尽くされていたのだろう。いみじくも、長谷部忠（朝日新聞社長）が

「新たにマックアーサー元帥がヂレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきだと考えるがどうか」

と、質したのに対し、ネピヤは即座に

「よくわかる。その点も、実は考えて考えずみの上で、ヂレクチヴを出さずにやろうということになったのだ。なぜ、ヂレクチヴを出さな

いかというと、マックアーサー元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっているからである」と、答えている。

これは限りなく真相に近い。「日本の問題は日本人に」ということは、マッカーサー及びＧＨＱは責任を負わない、ということであり、責任を負わないということは、責任を伴う命令を出さない、ということになる。

となると、残る結論は一つであり、あとは、ネピアの才覚と腕力でやれ、ということになる。

結果として、ネピアは大上段に振りかぶって報道各社の代表を呼びつけ、「命令じゃないんだぞ、示唆なんだぞ」と、くどいまでに念押しをして強要し、新聞協会の事務局長らをして全国の新聞社を隈なく回らせ、同様の強要を伝達させた。このまがまがしい外観が傍目にはネピアの跳ね上がりと映り、「津田説」となった。となると、当たらずとも遠からず、といってもよさそうだ。

●マッカーサーの言動自体が命令

改めてＧＨＱのフルネームを確かめると、

General Headquarters,the Supreme Commander for the Allied Powers　略してＧＨＱ／ＳＣＡＰとなる。

従来ＧＨＱで通用しているが、関連原資料ではＳＣＡＰの略号で出てくるから要注意。

主な組織構成は、

民政局=Government Section＝ＧＳ

経済科学局=Economic and　Scientific Section＝ＥＳＳ

民間情報教育局=

Civil Information and Education Section＝ＣＩＥ

参謀第２部=General Staff-2＝Ｇ２　ほか。

新聞通信がかかわる新聞課は民間情報教育局、企業労使がかかわる労働課は経済科学局、そしてレッド・パージで突出の公職審査課は民政局と分かれて、けっこう縦割り弊害もかもしている。

指揮命令の根源はポツダム宣言にあって、これが降伏文書の調印によって日本側に絶対服従の義務が課された。権限の一切は、連合国軍最高司令官に集中し、連合国の合議体である極東委員会ならびに対日理事会があるが、ほとんど形骸化している。最高司令官の任命権はアメリカが握っている。

そこから、アメリカ大統領の手元で「対日初期方針」（降伏後における米国の初期の対日方針）が策定され、現場の連合国軍最高司令官であるマッカーサー元帥に送付され、これが占領軍（ＧＨＱ）の最高法規となった。

占領統治を間接統治としたのも、この対日方針による。全て最高司令官が命令を発し、これを受けた日本政府が執行する。勝者から敗者への一方通行で、拒否権はおろか、解釈、批判、弁解の余地も与えられない。しかも日本政府を「支持」するのではなく、「利用」するのだとも明記されている。全て占領目的が優先され、違反とみなされると「占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」「占領目的阻害行為処罰令」そして「プレスコード」が待っていた。

命令には書式、形式はなく、実際にはマッカーサー当人の自在によ

って「命令=General Order」「指令=directive」「覚書=Memorandum」「書簡=Letter」「声明=Statement」となって現れた。その軽重は中身次第で、勝手に軽重を付度することも許されない。命令は文書に限らず、口頭もありで、要はマッカーサーの言動全てが命令であって、実質人治といっていい。

命令を受けた日本政府は、間髪入れず法令化して実施する。とはいえ国会審議もあるから、にわかに全てを法律化するのは容易でない。そこから重宝されたのが勅令。本来、明治憲法下の天皇大権で、戦後民主化とは相容れないのだが、１９４７年5月3日の新憲法施行までは有効だったので、急場をしのいだ。

●左旋回した特審局

日本政府でレッド・パージを所管したのは法務府特審局（特別審査局）。といって公の職務分掌規程に「レッド・パージ所管」とあるわけではない。第一部の【注】でも触れたが、軍国体制の解体をもってお役御免となるところを、左翼（共産主義）監視に舵を切り替えることで生き延びた。

初代局長の瀧内禮作は、戦前の裁判官出身で、札幌地裁判事だった１９３３年、「共産党に資金提供した」との嫌疑で検挙され、懲役3年の実刑（治安維持法違反）に服している。このとき弁護に当たったのが、初代法務総裁となる鈴木義男で、戦後は社会党から衆議院議員にもなっている。特審局の草創期、この鈴木―瀧内ラインが骨格をなし、公職追放の仕上げを執行したことになる。

ところが発足9カ月余にして政変。１９４８年10月7日、芦田内閣が昭和電工疑獄で総辞職し、吉田第2次内閣が棚ぼたでとって代わった。吉田はさっそく法務総裁を殖田俊吉に替え、特審局長を吉河光貞に替えた。殖田は、もともと近衛文麿の側近で吉田とは反共の盟友。敗戦を前に反共を織り込んで作成した「近衛上奏文」の論旨展開をあつらえたのが殖田俊吉だった。

吉河は、１９０７年東京・本郷の生れで、旧制一高から東京帝大法学部を出て検事に任官した。在学中は「東大新人会」で風を切り、多くの仲間が治安維持法で検挙される中、卒業にあたってはくるりと転向している。名古屋地裁検事局から東京地裁検事局に転じ、公安を担当して辣腕の思想検事として知られた。戦前最大のスパイ・ゾルゲ事件では、ゾルゲを自供に追込んでいる。

ゾルゲについては、もう一つ余話がある。参謀第2部の情報部長ウィロビー少将が事件解明に執着、はじめは警戒していた吉河も身の安全を確認してから協力に転じ、3万２０００語からなる「リヒャルト・ゾルゲのスパイ組織――極東の国際スパイ団の研究」（ウィロビー報告）となってまとまった。

これを米陸軍省が公表すると共に、ＧＨＱは、日本の各社で1面トップで扱うよう「指導」し、各社とも応じた。狙いは日本の読者（国民）に反共意識を刷り込むために他ならない。それならば、特審局の狙いとも重なっている。

殖田―吉河ラインと共に、組織も一気に増強される。おりから団体等規正令の施行（１９４９年4月4日）にあわせて予算は3倍となり、人員も１５０人増えて５４０人体制となった。さらに翌年には１２００人にまで増えるが、全省庁をあげての苛酷な人員整理をやっている

中での異様といっていい。増強の中身は初心者集団であるわけもなく、一旦は追放した特高組や、追放の網から逃した手練れを再結集した治安維持法体制の再来と言える。

そんな反共集団を土台にした7・28対応だから、吉河も並みの使い走りであるはずがない。ネピアにしても局の違うインボデンに相談するより、ずっと楽だった。それにネピアは新聞業界を知らないから、お膳立て自体が吉河による差配だったかもしれない。飼手の例もあるから、GHQの内情を知って吉河が傍観していたと考える方が不自然だろう。そんな気配から、研究者の中でも特審局主体説を提起する向きも現れている。

●通説批判と7・24検証

報道界レッド・パージが、ネピアの跳ね上りだったか否かはともかく、ネピアを軸に吹き荒れたことは間違いない。そこからGHQ指示説が定着し、研究者の間でも「GHQによるレッド・パージ」が枕詞のように使われ、疑問に思われることなくきている。

これに対し、「GHQの指示」を通説と位置づけ、これを強く批判しているのが『戦後史の汚点』の著者・明神勲だ。同著は2013年8月の刊だが、一連のレッド・パージ検証（公刊）の中では最新の総合論考といってよく、明神自身、この著の前置き部分で、塩田庄兵衛から竹前栄治、三宅明正、平田哲男に至る画期的な著作（研究）を手際よく取りまとめ「レッド・パージ研究史序説」の役割も果たしている。

明神が着目したのは公開されたGHQ文書。レッド・パージ検証での一番の難点は1次資料（原資料）が少ないことで、とりわけGHQ内部の資料の多くは長く埋もれたままだった。これを大きくこじ開けたのが竹前栄治の『戦後労働改革　GHQ労働政策史』（東大出版会）などで、この延長線上でさらに公開された内部資料の中から重要資料を見つけ出し、最新論考に結実させた。

中で、明神が通説批判の根拠として挙げているのが、「GHQ／SCAP Records,GS（A）04017」と「GHQ／SCAP Records,GS（B）04016」の2文書。これでは寿限無同然なので明神の略記を援用、前者を「ネピアメモ」、後者を「解釈指示」と表記する。

両文書ともかなりの長文だが、原物に即して検証するのが早道なので、まずは『明神刊』からネピアメモ部分（訳文）を孫引きする。なお読み易くするため、改行を増やしてある。

公共的報道機関からの共産主義者の追放

1．1950年7月24日、主要公共報道機関から下記の責任ある人物が彼らの機関から共産主義者を追放する件について、ネピア少佐との協議を要請した。

a、午前10時、日本放送協会会長古垣鉄郎氏が当執務室を訪れ、共産主義社員の排除はわが協会の願望である、と述べた。

また古垣氏は、彼らの解雇を実現するためとして、以下のように述べた。「公共的報道機関において共産主義者が望ましからぬ存在であることに関する内閣総理大臣宛SCAP書簡の精神をわれわれは理解しており、公共の平穏を阻害し暴力を扇動するために真実を潤色しようとするこれら分子を追放することの責任をわれわれの協会に課すものである」。

ネピア少佐は、日本人によるそうした行動はＳＣＡＰと内閣総理大臣によって１００パーセント支持されるであろうし、さらにその行動は他の報道機関と調整のうえ可及的速やかに遂行され、不当な公表、宣伝、または妨害行為を回避しなければならない、と答えた。

古垣氏は直ちにこの行動を実行に移す手段を取ることに同意した。

ｂ、午後１時、共同通信社長松方義三郎氏が自社から共産主義者を追放することについて論議するためにネピア少佐を訪れた。

松方氏は、ＳＣＡＰ書簡の基本方針を理解しており、破壊活動分子のプロパガンダによって潤色されることのない真実を普及する強固な通信社を確立するために、その基本方針を遂行する行動を取ることを切望している、と述べた。

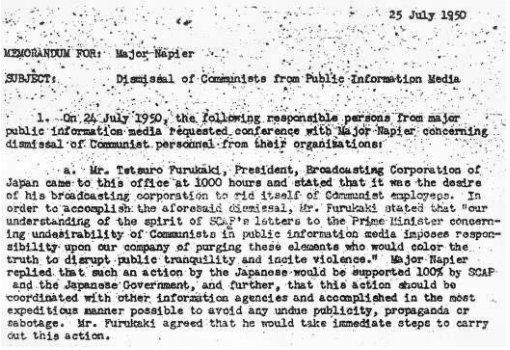

25 July 1950

MEMORANDUM FOR: Major Napier

SUBJECT: Dismissal of Communists from Public Information Media

1. On 24 July 1950, the following responsible persons from major public information media requested conference with Major Napier concerning dismissal of Communist personnel from their organizations:

a. Mr. Tetsuro Furukaki, President, Broadcasting Corporation of Japan came to this office at 1000 hours and stated that it was the desire of his broadcasting corporation to rid itself of Communist employees. In order to accomplish the aforesaid dismissal, Mr. Furukaki stated that "our understanding of the spirit of SCAP's letters to the Prime Minister concerning undesirability of Communists in public information media imposes responsibility upon our company of purging these elements who would color the truth to disrupt public tranquility and incite violence." Major Napier replied that such an action by the Japanese would be supported 100% by SCAP and the Japanese Government, and further, that this action should be coordinated with other information agencies and accomplished in the most expeditious manner possible to avoid any undue publicity, propaganda or sabotage. Mr. Furukaki agreed that he would take immediate steps to carry out this action.

MEMORANDUM FOR Major Napier 25 july 1950
SUBJECT Dismissal of Comminists from Public Information Media

ネピアメモの原文:
ネピア少佐のための覚書　1950年6月25日
公共的情報媒体からの共産主義者の解雇

ネピア少佐は、その行動はＳＣＡＰと内閣総理大臣の全面的な支持を受けるだろう、と述べた。

松方氏は、７月26日水曜日が実行可能な目標期日となるであろう、と同意した。

ｃ、午後１時30分、時事通信社長長谷川才次氏がネピア少佐を訪れ、ニュースの潤色を引き起こし情報をくつがえして秩序ある社会に分裂をもたらそうとする人物を、自社から排除したいとする希望を表明した。

彼はさらに、ＳＣＡＰ書簡と覚え書きの理解から破壊分子の法的排除のための確信が生まれたとし、その行動を実行に移すさい他の新聞社と連携することにより適切な時期が決定されるべきである、と述べた。

ネピア少佐は期日として７月26日を示唆し、長谷川氏はそれに同意した。

ｄ、午後２時、東京新聞社長小山信夫氏がネピア少佐と会い、公衆にニュースを提供する機関内の共産主義分子に関しＳＣＡＰ書簡によって表明された精神の目的を理解している、とのべた。

しかしながら氏はさらに、同社がすでに３人の指導的共産主義者を解雇することで先行する行動を取っており、現時点では他の者が関与している可能性を示す十分な証拠は持ち合わせない、と述べた。

ネピア少佐は、他の大新聞社によって企図された行動はＳＣＡＰによって与えられた命令ではなく、真実のニュースを広める報道機関として社を強固に確立するために自らに課しているこれら新聞社によって達成されつつある願望であると理解していた、と述べた。

ネピア少佐は、命令は何ら発せられておらず、新聞社は当然自らが適切とみなす行動を取ることができる、と強調した。

小山氏は、社に戻り職員についてなおいっそう綿密な調査を行い、数日以内にさらに完全な報告を行うつもりである、と述べた。

ｅ、およそ午後３時、朝日新聞社長長谷部忠氏が部下の鈴木乾三氏

を伴い、自社から日本共産党員を追放したいという彼の希望に関する問題で、ネピア少佐と協議した。

長谷部氏は、マッカーサー将軍による総理大臣宛て書簡で示された基本方針を遵守するために、共産主義者社員を解雇する責任を果たそうとしているところである、と述べた。

しかしながら彼はさらに、朝日新聞は連携と協調を必要とする支局を日本各地にもっているので、その行動に踏み切る可能なもっとも早い時期は7月29日金曜日になるであろう、と述べた。

ネピア少佐は、現状では行動の期日は金曜日とされるべきであり、この行動が同時に遂行されるならより効果的であるため他社に日程変更を周知する必要があろう、と同意した。

f、およそ午後4時、毎日新聞東京支局長小林亀千代氏、同大阪支局長平野太郎氏および読売新聞社副社長安田庄司氏がネピア少佐と協議し、ＳＣＡＰ書簡にもとづいて彼らの機関から共産党員を解雇する計画に着手したいとする個々の希望を表明した。

ネピア少佐は、マッカーサー将軍の総理大臣宛て書簡に示された基本方針に鑑みた当該行動の合法性に関する彼らの理解はＳＣＡＰと日本政府の全面的支持を得るであろう、とのべた。

出席者は7月28日金曜日を目標期日とすることに同意した。小林および安田両氏は、社業をサボタージュから守り、かつまた責任ある個人を共産主義者の前もっての戦術に同調して憤怒を表明しようと努める者たちの手による肉体的暴力から防衛するために、警察当局と何らかの調整が行われるよう要請した。

ネピア少佐は、自分としては何らかの重大な暴力的反動があると

は思わないが、想定されている行動と同時に警察による保護が調和的に行われるよう、警視庁総監田中氏と国家警察庁長官斎藤氏と連絡を取るつもりであり、詳細は新聞社と警察の間の連携機関員である特別審査局の吉河氏によって練り上げられるであろう、と述べた。

名古屋の中部日本新聞、福岡の西日本新聞、北海道新聞などの大きな独立新聞社を含めるかどうかの問題が安田氏によって提起された。

ネピア少佐は、可能な限り、彼らが望むのであれば、同様の行動を十分取りうるであろう、と答えた。

g、およそ午後4時30分、日本経済新聞社長小田島定古氏がネピア少佐を訪れ、彼の社の従業員で社の方針とニュースの伝播に多くの混乱をもたらした共産主義者を解雇したいという要望を表明した。

小田島氏はまた、7月28日金曜日は好ましい目標期日であり、それに応じて手はずを整えるつもりである、と同意した。

ネピア少佐は、氏がなそうとしていることはＳＣＡＰと日本政府によって全面的な肯定と支持を受けるであろう、と小田島氏に確約した。

h、およそ午後5時45分、時事新報社長板倉氏がネピア少佐と会見し、彼の社に共産主義者はいない、と述べた。

しかし、想定されている行動に関する情報には感謝する意向を示した。

ネピア少佐は、東京地区における主要新聞社の切望と想定行動を反復し、板倉氏は、それは非常に適切な行動であろう、と同意した。

2．上記の行動において、特別審査局長の吉河氏は、ネピア少佐によ

り、調整者として行動し、特別審査局をＧＨＱ、各新聞社、および警察を仲介する連絡機関とするよう示唆された。

署名　S.HAYASHI

一読して不思議な文章で、いろんな風景が思い浮かぶ。だがまずは文脈のままに読んでみよう。すると、こんな風景になる。

ある日、報道に携わる経営者が10人（9社）、次々とネピアを訪ね、共産主義者たちを解雇したいとの願望を述べ、切望を申し開き、希望を表明、要望を並べて、これにネピアはことごとく「全面的に支持されるだろう」と答えている。次いで実施日について調整し、経営者たちは同意、納得して帰った。

だが、こんなことって現実に起こりうるだろうか。訪問の前提として、先立つある日、10人が10人、同時に共産主義者らの解雇を思いたち、ＧＨＱの支持を得るための訪問予約を取りつける。まだオンライン会議などない時代、妖術師でも居なければ、10人（9社）もの経営者をして、同じ頃に同じ考えを思いつかせ、同じ行動をとらせるなどあり得ない、と考えるのが自然だろう。

違和感でいえば、このメモにはメモ特有の臨場感がない。現場に同席して無心にメモしたというより、たとえば、取締役会の法定議事録を書式に則ってまとめた文書といった方があたっている。あるいは台本通りに演じられた儀式の手控え、極めて無機質な義務的文書となっている。

そこで、既に知られた客観事実と比べてみよう。長谷部手記によれば、自ら思い立って訪ねたのではなく、時間まで指定されて呼びつけられている。話も、長谷部から切り出したのではなく、ネピアからマッカーサー書簡、とりわけその第2節を根源にして解雇を強要されている。長谷部以外についても、若干の色合いは違っても記憶での大筋は違っていない。

強要が「命令」だったことは、かの津田正夫・新聞協会事務局長が、別途、法廷で証言している。

この種の事件については、従来思付きのようなことが屡々あったので、私はこれは総司令部の命令であるか何うか、確かめたところ、「マリンス」という人が、総司令部の命令だ、自分は総司令官の命令を受けてやっているのだ、調査その他の障害にならんよう関係筋に伝達済だ、と云われましたので、私は正式な総司令部の命令だと諒解しておりました。

この証言は、文春の事例とは違って出所不明ではない。小原・梶谷裁判の控訴審（東京高裁）の訊問調書の中に含まれている。津田は、7・24以外にも何度か公職審査課に出入りしており、その折に問答したものと思われる。

ネピアは、なぜこれら事実と異なるメモを残さねばならなかったのか、関心は自ずとそこへ向かう。鍵は、東京新聞の小山社長に対して、何等の質問も受けていないにも関わらず「命令は何ら発せられておらず」と釈明しているところにあるのかもしれない。何をおいても命令した事実を消したかったものと思われる。

加えて、なぜ7・24でなければならなかったのか。仮に新聞経営者

の側に共産主義者解雇の意思があったとしても、その表明が7・24という時間帯でなければならない根拠が見えてこない。共産主義者の排除自体は、読売争議の前後から折に触れてまぶしながらやっている。それを事改めて「共産党員と同調者」と明示して断行するには相応の動機と覚悟が必要になる。

一方、ＧＨＱには動機がある。朝鮮半島での劣勢だ。当然、反転撃退への作戦はあり、既に始まっているのかもしれないが、これまで以上の大規模な戦闘になることは間違いない。そのためには、兵站基地である日本での反共体制を一層万全なものにしなければならず、とりわけ報道機関を締め上げて軽挙妄動せぬように抑えつけておくことが不可欠だった。

これも推理に他ならないが、状況証拠からいって合理性の認められる仮説であり、実際の事実経過とも符合する。

となると、メモの意図も透けて見えてくる。新聞経営者たちが自らの意思で次々とやってきて願望を述べ、これに支持を与えてやったのだ、決して命令ではなかったのだという「証拠」を作っておきたかったのだと。これは、あながち邪推ではない。先類似資料の中に、それを示唆してくれるものがある。

それは「GHQ／SCAP Records,GS（B）02059」という文書で、ワシントンの陸軍省からの問い合わせ電報に対するＧＨＱの返電なのだが、実は、この往復電において陸軍省は仲介役を果たしただけで、実際の問合わせの主は国務省だったという、少々ややこしい関係になっている。つまり、組織の建前上、国務省から直接ＧＨＱに照会する形を避けて陸軍省を介したということになる。

要するに、ＧＨＱはこの案件が国務省からの照会（詰問）対象になりうる事案だと承知していて、あらかじめ「証拠」を用意していた。命令案件にしてはいけないという認識があってのことで、その意味では、ネピアメモは占領側の内部用に作られたものであり、歴史評価に堪えられる内容にはなっていない。返電の内容そのものは、ネピアメモをさらに要約したものになっている。

蛇足を加えれば、目は口ほどにものを言う。「これは命令ではないのだぞ。示唆なんだぞ」と、殊更に繰り返しながら、目を剥いて目を射れば、本音はより正確に伝わる。目力効果はあながち歌舞伎の世界だけでなく、新聞経営者たちは正確に受け止めて帰っている。

もとより、示唆に服したことによって新聞経営者たちが免罪されることにはならない。ネピアメモも、ＧＨＱ内部の事情、認識を知る上では有用であり、重要な証拠ともなっている。

なお、ネピアメモも全てが脚色ではない。個々には事実が含まれており、例えば、毎日、読売組が警官導入を要請したのはその通りなのだろう。毎日新聞社労働組合の書記長らが解雇通告の前日に呼びつけられ、身の安全を保障されたのも、この文脈で読み返すとぴたり重なってくる。

また、メモの最後のくだりで、「特別審査局をＧＨＱ、各新聞社、および警察を仲介する連絡機関とする」と明記しているのも特筆にあたいする。一見して脈略のないお節介のように映っていた特審局長・吉河の動きも、これによって重要な動きだったことが分かってくる。明神提起とはだいぶ違った結論となってしまうが、ネピアメモの教えてくれるところは大変に大きく重要になる。

次に、解釈指示。これは、時の最高裁長官・田中耕太郎がネピアの上司であるＧＨＱ民政局長ホイットニー准将を訪ね、持論に沿うような言質を得ようと重ねた問答が発端になっている。両者、極めてまわりくどい言い方で交しているので、要点をもって検証し、全文は巻末資料編に収録するので参照されたい。

田中の持論は、この問答にも現れているが、①共産主義者および同調者を解雇するのは同意②これをＧＨＱによる超法規指令によって実施するのが最善③被解雇者が起こすであろう仮処分、あるいは本訴訟も超法規を理由に棄却④解雇を産業界一般に広げるために、新たな指令が出ると完璧――という本性丸出しというか、ＧＨＱに下駄を預けようとする虫のいいもので、公正公平を旨とする裁判官の言とはいえない代物だ。

対するホイットニーは、司法官トップに言質を与えないよう言葉を選び、マッカーサー書簡は「法的性格をもってはいるが、日本政府に対する指令ではない」とか、「（裁判官も）広い政治的手腕を行使すべき」だとか、「裁判所は書簡の法的性格に注目して広い視野に立った公共政策を定式化すべき」とか、まぶしながらの示唆に終始している。

言い換えれば、ホイットニーはホイットニーで、自分の手は汚さずに田中長官にさせようとの魂胆だから、田中の持論を明確に否定する言い方は決してしない。言外には田中が持論でやれるならやるがいいと言っている。役者はホイットニーが一枚上だ。文書は、田中による謝意をもって結んでいる。

これを、明神が「解釈指示」といって批判する根拠は、次の法文を読むと明快に見えてくる。

所論連合国最高司令官の指示〔一九五〇年七月一八日付マッカーサー書簡〕が、所論の如く、ただ単に「公共的報道機関」についてのみなされたものではなく、「その他の重要産業」をも含めてなされたものであることは、当時同司令官から発せられた原審挙示の屢次の声明および書簡の趣旨に徴し明らかであるばかりでなく、そのように解すべきである旨の指示が当時当裁判所に対してなされたことは当法廷に顕著な事実である。そしてこのような解釈指示は、当時においてわが国の国家機関及び国民に対し、最終的権威をもつていたのである……。

これは、実は、中外製薬事件にかかる最高裁決定（１９６０年４月18日）の中の一節だ。文脈から推して、「そのように解すべきである旨の指示が当時当裁判所に対してなされた」との部分は、田中長官とホイットニーとの問答を指しているとみて間違いない。ただ、右の決定が出た時点では、問答文書の存在自体が知られていないから、全く意味不明の乱暴な決定としか読めなかった。

田中長官は、ホイットニー対応を持論に合わせて捏造し、「解釈指示」と名付けて居並ぶ裁判官を籠絡したのだろう。そのからくりが文書の発掘によって初めて明らかになり、確定した最高裁判例に根っこを揺るがす瑕疵があるとわかった。さらに田中長官はこの犯罪的奇策を大法廷の時点まで懐深く秘めていたとは思えず、おそらく、あらゆる手段を弄して下級審に介入していたと思われる。だとすると歴史の

汚点では済まされない、許されざる行為だ。
ただ、明神批判は、「解釈指示」が虚構だったことを根拠に、ＧＨＱによるレッド・パージ指示もなかったとしているが、これには違和感がある。ネピアメモの繰り返しになるが、報道界での発端は7・24でのＧＨＱによる呼びつけにあり、この事実は後でいかに脚本を書き換えようとも覆せない。
もともとＧＨＱの命令にランクづけはない。これは、この稿の冒頭でも確認しているように、声明、覚書、書簡、指令、指示、示唆、勧告とあっても法的な仕分けはなく、口頭、目力も含めて、マッカーサーの言動すべてが命令にほかならない。
指令であれ、示唆であれ、敗戦国民としては全て背くことは許されない。指令か示唆かで仕切るのはＧＨＱ内部での釈明にあたっての使い分けであって、外に及ぶものではなかった。先人には失礼ながら、先人の結論にはどうにも違和感がある。
「解釈指示」の文書は、「ホイットニー将軍と田中最高裁長官の会談」という表題がついていて、文書作成者の署名はRaymond Y. Aka となっている。ネピアメモと違って文脈に違和感はない。

余談

右のネピアメモに関連して、もう一つ、気になる文献がある。朝日新聞社の社長・長谷部忠に随行した通訳兼務の鈴木乾三（当時、東京本社外事部長）が後年、『朝日証言録』に寄せた一文で、7・24の一部始終が書き込まれている。当該部分を引用すると

各社の責任者が揃ったところでパージ担当（単にレッドパージだけでなく、すべての追放事務）のネピア少佐から、
「各社は共産主義者、ならびにその同調者の名簿を24時間以内にＧＨＱに提出し、それらの人びとの追放を実施しなくてはならない」
と非常に強く、しかも厳然たる口調で言い渡されました。それは、いかなる反論も許さない、との態度を誇示するためのゼスチュアでもあったようです。
この瞬間、部屋の中は緊張にひきつり、水を打ったような静けさが支配しました。その深い沈黙は、非常に長く、誰一人声を出す人もなく、物音一つ聞えなかったことを記憶しています。そのような長い緊張と沈黙に、もう耐えられなく思えた時、長谷部さんがただ一人発言されました。
長谷部さんは静かにそしてはっきりと、そして強く簡潔に、次のような意味のことを述べられたのです。（以下、略）

長谷部の発言内容は、長谷部手記と重なっているので省いた。問題は、7・24会談が、各社個別の時間差で行われたのではなく、一堂にうち揃って行われたと書かれていることだ。
この鈴木回顧を裏づける記録、あるいは同類の記録も見つかっていない。だが正直な実感からいうと、鈴木回顧の方が真相のように思える。たとえ7・24が双方合意の儀式だったとしても手間暇をかけすぎており、双方、それほど暇でもなかったろう。
話の内容自体は単純明快であって一堂に集めて示達すれば済む案件

だ。ネピアにして、同じ台本で役者だけを替えて延々と演じさせて我慢する必要はどうにも見当たらない。

鈴木自身、前書き部分で「これからここに書くことも、どの程度データとして正確であるかは自信ありません」と断っているが、発言内容ならともかく、場の設定で記憶を違えることはあり得ない。後書き部分では、後日談も取り入れて、「長谷部氏のあの時の申し入れは、まことに正当なもので拒否することができなかった。朝日新聞の態度は立派だった」とネピアの感想も付記しているので、ネピアにとっても印象に残る出来事だったようだ。

時間の傾斜でいえば、鈴木回顧は、「長谷部手記」、『梶谷編刊』の後であり、おそらくは鈴木の職掌柄からも、これら先行記録を読みこんだうえでの執筆だった。事件後30年を経ての記憶である半面、しがらみその他、周辺配慮が限りなくゼロになっていく中での回顧録だったといえる。

●戦後新聞経営の共通項

戦後、新聞経営にはいくつかの共通項がある。一つは下剋上。大手紙と呼ばれる朝日、毎日、読売はじめ、多くの新聞社で戦争責任追及の声が社内から湧き上がった。中で最も知られ、新聞史に名を残しているのは、毎日新聞西部本社編集局長の高杉孝二郎と、朝日新聞報道第二部（社会部）記者の武野武治。

高杉は、敗戦を紙面で伝えるにあたって、敗戦勅語と関連する公的発表、事実経過にかかる記事のみを載せて、あとは白紙とする紙面をつくり、同時に

「その日まで戦争を謳歌し、扇動した大新聞の責任、これは最大の形式で国民に謝罪しなければならない。本社は解散し、毎日新聞は廃刊、それが不可ならば重役ならびに最高幹部は即時総退陣する」

との進言書を付して辞表を出し、実際退社した。

武野（むのたけじ）は、もっと明快で、8月14日夜の部会で

「社員はみなやめて、活字と印刷機だけ残して社屋をからっぽにすべきである。われわれは個々の記者としても新聞社全体としても戦争の遂行に手助けをした。新時代の新聞人として自他ともに認められる人たちだけがからっぽの社屋にはいって、新しい新聞をつくるべきだ」

と言い切り、身辺見極めの後、9月1日付で退社した。

心情において共感する新聞人が少なくなかったのは確かだ。思いは受け継がれ、各社それぞれの事情をもとに、戦争責任追及から経営の民主化へと運動が展開し、初期の改革を成し遂げるに至っている。

朝日の場合は、第二部の「余談」でも触れたが、社主・社長と編集局闘争委員会との合意の上にたって、10月23日の「従業員大会」において①社長、会長、全重役は辞任②編集総長、各局長、論説主幹は現職を退く③従業員の総意を反映する機関をつくる――などが社の決定になった。

新役員には、従業員総意の形をとって長谷部忠らの6人が選任され、当初は合議制をとって会長、社長をおかず、長谷部が実質代表となった。編集局闘争委員会が結成された当時、長谷部は報道第一部（政経担当）の部長であり、その後、編集局次長に昇格していたが、3段跳びでの経営トップ入りとなる。

毎日の場合は、社長の奥村信太郎が敗戦の5日後に老齢（70歳）を理由に辞任し、続いて編集総長ら編集幹部（主幹、主筆、局長）が総退陣した。前後処理を理由に会長だった高石真五郎が社長に就いたが、一方で、東京社会部のデスク会（副部長）から火の手が上がり、部長クラスを軸にした民主化運動となって「民主化実行委員会」（委員長・工藤信一良＝欧米部長）が結成されるに至った。

実行委員会は、2カ月余をかけて社内議論を重ね、11月1日付で上申書を取りまとめた。①社内機構の刷新と遺憾なき運営②戦争責任の明確化と全重役の善処③局長、主筆、参与、局次長、副主筆、部課長、副部長は一斉にその地位を去る――などだ。社長と重役会は、これを受け入れ、全重役が辞任し、局長以下が役職・待遇を辞した。

後継の取締役・監査役は、従業員総意による選出となり、全体委員会議が組織された。ここで18人に絞り、さらに推薦委員会において取締役候補8人、監査役候補3人を内定し、11月26日の臨時株主総会で正式選任となった。新役員会は合議制をとり、2人の代表取締役を互選した。東京本社編集局長の神田五雄と大阪本社業務局長の平野太郎で、いずれは登用されるだろうという順当組でもあったが、状況からは2段跳びくらいにはなっている。

1945年11月7日付『朝日新聞』朝刊
宣言　國民と共に立たん　本社、新陣容で『建設』へ
1945年11月10日付『毎日新聞』朝刊
本社新發足　戦争責任明確化と民主體制の確立へ

読売の場合は、2次にわたる読売争議で知れるように、朝日、毎日とはだいぶ違った。重複はしないが、社主で社長で全株所有の正力松太郎が強烈な個性で時代と状況に抗い、短期間の間に正力体制、鈴木東民体制、馬場体制と入れ替わり、経営も人事も激変する。根性は正力が一枚上で、戦犯で追放される直前のせめぎ合いでも微妙に競り勝ち身代わりに馬場恒吾を押し込んだこと、巧妙な手口で人事権を社長専権の内に温存したことが復活の踏台になった。

身代わりの馬場も、いまひとつ正体が知れない。1875年の生まれだから当時既に70歳。『ジャパンタイムズ』から『国民新聞』とわたり、国民新聞では編集局長を務めている。読売との関りは1940年ころ読売の「日曜評論」に寄稿した一文が軍部につかまり発禁になっている。

戦後は、憲法改正論議に参画、民間の「憲法研究会」に加わって、試案を公表している。馬場のほか高野岩三郎、杉森孝二郎、森戸辰男、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵がメンバーで、核心の天皇条項を「栄誉の淵源として国家最高の地位にあり、国家的儀礼を司る」と規定して注目された。斯界にはオールド・リベラリストとして知られていた。

この馬場をなぜ正力が身代わりにしたのか知れないが、受け入れた鈴木東民の側も、リベラルな経歴に安心し、老齢だから「栄誉の淵源」として納まっていてくれると踏んだのかもしれない。それが、鈴木東民の盟友から一転した武藤三徳らの策謀に乗って鈴木東民追い出しに成功し、復活した正力に奉還しているのだから、正力の見立てが正しかったことになる。

こうして東京の3紙だけみても3紙3様ながら、共通しているのは、

経営トップが異例の手順で躍り出ていることだ。当人たちに、どこまでの野心があったのかどうかは各人各様としても、形としては下剋上になる。敗戦、民主化、旧勢力退陣という異例の背景があったにしても、社内権力の掌握という事実では下剋上になる。

経過は問わず、下剋上には下剋上の属性がある。上や横や前を見るよりも下が気になる。下剋上を倒すのは下剋上だからだ。ただでさえ統治には未熟だから内を固める気持ちが先に立ち、人事の掌握に精力の大半を奪われる。見方を変えるならば、こうした内なる圧力にどこまで抗して実績を積めるかが、下剋上トップの器量であり、企業活力との同化につなげていくことになる。

だが、たいがいは誘惑の方が強く現れる。労働組合を自家薬籠にしようとの介入だ。もともと下剋上トップの母体は労働組合（正確にいうと労働組合に結集していく前段階の従業員総意という名の星雲）だったから、むげにはできない。しかし当然ながら、日々の経営業務をこなしていく中で、矛盾の方が具体化してくる。

ここで割り切れれば、違う展開も開けてくるのだが、なかなかそうもいかない。この際もっと足固めに協力してくれたっていいじゃないか。この辺が無意識に倒錯しているから介入しながらも介入とは意識していない方が多く、これがたび重なると次第に労務屋経営に傾いていく。言い換えると、これが戦後新聞経営における二つ目の共通項となっている。

一方、労働組合の方も割り切れていない。朝日の10・23従業員大会で大会宣言となる「國民と共に立たん」を書き、それがそのまま11・7付『朝日新聞』の宣言（社告）となった筆者の森恭三が、読売争議の敗北後、右旋回を始める朝日労組（当時はまだ新聞単一朝日支部）の委員長（朝日支部長）に就任するにあたって表明した「御用組合論」が参考になる。

森自身が記録に残したその草稿を引用しよう。

朝日従業員組合の性格について

1　朝日新聞の現状は（不完全ではあるが一応は）全従業員による業務管理下にある。

2　資本主義の下における（資本主義の枠内における）労働組合の存在意義は、従業員の生活を守ること、および企業の利潤追求に協力することである。

この点は労組自体が完全な企業経営権を獲得したばあいも、なんら本質的相違はない。すなわち資本主義を前提とするかぎり、組合運動はその基礎をなす資本そのものまで破壊することはできないのであって、――誤解されることを恐れず敢えていうならば――すべての組合運動はこの意味で本質的には、大なり小なり御用組合的性格をもっている。（中略）

3　朝日新聞の現状。業務管理は完全には行なわれていない。なぜなら株主総会における議決権の大きな部分が村山・上野両家に属しているからである。それにしても、朝日新聞の従業員はともかく重役を公選したのであった。ところが現状は、むりに3階に押し上げ、ハシゴをとり、「階級の敵」的な扱いをしている。

昨年（１９４５年）の朝日スト（「10月革命」）は、封建時代からブルジョア民主革命への移行であった。換言すれば上述した、資本家

への隷属から資本への隷属への移行であって、まだまだ社会主義革命の段階には遠いのだ。

これをプロレタリア革命に発展させること、すなわち資本からの完全な解放を獲得することは、朝日労組だけではなしえない。全面的な社会革命の一環としてのみ可能である。

この発展段階を無視し、長谷部氏（会長）を村山氏と同一視し、敵として抗争することは、まちがっている。そんな考えを発展させると、いっそのこと王政（村山体制）復古のほうがよいということになる。これは歴史の歯車を逆に廻すものである。

ゆえにわれわれは獲得した現段階はあくまで死守せねばならない。もし重役に問題があるとすれば、利潤獲得、分配の方法が正しいか否かの問題である。もし正しくないとすれば、われわれが選任を誤ったということであり、できるかざり速かに訂正すればよい。

ゆえに組合の任務は、利潤獲得方法と分配の方法を監視すること。これが朝日従業員組合の経済闘争の目標であり、現重役を階級的敵すなわち資本家として闘争することはその目標ではない。（傍線原文）

右の考え方の軸は、「企業の利潤追求に協力」にある。したがって労働組合の存在意義は「利潤獲得の方法と分配の方法の監視」になる。お家大事、朝日あっての労働組合、そして私。たしかに、これは従業員の相当部分に染み込んでいる。森は、そこのところの理論化を試みたのであろう。

下剋上トップとその重役たちは、従業員の階級的敵ではない。そうであれば「もっと協力してくれたっていいじゃないか」も整合してくる。共通の敵は資本を握る資本家（村山・上野家）であり、下剋上トップと労働組合は融通し合って不都合ないとの理屈も生まれてくる。

危ういのは、じゃあ赤字になったらどうする、だ。当然、赤字も分配されるのだろう。賃金を下げ、人員を合理化（解雇＝減員）しなければならない。そうなったとき、労働組合の存在意義はどうなるのか。利潤が右肩上がりで続くのならともかく、矛盾は抜き差しならないものとなって立ち塞がってくる。

結果、実際の経緯は労使癒着が次第に下剋上トップの方に有利に作用し、労働組合の方が経営好みの組織に改変されていく。7・24の時点でいえば、毎日、読売では御用組合派が過半を制し、朝日も3分裂のあげく御用組合派の比率を濃くした。共同はなお全新聞に属していたが、レッド・パージの中で分裂し御用組合に転じていくことになる。

このような状況の中で、第3の共通項は、占領後への思惑、あるいは妄想になる。戦前の新聞経営は天皇を神聖超然と仰ぐことで無理無茶を通し、占領時にはＧＨＱを超法規とかざして、無法を通してきた。占領終結となったらどうなるのか。既に吉田政権は「事実上、単独講和はなっている」と公言、あとはいつ占領軍アメリカが撤退を決断するかにかかっている。

いったい、占領軍の撤退後に、天皇、ＧＨＱに代わりうる存在がありうるのか。常に何かの超然を掲げることで正当化してきた新聞経営にとっては未曽有の近未来になる。少なくとも、にわかに天皇が復活することはあり得ない。確たる経営策も覚悟もないままに、思いだけが先行していた。

そんなその日暮らしにとって思いつくのは、超法規のあるうちに出

来ることがあるならやっちまえ、だ。たとえば、御用組合の完全化。仮にも、新聞人として、言論・表現の自由にそむくことや、良心の自由に反すると批判されることを自己の責任において断行することなどは出来ない。だが仮に、渡りに舟があるならば乗れるかもしれない。そんな妄想にも取りつかれていた。

いえばＧＨＱも日本政府も個別経営も、それぞれが中途半端でつかみどころがない。反共では一致しながら、汚い嫌な仕事は他に押し付け、うまみは取り込む。盾にしたり、威を借りたり、屈してみせたり、知らぬふりをしたり。3者が明らかに談合した証拠は見られない半面、結果としては利害を複合して共有している。

7・24～7・28に限れば、ＧＨＱが強制し、これを盾か笠に個別経営が悪乗りし、この間を政府・特審局が根廻して調整した。このへんが限りなく真相に近いと思われる。

以上は、状況証拠からの概略推理であって、個々に証拠や証言があるわけではない。しかし、仮説を立てることで、見えなかったものが見えてくるし、実際の結果が揃ってくれれば、経過を正確に類推することを可能にする。そんな提起と受け止めてもらえると意義がある。

【注】

・対日管理機構＝形の上では初期から「極東委員会」（米英ソなど13カ国で構成）があり、その現場部門として「対日理事会」（米英ソ連中国で構成）があったが実質権限はなく、事実上、アメリカの専権に基づくＧＨＱが独占した。

たとえば、アメリカによる「初期対日方針」には、連合国間の優先順位について「対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演シタル他の諸国ノ軍隊ノ占領ヘノ参加歓迎セラレ且期待セラルルモ占領軍ハ米国ノ指定スル最高司令官ノ指揮下ニアルモノトス」と規定し、また極東委員会等の運用についても「主要連合諸国ヲ満足セシムベキ政策を樹立スル様アラユル努力ヲ尽クシ」とあるが、後段では「万一主要連合諸国ニ意見ノ不一致ヲ生シタル場合ニ於テハ米国ノ政策ニ従フモノトス」と明記し、アメリカの絶対優位を貫いている。

被占領国である日本に対しては、「天皇及日本政府ノ権力ハ降伏条項ヲ実施シ日本ノ占領及管理ノ施行ノ爲樹立セラレタル政策ヲ実行スル爲必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ隷属スルモノトス」とあって絶対服従を命じている。

最盛期（１９４８年ころ）には６０００人規模（うち文官３０００人）規模に達している。

・ネピアメモ＝表題部分を直訳すると、

ネピア少佐のための覚書　１９５０年7月25日

題目　公共的情報媒体からの共産主義者の解雇。

原文では、「追放」ではなく、明確に「解雇」と表示している。本文ｅ項の9行目「29」日とあるは「28」日の誤記。原文の誤記。ちなみにｆ項の毎日新聞経営者の肩書はGenerai Manager,Tokyo branchとなっていて実際の肩書「取締役・東京本社代表」にけっこう近い。「東京支局長」の訳語は、新聞社経営に詳しくない訳者による誤訳と思われる。

・津田証言＝小原・梶谷訴訟の東京高裁での控訴審訊問調書（１９５３年11月13日付）が原典。『思想・良心および言論の自由』（清水英夫著、一粒社１９６１年刊）から引用。

・高杉孝二郎の進言＝『毎日の3世紀』上巻９２７ページから引用。

・むのたけじの総退陣論＝『今西刊』96ページから引用。

第三点
新聞は何を書き、何を書かなかったのか
―新聞と新聞記者の責任―

●沈黙は金、か

重ねて長谷部手記に戻る。饒舌と評したが、木を隠すに森の智慧もあり、改めて整理し直すと埋もれた事実も見えてくる。

一番の注目は、〈責任と苦悩〉の項で「共産分子が社からいなくなれば社にとっては大助かりだ」とさらり言ってのける一行だ。その前段では、ネピアから共産主義排除の賛否を詰められ、「趣旨に異存はない」と答えている。長谷部も共産主義排除の列に立っているとみて間違いない。

ではなぜネピアの強要に躊躇し、打ちひしがれ、重い心をいだいて帰ることになったのか。おそらく頭にあったのは「罪刑法定主義」かもしれない。「共産主義者と同調者は罰す」との法の規定がないにも拘らず罰する（解雇）のは筋が通らない。経営官僚としては当然のこだわりとも言える。

だがこの先が危うい。冒頭の釈明で「ぜひ必要ならば、新たにマッカーサー元帥がヂレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきだ」と提案、自身の選択肢の一つにも「ヂレクチヴを出すなり、何なり、相当の手続を踏んでこない限り、応ずるわけにはいかない」を挙げている。

当の長谷部は、これが何を意味するか、わかって言っているのだろうか。定形に則り法文にすれば

「報道機関における共産主義者と同調者は解雇に処す」

――となる。

「結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス」

――と、どこが違うか。紛れもなく治安維持法の発想だ。

長谷部はこの前段で「単に党員だというだけでなく、何か仕事の邪魔をするとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分すべきが当然だが、そうでない限りは、その存在は好ましくはないが放っておく外仕方がない」とも釈明している。よって本人は穏健派のつもりかもしれないが、ネピアに求めていることは、治安維持法の制定にほかならない。

裏を返せば、悪法も法で、法があれば、どんな理不尽も、良心に背くことも平然とやってのけられるという申し出になる。ここには強制を奇貨として超法規を傘に便乗するよりも、極めて危うい下心が透けて見える。

本人は「命令でもないものを命令のように装って責任を免れる態度を苦々しく思っていた」と他を批判しているが、木を森に紛れこませ、本音を饒舌にまぶしていたとすれば十分に検証しておくことが肝要となる。

この視点から見直すと、もう一つ大事が浮かび出る。この手記が

占領中ではなく、占領が終わって2年余の後の１９５４年後半に書かれたという事実だ。占領中は書けなかったことでも、いまなら書けるの伝からすると、書かれていないことが多すぎる。

たとえば7・28を報じるベタ記事。あれでよかったのか。他に書きようはなかったのか。占領中の圧力が解けた後も、7・28にかかる事実を全く読者に伝えなかったのは何故か。『旋風二十年』の手法があるにも関わらず沈黙しているのは何故か――。

しかも一件は終わっていない。手記の前年１９５３年8月には会社側控訴によって東京高裁の審理が始まっている。これらに全く触れていないのは何故か――。

長谷部の取締役選任と切っても切れない前提で『朝日新聞』は「國民と共に立たん」との宣言（社告）を載せた。『朝日』は一朝日のものではなく、国民、読者と共にある新聞で私有物ではないとの宣言だ。これを忘れていなければベタ記事はありえない。その後に続く続報なしもありえない。したがってこの間、朝日新聞が『朝日新聞』を私物化していたことに、弁明の余地はない。打ちひしがれ重い心で正面から答える責任がある。

ことさら長谷部を責めるのではない。むしろ長谷部以外の経営当事者たちが口をそろえて口を閉じている中で、長谷部は責めの一端を果たしている。饒舌に語り残してくれたからこそ議論の糸口も開けた。各社、状況は同じなのだから、仮に口を開いておれば、長谷部と同じように語って不思議ない。その意味からも長谷部手記を存分に検証しておく意義がある。

レッド・パージに際し、何よりも欠けていたのは、言論の自由・良心の自由からの発言であり、視座だ。新聞、あるいは新聞記者にとって欠かせない属性であるにもかかわらず、この視点からの感想すらが全く紙面に出ていない。あるいはマッカーサーと同様、共産主義は民主主義の枠外で、言論の自由・良心の自由とは無縁の存在だと考えていたのだろうか。

加えて、治安維持法を想起させる提案からは、超法規の強制に服する屈辱よりも、強権力に迎合して便乗する卑屈さがにじむ。ＧＨＱの内部文書づくりで、願望、切望の語を使ったのも、あるいは長谷部らの底意が見抜かれていたのかもしれない。

もし仮に、この欠如が長谷部に特有の属性ではなく、沈黙する同業経営者にも共通し、さらに新聞労働組合が欠如に加担していたとなれば、いまに至る新聞通信にとって第一の責任であり、大罪となる。さらなる検証が求められる。

●破られる「国体」を傍観

長谷部手記から浮き出た空洞感は、そのまま敗戦の年１９４５年の9～10月にまで遡る。「新聞ならびに通信に対する一切の自由制限を廃止せよ」とのマッカーサー指令が9月29日に出て、その5日後、同じマッカーサーによる10・4覚書が発令となった。「治安維持法体制」の打破という戦後、いや時代を画する1週間が、これまた外圧によって始まった。

政治犯の釈放、特高警察の廃止、内務大臣および警察首脳らの罷免、そして治安維持法をはじめ一切の弾圧法規の撤廃。これらは戦争法規の一環なのだから、本来、敗戦を決意すると同時に、天皇の

（日刊）　朝日新聞

昭和二十年十月五日

政治犯の即時釋放
内相らの罷免要求
思想警察も廢止
最高司令官通牒

マッカーサー10・4覚書を報じる1945年10月5日付朝日新聞朝刊。下段に山崎内務相、岩田司法相の問題発言も収録されている。

名において、日本国政府がまっさきに廃止すべき事柄だった。それが敗戦から既に1カ月半余を経て、なお戦争体制が存続していたことに脅威を感じるが、半面、それほど人間というのは融通がきかず、政治家はもとより、官僚の負の面が浮き彫りになる。

中でも、政治犯の拘禁は戦争へと暴走した象徴であり、敗戦処理内閣である東久邇政権においては早い段階で意識していた。したがって内務、司法の関係閣僚には首相からの指示があったのだが、官僚のサボタージュもあって滞っていた。そこへ突然、頭ごなしの指令が出たのだから立場を失った。実質的な内閣不信任と受け止め、東久邇内閣は翌10月5日を以て総辞職した。

加えてこの激変の契機は、ひとりの政治犯の獄中死にあった。しかも、この経緯の中で、戦後日本の新聞の鈍感さが浮き彫りにされてしまった。

獄死したのは、哲学者の三木清。三木は敗戦の年の3月、警視庁から脱走した友人・高倉テルに一宿と一着の防寒着の便を供し、これが治安維持法違反となった。警視庁に留置され、引き続き豊多摩刑務所に拘禁され、敗戦後の9月26日、急性腎臓炎で獄死した。刑務所側の説明では「警視庁拘置中に寄生虫性伝染病である疥癬を患い、これが悪化して腎臓を冒し死に至った」となっている。

世に伝わったのは4日後。9月30日付『毎日新聞』と『朝日新聞』が報じた。だが、記事には肝心が抜けていた。戦後1カ月余にして、なお治安維持法による被害者が拘禁されていたことにちっとも驚いていない。『毎日』が死因について三木の友人らが示した疑念をもとに獄内人権に目を向けている程度で、時代の画期に全く反応できていなかった。

翻って、鋭く反応したのがアメリカを含む外国人記者たち。両紙の記事で事実を知ると、豊多摩はじめ各地の刑務所に押しかけ、府中刑務所では徳田球一や志賀義雄の房中談話までとっている。

さらにロイター通信の記者は総元締めの内務大臣・山崎巌をつかまえ耳を疑う時代錯誤の談話を引き出している。次は、『朝日』に載った記事の引用になる。

山崎内相は思想取締の秘密警察は現在なほ活動を続けてをり、反皇室的宣伝を行ふ共産主義者は容赦なく逮捕する、また政府転覆を企む者の逮捕も続ける旨言明した。

内相は政治犯人の即時釈放計画中であることを語つてはゐるが、現在なほ多くの政治犯人は独房に呻吟しつゝあり、さらに共産党員であるものは拘禁を続けると断言してゐる。

内相は政府形体の変革、とくに天皇制廃止を主張するものはすべて共産主義者と考へ、治安維持法によつて逮捕される、と語つた。（中略）（三木の獄死については）司法省の管轄であるから自分は事件の真相を知らない。（１９４５年10月５日付）

――というありさまで、同じ日、中国中央通訊社特派員につかまった司法大臣の岩田宙造は、これに輪をかけて放言した。

司法当局としては、現在のところ政治犯人の釈放の如きは考慮してゐない。かかる犯罪人を刑期より前に釈放することは裁判を無効にすることであり、我々には、かかる権限を与へられてない。かかる権限は天皇の大権に属し、唯一の具体的方法は陛下の御発意による恩赦以外にない。（同５日付『朝日』）

この二つの反動談話が10・４覚書の発表記事と同じ紙面に載ったのだからマッカーサーの逆鱗に触れないわけがなかった。

実をいうと、29日には、マッカーサーと東久邇の非公式会見があり、東久邇内閣の信認が約されていたから、内務、司法両大臣の暴言は一夜にして顔に泥塗る所業だった。ちなみに岩田は、レッド・パージ訴訟での朝日新聞社側の主任弁護人になっている。

この急転の経緯について、参謀長のサザーランドは当時外務大臣の吉田茂に

「３人の共産党員死刑（三木らの獄死）に処せられ、米国新聞に相当の衝撃を与えたる結果、昨４日の覚書となった」（荒敬「日本占領史研究序説」）」

――と説示し、民間情報教育局長のケン・ダイクは

「本指令は、日本政府が自発的措置をとらないために発するもので、これにより日本国民は、はじめて天皇制批判の自由を享受できる。これは民主主義の基礎をつくる一連の政策の一つである」

――と明かしている。（『「毎日」の３世紀』下巻22ページ）

これをもう一つひっくり返せば、マッカーサーとＧＨＱも慌てていたことになる。釈明し難い不祥事態が本国および連合国の新聞によって世界に知らされたということは現地司令官としては失態になる。そこで、間接統治を逆手にとって敗戦国政府の失態に転化し、緊急、果敢の指令となった。

ＧＨＱ高官の、ことさらの弁は、そのへんをまぶしているように思えるがどうだろう。

とまれ、国家主義者にとっては、まさに国体ががらがらと音をたてて破壊されていく猶予ならざる事態だ。

だが日本の新聞と新聞記者は、この猶予ならざる事態に際し、占領軍と占領軍随行の外国報道陣による仕事ぶりをただ傍観し、そこから学ぶことも、伝えることも乏しかった。これがそのまま５年後のレッド・パージまで引きずられていく。

解雇された側が、「言論弾圧反対」を闘いの統一スローガンに据えたのがかろうじての救いであり、戦後日本の報道界が良心の自由を視座に、権力に迎合しない姿勢を示すには道なお遠過ぎた。獄死を伝えた『毎日』も、半世紀余を経て編纂した社史においてなお「三木清獄死スクープ」という視点でしか総括できずにいる。

この視座のなさ、これがレッド・パージで新聞と新聞記者が問わ

れる責任の第二であり、大罪の第二となる。

●言論の自由は天皇制批判の自由

10・4覚書には、さらに寿限無の先がある。巷間には「人権指令」とか「権利章典」の略称で伝わっているが、英語というのは、先に総結論部分があって、そのあとandやらorやらなんやらで各論が続くのだという。

10・4覚書の場合は、「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去」のあとに、andで繋ぎ天皇に関する自由討議、政治犯釈放、思想警察の全廃、内務大臣と特別高等警察全員の罷免、統制法規廃止と連なっている。

各論の一に「天皇に関する自由討議」のあることを、どれだけ知られているだろうか。戦後、神聖にして侵すべからざる元首から国民統合の象徴となった天皇について、いまに至るまで、どれほどの自由なる討議を行っただろうか。

たしかに、新憲法制定の過程では天皇制の在り方が相応に議論された。だが制定と共に一気に沈静化し、占領期研究の場においてさえ天皇を正面から取り上げる論考は見られなくなっている。

まして政治の場では、ほとんど禁忌扱い。吉田茂が立太子礼の賀詞で「臣茂」といっても放言扱い、参議院議員（副議長）の松本治一郎の行為が天皇儀礼に反するとの咎で議員除名となっても、本質議論は封印。半面では、食糧メーデーのプラカードに「朕はタラフク食ってるぞ　ナンジ人民　飢えて死ね」などと戯画が出ると本気で逆立て、当時まだ存続していた不敬罪で罰しにかかっている。

大事なのは、

日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く

――と憲法で決めたことだ。

象徴とは、何か。権力ではない。「国政に関する権能を有しない」と明記されている。また権威でもない。権威なら「国民統合の権威」と書けばよく、そうは書かれていない。まして不可侵でも神聖でもない。そのように書かれていた旧憲法を改正したのだから。

権力でも権威でも不可侵でも神聖でもない、これが憲法の定める象徴だ。ただ、正直なところ、それでもなお分からないのが「象徴」だが、その分からないところがいいと決めたともいえる。

そこで担保となったのが「天皇に関する自由討議」だろう。絶えず自由に討議することによって「象徴」の実態を検証し、あるべき姿を試論し、合意を基に慣習法として定着をはかる。その永続が象徴規定の本義ではないかと思われる。

ここで新聞の使命。『梶谷編刊』で第二章の「レッドパージを考え直す」を担当した元改造社編集部の松浦総三は、その冒頭で「日本における言論の自由は、天皇制批判の自由であり、天皇制批判の自由を抜きにした、言論の自由などというものはない」と指摘している。これは新聞で一宿一飯した者には極めてきつい指摘だ。

松浦が具体例に挙げる一つに、皇室報道における敬語の定着がある。「さま」をはじめ特有の使い方があり、皇室関連では事件報道のぶっきらぼうが一転して丁寧系になる。ときに外れた表記が出稿

されても、校閲が漏らさず正している。特有の敬語を用い、丁寧語を駆使して批判記事を書くのは神業でも不可能に近く、はなから批判記事はありえないことを前提にしている。

新聞が天皇および天皇制批判を禁忌する理由はなにか。おそらくは、政治からの圧力、そして、その政治勢力を票で支える膨大な支持者群。それが読者群と重なるから恐怖幻想となる。

いや、それだけではない。むしろ新聞は天皇と天皇家を聖家族に祭り上げ、その絶対善性を功徳として国民大衆に振りまくことによって部数を絶大なまでに伸ばしてきた。

●大逆罪と思想排除

聖家族の絶対善性を安定させるには、批判を禁じると同時に、犯した者を厳罰に処する装置が必要になる。不敬罪に大逆罪。この2罪が戦前の刑法にはあった。

象徴天皇制の下では当然不要となるが、これを知った総理大臣の吉田茂はマッカーサーに書簡を送り、大逆罪の存続を本気で要請している。理由を「日本民族の感情ならびに道義的信条」としているが、相応に共感する世情がついているのも否めない。

大逆罪は、旧刑法の第73条にあった。「天皇、皇后、皇太后、太皇太后、皇太子、皇太孫に危害を加えたか、あるいは加えようとした者は死刑」という趣旨の罰条だ。未遂も含めて極刑を科し、「加えようとした」と裁判官が判定すれば有罪となる規定で、治安維持法の原形ともいえる。

史上知られた実例に、大逆事件がある。無政府主義者・幸徳秋水ら12人が処刑された事件で、その大審院・判決に「大逆事件判決書」と記されたことから「大逆事件」と言われるようになり、刑法73条も「大逆罪」と呼ばれるようになった。

発端は、幸徳に学んだ製材所の機械工・宮下太吉らが長野県東筑摩郡中川手村の宮下の自宅で爆裂弾を作ったとして、１９１０年5月25日、爆発物取締罰則容疑で検挙されたことによる。

以来、7月半ばにかけ、全国各地で社会主義者と決めつけられた幸徳ら数百人が次々検挙され、うち幸徳ら26人が明治天皇の暗殺を企てたとして刑法73条によって起訴された。

この間、桂政権による捏造があった。担当の東京地裁検事局の小林検事正が一旦、「無政府主義者男4名女1名と連累2名の計7名」と発表（6月5日）した後、無政府主義者、社会主義者の根絶を期して全国規模にまで拡大した。真相自体、いまなお明らかにならない部分が多いが、動機として官憲の漏らしたところでは「爆裂弾によって天皇もまた血を流す人間であることを示し、日本国民の天皇信仰の迷夢を覚ます」だったとしている。

裁判は、いきなり大審院（現・最高裁＝裁判長・鶴丈一郎）にかけ、非公開かつ迅速（12月10日初公判～29日結審）に判決（１９１１年1月18日）にまで走る。強烈に印象づけて急速に忘れさせようとの魂胆にほかならない。

被告側が立てた証人は1人も採用されず、暗黒のうちに、幸徳ら24人が死刑、2人が有期懲役に処された。死刑判決の半数12人は恩赦によって無期懲役に減刑されたが、11人は1週間も経ず同月24日、残る1人の管野スガも翌25日に処刑＝殺害された。

事件は闇から闇で処断され、真相も大部分が闇に埋め込まれている。しかし多くの研究者によって検証が重ねられ、企てがあったとしても宮下ら4人に限られ、幸徳ら8人の死刑囚を含め、あとは冤罪だというのが定説。処刑後、当時20歳で女子英学塾（現・津田塾大学）の学生だった山川菊枝は、後年の著書で

「背筋を走る悪寒とともにわけがわからぬなりに、直感的になにやら非常な無理と不正とが感ぜられました。（中略）大逆事件についてはいっさいが秘密のうちに葬られたので、何もわからぬなりに、姉や私はただ本能的な正義感と憤りをあおられ、犠牲者への同情をよび起こされました」

――と回想している。

●国家権力犯罪に時効はない

国家が民衆に向かい牙を剥いた時、どこまで凶暴になるか分からない。当「真相を広める会」としても、かねて国家権力犯罪に時効はない、と節をたて、広く呼びかけている。大逆事件はその極め付き大きな国家犯罪であり、１０９年たったいまなお時効などあってはならず、国家として真実を明らかにし、償う責任がある。

当時の国家は、隣国・韓国を併合し、中国大陸を窺い、ロシアと密約して中国東北地方（旧満州地域）の植民地化を策していた。そのためには、まず国内の完全掌握が必要であり、抵抗すると思われる勢力の完全鎮圧が不可欠と考えた。その究極策が、民衆から絶対の支持の得られる天皇への反逆罪（大逆罪）を掲げての国家権力による捏造だった。

この陰謀は成果を挙げている。国家による陰謀は、それがやがて露見することも織り込みずみだ。まず、国家を危うくする厄介者がどこにいるかを宣伝する。それが、数百人もの人たちに「社会主義者」と烙印を押しての検挙だ。次いでいかに危険で極悪かを曝してみせる。それが22人を引き出しての死刑宣告だ。仕上げには、慈悲と冷酷を使い分けて国家の正当性を印象づける。それが半分の12人を天皇の大御心によって罪一等を減じ、返す刀で12人もの命を一斉冷酷に絶った国家による殺人になる。

だが何よりの成果は、民衆の脳裏に、社会主義、共産主義に対する激しい恐怖と嫌悪の情を刷り込んだことだ。『警視庁史』（明治編）は以下のように総括している。

この事件を契機として、社会主義者はおおむねひつそくし、社会主義運動は世間の表面から姿を消した。国民は蛇蝎のごとくに社会主義者をいみ嫌い、その上当局の弾圧も加つて、かれらは職を奪われ、家を追われ、単に社会主義者と交際があるというだけの理由でさえも、住居と職業とを奪われた例が少なくなかったと言われている。

特定の主義を理由に名指しで罰を加える仕掛けは、40年後のレッド・パージにそのまま復元されている。四の五の言っても全面無視し、強権を誇示して処断する。仮に陰謀だとばれても、ばれたときには所期の目的を達しており、死人に口はない。やりたい放題にやっておいて、後追い批判には口を拭い続ければ、あとは時間が解

決してくれる。40年後のレッド・パージでも裁判が確定したときには、8年も経ていて解雇の目的は達成ずみだった。

新聞はこの激流にどう関わったか。大逆事件の場合は、徹底した報道管制が敷かれ、公判の取材も許されていない。その中での断片を拾うと「幸徳秋水一味不軌の大陰謀」「幸徳一派の爆発物陰謀事件」「無政府党員の反逆事件」……等々。「大逆事件特別裁判」との見出しで大審院の開廷を報じる『東京日日新聞』(現『毎日新聞』)の場合は「大反逆を企てたる無政府党幸徳秋水以下廿六名の極悪無道」「大不忠大反逆」等々と書き飛ばしている。

一言で評して、裁判の先を行っている。何を根拠に、ここまで先走れるのだろうか。どう弁明しても理解を得られることはない。

そのせいか、２００２年2月21日発行の毎日新聞社史『「毎日」の3世紀　新聞が見つめた激流１３０年』には、先走りの反省はおろか、大逆事件についての記述自体がない。正確にいうと別件を説明する記述の中に「大逆事件」の語が3カ所で出てくるだけで、大逆事件を対象とした記述はない。

●過去を書けば未来も書ける

大逆事件を視野に、レッド・パージを見直せば、明らかに国家権力による犯罪だ。占領下にあって、ＧＨＱを含む国家権力によって引き起こされ、共犯といっていいまでに個別経営が加担して暴走した。良心の自由を踏みにじり、基本的人権を圧殺した。同時に国家自身の良心も放擲した。

そして、新聞はこの事実を書かなかった。いや、電産など他業界での強行や学生らの反対運動では、当局・官憲・捜査当局の言うがまま平然と上から目線で報じた。それが治安対策の宣伝だと承知のうえで乗っている。9月4日付の『朝日』社説にしても、この文脈で読み返すと新たな平仄が合ってくる。

国家が全労連を解散させ、閣議が公務員からの共産主義排除を決め、これを産業界へ拡大しようとしている、まさにその時、朝日新聞が社説で、共産主義者排除を是とし、同調者に広げることも是としたうえで「良心による線引き」を唱え、便乗解雇をも事実上容認している。

言反同・朝日班は「紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている」と批判したが、朝日本体は、そういう足元ははなから無視し、ＧＨＱ、政府を意識しての点数稼ぎに懸命だった。こう邪推してどこまで抗弁できるだろうか。身内がらみには沈黙の中だけに余計、目だってくる。

レッド・パージにかかる紙面づくりは大逆事件当時とほとんど変わらない。さらにオリンピック、万博、天皇慶事、新聞の先棒担ぎは、ほとんど膏肓に入っている。戦争報道であれほど痛い目にあっていながら、体質は変わっていないということか。第三の大罪であり、責任を果たさなければならない。

行き着くところは戦争責任追及の不徹底。戦後5年、労使共々共産主義者排除に血道を上げる中、経営は朝日、毎日申し合わせたかのように合議体から社長専制に戻り、さらには講和を控え戦犯・戦争責任者の追放解除も受け入れている。悔いて戻るものではないが見ぬふり放置も許されない。

もとより全くの暗やみというのではない。報道界の赤追放から30年を経た1980年7月22～23日の『毎日新聞』夕刊学芸面に「レッド・パージから30年」上、下という5段見出しのトップ記事が連日載った。編集委員・池田一之の署名があり、報道界レッド・パージの外郭を押さえたうえで解雇された先輩3人を訪ね、被害者の視座から検証している。両日とも面全体の半分近くを占めており、小手先でなぞったというものではない。背景に朝鮮戦争を据え言論弾圧の意図を衝いている。

不満をいえば、弾圧の下手人を暴き出し、その責任を追及するには至っていないこと。これは必然、毎日新聞社の対応と責任を究めることになるから、現役の社員でもある記者の限界ともなる。しかし一歩踏み込んだ書き手、それを紙面化した現場体制は十分評価できる。既に紹介の社史に比べるまでもない。

（夕刊）　毎日新聞

レッド・パージから30年（下）

朝鮮戦争、日々に緊迫

背景に言論弾圧の必然性

▲1950年7月は朝鮮戦争が紙面を埋めた

いま一つには30年という機運も感じとれる。池田記事の前書きにも、取材の動機の一つに、被害者たちが「本」の形で自らの体験を書き出したことを挙げているが、これは当たっている。

梶谷編刊と土井刊が80年刊であり、翌81年には朝日証言録が出る。被害者以外でも、『共同研究　日本占領軍　その光と影』（1978年刊）、竹前栄治の『占領戦後史』（80年刊）があり、さらに同じ竹前の『戦後労働改革』（82年刊）や塩田庄兵衛の『レッド・パージ』（84年刊）へと連なっていく。80年代初期はレッド・パージ研究史においても一つの時機を為していた。

ただ肝心の新聞界は、池田記事を孤峰とはしない連帯には至らなかった。30年にして一点ぽっと灯がともり、また消えて静まるの感否めない。当時、署名記事は一般化しておらず、その意味でも池田記事は珍しい。労作を多とした証であると同時に、毎日新聞記者である池田の所感であって毎日新聞の意志と百％重なるものではないとの裏読みも可能といえる。

そんな池田記事を読み返し、ふと戦争責任を己の一身で断じ、朝日新聞を去り、秋田県横手で『たいまつ』を立てたむのたけじが60余年後、朝日の企画した座談で話した一文が目に留った。そのまま孫引きする。

――新聞は戦争責任をどう受け止めるべきでしょうか。

むの　会社を辞めるという自分の身の処し方は最悪だったと今では思う。本当はどうすべきだったのかを先日、琉球新報から教えられた。

琉球新報は04、05年、「沖縄戦新聞」という企画記事を連載した。同紙の若い記者たちは、「もしあの戦争中に新聞が新聞の魂を持っていたら、こういう新聞を作ったはずだ」という思いをもとに、今の情報と視点で沖縄戦の実相を書いた。

その作業を45年8月16日から実行すること、それが当時の私たちの読者に対する責任であり、私のやるべきことだったと思った。そういうことを戦後60年間、続ければよかった。

――つまり書いた過ち、書かなかった過ちは、改めて書くことでつぐなうと。

むの　そうです。社を辞めることではなくて、書くことで……。それを90歳になって知らされた。

私を含めて当時の記者は、誰もそんなことを考えなかった。みんな自分を見失い、何よりも読者を忘れていたのだ。

今からでも遅くない。書くべくして書かなかった出来事を、書けなかったことも含め、過不足なく書く。過去を書けない新聞は未来も書けないし、過去を書ける新聞は未来も書ける。そうすれば記者会見の在り方も、記事の書き方も自ずと変わってくる。

手はじめには、7・28を正確に過不足なく書く。少なくとも毎年7月28日には書く。7月ジャーナリズムだって悪くはない。

【注】

・治安維持法＝１９２５年公布。28年改定で最高刑を死刑に。さらに対米英開戦の１９４１年には全面改悪されているが、骨格は25年公布に尽きる。巻末資料編２８９ページに25年公布の全条収録。

・控訴審審理＝小原・梶谷裁判は、１９５２年12月22日の東京地裁判決で原告勝訴。被告・会社が控訴し、53年8月24日から東京高裁で審理が始まっていた。

・政治犯釈放＝東久邇内閣は組閣から日をおかず政治犯の釈放等の意志を明らかにしていた。次は今西刊21ページからの引用。

「東久邇宮は午後6時からの閣議で、とくに発言を求め、すべての政治犯を釈放すること、言論、集会、結社の自由を認めることを、関係大臣が即時実行するよう求めた」

ただ、実行を確認、あるいは督促した形跡は見当たらない。他の政務に取紛れたのか、優先順位を誤ったのか、このへんの検証も迫られる。

同様のことはＧＨＱにも言える。「初期対日方針」によれば、その第三部・政治の三に「人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラルヘシ、（略）此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラルヘシ、政治的理由ニヨリ日本当局ニヨリ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セラルヘシ（略）爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルヘシ」とあり、これはＧＨＱにとっても遅滞許されぬ課題だった。

・むのたけじ談＝『新聞と戦争』５３８ページから引用。

第四点　連帯

●うちの会社、うちの新聞

２人寄ると連帯、３人寄ると分裂が始まる。戦後、労働組合がゼロから復活したとき、指導理念は全個人の連帯だった。第一歩が早かった新聞労働者は全て個人として新聞単一に加盟し、新聞単一が日本における唯一の新聞労働組合として存在した。だがこの形は８年ともたず、１９４６年には早くも読売争議での分裂が始まり、54年には終焉を迎えた。

分裂の主因に企業意識がある。日々、仕事をしているのは、うちの会社であり、読んでいるのは、うちの新聞。新聞に働く個々それぞれの社風、人間関係、環境、処遇の中にあり、理屈でその枠を超えろと言われても実感は伴ってこない。新聞単一の初代委員長だった聴涛克己自身が「（最初の）指導権は読売がとった。しかし、朝日は『読売なんか』といっしょになりたくないという、毎日ははなから腰をあげようとしない。新聞労働者につぎこまれた『各社意識』は新聞民主化運動の成功のあとでも、いぜんとして強力であった」と述懐している。

実際の組織構成も、各社ごとに支部を置き、支部を束ねての「単一」となっていたから、企業別組合の集合という実感はあたっている。しかも集合体の執行部である中央執行委員会は、遠い「社外」にあったから、仕事場からは遠い雲の上という錯覚に陥りやすかった。したがって、この脆弱を踏まえた連帯感の醸成が急務だったにもかかわらず理念ばかりが先走っていた。

加えて、新聞の企業意識には業ともいえる強烈な体質がある。いまなお批判を浴びる過当競争体質だ。究極には日本中の読者を独り占めにしようという妄想であり、戦前には、これが高じて戦争をかきたてる紙面を競い合った。「今度の戦争（朝鮮戦争）も、部数をのばす絶好のチャンスだ」と嘯いて土井正興を憤慨させた毎日新聞営業局長の言は正気で、冗談半分ではなかった。

過当競争の原理は、当該新聞だけを販売する専売店を全国に網羅し、各店には実際の配達部数よりも多い部数を送り付ける。１０００部の店なら１２００部といった具合だ。当然、２００部は梱包を解くことなく店裏に目立たないように積み上げる。

しかも月末には１２００部分で決済する。店にとっては２００部分が赤字になる。これが続いては倒産するから店は必死になって部数拡張に走る。常に崖っぷちに立たせて尻を叩くという商法だ。

昨今では新聞を定期購読しない世帯が珍しくなくなったというが、かつては定期購読しない世帯の方が珍しかった。つまり過当競争は既に全世帯がいずれかの新聞を購読しているという状態の中で始まった。したがって「拡張」とは、既に購読している他社の新聞をやめさせて自社を購読させるということだ。これを各社やるのだから奪い合い、むしり合いとなり、違法景品を付けての乱売合戦となる。過当競争と言われる所以だ。

これではどう逆立ちしても店の収支が成り立つわけがない。そこで実際には奨励金だ、補助金だと名目をつけて現金を回してやる仕組みも組んである。過酷なノルマをかける鞭と、現ナマという飴と

を複雑に使い分けて、なんでも言う事を聞く店に仕立て上げる。どうしてもうまくいかない店は倒産に追い込み、夜逃げ同然に追い出す。残った負債は、権利金名目にして、次を引き受ける店主に支払わせる。この繰り返しで、駄目な店も駄目なりに回転させる。

読者から見ると、新聞を配達する店は新聞社の最先端の顔に見えるが、店と新聞社の関係は、建前上、全く別の法人同士の契約で成り立っている。

ただし、その契約というのが、片務契約と呼ばれるもので、新聞社の方が圧倒的に優位な条件で取り決められている。たとえば、配達地域、定価、原価及び支払日など店経営の基本から「配達は敏速かつ正確に」などと運用の細部に至るまで新聞社の指定に従うことになっていて、その半面で、店の最大の資産であり企業秘密である顧客名簿（配達順路帳）の閲覧権を新聞社に与え、経営内容の報告まで義務付けられている。

その上、この理不尽はより弱い者に転嫁される。店の従業員は専業とアルバイトの二通りあるが、専業の従業員は集金業務も負わされる。そのうえで月々の賃金の一部は「領収書」で支払われる。

からくりは、こうだ。領収書は月ぎめ契約の読者が月々の代金を払ってくれたときに渡すものだが、払ってくれないとなると唯の紙きれであり、現金にはならない。つまり未収分は専業従業員の負担となって、そのまま賃金の減収になる。配達部数以上の送り部数を押し付けて（これを「押し紙」という）送り部数分の代金を取るやり方を、そのまま、店が従業員に対してやっている、のである。

少し、脇道に誘い込んだが、新聞企業には、こういう構造があると押さえておいてもらうと、あとの話が分かりやすくなる。また、この構造は原理をいったもので、実際には複雑な変形があって、10社10様、10店10様の実態があって一様には解せない魔界になっている。なにしろ、この構造で各社が互いに競い合い、さらには叩き合うのだから、日々に変形していくことになる。

また、この構造は、高度成長期以降、過当競争が極点に達したときに極まったもので、時代、時期によっても変形している。たとえばレッド・パージの年の秋口くらいまでは、こういう形では現れていない。当時は用紙産業が壊滅状態から脱したばかりで生産力が需要に追いつかない。このため新聞用紙も割り当てで、朝刊のみ2ページ建てが原則だった。2ページということは表裏の1枚、ようやく週に何日か4ページになるという貧相な時期だった。

したがって押し紙をしようにも出来得ない。また戦時統制以来、地域ごとに集約された共販店（各社の新聞を扱う共同販売）制度になっていて、これがまだ続いていたから、表立って読者を奪い合うことも出来なかった。とは言いながら、これはあくまで表向きで、傾斜販売の名のもと、あの手この手で裏工作が謀られ、あの店は毎日系、この店は朝日系と色合いが付き、共販制下にあっても暗闘は年々激しくなっていた。

販売にとっての最悪は発行停止。事故、発禁、ストライキ。そして配送遅延。とくに共販制下では、所定の配達出発時限に新聞が届かなければ積み残される。これが重なれば脱落する。

したがって、事故防止に気を配り、発禁にならないような紙面づくりを優先し、ストライキは何が何でもさせない。配送遅延は、降

版時間の融通と裏表で、1行1字でも多く最新ニュースを入れようと降版時間を押し下げる編集部門と連日熾烈なせめぎ合いを重ねていた。

スト嫌悪が最も公然と現れたのが、第2次読売争議のやま場にして終盤。新聞ゼネストの指令のもと、当初は各支部（各社）足並み揃うかにみえたが、主力とされた朝日支部で逆転したのを汐に不発に傾いた。原因はいろいろ検証されているが、販売が怖れたのはスト破り。みんなでやると言いながら、どこかが直前になって「スト中止、発行だ」となったら目も当てられない。そういう社が必ず出る。だったら、やられる前にやれ、だ。

この販売のヨミで切れ者とされたのが読売の務台光雄。共販制下にあっても読売系販売店を抜かりなく掌握し、争議にあっても動員をかけ、関東近郊の販売店有志を主体に、二百数十人からなる実力集団を組織していた。当初は、鈴木東民派が籠城体制をとる社屋を見張るピケットラインを張って牽制していたが、最終段階の実力行使による印刷施設確保では屈強を揃えての「突撃隊」、さらには「決死隊」まで組み、流血も厭わなかった。

その求心力が共産党嫌い。悪いのは共産主義者。企業活動を妨害し、妨害するだけでなく新聞企業を乗っ取って「読売新聞」を「人民新聞」だと公言して憚らない。その手段としているのがストだ。ストを言い出し、ストをさせるのが共産主義者であり、諸悪の根源が共産主義者だ――と信じている。

だから、事故、発禁、ストのうち、あらかじめ防げるのはストだとも確信している。事故は不可抗力の要素があるし、発禁はＧＨＱあるいは時の権力者の心情次第で予測不能の部分があるが、ストの場合は、そうではない。共産主義者の排除、ついでに同調者も排除しておけば、未然に、確実にストを防止することが可能になる。有無を言わさぬ合言葉となっている。

●共産主義は怖いか

レッド・パージの究極の課題は、なぜ対象が共産主義なのか、に尽きる。なぜ共産主義者だから解雇され、解雇されなかった人たちが心のうちで「当然だ」とつぶやき、あるいは「仕方がないな」と思ったのか。なぜ、「これは間違いだ」と思い、口に出そうとはしなかったのか。なかなか納得いくように説明ができない、そう思う人が多いように思える。

最初に思い浮かぶのは暴力革命の恐怖。流血、破壊、没落、悲惨のイメージがつきまとう。だが、フランス革命、アメリカ独立、イスラエル建国、いずれも武力による勝利が大きな決め手になっている。なぜ、共産革命だけが武力、さらに暴力が許されないのか。明治維新に至っては、テロ、謀略、騙し合い、裏切り、何でもありの抗争を重ね、最後には「勝てば官軍」の御旗を誇示している。

現実に日本の社会で、共産主義が暴力によって天下をとった史実はない。少なくとも明治権力が政権を奪取して以来、弾圧され、制圧され、蹴散らされてきたのは常に共産主義で、被害者として逼塞させられていた期間の方が長いことは、歴史の検証によっても明らかだ。それでも共産主義は怖いのか。

どうやら理屈では捉えられない。となると差別だ。絶対差別の存

在をつくり、自分は違うから大丈夫だと、心の安全地帯をつくりたがる。わたしは違うから食よこせ、職よこせ。これは市民権の屈折した主張であり、近くに市民権のない者がいて、自らの市民権が実感できる。つまり市民権なき存在が不可欠になってくる。

こう捉えると、市民権なき者が解雇されても当然であり、排除されても仕方のないことになる。長谷部手記の中でも「パージの対象になるほどのものなら、万一に処する覚悟はとうの昔に出来ていようから、その点はやむを得ない」と差別の一線を引いている。最初から線を引いて、あっちとこっちに分け、あっちとこっちでは受ける処遇がはなから違うことを想定している。

踏んでる足には踏まれている足の痛みが伝わらない。差別の問題での基本認識だが、踏んでる意識がないからといって許されるわけがない。踏んでる足に、踏まれている足の痛みを分からせる。そこからようやく「意識」の議論が始まる。意識して差別する非道が許されないと同時に、意識せずに差別している構造にこそ、放置できない問題があり、この視点からの検証が求められる。

●啄木の場合

歌人・石川啄木は大逆事件にふれ、意識を少し変えた。当時、朝日新聞で働いていた啄木は、いち早く事件を知った。幸徳秋水が検挙された１９１０年6月1日の翌日、東京地裁検事局から「本件の犯罪に関する一切の事の記事を差し止める」との達しがきたことを社内情報として耳にしたことによる。

報道管制とは只事ではない。ただ啄木も最初から批判の耳で聞いたわけではない。初めのころは「不逞のやからの不逞の計画」「常識を失ひたる狂暴の沙汰たり」との感性で受けとめていた。

だが、歌人仲間で『明星』の同人でもあった平出修が弁護団の一員となったことで意識がひらける。平出は、当時、弁護士になって6年目の32歳。社会思想にかかる正確な知識と識見を得たいと、与謝野寛の仲立ちも得て西洋事情に詳しい森鴎外のもとに通い、にわかながらも集中して勉強に励む。

そんな真摯を見て、啄木も真相真実に強い意識を持った。１９１1年1月3日の日記に「平出君と与謝野氏のところへ年始に廻って、それから社に行った。平出君の処で無政府主義者の特別裁判に関する内容を聞いた」と記している。

それから半月、1月18日には24人に死刑の判決があり、間もおかず24～25日に12人が処刑されたことに意識は昂った。幸徳秋水らの遺骸が火葬にふされた25日夜には平出を訪ねて秋水や管野スガの獄中書簡を借り出し、翌26日には再び平出を訪ね、裁判所の特別裁判記録を読み通している。

その昂ぶりを、

「社からかへるとすぐ、前夜の約を履んで平出君宅に行き、特別裁判一件書類をよんだ。七千枚十七冊、一冊の厚さ約二寸乃至三寸づゝ。十二時までかゝつて漸く初二冊とそれから管野すがの分だけ方々拾ひよみした。頭の中を底から掻き乱されたやうな気持で帰つた」

――と26日付の日記に記している。

さらには友人に宛てた書簡の中で、

「あの事件は少くとも二つの事件を一しよにしてあります。宮下太吉を首領とする管野、新村忠雄、古河力作の四人だけは明白に七十三条の罪（大逆罪）に当つてゐますが、自余の者の企ては、その性質に於て騒擾罪（大勢が集まって暴行、脅迫をし、公共の平穏を害する罪）であり、然もそれが意志の発動だけで予備行為に入つてゐないから、まだ犯罪を構成してゐないのです。さうしてこの両事件の間には何等正確なる連絡の証拠がないのです」

――と記し、官憲に対しては、

「日本の政府が其隷属する所の警察機関のあらゆる可能力を利用して、過去数年の間、彼等を監視し、拘束し、啻に其主義の宣伝乃至実行を防遏したのみでなく、時には其生活の方法にまで冷酷なる制限と迫害とを加へたに拘はらず、彼等の一人と雖も其主義を捨てた者は無かつた。主義を捨てなかつた許りでなく、却つて其覚悟を堅めて、遂に今度の様な兇暴なる計画を企て、それを半ばまで遂行するに至つた。今度の事件は、一面警察の成功で有ると共に、又一面、警察乃至法律といふ様なものゝ力は、如何に人間の思想的行為に対つて無能なもので有るかを語つているでは無いか。政府並に世の識者の先づ第一に考へねばならぬ問題は、蓋し此処に有るであらう」。

「さうして幸徳及び他の被告（有期刑に処せられた新田融、新村善兵衛の二人及び奥宮健之を除く）の罪案は、ただこの陳弁書の後ろの章に明白に書いてあるとおり、東京の一時占領を計画したというだけの事で、しかも単に話し合っただけ、一意思の発動にとどまって、未だ予備行為に入っていないから、厳正の裁判では無論無罪になる性質のものであったに拘らず、政府及びその命を受けたる裁判官は、極力以上相聯絡なき三箇の罪案を打って一丸となし、以って国内における無政府主義を一挙に撲滅する機会を作らんと努力し、しかして遂に無法にもそれに成功したのである」

――と断じている。

浮き出るのは啄木の真情。たとえ世情の作り出した偏見に毒されても、真相真実に迫ろうとの意識を起こせば、必ず良心の自由に立ち至って偏見から脱することが可能になる。啄木は大きな実践を遺してくれた。

ただ啄木も、この段階ではもう一つ線引きの魔界から抜け得ていない。実犯と冤罪の線引きといっていい。これは啄木に限らず、多くの研究者にも言えることで、宮下ら4人と秋水ら8人の間に言わず語りの線を引き、言葉を濁している。これはレッド・パージに際して、共産主義者と同調者と便乗で嵌められた者の扱いようにおいて見られるのと同じ魔界といえる。

4人は悪いのか、どの程度に悪いのか、大逆罪に問われて当然なのか。この答えを出す必要がある。歴史環境が厳しかった戦前・戦時中はともかく、大逆罪が廃されたいまは明快だろう。

大逆罪そのものが刑法の公平性を犯した悪条であり、ブリキ缶で爆発物もどきを作った程度では、仮に本当に作っていたとしても重い罪に問えるものではない。12人が12人、個々に個々の事情を持つとしても、国家権力による弾圧の被害者という一点においては同じ被害者にほかならない。同じ『明星』の歌人・与謝野晶子は

産屋なるわが枕辺に白く立つ大逆囚の十二の柩

――と悼んだ。

与謝野晶子も、平出修を通じ、管野スガが「晶子の歌集を読みたい」と願ったのに対し応じず、散文の中では「大ぎゃくざいを犯せし女」と突き放しているが、歌人の命を詠むにあたっては命に正対し直したのであろう。

●新聞労連の転回軸

反共労連として発足した新聞労連だが、１９５５年には「朝日新聞小原・梶谷両氏の復職闘争支援」を決定、57年６月７、８日の第９回大会（東京）では「レッド・パージ復職闘争支援」を決議するに至っている。

意識がだいぶ変わった。小原・梶谷裁判の場合は、共産主義者解雇の当否を直接問う形ではなく、便乗解雇に伴う不当労働行為を問う展開になったから、乗りやすい側面はあった。解雇直後に解雇を容認した中執決定にあっても、便乗には反対するとの保険をかけており、それが利いたことにもなる。

前後して総評も同年の第７回大会で「レッド・パージ復職闘争推進の件」を可決しており、労働運動の組織として喉元の棘をなんとか抜いたことは、先々を楽にした。

７・28から10年たった１９６０年、労連は10年史を編んだ。正面から「10年史」とは謳わず全１８９ページの簡素な仕立ての『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』となっているが、中身はひと皮剝けている。

反共労連として結成し、レッド・パージでは権力に加担した歴史的事実への正面からの総括はないが、全新聞を敵視し、解雇被害者を見捨てた視点は消えて、一連の経過、出来事を新聞単一の段階まで遡って客観的に見直す視点が生まれている。「諸先輩の体験と思い出」の節では聴涛克己、鈴木東民、牧野純夫の初代三役、さらにはレッド・パージさ中の全新聞委員長・松谷仙次郎の寄稿を掲げている。レッド・パージそのものについても、３ページながら見出しを立てて概略を記し、労連史として組み込んでいる。

10年とは、そういう年回りなのかもしれない。新聞界レッド・パージを初めて学術研究の視点で検証した同志社大の山本明の論考が発表され、作家の目による俯瞰論考（松本清張）が文春に掲載されたのも１９６０年だった。49人の仲間から組合員資格を奪って見捨てた毎日労組が、見捨てた仲間の代表２人を大会来賓に招いたのも１９６１年５月のことだった。

もとより、10年を機に、すべてが好転したわけではない。以後も総括は為されず、いまもって気配もない。しかし、実際の空気は変わり、労連においても、その後編纂された『新聞労働運動の歴史』さらに『続・新聞労働運動史』においても、「10年史」を基盤に据えて、少なくとも後退させない姿勢を堅持している。

その、半世紀に近い45年後の２０００年に編纂した『続』では最初の10年を「朝鮮戦争とレッド・パージの嵐の中で」の見出しでくくり、時代と正面から向き合う姿勢を打ち出している。

少し引用すると、

新聞労働者の全国産別組織は、戦後いち早く結成された新聞単

一（日本新聞通信放送労働組合・46年2月9日結成）と、その後身である全新聞（全日本新聞労働組合、48年7月29日結成、54年1月24日解散）がある。新聞労連はその後を受けて企業別組合の連合体として組織された。

振り返ってみると、戦後の焦土の中で新聞労働者は、新聞の侵略戦争協力への痛烈な反省から、新聞経営者たちの戦争責任の追及に立ち上がり、続々と労働組合を結成し、怒濤のように民主化闘争を遂行した。

この闘いは日本の戦後民主主義の確立に大きく貢献するとともに、日本の労働運動に先駆的な寄与をした。戦後間もない時期に、①他産業に先がけて企業内で労組結成を進め、②読売争議支援の中から産業別全国組織を作り、③さらにナショナルセンターとしての産別会議（全日本産業別労働組合会議。46年6月25日結成）の結成に貢献した（『新聞労働運動の歴史』）。

戦後最初の大争議となった「読売争議」「新聞ゼネスト」は米軍占領下の弾圧を受け、やがて産別からの脱退や新聞労働戦線の大きな分裂と「レッドパージ」（50年7月28日から共産党員と同調者、49社704人を新聞通信放送の職場から一斉に追放）の試練を経て、新聞労働者は再び新聞労連への産別結集を果たしたのである。

――といった具合だ。

まだまだ甘い。最初の節の最後にある「その後を受けて」は正確でなく、単一・全新聞の執行部を批判し、脱退しての分派結成だった経緯を隠している。だが、発足時の批判を蒸し返していないところに意味がある。本来、ここを正面から総括し、位置づけを明快にすべきだが、それは今後の課題になる。

次の節は、単一・全新聞の業績を正面から評価している。当時は脱退組も同じ組織内にいたのだから当然の評価ともいえるが、単一・全新聞の否定面ではなく、肯定面を取り込んでいるところに意味がある。

第三節は、端折り過ぎで、意味不明。正確かつ過不足なく書くには相応の総括が先になければならず、この時点での限界を浮き彫りにしている。したがって、この節をまるごと端折るわけにはいかなかったところに意味がある。

新聞労連が発足して、最初10年はたしかに「嵐の中」だった。朝鮮戦争の特需で日本経済全体は好況に転じたが、業種、地域でばらつきがあり、分配では経営に厚く労働に薄かった。

新聞業界でも各社競って、収益の大半を増ページ・増部数の拡大策に振り向けて過当競争に踏み込み、労働者への分配では逆に耐乏を強いた。増ページ・増部数によって日々、残業は増え、遂には戦後獲得した7時間労働制を8時間労働制に後退させられ、年齢・勤続・能力に基づく賃金体系から職務ごとの評定昇給を軸にした職務給型に改悪される単組が続出している。

主因は、労働組合の力が経営より格段弱かったことにある。単組を束ねる全国組織は、全新聞、新聞労連、独立単組と分立、一つの企業枠内でもこの分立があり、そのうえ多くの単組がレッド・パージを経る中でほとんど御用組合化していたから、強気の経営に押し

まくられた。毎日では、「経理賃金制」という組合員の生活ではなく会社の経理に見合った賃金を押し込まれている。

半面、こうなると、労働組合の本能が目覚める。職場の不満や要求を出し合い、職場交渉によって解決をはかると共に、執行部に上げてより広い連帯の中での実現をはかる。形の似た方針は共産党も出し、実際には政治闘争を絡めていて顰蹙をかっていたが、似て非なる本能といっていい。いえば労働組合に連帯する基本であり、全新聞だ、労連だと違いを問うことも競うこともない。

これには時間の力もあずかって大きかった。職場には年々新しい人材が入ってくる。増ページ・増部数の拡大策の下では一層新人が増えた。これら新人にとっては反共も容共もなく、レッド・パージも知らない。入社したとき、そこにあった労働組合が労働組合になる。おかしいと思うところはおかしいといい、変えればいい。これが案外、一番の転回軸になったのかもしれない。60年代が近づくにつれ、雰囲気は大きく違ってきていた。

前後するが、１９５４年1月24日に全新聞が解散している。レッド・パージから3年半余、息つく間もない弾圧と労働組合同士の足の引っ張り合いからがくんと組織人員を減らしながらも頑張り続け、最後は自然消滅のようなものだった。

年数にすれば5年強、単一時代を含めても8年弱、いえば10年に満たない「歴史」だったが、戦後労働運動では疾風怒濤の時期だった。総括した組合史があるかと探してみたが、国会図書館の検索では1件も現れない。あったはずの膨大な資料群も散逸したのだろうか。惜しまれる。

以来、新聞労働組合の全国組織は新聞労連が唯一となる。単組および個々の組合員からすると他に選択肢がないのだから、逆に、労連は無条件で門戸をあけ、排除の論理を働かせてはいけないことになる。

御用組合を理論づけた森恭三は、分裂（排除）の原理について、こんなふうに言っている。

労働組合運動においではスロー・バット・ステディ（緩慢ではあるが着実に）というのが僕の根本的考え方でした。それには日本国民が一丸となって戦争に反対することが必要で、そのためには足の速いものが突っ走ることは禁物で、足の遅いものに同調してもらいたい。これが僕のいわゆる〝護衛船団論〟だったのです。

しかし日本共産党では、日本における革命は間近いという見通しを持っていたようです。ソ連の冷戦政策もなかなか強気で、これが日本共産党に大きな影響を与えたと思われます。１９５０年1月のコミンフォルム機関紙が野坂参三氏の「平和革命論」を批判し、日本共産党がこの批判を受け入れたとき、日共の猪突猛進路線は決定的になったといえます。

僕の唱えた漸進路線（大衆路線）と、日共の急進路線（前衛主義）との理論闘争は、既に１９４６年以来、表面化していました。それに火をつけたのは新聞、放送の組合でしたが、我が国の労働運動全般にわたる論争となりました。しかし、新聞の組合の内部でそれが最も激烈に闘われた理由は、一、読売、毎日の組合がさっさと全国組織から脱退し、朝日が非常に困難な立場に置かれるにいたったこ

と。二、新聞の組合には編集、業務、印刷という全く性質の異なった職種が一本となって産業別組合を形成していること、すなわちそこに人民戦線の最も基本的な形態があったこと、がその原因です。

右のような情勢判断をめぐる見解の相違、それを背景とする理論闘争を除外しては新聞の組合における分裂の問題を理解することは到底できません。それは誠に苦い経験でありました。僕としては読売、毎日の組合をふくむ新聞戦線統一に一生懸命となり、それは新聞労連の結成（１９５０年６月）となって実を結んだのでしたが、その過程において産別会議（共産系）からの脱退（１９４８年）という大手術をやらねばなりませんでした。朝日における１９４８年の組合分裂も、要するに穏健と急進の路線対立が原因でした。

理屈としての筋は明快だ。漸進路線と急進路線があり、漸進路線を組織の主柱とするためには急進路線に退いてもらうしかなく、急進路線が退かないなら漸進路線が出るしかない。

その分岐点に置いたのが理論闘争のようだが、実際には不毛だった。主張のぶつけ合いで、論争、討論という場はほとんどなく、妥協の余地の全くない主導権争い、権力闘争だったことは歴史と共に実感してきた。

また、いかに排除、退場し合っても実態は変わらない。単一・全新聞の中にあった「漸進」と「急進」が、「漸進の抜けた単一・全新聞」と「急進を排除した新聞労連」になっただけで、新聞労働界の構造としては何ら変わっていない。内輪での線引きが外からも見える線引きに変わっただけ、ともいえる。

ただ外から見える形に分裂したことで外圧は違ってくる。経営や政治・行政権力にとっては格段に介入しやすくなった。これまた歴史と共に痛く実感している。さらに経営、あるいは権力は、漸進の抜けた単一・全新聞を何の気がねもなく叩けるようになった。漸進からの暗黙の協賛、ときには半公然の了解が得られたからだ。

一番の肝心は、分裂によって新聞労働者の生活と権利は向上したのか。これはもう、先の新聞労連の総括「嵐の中」が過不足なく検証している。森恭三の唱える御用組合論の柱・「企業の利潤追求に協力」は、分配の公平公正を前提にしており、おそらくは経営者性善説に立っている。現実の検証では経営側に性善の欠けらを見つけるのも難しい。

「嵐の中」の10年は毎日新聞でも悲惨だった。ちょうど同じ時期を、戦後下剋上の最後の果実を握った本田親男が社長・会長として君臨し、本田天皇とまで呼ばれる専横を揮い、その下で労務官僚となった山本光春が労務管理構造による経営基盤を築き、これに「企業の利潤追求に協力」を旨とする漸進路線の執行部がぴたり対応していた。

急進路線を排除したことによって、賃上げ、労働条件はじめ提案は全て原案通り決定されるようになったが、全て会社が決めた「企業利潤」の範囲を超えることはできず、職場から上がる不満や批判は「過大」あるいは急進路線の影響を受けたものとしてまともにとりあげられなかった。

さらに山本労政による職場監視は広範で微細にわたり、政治活動はもとより職場の互恵、文化活動に至るまで介入し、気に入らない

ものは反企業・左翼活動とみなして弾圧してきた。毎日新聞労働組合が、これら労使によるくびきから脱するまでに、安保闘争を経ての20年を要している。

そしてくびきから脱する原動力となったのは、やはり人の入替えだったかもしれない。過去を知らない目から見ると、漸進だ急進だのまえに、土台おかしいじゃないか、の感覚だ。加えて、そういう新人たちによる違和感に共感、あるいは刺激をうけた旧人たちの中から過去を見直す機運が湧き出てくる。旧人たちは経験とノウハウを持っているから、新人たちの感覚と融合すると土台を変える原動力となってくる。

大事なのは門戸の開放だ。いや、労働組合にあっては門戸を閉ざすこと自体が不可能だ。当のレッド・パージにおいて、朝日の第二組合（朝日労組）からも3人の解雇者が出た事例が明快に教えてくれる。3人は解雇の後、自ら共産党細胞であることを明かしているが、第二組合の結成にあたって、共産党員が加盟するなどあり得ないと思ったことが、あり得たことになる。

だが、その上にたって、門戸を開放するという意識が大事だ。排除、脱退によって解決するのは目先のほんのわずかであり、続く時間の経過の中で、排除したもの脱退したものと同質のものが復元してくる。排除、脱退にかけた膨大なエネルギーを思えば、全くの無駄と知れる。

逆に、門戸を閉ざす意識が働けば事態は大きく違ってくる。結果として閉ざせないと分かっても、悪影響は蔓延する。それが新聞労連結成までの歴史そのものであり、新聞労連の今日があるのも、門戸を閉ざしてこなかったが故と知れてくる。発端において、脱退し排除したがゆえに、二度と脱退し排除してはならないという意識が意識下に潜在し、門戸開放が維持されてきた。そんなふうに考える人たちが一人や二人でないと知れている。

●雑居の連帯

一人はみんなのために念仏し
みんなは一人のために念仏する
融通念仏宗

一人は全体のため
全体は一人のため
さる高校ラグビーの合宿で聞いた合言葉。「全体」とはチームあるいは同じ釜の飯の意と聞いた。

１９５２年５月３日、統一朝日新聞労働組合が発足した。１９４８年に４分５裂して以来３年半余。この間、マッカーサーが解任され、朝鮮半島では休戦会談が始まり、戦争責任者公職追放の解除があり、５日前の４月28日には講和（単独）と日米安保条約が発効し、２日前には『アカハタ』が復刊１号を発行し、皇居前広場では血のメーデー事件が起きていた。

くりかえしになるが、統一朝日労組の発足で特筆したいのは、合意事項の中に「小原・梶谷法廷闘争の支援継続」が書き込まれたことだ。全朝日（第三組合）のときに、一度は原告連名から退いたも

のの、仲間たちは実質支援を重ね、中労委での半勝利を経て、法廷闘争は小原・梶谷の2人に絞られる形となっていた。

これも、分断の連続だった。地裁仮処分申請で全員が却下されたあと、中労委では門前で25人が排除され、審問後さらに10人がはねられ、別途、東京地裁で起こした本訴でも、小原・梶谷を除く全員（35人）が和解に追い込まれた。和解といっても納得いく内容ではなく、生活状況からくる苦渋の撤退だった。

この結果、法廷に残ったのは７０４人中の小原・梶谷の2人だけとなったが孤立はせず、かえって闘争の全てが2人に集約することにもなった。だからといって、2人の意思がとび抜けて強固で、闘いを続ける余裕があったわけでもない。言えば、気がつけばそうなっていた。分断攻撃を浴びせられた結果というほかない。

中労委では解雇無効の命令を得たものの、長谷部経営の卑劣によって座席牢の劣境にあることは既に明かしたとおりだ。いっそ放棄してしまえば楽になる。何度そう思ったとしても、誰も否定しないだろう。労働組合が支援するということは、こういう全てを込めてのことになる。

半面、労働組合としても支援できたということは大きい。仮に解雇された７０４人の全員がそのまま退いていたとしたら、労働組合としての存在はあるのか。明らかな事例がすぐ近くにある。毎日新聞社労働組合だ。毎日の場合は解雇者が退いたのではなく労働組合が切り捨てたのだが、時を経て、解雇された49人の中の2人を大会の「来賓」として招くまでに10年を要している。

朝日では、中労委命令で帰ってきた小原・梶谷の2人を、職場の社会部は昨日の今日のように迎え、会社による座禅地獄の仕打ちを見て会社の本性を見抜いた。そこから隣接職場に広がり、7・28一周年の夕を共にし、年末カンパを重ね、統一にあたっては旧第二組合の同意を得て「支援継続」が新組合の方針の一つとなった。裏返すと、「支援継続」が分裂から統一への縁結びとなったと読むことも出来る。

と言って、手放しではない。解雇された被害者たちもみんながみんな仲良し倶楽部だったわけではない。解雇を受けて退職金等を得て退いた組、依願退職に切り替えてもらって退いた組、解雇を拒否し復権復職を要求した組、共産主義者でも同調者でもないと是正を求めた組。言反同の中でも結局会社の班をつくって雑居したことは既にあかしている。

運動においても、全て共感を得たわけでもない。闘争の矛先を会社、権力だけでなく、会社に加担した民同派にも向けたことで魔界にも入っている。

本稿では、組織同士の罵り合いの現場には触れずにきた。それは全く不毛であり、百害あって一利もないからだ。当時のビラの数々にその実態は生々しく残っているが、口汚く誹謗し合って読むに堪えない。その醜さが当時の多くの組合員を遠ざけてもいる。しかしそういう過誤や失態もあって、運動があった、闘いがあった。そしてそれは必ず克服されなければならないと反省される。

その上にたってなお代弁できるのは、一人ではなかったから闘えたし、一人一人の闘いがあったからこそ共感が結集した。そして闘うに闘えなかった多くの被害者の思いが重なる。

ひとには好き嫌いがあるし、許せること許せないことがある。そういうさまざまを含めて、共通する何かがあれば生きられる。一致し得ないとき、無理して一致することもない。ただ排除し合わなければよい。雑居のままでいい。そんな思いを抱かせる。

いまはないが、「朝日ＲＰの会」という緩い会があった。北野照日、小原正雄あたりが肝いりで、毎年、7・28あたりになると日比谷公園あたりに寄り合い、集いを楽しんだ。来るもの拒まず去る者追わず。２００９年に小原が亡くなり、梶谷さんの奥さんが高齢になり、なんとなくおしまい気分になって北野も亡くなった。だが解雇当時小さかった北野の息子にはいまも国会前のデモなどで行き合うことがあると聞く。

【注】

・聴涛克己の談＝『労連10年史』の中の「諸先輩の体験と思い出」の一篇から引用。

・啄木日記＝魚住昭の論考「幸徳秋水の死を受けて、石川啄木が綴った日記の『中身』」から引用。事実展開も同論考を主な参考にしている。論考は魚住昭著『大衆は神である』の中の一章。

・与謝野晶子＝松村由利子の論考「大逆事件に揺れた文学者たち」から引用。論考は『短歌研究』（２０２０年４月号）「ジャーナリスト与謝野晶子」所載。

・森恭三の分裂の原理＝『今西刊』１８８ページから引用。

・毎日労組の来賓＝１９６１年５月の第15回定期中央大会に、旧友として田中正三、雨宮礼三の２人が招かれ、メッセージを読んだ。当時、委員長・浅海一男は病気欠席のため近藤隆之輔副委員長らが迎え、交流を約した。しかし、この後も総括はなく、交流もこの時一回だけにとどまっている。

消息

田中　正三＝解雇時、大阪社会部。報反同で土井正興らと活動。

雨宮　礼三＝解雇時、大阪整理部、35歳。大阪府日中友好協会の創立から関わり事務局長、理事長歴任。上海・万国公墓に墓碑。

矢加部勝美＝解雇時、東京社会部、32歳。労農記者の蓄積を生かし労働評論家。東海大学教授。日本工業新聞で論説委員。１９８１年1月、清水一らと日本労働ペンクラブを設立し、代表。盛期、１５０人を超えた。２００２年4月には「個人情報保護法と人権擁護法案に対する特別声明」を出している。

田村　五郎＝解雇時、東京政治部。嶌信正と入社同期で、解雇後も嶌と『東急沿線新聞』を創立するなど協同している。

今泉　正浩＝解雇時、東京政治部。嶌らと同期。元支部執行委員。

牧野　純夫＝解雇時、東京経済部。元単一書記長。

小林　勇＝解雇時、東京欧米部、35歳。小林登美枝と結婚。

小林登美枝＝解雇時、毎日グラフ、34歳。旧姓・鷲沼

嶌　信正＝解雇時、東京政治部、37歳。

土井　正興＝解雇時、大阪販売、26歳。

三上　正良＝解雇時、東京政治部、36歳。

第四部　全体の到達点と人権救済活動

埋もれた被害者

●「心を掘る」から

三上正良の北海道・北見時代の動静を地元『北見市史』に遺した小池喜孝は１９４８年、東京・中野区の小学校教師をしているとき、公職追放に遭った。理由は「戦前に軍国主義を鼓舞し、戦後は労働組合運動に狂奔するなど無節操であり、教師に値しない」とされた。

なんでも理由になるものだ。もちろん口実であり、本当はレッド・パージにほかならない。当時、小池喜孝は中野区教員組合に所属し、上部団体の東京都教育労働組合本部中央執行委員で専従となり常時、書記局に詰めていた。おりから47年の2・1ゼネストでも闘争本部に詰めていた。

あとで知れたところでは、学校の保護者会の有力者たちが画策していたというから、周辺密告、あたらずとも遠からずと推測される。

公職追放になった教師を雇ってくれるところはない。親子４人で六畳一間の木造アパートに越し、校正アルバイトなどで食いつなぐ。それより辛かったのは「無節操」と刻印されたこと。口実と分ってはいても、確かに「疎開五訓」をつくって子供たちを軍国の子にし、また同じ子供たちに墨塗り教科書をつくらせた心の傷をさらに痛めた。「心を掘る」の一つだ。

公職追放は3年後の51年、講和に伴う特別措置で解除になったが、東京都は再採用を拒否してきた。理由は示されない。だが拒否は教職採用の現場に知れ渡り、復職の道は閉ざされたままとなり、諦めかけたところで、53年8月、ようやくつながったのが北の果てに近い北海道の道立北見北斗高校だった。

生徒たちには人気の教師になった。そして、どこからともなく噂が流れた。採用にあたり、組合活動はしない、クラス担任はもたない、主要科目はもたないの三禁誓約書を書いた。まことしやかの類だ。だが何年かにわたって教職員組合の役職には就かなかったし、担任をもたなかったし、教科は人文地理だった。誓約はともかく、なんらか制約を強いられた影を感じさせる。

●「レッドパージ」から

レッド・パージ30年にして、後輩記者の取材に「もう赤穂浪士どころの騒ぎではないんですね。世を忍び、名を偽って生きる以外になかった」と回想した小林登美枝の言葉が改めて思い返される。大仰に見えて、決して大仰ではない。

『梶谷編刊』でも、梶谷善久が解雇によって困窮化する個人の生活に新聞記者としての目を向けている。

村八分ということばは昔のことではなかった。レッド・パージを受けた者は、一切の報道機関から締め出された。もちろん普通の企業も就職の門をぴたりと閉ざした。親戚や友人からも疎外される始末だった。（中略）

新聞通信放送関係のパージ組は、解雇半年間は失業手当でなんとかしのいだが、やがて生活難がひしひしと各個人に迫った。グループをつくってコンブアメなどささやかな商品を持って、支援してくれそうな組合を回って行商したが、その収益は交通費を償うのがやっとであった。

何も売れずに、浅草橋から新橋までとぼとぼと歩いて帰ったこともあった。組合の集まりに出て不当解雇を説き、支援を訴えるのが主な目的だとみずから慰めていたが、その発言の機会さえも組合側から断られることが珍しくなかった。

ＮＨＫの被解雇者たちは、ラジオ受信機の修理からはじめて、やがて部品を仕入れて組み立て、市価よりも安い価格で販売する商売をはじめた。１９５３年に民間放送が発足してからは、そこへ嘱託などになって新しい生計の道を開くものもいた。

新聞記者だったものは翻訳や匿名原稿を書いたり、速記を引き受けたり、印刷工は町工場でアルバイトしたりした。書籍の訪問販売、洋裁や毛糸あみもの下請け、焼きいも屋、端切れ屋などさまざまの仕事に精を出した。

当時すでに花形ジャーナリストだった畑中政春は、夫人に築地魚市場への買出しを頼んで佃煮屋をはじめた。どれも〝士族の商法〟どころか、解雇者のせっぱつまった商売なので、成功した例は皆無だった。

職業安定所が失業保険金の支払いと就職のあっせんに当った。窓口の係員のなかには理解と同情を示す人もいないではなかったが、再就職先の世話は形式だけにとどまり、面会先の企業では例外なくただちに断わられた。

私個人の経験でいえば、法廷闘争中はいうまでもなく、朝日へ復帰してから数年たった後も、パージ該当者であることがわかって、雑誌の定期的な寄稿からはずされたり、ニュース解説の長期放送から突然おろされるなどのにがい目にたびたびあった。……私はパージ解雇の重い十字架を、30年にわたって背負いつづけてきたような気がする。

右の（中略）部分には、松本清張の『文藝春秋』寄稿部分の引用が入っている。その部分を再引用すると以下になる。

●「追放とレッド・パージ」から

レッド・パージの烙印を捺されて解雇された人間は、どの会社からも永久に閉め出された。

三菱電機に勤めていた当時の組合長は、レッド・パージにあって失業していろいろな職業を転々としたが、たまたま進駐軍関係の自動車運転手になろうと考えて応募した。

すると、虎ノ門にあるＣＩＣに呼び出され、行ってみると、「お

前が三菱に居たことは、ちゃんとこの通り写真ではっきりしている」と見せられ、びっくりした。これは、前に会社側が占領軍の仕事をしていて、従業員の顔写真を占領軍に撮らせていたためであった。

顔写真までは無いにしても、レッド・パージを受けて者は、前歴を隠して就職しても、それがバレると必ず解雇された。その失業の果てに自殺した人間もあるくらいである。

全逓の荏原電話局の支部にいた或る組合員は、他所の地区に応援に行って警官に捕まり、それが原因になってレッド・パージになった。その後、何度就職しても、パージの前歴がバレて解雇され、遂に29年の末、横浜で電車に飛び込み自殺した。まだ31歳だった。

こういう例は他にもある。東京都庁は現業を含めて１７０名のパージを行なったが、その中の江戸川区役所吏員の一人は、馘首されたのちニコヨンをやったり、地方紙の記者をやったりしていた。彼は33歳で、2人の家族持ちだったが、26年の末、荒川放水路に身を投じて自殺した。遺書は無かった。

都営の結核病院に勤めていた29歳になる看護婦は、組合の役員だったが、パージを受けてから個人経営の病院を転々とした。彼女は大きな病院に就職しようとしたが、そのたびに身許調査の結果、パージのことが分り、どこに行っても就職は出来なかった。27年の春、彼女は失意のまま郷里栃木県に帰る途中、列車の中で服毒自殺をした。

その他、レッド・パージで職場を追われ、新しい仕事にも就けず、懊悩と貧窮の末、気が狂い、精神病院に収容されている者は、東京都の場合でも4人はいる。

以上は東京中心だが、これを全国に求めると、同じようなことがもっと多い数に上るであろう。

経営者は、採用者に対して、それがアカであるかどうか厳しく身許調査している。日経連所属の各会社は、24、25年の退職者に対しては特に調査が厳密である。このためアミの目をくぐることが出来ないといわれている。

同じ被解雇者でも、新聞社関係の記者は筆が立つから、それを生かして活路を求めるので、まだいいほうである。一番悲惨なのは、手に職を持たない人たちだ。

また、逆に、パージになった人間を意識して傭う会社もある。これは、その経歴から組合運動対策に向けさせるためだ。戦前の共産党の転向組の大物の今日の在り方を見れば、それは納得できよう。

パージで追われた人間は、どこにも就職出来ないとなると、小さな商売をするか、ニコヨンになるしかない。貧苦と経済的な窮乏は、次第に彼らからイデオロギーを奪い取る。食うためには何でもしなければならなくなる。尖鋭な党員でも脱落する。こうなると、社会的にも経済的にも、また党からも見放されて、気の弱い者は性格破産者となるのだ。

また、党自体も当時コミンフォルムから批判されて、例の所感派と国際派とに分裂していたから、そのどちらかに立っていた下部党員は、その立場によってはおっぽり出された。

共産主義運動という精神的な支柱が彼らの苦しい生活をなんとが保たせているのだから、これを失うことは、彼らを破滅に陥れることになる。さらに、他のページ組でも、貧窮との戦いに敗れ、良心的な生き方に耐えきれなくなってしまう。そのため、嘗ての組合運動の闘士が、詐欺をやったり、暴力団に入ったり、横領して逃げたりした例もある。レッド・パージの与えた影響は、今日でも悲惨に生きているのである。

【注】

・「心を掘る」＝小池喜孝は、教職のかたわら、土地に埋め込まれた歴史に目を向けた。差別された先住民、あるいは移住者の中にも足尾鉱毒事件の被害者や秩父事件の逃亡者ら重い過去をもった人たちがいて、さらには過酷な囚人労働の犠牲者もいた。関心を深め、広め、北見を拠点に民衆史掘起こし運動を起こした。

晩年、半生を語る心境になり、『北海道新聞』の聞き語りに応じ「心を掘る」（連載18回）となった。２００２年、85歳のときで、２年後87歳で亡くなった。本稿は主として「心を掘る」に拠る。

・墨塗り教科書＝戦後、新しい教科書が間に合わず、戦前の教科書を卒業生、進級生からそれぞれが譲り受ける形で使った。しかし軍国主義部分が多々あり、文部省の指定のもと、不当部分に墨を塗り、あるいは鋏で切断し捨てた。実際には、教室で、教師の指示によって生徒自身が墨を塗り鋏を入れた。

・ニコヨン＝日雇い労働者。寄せ場といわれた斡旋場で1日限りの仕事に応募して日当を得る極めて不安定な労働者。日当が２４０円だったことからニコヨンと呼ばれた。

全国連絡センターに結集

「レッド・パージ反対全国連絡センター」は、「はじめに」で触れたように、２００２年11月3日、主催した「レッド・パージ50周年集会」の成功を機に結成された。

以来、一貫してレッド・パージ被害の掘起こしと被害者の救済の運動に全力であたっている。機関紙『レッド・パージ反対運動全国情報』は、被害者、支援者ともども、ときに孤立しがちな同志の結節機能となって活躍している。

内なる課題は高齢化。いま、センターに結集している被害者はみな90歳を超え、年々減って、既に１００人をきっている。センター自体の執行体制も同様で一時は、創立以来の代表委員や事務局長が相次ぎ亡くなって非常の転機を迎えたこともある。世代をつなぎ、成果と課題の引継ぎが大事となっている。

同時に、課題は現代に直結しているとの強い認識も共有している。レッド・パージ問題の解決は、基本的人権の確立を確かなものとし、いまなお続く職場における思想差別、人権侵害攻撃の根絶に結びつき、労働組合運動の階級的強化にも貢献する、そう考えている。

加えて、２００９年3月27日、兵庫県・神戸在住のレッド・パージ被害者3人を原告として起こした「レッド・パージ国賠請求訴訟（国家賠償法による救済）」は新たな展開を切り開いた。訴訟そのものは神戸地裁―大阪高裁―最高裁と敗訴になったが、この

過程で積み上げた裁判記録は国民共有の公的記録となって今後の裁判闘争ならびに被害者救済運動の大きな礎となっている。

注目は、レッド・パージで果たした国の責任を直接問うていること。本件以前の裁判では解雇の不法・不当を衝いて解雇の無効を訴える形だったが、本件はこれを超え、国が憲法違反の解雇を主導し、この結果、解雇そのものによる被害にとどまらず、再就職の阻害、家族の被害にまで及んでいる実態を明らかにし、国家賠償法による救済（賠償）を求めている。

少なくとも、１９５０年９月５日の閣議決定後のレッド・パージ解雇は争う余地なく国家意思によるものであり、責任は明らかだ。敗訴にはなったが、大阪高裁の判決には「講和条約発効後に日本政府が救済すべき作為義務が発生するのは、日本政府が実質的にレッド・パージを主導し、連合国最高司令官の強大な権限を利用したような場合に限られる」との一条があり、本質を衝かれたことを認めている。

同じ占領下、軍国主義者らを追放したいわゆる「公職追放」は、講和条約発効後、「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」の制定によって一切の「公職追放」が解除され、「救済」された。この視点からは国家の不作為、政府、国会の怠慢、背信が糾弾される。

同じ視点からは、特別法制定による救済を求める国会請願行動や国および企業等に対する人権救済申立運動が注目される。日弁連（日本弁護士連合会）及び各地弁護士会も、政府および関係企業に対し、「人権救済措置を講じるよう求める」勧告を文書を以て行い、立場を明らかにしている。

理不尽の壁は厚く、道は各所で阻まれ、崩されているが、展望は常に開かれている。この全てに目配りし、手配りしているのが「レッド・パージ反対全国連絡センター」である。運動の到達点と課題を鈴木章治・事務局長に提起していただいた。

レッド・パージ反対運動の到達点と今後の課題

鈴木　章治　レッド・パージ反対全国連絡センター事務局長

１．直後の解雇撤回・復職を求めるたたかい

①困難を極めた復職闘争

当時、ＧＨＱ・日本政府の労働政策右傾化の下で全労連は解散させられ、前後して結成された総評は「われわれは日本共産党の組合支配と暴力革命的方針を排除し、労働階級の永き要望に応え、自由にして民主的なる労働組合に依って労働戦線統一の巨大たる礎をすえたのである」と宣言し、レッド・パージにたいする態度は、「民主主義の社会秩序を打ち立てようとする日本に於ては、暴力による破壊行為及びこれを準備する行為は許されない。したがってこれらに該当する者は何人たるを問わず。処分の対象とされることは止むを得ない」（１９５０年９月評議会決定「共産党員および同調者にたいする態度」）として、被パージ者を見殺しにするものであった。

そうした中で、組合員資格を奪われた被害者は、独目に馘首反対同盟を組織して裁判、および労働委員会へ解雇無効を訴えたが、結果は一部をのぞき敗訴となった。（１９５８年時点で15産別などで70訴訟）

最高裁大法廷は、マッカーサー書簡の法的効力について、１９５２年の共同通信にかかる決定で、「日本のすべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」と判示、「超憲法的」な指令だとしている。また１９６０年の中外製薬事件では、同書簡の指令が「『その他重要産業』をも含めてなされたものである」と判示し、原告の訴えを棄却している。

この背景にはＧＨＱの圧力があった。五鬼上堅磐（ごきじょうかきわ）最高裁事務総長（のちに最高裁判事）がＧＨＱからの指示を語っている。「ＧＨＱから『この種の訴えは全て請求棄却。パージは有効とする判決を言渡すべきである』との指示を受けて、事務総局の総力あげて全国の裁判所を行脚した。明らかな裁判干渉である」。（毎日新聞１９７０・12・21）

共同と中外の二つの事件の大法廷裁判長は、当時の田中耕太郎長官。ＧＨＱのホイットニー民政局長との会談で、レッド・パージを民間に拡大するにあたって新たにマッカーサー書簡を出して欲しいと要請したが断られ、持論に合わせた「解釈指示」なる造語をして不当な最高裁決定に導いている。この最高裁決定が今もレッド・パージ反対闘争の大きな障害となっている。

②不当解雇反対同盟全国連絡会（12産別＝後に協議会）結成と全国集会の開催

❶「復職闘争」に総評など労働組合の支援が始まる。

ＧＨＱ・日本政府に育成され、産別会議から脱退した「民同派」によって結成された総評は、その後ＧＨＱの意図に反し「ニワトリの卵からアヒルがかえった」と称されるように、軍事基地提供反対、再軍備反対の方針を掲げ、第７回大会（１９５６）でレッド・パージ解雇反対闘争の支援を決めた。

翌年に総評後援で初めて不当解雇反対全国集会を開催、以降毎年春闘時に開催してきた。

不当解雇反対同盟は、事務所を構え、全国ニュース（後に解雇反対通信）を毎月発行し、たたかいの交流を図ってきた。

第８回全国集会（１９６４年５月）後の被害者組織の状況は把握されていないが、この年の７月に開催された第26回総評定期大会では、レッド・パージ被害者の復権・復職闘争支援に関する決議がなされ、全国連絡会は参加同盟組織に、この決議に基づいて運動を広げるよう求めた。

一方、レッド・パージ裁判は、１９８４年７月４日の電産九州事件にかかる最高裁棄却まで続けられたが、支援していた総評加盟産別でも「レッド・パージ50周年」を境に集会等を主催することが少なくなってきた。

❷同盟系労組のレッド・パージ被害者は、労組からの支援は得られなかったが、電産のパージ被害者は、東北、関東、九州で約６４０名が裁判に訴え、不当解雇反対同盟に加わり、たたかってきた。最高裁棄却の以降も、被害者と家族を中心に継続した集まりで「怒り」「励まし合い」を共有している。例えば電産〇〇８・

26会などがそれだが、現実には内向きの共有に止まり、外に向けて広がるたたかい組織には発展しえなかった。

2．新たな全国組織「レッド・パージ反対全国連絡センター」の結成

①「レッド・パージ50周年のつどい」の成功

２０００年5月、全逓、都職労、都教組、電産、群馬教祖、全逓福岡、全農林、貝自動車、横浜市従、千葉県職労の各所属だった被害者10氏の呼びかけで「レッド・パージ50周年のつどい」が開催され成功した。

この「つどい」を契機に、翌年の「アカハタまつり」などで全国交流の機会を積み重ね、２００２年10月、「レッド・パージ反対全国連絡センター」の結成になった。「名誉回復・謝罪」「国家賠償」を要求として掲げ、その実現を目的としている。

②しかし、組織対象が被害者中心であったことから選出された代表委員、事務局長が相次いで逝去するなどアクシデントがあり、組織的活動は一時停滞のやむなきに至った。

③全国の被害者の要望と期待を受けて、２００５年5月30日、第2回（再開）総会を開催し、「全国連絡センター」としての活動を再開した。運動の基本を「名誉回復」「国家賠償」に据え、

❶名誉回復と国家賠償を求める特別法制定を求める請願署名運動・国会請願行動の開始

❷日本弁護士連合会はじめ各地の弁護士会に、人権救済申立てする取り組みの開始

❸事務局体制の確立

❹ニュースの発行　――などとした。

3．運動の到達点

①運動の拠点となるセンター事務所の設立は運動の前進に大きく寄与した。

②新しい峰を築いた国会請願署名運動と請願行動＝国会請願行動は２００６年から取組み始めた。毎年3万筆を目標に、これまでの署名は約30万筆に達した。請願の紹介議員も共産党議員以外に立憲民主など6議員の承諾を得ている。

③この間、全労連など日本の各分野のナショナルセンターを実行委員会とする「60周年のつどい」「65周年のつどい」に取り組んだ。被害者の呼びかけによった従来の「つどい」とは異なる実行委員会形式で、両「つどい」とも内容を『記念誌』にまとめ、広く配布して普及に努めた。各２０００部以上に達しているが、まだ広がりは限定的といえる。

④人権救済申立運動の前進＝２００８年、日弁連が兵庫県在住の3人の被害者の人権救済申立てに応えて政府への救済勧告を出した。これによって、レッド・パージが政府による戦後最大の人権侵害であることを社会的に明らかにした。

日弁連は、続いて２０１０年にも「全ての被害者の救済を求める」と明記して2度目の勧告をおこなった。この間、センターとして、日弁連はじめ各地弁護士会に向け何度かの要請行動を行っている。

この結果、救済勧告は、日弁連はじめ13弁護士会によって政府と関係企業に対し行われた。直近の埼玉弁護士会の場合は弁護士会の措置としては最も強い警告で救済を求めている（２０１８年3月16日）。

⑤国連人権委員会に要請＝国際人権活動日本委員会に加盟し、２００２年の要請団に被害者がジュネーブの国連人権委員会（当時、現在は理事会）で訴えた。以降同委員会が取り組む日本政府の遅れた人権問題への告発・改善させる問題の一つとして取り組んでいる。

⑥レッド・パージ国賠訴訟＝２００８年、兵庫県在住の3人は、日弁連による勧告を励みに、名誉回復と損害賠償を求めて神戸地裁に提訴した。この訴訟はレッド・パージ被害者の国賠訴訟としては初めてになる。

原告側は、中外製薬事件で示した最高裁の「解釈指示」は、最高裁が勝手に判断したことだと新たな証拠を示して憲法判断を求めて争った。しかし、最高裁は、大法廷決定後の新たな事実関係を一切認めず、審理もせず棄却した。

この結果、国賠訴訟は、神戸の一審敗訴、大阪高裁控訴棄却、最高裁上告棄却、さらに再審3度の棄却と続き、大阪高裁での再審申立も棄却され、司法の場での解決の途は閉ざされた。

日弁連は、あまりにも酷い判決を批判し、判決の如何にかかわらず政府にたいして、改めて勧告の趣旨を踏まえた被害回復の措置をとるよう求める、会長談話を出している。これは3度目の救済勧告と言っても過言ではない。

⑦レッド・パージ反対組織の拡大＝２０１０年４月には北海道、２０１２年4月には大阪・埼玉で全国連絡センターに結集する新たなレッド・パージ反対組織が結成された。共通するのは被害者を包む支援の広がりの中で結成されたことだ。

また、東京、神奈川では被害者の数に倍する支援者が会員になっている。これは運動を進めるうえで大きな特徴である。熊本、長崎、福岡、山口、島根、京都、岡山、千葉、岩手、宮城などでは被害者中心に止まっていて、事実上、開店休業の状態にあることから、東京・神奈川の例は今後のありかたを示唆している。

レッド・パージ被害者は既に90歳代以上に入っていて、高齢化が一段と進んでいる。当事者を中心とする組織の限界とも言え、今後の運動前進には、被害者をつつみ込むと同時に、仮に被害者がゼロになっても運動を継続させる事が可能となるか否かが喫緊の課題となっている。

⑧『全国情報』の発行＝機関紙『全国情報』は２０１０年2月の創刊以来、これまでに50号を重ねた。互いに紙面を通じて交流し、激励し合うことで運動に大きく寄与している。

⑨レッド・パージを日本政府および企業経営者に示唆したアメリカへの謝罪申し入れ＝総会でアメリカの責任を問う決議を行い、アメリカ大使館に謝罪を申入れた。大使館側は、当初、警備員による対応だったが、２０１０年12月23日、初めて館内での書記官対応になった。２０１１年1月には、本国のオバマ大統領にも報告された。

さらに、２０１２年2月9日には2回目の館内での書記官対応

があり、また、同年４月にはアメリカ公使主催の「２０１１年度人権賞受賞レセプション」が開かれ、レセプションに招かれたレッド・パージ反対運動の支援組織である国際人権活動日本委員会のメンバーからレッド・パージ問題の貴重な情報を提供した。

⑩記録映画「レッド・パージ（仮題）」の製作＝レッド・パージとは何だったのか、その背景、被害者の状況などを記録映画として残し、次世代への継承を図ろうとの企画だ。

この製作を可能とするために、いま製作費賛同金の募金運動を進めている。当初は２０２０年秋を完成目途としたが、コロナ感染拡大防止から撮影が遅れている。現時点では今夏完成を予定し、併せてＤＶＤ化による普及、さらには大小規模の上映運動を計画している。

⑪レッド・パージ70年の今もなお、思想の自由、言論の自由への露骨な介入、人間の尊厳を奪う政治が進められている中、各界・各分野からの有識者が賛同する「レッド・パージ問題の解決は、人間尊厳をまもる政治へ一里塚です」とするアピールをひろく国民に呼びかけている。

【注】

・レッド・パージ反対全国連絡センター＝東京都北区滝野川３の３の１ユニオンコーポ４０２（〒１１４・００２３）産別会議記念・労働図書資料室気付。ＴＥＬ＆ＦＡＸ０３・３５７６・３７５５。月曜、水曜、木曜の午後１時から５時、在室。repa.zenkoku@gmail.com

到達点と人権救済活動

このセンター運動に常に寄り添い、助言と励ましを重ねているのが、本稿冊子でもたびたび引用の明神勲・北海道教育大学名誉教授だ。センターを軸にした運動の到達点と救済の方向づけに視座を開き、神戸訴訟においても証拠となる資料、論拠を多数提供し、証言にも立っている。

教授のお許しを得て、センターの催した60周年の集い、65週年の集いに寄せられた記念講演および集い記念誌への特別寄稿の中からレッド・パージ被害の実態と救済の課題に集中した部分を次に引用させていただく。

戦後史の汚点　レッド・パージ
名誉回復・補償の必要性と意義を問う

明神　勲（北海道教育大学名誉教授）

〈四つの「負の遺産」〉

レッド・パージというのが戦後史において最大の思想・政治弾圧事件であり、人権侵害事件であったということ、そして、これが今なお、清算されていない戦後史の汚点であることについては、多くの方が指摘されている通りでございます。

私はこのレッド・パージというものが、その後の歴史に残した四つの「負の遺産」があるというふうに考えております。第一の

負の遺産は、多数の犠牲者に与えた深刻な被害という問題であります。これについては私は、被害の規模の問題、被害の継続性の問題、その内容の重大性という三点から考えております。

被害の大規模性ということでいいますと、これは3万人から4万人の労働者が一斉に解雇されたということでございます。このように3万人、4万人も一斉に解雇されるのは戦後史に未曾有のことでございます。かつ、それにとどまらず、レッド・パージは解雇された者だけではなくて、その家族にも多大な被害を与えます。その点でレッド・パージの犠牲者というのは、非常に大量であるという特徴が一つです。

そして第二に、これも非常に重要なことでありますけれども、深刻な被害が生涯にわたって継続する、被害の継続性という問題です。それはなぜかというと、レッド・パージというのは単なる解雇ではなくて、社会の危険分子であるとか、生産阻害者であるとか、あるいは政府機構の破壊者であるという非常に強烈なマイナスの烙印、レッテルを押されての追放であり、かつ犯罪者、前科者としての扱いを受けての追放であったわけです。

例えば、これは神戸の例でいいますと、川崎製鉄のレッド・パージで54名が追放されましたけれど、このときの「神戸新聞」の見出しは、「五十四名に引導渡」というものでした。「五十四名に引導　川崎製鉄の赤追放通告」という見出しになっております。当時のレッド・パージに関する新聞報道を見ますと、ほとんどこれに類する報道がなされております。したがいまして、この被害をなくすためには名誉回復以外にないんです。名誉回復がなされていない限り生涯にわたり汚名はついてまわる、現在もこの被害は続いているという問題でございます。

そして第三に、非常に大規模の人数が長期間被害を受ける、かつその被害が非常に深刻な内容であるという問題がございます。レッド・パージは、人権中の人権といわれる「思想・良心の自由」、ある人はこれを「人間のしるし」と呼んでおりますけれども、その「人間のしるし」を真っ向から蹂躙する野蛮な行為であります。例えていうとそれは、人間の精神に対する死刑に相当する重大な人権蹂躙であります。

さらにレッド・パージは数万人の労働者とその家族から職場を奪い、生活を破壊し、経済的、精神的に塗炭の苦しみを与えました。レッド・パージは多くの労働者の人生を狂わせ、平穏な生活と幸せを奪います。また、レッド・パージされた人たちの多くは当時、青年であります。彼らは二度と帰らぬ青春を、同時にこのレッド・パージによって奪われたのであります。そういう意味でレッド・パージの被害の重大性ということが、お分かりいただけるかと思います。

レッド・パージが残した第二の負の遺産は、反共主義的な意識の再編・強化という問題です。戦前は治安維持法体制下による反共意識というものが非常に強くありましたけれども、戦後の民主化の過程でそういう反共意識というものが薄れていく中で、新たに今度はアメリカ型の反共意識というものが植えつけられ、再編・強化されたということです。

戦前の反共主義というのは、これは民主主義を唱えることその

ものが犯罪ですよね。しかしアメリカ型の反共主義は、民主主義の名において共産主義を非難します。つまり、共産主義はファシズムと同じく民主主義の敵、民主主義の破壊者であると。いわゆる「左右の全体主義」という、そういう攻撃であります。このことによって、戦後の民主化によって薄れかけていた反共主義というのは、新たに再編・強化され、その後の日本の歴史に非常に大きなマイナスの影響を与えることになります。

そして第三の負の遺産、これは日本の社会の進路にも密接にかかわる労働組合運動、労働運動の進路を変えたということです。レッド・パージを大きな契機として労働運動の指導権は戦闘的な産別路線から反共・労使協調を主義とする民同路線へ転換いたします。その結果、労働組合の弱体化と労働組合運動の変質がこれによってもたらされ、職場の権利と民主主義が切り縮められることになりました。

他方でこのレッド・パージを契機に経営者，資本の職場支配というものが確立いたします。これは戦後の労使関係の歴史を研究している研究者によると、まさにレッド・パージがそういう転機であったというふうに指摘をしております。現在における職場における経営者のファッショ的な支配の起点というのは、まさにこのレッド・パージに求めることができます。

このような過程を通じて、じつはこれがレッド・パージの直接的な目的でありましたけれども、憲法から安保体制への日本の進路の転換という方向をたどることになります。レッド・パージというのはまさに、日本の進路を変える転轍手（てんてつしゅ）でありました。

「転轍」というのは、これは国鉄で昔、転轍機というのがございましたが、ポイントと呼びますけれども、列車の進行方向を変えるというものです。日本社会の進路について、そういう役割をレッド・パージが果たしました。これが第四の負の遺産です。

このようにレッド・パージによって追放されたのは、数万人の労働者だけではなくて、レッド・パージによって労働組合の戦闘性を追放する、職場における人権と民主主義を追放する、そして憲法のもとで開花しようとした戦後民主主義、その可能性を持つ五放・排除するという、そういう役割を果たしたわけです。その意味でいうとレッド・パージというのはまさに、日本の「民族的悲劇」であったといっても過言ではなかろうと思います。

さらに大事なことは、今述べた四つの負の遺産というのは、じつはその後、精算されることなく現在に引き継いでいる未決の課題であるということです。

（略）

〈レッド・パージ犠牲者の名誉回復の今日的意味

「沈黙の50年、絶望の50年」と日弁連勧告〉

次にレッド・パージの犠牲者の名誉回復、補償を求める意味というもの、これをどのように考えるかというところに話題を移させていただきます。

今日ここに、神戸の大橋さんが参加されておりますけれど、神戸地裁の原告の一人である大橋さんは、地裁に提出した陳述書の中で、自分が60年前に解雇され名誉回復にいたるまでの50年間

を、「沈黙の50年、絶望の50年」と表現されております。その無念さというのは、これはレッド・パージ被害者の共通の思いであろうというふうに私は思います。

ポツダム宣言において永久に除去するとされた軍国主義者、超国家主義者の公職追放というのは、6年も経ずして解除されました。彼らはその後、大手を振って政界、財界、官界を闊歩したのであります。

それに対してレッド・パージ犠牲者、彼らはまさにポツダム宣言が示した民主主義、人権、平和という課題、戦後という時代のテーマに真正面から向き合い、情熱的にそれを推進しようとした、まさに「戦後日本民主化の良き息子、良き娘たち」であったのではないでしょうか。一方で、あの戦争に責任を負うべき超国家主義者・軍国主義者の追放が解除され、レッド・パージ被害者が60年にわたって解放されない歴史の不公正、不正義を許すことはできないと思います。

このような中で、２００８年の日弁連の勧告、それに続き各弁護士会の勧告というのは、これは名誉回復の運動にとつて歴史的、画期的な意味を持っているだろうというふうに思います。これについて昨年の総会における講演において、橋本敦先生は日弁連勧告の印象を問われた大橋さんが、「まさに絶望の50何年目で天の岩戸が開いたようだ」と語ったことを紹介されております。

橋本先生はそれに続けて「いまこそ天の岩戸が開かれた」と述べられています。この天の岩戸というのはじつは、先ほど述べた最高裁の１９６０年決定によって、レッド・パージ被害の救済という請求、運動に対して天の岩戸が閉められシャットアウトする体制が敷かれたんです。それが今回、日弁連の勧告によって開かれた、そして暗黒と絶望の歴史を変えるときが来た、希望にわく思いですというふうに橋本先生は昨年の講演で述べられています。まさにその通りであるというふうに思います。

また、レッド・パージの名誉回復というものは、もちろん当事者にとって必要なことでありますけれども、同時にその実現というものは、日本の人権、民主主義の前進、確にとって、非常に重要な意義を持っております。そういう意味で一刻も早くこの名誉回復、補償の実現が求められると思います。

「レッド・パージは現代的な人権課題」（日弁連）―職場に民主主義と人権を

そして第二にレッド・パージの問題を問う意義は、日弁連の勧告が非常に適切な指摘をしておりますけれど、反共主義の克服と職場に人権と民主主義をという問題と密接な関連をもっているということです。

日弁連の勧告は「これは過去の問題ではなく、現代的な人権課題である」というふうに指摘をしております。ここにおける闘いについて、かつて日本共産党の当時委員長の宮本顕治さんがこのように述べています。「このようなたたかいは、戦前の暗黒時代の、日本共産党員を『非国民』『国賊』としてみていた環境での困難な闘争に匹敵するものとあえてのべたいとおもいます」と。これは治安維持法の最大の犠牲者でありその当事者の言であるという

点からしてこの指摘は重いと思います。

四つの「負の遺産」を克服する「転轍手」に

レッド・パージ被害者の名誉回復というのは、その運動とその結果を通じて職場に人権と民主主義の促進者として役割を期待されていると思います。つまり、レッド・パージの問題というのは、60年前にレッド・パージによって奪われたさまざまな価値のあるものを回復し復権させる、そういう意義をもっている闘いだと思います。

たとえば、日本社会の進路ということでいうと、レッド・パージというのは60年前に憲法体制から安保体制への転轍手の役割を呆たした。今度は逆にですね、レッド・パージの名誉回復・損害賠償を実現し、職場における人権と民主主義を前進、拡大させることを通じて、現在の安保・憲法体制から日本の社会の地図を憲法体制に変える、そういう役割をこの名誉回復の運動というのはもっているし、我々はそういう希望をもってこの運動を進めなければいけないんじゃないかと考えます。

大きな展望を掲げ、広範な戦線での共同を

レッド・パージの名誉回復と損害賠償を求める運動は、四つの「負の遺産」の清算をめざし、憲法・安保体制から憲法体制への転轍手としての役割を呆たし、大江健三郎の言葉を借りると「ディーセント」な日本社会を目指す、そういうことを展望しつつ、この運動を進めるべきだと思います。

そのためには、それはこの集会にもそれは実現されておりますけれど、広範な戦線の共同・連帯というものが必要だと思います。例えば、治安維持法とレッド・パージというのは、これはまさに「双子の兄弟」でございます。

治安維持法というのはいわば戦前のレッド・パージというべきものであり、戦後のレッド・パージは戦前の治安維持法の復元です。ですから、治安維持法との関係、あるいは「第二のレッド・パージ」ともいうべき「ＪＲ差別採用」の闘いとのいっそうの連帯を求めなければなりません。さらに現在も大きな問題となっている大企業における思想差別の問題、東京都を中心とする「日の丸、君が代」をめぐる問題、これら「思想・良心の自由」を懸命に擁護しようとする運動というのはたくさんあります。

困難な状況のなかで勇気をもって人間としてまっとうに生きることを掲げ闘っている沢山の人たちや団体との連帯はもちろん、その他、民主主義擁護の問題、あるいは貧困・格差の解消の運動との共同も大切です。

また、現在、高校生、大学生は就職難で苦しんでいますが、職を得れないという苦しみはレッド・パージ犠牲者の思いと共通するものであるというふうに私は思います。ですから我われは、その戦線をここまで広げて考える、そのことによって名誉回復を勝ち取るという、必要があるというふうに考えております。大きな展望と高い目標を掲げ、広範な共同と連帯の力で、犠牲者の名誉回復の運動を推進しましょう。

最後になりましたが、インドの有名な詩人タゴールは次のよう

に述べております。「人間の歴史は虐げられた者の勝利を忍耐強く待っている」と。レッド・パージの名誉回復を実現することによって、このタゴールの言葉が真実であったことを一日も早く確証できることを願いまして、本日の私の講演を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【注】

・記念講演＝２０１０年12月11日、東京・全理連ビルの会場で開かれた「戦後最大の人権侵害　レッド・パージ60周年記念のつどい」（同実行委員会主催）での記念講演。レッド・パージの全体像におよぶ篤い講演となったが、主題となる「名誉回復・補償」にかかる部分に集中して再録した。会場には２５０人を超える参加者があり、次の世代に引き継ぐ契機も得られた。

運動のさらなる到達点をめざして

明神　勲（北海道教育大学名誉教授）

レッド・パージ犠牲者の名誉回復と補償の訴えが多くの人びとの心に届くには、それがたんに過ぎ去った過去の出来事ではなく今日と明日の問題であり、当事者である犠牲者たちだけの問題ではなく、わたしに、そしてあなたにかかわる問題であることを理解してもらうことが必要である。

そのためには、どのような内容のメッセージを、どのような方法でつたえればよいのだろうか― レッド・パージ運動が「独唱」に終わらず「合唱隊」を得ることにわれわれが成功ができるかどうかの中心点はここにある。

（略）

人びとの共感や支援を得るには、レッド・パージ運動の今日的な意味と未来の可能性についての明確でポジティブ（積極的）なメッセージを運動の前面に掲げることではないだろうか。それをもっとも短い言葉で表現するなら「人間の尊厳の確立」ということであり、さらに一言くわえることが許されるなら「デイーセント・ワークの実現を通じて人間の尊厳の確立」ということではないか。レッド・パージ犠牲者の名誉回復運動は、自らの名誉回復・復権の実現を通じて日本国憲法の名誉回復をはかり、「人間らしい労働（デイーセント・ワーク）」の実現を通じて人間的で「個の尊厳」が尊重される豊かな社会を次の世代に手渡すという射程をもった壮大な歴史的事業である。つまり、明日のために人権と民主主義の泉を掘り、平和の本を植え、日本国憲法の輝く豊かな森を育て未来世代に手渡すという高貴な営みがある。このことにわれわれは誇りと確信をもつことができる。

（略）

〈レッド・パージの特性をいかした共同で「合唱隊」を〉

共産主義者あるいはその支持者であるというだけの理由で数万人の労働者を職場から追放し社会から排除したレッド・パージは、憲法第19条「思想・良心の自由」をふみにじった戦後最大の思想弾圧事件であり、また職場から追放することによって、多く

の労働者から憲法第27条が保障した「勤労の権利」を奪い（勤労は、生活の手段であり同時に人間としての自尊心・誇り＝「個人の尊厳」を育む不可欠の手段である）、そのことによって日本国憲法の最重要条項＝「憲法の中の憲法」と評される憲法第13条「個人の尊厳、幸福追求」の権利を数万人の労働者とその家族から奪った。

レッド・パージのこのような特性は、「思想・良心の自由と人権」「労働の権利」「人間の尊厳」をキーワードに多くの人々、組織、運動とつながり共同・連帯の関係をつくることを可能にしている。とりわけ、「ディーセント・ワーク」を切り口に、労働者・労働組合、青年とレッド・パージ運動を結ぶことが出来るかどうかに、運動の未来がかかっていると言っても過言ではない。

不安定で「モノ」扱される非正規雇用者が、じつに労働者の4割、「過労死・過労自殺」までうみだす長時間労働、懸命に働いても貧困からぬけだせない低賃金労働者など、労働の場で労働者の「個人の尊厳」はありとあらゆるところで踏みにじられている。「デイーセント・ワーク」の実現を通じて「個人の尊厳」の確立を呼びかけるべき未知の友、「合唱隊」の仲間はわれわれのまわりに沢山いるのではないか。

〈記憶せよ、記録せよ、そして闘いつづけよう〉

【運動における記憶の重要性】

表題は、井上ひさしの〝記憶せよ、抗議せよ、そして生き延びよ〟から借りたものである。この間のレッド・パージ運動の大きな成果の一つは、戦後半世紀もの長い間、封印され歴史の間に閉じ込められていたレッド・パージの記憶を歴史の舞台に登場させ、記憶の歯車を回転させはじめたことであろう。

歴史における記憶の役割は、時には誤った内容によって人々を狂気に導くこともあるが（たとえば民族紛争）、逆に人々に勇気を与え高貴な行動に誘う原動力であり、権力もお金もないわれわれにとっては闘いの最大の武器である。レッド・パージの事実を忘れない、それをしっかりと記憶し語り伝える、勝利するまであきらめずに闘いつづける、この三つはわれわれの運動の武器であったし、これからいっそう重要になってくるであろう。

【記憶の記録化の意味】

他方で、人間の記憶は不確かなもので、石に刻まれた文字ではなく波ぎわの砂にかかれた文字のようにはかないものでもある。レッド・パージ犠牲者が80歳を超える高齢を迎えている現在、記憶の記録化は、喫緊の課題となっている。

個人の記憶はその人が亡くなれば永遠に消えてしまうが、記憶の記録化は、それを永久に継承することを可能にし、「わたしの記憶」を「われわれの記憶」につなげることが可能となるからである。記憶を記録化することによって記憶を確かなものとし、多くの人々と共有丁ること、さらにそれを次世代に引き継ぐことによって未来をつくっていく足場にすることが可能になる。

その点で、今年度のレッド・パージ反対全国連絡センター総会方針に掲げられた当事者の証言の記録という課題は要を得た適切なものであり、それを文章、証言テープ、ＤＶＤなどに記録す

る取り組みを全国的に展開することがまたれている。それらは「未来への覚書」となり貴重な財産として継承されることになるだろう。

（略）

〈あとにつづくものを〝信じて走れ〟
―運動の担い手の世代継承にかかわって〉

当事者たちのこれまでの労苦に称賛と敬意を

「レッド・パージ65周年のつどい」においてレッド・パージ反対連絡センター事務局長の鈴木章治氏は、「レッド・パージ反対運動は現在一つの転換点を迎えている。被害者が80歳を超える高齢者となっている中で被害者中心の闘いから、治安維持法同盟のように被害者を包む闘いへの転換が必要である。そのような運動体をどうつくりあげていくかが今年の課題である」と述べ世代継承の必要性を強く訴えた。

わたしはそれを運動と組織の今後の命運を左右する重要な問題提起とうけとめた。同時に、全国連絡センターの金子さん、鈴木さん、神戸の大橋さんをはじめ東京、神奈川、北海道などで「生きているうちに名誉回復を」という強い信念をいだきこれまで運動の先頭にたって尽力されてこられた多くの人たちの姿を思い浮かべつつ、その勇気とこれまでの功労を思わずにはいられなかった。

忘れ去られていたレッド・パージを歴史の舞台に登場させ、全国センターといくつかの地方組織を確立し、画期的な日弁連の救済勧告とそれにつづく各弁護士会のあいつぐ救済勧告などは、この十数年間の運動においてわれわれが手にした大きな成果であり、その財産目録は決して貧しいものではない。

残念ながら、国家の謝罪と賠償という最終日標への到達は途上にあるが、これまでの成果と到達点は誇ってよいし、それに対していささかでも過小評価をすることがあってはならないと考える。日弁連勧告・各弁護士会の人権救済勧告は法的強制力はもたないとはいえ、法曹界の一翼による事実上の名誉回復宣言であり、最終目標にいたる大きな一歩としてその意味はもっと重視され活用されてしかるべきだと思う。

（略）

日弁連勧告・各弁護士会の人権救済勧告は限定的な意味ではあるが名誉回復の第一歩であり、「大いなる目的を達成」したのだと思う。誤解を恐れずに言えば、「名誉回復は一部実現した、さらに完全な名誉回復という到達点を目指し闘いをつづける」というのが運動の現在についてのわたしの評価である。その意味で、ここまでへの到達点を築いてこられた当事者たちの努力と勇気に敬意と称賛の意をささげたい。

そして鈴木章治氏の指摘するように、これまでの到達点をもとにさらに前に進めるのは新しい世代の責任であり、「これまで本当にごくろうさまでした」とバトンを受け取る時がいまきたのではないだろうか。兄貴分である治安維持法同盟に学びつつ、今年を同盟の組織に一歩でも近づくためのスタートの年になることを期待したい。

あとにつづくものを〝信じて走れ〟

バトンの受け渡しということについて思い起こすのは、井上ひさしが『組曲　虐殺』において小林多喜二に歌わせた「信じて走れ」である。絶望から希望への橋渡しを願いつつ「あとにつづくものを　信じて走れ」と多喜二は自分を励ますのである。

多喜二　…絶望するには、いい人が多すぎる。希望を持つには、悪いやつが多すぎる。なにか綱のようなものを担いで、絶望から希望へ橋渡しをする人がいないものだろうか。…　いや、いないことはない。

多喜二、「信じて走れ」を歌って、自分を励ます。

多喜二

愛の綱を肩に／希望めざして走る人よ／　いつもかけ足で／森をかけぬけて／山をかけのぼり／崖をかけおりて／海をかきわけて／雲にしがみつき／あとにつづくものを／信じて走れ

愛の綱を肩に／星をめざして走る人よ／いつもひたすらに／ワルをうちこらし／ボロをうちすてて／餓えをうちはらい／寒さをうちやぶり／虹にしがみつき／あとにつづくものを／信じて走れ／あとにつづくものを／信じて走れ

〔井上ひさし『組曲　虐殺』集英社、２０１０年、１３７～１３９頁〕

〈おわりに―沖縄の闘いに学びつつ〉

翁長沖縄県知事は菅官房長官との会談（２０１５年４月５日）において、「私は、辺野古の新基地は絶対に建設することができないという確信を持っています。県民のパワーは、私の誇りと自信、祖先に対する思い、それから将来の子や孫に対する思いが全部重なって、私たち一人ひとりの生きざまになっています。こういう形で『粛々』と進められるなら、建設するのは絶対に不可能になると思います」〔『赤旗』２０１５年４月６日〕と語り、辺野古基地建設にキツパリとノーを突きつけた。沖縄の過去をふり返り未来をみすえつつ、次世代のこどもや孫に「負の遺産」を残さないことを大人の未来責任として宣言したものであり、それは多くの沖縄県民の思いを代弁するものであった。

名護市辺野古の米軍基地建設に反対し、米軍キャンプ・シュワブゲート前で開かれている抗議の座り込みが２０１５年11月18日現在、開始から５００日を迎え、現在もつづけられている。

その最前列で19年にわたり座り込みを続けてきた〝辺野古のおばぁ〟島袋文子さん（86歳）は強制排除しようとする警察官にたいして「二度と日本の政治家に編されてはならない。だから、一つしかない命をはってゲート前に座っている。今からの子どもたちの命を守るためにゲート前にいる。警官たち、その手を離せ」と抵抗している。島袋さんが身につけているゼッケンには太い文字でつぎのように記されている。

〝負けない方法　勝つまでずっと諦めないこと〟

（『全国革新懇ニュース』No.３７５　２０１５年12月・

２０１６年1月合併号」

レッド・パージ運動の勝利、それは「文法命題」

ドイツの哲学者ウィトゲン・シュタインは、疑う余地がなく信じることのできる知識やその反対のことが想像できない命題、どんなに疑おうとしても疑うことのできない命題を「文法命題」と定義した。

この定義を借りるなら、道理と正義を手にしたレッド・パージ運動の勝利は、われわれが闘いの旗をおろさない限り「文法命題」であると断言できよう。どのような困難や曲折があろうとも、何者も真理をいつまでも黙らせることはできないし、道理は誰もとめることはできないことは、これまでの歴史が幾多の事実によって証明しているところである。

レッド・パージ運動の大きな「合唱隊」の結成をめざして、FIGHT for DECENT WORK and THE DIGNITY of MAN（人間らしい労働と人間の尊厳のための闘い）の旗を高く掲げ、〝記憶し、記録し、勝つまでずっと諦めないこと〟を心に刻みつつ、65周年を新たなスタートに手をとりあい前進しよう。

【注】

・特別寄稿＝２０１５年12月6日、東京都内で開かれた「レッド・パージ65周年のつどい」の記録などをまとめた冊子『語りつごう　レッド・パージ　昔の話ではありません』への寄稿。アメリカにおける日系アメリカ人強制収容への国家謝罪・賠償の事例や古今東西の故事を引いて浩瀚な論考となっているが、運動継承の主題部分に集中して再録した。

次は、同じく全国連絡センターによる「レッド・パージ65周年のつどい」の記念誌に特別寄稿された神戸訴訟「レッド・パージ損害賠償訴訟と今後の展望」からの引用になる。センター及び、筆者・松山秀樹弁護士（神戸合同法律事務所）のお許しを得ての掲載になる。

損害賠償訴訟と今後の展望

弁護士・松山　秀樹（神戸合同法律事務所）

１　これまでの経過

兵庫に居住する原告ら3名は、２００８年10月24日、日弁連による国に対する人権救済の勧告をうけて、09年3月27日、神戸地裁へ、国家賠償請求訴訟を提起した。

神戸地裁では、原告らは、レッド・パージに対する政府の積極的関与の実態を明らかにするため、裁判所に明神勲氏の証人尋問を採用させ、後述のとおり、明神氏が新たに発掘したＧＨＱ文書などをもとに日本政府による積極的関与を明らかにしたが、11年5月26日、神戸地裁は、原告らの請求を棄却、大阪高裁では、新たにレッド・パージ被害者の名誉回復と救済措置についての検討状況について、内閣と衆参両議院に対する調査嘱託を採用させることができ、後述のとおり、判決理由では一定の前進もあったが、

12年10月24日、控訴棄却、最高裁も13年4月25日に上告棄却、上告不受理決定を出した。その後、原告ら3名は、最高裁決定の誤りをただすべく、最高裁へ第3次再審請求中である。

2　本件レッド・パージ訴訟の提訴と特徴

１９５０年、神戸に在住する原告ら3名は、官庁、大企業から、レッド・パージによって免職、解雇された。その結果、原告らは、職を失って収入を絶たれたのみならず、その後も「企業破壊者」、「暴力分子」等といういわれのない烙印を押されて社会から排除され、再就職もままならないなど苦難の人生を強いられてきた。そして「生きているうちに名誉回復を」と２００９年3月に神戸地方裁判所へ提訴した。これまでのレッド・パージ訴訟と異なるのは、解雇、免職そのものの効力を争うのではなく、レッド・パージにおける政府の積極的な関与を理由として直接国の責任を問うた国賠請求訴訟を提起した点にある。

今回の訴訟では、レッド・パージは、当時の日本政府が単にＧＨＱの指示によりやむを得ず実施したものではなく、積極的に関与していた実態を明らかにした。また、レッドパージが、日本国憲法施行（１９４７年5月3日）後、日本国憲法、世界人権宣言によって最も重要な人権として保障されている思想・信条の自由を侵害し、この人権侵害によつて、その対象者らが、単に解雇・免職によって職を奪われただけではなく、いわれのない烙印によって再就職もままならず、長期にわたりに経済的にも困窮した生活を余儀なくされ、さらに、その家族までが職を失うなど、その深刻な被害の実態を明らかにした。

そして、原告らレッド・パージ被害者の名誉回復と救済を政府や国会が放置するなか、人権保障の最後の砦である裁判所に対して、日本国憲法に従って、民主主義を支える最も重要な基本的人権である思想・信条の自由が侵害された状態を解消し、永年にわたり人権を侵害されたまま放置されてきた原告ら被害者の救済を図るための判決を求めた。

3、本件で争われたレッド・パージとは何か

既にのべたところからも明らかなとおり、今回の訴訟において原告らが違法行為として主張した「レッド・パージ」とは、単にレッド・パージ対象者の解雇、免職処分のみを指しているのではない。

レッド・パージは、単に最高司令官による指令に基づく公務員の免職や各企業毎の解雇ではなく、共産主義者やその同調者に対し、暴力的に社会秩序を破壊し、民主主義国家の転覆を謀つている「企業の破壊者」「暴力分子」であるかのような烙印を押し、宣伝を行い、同人らを社会から排除するために、日本政府が積極的に関与して推進していった一連の施策である。

神戸地裁、大阪高裁ともに、原告らが、１９５０（昭和25）年以降に、それぞれの勤務先から、日本共産党の党員又はその同調者であることを理由とする免職処分又は解雇を受けたと認定して、原告らが、その思想信条を理由として解雇、免職されたことは認めたが、レッド・パージを、解雇・免職処分に限定して認定

するに止まっている。
このような認定が、解雇、免職後の原告らやその家族が被つたレッド・パージの被害を矮小化して捉えることにつながり、レッド・パージの被害実態を直視しない不当判決につながっている。

4　訴訟の到達点

⑴　被害の実態の解明

レッド・パージによって侵害された法益は、憲法で保障された基本的人権のなかでも思想・良心・信条の自由、結社の自由、法の下の平等という、日本国憲法及び世界人権宣言において優越的な人権として保障されている基本的人権である。
また、レッド・パージによる法益侵害は継続的であり、被害を受けた人的範囲もレッド・パージ対象者に限られない。
すなわち、法益侵害の時間的な継続性は、単に解雇・免職処分それ自体によるその時点の不利益に止まらず、講和条約発効後、更には現代に至るまで長期間に及んでおり、被害の人的な範囲は、対象者である本人に限定されず、親族などにまで及んでいる。
判決はレッド・パージ被害者の被害実態を黙殺しているが、原告らは、原告本人尋問と多数の証拠を提出して、レッド・パージ被害者の被害実態をつぶさに明らかにした。法廷においてレッド・パージ被害者の被害実態を明らかに出来たことは、裁判記録という証拠に基づき被害救済の必要性を明らかにすることができ、レッド・パージ被害者救済法制定などの運動を進める上で、極めて重要な意味がある。

⑵　レッド・パージが連合国最高司令官の指示、命令によるものではないこと、レッド・パージ最高裁判決当時の田中耕太郎最高裁長官による暗躍を資料に基づき立証したこと

レッド・パージが連合国最高司令官の指示、命令によるというのが超憲法的判断の拠り所であり、２つの最高裁大法廷決定の根拠でもある。また、レッド・パージを進めた日本政府などの国家機関や地方機関、企業も、レッド・パージがＧＨＱの指示によるからやむを得なかったとして自らの責任を回避しようとしてきた。
しかし、明神勲証人が、新たに国会図書館などで発掘した膨大なＧＨＱ資料に基づいて、これらの資料を分かりやすく読み解いていくことで、従来の「レッド・パージ＝ＧＨＱ の指示命令」という定説をくつがえし、レッド・パージは、ＧＨＱが示唆（アドバイス）することはあっても、日本政府と企業が主体的、かつ、積極的に推進していったことを明らかにする意見書を提出し、更に法廷での明神証言によって、連合国最高司令官の指示がないことは明らかになった。
更に、レッド・パージが、連合国最高司令官の指示に基づくものであるとする理由として、最高裁昭和35年4月18日大法廷決定は、「連合国最高司令官の指示が、所論の如く、ただ単に『公共的報道機関』についてのみなされたものではなく、『その他の重要産業』をも含めてなされたものであることは、当時同司令官から発せられた原審挙示の屡次の声明及び書簡の趣旨に徴し明らかであるばかりでなく、そのように解すべきである旨の指示が、当

時当裁判所に対しなされたことは当法廷に顕著な事実である。」と判示している。

ところが、この判決を含めて、レッド・パージ犠牲者の救済を否定した最高裁大法廷決定の何れにも裁判長として関わった田中耕太郎最高裁長官が、実はレッド・パージを巡つて暗躍していた実態を明神意見書はＧＨＱ文書をもとに初めて明らかにした。

すなわち、明神勲氏が、今回、新たに国会図書館で発見したＧＨＱ資料には、レッド・パージにかかわる田中耕太郎最高裁長官とホイットニーＧＨＱ民政局長との密会・密談の状況が克明に記されていた。すなわち、①１９５０年８月７日、ホイットニー民政局長と田中長官との会談が行われ、②その会談の中で、田中長官はレッド・パージを有効とする裁判をするために、連合国最高司令官が指示命令を出してくれれば大いに助けになるとして、ＧＨＱに指令を出すことを要請し、③この要請に対してホイットニーは、ＧＨＱとしては、レッド・パージをするように指令をすることはできない、と断つていた。

最高裁昭和35年決定に裁判長として関わった田中耕太郎長官自身が、ＧＨＱと密談して、自らレッド・パージの指令を出すように求めたのに対して、ＧＨＱはそのような指令を出すことを拒否していた。最高裁昭和35年決定に書かれているのとは全く逆の真実が明らかになったのである。

このように、今回の訴訟では、明神勲証人の証言、意見書、及び昭和35年最高裁大法廷決定時点では明らかになっていなかった新たなＧＨＱ資料の発見により、「当法廷に顕著な事実」とされた「解釈指示」なるものが存在しなかったことが証拠上明らかになり、国は、この点について、何ら反論も反証もできなかった。

本件訴訟によって、最高裁にとっては不都合な真相が明らかにされ、最高裁昭和35年大法廷決定が見直されなければ正義に反することが明らかとなったのである。これら法廷で宣誓したうえでの明神証言とそこで語られたＧＨＱ資料は、今後の最高裁決定の見直しを求める再審の取り組みや国会での被害者救済のための立法の必要性に大きな根拠を与えるものである。

⑶　講和条約発効後の不作為が違法であること

本件訴訟での原告らの主張のもう一つの柱は、たとえ、原告らの免職、解雇それ自体が違法行為ではないとしても、レッド・パージにおいて日本政府は積極的な役割を果たしている以上、少なくとも、講和条約発効（１９５２年４月28日）後、政府及び国会は、条理に基づき原告らレッド・パージ被害者を救済すべき法的な作為義務を負っているという点である。

この点で、神戸地裁判決、大阪高裁判決ともに、国の作為義務を認めなかったが、大阪高裁判決は、「講和条約発効後に日本政府が救済すべき作為義務が発生するのは、日本政府が実質的にレッド・パージを主導し、連合国最高司令官の強大な権限を利用したような場合に限られる」と判示して、極めて限定的ながら、国の作為義務が肯定される場合があることを認めさせたことは一歩前進であると評価できる。

そして、レッド・パージにおいて、日本政府が主導的積極的な役割を果たしたことは、明神意見書によって明らかにされた。

したがって、大阪高裁が示した基準に従っても、日本政府には講和条約発効後にレツド・パージ被害者らを救済すべき作為義務が認められたはずであり、少なくとも、今後、日本政府は、レツド・パージが連合国最高司令官の指示によるからとの理由だけで、レツド・パージ被害者らの救済を拒否することは許されず、日本政府及び国会に対してレッド・パージ被害者の名誉回復と救済の措置を求める重要な理論的根拠となるはずである。

⑷　立法不作為の違法性

講和条約が発効し、我が国の主権が回復された以後、国会において、レツド・パージによる解雇・免職が無効であることを宣言し、被解雇・免職者の名誉回復、復職、賃金補償、年金受給権の回復等の救済措置を定めた立法がなされるべきであったにもかかわらず、今日に至るまでかかる何らの検討もされていない。

これは、歴代国会議員の不作為による救済法制定義務違反であり違法である。

ア　調査嘱託の採用

今回の訴訟で大きな前進だと評価できるのは、裁判所に対して、レツド・パージ被害者の名誉回復と救済措置についての検討状況について、内閣と衆参両議院に対して、調査するように求めた申立（調査嘱託申立）を、大阪高裁が採用したことである。大阪高裁が調査嘱託を行つたということは、裁判所としても、レツド・パージ被害者の救済措置の検討状況を調査する必要性を認めたということである。

調査嘱託の結果、講和条約発効後、歴代の政府及び全ての行政機関は、レツド・パージ対象者の被害実態の調査もせず、何らの救済策の検討すら行ってこなかったという事実が明らかになった。裁判所による調査で、政府がレツド・パージ被害者の救済策を全く検討せずに放置してきたことが露呈したのである。

衆参両議院からの回答によれば、衆議院及び参議院に対して立法によるレツド・パージ犠牲者の名誉回復と損害の賠償を求める請願が繰り返されているが、これらの請願については、内閣委員会において一致した結論が得られなかったことを理由に、いずれも審査未了のまま処理されている。

このような調査結果から、衆参両院におけるかかる請願の処理は、極めて不誠実なものであって、その対応は、請願法第5条に違反するものであり、国会もレツド・パージ被害者の救済を検討することなく放置してきた現状が明らかとなった。

イ　公職追放者と比較したレッド・パージ被害者への差別的な扱い

レツド・パージ被害者の名誉回復と被害救済の放置は、単に占領下の行為としてレツド・パージ被害者が放置されてきたというのではなく、一方で占領下で公職追放を受けた者が講和条約発効と同時に復権したのと比較して極めて差別的な扱いにより救済を放置されてきたという点で憲法14条法の下の平等違反としても違法な行為である。

すなわち、公職追放は、連合国最高司令官の明確な指令に基づき、勅令の公布によって施行された。また、公職追放はポツ

ダム宣言の条項を根拠として、軍国主義者、超国家主義者、戦争協力者、その他、日本の非軍事化、民主化にとって好ましからざる人物の公職からの除去及び排除を目指したものであり、日本国憲法の恒久平和主義に合致したものであらた。

ところが、レッド・パージは連合国最高司令官の指示に基づくものではなく、民主主義の実現と言論や思想の自由など基本的人権の尊重を求めたポツダム宣言に反するとともに、日本国憲法の思想良心の自由の保障にも違反していた。

然るに、政府は、公職追放者に対しては、既に占領下において、段階的に追放解除を実施し、更に「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」を制定して、講和条約の発効に伴って、すべての公職追放関係の法令が廃止となり、救済がはかられた。

これに対して、公職追放の解除が行われるのと同時期に、これと並行して実施されたレッド・パージの被害者の救済を政府も国会も放置してきたのである。

神戸地裁、大阪高裁判決ともに、このレッド・パージ被害者を公職追放者と比較した平等原則違反について、正面から取り上げることをしなかったが、訴訟を通じて、その問題点は明らかになった。今後のレッド・パージ被害者救済の合理性と必要性に憲法上の論拠を与えるものである。

5　展望

最高裁第一小法廷は、原告らの上告理由書、上告受理申立理由書など膨大な本訴訟の地裁及び高裁の記録が最高裁に到着した旨の通知があってからわずか2ヶ月で「上告棄却」「上告不受理」の決定をした。

中外製薬事件から60年以上が経過して、再度レッド・パージが最高裁において審理されることになった際に、レッド・パージ被害者と弁護団は、最高裁が今度こそ自らの職責を全うして、レッド・パージ被害者の人権救済のための判断を下すものと考えていた。これに対して、最高裁は、いわば「臭いものに蓋」をするがごとく決定を行い、司法自らの手によって、なお過去の過ちをただすことが出来ないことを明らかにした。

しかし、原告らは絶望してはいない。原告らが声を上げたことで前記のとおり新たな到達点に達することができた。また、この間、わが国の司法の一翼を担い、人権擁護を重大な責務とする公的団体である日弁連からは、三度にわたって人権救済の勧告が出され、また、各地の単位弁護士会でも人権救済の勧告が相次ぎ、新たな人権救済申し立てを行うなど運動は進展してきている。

本件神戸地裁判決、大阪高裁判決に対しては、それぞれ、レッド・パージの人権侵害性を指摘して、改めて日本政府に対して早急な被害回復のための措置を講じることを求める日弁連会長談話が異なる日弁連会長によって発表された。このように運動が進展してきたのは、レッド・パージが決して遠い過去の出来事ではなく、レッド・パージの違法性を明らかにして、レッド・パージ被害者を救済することが、現代、そして将来において、二度とレッド・パージのような思想・信条を理由とする差別を行わせない

ために重要であり、そのことは、現代及び将来に生きる全ての人々の思想・信条の自由を保障することにもつながるという考えを多くの人が共有しているからである。

今回の国賠請求訴訟で裁判記録として積み上げられた証拠、証言を国内はもとより、国際社会とも共有することによって、レッド・パージ被害者を放置したままで、普遍的な人権である思想良心の自由の確立はあり得ないことを確認する地道な取り組みの積み重ねが重要である。

全国のレッド・パージ被害者、その遺族、多くの支援者、そしてそれぞれの立場を超えて、思想信条の自由、結社の自由の保障の確立を願っている多くの人々と連帯することで、レッド・パージ被害者の名誉回復と救済を必ず勝ち取ることができると確信している。

日弁連の内閣総理大臣宛人権救済勧告書

（２００８年10月24日付）

本件は今から60年も前に起きたものではあるが、現在においても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。現在も形を変え類似の被害は繰り返されている。

職場において思想・良心の自由、法の下の平等などが保障されるべきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題である。まして、政府などの権力機関が自らこれを侵害したり、その侵害を推進し助長するなどの行為が、決して繰り返されてはならない。

現在および将来にわたり、職場において思想差別が繰り返されないようにするためにも、過去の人権侵害に対してその侵害事実と責任を認め、救済をしていくことは極めて重要である。

とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害に対しても救済を行うことは、どのような状況下におかれても人権は保障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有するものである。

＊

この日弁連の勧告以降、２０２０年10月までに合計18回、１１３人の人権救済勧告が行われている。日弁連（２回）以外では、横浜弁護士会はじめ、長崎、仙台、京都、長野、東京（３回）、群馬、札幌（２回）、千葉、熊本、福岡、岩手、埼玉の弁護士会である。

この勧告申立て年月日は巻末の関連年表に記載してある。

意見・感想・問題提起

レッド・パージの「いわれいんねんの、いちぶしじゅうを」考えぬくために

荻野　富士夫

２０２０年は治安維持法制定95年、廃止75年にあたる。戦後民主化の大前提として、その障害になる大日本帝国を支えた治安体制を、ＧＨＱは「人権指令」という外圧により「解体」した。そして、わずか5年で再びＧＨＱの外圧に乗ってレッド・パージが猛威を振るってから70年となる。

日本国憲法や教育基本法の制定に象徴される「民主化」と「非軍事化」という戦後改革が進められながらも、数年でそれらの輝きが少なからずかき消された。戦前とも見まごうばかりのレッド・パージの嵐がなぜ吹き荒れたのか。

拙著『戦後治安体制の確立』（１９９９年）は、そうした問題意識をもとに、戦前治安体制の戦後への連続・継承の過程をあとづけた。破壊活動防止法制定や警察法「改正」などを指標に、50年代前半には戦後治安体制が確立したとみることができるが、レッド・パージはその露払いの役割をはたした。

ＧＨＱと日本側為政者の共同合作＝「共同正犯」（明神勲『戦後史の汚点　レッド・パージ』、２０１３年）たるレッド・パージは、多くのぬぐいがたい傷跡を残した。本書は、その実相を『毎日新聞』を主な対象に描き出すとともに、「新聞は何を書き、何を書かなかったのか」をもえぐり出している。

破防法がまだ本来の機能を発揮しえないなか、戦前の軍機保護法に相当する特定秘密保護法が、さらに治安維持法と同様に多くの拡張解釈の芽を内包する共謀罪法が成立した。そして、学問の自由や大学の自治をおびやかす思想統制という面では、植村隆氏への「草の根ファシズム」的な不条理なバッシングに加え、「あいちトリエンナーレ」の「表現の不自由展」をめぐる対立、さらに菅内閣劈頭の暴挙といえる日本学術会議への人事介入という地点まで進行しつつある。

こうした状況は何によってもたらされ、どう打開していくことができるのか。

歴史に学ぶという観点から、さらに、私の関心に引きつけていえば、治安維持法、そしてレッド・パージについてもそれらが「どうして、どんなにして、つくられたか。どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか。――そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていないということは、危険きわまることだ」という、１９３８年に週刊『土曜日』の発行責任者として治安維持法違反で検挙され、有罪（懲役２年、執行猶予２年）となった弁護士能勢克男の「国

家と道徳」（『人民の法律　現代史のながれの中で』、１９４８年）の一節が想起される。能勢は「もう一度、そういうことが何かにまぎれて、おこって来ないとは、だれもいえない」とも記しているが、まさにその直後にレッド・パージの襲来があった。

今こそ、治安維持法とともに、レッド・パージの「そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬ」くことが求められる。本書はその大きな手がかりとなる。

（小樽商科大学名誉教授）

レッド・パージ70年に考える

藤森　研

レッド・パージと聞くと、私は、それを生きた人たちの生き方に思いが行く。

私が勤務していた朝日新聞東京本社の８階に社員食堂がある。その入口脇の狭いスペースで、いつも衣料品を商っている年配の女性がいた。普通の出入り業者と思っていたが、ある日、その女性がレッド・パージで１９５０年に朝日の業務局を追われた人だと知った。本書にも出て来る北野照日さんである。

7月28日に解雇を言い渡された時、北野さんは「私に何か落度があったのですか」と聞いた。局長は「それはない」と言った。思想の弾圧を端的に物語る話だ。幼子を抱えて職場を追われ、路上で端切れを売って生活した。窮状を知ったかつての同僚が「布地を持って来なさい」と言う。社内に入れずに入口に置くと、同僚が取りに来て社内で売ってくれた。食堂の脇での商いはその延長上の今の姿だった。北野さんは、つましく生きて、思想を貫いた。

やはり本書に出て来る小原正雄さんは、朝日の社会部記者。共産党員ではなく、経営に対抗する組合統一に尽力して、にらまれた。同僚の梶谷善久氏と共に「解雇は不当」と最高裁まで闘い、勝訴し復職。この間、小原・梶谷支援の輪が大きく広がったが、その要因には、小原さんの誠実温和な人柄が大きかったと思う。

北野さん、小原さんらを中心に「朝日ＲＰの会」が生まれ、毎年7月28日、松本楼などで集まった。私も参加したが、60周年を超えて解散。小原さん、北野さんともに今は亡い。

坂田茂さんは、元日本鋼管川崎製鉄所の労働者で、砂川事件の元被告だ。私のいた大学で講演してもらって知り合った。ただ、レッド・パージとの関係は全く聞くことなく、坂田さんは２０１３年に亡くなった。

神奈川県レッド・パージ反対同盟編『証言でつづるレッド・パージ60年』を読んでいて、あっと声を挙げた。坂田さんが、こんな文章を寄せていたのだ。

１９５０年当時、21歳の坂田さんは教会に通っていた。仕事で尊敬する先輩がレッド・パージを受けたが、「キリストはこんなことを認めない」と、職場討議で一人だけパージ「反対」に手を挙げた。翌日、労務担当者から「君は母子家庭を支えているね。反対を撤回すれば、第二のパージから外すようにはからう」と言われ、「撤回

します」と言ってしまった。
帰宅して母に話すと「家は何とかする。自分の考えで生きなさい」と言われた。心を決め、共産党に入り、労働運動に携わり、砂川に行った、と書いている。そういう関わり方をした人もいたのだと知る。
米国で50年代前半にマッカーシーの「赤狩り」旋風が吹き荒れた。それに立ち向かったCBSテレビキャスターのエド・マローの生き方も、心を打つ。占領下と、戦勝国の違いはあるが、世の中がレッド・パージ一色におおわれ、皆が震え上がる中で、敢然と反対することには大変な勇気がいっただろう。
さまざまな人間の生き方。今に引きつけ、自分はどうするだろう、と考える。　（日本ジャーナリスト会議代表委員、朝日新聞ＯＢ）

友人と恥じない生き方

嶌　信彦

レッド・パージの話は、よく家でも聞きました。当時、父は毎日新聞政治部に在職し労農運動や共産党など左派の動きを中心に担当・取材をしていたのでＧＨＱ（連合軍司令部）から目を付けられていたようです。取材中に突然、社の幹部から呼び出しがあり、その場で私物を持って退社を命じられたといい、その頃のＧＨＱの権力の凄まじさに驚きます。
ただ毎日側もさすがにヒドいと思ったのか、ラジオ東京（現ＴＢＳ）などの就職を斡旋してくれたようですが、全部断り浪人生活に入りました。旧制六高の友人達がいろいろと仕事を廻してくれて糊口を凌いでいました。
父はレッド・パージを受けても意気揚々としており、子供心ながら自分の信念を持って生きていることが人生において大事なことで、クビになったからといって誇りを失う必要はないことと、友人を持つことの大切さを教えられた気がします。
（ジャーナリスト、毎日新聞ＯＢ）

「孫引き力」の大いなる成果

天野　勝文

散在するあまたの書籍・資料を博捜し、70年前の報道界におけるレッド・パージの全体像をとらえ直すべく、その検証にチャレンジした本冊子。たいへんな威力を発揮しているのは、草稿の執筆者・大住広人さんの旺盛な「孫引き力」である。
「孫引き」というと、マイナスのイメージが強いけれど、本冊子では決してそうではない。
多数の関係書籍・資料から「基礎的な事実」を丁寧に拾い出して再構成し、当時の状況を明らかにするとともに、70年後の視座から鋭利な分析を加え、レッド・パージの深層に新しい光を照射してい

る。「孫引き力」の大いなる成果と言っていいのではないか。
サブタイトルに「毎日新聞を手始めに」とあるように、追放された東京本社政治部記者・嶌信正、同・三上正良、大阪本社販売部員・土井正興、東京本社社会部記者・鷲沼登美枝の4氏にスポットを当てている部分は、OBの一人として心痛む思いを禁じえなかった。とりわけ嶌氏について、新たに入手した裁判での陳述書や解雇後の波乱の生き様を記した項を興味深く読んだ。
毎日新聞ばかりではなく朝日新聞についてもかなりのページを割いている。レッド・パージをめぐる当時の新聞界の対応を毎日、朝日両社を中心に細部にわたって記述しており、貴重な記録である。何はともあれ、労作である。

（元毎日新聞論説委員）

レッド・パージのこと

関　千枝子

私が毎日新聞に入ったのは1954年で、そのころレッドパージのことを語るひとは誰もいなかった。あれは嫌なことで語るのはタブーという空気だった。だから詳しいことはわからない。一度だけさる有名記者のことを「あの人はチクった人だから」と言った言葉を聞いたことがある。
小林夫妻のことは聞いた覚えがある。登美枝さんを薄汚い女とけなした人があり、そうかと思っていたが、40数年たってご本人にあった時、大変おしゃれなので驚いた。終生、金持ちではなかったから、ぜいたくな服装をしている人ではなかったが、スカーフ、エリマキの類などたくさん持っていらして、亡くなった時、娘さんが驚いておられたことを覚えている。
登美枝さんは、戦後毎日新聞の政治部記者として活躍、当時いっぱい出た女性のための政治社会的雑誌に書きまくっていた。当時女学生（今の中学2年生）の私は驚き、よくわからぬながら、「こんな人がいる」とロールモデルとして尊敬していた。鷲沼登美枝の名はしっかり記憶に残っていた。
それから40余年後に初めて小林さんに会うが、これがいつだったか、茅ケ崎に平塚らいてうの碑ができるというので取材に行った時のように思うのだが、そのとき挨拶し、「昔の鷲沼さんでしょう？」と言ったら驚かれ、また私が毎日新聞にいたことを言うと非常に喜ばれ、以来、会う度に何やかやお話するようになった。
土浦の女学校に通っている時から、新聞記者にあこがれていた。女性の新聞記者は、かなり古くから存在するのだが、伝手があって新聞記者になったというようなケースが多く、女学生で何のコネもない登美枝さんにはどうしようもない夢だった。そのうち、新聞社には速記の仕事をする人がいるという話を聞き、速記者になったが、速記者になっても新聞社に入るのは大変で、めざす大新聞社に入るまで相当時間がかかった。「もともと私は速記は大してうまくないのよ。とにかく新聞記者になりたい、その一心だったの」
東日（毎日）では男性記者が従軍、あるいは召集で姿が減り新聞社は人手不足、登美枝さんは社会部記者として働くことになった。

女で記者になれたのだから女のことを取材しようと、戦争に協力させられ、工場に駆り立てられる女性たちの気持ちを取材した。

敗戦のあと政治部記者になり、国会に詰め、国会に陳情に来る女性（地方から来る人も多かった）を取材、記事にした。当時の新聞は小さかったからどの程度そんな記事が載ったかわからないが、登美枝さんにすれば、非常にやりがいのある記者生活だった。

この間、組合運動にも目覚めた。労働組合で大いに活躍、あまり活躍しすぎて不当配転になるが、大変元気で、この頃結婚されたのだと思う。そしてレッドパージが起こり、夫妻共にパージ、夫婦でパージは新聞界でも小林夫妻だけで有名になったという。

パージのことは、新聞社もしゃべらず、パージされなかった人もしゃべらず、パージされた人もしゃべらない、それだけに、毎日新聞の学芸部記者だった池田一之さんが取材に来たときはひどくうれしかったらしい。池田記者が帰るとき登美枝さんがわーと泣いたので池田記者もびっくりしたらしいが、登美枝さんも胸がいっぱいになって、とよく言っていらした。私が池田君と友達で仲良くしているというと、どんな人?と聞いていらした。胸が詰まった思い、なぜと聞いたことはないが、多分くやしさ、これぞ一生の仕事と思っていた仕事を、理不尽に取り上げられたくやしさ、経済的困窮、辛かったろうと推察する。登美枝さんは毎日時代のことを話す時とても楽しそうだった。毎日新聞が大好き、そしてあの政治部時代、本当によき青春時代だったのではないかと私は思っている。

（ジャーナリスト、毎日新聞ＯＢ）

レッド・パージ執行人・吉河光貞とゾルゲの地図

今西　光男

「検証　良心の自由　レッド・パージ70年　新聞の罪と居直り」の冒頭には、新聞社幹部に直接、圧力を加えた人物として、「法務庁特別審査局長・吉河光貞」が出てくる。

〈朝鮮戦争勃発から1カ月たった１９５０年7月24日午後1時ごろ、吉河が朝日新聞社を突然訪ね、社長の長谷部忠に「共産党フラクを処置したい。ＧＳ（民政局）のネピア少佐に会ってほしい」と通告、長谷部は午後3時にＧＳに出頭、ネピア少佐から「レッド・パージ（赤色分子追放）の指令を受けた〉と。

吉河光貞は１９０７年生まれ、一高、東大法学部卒。東大時代は共産主義思想に傾倒し、「東大新人会」に所属したが、１９３１年に検察局に任官、一転して弾圧する側に回った。１９４１年に摘発したゾルゲ事件ではゾルゲ担当の主任検事となり、ゾルゲを自白に追い込んだ。

敗戦後、ゾルゲ事件に強い関心を持ったＧＨＱ参謀2部（Ｇ２）のウィロビー部長が「ゾルゲのスパイ組織・極東の国際スパイ団の研究」（ウィロビー報告）を米国陸軍省に提出したが、その報告書作成に全面協力したのが吉河だった。１９５２年、米上院政治活動委員会（マッカーシー委員長）を舞台に、いわゆる「赤狩り」が始まり、この時の上院公聴会にウィロビーとともに吉河は日本から証

人として出廷・証言している。「特別審査局」は占領終了後、「公安調査庁」に昇格、吉河は１９６４年、公安調査庁長官に就任、68年広島高検検事長で退官。88年、81歳で死亡した。

東京新聞２０１９年11月29日付朝刊に、「スパイ・ゾルゲのゆかりの地図、露国防省へ」の記事が写真付きで載った。第２次大戦中、日本でスパイ活動をしていたゾルゲが愛用していた「地図」が、ロシアのシェイグ国防相に返還され、同月20日、その贈呈式が行われたというもの。

〈地図は、日本共産党幹部の故志賀義雄などの所有を経てロシアにもたらされたというが、詳しい経緯を公表していない。高さ約１２０㌢で東アジア周辺が描かれている。今後は国防省内に展示されるという〉。

この記事を読んだ、在野のゾルゲ研究者である渡部富哉氏（三鷹市在住）は驚いた。このゾルゲの地図は、渡部氏が長らく所持していたものだったからだ。東京の記事には「あたかも志賀義雄と吉河光貞との間に交流があったかのような誤解を与える個所」など、明らかに誤りや歴史的事実に反する記載が多々あるとして、２０２０年11月7日、渡部氏はロシア側並びに東京新聞に対して、抗議・訂正を求める書簡を送った。その中で、ゾルゲの地図がどのような形で残され、どんな経緯でロシア側に渡ったかが詳細に書かれている。

〈ゾルゲの地図は、逮捕された時、ゾルゲの自宅書斎に掲げられていた。日本列島を中心にロシア・シベリア、中国、東南アジアまでの東アジアの地図。ドイツ製と思われる。ゾルゲは処刑される前、一切の遺品の処理を担当検事だった吉河に委ねた。吉河は主だったものを自宅に引き取り、吉河が死亡した時、地図のほか椅子などの家具も残されていた。

三鷹の志賀義雄邸の裏通りに吉河光貞の家があった。双方とも代が代わり吉河家の跡取りから、遺品整理の際、志賀義雄の養女が譲り受けた。２０００年、ゾルゲ事件モスクワシンポジウムが開かれたことを聞いた養女が渡部に、「こんなものがあるがいらないか」と、ゾルゲの机の前に飾ってあったアジアの地図を見せた。志賀の養女は渡部とは、志賀義雄の葬儀や書庫の整理を渡部が引き受けた関係で懇意にしており、ゾルゲ研究の貴重な資料として、渡部が譲り受けたのである。

その後、この地図を加藤哲郎一橋大学名誉教授に調査を依頼。調査結果や発見の経緯について、ゾルゲ事件を研究している日露歴史研究センターの機関誌「ゾルゲ事件外国語文献翻訳集」（№８、２００５年７月）に「現存するゾルゲ唯一の遺品、アジア大地図、60年の歳月を経て専門家が鑑定を行う」とのタイトルで掲載した。

その後、筆者（渡部）はこのゾルゲにゆかりのある遺品が日本では公開する機会があまりなかったが、ロシアなら祖国戦争の英雄だからしかるべき処で公開されることが可能だろうと考えて、当時（２０１８年）ロシア大使館の一等書記官だったアンドレー・フェシューンさんにこの地図の解説とともに寄贈することにしたのだ〉

渡部氏の申し入れに対し、ロシア側から、東京新聞からも、いまのところ、回答も紙面での訂正もない。

レッド・パージから70年経ち、菅義偉政権による「日本学術会議会員任命拒否」という弾圧が起きた。レッド・パージでは吉河光貞

ら司法官僚たちがＧＨＱの走狗になった。今回の学術会議問題では杉田和博官房副長官（警察出身）らが「執行人」をつとめたようだ。その動きを注視しなければならない。

（メディアウオッチ１００発行人、朝日新聞ＯＢ）

憲法と言葉の力

高尾　義彦

レッド・パージから70年。重いテーマを前に、中学生だった頃、夏休みの自由研究として日本国憲法を書き写したことを想い起す。１９４５年生まれだから、中学校に入学したのは１９５０年代後半。レッド・パージから10年も経っていないが、そのことは中学生の意識にはない。教師から指示されたわけでもなく、何故、憲法を書き写そうとしたか動機は思い出せない。ともかく１０３条まで書き上げ、巻物状にして、夏休みの宿題として提出した。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義。確かな言葉として表明されたこの3原則は、その後、自分の行動を律する価値判断の基本として常に意識の奥に刻み込まれた。職業として新聞記者を選んだのも、憲法に後押しされた側面があったかもしれない。

学生時代は、大学闘争の真っ最中であり、権威というものをまず疑って物事を考える時代。憲法に掲げられた理念を、自分の中で肉体化する時期でもあった。新聞記者として司法を担当することになり、判決の解説などを書くたびに、自分が展開しようとしている論理と言葉は、憲法に照らして、どのように位置づけられるか、考えた。

レッド・パージの「被害者」となった先人の生々しい記録を読みながら、断崖絶壁のような状況を認識することなく生きてきた時間が気になる。いま、権力を握る政権が「謙抑的」という言葉すら忘れて、あからさまに憲法の理念を脅かしている事態に、言葉の力を信じて対峙する思いを新たにしたい。

（ジャーナリスト、毎日新聞ＯＢ）

「戦争反対の叫び」への弾圧を許すな

山野井孝有

敗戦の翌年１９４６年、高等小学校を卒業し、14歳で大日本機械工業に塗装工として入社し、半年後には労働組合結成に参加した。4年後の50年夏、出勤すると正門前に大勢の人だかり。怒鳴り声も聞こえた。近寄ると守衛、庶務課員のほかに、制服警察官までいた。

顔見知りの松崎さんが「山野井、お前はこのまま帰ったほうが良い」といった。正門前ではいつも物静かな増田さんが「入れろ」と大きな声で叫んでいた。いつも労働組合の事務所に詰めている書記の佐藤さんが「書記局に入れろ」と声を上げていた。佐藤さんは葛飾区の共産党の役員で、労働組合の書記をしていた。

２時間ぐらいもみ合った後、正門に本日休業と張り紙が張られた。パージされた人たちといつも会合を開く農家に行き、これからのことを話し合った。工場内のビラまきは私が担当することになり、「朝鮮戦争反対」のビラを社内の便所に置き、ロッカーに入れた。

この時から労働組合の執行部は共産党から社会党（右派）に変わり、上部団体も「産別会議」から「総同盟」に変わった。製品も、自転車からアメリカ軍の戦車の部品作りとなり、「塗装工」から「旋盤工」に配置転換された。この時期、アメリカを誹謗することは許されなかった。「勅令３１１号」（連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令）があったからだった。レッド・パージは、共産党員とその同調者が対象で、私が対象から除外されたのは未成年だったからだと分かった。

２年後の52年７月、血のメーデーに参加したことで解雇された。８月の総選挙の時「選挙要員」として毎日新聞の社会部で働き、その後同年10月、警察官の兄の紹介で「組合活動はしません」と約束して、毎日新聞社に「試用雇員」として入社。配属された印刷職場は夏40度を超えた。塩をなめ、汗とインクまみれの仕事は前の自転車工場より劣悪だった。レッド・パージ後の職場は誰も声を上げなかった。労働時間も７時間制から８時時間制に改悪されていた。

思えば、国家権力は戦争を始める前に必ず「戦争反対を叫ぶ者を弾圧する」。菅内閣は日本学術会議会員６人を排除した。ＮＨＫの放送内容にいちゃもんをつけ、特定の新聞を名指しで攻撃する。政府の弾圧に本腰入れて反撃しなければならない。

（毎日新聞ＯＢ）

レッド・パージの伏線「団体等規正令」

戸塚　章介

１９４９年４月、ＧＨＱの命令による「団体等規正令」（政令64号）が公布された。レッド・パージが始まる１年３カ月前である。

政令は第１条１項で「平和主義及び民主主義の健全な育成発展を期するため、政治団体の内容を一般に公開し、秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに個人のそのような行為を禁止すること」を目的にすると規定した。字面では日本軍国主義の残滓を一掃するかのように装っているが、「実際には共産党及びその関係団体への適用を意図したものであった」（ブリタニカ国際大百科事典）。

狙いは「政治団体の内容を一般に公開」するという条項に隠されていた。ＧＨＱはこの条項を盾に日本共産党に対して党員の登録を強制した。共産党も「秘密団体」の烙印を押されることを避けるため職場、地域の党員を登録した。

レッド・パージは「共産党員及び同調者」が追放の対象者だった。同調者の定義はあいまいだったが、党員は登録してあったので自動的に指名できた。被解雇者の多くが裁判所や労働委員会に提訴したが、登録党員は議論抜きにその場で言い分を却下された。共産党員であること自体が排除の理由なのだ。既に松川・三鷹事件などを通じて「共産党はこんな恐ろしいことを実行する凶悪組織だから、社会から排除されても仕方がない」と国民の心情にレッド・パージを

当然とする空気が醸成されていた。新聞論調も同様であった。

団体等規正令は１９５２年、破壊活動防止法の制定に伴い廃止された。しかしその反共謀略の本質は破防法の中にそのまま現在まで引き継がれている。つまりレッド・パージは過去の話ではないのである。（元東京都地方労働委員会労働者委員、毎日新聞ＯＢ）

「反人間」のレッドパージ攻撃

田村　徳章

１９４９～１９５０年、私は小学校４～５年生だった。父親は尋常小学校を出てすぐ働きはじめたので日々忙しく、家で政治の話を聞く機会はなかったと思う。中学で作文を書かせられ、後にそれを処分したとき、「アカ」という字が目に留まった。それ以上は覚えていないが、レッド・パージは日本中を巻き込み、敗戦後の混乱が続く暮らしのなかで、接触する大人たちの話が子供の頭に植え込まれた。私は「恐ろしいもの」という意味で受け取っていたのだ。

ＧＨＱ総司令官・マッカーサーの吉田茂首相あて書簡を見ると、「今後拡大すべき民主主義を脅かす勢力」という言葉でパージを指示している。真逆の言葉遣い、日本国憲法を無視した「反人間的命令」である。米国でのマッカーシズムの暴虐と軌を一にする米国の狂乱と言っていい。

反民主主義、反自由、反平等・・・。権力はいつでも狂いだす。レッド・パージの全貌を知ることは、私たちすべての人間らしさを守るカギである。（元日本新聞労働組合連合委員長、毎日新聞ＯＢ）

「レッド・パージ」雑感

藤田　修二

レッド・パージは私が新聞社に入った１９６５年のたかだか15年前の出来事だったのに、このことを何にも知らなかったと、今改めて感じている。手元の戦後歴史書を何冊か開いてもレッド・パージについてはごくわずかしか触れられていない。何であれ私には書く資格はないので、以下項目的な雑感のみ。

※入社時の研修で元気な新入生たちが、社の幹部に向かって「あなたたちは戦前何をしていたのか」と追及したことがある。考えてみると、これら幹部たちはパージに手を貸していた人たちでもあったのだ。大住さんの草稿を読んでわかったことだ。意識的で元気な新入生たちもパージのことは全く頭になかったようだ。

※民主主義の根幹をなす「信教・表現・学問の自由」は、戦前のファシズム体制の中で、日独伊問わず権力が民を取り込む形で失われていった。メディアはその接着剤だった。今ＳＮＳとフェイクの時代、それが一層露骨になるのではないか。

※パージされた当時の若者たちが今生きていて、崩壊したソ連邦、残る社会主義国の現実を見たらどう思うだろう。今だけでなく当時もひどい体制だったのだ。

（毎日新聞ＯＢ）

「共同のレッド・パージ」覚え書き・・

丸山　重威

・共同通信でもレッド・パージが行われ、その人数は33人とも34人ともいう。これについての研究は、新井直之が「新聞ジャーナリズム　戦後のあゆみ」（図書新聞社）「新聞戦後史」（栗田出版会）で書いているが、まだ明らかになっていないこともある。

以下、私の関心事からのいくつかの覚え書き。

・共同でのレッド・パージを特徴付けているのは、１９５０年のパージの前年の「資料室事件」だ。新井本などによると、１９４９年６月、東京都公安条例デモで亡くなった橋本金二墜死事件を契機に、問題の記事を共産党員の仕業とするＧＨＱの攻撃を受け、「共産党員を経営から一掃することが必要」とした経営陣が編集関係の共産党員10人をニュースの流れから切り離し、資料室をつくって隔離した。「１３００人の共同か、20人の共産党か」という宣伝が浸透して、組合も隔離を容認、１年後のパージへの道を開いた。

・当時の共同の共産党細胞は、49年1月から細胞機関紙「フラッシュ」を有料で発行し始めていた。新井本は「公然化」としているが、筆者には党員以外の人もいたとのことで、まだ一般には明らかにされていない。既に労働運動の中で「共産党の指導」が批判されはじめていた時代といえそうだが、細胞機関紙が公然と出され読まれた社内の雰囲気はどんな感じだったのか。他の経営細胞でもそういうことがあったのかどうか、研究に値すると思う。

・レッド・パージの歴史で、明らかにされなければいけないのは、当時の共産党内部は分裂状態（？）だったらしいこととの関係だ。どこまでどういう指導があったのかわからないが、党員は経営に登録していたという事実があるらしい。登録した人もしなかった人もいるのだろうし、もちろん占領中で憲法は事実上停止されており、届け出は、団体等規正令の規定によるものだといわれるが、そのこととパージとの関係と、これは共同だけのことなのか、それとも他のマスコミも同じだったのか、よくわからない。

・共同で「同調者」とされておかしくない当時の組合の田英夫書記長は、パージの対象にされなかった。生前、「田さんを囲む会」で、何人かで彼の話を聞き、昔話も聞いたことがある。公式な記録（？）では、彼は「静岡支局勤務」とされたといわれていたが、本人は「一度も静岡に行ったことはなく、むしろカネを持たされ、身を隠せと言われた。暫く田舎の温泉場を回ったりしていた」と話していた。「俺は党員じゃなかったが、党の会議に呼ばれたことがある」とも。

田氏は、「文春」に、当時のことをちょっと書いたことがあるが、経営側と裏の接触があったことは確かで、ＧＨＱの要求の中で、松方三郎を含め当時の経営側が、それなりに、田を含めた将来の「社」を守ろうとしたのも確かな気がする。

・レッド・パージについて、新井直之は「細胞が一般組合員大衆を完全に掴んでいなかったことがこの瞬間に露呈した」と書いたが、明神勲氏は「レッド・パージが残した第二の負の遺産は反共主義的な意識、『アカ』を恐れ嫌悪する社会心理の培養・再編・強化」（「戦

後史の汚点　レッド・パージ」大月書店）と指摘した。パージは当時の社会状況の結果でもあり、それが引き起こした社会の変化も重要だった。いま、学術会議の会員任命拒否事件では、既に、学術会議を共産党と同一視してアカ攻撃を広げ、これを機に、改組・解体を狙う動きも顕著だ。明神本は反共主義について、「支配層が現体制を守るために常に反共主義を利用している」とし、マルクスの「共産主義者がその見解、その目的、その傾向を全世界の前に公表して、共産主義の妖怪談に党自身の宣言を対置すべき時が既に来ている」という言葉を紹介している。レッド・パージ研究は、まさに、現在の課題だと思う。

（日本ジャーナリスト会議運営委員、共同通信ＯＢ）

「反日パージ」認めるこの国は岐路に

林田　英明

「説明できることと、できないことってあるんじゃないでしょうか」。そう言って日本学術会議会員候補６人の任命拒否をうやむやにして押し切ろうとするのが菅義偉首相である。これでは容疑者の黙秘権行使と変わらず、自ら犯罪行為を暗に認めているようなものだ。学術会議がこれまで提言してきたものが現政府にとっては気にいらないから意のままにしようと考えたにしては露骨すぎる。しかし、毎日新聞と社会調査研究センターが実施した世論調査の結果を11月７日の朝刊紙面に見て私は驚いた。任命拒否を「問題だ」とするのは37％で、「問題とは思わない」が44％と多数派なのだ（「どちらとも言えない」18％）。

どうやら世間の大勢は、任命拒否問題を人ごとと思っている。インターネットによるネガティブな情報垂れ流しやマスメディアの切り込み不足など理由は挙げられようが、安倍政権時から続く〝熱狂なきファシズム〟が国民に広がって、政権と呼応しているのではなかろうか。

閉塞感の中で目先の現世実利を求める小市民の内向き志向が政権とマッチする。「反日パージ」の認諾によって学術会議が腑抜けの御用機関となってしまうのかどうか、この国は岐路に立っている。

（毎日新聞労働組合）

平和と民主主義への思いを心の支えに

明珍　美紀

「私たちは、夫婦ともに仕事を失いました。記者時代の友人たちが仕事を回してくれ、書いて書いて書きまくり、二人の子どもを育てたのです」

多くの新聞労働者を苦しめたレッド・パージ。渦中に巻き込まれ、毎日新聞社を解雇された小林登美枝さん（１９１６～２００４年）

は、当時を振り返った。

郷里の茨城県から上京し、速記の技術を身につけた。太平洋戦争開戦の翌42年に速記者として入社。「記者職に変わりたい」と社会部に異動し、戦況が悪化するなか、工場で過酷な労働を強いられる女性たちの痛切な声に光を当てた。43年10月21日、明治神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行大会では、2万人余の若者たちが銃を担いで行進する姿を涙ぐみながら取材した。敗戦の日は、ただもう、うれしくて、「これからは女性の時代が来る」と思ったそうだ。

女性が初めて参政権を得た46年の総選挙の後、政治部に移り、「女性政治部記者誕生」と注目されたが、不条理な仕打ちが待ち受けていた。組合活動にも力を入れていた小林さんは「ＧＨＱのプレスコードを犯す恐れがある」と言われて編集職場を外され、同じく記者をしていた夫とともに50年に解雇された。当時、新聞・通信・放送での解雇者は７００人余に上った。

小林さんと初めてじっくり話す機会を得たのは２００１年、女性運動家の櫛田ふきさんがこの世を去り、その思い出を取材したときだ。櫛田さんらと女性の権利運動を推進し、「平塚らいてうの会」の代表を務めるなど女性史研究家としても足跡を残した。

そんな小林さん自らが、レッド・パージの当事者であり、国家権力の弾圧を受けたことを知った。さらに体験を聞こうと、その後、都内のご自宅を訪ねた。「平和と民主主義がなければ女性の解放も男性の解放もない」と言葉に力を込め、私は「後輩への伝言」と受け止めた。

新聞労連の委員長時代（03～04年）から朝日新聞の「朝日ＲＰ（レッド・パージ）の会」（すでに解散）の年1回の会合に参加するようになり、同社の業務局を追われた北野照日さん（故人）らの揺らぎのない信念に胸を打たれた。レッド・パージの受難者は、抑圧のつらさを知るからこそ、その笑みは温かい。

新型コロナウイルス禍の下、感染拡大を阻止できない国の無策ぶりが露呈している。こんな状況にあっても、政権の顔色をうかがうマスメディアの「忖度」が指摘されている。

言論弾圧を抑止できるか否か。メディア自身が問われていることを忘れてはならない。

（毎日新聞記者、元日本新聞労働組合連合委員長）

繰り返す過ちを照らす灯をかざせ

東海林　智

レッドパージから70年。重いテーマでありながら、１９６４年生まれの私にとって、当時のことは、想像しがたい。ただ、私の父が山形県という田舎で、共産党員として活動していたことから、小さな頃「アカの子」と大人からは密やかな声で、近所のガキ大将からは面と向かって言われたことを覚えている。そんなに賢くはなかったが、学業で目立っても弁舌で目立っても「アカの子だから」がついて回った。当時の嫌な記憶が、70年前の情景と少しは重なるのか

と思っている。

長じても、中学、高校で日の丸・君が代を強制され、それを拒否した者に対する居心地の悪い雰囲気を感じてきた。そして、それは、国旗国歌法で強化され、特定秘密保護法、共謀罪の成立とズカズカと私たちの内心に上がり込んでくるようになった。

レッド・パージの被害者となった人々の生々しい記録は、「繰り返す過ちを照らす灯をかざせ」と訴えているように思う。「反日」という権力への批判を許さない常軌を逸した言葉が幅を利かしつつある今、言葉の礫を投げつけ、抗わねばならない。抗い続ける覚悟を問われているのだ。

（毎日新聞記者、元日本新聞労働組合連合委員長）

コメント―本誌の内容、意義と検討課題

明神　勲

■ 記録をつくり記憶をつなぐ意義―記憶のバトンを次世代に手渡す

レッド・パージははるか昔の70年前のことであった。しかし、それは単に過ぎ去った過去の忌まわしい出来事ではない。最近の日本学術会議任命拒否問題は、それが「今に続く過去」、「今そこにある現実」であることを示している。

レッド・パージは70年という時間の経過のなかで歴史の片隅におしやられ忘れ去られた存在になろうとしている。そのような今日的状況のなかで、レッド・パージの実態とそれが歴史にもたらした影響を明らかにし世に問うことは重要な意味をもっている。それらの記憶を多くの人々と共有することは、その過ちを再びくりかえかえすことの防壁を築くことであり、さらにそれらの記憶は、現在をより深く鋭く考察し豊かな未来を展望するための武器となるであろう。そのような意味で、本誌の刊行は、レッド・パージにかかわる記憶のバトンを次世代に手渡し多くの人々と共有するうえで重要な役割を期待することができる。

■「座敷牢につながれた日本の新聞」―マスコミの危機のなかで

「座敷牢につながれた日本の新聞」―今から30年前の１９９０年、外国のあるジャーナリストは日本の新聞を評してそれが体制を支える重要な要素の一つになっているとしてこのように断じた（カレル・ヴァン・ウォルフレン『日本／権力構造の謎』（上）１９９０年、早川書房）。そして政府の報道、メディアへの統制は、今や官邸によるテレビ監視という自由な言論や報道を脅かす深刻な事態に至っている。ジャーナリズムの使命とされる権力の監視（〝watch dog〟）という役割は忘れられ、逆にマスコミが権力のプロパガンダに堕し「権力の犬（dog）」と化す危険性が現実のものとなっている。

本誌の刊行を促したのは「公共の掲示板」とも司法、立法、行政に並ぶ「第四の権力」にもたとえられるメディアのこのような危機をもとにしたものであり、これに抗する視点をレッド・パージという痛恨の歴史をつうじて確かめようとするものである。

■ 告発だけでなく希望を語る―本書の内容と特徴

本書では毎日新聞社を中心に新聞界におけるレッド・パージ強行の実態、労働組合の対応、犠牲者の苦境と困難な抵抗の実態を４名の個人史も配して克明に明らかにしている。

まず、ＧＨＱと経営者、そして日本の国家権力を総動員して強行されたレッド・パージの実態を明らかにしこれを告発すると同時にこれに抗すべき政党や労働組合が有効な抵抗を組織できなかったばかりでなくこれを容認し加担した実態と責任も告発している。

同時にこのような告発にとどまらず、希望の章へと続けられるのが本誌の素晴らしいところである。「うちの会社、うちの新聞」という新聞界の業ともいえる強い企業意識と反共主義という宿痾をかかえた戦後の新聞労働組合の分立、対立の末に反共を掲げる新聞労連が主導権を握る歴史がたどられる。そして当初は反共の立場からレッド・パージを容認しこれに加担した新聞労連が、５年後にはレッド・パージ犠牲者支援へと転換する過程と要因を克明に描いている。対立と分断をこえ連帯に向かうドラマを可能にしたのが苦境のなかで孤立しつつもあきらめずに声をあげつづけた犠牲者の存在であったことにも注目している。

さらにレッド・パージの影響―新聞に何が書かれ、何が書かれなかったのか―を検証して新聞と新聞記者の罪と責任を問うている部分が注目される。新聞界は敗戦後、戦争中に政府、軍部のプロパガンダの道具として国民を侵略戦争に駆り立てた責任の反省からこぞって戦後の再出発を誓った。本書では、毎日新聞が１９４６年２月に社員の討論を積み上げ役員会で制定した「毎日憲章」が紹介されている。

一　毎日新聞は言論の自由独立を確立し真実迅速なる報道と公正なる世論の喚起を期する
二　毎日新聞は全従業員の協同運営により社会の公器としての使命を貫徹する
三　毎日新聞は社会正義に立脚し自由、人権、労働を尊重する
四　毎日新聞は民主主義に即して文化国家の建設を推進する
五　毎日新聞は国際信義に基づき世界平和の確立に寄与する

ここには新聞の「戦後の初心」が格調高く見事に謳われている。本誌は「新聞の罪と居直り」というサブタイトルをつけているが、それが第一に問うているのは新聞がレッド・パージにより「戦後の初心」を裏切り、戦時中についで新聞の「二度目の死」（梶谷善久編、前掲書）を迎えたこと、さらにそれに対する反省なしにその過ちを繰り返そうとしていることに対する新聞の罪と責任の告発である。同時に単なる告発にとどまらず、新聞の「戦後の初心」に注目し、それに誇りと情熱をもって献身した４人の犠牲者の個人史を紹介することをつうじて、「戦後の初心」の復権の必要性と希望がその裏面にはこめられていると私は受け取った。

さらに、本誌は毎日新聞および新聞界のレッド・パージの事実の解明、記録にとどまらず、レッド・パージの法的性格（ＧＨＱ示唆説批判）などの論点を提起し、さらにレッド・パージ名誉回復運動の歴史と現状、その意義という全体状況への目配りがなされている

ことも類書にないすぐれた特徴である。

また、出典をきちんと示し、文中にとりあげられた人物、歴史的事実についてのていねいな用語解説を付して読者の理解を助けるための配慮も忘れていない。そこに本誌刊行にあたっての編集者たちの意気ごみをうかがうことができる。

■　検討課題―マスコミレッド・パージの法的性格をめぐって

本誌は、マスコミレッド・パージに関するＧＨＱの関与の性格を示唆ではなく指示・命令であったとして、それまで通説であった指示説に対して示唆説を提起した筆者の見解を厳しく批判している。これはマスコミレッド・パージの性格をめぐる重要な論点の提起であるが、その論拠と結論には首肯しがたい問題点があると考える。許された紙幅の関係でこれを詳細に述べる余裕はないが、疑問のある論拠のいくつかを例示する。

□「もともとＧＨＱの命令にはランク付けはない。…声明、覚書、書簡、指令、指示、示唆、勧告といっても法的な仕分けはなく…マッカーサーの言動すべてが命令に他ならない。指令であれ、示唆であれ、敗戦国民としてはまったく背くことは許されない。指令か示唆かで仕切るのはＧＨＱ内部の釈明にあたっての使い分けであって、外に及ぶものではなかった。」（本稿１６３ページ）―コメント：命令と示唆の法的性格を明確に区別して考えるのが法曹界の共通理解である。示唆であるか命令であるかはレッド・パージ犠牲者にとっては生死を決する分水嶺であり、それこそがレッド・パージ裁判で争われてきた主要な論点の一つであったという事実を無視する見解である。

□ネピアと新聞経営者との会談録を、ネピアの「跳ね上り」、「勇み足」によってマスコミ経営者にたいして行った命令を隠蔽するために作成した作文、脚色による「事実と異なるメモ」（本稿１６０ページ）であり「歴史的評価に耐えられる内容にはなっていない」（本稿１６１ページ）という評価―コメント：事実誤認と根拠を欠いた推測によるまったく誤った評価である。

□新聞協会事務局長・津田正夫証言を指示説の大きな論拠としていること（公職審査課のマリンスなる人物が新聞レッド・パージはＧＨＱの命令だ、と津田に語ったという証言）―コメント：津田証言の内容は、新聞経営者の立場を代弁する津田氏のみが語り知ることであってその信憑性は確かめられていない。

■　おわりに

本誌の提起した命令・指示説に対する批判、疑問を率直に述べてきたが、これに対しては当然本誌の編集者や読者からの反論や批判が予想される。今後そのような形で論議が進められマスコミレッド・パージの法的性格についての解明が深まることを期待したい。本誌はマスコミレッド・パージの実態と歴史的意味を解明すると同時に法的性格の再検討の必要性について一石を投じたという意味で価値のあるものであった。

また私事にわたるが、本誌による示唆説の批判をうけて自分の論の説得力の弱さを自覚し、いっそうの検証の必要性という課題を与えていただいたことに感謝したい。　（北海道教育大学名誉教授）

◇企画・制作にかかわった事務局員として

検証「レッド・パージ70年」の意義

根岸　正和

１９４５年の敗戦から5年たらず、復興と民主化が標榜されながらも社会情勢はなお混とんとしていた。連合国の占領下にあって誰もが逆らえないという世情でもあった。民主化といいながら占領軍のやりようは反共色が次第に濃くなっていた。

官公庁や鉄鋼、石炭など基幹産業からは合理化の名のもとに実際上「共産党員」や「支持者」が排除されていた。「下山事件」「三鷹事件」「松川事件」など奇怪な事件が起き、共産党の謀略だとあらぬうわさが蔓延してもいる。のち、いずれも権力による謀略だと暴かれている。

そして隣国、朝鮮半島で戦乱が起きた。米軍は韓国にも駐留していたから、占領下の日本は事実上、米軍によって戦争体制に巻き込まれている。そこで仕掛けられたのが報道界へのレッド・パージだ。戦争遂行のための言論弾圧にほかならない。日本政府も連動して閣議決定により範囲を公務員、産業界一般の労働者に押し広げ、万単位の解雇の嵐となった。

このやり方は、戦前・戦中に憲兵や特高がやったスパイ謀略と根っこのところでつながっている。有意の北大生・宮澤弘幸に対して「アメリカのスパイ」の汚名を着せ懲役15年の重罪を科している。これはいまでは国家による冤罪だったと明らかで、戦時下の国民弾圧への見せしめであった。

『検証「レッド・パージ70年」新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに―』は、この冤罪究明に尽くしている北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会が手掛けた。国家権力による犯罪に時効はないという信念からだ。この間の経緯は逐一機関紙「事務局たより」で伝えている。

今日に於ける政治の現状は、日本学術会議の認証すべき事案に対して6名を排除、強権によって排除の謀略を通している。明らかに言論の自由を侵し、憲法違反を公然と行ってくる政府。併せて「桜を見る会前夜祭」の費用など安倍前首相の国会答弁「嘘八百」が明らかになるなどマスコミ、報道機関の真実の報道を求める国民の監視も重要になっている。

安倍前首相の「マスコミの分断」攻撃は国会答弁の中でもあらわになった。「私の意図する考えは読売新聞に掲載されている」など政府機関の御用新聞的ニュアンスを公言するなど、マスコミを軽視する風潮は許してはならない情勢といえる。

『レッド・パージ70年』の発刊は、まさにこのさ中で進められた。レッド・パージの本質を見抜く貴重な資料だ。被害者たちが「無実の汚名」から生還し、名誉回復の闘いを共にする重要な手がかりでもある。歴史をおろそかにしてはならない。人間の魂のよりどころと読む。制作にかかわった一員として本書の意義を強く訴えたい。

（事務局、毎日新聞北海道ＯＢ）

歴史を繰り返させてはならない

水久保文明

パンデミック（世界的大流行）は、新型コロナウイルスにとどまらず、強権政治にも現れている。アメリカ、ロシア、中国、タイなどがそれである。香港にいたっては、共産党が「アカ攻撃」をすすめるという奇妙な現象が起きている。アメリカでは国を二分するのではないかという深刻な事態に陥っている。

翻って日本はどうか。御多分に漏れない。安倍晋三前首相がおこなった、秘密保護法、安保法制（戦争法）、共謀罪法――などがそれである。それを引き継いだ菅義偉首相も、就任早々に日本学術会議の委員任命について、政府への批判的な人を拒否するという暴挙に出てきた。

それを取り繕うため政府は「学術会議のあり方」に議論をすり替え、あたかも学術会議側に問題があるかのように喧伝している。これは、デジャヴュ（既視感）を想起させる。かつて政治汚職が相次いだとき「政治改革」と称して小選挙区制を導入したときと、うり二つである。

強権政治は総じてレッド・パージを伴う。「レッド・パージ」の持つ歴史における意味合いを軽視するわけではないが、その対象はかつての「共産党およびその同調者」にとどまらず、政権を批判し、平和と民主主義を貫こうとするものに刃を向ける。

何故そうなるのか。紙数の関係で詳細を述べられないが、背景に経済問題があると私は見ている。つまり、世界経済は度し難い事態となっており、それを打開するには〝力の政策〟が必要であり、それに抵抗する者を容赦なく弾圧する、すなわちレッド・パージを行う――という図式が浮かび上がってくる。

革新自治体の祖ともいうべき、京都府知事を28年間担った蜷川虎三（１８９７―１９８１）氏は「共産党の弾圧は戦争前夜である」と喝破し、反共攻撃と闘った。その言葉を引用すれば現在社会は、世界経済が不穏な動きのなかで戦争を引き起こす危険性をはらんでいると言える。

韓国・ソウルの繁華街の一つ、明洞（ミョンドン）から少し離れた丘のふもとに「記憶されない歴史は繰り返される」と刻んだ大理石がある。ハングル、英、中、日の４カ国語で書いてある。植民地時代、従軍慰安婦問題など韓国の人々の叫びである。

１９８５年５月８日、ヨーロッパで第二次世界大戦の終わった日にドイツ連邦大統領Ｒ・ヴァイツゼッカー氏は議会で演説し、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」と訴えた。この二つの国から学ぶものは小さくない。

ついに日本政府は、「敵基地攻撃能力」などを持ち出し、長距離ミサイルの製造など憲法を無視し、軍事力を強化しようとしている。その流れのなかで、政権に批判的な学術会議の委員を排除した。70年前のレッド・パージは、朝鮮戦争の直前夜だったことを忘れてはならない。強権政治のパンデミックは、ウイルスより手強く怖いことを肝に銘じたい。本書制作にかかわった一人として。

（事務局・千代田区労協事務局長・元毎日新聞労組専従書記）

「意見・感想・問題提起」について

今回冊子の素稿が上がった段階で、本会の発足以来ご面倒いただいている多くのみなさん、「メディアウオッチ１００」で健筆のみなさん、「毎友会」など毎日ＯＢ活動でご活躍のみなさんを分母に、世論調査の無作為抽出を真似てみなさんに誠に勝手ながら素稿を送らせていただき寄稿をお願いしたところ、現新聞記者の３人を含む18人のみなさんからご寄稿をいただきました。ありがとうございます。

いただきましたご意見・ご感想・問題提起を基に素稿を読み返し、議論を重ね、修正を経て本最終稿に至りました。同時に今後に向け、ご寄稿の意とするところ大きく、巻末にて失礼ではありますが「意見・感想・問題提起」として一章を置かせていただきました。さらに広くみなさまのご意見・ご感想・問題提起をいただきたく、願っているところでございます。奥付ページに記載しました事務局宛に郵送・ＦＡＸ・メールにてお寄せくださいますようお願い申し上げます。

大しんがりには、今回企画にあたり強い刺激を受け、ことのほかご面倒ご協力をいただいた上、本冊子の意義とさらには厳しいご指摘をいただいた明神勲・北海道教育大学名誉教授の稿を置かせていただきました。

みなさまからのご指摘をむねに精進つとめてまいりたく、よろしくお願い致します。

あとがき――いまなぜレッド・パージなのか

一人の前途ある大学生をスパイに仕立て上げ、周囲に恐怖感を抱かせたのが「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」であった。これに引き比べレッド・パージは、ＧＨＱ・日本政府・企業経営者が一体となって、憲法を破壊し、社会全体を一気に反共へと捻じ曲げる国家権力による大弾圧であった。

「スパイ冤罪事件」にかかる取組みを通じて、我々は「国家権力犯罪に〝時効〟はない」との視座に到達した。その上に立って、国家権力犯罪を告発し、真相を次代に伝えると同時に、二度と繰り返させない世論を形成する運動の構築・継続・発展を期さなければならないと考えた。こう考えた時、強く広く連帯すべき運動が、ねばり強く展開されていることを知った。

「レッド・パージ反対全国連絡会」をはじめ「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」「日本国民救援会」、空襲などの民間戦争被害者の救済を求める「全国空襲被害者連絡協議会」、さらには軍国日本による中国侵略戦争の加害責任を問う「重慶大爆撃の被害者と連帯する会」、「安倍靖国参拝違憲訴訟の会」等々である。

幸徳秋水の警鐘が今に

目を歴史と世界に広げてみた。最大の国家権力犯罪は「戦争」である。この戦争狂奔勢力に対する闘いもまた脈々と継続している。

国家による犯罪である「大逆事件」（１９１０年）で、処刑された幸徳秋水は、１９０４年1月17日付『平民新聞』でこう訴えた。

吾人は飽まで戦争を否認す／之を道徳に見て恐る可きの罪悪也／之を政治に見て恐る可きの害悪也／之を経済に見て恐る可きの損失也／社会の正義は之が為めに破壊され／萬人の利益は之が為めに蹂躙せらる／吾人は飽まで戦争を否認し／之が防止を絶叫せざる可らず

戦後、アメリカの原爆投下責任を糺す「東京原爆裁判」があった。１９５５年4月、広島の下田隆一さんら3人が、東京地裁に国による損害賠償と「アメリカによる原爆投下は国際法違反」だとする認定を求めて訴訟を起こした。だが周囲の目は冷たく、非協力的で、初志を貫いたのは、岡本尚一弁護士と若手の松井康浩弁護士だけだった。東京地裁は、8年後の１９６３年12月、損害賠償請求は棄却したものの、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」ことを認めた。この判決は確定している。

１９６８年の国際連合第23回総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効非適用に関する条約」を採択している（日本政府は棄権）

こうした運動の上に、広島・長崎原爆被害者たちをはじめ、国際的に広がった運動の成果として、２０１７年7月7日、国連会議は「核兵器禁止条約」を採択し、3年後の２０２０年には批准国が50カ国に達し、２０２１年1月に発効する（日本政府は無視）。

以上のように、戦争に反対し世界平和を目指す文字通り正義の運動が毅然と存在・継続している反面、歴史の教訓をあざ笑う安倍・菅政権にみられる憲法敵視、民主主義否定の反動・暴走政治が現出している。さらにそれを補完する言動が跋扈している。韓国併合、中国侵略を正当化し、南京大虐殺などを否定し、植村隆・元朝日新聞記者の韓国従軍慰安婦報道を「捏造」と攻撃する等々の「歴史改竄主義」の言動である。歴史の真実を究め、それに基づいた道理ある批判が急務となっている。

日米安保条約・日米地位協定を問い直せ

直ぐにも手をつけるべき課題に、日米安全保障条約第6条に基づく「日米地位協定」がある。同協定第25条による「日米合同委員会」は最悪の「対米従属固定化機関」だ。日本側は外務省の北米局長を代表とする法務、農水、防衛、外務、財務の各省官僚が6人。一方のアメリカは代表代理の在日アメリカ大使館公使以外の6人は、代表の在日米軍司令部副司令官以下、全員が軍人だ。二国間条約に基づく正規の外交交渉機関であるにも関わらず、アメリカ側が軍人であるということは、日本がいまなお米軍による「占領下」にあることを示しているといっていい。

協議事項は、基地の提供、土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機に関する航空管制、訓練飛行や騒音問題、米軍が使う電波の周波数、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など多岐にわたっている。米軍優位の日米地位協定を土台に提供する以上、運用面でもほとんどの場合、アメリカ側の要求が通り、米軍に有利な「合意」が結ばれている。

日米合同委員会の「合意」については、その要旨のごく一部が外務省、防衛省ホームページで公開されているが、議事録や合意文書は原則非公開で、国会にも公開されない。そのブラックボックスの中で、「民事裁判権密約」「秘密基地密約」「航空管制・米軍機優先密約」など数々の密約が交わされている。これらは日本の主権を侵害し日本の憲法体系を無視し、事実上の治外法権を認めている。

さらに問題は、この問題が公式の論題に上がらないことだ。問題のありかと全容は既に吉田敏浩氏らの告発によって明らかであるにもかかわらず、権限と責任を持つ当事者たちは言を左右にして避け、国会をはじめ論議し提起すべき機関、機能の腰も重い。この壁は何なのか。口火から70年にして、なお総括しないレッド・パージと通底する澱があるようにも思えてくる。

しかも、日米安保条約が講和条約締結と引換えに、そのどさくさにねじ込まれたものであることは、いまは周知となっている。そして、その講和は、レッド・パージによって日本の新聞と世論を無口に落し込み、その地均しの上にたって導入されている。つまり、地位協定をはじめ、講和を前後して起き、かつ今に続く講和後日本の諸問題はレッド・パージと関わって起きている。少なくとも、レッド・パージは、アメリカの日本「占領」を固定化する出発点になっている。いまなぜレッド・パージなのか、の所以である。

そして２０２０年――。

保阪正康氏は、「日本学術会議への人事介入は『レッドパージ』の再来である」（「サンデー毎日」２０２０年10月25日号）と断じ

次のように書いている。

今回の（日本学術会議新会員任命を拒否された）６人は思想がどうこうといった問題ではなく、「反政府的言動」を共産党と見立ててのレッド・パージと考えると、まさに「アカデミック・パージ」の第１波ということになるであろう。

このように政府の気にいらない人物を追放する時には必ず一定の法則がある、どういう法則か。

〈まず必ずターゲットを決めて、その人物を追放するように扇動する学者、研究者がいる。彼らは悪口雑言を浴びせるのが役目だ。やがて呼応する右翼勢力がそれに加わる。そして議会の国家主義的議員がそれを口汚く罵り出す。かつての時代はこれに軍部が支援の姿勢を露わにして、暴力的な威圧をかける。その揚げ句に行政がその人物を教壇から、あるいは学校や研究機関から追い出す具体的処分を行う〉

この法則を簡単にいえば、「扇動者―攻撃者―威圧者―権力者」という流れで見ることができる。

確かに権力者は見えてきた。しかし「扇動者」「攻撃者」「威圧者」はまだ見えてこない。これまでの順序とは異なるのかもしれない。あるいは逆に、権力者から扇動者に向けて流れがつくられつつあるのかも知れない。

また、当事者の一人、加藤陽子・東大教授は「日本外国特派員協会での記者会見へのメッセージ」（２０２０年10月23日）で次のように指摘している。

今回の件で留意すべきなのは、拒否された６人全員が、学術会議第一部（人文・社会科学）の会員候補だったことです。１９９５年に制定された科学技術基本法が今年、25年ぶりに改定され、「科学技術。イノベーション基本法」となり、改正前は対象外だった「人文・社会科学」も法の対象に含まれました。

新法の下では、人文、社会科学も「資金を得る引き換えに政府の政策的な介入」を受ける事態が生まれます。

日本の科学力の低下、データ囲い込み競争の激化、気候変動を受け、「人文・社会科学の知も融合した総合知」を掲げざるをえない緊急事態にあり、その領域の学術会議会員に対して、政府側の意向に従順でない人々をあらかじめ切るという事態が進行したのだと思います。

国民からの負託がない宮僚による科学への統制と支配は、国民の幸福を増進する道ではありません。私は学問の自律的な成長・発展こそ日本の文化と科学の発展をもたらすと信じています。

恥ずべき政権の承継

レッド・パージから70年、安保闘争から60年を経たいま、外務省の「２０１９年度外交に関する国内世論調査」結果によれば、日米安保体制を「評価する」が68・９％、「評価しない」が27・５％となっている。対米従属の根底にある「日米安保条約反対」は世論となっていない。

ポツダム宣言に基いて米軍の日本からの全面撤退を断固要求するのではなく、沖縄辺野古に米軍基地を建設してアメリカに提供するという全く倒錯した恥ずべき姿勢の政府が継続している。また沖

縄県民が一貫して辺野古米軍基地建設反対をはじめ、米軍基地縮小・撤去を求めているにも関わらず、横須賀、佐世保、三沢など巨大な米軍基地周辺では、その存在を問う闘いは目立たない。残念ながら日本国民は、「米軍占領」に馴らされてしまっている。

大変な忘れ物

本冊子発行の動機と、表題に「毎日新聞を手始めに」とした理由は「はじめに」に記した通りである。最後に企画・発行に加わった一人として個人的な思いを記しておきたい。

高卒で国電・有楽町駅前の毎日新聞東京本社に印刷局養成員として入社した１９５７年はレッド・パージの７年後だった。配属された活版部には、私の出生（１９３８年）前に入社した人、徴兵で中国戦線に動員されて復員した人などがいた。午前０時を過ぎて、最終版降版の頃になると雑談に花が咲く。

そんな時、活版でパージされた６人を知る先輩は、小声で「あの時は酷かった。玄関から追い出したんだから」と言っていた。その後、１９６１年から毎日労組青年部委員になった。当時の新聞産業は東京五輪を前にして過当競争が激化していた。「増ページの印刷、増版の活版」で、版数が増えると活版の仕事は多忙を極めた。

だがそんな時、労協に基づく組合活動招請状を持っていくと露骨に嫌な顔をする職制がいる一方、「すぐに行け」と仕事をはずしてくれる職制がいた。今になって思うと、その先輩はレッド・パージ時に問答無用で職場を追い出された仲間を見ていたのに、何もできなかった悔しい思いがあったのではないかと想像する。

そんな体験もあって、レッド・パージを知るほどに、毎日新聞労組ＯＢの一人としても大変な忘れ物をしたのではないかという思いが募った。なぜ東京本社でパージされた31人の中に活版から６人もいたのか。『新聞労働運動の歴史』（１９８０年新聞労連刊）によれば、活版工・印刷工の組織化は１８８０年代から始まり、90年には「活版工同志会」を結成したが、失敗した。しかし日清戦争後の社会運動高揚の中で、１８９７年には活版労働者出身の片山潜が「労働組合期成会」を結成した。これに対して明治政権は、「治安警察法」（１９００年制定）のち「治安維持法」（１９２５年制定）と振り回し、労働運動は絶えず時の政権による弾圧の対象とされた。活版工が６人もパージされた背景に、活版労働者たちの先駆的な闘いがあったこと、決して無縁ではないと今にして思う。

毎日新聞から追われた49人のうち、消息を追えたのは４人だけだった。この４人の毅然とした生き方に頭下がる。同時に、他の45人をはじめ、新聞・通信・放送と、全産業の数万人に上るレッド・パージ被害者たちの無念と困難を極めたその後を思う時、「国家権力犯罪に〝時効〟はない」ことを再確認し、心に刻みたい。

＊

本書の執筆は、『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』をはじめ「真相を広める会」刊行冊子のほとんどと同様に大住広人が担当しました。資料提供と制作にご協力いただいたみなさま、「意見・感想・問題提起」に寄稿いただいたみなさまに、心から感謝します。

（事務局を代表して　福島　清）

関連資料編

便宜上、「毎日新聞労使の記録」「関連・当事者の記録」「占領軍・ＧＨＱ文書」「法・公文書」の類型に分け収録した。表題は略号で統一し、原題は各注の最初に表示している。

毎日新聞労使の分では、当欄収録分に嶌刊（自処超然）土井刊（生きること学ぶこと）を加えた計13点がレッド・パージにかかる文献として集め得た全てであり、おそらくは多くの資料、とりわけ一次資料が世間の関心を引くことなく散逸、あるいは個人的保持のまま埋もれていると思われ、レッド・パージ70年の痛恨が、改めて思い返させられる。

内容においても、「○○史」物は先行史からの引き写し、孫引きが目立ち、分量のわりに中身を乏しくしている。社史に至っては引用のみに止まり、当事者記録の開示もなく、当事者としての責を全く果たしていない。当11点については発刊あるいは発表・決定の順に収録した。

関連・当事者の分は、毎日以外の報道関係になる。日本新聞協会の調べ（１９８６年時点）では、レッド・パージ実施の55社中、26社で新たに社史を出し、レッド・パージに触れているというが全部に目を通すには至っていない。このへんは宿題になるが、目を通した中の多くは『協会十年史』の内容の域を出ていない。

労組史も同様で、新聞労連の『10年史』が基盤になっている。当事者中の当事者である「全新聞」に関してのまとまった記録は発見に至っていない。

知識人の会の声明は、文筆家にして歯切れ悪く、運動においても迫力に欠けたが、内容において欠くことできず、また時代を映している文献であり、一部省略して収録した。新聞にも報じられた気配なく、貴重な資料になる。

占領軍・ＧＨＱの分は新聞関連に絞った。本来なら英文の原典に則して照合のうえ検証すべきだが、多くはそこまで至らず、先行書に収録された既存訳の孫引きに止まった。これは宿題になる。日本政府関係の公文書も新たな発掘はなく、先学の成果の孫引きに止まっている。

これも釈明になるが、毎労10年史の後の20年史のように同一発行主体の場合、先行引用部分には、その旨注記して重複を略した。また本稿引用の場合も、その旨注記して表題のみを記載した。短文の引用には、本稿中にその都度、注記してある。とくに但書の必要なものは、それぞれの末尾に＊印で入れた。単行本となっている文献は、別途、関連刊行文献として収録する。

▽毎日新聞労使の記録△

①「われら」第52号（１９５０年９月５日付）

【注】『われら』　毎日新聞社労働組合の中央機関紙

報道関係の〝赤〟追放
マ元帥書簡に基く
会社の措置を承認
緊急中央委を開く

7月28日午後3時、毎日新聞社を始め新聞通信、放送等報道関係の経営者は「6月6日以来出されたマッカーサー書簡の趣旨に基いて共産主義者並びにこれの同調者を解雇する」との爆弾声明を発して、各報道関係からそれらの分子を追放した。そしてこの措置は翌月8月5日に行われた地方紙関係の解雇者を合し全国で６８８名（毎日労組調査）に上り、わが毎日労組でも、東京支部関係31名、大阪支部関係18名、計49名を出したのである。

わが労組も折から東京に招集されていた中央執行委員会で急きょこの問題を検討する一方、緊急支部執行委員会を開き夜半に至るまで協議を重ねたのであった。だが問題が余りにも大きく、また軽率に扱い得るものではなく、一応諸般

の情勢を聴取することとし各委員は早々として各支部に帰任した。かくて在京各委員は連日情報のしゅう集、各法規の研究を行うなどこの問題に一切を集中の結果、各支部では執行部としての結論を下し決議機関に批判を仰ぐこととなった。かくて8月22、23の両日緊急中央委員会が開かれた結果「会社の措置を承認する」と組合の態度を決定したのである。

《解雇された49名》【東京】（31名）森沢光一（編集給仕）、桜井誠（スポーツ毎日）、鷲沼登美枝（毎日グラフ）、氏森励（労評）、林茂（編集局）、田村五郎（政治）、嶌信正（同）、今泉正浩（同）、三上正良（同）、牧野純夫（経済）、菅沼勝太郎（社会）、成迫忠儀（同）、矢加部勝美（同）、福本真（同）、藤田福乎（東亜）、信国大典（同）、小林勇（欧米）、小林孝祐（資料）、宮光雍（同）、加藤孝一（学生新聞）、細野正弘（技術）、松村幸一（活版）、黛豊太郎（同）、新川宣富（同）、国枝晴雄（同）、枝薫（同）、中条光一郎（同）、楠見美夫（印刷）、小杉正（鉛版）、原泰蔵（同）富田ユリ子（英文東京駐在）

【大阪】（18名）安本久米雄（出版編集）、室元太郎（図書編集）、尾崎彦朔（外信）、上村清太郎（同）、桐畑潤介（社会）、青木秋雄（同）、田中正三（同）、雨宮礼三（整理）、林一郎（奈良）、古田哲也（逓送）、城江利治（出版発送）、土井正興（販売）、江島喜代子（福祉）、石若佐世子（庶務）、久保秀子（同）、田辺忠治（同）、今城享（同）、花房満（活版）、

＊鷲沼登美枝の解雇時は小林姓。『われら』以後の資料で、別表記のある方を以下に付記。

氏森励（出版局）、宮光雅、富田百合子、上村靖太郎、林一雄、石若佐也子、久保秀子（電話）、今城亨（保安）

《この他の『われら』52号記事は以下のように別途掲載》

▽本記＝略（本稿85ページ第二部第三章の「7・28の労働組合」に掲載）

▽執行部案の可決　緊急中央委満場一致で＝略（右同）

▽申入れに対する会社の回答＝略（右同）

▽組合の態度を確定＝略（右同）

▽組合と解雇者との関係＝略（右同）

▽組合より会社に対する申入れ＝略（右同）

▽「解雇承認」迄の経過―本部書記長・仁藤正俊＝略（右同）

②　言反同・毎日班冊子

【注】『〝自由なる言論〟のために　新聞の弾圧と我らの斗争』　言反同（言論弾圧反対同盟）・毎日班編。発行月日の記載がないが1950年8月末以降の早い時期と思われる。旧字体は現字体に。数字は洋数字に直した。

7・28新聞弾圧事件の真相
―言論の自由を守ること、それはまた平和を守ることである―

①この首切りは何を意味しているか？

報道界からの〝赤を追放〟――7月29日付の各新聞は小さな一段見出しで極くかんたんに報道しただけだったから、読者のなかにはうっかり読み落とした人がいるかもしれない。

だがこの〝追放〟事件は極めて重要な意義をもっていた。

朝日、毎日、読売、東京、放送、時事通信、共同通信といった日本の代表的な新聞、通信、放送機関をはじめ、全国の各新聞社から665名の良心的記者と工務員がただ単に〝共産主義者及びその同調者〟という名目で即時解雇を申渡された。しかもこの首切りには、マッカーサー書簡を楯に憲法も労働法も、団体協約も就業規則も、すべてのものがふみにじられてしまったのだ。

東條時代にさえも見られなかったような暴挙――これは、一体なにを意味しているのだろうか。それは明かに朝鮮動乱から極東の事態が重

大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが急速に日本を軍事的に再編成することを決意しその手はじめとして、われわれから一切の真実をおおいかくすために、まず言論報道の自由を封殺しようとしている――ということである。

進歩的な読者に対する圧迫はこれまでにも行われたことがあった。だが、こうした圧迫は労働法や労働協約の抜け穴を狙うか、或はまたそのワクの中で進められ、その結末も反撃による後退か妥協と言う形で終わったのであった。ところが今度の場合、支配者たちはていさいをつくろう余裕さえも失い、むりやりに、一切の法律を無視することによって〝戦争への道〟に突き進もうとしているのだ。

今や全世界には戦争の暗雲が重苦しくのしかかっている。もはや人々は戦争が始まるか、どうかを問うことはない。いつ始まるかを問うているのだ。それだけ戦争の危機は深まっている。

だが、戦争はあくまでも防がなければならない。平和は絶対に守らなければならない。そのためには、どんなに困難であろうと、言論の自由を守らなければならないのだ。これは良心の命令である。言論弾圧に対する私たちの闘いはこうして開始された。

最初は出口のない闘いのように見えたこともあった。だが日ごとの斗いは遂に大きな壁を突き破ることに成功した。

〝日本を再び暗黒時代に逆もどりさせるな〟の声は労働階級、知識人の間にわき始めた。こうした世論の渦のなかで、闘いはいま最後の勝利を目指して進められている。

②法律も無視したファッショ的なやり方だ

今度の首切りほど日本の新聞のパンパン的性格をむき出しにしたことはない。各社とも大体似たり寄ったりだが、毎日新聞の場合を例にすると、会社側では首切りの理由をこんなふうに言っているのだ。

〝本年6月4日以来、しばしば出されたマ元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれは報道機関に課せられた責任にもとずき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を閉出すことを、われわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することも出来ないし、これに関する一切の質問に答えることも出来ない。正当な退職金を支給する。即刻職場から退去せられたい〟――解雇通告全文

〝この際特に組合幹部の方に申し上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働法規に先行すると解釈していることであります。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡にその根底をおいているのであります〟――毎日労組幹部への通告より

会社側は、共産党中央委員の追放や〝アカハタ〟の幹部追放など関する7月18日付マ元帥の書簡の内容を一般新聞にまでむりやりに拡大解釈して首切りの理由とし、しかも〝関係筋の重大示唆〟と称して厚かましくも一切の国内法規に先行すると述べているのである。だが、会社側の主張がいかにでたらめなものであるかは、日のたつにつれて次第にバクロされてきた。吉田政府は会社側を支持する態度を示してはいるが、結局今度の首切りは〝経営者と従業員との問題である〟（大橋法務総裁の参議院での答弁）としか述べることが出来なかった。

会社の措置が不当であることは最初から明かなことなので、私たちは直ちに東京地方裁判所に地位保全の仮処分手続きをとったが、会社側は依然として今度の首切りは一切の国内法規に先行すると主張し、日本に裁判の管轄権はないと抗弁し続けている。実際、会社側にしてみれば、これ以外に抗弁の途はないのだ。もしこの主張が崩れるならば、一切が崩れてしまう。

だが、日本をとりまく情勢は新聞経営者の焦慮などは冷酷に無視して、どんどん変って行く。

五鬼上最高裁判所事務総長は8月12日名古屋高裁で開かれた労働関係裁判官会議に出席の際、記者団にこう言明している。

〝言論界の追放に対する仮処分の申請が現在東京、大阪、名古屋、仙台、小倉など11件余り上っているが、これに対する処分につき関係方面

と折しょうの結果、新聞放送の追放は各社が自主的にやったことだから、当然日本の裁判所で裁判さるべきものと決定された。この点、各裁判官が公平な立場にたって裁判することを期待している。

これは当然すぎるほどに当然なことだ。会社側の主張が認められるならば、日本はもはや法律など不要となり、裁判所も不要となる。裁判所自身にとっても、これは由々しい一大事なのだ。

③〝記憶にない〟と逃げる

裁判所が申請を受理したことは、法廷斗争の緒戦で私たちが勝利したことを意味する。だが、私達の勝利はこれだけではない。朝日新聞西部本社の被解雇者が12名が申請した仮処分裁判は8月26日福岡地裁小倉支部で早くも第2回目の弁論を終了、結審となったが、この日の会社側答弁はまさに夢遊病者の答弁としか受けとれぬものであった。例えば、こんなふうである――

組合側弁護人　解雇は会社が自主的にやったものか。

会社側証人吉村印刷局長　そうだ。マ書簡の趣旨にもとずき関係方面の示唆を含めて自主的に行った。

組合側　結局、自主的に行ったというのか。

吉村　そうだ。

組合側　同調者はどういう根拠で判定したか。

吉村　社の内外から得た情報にもとずき判定した。

組合側　例えば、どの情報は誰からどのように入手したか具体的に例証せよ。

吉村　信義の上からも言えない。

組合側　法廷では信義はない。宣誓に反してそういうことを言えば証言拒否になる。

――双方弁護人が押し問答を展開、裁判長休憩を宣言、約20分後再開――

吉村　具体的に例証できないのは、記憶が明かでないからである。

組合側　前言とは違う。偽証だ。偽証の告訴も辞せぬから裁判記録を読み上げてほしい。

――裁判長再び休憩を宣言。間もなく再開――

裁判長　証人は記憶にないといっているのだから（とこの点はあいまいのまま続行）。

組合側　関係方面とは何か。

吉村　言えない。

組合側　知っていて言えないのか、記憶にないのか。

吉村　記憶にないからだ。

組合側　関係筋とはどういう意味か。またいついかなる示唆があったかも覚えていないような陳述には、なんらの証拠力をも認めがたい。

記憶にない情報、記憶にない示唆、つまり会社側は不思議な幻想にとりつかれて、夢遊状態のうちに人の首を切ってしまったというのだ。実に危険なことだ。かれらはいつまで幻想にとりつかれて、どんな破壊行動に出ないとも限らない。裁判長としても、こういう精神病患者の言葉に正当性を認めることは、まず困難であろう。

会社側は唯一の拠りどころさえ失ってしまったのだ。残された逃げ道はひきのばし戦術以外にはない。東京では8月10日の第1回審訊を〝準備がまだ出来ていない〟と称して延期にさせ、裏にまわって、あの手、この手と見る目も哀れな術策を弄し続けている。

④この斗いは「平和を守る斗い」である

私達はこうして私たちの前に立ちはだかっていた壁をともかく突き破ることに成功した。だが、それだけで満足し、前途を楽観しているわけではない。今度のような余りにも明白な事柄に対しても、現在の情勢は決してそれほど甘くはないからである。法廷斗争には自らその限度がある。また私たちの斗いがかりに法廷で勝ったとしても、ただそれだけでは本当の勝利とは言えないのだ。新聞の紙面からインチキ報道を追放し、自由と公正を取り戻さない限り、私たちの勝利はない。

また新聞の自由と真実のための斗いは単なる新聞人の問題ではない。それはあらゆる労働者、知識人の問題であり、日本人全体の問題である。あらゆる人々がファシズムとの闘いに起ち上らない限り、言論の自由も平和も守り通すことは

困難なのだ。

私たちはこのことを十分に認識し、一方では職場の同僚に呼びかけ、他方では一般の働く人々、知識人に広く呼びかけている。この成果は着々とあがっている。

これまで比較的穏健な動きを示していた〝知識人の会〟――幹事長中野好夫（東大教授）、副幹事長戒能通孝（早大教授）、同清水幾太郎（廿世紀研究所長）、書記局責任者中島健蔵（東大講師）の各氏――では特に今度の事件に重大関心を寄せ、まず最初の幹事会で裁判長にあて公正な裁判を期待する旨のメッセージを送ることを決議、続いて開かれた二度目の幹事会では一般知識人に呼びかけることを決議した。このアピールは全知識人の署名を求めることになっており、今度の事件をきっかけとして知識人の反ファッショ戦線が形ずくられようとしている。

また自然、人文科学界の進歩的学究で組織されている〝科学者平和コン談会〟でも、今度の言論弾圧には科学者として反対するとの声明を出している。次ぎに知識人の声を拾ってみる。

中島健蔵氏談――いやしくも法治国家である以上、それが破られたら一般人民の生活はメチャメチャになってしまう。今度の事件はどうしても憲法をじゅうりんするものと思う。公正な裁判が行われることを望む。

今中次麿氏談――法律を無視し〝赤〟の名目で一方的に追放を行うことは民主主義を自ら破壊する行為である。次ぎに迫る脅威から学問の自由を守るためにも、今回馘首の通告を受けた言論界の進歩的な人々が積極的に闘って、民主主義を防衛されることを期待してやまない。

戒能通孝氏談――今度の事件は信条による差別扱いをしたもので、当然労働基準法第3条に触れてくると思う。かりにマ書簡にもとずくとしても、書簡は責任ある政府に対して送られたものであるから、政府が所要の法的措置を講じていないのに、経営者が勝手な解釈を行うということは、おそらく裁判所としても認めがたいであろう。またアカハタの場合にしても、追放されたのは幹部だけで、一般記者は追放されていない。従って一般新聞社の場合、責任ある地位にいて、しかも暴力的行動や影響を紙面作成に及ぼした事実がない限り、同じケースとは思われない。

労働者階級も、全国の進歩的新聞人が労働組合や一般文化人とともに新たに組織した〝言論弾圧反対同盟〟との共同斗争に続々起ち上っているし、社会党や総同盟も今度の首切りには反対している。社会党は機関紙「社会新聞」で〝赤追放に名をかる首切り拡大、労働運動危機に直面〟と題するトップ記事を掲げて首切りの反動性を攻撃し、総同盟では機関紙「労働」で〝組合破壊の危険〟と題し、もし新聞、電産に加えられた〝赤〟追放がこのまま泣き寝入りで終わり、しかも基準法にふれないという労働省の見解が正当性を与えられるならば、同じ形式の赤追放が〝悪疫の如く全企業にマンエンするに相違ない〟と断じている。

首切り直後〝同調者〟の烙印を恐れて沈滞した朝日、毎日、読売各社の従業員も次第に元気を取戻してきた。毎日新聞の場合、闘争一カ月目に有楽町駅で行った資金カンパには、五人に一人の割合でこれに応じ、しかもそのほとんどが私たちを激励してくれた。それは働く人々だけがもつことの出来る美しい愛情なのだ。

⑤腕を組み、戦列に参加しよう

闘いはまだ始まったばかりである。だが既にこのような成果があがっている。これからの闘いにはおそらくなお幾多の困難があることであろう。だが闘いの前途は明るい。

ファシズムは自信を失っている。それだけにますます凶暴性を加えるに違いない。だが、たとえ、どのような〝破壊行為〟にかれらが乗り出して来ようとも、私たちは一歩も退かない。言論の自由と無実は私たち新聞人にとって〝命〟そのものだからだ。

報道界を襲ったこの政治的〝首切り〟は続いて電気産業労働者の肩の上にのしかかり、引続き官公職員、さらに学園の進歩的教授の追放にまで及んでいくことは明らかである。いま私た

ちがこの斗争に全力を傾けて起上がらない限り、権力者の暴圧はいよいよその厳しさを加えて吹きつのるであろう。

しかもこうした情勢の中にあって、私たちの日常生活はまさに破滅の一歩手前に追い込まれている。政府と新聞の宣伝にも関わらずベラ棒な地方税は、現実に私たちの生活をメチャクチャにし、各地域、各職場において減免運動が活発に行われている。こうした〝首切り〟からはじまる政府の一連の施策はそれなら一体何を意味しているのであろうか?

それはあまりにもはっきりしている。戦争!「戦争への道」を強引にきり開こうとしているということである。そのためにこそ、このような一連のファッショ的な施策が行われているのである。だが権力者らのこのような強暴な政治が行われているにもかかわらず、わが国をも含めた国際平和勢力は次第にその力を増大しつつある。「原子兵器の使用禁止! 戦争反対!」のストックホルムアピールに答える平和投票は全世界において三億を越える厖大な支持を受けているし、わが国においてもすでに237万票が集められている。

私たちは今こそ平和を守らなければならない。それは広い人民層と手を握り、国際平和勢力と提けいして「戦争反対・平和を守れ」の狼火を高くかかげねばならないのだ。

「S・アピールに答えよ!」―― これこそを平和を愛する人々の合言葉として各職場をはじめ、あらゆる地域に於て平和投票の運動に参加しよう。〝そしてこれこそが平和を愛する人々の〟心の結晶とならなければならない。

平和を守ろう! 自由と真実を守ろう!

③ 嶌陳述書

―略―(本稿69ページ第二部第二章に掲載)

④ 毎労10年史

【注】『十年の歩み――毎日労組の記録』毎日労組1956年2月15日刊。10行の前文のあとは、『われら』52号の引き写しで、省略してもいいのだが、若干の言葉遣いや言い回しに違いもあるので参考のため全文収録した。

レッド・パージと毎日労組

25年7月28日はわれわれ新聞通信言論報道機関に従事する労働者にとっては忘れることのできない歴史的な不祥事の起った日であった。すなわち、この日午後3時、朝日、読売をはじめ新聞通信報道関係の経営者は「6月6日以来出されたマッカーサー書簡の趣旨に基づいて共産主義者ならびにこれが同調者を解雇する」という爆弾声明を発して、各報道機関からそれらの分子を追放した。そして。この措置は、数日前に行われた放送関係および翌月8月5日に行われた地方紙関係の解雇者を合せて、全国で688名に上った。そしてわが毎日新聞社でも東京関係31名、大阪関係18名、計49名を出したのであった。

同日午後3時、毎日新聞社の会社代表は、労組代表に会見を申込み、その席上「今日は非常に重大なことをお知らせする」と前置きして次のように共産党分子ならびに同調者の解雇を通告してきた。

「会社は、本日ただ今、次の者を解雇し、それぞれ所属局長から伝達中である。解雇の理由は、諸君もご承知のとおり、6月6日以来しばしば出されたマ元帥の吉田首相あての書簡の意義は誠に重大であって、このほど関係筋から強い示唆があった。

われわれ新聞経営者は、報道機関に課せられた責任に基づいて、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を締め出すことをわれわれの義務であると信じ、今回の措置をとったのである。

この際とくに組合幹部の方に申上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働協約などに先行することである。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡に根底をおいている。

会社が常に組合を尊重し、労働協約を忠実に

守ってきた。このことは今後も変りはないことはもとよりであるが、今回の措置は、前に申上げたようにまったく別個のものであるからこの点十分に理解願いたい。（後略）」というのであった。

この通告を受けた組合代表は、この席上

（一）国内法規や労協に先行するということはどういうことか。

（一）社の自発的行為であるのか。

（一）関係方面の示唆とは何か。

（一）示唆とは指示でぁったのか。

（一）共産主義者とは共産党員のことであるか。

（一）同調者とは何か。

（一）同調者認定の根拠は何か。

などの諸点について会社の見解をただしたが、会社側は回答を保留して会見を打切った。

組合ではおりから招集中の中央執行委員会に詳細を報告、その対策について慎重協議した。この結果、問題は余りにも重大であり、各種の情報を収集して会社申し入れの真偽をただすべきである。同時に各支部の組合員がこの問題によって動揺する恐れもあるので、早急に各支部に帰って対策を講ずべきであるという意見の一致を見たので、その後の処置を本部に一任して中央執行委員会は解散した。

本部では直ちに新聞労連とも協議、翌日より総司令部、労働省、法務府などの関係方面を歴訪して事態の真相を追及する懸命の努力を重ねたのである。

組合としては、会社申入れのうち

（一）関係筋よりの示唆があった。

（一）今回の措置は国内法、労働協約に先行する。

の二点についてどのように判断したらよいかという具体的な根拠の調査に努力を重ねた。

その結果、執行部としては、次のような見解に達した。

この問題は二つのケースに分けねばならない。第1に、この措置を下した会社側の態度を、会社申入れそのままに受け容れてよいかどうか。第2に、この措置をうけた解雇者全部が、この態度決定の内容に該当するかどうかである。

第1の問題については、関係筋の事情を聴取した結果、このことは事実上国内法に先行する性質のものであり、また組合も了承しないわけにはいかない。

第2の問題については、この問題が労協に先行して行われたのである。したがって一切の責任は会社側にあるわけで、組合がこれらの人々を擁護するためには、組合は同調者ではないという一致した断定を下さねばならない。したがってこれは後の問題として決定しなければならぬ。

以上の結論によって各支部では執行委員会を開き、協議した結果、

東京支部は、7月26日付発令の解雇に対する会社の態度を了承する。

大阪支部は、今回の措置は、特殊情勢に立脚したものであり、また組合運動とは別個の性質を帯びるものである。したがって7・28解雇者は組合規約に基づくことなく今後組合員の資格を喪失するものであることを確認する。

西部支部は、7・28解雇に対し接触を保たないことを確認する、とそれぞれ決定を見た。

さらに中央執行委員会では、ことの重大事態に対し、緊急中央委員会を招集して決議機関によって組合の態度を決定すべきであるということになり、8月22、23の両日大阪本社に同委員会を招集した。

同中央委員会は全中央委員が出席し、議長に斎藤良男君（大阪）副議長に富岡佐太郎君（東京）を選出して開催されたが、問題の性質上傍聴を禁止し、会場のドアを閉ざして開かれたが、折柄の盛夏でむれるような暑さのなかでまず磯江委員長より緊急招集の理由と中執のとった態度を説明、これを中心に白熱的な討議を闘わした結果、次のように組合の態度を決定した。

「今回の措置は6月6日以来数次にわたるマッカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基づくものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージェント総司令部民間情報教育局長によって指示されたものである」として、会社の措置を承認

する。その理由としてあげたものは

マッカーサー元帥は、5月3日の憲法記念日の声明のなかで「日本共産党は帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引き受けたものである」とし、さらに6月6日の吉田首相への書簡で「法と秩序をべっ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段により公衆の混乱を通じて暴力をふるう破壊者」と断じ、つづく7月18日吉田首相にあてた書簡では「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である」と共産党の刊行物よりの宣伝を完封した。

同時にこの書簡中に「かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない。（中略）従って日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によって表現の自由を乱用する限り報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならない」と指摘してある。

会社はこの書簡が一切の言論機関にも該当するものとし、この件に関する措置に限り「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈、共産主義者ならびにこれに同調する分子を解雇したもので、このことは措置後、ニュージェント中佐の声明によって支持されたことにより明確である。

以上であるが、組合はこのほか関係各方面の事情聴取に努めた結果、それらの情勢を総合して会社の措置を承認したのである。

組合が会社の措置を承認した以上、組合規約第6条前段にいう「この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあることを要する」によって解雇者は組合員の資格を喪失したもの、と決定し、さらに同条後段にある本人の申請による組合員の資格保持の権利ならびに組合の上級機関に対する提訴、その他組合員としての一切の権利を喪失したものとした。

組合は23日、中央委員会の決定により、会社に次の2項の申入れを行った。

一、今回の措置は共産主義者ならびにこれに同調する分子の解雇であって、これ以外の何ものでもない。しかし、今後会社がこれに便乗して組合員の馘首を図るような行動に出るならば、組合は組合ならびに組合員をじゅうりんするものとして断固反対する。

一、組合は、会社が従来同様、今後とも組合とその正規の組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行するよう要求する。

この申入れに対し会社側の平野太郎専務は

「今回の措置は、あくまでマ元帥の書簡に基づいて行われた措置である。会社としては、組合の申入れのように便乗して解雇者を出すようなことは絶対にない。会社は組合の申入れを素直に受ける。また会社がこれまでと同様、組合とその正規な組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行することはいうまでもない」と言明した。

解雇を通告された49名の氏名は機関紙『われら』52号に所載のとおりである。

解雇通告をうけた東京、大阪本社の諸君は東京、大阪の地裁にそれぞれ提訴した。

東京関係では2名を除いて29名の諸君が提訴したが、ます4名と会社側との間に話合いがついた。さらに21名の諸君は、26年6月13日、東京地裁千種裁判長立会の下に、会社側代表との間に和解の覚書を交換し、提訴を取下げるとともに本件に関する一切の争いを中止することを申合わせた。さらに他の5君も9月22日、東京地裁で会社側と円満に法廷和解が成立し、双方一切の請求権を放棄し、全関係者は依願解雇の発令が行われた。

なお大阪本社の関係者も、これよりさき会社との間に和解が成立しており、約1カ年にわたった7・28関係の問題は組合内部を旋風のようにゆるがしたが、このような経過で解決した。

⑤ 牧野所感

【注】「占領下の組合づくり」　新聞労連刊『新聞労連10年史』の「諸先輩の体験と思い出」に寄稿。

占領下の組合づくり

牧野純夫（新聞単一初代書記長・法政大学教授）

昭和21年2月9日、新聞単一が結成されて間もなく、わたくしたちはＧＨＱ教育情報部によばれた。何の用事かと出向いてみると、そこには（ＮＨＫの一室）ヒックスという中尉がいて、君たちは組合について知らないだろうから教えてやろう、ということだった。傍に、稲垣君（彼はのちにアメリカ労働通信社のアシスタントになった）という名通訳がいて、ヒックスのいうことを小気味よく通訳してくれた。

もとより、組合について一通りわきまえている者ばかりだったが、ヒックスは、ＣＩＯについて実にくわしく、また、ていねいに説明してくれた。そして、なぜＣＩＯはＡＦＬより優れているか、そのちがいを政治教育委員会（ポリティカル・エデュケーション・コミティ）にあるのだとした。この委員会は政治的に無知な組合員に対して、平素から、政党のスローガン、その実績と組合員の利害とを、ひとつひとつ具体的に教えることを使命とする。そして、いざ大統領選挙というときには、委員会が中心となって全組合員にいかに投票すべきかをよびかけるのだ、といった。この政治教育が政治干渉を好まぬＡＦＬの連中からＣＩＯの連中を分離するに至った所以であるが、これあるによってＣＩＯは組合として強く、全労働界をリードし得るのだ、ともいった。政党の指令によらず、どの政党のどのスローガンが組合員に対して利益があるかないか、と具体的に判断し、教えるところは、さすがにアメリカだと思ったことだった。それから、彼はＣＩＯのパンフレット、ビラなどをたくさんくれた。その中にも参考になるものは多かった。

それから後も、ヒックスには3、4度面談したが、間もなく彼は本国へ帰還した。帰還したのはかれがすぐれたＣＩＯの闘士であったということからだ、と噂された。

× × ×

この年4月ごろ、米国から教育施設団が来た。このなかに、イービーという、これもＣＩＯの闘士がいた。彼はとくに日本の組合指導者に会いたいというので、ある朝、帝国ホテルの一室で数名の者が彼とあった（このときも稲垣君の通訳がうまかった）。何を話したのかいまではすっかり忘れてしまったが、ただ一つ、次の一言を覚えている。

「アメリカの物価は、いま、年々、3％ずつ上昇していく。この騰勢はしばらく避け難いであろう。しかし、われわれ労働者は、物価を上るがままにまかせてはおかぬ。資本家が3％ずつ儲けるなら、われわれの方も、闘争によって、年々、3％ずつ奪い返していく。今年も、来年も……。そして、いまから3年たった後には、もっとも重大なときがくるであろう。そのときには、それこそ生命を賭して、われわれは闘いをたたかいとるつもりだ」

彼は非常におだやかな風ぼうの持ち主だったが、このくだりでは、さすがに頬が紅潮した。

× × ×

10月ストのときのことである。在京の各国特派員たちが組合側のはなしを聞きたいというので、ある日の午後4時ごろ、糖業会館地下のレストラン・リッツで、いわゆる記者会見をした。わたくしが代表として出かけた。

まず、わたくしから読売争議のいきさつ、今日までの実情をひと通り説明し、会社側の誠意なき態度から、ついにストライキをコールするに至った所以を述べたところ、その場のほとんどすべての記者が、こちらの真意を理解してくれた。もちろん少々小意地の悪い質問のあることぐらいのことは、覚悟していた。しかし質問はうけたが、わたくしの真意を曲げて解釈したようなものは一つもなかった。なかには「よく分かった。しっかりやり給え」と、会見後、私に握手をもとめにきた日本語の出来る記者も二人ばかりいた（このうちの一人はいまも日本にいる）。さらにカソリック新聞の僧侶記者までが、私に握手をもとめた。

その翌日である。この日の外人記者の記事が、

あちらから電報として打ち返されて、こちらの新聞にも外電としてのった。それらの2、3は、きわめて悪意にみちたものだったが、会見にきた記者のなかには、それらの記事の筆者の名はなかった。

×　×　×

かの名だたるインボデン中佐の名は、いまでも覚えている人は少なくないであろう。わたくしは、彼に3度あった。はじめの2度はストのことで、あとの1度は北海道新聞争議の後始末についてである。彼はこちらのいうことは、はじめから聞かぬ。云わさぬ、という態度だった。背の高い、大柄な男だったが、こちらが一言いうと、インボデンは両手を机の上にわなわなと震わせながら、また、声もなかば震わせながら、わめき立てるように何かをしゃべった。それを聞いてか、聞かずにか、通訳の二世も、険悪な面相で、しかも喧嘩腰でしゃべりまくっていた。

わたくしは、資本家の犬というのはこんなのをいうのだろう、と思った。

×　×　×

このはなしを、ある米国の特派員（もとより彼は進歩的分子である）に率直に語ったら、彼は「よしきた待ってろ」といった。

彼は同志4、5名を語らい、インボデンのところへ押しかけた。そして、むかしわたしどもが銀行家をやっつけたように（わたくしは金融記者だったので、そのとき、そう思った）、こてんこてんに犬を叩きつけた、とのことだった。

――2月25日、わたくしどものつくった産別会議解散の日に

⑥　毎労20年史

【注】『毎日労組二十年史』　毎日労組1967年9月1日刊。

レッド・パージ

戦後シュンとしていた資本の側は、24年ごろまでに見違えるようにたくましくなっていた。労働者側は戦線統一を急いでいたが、労働者は手をつないでたたかうことより、内輪の対立にエネルギーをすりへらしていた。一致してたたかうことに不慣れでもあった。25、26年の毎日労組を大きくゆさぶったレッドパージと労働時間の延長はこういう背景のもとでおこった。

24年1月の総選挙で共産党の議席は4から一挙に35にふえた。

24年6月、平事件がおこった。7月、下山、三鷹の両事件が日本中をゆり動かした。ソ連では原爆が完成した。10月1日、長かった中国大陸の内戦も終りをつげて、この日中華人民共和国が成立した。12月7日、台湾にのがれた国民政府は台北を首都に定めた。中国革命の勝利はアジア、中近東の民族解放運動に強い刺激を与えた。東西両陣営の間には〝冷たい戦争〟が火花を散らし始めていた。アメリカは日本を極東の防壁として育てる決意をしていた。

25年2月14日、占領軍の教育顧問、イールズは新潟大学で、反ソ、反共演説の第一声をあげた。彼は各地の大学で、赤色教授の追放を叫んで回った。「イールズ帰れ」の学生アッピールが全国にこだました。

5月3日、マツカーサーは「共産党は外国の政策を遂行する役割を引受けている」という談話を発表、非合法化の日がせまっていることを暗示した。

5月30日、皇居前広場で開かれた人民総決起大会で、米軍兵士や通訳がなぐられた、という理由で学生、労組員8人が逮捕され、40時間の軍事裁判で2年から10年の重労働が宣告された。

25年6月6日、マツカーサーは日本共産党中央委員全員の追放を指令した。翌7日、同党機関紙「アカハタ」の編集幹部17人の公職追放を指令した。編集局次長、聴滞克巳もそのなかにふくまれていた。マツカーサーは「日本の新聞は全体として、新聞綱領を守るという義務を果たした。しかし顕著な例外としてアカハタがある。この新聞は……虚偽にみち、煽動的、反抗的な呼びかけを満載してきた」と吉田首相宛の書簡で理由を述べた。

6月25日、朝鮮に動乱がおこった。

その翌26日、マッカーサーは再び吉田に書簡を送り、アカハタを30日間発刊停止の措置をとるよう指令した。

そのなかでアカハタは「外国の陰謀勢力の手先機関であることを証明するものである」とのべた。

7月18日、マッカーサーは再び書簡を発表した。そのなかに次の一節があった。

「自由世界の諸軍隊が偉大なたたかいに従事しているとき、社会のすべての部門は、それぞれの責任を引受けねばならない。自由な新聞が、自己の責任を果さず、しかもその破滅をまぬかれたというようなことは史上にまだその例をみない」

無気味な「書簡」だった。嵐の前兆だった。そして、マスコミ労働者にとって忘れることができない日、昭和25年7月28日が訪ずれた。

この日午後3時、新聞通信放送の大手8社、つまり毎日、朝日、読売、日経、東京、共同、時事通信、NHKで共産主義者とその同調者に対する解雇処分がいっせいに発表された。経営者側は組合側にこの旨を申入れると同時に、該当者をつぎつぎに呼び出して通告した。外勤者も出先から呼び帰された。

「マッカーサー書簡にもとづいて君を解雇する。退職金は規定どおり支給する。直ちに身のまわり品をまとめて社外へ立去ってもらいたい」――いやも応もなく、職場で同僚にあいさつする暇もなく押し出されて、怒りを爆発させるもの、ぼう然自失するもの。さまざまの情景がみられたが、この日限リマスコミ社会から追放された人々は、8月上旬に行なわれた地方紙関係の解雇者を合わせて全国で688名にのぼった。

毎日でも午後3時、会社が磯江仁三郎委員長、仁藤正俊書記長、山崎正英、武藤昇両副委員長に会見を求めてきた。席上、小林専務は「きょうは非常に重大なことをお知らせします」と口を開いた。仁藤は「いよいよ、きたか」と目を閉じた。

―略―（本稿16ページ第一部「7月28日の前夜」に掲載）

小林専務は重々しく伝えた。「会社は本日ただいま、つぎの者を解雇し、それぞれ所属長から伝達中である。6月6日以来、しばしば出されたマッカーサー元帥の吉田首相あて書簡の意義はまことに重大であるが、このほど関係筋から強い示唆があった。われわれ新聞経営者は報道機関に課せられた大きな責任にもとずいて、本社から共産主義著ならびにこれと同調する分子をしめ出すことをわれわれの義務であると信じ、本日の措置をとったものである。今回の措置は一切の国内法規や労働協約に先行すると解釈している。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡にその根底をおいているものである。会社は常に組合を尊重し、労協を忠実に守ってきており、今後も変わりないことはもとよりであるが、今回の措置はまったく別個のものであるから、この点を十分にご理解願いたい。なお解雇者には正当な退職金を支給することも合わせて報告する」

これに対して磯江らは「関係筋の示唆とは何か」「共産主義者とは共産党員のことか」「同調者とは何か」などについて会社の見解をただしたうえ「同調者という非常に広義に解釈される言葉では、これに便乗してかく首を行なう疑いも起り得るが、組合は断じて便乗を許さない」と強調して会見を終わった。

そのころ、大阪本社でも伝達中であった。西部、中部にはなかった。解雇されたものはつぎの49名である。

―略―（本稿238ページに掲載）

会社の申入れを受けた委員長らは折から待機中の中央執行委員会に報告、対策を協議した。問題があまりに重大であった。各種の情報を集めて会社申入れの真偽をただすべきだ。また、各支部とも動揺のおそれがあるので、急ぎ帰任すべきである――ということで意見が一致した。

とりあえずその後の処置を本部に一任して中執は散会した。こうして本部は前月の6月20日、東京本社大会議室で結成大会をひらいたばかりの新聞労連とも協議、総司令部、労働省、法務府などの関係各方面も歴訪し真相解明につとめた。

その結果、執行部としては

（一）今回の措置は事実上国内法に先行する性質のもので、組合も了承しないわけにはいかない。

（二）労協に先行して行なわれた以上、一切の責任は会社側にあるわけで、組合が対象者を擁護するためには、同調者でないという一致した断定を下さねばならない。これは今後の問題として決定しなければならぬ。

という見解に達した。各支部ではこの見解について執行委員会で討議したが「会社の態度を了承する」（東京）「解雇者は組合員の資格を失なうものである」（大阪）「接触を保たない」（西部）旨をそれぞれ確認した。

この間、新聞労連は8月1日の拡大中央執行委員会で

（一）今回の措置は共産党に対する処置であり、民主主義の根本原則、新聞言論の全般的方向への規制としてとられたものでない

（二）しかし経営者側が組合運動の抑圧、人員整理などに悪用するならば断固反対する

（三）共産党支持者と認定する基準は、確実な証拠、本人の具体的行動を基礎とするよう要求し、概念的な思想方向に対する一方的判定での処分には断固反対する。

ことを決めた。

毎日労組の中執は、問題の重大性を考えて8月22、23両日大阪本社で緊急中央委員会を聞いた。残暑きびしい最中だったが、会場のドアをしめ切って全員汗だくになって論議をかわした。その結果、2日目の午後、あらましつぎのような組合の方針が全員一致で決められた。

―略―（右の方針は本稿88ページ「7・28の労働組合」に掲載）

この決定に従い、組合は29日会社に申入れ、確認をさせた。

一方、解雇者は全新聞の支援を受けて言論弾圧反対同盟準備会の名のもとに反対闘争に立ち上がった。この準備会はのちに新聞放送出版弾圧反対同盟となった。毎日では東京、大阪本社前でビラまきなどによって組合員に訴えるとともに、東京、大阪地裁へ訴えた。しかし、その後のたたかいはきびしいものがあった。

解雇当時、労農記者として活躍していた矢加部勝美は中労委会長、末弘厳太郎のところへかけこんだ。末弘はさきの三瀬・局付問題のとき、都労委会長として決定をくだした人だが「個人の弁護はできない。レッドパージの被害者が全員一致してGHQを相手に法律的に争おうということなら、大弁論をやってもいい」といわれた。「そんなことやってもらっても何にもなりません」で終わってしまった。

9月2日、総評幹事会は「パージはやむなし」という結論を出した。

GHQや警視庁にリストがあったのはたしかだった。共産党細胞は、当時同党の方針で公然化されており、団体等規正令の届出制もあって、細胞の構成が全国的に捕捉されていた。東京本社関係では2名をのぞいて29名が提訴したが、まず4名が会社と話合いをつけ、21名は翌26年6月13日、東京地裁の法廷で会社と和解の覚書を交換し提訴を取下げた。さらに残りも9月22日、円満に法廷和解が成立して、双方一切の請求権を放棄し、全関係者は改めて依願解雇の発令が行なわれた。

大阪本社関係でも、これよりさきにすべて和解が成立しており、組合をゆるがせたレッドパージ事件は一年余で一応落着した。牧野らは「最高裁まで争う」とがんばったが、「これまで5年間も組合を割らないでいっしょにやってきた」という同志感が全体として収拾への道を急がせた。毎日がトップだった。

一段落したころ、東京本社の会議室で執行部と解雇者全員が顔を合わせた。「磯江、仁藤を殺せ」というぶっそうなビラが飛んだあとだけに、仁藤は「なぐられるかもしれない」と覚悟していた。だが、今泉正浩、田村五郎らが「執行部の苦しみはよくわかる」と逆になぐさめた。仁藤らは感動して、涙を流した。口もきかなかった両闘士は手をにぎり、それ以来友達になった。

レッドパージがすんだ25年10月13日、政府はさきに追放したG項該当者のうちの解除者を発

表した。毎日では、永戸、塚田をはじめ十一人が解除された。

【注】しかし傷あとは星霜10余年をへた今日でもなまなましいものがある。49名の解雇者のうちには、最近共産党の中共派粛清で除名が公表されたようなスジ金入りもいるが、共産主義者ならびにその同調者として一貫している人は少ないようだ。大学教授、会社重役、評論家など、それぞれの世界に転身して活躍しているが、新聞単一以来の立役者である牧野純夫、今泉正浩らもついに秘話公開に応じてくれなかった。

民間産業では電産、映画とパージが続き、11月末までに合計1万727人が追放された。

⑦　毎日100年史

【注】『毎日新聞百年史』　毎日新聞社1972年2月21日刊。他文書からの引用に終始し、他人事然の筆致で、当事者としての言及はまるでない。

レッド・パージ

言論界の追放と解除は、冷戦に伴う〝ワシントンの変心〟といわれた。言論界のパージ（追放）が解除へと逆転する裏舞台としてレッド・パージがある。

昭和25年（1950）7月28日、本社はじめ新聞通信放送の大手8社では、共産主義者とその同調者とみなされるものに対し、いっせいに解雇を申渡した。

「マッカーサー書簡にもとついて」という処断であった。本社では東京、大阪両本社で49名が解雇された。西部、中部には1名もなかった。ついで8月1日、地方各新聞社でもレッド・パージは進められた。8月末に現在で50社700名（うち依願退社42名）に及んだ。（「日本新聞年鑑」1951年版）

―略―（マッカーサー書簡のうち、6月7日、同26日、7月18日の抜粋引用なので略す。全文を本稿281ページに掲載）

これらの書簡の新聞界への発動の経緯について「日本新聞協会10年史」は、「7月24日総司令部民政局公職審査課長ネピア少佐が、在京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、マ元帥がアカハタに対し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい、と口頭で伝えた」と記録し、さらに、これは命令ではないと言っているが、命令以上のものであった。迫放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、……」と追記している。

毎日労組でも、当然各方面に真相解明に努めたが、了承しないわけにはいかなかった。「毎日労組20年史」によると、「GHQや警視庁にリストがあったのは確かだった。共産党細胞は、当時同党の方針で公然化されており、団体等規正令の届出制もあって細胞の構成が全国的に捕捉されていた」といっており、マ司令部がリストを用意していたとされている。（信夫清三郎『戦後日本政治史』Ⅳ・勁草書房・昭40）

本社49名の解雇者のうち29名は東京地裁に提訴したが、その後一部は法延で会社と和解が成立して提訴を取り下げ、一部は会社と話合いがついた。本社では26年9月22日、法廷和解がすべて成立したので全関係者を、改めて依願解雇として発令した。

しかし、このレッド・パージは同調者をどうとらえたかに疑問を残した。「毎日労組20年史」が、「49名の解雇者のうちには、スジ金入りもいるが、共産主義者ならびに同調者として一貫している人は少ないようだ」と後記しているように、当時でもリストが正確かどうかが論議された。しかし占領軍の至上命令に押切られたのである。

なお、レッド・パージは報道機関を皮切りに民間企業や政府・公共団体に及び、1万名を越える職場追放であった。

⑧　三上論考

【注】「毎日新聞」　『梶谷編刊』（レッ

ドパージ）の第五章に三上正良が執筆。

第五章　毎日新聞　三上正良

〈49人の解雇〉

１９５０年7月28日午後3時ごろ。

毎日新聞のレッドパージは、東京本社関係31人、大阪18人、合わせて49人が「マッカーサー書簡にもとづいて解雇する。ただちに身のまわり品をまとめて外へ立ち去ってもらいたい」とする会社側の通告をうけた。東京では、その通告文書を拒否して返上した。社内は異様なほどの沈黙におしつつまれ、パージ組を凝視するだけだった。

この直前、会社側の小林専務は、労働組合の磯江委員長、仁藤書記長らと会見して、つぎのようにつたえている。

―略―（毎労20年史を引用＝本稿２４７ページに掲載）

組合幹部は、待機していた中央執行委員会にこれを報告、その後の処置についての本部一任をとりつけた。

「レッドパージ」の被害者はつぎの人びと（かっこ内は職場）である。

―略―（本稿２３８ページに掲載）

社を追いだされた毎日のパージ組は、各社のパージ組と一体になり、言論弾圧反対同盟（言反同）の毎日班として社前のビラまき、ガリ版Ｂ４判の機関紙をつくり、大衆的に訴えた。各社でも、みなそうであったが、パージ組は社内に立ち入ることをくりかえし交渉したにもかかわらず拒絶された。

〈朝鮮戦争下の言論状況〉

このレッドパージの嵐は、すでにある程度予知される情勢であった。

戦後のわが国の民主化は、共産党の合法化とその活動による影響力が大きかった。１９４９年1月の総選挙では、民主自由党が絶対多数を占めたが、共産党はそれまでの４議席を一挙に35議席に伸ばした。

4月に中国人民解放軍は南京に入城し、蔣介石一派は台湾に逃亡した。このころ、ＧＨＱ新聞課長のインボデン少佐が「共産主義に対して徹底的イデオロギー闘争をやることが新聞の大きな使命だ」（3月、宮島での新聞講座）とのべたのにはじまる共産主義排撃の活動が強まった。

4月に団体等規正令の公布施行、特別審査局の設置。6月に東芝４６００人の整理案発表、7月に国鉄整理第1次3万７０００人発表。ついで第2次6万２０００人発表。そして7月5日下山事件、同15日三鷹事件、8月7日松川事件とつづく。政府の増田甲子七官房長官はこれを「共産党の仕わざ」と発表。そして１９５０年5月3日、マッカーサーは日本共産党を破壊的と非難、非合法を示唆し、6月2日、政府はウィロビー書簡にもとづいて東京都内のいっさいの集会、デモを禁止した。これが全国に拡大され、日本国内のいっさいの集会、デモは禁止され、一種の戒厳令状態となった。

6月6日、マッカーサー指令による日本共産党中央委員の追放、翌7日、「アカハタ」編集部員の追放。そして6月25日、アメリカの帝国主義は朝鮮戦争を開始した。日本は全土がその前進基地とされ、労働者階級をはじめ国民と民主勢力は、アメリカ占領軍による軍事的な抑圧にさらされ、国民生活は圧迫された。

26日には「アカハタ」の発行停止、これにつづく地方委員会、都道府県会級の機関紙、細胞機関紙の停刊処分、さらに戦闘的な労働組合の機関紙の解散と発行停止とつづいた。そして基幹産業と労働組合からの「共産党と支持者、同調者の追放」（レッドパージ）となった。

一般紙の報道への圧迫、圧力もめだった。一般紙には、朝鮮戦争を批判する言論、報道の自由はなかった。戦争中、毎日新聞は、現地からの報道をことごとく外電に頼った。ＧＨＱ新聞課長インボデンは7月3日、日本の新聞に「①在日米軍および南朝鮮出動中の米軍の動向について公式発表以外いっさい使用しないこと。②ただし南朝鮮前線からのＡＰ、ＵＰ、ＩＮＳその他総司令部の許可を得た特派員からの記事は使用してもさしつかえないが、内容をよく検討してから使

用すること……」などが指示された。

また、7月4日付朝日新聞の社説「転戦をいましめる」は、朝鮮戦争勃発直後のその時点で〝占領軍に服すべきは当然ながら自から買って出て、アメリカの軍事行動に協力することは日本が再び戦争に巻き込まれるおそれがある〟とのべたものであったが、それは当然インボデンによって問題にされた。

その結果、朝日の論説編集は、①北鮮軍の行動は侵略行為であること、②国連がこれに対して行なった決定はやむを得ないこと、③アメリカが国連の決定にもとづいて軍事行動をとったことも当然であることについては社論を明らかにすることとし、以後の社説はこの線を体して書かれたという社内からの告白もある（新井直之著『新聞戦後史』参照）。それは「毎日」も例外ではなかった。

〈前日に組合幹部に予告〉

7月22日にはGHQ民政局公職審査課長ネピア少佐が、7月18日の『アカハタ』発行停止のマッカーサー書簡にもとづいた一般紙にたいする〝追放〟を大橋法務総裁に通報したうえ、24日には在京8新聞社および地方紙を代表する資格での新聞協会代表を集めて、通達している。

その7月18日付マ書簡は―

―略―（「現在、自由な世界の諸力……」の文節を引用。全文283ページに掲載）

これは、その後のレッド・パージのさい、主として援用される部分である。そして、これによってネピア少佐が新聞協会でさらにのべたのは―

マ元帥が『アカハタ』に関して3度にわって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警と労働委員会などにもそれぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（当時日本新聞協会編集部長だった江尻進氏の記録。『新聞協会報』1952年6月4日号）といったことが記録されている（前掲、『新聞戦後史』）。

こうした米占領軍当局者の発言は、当時の組合執行部にもつたえられていたのも事実だった。このときの毎日労組本部の仁藤正俊書記長の述懐と思われる部分を『毎日労組20年史』の記録からそのままあげてみよう。

―略―（本稿16ページに掲載）

この毎日労組仁藤書記長の述懐は、当時の状況をつげるいくつかの重要な問題点がこめられていることを見逃すわけにはいかない。

その一つは、アメリカの占領政策における反共抑圧のおどしと弾圧が、いわば戒厳令下のような状況で、米軍は武力鎮圧体制を固めていたことがわかる。

二つには、共産党員と支持者を〝反民主主義の暴力集団〟であるかのようにでっちあげる計画的なキャンペーンを行ない、その〝追放〟には労働組合の右傾化による組織的な動員を行なってきたこと。

三つには、占領権力の命令という名のもとに民主運動への弾圧、思想、信条、言論の自由への抑圧、労働組合の破壊と分裂にむけて一部の組合幹部による暴力行為の容認や挑発行動が合理化されていたことの歴史的事実があきらかにされていることである。

このことは、ここでの〝仁藤発言〟が「命令ならいやいや従う」「やる以上は責任をもってやる」という矛盾したことばで、いかにそのレッド・パージ協力を合理化しようとも、その米占領政策と一体の反民主主義の不当性と反動性を合理化することにはならないということではないだろうか。その権力操作のからくりが語るに落ちたということであろう。

〈全新聞と新聞労連の対応〉

こうしたレッド・パージは、ほとんど国民に知らされず、深々と進行した。労働省発表によれば、年内には50社、704人に達した。当時の新聞、通信、放送労働者3万人に対する解雇率は2・35パーセントにあたり、他の産業の平均解雇率0・38パーセントを上まわっていた。

しかもこれが「共産党員及び支持者」というこ

とで、全体としてむしろＧＨＱの示唆を奇貨として、これを組合の弱体化に利用するなど、一方的に「支持者」という名で解雇者を拡大していた例は多い。毎日などは、団体等規正令による党籍を登録していた党員は、解雇者31人中わずか7人にすぎなかった（山本明「１９５０年新聞放送レッドパージ覚え書」同志社大学『人文学』第50号）のが実体である。したがって、レッド・パージは思想、信条の自由を奪い、職場では一時期「共産党員及び支持者」ということばは、踏み絵として労働者の基本的権利をおかす〝魔力〟としてふるまうのだった。

この当時、レッド・パージに対して新聞労働者が団結して戦うには、内部の民主的な戦線統一はできていなかった。一部組合幹部による分裂工作が、もっとも激しいときだった。

産別会議は、１９５０年5月解散し、当時世界労連と結合するため全国の労働者の結集をめざす「全国労働組合連絡協議会」（全労連）に吸収されていた。その一方、産別を脱退した組合の多くは、「民主化同盟」（民同）幹部がその主導権を握り、それらを統合して7月12日「日本労働組合総評議会」（総評）が結成され、ＧＨＱの支援のもとに、日本の労働運動の主流を占める連合体へと発展してゆくのである。こうしたなかにあって、新聞の労働戦線は、朝鮮戦争勃発から5日目の6月30日に「日本新聞労働組合連合会」（新聞労連）が正式に発足した。その主力は、朝日、毎日、読売3紙を中心にしていた。こうして新聞の労働戦線は、2分され、全労連系の「全新聞」と「新聞労連」の両端に分裂していた。こうしたなかでのレッド・パージであり、経営者にとっては、占領政策の超憲法的機能をカサに、レッド・パージをやりやすくしたことも見逃せない事実である。パージに対する双方の反応も、まったく対照的であったのはいうまでもない。

全新聞は、執行委員7人中5人はレッドパージされており、7月29日の「宣言」は、つぎの通り。

―略―（本稿59ページ「第二章　被害者の反撃」に掲載）

新聞労連は、各社で一斉に解雇が通告された7月28日夜、在京中執委を開いて29日から3日間、ＧＨＱ、労働者、法務省など関係筋を訪問して事情を聞いてまわり、8月1日の拡大中執委でつぎのような方針をきめた。

―略―（本稿95ページ「第三章　権力に加担した労働組合」に掲載）

このように、新聞労連が、レッド・パージを簡単に承認したのは、占領軍という超憲法権力の指示を抵抗もなく受け入れることとあいまって、反共的民同派幹部の共産党に対する反発の根強さがあったことである。新聞労連は機関紙『新聞労連』１９５０年8月20日号で「対共特別措置と認定」という態度を表明している。

「こんどの解雇問題は、組合運動を逸脱した行動にたいして加えられたやむなき特別措置であるとわれわれは考えるのである。この人たちが、従来組合運動にたいして要求してきたものは何であったか。共産党の理論のみが正しいとする独断に発足して、民主主義のあらゆる約束をじゅうりんし、組合員を彼等の意図する権力闘争にかりたてることではなかったか。そこにはいささかの人間性の尊重もないのである。こうしたことがいかに『民主主義の寛容』の中とはいえ、いつまでも許されるものと考えていたならば、虫がよすぎるといえよう」

毎日新聞の労組は、8月23日、臨時中央委員会を開いて全面容認の態度を決めた。それは「今回の措置は6月6日以来数次にわたるマッカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基づくものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージェント総司令部民間情報局長によって支持されたものである」とするもので、もっぱら占領軍権力に依存し、会社側の「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈していた。全新聞のなかからも、これに対する組織的な抵抗もみられず、7月28日以後、全新聞を脱退する組合は20近くにものぼった。

〈三瀬事件と『赤えんぴつ』事件〉

毎日新聞労組は、レッド・パージのこれまで組

合の民主的、階級的強化にむけての有効な戦いの経験はすくなかった。そのなかで、反共攻撃では、二つの貴重な戦いを記録している。

ひとつは三瀬事件と局付問題という一連の戦いと大阪での共産党細胞機関紙『赤えんぴつ』事件である。

毎日新聞労組は、日本新聞通信放送労働組合（新聞単一）から脱退して、産別つぶしの新たな分裂、再編の中心として動きだした１９４７年5月におこったのが三瀬・局付問題だった。三瀬幸一氏（英文毎日）は前年10月から東京本社にもどるよう業務命令がだされていたが、11月に新聞単一の財政部長に就任したことなどを理由にした解雇問題だった。

そして、それと合わせて、「占領軍のプレスコードを犯すおそれがある」ということで会社側が「編集権」をタテにとって牧野純夫（経済部副部長）、菅沼勝太郎（経済部）、光田善孝（政治部部長）、橋本博（政治部）、今泉正浩（政治部）、大川秀吉（社会部副部長）、小林孝祐（社会部）、鷲沼登美枝（社会部）ら8人を編集現場からはずす編集局付が発令された。

牧野氏は新聞単一本部の初代書記長、菅沼氏は前毎日支部長、今泉氏は元毎日支部書記長といったいずれも当時の組合活動における積極的活動家である。

「『社務の都合』あるいは『プレスコードを犯すおそれがある』というのは表面上の理由で、三瀬も戦後組合活動の指導者であった。新聞単一本部の中央執行委員として10月スト、２・１ストの第一線に立っていた。表面の理由は「社務の都合」ではあったが、活動家のねらいうちの意図は明らかであった」（『毎日労組20年史』）

三瀬氏と局付8氏は合流して東京都労働委員会に提訴し、１９４８年2月、「労組法第11条違反」であるとの判決で、全面勝利した。49年2月、三瀬氏の辞令は撤回し、それをもって依願退社の手続きをとり、局付8氏は原職復帰をした。

『赤えんぴつ』事件は、日本共産党毎日細胞機関紙『赤えんぴつ』が創刊、１９４９年9月1日に大阪本社内に配布された。署名責任者は46年秋、新聞ゼネスト当時の新聞単一大阪支部長だった宇佐美通貞氏。創刊の辞には「ブル新聞はウソを書く」と評論していた。ひきつづき、3号、4号とつづいて社内に配布された。

会社側は、10月20日、懲戒解雇を申し入れてきた。宇佐美氏は、同24日「全組合員に訴える」上申書を発表した。

しかし組合側は、会社側の立場にたち、11月14日に支部大会を開いて２６６対14、保留11、棄権3で、これを議決、地域別中央大会でも６０６対１７６、白票8、棄権9、無効5で決定、11月22日に解雇された。

毎日の「三瀬・局付」問題と『赤えんぴつ』事件は、銘記されるべき戦いだった。

レッド・パージの戦いは、歴史的な反共攻撃の大きな包囲網のなかでのきびしい戦いだった。毎日の場合、この年の年末には、会社側の「依願退職」に切りかえてきた条件をのんで、裁判闘争も不発となり、終わった。

この「無念」は、決して尽きることはないだろう。

そしてこのときの多くの仲間のその後の歴史は――すでに故人になった人もいるが、かつて半生を捧げてきた職場、真実の報道と「マスコミの民主化」をねがい、今もそれぞれの職場にあって自由と民主主義の社会変革へのたたかいの戦列に、不屈に生きていることであろう。

それだけではない。あのとき、職場に残していったレッドパージへの怒りと民主的戦線統一を戦い得なかった反省は、いまも新しくよみがえり、新たな戦いをひろげていく歴史的教訓となっていることであろう。これは、決して私だけの感慨ではないといえるだろう。

（元毎日新聞政治部記者。現日本ジャーナリスト会議事務局長）

＊鷲沼は小林。宇佐美の「大阪支部長」とあるは「大阪分会長」。新聞協会がＧＨＱに出向いたのは24日ではなく25日。

⑨ 毎日池田記事

【注】毎日新聞１９８０年７月22日付夕刊学芸欄「レッド・パージから30年」上および同23日付夕刊同下。上は４段見出しのトップ記事。筆者は学芸部記者の編集委員・池田一之

（上）

レッド・パージから30年
「超法規」雨の中の解雇
〝反共〟の人も同調者として

私がまだ学生のころ、１９５０年７月である。１カ月前に始まった朝鮮戦争の戦況が連日、用紙不足でペラ２㌢の貧相な新聞の紙面を埋めていた。ある朝、「報道界から〝赤〟追放」の記事がのった。各紙とも申し合わせたように片隅に小さく載せていた。

あれから30年目のいま、その犠牲者たちが自己の体験を本にしはじめている。アフガニスタン、カンボジア、軍備論争が目立った先ほどのダブル選挙など、当時を連想させる内外の状況に居たたまれず筆をとるのであろう。

私も検証を思い立った。あのレッド・パージとは何だったのか――。パージされていなければ新聞社内で当然、めぐり合っていたはずの先輩たちと会った。あの時、新聞を皮切りに公務員（解雇者１１７７人）民間産業（同１万２００人）と、レッド・パージのアラシは吹き荒れた。

（敬称略）

二百字弱の記事

学生時代に目にふれた、その「報道界から〝赤〟追放」は１９５０年７月29日付共同電の２００字弱の記事であった。

《朝日、毎日、読売、日経、東京の各新聞社、日本放送協会、時事通信、共同通信社は、最近数次にわたるマッカーサー元帥から吉田首相に送られた共産分子の活動に関する書簡の趣旨に従い、28日午後、それぞれ社内の共産党員と、これに同調する分子の解雇を申し渡した。

朝日72、毎日49、読売34、日経20、栗京8、放送協会99、時事通信16、共同通信22》

この解雇者数はその後、朝日が１０４に、日本放送協会が１１９とふくれ上がる。「日本新聞協会十年史」によると、８月末までに全国の新聞・通信・放送49社の７００人が解雇されたという。労働省が同年11月５日までに集計した報道関係の解雇者は６９４人で新聞協会史の数字より、やや下回るが、この後に続いて行われた民間の18産業部門のレッド・パージによる平均解雇率は０・38％であり、報道関係のそれは２・３％（当時の新聞・通信・放送従業員総数は約３万人）と異常なまでに高い。

当詩、毎日新聞大阪本社販売部にいて、入社１年余で解雇された１９２４年生まれの上井正興はいま、専修大学教授。土井が入社したのは１９４９年である。

▼第２回総選挙で自民党が過半数を占めるが、共産党も躍進、35議席を獲得▼政府は共産党や革新団体を取り締まる団体等規正令公布▼国鉄、全逓の人員整理▼下山、三鷹、松川事件起こる▼ソ連が最初の原爆実験▼中華人民共和国成立……

重苦しかった社内

「そういう緊迫した状況が投影していたのか、社内の空気は重苦しかった。それが新入社員の私にさえ感じとれた。組合運動も「２・１ゼネスト」の挫折（１９４７年、マッカーサーの中止命令で）以来、退潮する一方で、物言う人が少なくなっていた。組会よ、しっかりしろ、というような思いもあったのでしょうね。職場を代表して、しばしば組合大会などに出て発言した。入社時は総務関係の仕事をしていたが、組合での発言がにらまれて、販売部に配転させられた」

土井はその翌年に解雇された。

▼１９５０年＝マッカーサーは元旦の年頭の辞で「日本憲法は侵略攻撃に対し防衛の権利を否定しない」と述べ▼６月６日、日本共産党中央委員24名の追放を指示▼同７日『アカハ

タ』編集局幹部17名の追放を指令▼同25日、朝鮮戦争始まる▼同26日『アカハタ』の30日間発行停止を指令▼7月8日警察予備隊創設▼同18日『アカハタ』など共産党関係刊行物の無期限発行停止を指令◇同24日、民政局公職審査課長のネピアは東京の新聞・通信・放送8社代表と、地方紙を代表する新聞協会代表を個別的に招いて口頭で「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員及びシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令でないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援する……」と告げた（この項『新聞協会十年史』より）

土井がことし4月に出版した《生きること学ぶこと》（三省堂）はレッド・パージについて触れている。

《仕事のさいちゅう午後3時とつぜん営業局長によばれた。いきなり、解雇を通知され、理由書を読み上げられた。

「本年6月6日以来しばしば出されたマッカーサー元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれは報道関係に課せられた責任にもとづき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を締め出すことをわれわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することもできないし、これに関する一切の質問に答えることもできない。正当な退職金を支給する。即刻、職場から退去されたい」》

解雇理由の冒頭に出てくるマッカーサー書簡は6月6日と7月18日に吉田首相あてに送られている。

前者は「法と秩序をべっ現し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によって公衆の混乱を通じて暴力による破壊者……」と日本共産党を断じ、後者では、「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である。……かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない……。従って日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によって表現の自由を濫用する限り、報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならない」

7月18日の書簡の後段の文章がレッド・パージの根拠とされ、当時の新聞社首脳部はこれによる解雇は「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈した。

土井の記憶によればあの日の大阪はむし暑い、長い長い一日であったという。しかし、気象庁の記録には台風が日本列島に接近中で、全国的に雨。東京では前夜から降り続いていたとある。

夫妻そろって解雇

毎日新聞東京本社欧米部（現外信部）記者であった小林勇は同じ社内で共動きの夫人ともども解雇の通告を受けた。

「あの日、確かに東京は朝から雨が降っていた。レッド・パージの宣告を受けた私たちは、その雨の中を私物を纏（まと）めて社を出た。他社では解雇された人の私物を社外に放り出すというようなひどい仕打ちをしたところがあったそうですが、毎日新聞社ではそんな乱暴なことはしなかった。でも、私たちが社屋を出て行くのを守衛が見張っていました」

「社を出たあと、産別労働会館だったかな、そこの大きな部屋に集まった。私たちのように解雇を言い渡された他社の人々もすでに大ぜい来ていて、あっちの隅が『朝日』、こっちが『読売』、そこが『毎日』という具合に区切られ、記者クラブが出来たようだった。そういうわけで、この大部屋がしばらくの間、私たちの『言論弾圧反対同盟』の本部となった」

民主化運動の中

小林は１９１５年生まれ、5年前からある小さな通信社の社長をしている。その前には総評の国際部にいた。レッド・パージの時点では入社10年目で、戦争中にはマニラに特派員として派

遣されていた。

「帰社したのは敗戦の年の11月でした。敗戦と同時にどこの新聞社も民主化運動が高まった。そんなところに帰ってきたんですね。でも事情が分からず私が運動に加わるのは、翌年の春ごろからです。レッド・パージの時は支部執行委員、いわゆる末端の組合活動家ってことです。『毎日』の活動家の中にはいろんな考えの人がいた。共産党員として積極的に活動した人もいる。明らかに反共主義者と分かる人もいた。しかし、そういう人たちまでも同調者と言うことで解雇された」

（下）

朝鮮戦争、日々に緊迫
背景に言論弾圧の必然性

小林勇、土井正興は「言論弾圧反対同盟」の一員として、東京で、大阪で、不当解雇反対の法廷闘争を試みる。同盟の名称を「解雇反対」とか「レット・パージ反対」とせず「言論弾圧」としたのは、このレッド・パージが朝鮮戦争に対する批判の芽を摘み取る言論弾圧だとみたからである。

彼らが当時、街頭で市民に、あるいは新聞社の近くで、かつての同僚たちに訴えたガリ版刷りの《自由なる言論のために／新聞の弾圧／我らの闘争》（新書判、18ページ）にそれがうかがえる。

《全国の各新聞社から良心的な記者と工務員がただ単に〝共産主義者及びその同調者〟という名目で即時解雇を申し渡された。しかもこの首切りには、マッカーサー書簡を楯に憲法も、労働法も、団体協約も、すべてのものがふみにじられた。

それは、明らかに朝鮮動乱から極東が重大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが、急速に日本を軍事的に再編成することを決意し、その手はじめとして、まず言論報道の自由を封殺しようとしているということである》

一九一〇年代世代

レッド・パージについての研究レポートの多い元改造編集者で評論家の松浦総三は、この小林らをレッド・パージ世代という。入社1年余で解雇された土井のようなのは例外の方で、レッド・パージによる被解雇者は１９１０年代に生まれた人が多いというのである。

近刊の《レッド・パージ》（図書出版社）の編者・梶谷善久（元朝日新聞記者）もそうだし、これに松浦らと、体験記を書いている小原正雄（同）三上正良（元毎日新聞記者＝現日本ジャーナリスト会議事務局長）もやはり １９１０年代世代である。

戦前にマルクスを勉強している。戦争はにくむが沈黙せざるを得なかった。小林はマニラ特派員当時を回顧して、こんな打ち明け話をした。

「新聞記者というものは、どんな時代でも真実を正しく伝えていく。そうすれば読んだ人が判断してくれるんですね。私なんかマニラに一年ぐらいいましたけど、日本軍による占領下のマニラを書くわけです。なのに、日本軍司令部に言わせると、お前の記事はめめしいと言うんです。勝利への確信に満ちていないというわけですよ。特攻隊の記事を書いたとき、お前の記事は勇ましくないと叱られました」

小林、土井らの法廷闘争は一年後、敗北に終わる。当時の新聞・通信・放送の労働戦線は分裂していた。レッド・パージの1カ月前に朝日、毎日、読売の3紙を中心に日本新聞労働組合連合会（新聞労連）が発足しており、全新聞（全日本新聞労働組合）と対立していて、「言論弾圧反対同盟」の法廷闘争の支えとはならなかった。

それと、前回（上）で小林が語るように、解雇された人のすべてが「共産主戯者ならびにそれに同調する分子」ではなかった。反共主義的思想の持ち主だが、新聞記者の正義観で民主化運動に身を投じ、そのためにパージされた人間もいた。他社には、その前者と後者を分離して法廷闘争を行うところもあったが、小林、土井らはあえて、それをしなかった。不当なのはレッド・パージそのものであり、憲法によって思想・信条の自由が保障されている限り、それに違反する解雇

措置は絶対に承認できぬと考えたからである。

▼被解雇者側では、直ちに解雇を承認して退社した者、不当解雇として地裁に身分保障の仮処分を申請した者、本訴を起こした者、不当労働行為として労働委員会に提訴した者……さまざまであったが、裁判所関係では仮処分申請は全部却下となり、労委関係は提訴件数19件、申立人員総数183名を数えたが、棄却、却下、和解、救済などの処理によって翌年8月ごろまでごく一部の少数の者を除いて解決した。（日本新聞協会十年史より）

この30年、彼らはどのように生きできたのか――小林がいま、舵取りする通信社はあの時の、報道関係のパージ組が創立した。若かった土井は母校の大学院に戻ってやり直し、歴史学着に変身している。その変身のきっかけになった7月28日をことしはブルガリアで迎える。彼が一貫して追求し続けている奴隷解放の思想提起、つまり「スパルタクス蜂起」の研究のためにである。

職安台帳に赤丸印

小林は言う。「裁判で争った1年余、私たちは退職金を供託していた。だからその間は失業保険だけが頼りで、毎月、それを受け取りに職安に行く。2回目のときだったか職安でまだ就職先が決まらないかと言うんですね。紹介してやると応対の係員が台帳をめくるんですよ。ちょうど係員はガラス窓を背に私と対していたので、台帳の中身がガラス越しにこちらにも見えるんですね。私のには色鉛筆で赤丸が付いていた。それ、チラリと見た係員は『ああ、そうですか』とつぶやくだけで、もう私をどこかに紹介するとは言わなくなるんですね」

世を忍び名を偽る

小林や土井のほかにも他社のパージ組の、何人かと会った。その人たちの話の中で共通するのは小林が職安のガラス越しに見た「赤丸」の残酷さである

「いまにして思うと、あの天皇制下の、戦前の左翼に対する弾圧。私たちもそれに連座したと同じ心境ですね。レッド・パージ当時の世間一般のとらえ方もそうでした。それこそ、親類縁者まで口きいてくれなくなる。結婚が破談になった話もありましたね」

これは小林の夫人の発言である。

「あの時点でレッド・パージと言うと、もう本当に赤穂浪士どころの騒ぎではないんですね。世を忍び、名を偽って生きる以外になかった。30も半ば過ぎての首切り、力仕事は出来ないし、新聞社で働いていたということは全然キャリアにならない。雑文書き、放送の台本書きの仕事をもらうにしても、名を偽って小さくなって……自分の人権を踏みにじるような、生き方しかできなかった」

30年後のいま――、被占領国の国民には言論の自由がないといえるなどと、いくらでもさめた目で見ることはできる。しかし、私には戦争と言論とのかかわりがこのレッド・パージにはやはり色濃く出ていると思われる。

土井の『生きること……』梶谷編の『レッド・パージ』にもあったが、レッド・パージを扱う研究論文にしばしば使われる「毎日労組二十年史」からの数行の引用がある。当時の朝日、毎日労組の幹部が、パージの日の前日、占領軍司令部民政局のネビアに呼びつけられたときの体験談だ。

《部屋にはいると、ギクッとした。中佐があまりにも人間ばなれした顔であったことも理由の一つだが、背後の壁にピストルを並べ……》

まさに戒厳令下であり、戦争ための言論弾圧と思えてならない。

30年前の7月、紙面の片隅に200字たらずの「報道界から〝赤〟追放」がこの検証のきっかけとなった。それにしても小林、土井らとのインタビューは、いまも生々しかった。（敬称略）

⑩　**毎労50年史**

【注】『毎日新聞労働組合五十年史』　毎日労組１９９５年12月10日刊。

第二章　レッド・パージと反動攻勢

１９５０年のレッド・パージは、新聞労働運動を皮切りに日本の労働運動に襲いかかった反動攻勢の総仕上げである。簡単に順を追っておこう。

46年の第2次読売争議と翌年の2・1スト中止に伴う毎日の新聞単一脱退の次は、48年の政令２０１号による官公労働者の争議権剥奪でぁった。これは官公労働者の権利制限を強める国家公務員法の改正を求めたマッカーサー書簡を受けて、社会党と連立中の芦田均民主党内閣が直ちに政令で実施し、後継の吉田茂自由党内閣の手で国家公務員法改正と公共企業体等労働関係法制定が行われて定着した。国労や全逓の一部は職場離脱戦術で反対したが職場の大衆から遊離し、産別民同派や総同盟との対立が激化した。

これに次いでＧＨＱは48年末にインフレ防止、1ドル＝３６０円レートなどの経済9原則を発表、その具体化のためドッジ公使を任命、翌49年に「ドッジ旋風」とよばれる行政整理や企業整備で大量クビ切りを行おうとした。

49年7月に下山・三鷹・松川と、犯人不明の怪事件が連続して発生、警察は共産党員や国労組合員を容疑者として逮捕した。そのため労働組合の行政整理・企業整備反対闘争が崩れたばかりでなく、この年1月の総選挙で共産党が4議席から35議席に急増した情勢は一変し、反共ムードが強まった。

そこでレッド・パージが行われた。ただし行政整理・企業整備によるクビ切りが3万人にのぼり、49年7月、ＧＨＱ情報教育局顧問イールズ博士が行った反共演説を機に進められた小・中・高校の教職員パージが約２０００人と推定されるが、それらを除外して、ここではレッド・パージを狭義に解して朝鮮戦争開始後のマッカーサー書簡にもとづく共産党員とその同調者の職場追放をいう。それは新聞労働者から始まった。

〈１９５０年7月28日〉

１９５０年7月28日、東京の毎日・朝日・読売・日経・東京の新聞社5社、共同・時事の通信2社、放送協会を合ぁせた8社で合計３３８人が解雇を申し渡された。これを皮切りに、マスコミ以外の各産業や政府機関のあらゆる職場に波及し、年末までにマスコミ関係の50社、７０４人を合めて民間24の産業部門で５３７社、1万９７２人、政府機関で１１７１人、合計1万２０００人以上が職場を追われた。理由は、6月25日に始まった朝鮮戦争が自由世界と国際共産主義勢力との闘争であるとして日本共産党機関紙「アカハタ」の停刊を命じたマッカーサー書簡の趣旨から、共産党員やシンパを追放することが日本の報道機関や重要産業の責務である、というもの。

毎日では、東京と同時に大阪でも解雇が言い渡されたが、西部などではなかった。解雇された者は次の49人である。

―略―（本稿２３８ページに掲載）

レッド・パージの不当性に輪をかけたのは、経営者の〃水増し解雇〃である。当時は団体等規正令によって政党は構成員を届け出ることが義務づけられており、届が出された共産党員は公然と経営内で活動していた。たとえば、届けられた数は、毎日東京7人、朝日東京9人などだったが、解雇された数は毎日東京31人、朝日東京38人などだった。

この食い違いは何を意味するだろうか。仮に政党が構成員のすべてを登録しなかったとしても、隠された党員をすべて経営者が看破するのは不可能であろう。組合活動などで経営者にとって好ましくない従業員を「共産党またはその同調者」に仕立てて〃水増し解雇〃したことは間違いないところである。

また、マスコミ全従業員約4万人のうち７００人の解雇は解雇率1・7％で、他の民間産業の平均解雇率0・38％と比較して著しく高率であることが指摘されているが、企業整備などをし

た企業もあるので、狭義のレッド・パージ数だけの比較はあまり意味がない。たとえば、毎日の従業員約６０００人のうち49人の解雇は解雇率０・８％であり、他産業より高いが、マスコミ産業の解雇率の半分にすぎず、朝日の６０００人中１０４人、読売の２０００人中35人の解雇にくらべ相当低めである。だが、朝日は東京38人、大阪46人、西部12人、名古屋８人だったのに対し、毎日は東京31人、大阪18人、西部・中部ゼロと地域的な差がある。

また、朝日では当時の労働組合が全新聞を含めて３分裂していたし、読売では当時なお第２次争議で復帰した旧争議団員の存在が意識されていたが、毎日ではかって局付だった人たちが民間放送への転出者を除いてほとんどパージされたほか、マークされる特定グループがないので職場の〝アカ狩り〟がとくにひどく、発表後も「他社より少ないから第２次パージがある」といううわさが執拗に流された。要するに、権力者の思い通りにいつクビがとぶかわからないという恐怖が職場を支配した点では各企業とも共通していた。レッド・パージは労働組合運動にとどめを刺したかたちになった。

〈労働組合の態度とその後〉

本部執行委員会は、８月22、23日の緊急中央委員会に次のような組合の態度を提案、満場一致で決定した。

―略（本稿88ページ第一部「７・28の労働組合に掲載）

〈11年後の定期中央大会〉

レッド・パージについてとった毎日新聞労組の態度については、組織としての総括はなされていない。11年後の『われら』（１９６１年５月26日付）に、61年５月の第15回定期中央大会で、被解雇者代表２人が来賓としてあいさつし、被解雇者からのメッセージが紹介されたこと、近藤隆之輔副委員長が閉会あいさつでふれたことが記録されている。その全文を総括の一資料として記録しておくこととする。

〝２人の旧友〟は拍手で迎えられた。朝鮮動乱開始直後の１９５０年７月28日、占領軍総司令部の〝示唆〟によるいわゆるレッド・パージで毎日の職場を追われた被解雇者代表、教育タイムスの田中正三さん（元大阪社会部）、日中友好協会の雨宮礼三さん（元同整理部）の２人が中央大会第１日の来賓あいさつに立った。

この時毎日新聞で解雇された49人は、われわれ組合員と同じ職場でともに働いていた仲間であり、組合活動に積極的に活躍された先輩でもある。だが当時の毎日新聞社労組はこの〝組織と思想に対する弾圧〟を認め、同年８月の中央委員会で労組自ら49人の組合員資格喪失を決め、組合からも追放したのである。この出来事はまことに毎日労組史の最大の汚点であり、我々には占領下という当時の困難な情勢を考慮しても、深く反省しなければならない。

あれから11年たった。被解雇者が組合を去るにあたって宣言した「毎日労組のみなさん、10年たったら私たちが必ずやみなさんと手を結べる時代がくるでしょう」という言葉どおり、大会演壇で両代表は檜垣常治・副委員長、加藤親至・書記長と堅い握手をかわした。

レッド・パージ問題はこれら49人だけの問題ではない。松葉会事件、嶋中事件にみられるように言論の自由が大きな危機にさらされている現在、そして職場に合理化のアラシが吹き荒れている現在「一人一人に切りはなされた労働者がいかに弱いものかを実感させられた」という大会に寄せられたこの犠牲者のメッセージをみんながかみしめて考えよう。

【被解雇者メッセージ要旨】

１９５０年７月28日、労働運動史上の一大事件であつたレッド・パージがおこなわれてから早や11年目を迎えようとしています。私たちはこの事実を一人でも多くの組合員諸君に知っていただきたい。そして今日の時点においてレッド・パージの意味するものを考え、労働運動の前進に役立たせることが大切ではないかと思います。

第１点はこの事件によってアメリカ帝国主義

がその正体を明らかにしたということであります。当時、朝鮮侵略を開始したアメリカは、返す刃で日本の民主勢力に徹底的な弾圧を加え、その一環としてレッド・パージをおこなったわけで民主主義の一カケラさえも見られませんでした。

第2点は日本の独占資本がアメリカ帝国主義と堅く結びつき、自らの繁栄のためには、労働者、国民の利益をふみにじってはばからないことであります。これは昨年の三井三池における指名解雇、新安保条約の締結にも歴然としております。第2点は当時、日本の労働者階級はこの弾圧をはね返すには力が十分ではなかったということです。

私たちがもっとも打撃を受けたのは、会社による解雇そのものよりも、組合による絶縁通告でありました。私たちの多くは戦後いち早く組合の結成に参加し、執行委員、中央委員あるいは活動家として組合運動にはだれよりも強い関心と深い愛着とをもってきただけに、いかなる弾圧が加えられても組合とともにある限り、最後まで闘えると考えていたからです。当時における組合の措置をかえりみるとき、それは毎日新聞労働組合史上の汚点であるとともに、組合の弱さを反映したものと見ることができます。

しかしあれから11年余、日本の労働運動は大きく前進しましたし、毎日労組もその団結を強化し、今日まざまざと見るようにたくましく成長しました。今日、こうして大会に友人として招かれたことは私たちの確信と期待が全く正しかったことを証明しており、心からの喜びにたえません。一人々々に切りはなされた労働者がいかに弱いものかを実感させられたときもありました。また裁判では不本意ながら会社側と和解が成立したまま、現在に至っております。

しかし私たち被解雇者は今日といえどもレッド・パージを承認してはおりません。それを承認することは、弾圧に屈することであり、毎日新聞社における労働組合の将来にもおよぼす影響が大きいと考えます。私たちはどこまでも毎日新聞労働組合とともにありたいと念願しております。

1961年5月19日

毎日新聞社レッド・パージ被解雇者一同

【近藤隆之輔副委員長の開会あいさつ】

11年前、毎日労組はレッド・パージで解雇された49名の仲間に絶縁状までつきつけた。しかし今日は絶縁状をたたきつけられた代表がみえ全員の拍手に迎えられるほどに成長した。エビ茶の組合旗も赤旗となった。これは六千組合員の団結と統一のタマモノである。

※　この大会の前から委員長・浅海一男は病気療養のため、近藤副委員長が代行していた。

⑪　毎日の3世紀

【注】『「毎日」の三世紀』　毎日新聞社　2002年2月刊。毎日新聞社史

レッド・パージ、毎日は49人解雇

朝鮮戦争ぼっ発から間もなくの1950（昭和25）年7月28日、毎日はじめ新聞通信放送の大手8社は、共産主義者とその同調者とみなされる社員に、一斉に解雇を通告した。「マッカーサー書簡にもとづいて」の処分だった。毎日では東京、大阪両本社で49人が解雇された。西部、中部本社には1人もいなかった。注いで8月1日、地方各新聞社でもレッド・パージが進められた。8月末現在で50社700人（うち依願退12人）に達した（「日本新聞年鑑」1951年版）。

―以下略―（『毎日100年史』からの引き写しで、新たな発掘も総括も全くない。小林登美枝については、別項の「女性記者、飛躍の時代」に記述があり、以下に収録する）

◇

小林登美枝は1916年生まれ、速記者として働いたあと結婚、40年に大阪時事新報社に入社した。当時、速記は、高収入な女性の職業だった。普通のOLが30～40円のころ、小林の月給は75円だったという。42年、速記者として東京日日新聞に入社、1年後、希望が入れられて連絡部から社会部に移る。

小林は「自分は女なのだから、女性を取材しようと考え」て女子労働の現場を歩き続けた。その一つに、鉱山坑内労働の取材がある。福島県の常磐炭鉱にはよく行って、男に交じって働いている女性を取材した。

「当時は自分の感じたことをストレートには書けませんでした。すべては戦争のための生産増強の時代でしたから」

しかし、その取材は女性記者の脳裏に強く刻まれた。

44年7月、東条内閣が総辞職、戦況は悪化する一方だった。空襲が激しくなり工場などで働く学徒や挺身隊などの若者が次々と命を落としていく。

全国を足で取材してきた小林の記事が、はなばなしく社会面トップを飾ったのは44年10月8日だった。社会部員・鷲沼（小林の旧姓）登美枝記とあり「女子工員の力は伸ばされているか現場からの痛切な『声』を聴く」という４５０行を超える大作である。勤務体制、厚生施設、賃金など女子工員の労働実態を細かく具体的に報告した硬派のルポだ。

小林は軍需省の記者クラブに所属していたので、数字的な裏付けから厳しい戦況がよくわかった。45年にはいると物資の動きからみても戦争の継続が無理であることがはっきりしてくる。取材は厳しくなり、公表できる事実は限られていた。

小林は、婦人時局研究会に参加して婦人問題に取り組み、市川房枝氏の薫陶も得た。末端の女性労働者、市井の女たちの姿を取材し続けていた女性記者の目は、迫りくる敗戦を冷静に看破していた。8月15日、あの暑い夏の日の小林の回想。

「戦争が終わったのは、ただもう、嬉しかった。（中略）天皇の録音盤の放送を聞きながら、その日の原稿を書くことが頭の半分にはあったけれど、それよりも、ああ嬉しい、という気持ちの方が強かったです。これからは女の時代が来るぞ、とはっきり思いました」（世界思想社刊『女性記者』より）

政治部記者となったのは46年6月、婦人参政権が認められた初の総選挙で39人の女性代議士が誕生した年である。当時の国会は女性記者の姿などほとんどなかったから、珍しいものでもみるような目付きで見られた。服装、結婚に関することでセクハラまがいの目に合ったり、まじめに取材に応じない男性議員に腹を立てたこともあった。

小林は戦後、組合活動に熱心にかかわり、46年10月の新聞・通信・放送のゼネストにも参加している。

45年9月、ＧＨＱは「言論及び新聞の自由に関する覚書」を発表、10カ条からなるプレスコードによって、メディアへの検閲を始めた。民主化政策を進める一方で、言論規制は次第にあからさまになっていった。

言論機関の中の組合運動参加者は、チェックの対象になる。小林は他の7人とともに編集現場からはずされたが、東京都労働委員会へ提訴の末46年に勝訴、復帰して毎日グラフに所属する。50年6月に朝鮮戦争が起き、言論機関でのレッド・パージが始まる。この年の8月までに新聞・通信・放送、49社で解雇されたのは７０４人。小林は本社での解雇者49人の1人だった。

彼女の新聞記者生活はこうした無念な形で終わった。しかし、小林の新聞記者スピリットと女性ならではの視点、発想は、半世紀を経て女性記者たちの中に蘇っている。ちなみに退社後も彼女は女性解放運動にかかわり、女性史研究家、特に平塚らいてうの研究家として活躍している。

【１９５０年毎日新聞経営幹部】

代表取締役・社長　本田　親男
代表取締役・専務（東京）　小林亀千代
代表取締役・専務（大阪）　平野　太郎
取締役・主筆　神田　五雄
取締役・編集主幹（大阪）　加茂　勝雄
取締役・印刷局長（東京）　安部　元喜
取締役・西部代表、編集主幹（西部）　藤原　勘治

取締役・西部営業局長　中坪八重蔵
取締役・大阪営業局長　鴨井　辰夫
取締役・東京営業局長　原　為雄
監査役　上田　常隆
編集主幹（東京）　渡瀬　亮輔
編集総務（東京）　工藤信一良
編集総務（東京）　三宅　俊夫
編集総務（大阪）　浅井　良任
編集総務（大阪）　高橋　信三
編集総務（西部）　高橋司三治
編集総務（中部）　坂田　勝郎
総務局長（東京）　山本　光春
出版局長（東京）　森　正蔵
総合技術調査室長（東京）　田中　香苗
中部支社長　梅島　貞

【同年毎日新聞社労働組合執行部＝中執】

委員長　礒江仁三郎（東京・編集）
副委員長　山崎　正英（大阪・編集）
副委員長　武藤　昇（西部・編集）
書記長　仁藤　正俊（東京・編集）
副書記長　高橋伊知郎（大阪・印刷）
副書記長　山本　正芳（西部・編集）

▽関連・当事者の記録△

①　新聞協会10年史

【注】『日本新聞協会十年史』　新聞協会　1956年9月25日刊。「第二編　連合軍占領下の日本新聞協会」の「第一章　占領下における日本新聞界」のうち「新聞界の赤色分子排除」（55ページ）と、同「第二章　占領軍の新聞指導の成果」のうち「G項解除とレッド・パージ（91ページ）の2カ所にレッド・パージの記述がある。

〈新聞界の赤色分子排除〉

連合国総司令官マ元帥は25年6月6日付吉田首相あて書簡で『アカハタ』編集責任者17名の追放を指令した。つづいて同26日（朝鮮動乱突発の翌日）付で同紙の30日間発行停止を指令、翌7月18日付書簡で同紙ならびに後継紙、関係紙の発行を無期限停刊の措置をとるよう指令したのであるが、その書簡に

「かかる状態の下では、日本にあって小数の者が公共報道の機関を自由かつ無制限に使用することは言論の自由という考えに反するものである。彼らに言論の自由を許可することは、公共責任に忠実な自由な日本新聞界の大部分のものを危険に陥れ、一般国民の福祉を危くするに過ぎない。（中略）しかしながら今日までの諸事件は共産主義から公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を扇動して法に背き秩序をみだし、公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。（後略）」

と述べている。全国主要新聞・通信・放送各社は、同書簡の意義について関係筋から重大な示唆を受けたので、7月28日一せいに各社内の共産主義者およびシンパとみなされるものに対し解雇を申渡した。同日解雇通告を行ったのは「共同」「読売」「日経」「東京」「時事通信」「放送協会」「朝日」「毎日」の8社であるが（朝日は就業規則にもとづき通告、その後全国地方紙も引きつづき同様の措置に出て8月末日現在、49社、被解雇者総数700名（うち依願退社42名）に上った。

この事件は国会でも問題となり、社会党赤松、共産党梨木代議士などの質問に対し大橋法務総裁は、「新聞報道機関の共産主義者とその同調者解雇の処置は適切で正当の理由があるものと考える。政府はこの処置に全幅的に賛意を表すると同時に極力これを支援する」旨言明し、また総司令部CIEのニュージェント中佐も8月3日声明を発表してこれを指示した。

赤色分子追放はその後各方面に波及し、官庁公務員、教育界、国鉄、私鉄などの民間産業界な

どでも相ついで行われた。11月5日現在民間産業界で９６００余名におよぶ解雇者を出すという大がかりなものとなった。労働省の発表によれば、25年11月5日までの新聞・通信・放送関係の解雇は47社、６９４名であって、新聞労務者総数3万に対する解雇率は2・3％に当り、18産業部門の平均解雇率０・38％に比して最高率を示した。

この解雇に対して被解雇者側では、直ちに解雇を承認して退社したもの、不当解雇として地裁に身分保障の仮処分を申請したもの、本訴を起したもの、不当労働行為として労働委員会に提訴したもの、労委への提訴と併行して地裁に仮処分申請などさまざまであったが、裁判所関係では仮処分申請は全部却下となり、労委関係は提訴件数19件、申立人総数１８３名を数えたが、棄却、却下、和解、救済などの処理によって26年8月頃までにごく一部少数のものを除いて解決した。

〈G項解除とレッド・パージ〉

占領下の新聞政策の一つとしては、新聞人の追放による間接の新聞統制があげられるが、１９５０年6月朝鮮動乱が起ると、反共政策はますます強くなり、新聞界の左派の追放政策を打ち出してきた。マ元帥はすでに朝鮮動乱直前の6月6日、日本共産党中央委員全員の追放を指令していたが、北鮮軍の進入開始の翌日（6月26日）吉田首相あての書簡の形式で、共産党機関紙『アカハタ』の停刊をを指令した。さらに司令部は7月全国の新聞通信社にレッド・パージ（赤色分子追放）の指令を出した。これは民政局（ＧＳ）の公職審査課の所管になっていたが、課長のネピア少佐（Jack Napier）は、7月22日まず大橋法務総裁に通報した上、7月24日東京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、口頭でつぎのような趣旨を伝えた。

「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ。」

これは命令ではないと言っているが、命令以上のものであった。追放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、東京各社は7月28日、地方各社は8月1日に一斉に赤色追放者の氏名を発表、これによる退職者は７００名以上に上った。占領当初の昭和21年1月4日の追放令は、戦時中の新聞指導層であった編集局次長以上のもの３５１名を追放し、その影響力を完全に排除したわけだが、赤色追放はこれに倍する大規模なものとなった。その後数カ月にわたって、これをめぐる紛争が続いていたが、漸次解決し編集内容にも次第に影響が現われてきた。

他方昭和25年10月から、26年8月にかけては、追放令G項による追放者は全員解除になり、続々各社幹部に復帰し「社内民主化」で口火を切った新聞政策は、ここで全くその方向を逆転したわけである。

ここに触れておきたいのは、占領当初からもっともやかましくふりかざされたプレス・コードは実際には案外に発動されず、わずかに昭和23年の「日刊スポーツ」、昭和24年の「連合通信」「大阪民報」の3紙が軍事裁判にひっかかって、有罪の宣告を受けたぐらいのものであった。

＊協会代表がＧＨＱに出向いたのは25日。

② **新聞労連10年史**

【注】『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』（１９６０年刊）の中の「レッド・パージ」（42ページ）、及び長与道夫の寄稿「レッド・パージと新聞労連」を収録。

レッド・パージ

新聞労連結成大会の5日前、１９５０年6月25日に朝鮮戦争が起り、日本の政治・経済情勢

もこれに即応させられた。こういう事情のなかで7月28日、朝日、毎日、読売、日経、東京、共同、時通、放送協会の8社で一方的に共産党員およびその同調者と称するものに対し解雇を通告、旬日を出ずに全国の地方紙にも波及した。いわゆる〝レッド・パージ〟である。49社701人及び、新聞労働者3万に対する解雇率は2・3％、18産業部門の平均解雇率0・38％に比較するまでもなく、新聞・通信・放送のレッド・パージは最高率を示した。

この反対闘争はことのほかあっけない形で終るが、この解雇で退社するもの、不当解雇として裁判所や労働委員会に提訴するものなどいろいろ。裁判所は仮処分申請をおおむね却下した。しかしこれらの解雇者は57年（昭和32年）ころから新聞関係パージ解除全国連絡会をもち、新聞労連とも協議して新たに復権・復職闘争を進めており、一部では新条件で〝和解〟した例もある。レッド・パージについてはいまも憲法論議を含めて裁判所でも闘われている。

さてレッド・パージはマッカーサー書簡の示唆によるものだが、直接の下手人は各社の代表者である。例えば読売の場合、次のような「社長布告」がそれである。

社長布告「連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和25年6月6日、6月7日、6月26日、7月18日の指令ならびに書簡は日本の安全に対する公然たる破壊者である共産主義者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを布告したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあったので、我社もまたこの際、共産主義者ならびにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約等に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なおこれと同じ措置が同じ日、同じ時刻に、全国の主要な新聞通信放送会社で一斉に行われていることを申しそえておきます。昭和25年7月28日」

新聞労連は7月29日から3日間の拡大中執で討議した結果、次のような労連の結論を出した。「①今回の措置は共産党が従来民主主義の原則に抗してとりきたった行動ならびに現在朝鮮において起っている事態に関し取りつつある態度に対する処置であって、民主主義の根本原則ならびに新聞言論の全般的方向、労働運動などへの規制としてとられたものでないと認定する。②しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合運動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは厳重に監視し断固反対する。③共産主義支持者として認定する基準については、これを立証すべき確実なる証拠、本人の具体的な行動を基礎とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によって処分の行われることに断固反対する。―以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるよう要望する」

こういうわけで、レッド・パージは比較的簡単に結末をみた。外部から一般組合員への働きかけもあったが、ほとんど問題にされなかった。したがって8月3日にはGHQの民間情報教育局長ニュージェント中佐が次のように〝おほめの声明〟を出した。「最近日本の各新聞発行者および放送協会経営者がその内部機構を再検討した結果、顕在的および潜在的な破壊的分子を解雇した措置は単に時宜を得た英断であったのみならず、昭和25年7月18日マッカーサー元帥が吉田首相に送った書簡の内容、すなわち共産主義者がその破壊的暴力的教義の宣伝に公の報道機関を使用することは明らかに危険であるとの趣旨に合致するものである。

全新聞の態度　レッド・パージで最も打撃を受けたのは全新聞だった。全新聞は解雇問題について「この措置は憲法、労働法等に違反する不当首切りである」として闘争宣言を発した。ところが各支部ではかえって中央指導部の態度に批判を加え、パージから一カ月ぐらいのうちに西日本、中部日本、北海道新聞、山陽、河北、中国な

ど20の支部が脱退、さらに日経、時通、共同では支部員の大多数が脱退、全新聞は55支部、６０００人の組織になってしまう。

すでに述べてきたように、レッド・パージは必ずしも突然起こったものではなかった。総司令部の共産党に対する政策は49年からかなり強化され同年４月には団体等規制令が公布され、９月には在日朝鮮人連盟が解散させられていたが、50年１月の共産党のコミンフォルム批判受入れでいっそう弾圧が強化される。６月には総司令部が共産党の全中央委員追放を政府に指令、朝鮮戦争発生の翌日６月26日には「アカハタ」停刊を指令した。これらの一環としてレッド・パージが行われたわけだが、最高率のマスコミ関係（７４５人）のほかパージされたものは電気産業の２、１３７人、石炭鉱行１、０２０人、化学工業１、３４６人、金属製造業１、０４８人をはじめ合計１０、８６９人になった。そのうち８月30日には全労連（全国労働組合連絡協議会）が共産主義的団体との理由で解放させられ、総司令部と吉田内閣によって日本労働運動の活動家ならびに運動は大きく抑圧された。

レッド・パージと新聞労連（長与道夫）

昭和25年６月、全新聞は名古屋で中央委員会を開いた。ぼくはこの中央委を最後に任期半ばで副委員長を辞めることになった。中日の松谷氏が委員長、書記長は道新の工務出身の滝原君だった。委員会が終わって街へ出ると、中日の社旗をたてたサイドカー号外をただでまき散らしながら飛ばしていた。朝日、毎日の名古屋進出数カ月後で中日の反撃気勢はすごかった。号外は〝朝鮮動乱〟を知らせたものだった。外電は北朝鮮軍の不法侵入を伝えていたが、これはオカシイということがすぐぼくたちの話になった。南朝鮮の挑発的な動きはだいぶ前から歴然としていた。

これからわずか１カ月であのレッド・パージの嵐が吹きまくるとは、あのころは予想もしなかった。ぼくが毎日全新聞の本部で顔を合わせていた連中は根こそぎやられた。ぼくが副委員長をつづけていたらどうなったかは、これはぼく自身にもわからない（全新聞支部の役員というだけで首を切られた無茶な例はいくつもあった）。だが後になって「あの男は目先がきいていた。あのとき辞めなかったら、きっとレッド・パージだったに違いない」などのコトバがぼくの耳に入ってきたりして、おどろいたり不快になったりしたものだが、長い間いっしょに仕事をしてきた執行部の仲間が、ことごとくパージになったことはなんとしてもすまない気持だった。

共同支部もレッド・パージで33名の犠牲者を出した。ぼくが本部からもどったとき始っていた６月補給金の闘争は、７月には実力行使にとなり、それがもとで組合にヒビが入り、第二組合ができ混乱をつづけていた最中の出来事だった。ぼくたち全新聞に残った組合員のパージ反対闘争も内と外の連繋が次第にうまくゆかなくなり、第三組合の機運も動いて共同内部の動揺は翌年まで続いた。

× × ×

全新聞の本部が築地の魚市場に近い手狭な事務所から、昭和通りに近いともかく一戸建ちの借事務所に移ったのは、24年の秋だったように記憶する。あの年の７月25日には三鷹事件が発生、読売の写真が大問題をまき起こした。全新聞が名を連ねた機関紙編集会議で読売の写真はデッチあげだと叩いた号外が読売支部を刺激、９月４日読売は全新聞を脱退、まとまったばかりの新聞労働戦線（毎日は全新聞に参加しなかったが）は、１年半足らずでまた分裂の危機をはらみ出したところである。誕生間もない全新聞関東地協は青木君、恩田君などの働き手を読売脱退でいっぺんに失う結果となった。関東地協の集りにちょいちょい顔を出していた程度のぼくなどが、勢いあとを引継いで活動しなければならない羽目になった。

全新聞の第３期執行部が松谷委員長のもとにできて、新しい本部書記局で活動をはじめ出したころ、毎日を中心に脱退した読売と朝日の一部が加わって、新たな新聞労働協議会の結成運

動がはじめられていた。新聞労働運動史年表にもある通りいまの新聞労連の母体である。副委員長になって数カ月、正直にいってぼくの仕事はこの新組織の成立にブレーキをかけ、いかに御用組合的な色彩が強いかを新聞労働者に知らせることに集中した。規約草案、綱領などを検討しては批判した。だがいま思えば、やり方は余りにもアラ探しに過ぎていたようだった。

ぼくはいま新聞労連の一組合員（執筆時、現在は非組合員）でもあるのだが、当時を思い起すと労連の誕生にはもちろん必然性もあったが、ムリもあったとの印象を消すことが出来ない。副委員長を辞めた直後、労連の発足大会を傍聴して、数日前の全新聞中央委のさかんな議論にくらべて発言の少ないのにおどろき、こんな〝異議なし大会〟では労連も伸びまいとたかをくくったことを思い出す。

× × ×

あれから6年、ぼくの予測は見事はずれて労連はグングン成長した。成長させないではおかない日本の政治、新聞界の情勢であったともいえる。出発点がどうであれ総評がいまでは闘いうる唯一の全国組織であるのと同様、労連が闘いうる実力を備えてきたことは経営者の労連をみている眼で明かであろう。

ぼく自身についていえば、共同の統一達成後初の委員長になって、もっとも力を入れたことの一つが新聞労連加入であったことは、奇妙な回り合わせであった。

③ 新聞労連史

【注】『新聞労働運動の歴史』 新聞労連1996年8月30日刊。『労連10年史』を下敷に客観視の視座から一連の経過を記録している。初期労連が権力に加担する結果をもたらした経緯についての総括はない。数字等精査を必要とする記述もあるが、原文のまま収録する。

レッド・パージの嵐

GHQによる日本の労働戦線の右翼的再編統一に強力なテコとなったのがレッド・パージである。すでに前年から産別会議と全労連は、組織が激減していたが、上部団体の全労連の解散とともに、この職場からの戦闘的労働者のパージは、戦闘的労働組合運動にトドメを刺すものであった。

〈最初のパージ、新聞・放送へ〉

50年7月28日、東京の各新聞、通信社と放送協会はいっせいにレッド・パージの申し渡しを行った。マッカーサーの吉田首相あて7月18日付書簡（1カ月間発行停止中の『アカハタ』およびその後継紙を無期限に停止すべき指令）を一般の新聞に援用して、GHQ公職審査課長のネピア少佐が7月22日に大橋法務総裁に通報したあと、24日に在京8社と新聞協会の代表に勧告したうえでの強権的なパージであった。

彼は「マ元帥が『アカハタ』に関して3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし、可令部は背後から支援するし、また国警や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（江尻進、「日本新聞協会報」52年6月4日号）と述べていた。

7月28日午後3時を期して「朝日」「毎日」「読売」「日経」「東京」「共同」「時通」および「放送協会」の8社で338人が突然解雇を言い渡された。当該者が語った朝日新聞東京本社の状況はこうであった。

―略―（本稿「朝日新聞の場合」と重複）

共同通信の被通告者は、28日に支部書記局に籠城したが、あくる日は武装警官隊がきて実力で退去させられた。

また、NHKでは「2分間で私物をまとめて出てゆけ」と、MPに銃を突きつけられ、ほうり出された。

＊ ―略―（小椋広勝の談＝本稿54ページに掲載）

新聞協会がGHQ出向いたのは25日。

〈経営者も自負の回顧〉

新聞通信放送関係のパージは、7月28日を皮切りに8月2日、5日と波状的につづき、やがて政府機関、民間産業のあらゆる職場へ波及していった。新聞通信放送各社のパージは、新聞協会の8月末日現在の調査では49社700人であるが（別表＝略）、最終的といえる労働省調査（12月10日現在）では50社704人にのぼった。従業員総数4万余に対するこの解雇率1・7％は、他産業（18産業部門の平均解雇率0・38％）にくらべて著しく高く、全産業中の最高を示した。

＊　新聞労働者数は新聞協会調査（50年7月1目現在）によると、日刊新聞発行社91社で3万3642人。それに共同、時事の両通信社と日本放送協会の労働者を加えると、当時の新聞通信放送関係労働者の数はおよそ4万3000人である。

レッド・パージにあたってGHQは命令しただけでなく、パージすべき氏名をも示唆した。例えば共同通信ではGHQから63人の名簿が渡されたが、戦時中のモスクワ支局長の名前まで入っているというずさんなものであった。当時は、団体等規正令（49年4月）によって、政党はもとより各種社会団体も構成員を届出ることが義務づけられており、その届出で登録されている共産党員が経営内で公然と活動していた。その数は、例えば「朝日」東京で9人、「毎日」東京7人、「共同通信」23人、「日経」2人などだった。しかし、実際には「朝日」東京38人、「毎日」東京31人、「共同」24人、「日経」20人がパージされたように、組合活動家など企業側にとって不都合な社員を「共産党員またはその同調者」に仕立てて、「水増し解雇」する例も一部でみられた。他方、未登録の共産党員をかばって、GHQのパージ強制をまぬがれる社や、GHQと交渉して対象人員を減らすことに成功した社もあったという。

このパージがいかに不当なものであったかは、のちに当時の朝日新聞社長・長谷部忠が、「私としては、何とかして、この理不尽な弾圧に抵抗したかったが、社のおかれた立場上、ついにそれはできなかった。だから、私はその対象となった人たちには、今でも心から相済まぬと思っている」（「占領下の新聞」―『週刊朝日奉仕版』58年5月14日）と語っているとおりであった。

新聞通信放送関係のレッド・パージ者数
（1950年8月31日現在、新聞協会調べ）

―略―（本稿10ページの第一部　発端の【注】に掲載）

〈対照的だった新聞労連と全新聞〉

このレッド・パージに対して、全新聞は29日、次のとおり声明した。

―略―（本稿59ページに掲載）

しかし、全新聞の組織動揺は抑えようもなく、脱退する支部が続出した。各社内には、占領下で米軍の命令にはどうすることもできないというあきらめの気分があったし、全新聞にとどまっているということだけで「同調者」として首切りの対象にされかねない危険性をはらんでいた。止むなく全新聞を脱退したものも少なくなかった。このパージから1カ月くらいの間に、西日本、中部日本、北海道、山陽、河北、中国などの支都が全新聞を脱退し、さらに残留支部でも日経、共同、時通では多数の支部員が支部から脱退し、全新聞は55支部、約6000人の組織になっていた。

＊―略―（長与道夫の寄稿＝本稿265ページに掲載）

一方、新聞労連は8月1日に拡大中執を開いて次のとおり正式態度を表明し、これを加盟各組合にも伝えて自主的に態度を決定するよう要請した。

一、今回の措置は共産党が従来民主主義の原則に抗してとり来たった行動並びに現在朝鮮においておこっている事態に関しとりつつある態度に対する処置であって、民主主義の根本原則並びに新聞言論の全般的方向、労働運動等への規制としてとられたものではないと認定する。

二、しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合活動の抑圧あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは厳重監視し断固反対する。

三、共産党支持者と認定する基準については、これを立証すべき確実なる証拠、本人の具体的行動を基準とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によって処分の行われることには断固反対する。

以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるように要望する。

その間、毎日、朝日、読売はじめ新聞労連加盟各組合執行部はそれぞれ機関に諮って自主的に対策を立てたが、議論はいずれも労連中執委に似た態度に帰着したので、新聞労連は9月1日の中執委で次の方針を決めた。

①便乗解雇または誤認による解雇であることを具体的に立証できる者が、共産主義者およびその同調者と別個に救済手続きをとる場合には、積極的に支援する。②労連本部は新聞協会に対し解雇者の認定基準の説明を求め、便乗または誤認による解雇の撤回を各経営者に促すよう申入れる、など。

〈苦難のなかのパージ反対闘争〉

レッド・パージの前段として、49年から教員の追放（約１７００人）が行われ、また行政整理や企業整備の中で共産党員やその支持者に対する事実上のねらい打ち解雇が実施されていたが、新聞通信放送のパージを皮切りに全産業で軒なみに公然とレッド・パージがアメリカ占領軍の指導下に強行された。労働省調査によると、この時のパージは、民間産業の24業種、５３７社、１万９７２人、また、政府機関では１１９６人に及んだ。

これに対し、総評は「民主主義の社会秩序を打ちたてようとする日本では、暴力による破壊行動およびこれを準備する行動は許されない。したがって、これらに該当するものはだれであるを問わず、ある処分の対象とすることは止むをえない」という、基本的支持の態度を九月に決定した。

新聞労連や総評の態度から、レッド・パージ反対闘争は最初から困難だった。それでも、全新聞共同支部のわずかになった組合員は「不当解雇反対、暗黒の職場を打ち破り、自由を取り戻そう」というビラや声明を出した。また道新支部は全新聞を脱退したが、解雇を不当とする者のために団体交渉や法廷闘争を行った。朝日では中労委で救済命令の出た小原・梶谷の法廷闘争をつづけた。

さらに、新聞通信放送の被解雇者は、8月9日「言論弾圧反対同盟」（言反同盟＝後に全産業的な馘首反対同盟に発展的改組）を結成し、弾圧の真相を宣伝し、反対に立ち上がるよう訴えた。

一方、解雇を「不当労働行為」として中労委に提訴し、法廷闘争をつづけた。レッド・パージ関係の不当労働行為の提訴はすべて中労委に移された。中労委で扱われた新聞報道関係は19件、約１８０名であったが、14名に対して救済命令を出しており、却下になったのは80余名、残りの80余名はなんらかの形で一応和解が成立した。

この和解の場合、大部分は退職金の増額を行ったもの、レッド・パージという解雇形式を取り消し、単なる解雇または依願退社という形式をとっている。また、夕刊フクニチのように32名の解雇者を発表したが、これを撤回したところもあり、同様に読売2名、時事通信1名も会社が解雇を取り消した。

また地裁に対しては、はじめに「身分保障や社屋内の立ち入り」の仮処分を、つぎには「解雇無効・復職を求める」本訴訟を出してたたかった。

地裁の却下理由は、マッカーサー書簡が日本の憲法に優先する占領軍による支配の下では国内法は無視される、という考え方によるものであり、レッド・パージの被解雇者が法の救済を求める道は事実上閉ざされた。しかも、労働者を守るべき労働組合は弱体化または右傾化して、大衆は立ち上がれず、結局、新聞も他の産業も、パージに対する有効な反撃は起こらないままに終わった。

④ 続・新聞労連史

【注】『続・新聞労働運動史　21世紀への新たな挑戦』　新聞労連２０００年７月１日刊。「新聞労連の歩み」の冒頭、「新聞労連の誕生と『経済成長期』の運動」の項の最初の記述を収録。

朝鮮戦争とレッド・パージの嵐の中で

20世紀最後の年、21世紀を半年後に控えた２０００年6月30日に新聞労連（日本新聞労働組合連合）は50周年を迎えた。新聞労働者の唯一の産別全国組織として新聞労連は激動の半世紀を生き抜いてきたのである。

―略―（本稿１８４ページ「第三部第四点連帯」に掲載）

新聞労連（１９５０年6月30日結成）は、朝鮮戦争の勃発（同年6月25日）と「レッド・パージ」の嵐の中で産声を挙げた。朝鮮戦争の特需による好況に続いて、１９５０年代半ばから日本経済は大きく成長、新聞産業も増産体制をとり、企業間競争を強めていった。朝刊と夕刊のセット発行を機に増ページが競われるようになった。多くの職場で全新聞支部、独立組合、新聞労連単組が分立して労働者の力が分散させられ、活動が制約された中で職場では残業が強いられ、労働時間の延長（7時間から8時間制へ）や賃金制度の改悪（年齢・勤続・能力に基づく「電産型賃金」から職務ごとの評定昇給制による「職務給」や「定昇制度」へ）を許していった。

⑤ 長谷部手記

【注】解雇通告時の朝日新聞社長・長谷部忠の手記。『梶谷編刊』掲載から収録。原典は月刊『文藝春秋』臨時増刊32巻16号に寄稿した「占領下の朝日新聞」。

レッド・パージの命令

次に、新聞のレッド・パージのことを少し書こう。朝鮮戦乱が起きてからちょうど1カ月後の、昭和25年7月24日、たしか午後1時頃だったと思うが、法務府特審局長の吉河光貞氏が、突然、社に訪ねて来た。何か不愉快な問題にはちがいないと覚悟した。吉河局長は、早速だがと、「時局がこうなったから、新聞社内におる共産党フラクを処置したいというので、いろいろやっているが、それには手続きの問題もある。ついてはG・S（GHQ政治局）のネピヤ少佐が、御都合ついたら懇談したいと申しているから、会ってやってもらえまいか、会って下さるならば、急のことで恐縮だが、今日の午後2時半にお願いしたい」と、鄭重に切り出した。懇談的ないい方ではあるが、本当は決して懇談でない、重大な申入れを受けたわけである。

そこで、私は、「憲法や法律では認められていることを、われわれの責任で処置をつけるということであれば、少なくとも朝日新聞のとって来た建前には反する。これは、頗る重大な問題である。しかし、ネピヤ少佐が何というか、会って見よう。2時半には先約があるから3時ということにしよう」と答えた。午後3時に、私は第一相互ビル6階のG・S に、例によって、鈴木君と一緒に、ネピヤ少佐を訪問した。

ネピヤ「吉河特審局長から話を聴いてくれたか」

長谷部「聴いた」

ネピヤ「朝日新聞の中にも共産党のフラク活動のあることを認めるか」

長谷部「調査してたしかめたわけではないが、かつては機関紙のようなものも出ていたようだから、存在することは間違いないと思う」

ネピヤ「届出もあることだから、それは間違いない。そのことについてだが、共産分子を追放するには、マックァーサー元帥の書簡によって差支えない」

こういう会話からはじめられた。この「マ元帥の書簡によって差支えない」という、表現の仕方が実に微妙であって、その真意を捕捉しかねた。だいたいの想像はついたが、明確にするため反問しようとすると、先方の通訳が、次のように説明を追加した。

「マックァーサー書簡の解釈によって、その

精神に基いて処置をおとりなさい。その責任はスキャップ（引用者注。最高司令官）が引受ける。たとえば、このために労働問題などは起らないということです」と。そういう意味なら、そうハッキリいえばよさそぅなものだが、それを、そういわないところに、周劉な配慮がうかがわれた。

「お前の自由意思で共産分子を追放するつもりがあるなら、その根拠にマ書簡を利用しても差支えない」というのが、その建前だと解された。

長谷部「マ書簡といってもいろいろあってハッキリしないから、どの書簡の、どの部分か、明白に示されたい」

すると、ネピヤ少佐は、『アカハタ』の無期限停刊を指令した、7月18日附、マ元帥の吉田首相あての書簡写しを持って来させ、その第2節を読み上げて、そのところを指で示した。そこには、こういう趣旨のことが書かれてあった。共産主義が報道機関を利用して、宣伝や煽動を事とする限り、言論の自由に名を借り、彼等が公共報道の自由を濫用することを、これ以上許しておくわけには行かないこと。これは、『アカハタ』発行停止の理由として述べられたものであった。したがって、一般新聞から共産分子を追放するよりどころを、これだけの言葉に求めるというのは、どう考えても無理だと思った。そこで私はいった。

「実は、この点は非常に重大な問題である。そこで敢ていうのだが、私のいう意味を誤解しないように聴いてもらいたい。自分は、民主政治においては手続の問題が一番大事なことだと思っている。……共産党といえども合法政党である。その党員となることも、各人の自由のはずである。したがって、共産党の党員であるというだけの理由で、これに対し処置をとることは、無理だと思う。単に党員だというだけでなく、何か仕事の邪魔をするとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分すべきが当然だが、そうでない限りは、その存在は好ましくはないが放っておく外仕方がない。しかるに、今の話では、党員であるというだけでいけないことになる。この場合、そうすることが是非必要ならば、新たにマ元帥がデレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきだと考えるがどうか」

ネピヤ「よくわかる。その点も、実は考えて考えずみの上で、ヂレクチプを出さずにやろうということになったのだ。なぜ、ヂレクチヴを出さないかというと、マ元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっているからである」

一応筋は通っているように聞えるかも知れないが、然らば日本人たる私がその責任と判断によって、共産分子の追放はやるべきでないと突つぱねたらどうぃぅことになるか。その点をよっぽど突っ込みたかったが、そこまでは敢ていわなかつた。いわなかったというより、いえなかった。その結果、どういうことになるか、先方の返事も大体わかっていたし、また次に打って来るであろう手のうちもおよそ読めたからである。

それから具体的な話にはいった。それによると、正式の届出をしている党員だけでなく、同調者も含むし、それが工場で働く職工であろうと、原稿運びの少年であろうと、いやしくも、共産分子は新聞の組織内にあることを許さぬという趣旨だとわかった。その日は、月曜日だったが、この追放処置を水曜日に各新聞社、通信社、放送局一斉にやれという。まったく無茶な話で、仮りにやらねばならぬとしても、そんな簡単に出来るものではない。それに、こちらは、まだ、やるともやらぬともいっていない。そこで、それは無理だと、事情を説明すると、すでに水曜日にやることを承知したところが3社もあるから、朝日も先ず東京だけでも水曜日にやれという。余程急いでいたに相違ない。

最後に金曜日に延ばすことに折れた。しかし、私はまだ根本の問題について、イエスとも、ノーともいっていなかった。

私の頭の中では、右するか左するかの、はげしい葛藤が続けられていた。そのとき、ネピヤ少佐

が、あらたまった態度で、念を押すように、いった。「マ元帥に報告しなければならないが、貴下は賛成されたと報告してよろしいか」。私は、「あなたのいわれた趣旨に異存はない。しかし、そのやり方その他については、さらに考慮させてもらいたい」と答えた。

「賛成を保留する」といえば、私の気持にピッタリするが、そう答えては、この場合まずいと考えた。なぜならば、先程もいったように、朝鮮動乱以来、社の論調について厳しい追究を受け、それが社内に巣食う共産分子の作用によるかの如く邪推され、その陳弁にこれ努めていたときだったからである。ただ、「しかし」以下に含みを持たせて、動きのとれるように留保の気持ちを示しておいたつもりである。私は打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った。

〈責任と苦悩〉

私は何故に、レッド・パージをそれほど躊躇したか。各新聞社、通信社とも共産分子の問題については、一様に頭を痛めていた。朝日新聞とて、その例外ではなかった。したがって、この「至上命令」を、願ってもなき好機だと、むしろ喜んだものもあったかも知れない。しかし、私はネピヤ少佐にもいったように、それには、あくまで合法的な手続が必要だと考えた。共産分子が社からいなくなれば、社にとっては大助かりだし、われわれ自身も、そのための苦労がなくなるわけだが、その追放を、占領軍の単なる口頭の示唆によって行うわけには行かない、それでは筋が通らない、というのが私の一貫した考えだった。

かつて聴濤克巳君の問題についてもＧＨＱはもちろん、社の内外から、なぜ早く首にしないかとやかましくいわれたが、彼が有名な共産党員であるというだけの理由で処置するわけには行かないとの立場を堅持した。もちろん、わるいことをすれば、共産分子であろうが、反共分子であろうが、社の規律にしたがって処分するが、何もしないのに処置するわけには行かない。この方針でこれまで終始した。

いま内々の申入れだけで、レッド・パージをやるとすれば、この方針は破れてしまう。私の信条を支えて来た支柱は外されてしまう。それでは、今後、私は到底社を指導して行くことは出来ない。そこに私のもっとも大きな悩みがあった。現実の問題としては、パージされるものは、職を失い、本人はもとよりその家族も直ぐに食うに困まるであろう。そのことも、人情としてまことに気の毒であった。しかし、パージの対象になるほどのものなら、万一に処する覚悟はとうの音に出来ていようから、その点はやむを得ないとして、ただ、何としても同情に値することは、これまで、朝日新聞に関する限り、われわれの方針に反することをしなければ大文夫だと思いこんで来たものが、これという不都合も働かないのに、突如追放されるということだった。

私は、三つのうち一つしか道はないと考えた。第一は占領軍の方で、ヂレクチヴを出すなり、何なり、相当の手続を踏んで来ない限り、応ずるわけには行かないと、申入れを拒否するか、第二は、私が朝日新聞の責任者として、従来の方針に対する責任をとって辞任し、後継者の手によって処置するか、第三は、私の責任で私の手によって、処置をし、然る後に私が辞めるか、この三つのうち、第一案は社にとっても非常な冒険であり、殊に四囲の情勢極めて微妙で、むつかしい立場にあるとき、到底とり得べき道ではなかった。第二案は、結局、私が自分一人を潔くして、後に残るものに重荷を負わせることで、これまた、責任者としてとれる道ではなかった。

そこで、よくも、わるくも、道はただ一つ、第三の道しかなかった。筋は通らないが、自分でカタをつけて、その後で辞めるということ。私は、この道を選ぶことに決心した。

こう書きながら、先般の指揮権発動に、犬養法相のとった態度を、ふと連想して苦笑した。

さて、いよいよレッド・パージをやるとして、どういう建前でやるかということが、私にとっては、可成り重要なことだった。占領軍の命令によってやるということにすれば、一番やりやすいし、気持ちも楽だった。しかし、私は、その安易な行き方を避けたいと思った。私は、これまで

政府などのやり方を見て、命令でもないものを命令のように装って責任を免がれる態度を苦々しく思っていた。そこで自分は、そんな卑怯な真似はしたくないと考えた。外の社でどうしたかは知らぬが、私は、あくまで、占領軍の示唆を受けて処理すべきかどうかを私が判断し、その結果私の責任において処置をするという建前をとった。どっちにしても実質的には大した変りはないであろうが、せめてもの筋を通したい気持ちだった。

私は、このレッド・パージによって、朝日新聞をやめさせられた人たちとその家族から恨まれもしたであろうし、また、いろいろといやな思いもさせられた。しかし、どんな不愉快な目にあっても、それを憎む気持ちにはなれず、心の中では、いつも頭を下げてあやまっていた。

レッド・パージの問題は、これで済んだわけではなかった。これに関連して、ある深刻な要求が提起され、それを処理するために、私の責任は追加され、新たな苦悩を積まねばならなかった。そのこともあって、私はついに今度も辞める機会を失し、その後一年以上もその職にとどまった。翌年の11月、いよいよ社を退くというときに、同僚の一人が、しんみりと、「あのとき、君を辞めさせておけばよかった」といった言葉を今も思い出す。

この思い出の断片を、これで終ろうと思うが、いたずらに自己を語るに過ぎて、省みて、まことに漸愧に堪えない。ことに「私」という主語が多過ぎるために、6年間の朝日新聞を一人で切りまわしていたかの印象を与えはしないかということを、もっとも恐れる。

事実はまったくその反対である。どんな細かいことでも全役員の討議にかけられ、その納得と合意の上にすべてが行われた。したがって、われわれは、心からの信頼と協力につながれ、この信頼と協力は、最後まで続いた。私はそのことを、今も、同僚諸君に感謝している。

われわれ若い、不慣れなものが、あの困難な時代の大世帯を引受けて、何とか切り抜けることが出来たのも、一にこの信頼と協力のおかげだったと今でも思っている。その意味で、「私」と書いたところを、「われわれ」と置きかえて読んでいただいた方が適当なところも多いであろう。

＊政治局とあるのは民政局。

⑥　津田行脚メモ

【注】日本新聞協会の事務局長・津田正夫がＧＨＱの指令を伝えるため全国行脚（西日本）した日程と高知新聞ほかに実質指令した記録（高知新聞50年史）。

―略―（いずれも本稿26ページの第一部「新聞協会が下請け行脚」に掲載）

⑦　解雇通知

【注】朝日新聞・畑中政春宛。

―略―（本稿12ページの第一部「発端」に掲載）

⑧　解雇布告・告示

【注】読売新聞社長・馬場恒吾名の社内掲示布告及び共同通信社専務理事・松方三郎名の社内告示。

―略―（いずれも本稿12ページの第一部「発端」に掲載）

⑨　闘争声明

【注】全新聞が解雇通告の翌日に発表した声明。

―略―（本稿59ページの第二部第二章の「全新聞が闘争声明」に掲載）

⑩　知識人の会声明

【注】「知識人の会」幹事会声明「思想と言論の自由に関して」。幹事46人中26人が署名。月刊『世界』（岩波書店）１９５１年１月号に掲載されている。旧字体は現字体に改めた。

思想と言論の自由に関して

―「知識人の会」幹事会声明

人類の幸福の少なくとも半分までは、思想、信

条、表現の自由を認めるか否かにかかっている。独断が世界を支配し、偏見が世にみちていた時代には、これを争う唯一の方法は、腕力もしくは暴力による格闘しか存在しなかった。多くの人々はそのような格闘のうちに倒れ、しかも暴力を呼び出した暴力そのものも、しばしば暴力によって打ち倒された。思想に対する迫害は、現に権力を有するものが、自己の正しさなり強さなりを信ずる場合でも、自己の不正を知り、自己の弱さを意識する場合でも、同様にある時期においては不可避的現象だったのである。しかしそれにもかかわらず、人類の理性は権力による思想の迫害が単に腕力による反抗を生みだすだけでなく、正しい思想のためのこの上なく不利益な評価を作る理由になることを知るにいたった。

―略―

われわれの国家の歴史において、思想、信条およびその当然の結果としての言論の自由に対する考え方は、いうまでもなくながい間著しく制限的であった。旧憲法は法律の範囲内における言論・著作・刊行・集会および結社の自由を許容したとはいうものの、法律は思想の一般的自由を主張することそのことにすら、しばしば禁止的な態度を示した。

思想的自由に対するこのような迫害もしくは偏見の保存は、遂に、日本の社会において、思想・信条による個人的憎悪、追随者以外のものに対する敵意を促進し、本来は相互に助力し啓発しあわねばならない人々をも、しばしば敵対的関係に追いやった。

日本人の経験した不幸の一半は、まさにこの理由によるものである。だがわれわれがもしこの態度を更にもち続けるならば、われわれはもつと大きな不幸にあい、困苦を通してようやくに残り得た生命を、一層の悲惨にさらすことがないと保障する道は存在していない。

現行憲法第14条、第19条、第21条その他によつて、われわれが自ら同意した思想、学問、表現の自由とともに、人種、信条、門地等による政治的、経済的、社会的差別待遇の廃止は、われわれ自らの手によって打ち樹てた成果であるだけでなく、あらゆる非自治国、被占領地域にも適用される国連世界人権宣言第18条、第19条によって支持されている原則である。

われわれはこれらの原則に反し、人類のなしとげた歴史的成果に背くことによつて、再び多くの人々から敵意と輕侮の対象となることを欲しない。だがわれわれはそれよりもなお強く、自ら反省し自ら到達した成果をすてて、自己の主張が正しいか誤っているかを検証する機会を失うことを欲しない。われわれは現行憲法第14条が行為の故でなく信条の故に、ある人々を偏重しもしくは憎悪する日本的な派閥、党与の意識に対し、断乎たる挑戦を意味するものと解釈するとともに、全力を挙げてこの解釈を支持するものである。

然るにわれわれにとって痛嘆に耐えない一つの現象は、最近にいたって再び信条による差別待遇が復活しつつあるかの如く見えることである。われわれは今新聞通信その他の報道機関において行われたと称される若干の人々の解雇その他の現象を、必ずしも当然に憲法14条違反行為と断定しようとするものではない。

しかしそれにもかかわらず、現在ある特定の信条を直接もしくは内実的な理由として。それに便乗する差別待遇までが行われているのではないかという、ある種の疑いをもっている。

このような差別待遇が若し復活する場合には、再び旧日本的な派閥構成の再現とともに、有力な派閥に取り入ろうとするへつらい、中傷、卑下を生み、われわれはまた再び数年前の暗黒の時代に生きなければならないことを心から恐れるものである。

われわれは過去において、しばしば自己を佯ることによって現実と妥協しようと試みた。だがそれによって得たものは、結局自己破産にすぎなかった。しかもそのような経験を持ちながら、現在どこからともなく、「憲法の文字に拘泥するに及ばない」、「憲法は解釈によって何とでもなる」というような声を聞くことは、この上な

く恐怖の念をまき起こすものである。

―略―

日本国憲法に対する支持と忠誠、およびそれを通してのみ期待される日本の国際社会に対する復帰への、われわれの平凡にしてささやかな要望についてすら、多くの抵抗があることは、われわれ自身既にも早経験しているところである。だがそれにもかかわらず、人権の擁護なく、わけても思想、信条の自由が保障されないところには、全知識人の生活は存在しない。

われわれはこの意味において全国の知識人に訴える。貴下がもし若干の悪罵なり迫害なりを受けるにしても、貴下の精神と身体の生存を憲法の保障の下におくことを切望しておられるかぎり、世界人権宣言によつて裏づけられた憲法上の自由に対し、あくまでも忠実であろうとするこの声明に支持と援助をおくられることを。

われわれはまたわけても全国の裁判官諸氏に期待する。現在発生し、将来ますます発生するであろう事件に対し、貴下の与えられる判断が、憲法の文字とそれを生み出すために闘った人類の多年にわたる自由獲得の努力に対し、忠実であり、公正であり、かつ人をして法に対する信頼の念を一層高めさせるものであることを。

われわれは若干の無責任な見解を流布する人と異なつて、全裁判の公正に信頼を捧げたい。しかしそれとともに、裁判にしてもしも時流に動かされたのではないかという疑いのもたれたとき、一方においては暴政が、他方においては無秩序が、公然として登場することを恐れるものである。

人権の擁護とそれを通して平和を擁護する最後の人々は、裁判官であらねばならない。われわれはこの意味において裁判官諸氏の公正に信頼と最後の期待をかけているものである。

署名者（＊印は部分的には修正意見あるも趣旨において賛同された人）

青木滋、青野季吉、荒正人、＊鵜飼信成、大森直道、＊戒能道孝、＊木下順二、御所平之助、清水幾太郎、＊新村猛、杉捷夫、＊鈴木安蔵、千田是也、＊柘植秀臣、鶴見和子、中島健蔵、中野好夫、中村光夫、＊中村正幸、野間宏、平野義太郎、＊松本正雄、＊三雲祥之助、山内俊雄、吉井忠、吉野源三郎（五十音順）

⑪　9・4朝日社説

【注】朝日新聞1950年9月4日付朝刊に掲載。見出しは「同調者」の限界

「同調者」の限界

すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近く公務員にも及ぼされようとしている共産党員及びその明白な同調者の排除は、日本が民主主義の体制を保っていくためにやむを得ない措置であった。共産党の本質およびそれが朝鮮事件の突発以来とりつつある行動は、はっきりそれを語っている。

「人民民主主義」とか「集中的民主主義」とか、その他どのような言葉を用いようとも、共産党の目標とする政治体制が一党独裁であり、言論思想の極端な統制を伴うものであることは明らかである。彼らは、議会主義や民主主義を尊重することを、無條件に約束したこともいまだかつてなかった。それどころか、目的のためには議会主義も民主主義も踏みにじってはばからない事例を、余りにも多く見せつけている。この傾向は最近特に著しく、十分な準備のもとに口火を切った北朝鮮の侵略行動を解放軍として支持する反面、国連軍の行動を侵略として非難し、国内では「平和運動」の名の下に産業の破壊や社会の混乱を企図するものとしか思えない行動をとって来た。民主主義や思想の自由を、革命運動の手段としか考えない共産党員が、いま民主主義の名の下に自己の行動の自由や地位の保全を求めているのは、大きな矛盾といわざるを得ない。

したがって「赤」の追放は、明白な共産党員に関する限り、当然の措置といわざるを得ないのであるが、それがいわゆる同調者に適用される場合になると、色々な問題が起こってくる。

それは同調者ということ自体が本来、具体的

には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されているからである。これまで整理を行った事業の場合を見ても、各経営者が「共産党員およびその同調者」の判定について最大限の良心を傾けたと思われるにもかかわらず、誤認あるいは便乗の疑いありとして、被整理者との間に係争事件になろうとしている事例がないではない。

ことに電産の場合のように、整理の基準が「事業の公共性に自覚を欠く者、常に扇動的言動をなし他の従業員悪影響を及ぼす者など円滑な業務の運営に支障を及ぼし、またはこれに協力しない」という点におかれることになると、一歩を誤れば、共産党員やその同調者でなくても、組合活動などで経営者の苦手とする従業員などにまで、経営者の都合や心証からこの措置が適用される恐れがないとはいえない。

経営者側がこのような誤りや誘惑に陥ることになると、本来は是認さるべき今回の措置も、政治権力を背景にした便乗行為として極左分子に攻撃の好材料を提供することになるであろう。現在までのところ、今度の追放措置は、若干の例外を別にすれば、大体に良心的に行われたといえる。しかし今後続いて行われる公務員その他の場合においても、被整理者に判定には最大限の良心的な態度をもって臨み、特にいわゆる同調者の判定は、単なる聞込みや観念的な思想傾向の推定だけに頼ることなく、明確な事実をつかんで行われることを望みたい。

同調者の判定の基盤が明かでなく、経営者によっては、これを一つの威圧の手段として使っている例もないではなく、それが現在組合運動に対する重圧としている場合もあるようである。しかし今回の措置は正常な組合運動に対する圧迫ではないのであるから、明かに同調者でない者のために、組合が合法的に争うとは許さるべきであろう。故意または誤認によって処分された者の訴えが起された場合には、労働委員会や裁判所も進んでそれを取り上げ、事案を明かにすることを望みたい。

もちろんこれには忘れてはならない一つの條件がある。それは明白な共産党員およびその同調者と、誤認された同調者とを混同しないことである。しかし同調者でないことを立証しようとする被整理者が、事実上共産党員と同調して行動を共にしているのはそれ自体一つの矛盾であるし、結果的に見てもこれらの人々は、いたずらに共産党の法廷闘争の道具に利用されるだけで、自己の救済を求める上に大きな障害を招くことになるからである。あえて一考を求めておきたい。

⑫ 言反同の反論

【注】言反同・朝日班の機関紙『國民と共に』№16に載った9・4朝日社説への反論。

社説『同調者の限界』について

一、こんどの赤色追放に便乗して民主主義者や進歩的な自由主義者をカク首したり、組合活動を圧迫したりしてはならないとの論調が、次第に商業新聞にも現れ出して来た。また政府当局も公務員の赤を追放措置にかんして行きすぎないよう苦慮しているといわれる。9月2日に出るはずの政府声明も未だに出ていない。こうした一般情勢におされて朝日新聞も9月4日付社説でこの問題をとりあげた。社説と社の方針とは〝言行一致〟といわれ、密接不離の関係にある点からみて、この社説のもつ意義は重要といえよう。

一、「共産党員およびその明白な同調者の排除は、日本が民主主義体制を保って行くためにはやむを得ない措置であった」と冒頭にのべている。

これがポツダム宣言、日本国憲法、労働諸法規の違反として裁判所に提訴され係争中であるとき、この社説は「やむを得ない措置」と断定した、つまり紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている。

一、とくに「朝鮮事件の突発以来とりつつある行

動はかかる措置を正当化する」ように強弁しているが、しからば設問したい。はたして朝鮮事件以前も以後もわれわれが馘首に属するような暴力や破壊行為をしたかどうか。単にその思想や信条が会社側の意に副わないとの理由で、まじめに勤務している労働者の首を切ることこそ、暴力と破壊であり、ファシズムと戦争につながる行為ではないか。

朝鮮戦争を奇貨として法規をふみにじり、人道を無視した会社側の態度こそ断乎として糾明さるべきであって、あたかも共産党が産業の破壊や社会の混乱を企図しているかの如き幻想をふりまく狡猾さは、鼓をならして●むべきである。

一、「したがって赤の追放は明白な共産党員に関する限り、当然の措置と言わざるをえない」とくり返し言い切っている。憲法で信条の自由を保障し、共産党を合法政党とみとめながら、だまし討ち的にわれわれの首を切ったことがいかに不当であるかは今さらくり返さないが、ここに示された態度は、共産党員なら首にされようが、街頭にほうり出されようが当り前だという冷酷きわまるもので、そこには人道の片鱗さえもみられないのである。

一、だがこうした強弁を行っている一方、この社説は会社側のぐらついて来た立場を如実にみせている。今度の場合は「日本の裁判所に裁判権なし」というのが、東京の被馘首者38名の提訴に対して会社弁護人が出した答弁書の言い分である。だが本社説では、

「故意または誤認によって処分された者の訴えが起された場合には、労働委員会や裁判所も進んでそれを取り上げ、事実を明らかにすることを望みたい」といっている。「これは一切の国内法規に超越する」として、党員も同調者も一挙に葬り去ろうとした会社の方針は一般の世論に押されて完全にくつがえったのだ。

一、さらに同調者であるとの立証は「具体的には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されている」とのべているが、これも会社側答弁書では、被馘首者に挙証責任があるとしている。

その同調者の判定は、

「単なる聞込みや観念的な思想傾向の推定だけに頼ることなく、明確な事実をつかんで行われることを望みたい」といっている。その言やよし、だが会社の判定が「聞込みと推定」以外に出ないことは、西部の同調者に対する例証にあまりにも歴然と現れていることを遺憾とするものである。

一、最後に、しかも最も重要なことは、この社説が共産党員と同調者を区別し、行動を別にせよと「一考を求めている」ことだ。これは同調者だけ別に法廷闘争をやれば勝つ公算大であるとの親心と解したいのであるが、この勧告に従えばわれわれの闘争が分裂と弱体化のほかなきことはあまりにも明かである。

言論弾圧反対と不当首切り反対の闘いは単に共産党員だけではなく、同盟員だけでもなく、自由と平和と――社会的正義と愛する良識ある全日本人の闘いである。個人の利害によって左右されるような微々たる闘争ではない。

なお同調者と党員との混同を懸念する向に対しては、同盟の会議と細胞の会議とが、全く別個の場所、別個の時間にもたれていることを一つの例として付言しておく。

⑬ 仮処分申請書

【注】全新聞朝日支部が東京地裁に申立てた仮処分命令申請書の写し。

―略―（本稿62ページの第二部第二章「裁判所へ、仮処分申請」に掲載）

⑭ 福岡地裁小倉支部決定

【注】朝日新聞西部本社の12人が申立てた仮処分命令申請に対する棄却決定。

―略―（本稿66ページの第二部第二章「裁判所へ、仮処分申請」に掲載）

⑮ 東京地裁判決

【注】朝日新聞小原正雄と梶谷善久が東京地裁に申立てた雇傭関係確認に対する

勝訴の判決。１９５２年12月22日付。
—略—（本稿１１０ページの第二部第四章「一歩、そして一歩」に掲載）

⑯ **最高裁決定**
【注】全新聞共同支部が最高裁に特別抗告した仮処分申請に対する棄却決定（大法廷）。１９５２年４月２日付。
—略—（本稿１００ページの第二部第三章「共同通信の場合」の【注】に掲載）

⑰ **中労委命令**
【注】朝日新聞の小原正雄ら12人による解雇無効を求める訴え等に対する命令。10人に対しては棄却。小原、梶谷善久に対しては解雇無効を認め原職復帰を命令。１９５１年７月４日付。
—略—（本稿１０３ページの第二部第四章「一歩、そして一歩」に掲載）

▽占領軍・ＧＨＱ文書△

① **ポツダム宣言**
【注】１９４５年７月26日、ドイツ東部のポツダムで署名。

一【**戦争終結の機会**】吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及グレート・ブリテン国総理大臣は、吾等の数億の国民を代表し協議の上、日本国に対し今次の戦争を終結するの機会を与うることに意見一致せり。
二【**戦争遂行の決意**】合衆国、英帝国および中華民国の巨大なる陸、海、空軍は西方より自国の陸軍及空軍による数倍の増強を受け、日本国に対し最後的打撃を加うるの態勢を整えたり。右軍事力は日本国が抵抗を終止するに至る迄、同国に対し戦争を遂行するの一切の聯合国の決意に依り支持せられ且鼓舞せられ居るものなり。
三【**戦争継続の結果に対する警告**】蹶起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益且無意義なる抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用せられたる場合において全ドイツ国人民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力と比し測り知れざる程更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は日本国軍隊の不可避かつ完全なる壊滅を意味すべく、又同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。
四【**日本国の選択肢**】無分別なる打算に依り日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者に依り日本国が引続き統御せらるべきか又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は到来せり。
五【**戦争終結の条件**】吾等の条件は、左の如し。
　吾等は、右条件より離脱することなかるべし。右に代る条件存在せず。吾等は、遅延を認むるを得ず。
六【**軍国主義勢力の除去**】吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出ずるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は、永久に除去せられざるべからず。
七【**占領の目的**】右のごとき新秩序が建設せられ且日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄は、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾等の茲に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。
八【**領土の局限**】カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州

及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

九【**軍隊の解体**】日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。

十【**戦争犯罪人の処罰・民主主義傾向の強化**】吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重なる処罰を加へらるべし。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし。

十一【**賠償及び産業の制限**】日本国は、その経済を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるがごとき産業は、この限に在らず。右目的の為、原料の入手（其の支配とは之を区別す）を許さるべし。日本国は、将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

十二【**占領軍撤収の条件**】前記諸目的が達成せられ且日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるにおいては、連合国の占領軍は、直に日本国より撤収せらるべし。

十三【**日本国政府への要求**】吾等は、日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動における同政府の誠意に付適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求す。右以外の日本国の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。

② 初期対日方針

【注】「降伏後に於ける米国の初期対日方針」　１９４５年９月６日、米国大統領が承認し連合国最高司令官に送付された。旧字体は現字体に改めた。

降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針

以下ハ降伏後ノ日本ニ対スル初期ノ全般的政策ニ関シ国務省、陸軍省及海軍省ニ依リ共同ニ作成セラレ九月六日大統領ノ承認ヲ得タル声明ナリ、本文書ノ概要ハ八月二十九日「マクアーサー」元帥ニ対シ書信ヲ以テ通達セラレ九月六日大統領ノ承認ヲ経タル後伝書使ニ依リ同元帥ニ送付セラレタリ

―略―

第一部　究極ノ目的

日本ニ関スル米国ノ究極ノ目的ニシテ当初ノ時期ニ於ケル政策カ遂フヘキモノ左ノ如シ

A　日本カ再ヒ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキ様保証スルコト

B　他国家ノ権利ヲ尊重シ連合国憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米国ノ目的ヲ支持スヘキ平和的且責任アル政府ヲ追テ樹立スルコト、米国ハ斯ル政府カ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル国民ノ意思ニ支持セラレサルカ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ連合国ノ責任ニアラズ

此等ノ目的ハ左ノ如キ主要手段ニ依り達成セラルヘシ

A　日本ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国並ニ「カイロ」宣言及米国カ既ニ参加シ又ハ将来参加スルコトアルヘキ他ノ協定ニ依リ決定セラルヘキ重要ナラサル附近島嶼ニ限ラルヘシ

B　日本ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍国主義化セラルヘシ、軍国主義者ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本ノ政治、経済及社会生活ヨリ一掃セラルヘシ、軍国主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルヘシ

C　日本国民ハ個人ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重特ニ信教集会言論出版ノ自由ニ対スル欲求ヲ増大スル様奨励セラルヘク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルヘシ

D　日本国民ハ平時ノ要求ヲ充シ得ルカ如キ経済ヲ自力ニ依リ発達セシムヘキ機会ヲ与ヘラルヘシ

第二部　連合国の権力

1、　軍事占領

降伏条項ヲ実施シ更ニ上述ノ究極目的達成ヲ促進スル為日本本土ハ軍事占領セラヘシ右占領ハ日本ト戦争状態ニ在ル連合各国ノ利益ノ為行動スル主要連合国ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有スヘシ右ノ理由ニ因リ対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演シタル他ノ諸国ノ軍隊ノ占領ヘノ参加歓迎セラレ且期待セラルルモ占領軍ハ米国ノ指定スル最高司令官ノ指揮下ニアルモノトス

日本ノ占領及管理ノ施行ニ関シ充分協議ヲ行フト共ニ適当ナル諮問機関ヲ設ケテ主要連合諸国ヲ満足セシムベキ政策ヲ樹立スル様有ラユル努力ヲ尽スヘキモ万一主要連合諸国ニ意見ノ不一致ヲ生シタル場合ニ於テハ米国ノ政策ニ従フモノトス

2、日本政府トノ関係

天皇及日本政府ノ権力ハ降伏条項ヲ実施シ日本ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ隷属スルモノトス

日本社会ノ現在ノ性格並ニ最小ノ兵力及資材ニ依リ目的ヲ達成セントスル米国ノ希望ニ鑑ミ最高司令官ハ米国ノ目的達威ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ　天皇ヲ含ム日本政府機関及諸機関ヲ通シテ其権力ヲ行使スヘシ日本政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルヘシ

―略―

尚右方針ハ最高司令官ヲシテ米国ノ目的達成ヲ目途スル前進的改革ヲ抑ヘテ天皇又ハ他ノ日本ノ政府機関ヲ支持セシムルモノニアラス即チ右方針ハ現在ノ日本統治形式ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニアラス封建的又ハ権力主義的傾向ヲ修正セントスル統治形式ノ変更ハ日本政府ニ依ルト日本国民ニ依ルトヲ問ハス許容セラレ且支持セラルヘシ斯ル変更ノ実現ノ為日本国民又ハ日本政府カ其ノ反対者抑圧ノ為強力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下ノ部隊ノ安全並ニ占領ノ目的達成ヲ保障スルニ必要ナル限度ニ於テ之ニ干渉スルモノトス

3、政策ノ弘布

日本国民及世界一般ハ占領ノ目的及政策並ニ其ノ達成上ノ進展ニ関シ詳細ナル情報ヲ与ヘラルヘシ

第三部　政治

一、武装解除及非軍国主義化

武装解除並ニ非軍国主義化ハ軍事占領ノ主要任務ニシテ即時且断乎トシテ実行セラルヘシ、日本国民ニ対シテハ其ノ現在及将来ノ苦境招来ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者カ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力カ行ハルヘシ

日本ハ陸海空軍、秘密警察組識又ハ何等ノ民間航空ヲ保有スルコトナシ日本ノ地上、航空並ニ海軍兵力ハ武装ヲ解除セラレ旦解体シ、日本大本営、参謀本部（軍令部）及凡テノ秘密警察組識ハ解消セシメラルヘシ、陸海軍資材、陸海軍艦船、陸海軍施設及陸海軍並民間航空機ハ引渡サレ且ツ最高司令官ノ要求スル所ニ従ヒ処分セラヘルシ

日本大本営及参謀本部（軍令部）ノ高級職員、日本政府ノ其他ノ陸海軍高級職員、其他ノ国家主義的並ニ軍国主義的組織ノ指導者其他ノ軍国主義並ニ侵略ノ重要ナル代表人物ハ拘禁セラレ、将来ノ処分ノ為留置セラルヘシ、軍国主義並ニ好戦的国家主義ノ積極的代表人物タリシ者ハ公共的職務並ニ公的又ハ重要ナル私的責任アル如何ナル地位ヨリモ排除セラルヘシ、極端ナル国家主義的又ハ軍国主義的ノ社会、政治職業竝ニ商業上ノ団体及機関ハ解消セラルヘシ

理論上並ニ実践上ノ軍国主義及極端ナル国家主義（軍事教訓ヲ含ム）ハ教育制度ヨリ除去セラルヘシ、嘗テ陸海軍ノ職業的将校並ニ下士官タリシ者其他軍国主義並ニ極端ナル国家主義ノ代表人物タリシ者ハ凡テ監督的及教育的地位ヨリ排除セラルヘシ

二、戦争犯罪人
最高司令官又ハ適当ナル連合国機関ニヨリ戦争犯罪人トシテ告発セラレタル者（連合国俘虜又ハ其ノ国民ヲ虐待セル廉ニヨリ告発セラレタル者ヲ含ム）ハ逮捕セラレ裁判ニ付サレ有罪ノ判決アリタル時ハ処罰セラルヘシ、連合国中ノ他ノ国ヨリ其ノ国民ニ対スル犯罪ヲ理由ニ要求セラレタル者ハ最高司令官ニヨリ裁判ノ為又ハ証人トシテ或ハ其他ノ理由ニ依リ必要トセラレサル限リ当該国ニ引渡シ拘禁セラルヘシ
三、個人ノ自由及民主主義過程ヘノ翼求ノ奨励
宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルヘシ同時ニ日本人ニ対シ極端ナル国家主義的並ニ軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ陰ニ隠ルルヲ得サル旨明示セラルヘシ、日本国民ハ米国及其他ノ民主主義国家ノ歴史、制度、文化及成果ヲ知ル機会ヲ与ヘラレ且ツ其ノ事ヲ奨励セラルヘシ、占領軍人員ノ日本人トノ交渉ハ所要ノ限度ニ於テノミ占領政策並ニ占領目的ヲ促進スル為統制セラルヘシ
集会及公開言論ノ権利ヲ保有スル民主的政党ハ奨励セラルヘシ但シ占領軍ノ安全ヲ保持スル必要ニ依リ制限セラルヘシ
人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラルヘシ又本文書ニ述ヘラレタル諸目的並ニ諸攻策ト矛盾スルモノハ廃止、停止又ハ所要程度ニ修正セラルヘシ、此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラルヘシ、政治的理由ニヨリ日本当局ニヨリ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セラルヘシ
司法、法律及警察組織ハ第三部ノ一及二ニ於テ掲ケラレタル諸政策ニ適合セシムル為出来得ル限リ速ニ改革セラルルヘク爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルヘシ　　―以下略―

③ プレスコード

【注】1945年9月19日「言論及び新聞の自由に関する覚書」を以て指令した報道規制。

第1条　新聞は厳格に真実を報道してほしい。
第2条　直接、間接を問わず公安を害する事項を掲載してはいけない。
第3条　連合国に対し虚偽または破壊的な批判をしてはいけない。
第4条　進駐の連合軍に対し破壊的な批判を加え、または不信怨恨を招くような事項を掲載してはいけない。
第5条　連合軍の動静は公表されたもの以外に記述若くは論議してはいけない。
第6条　記事は事実に即して書き、編集者の意見を入れてはいけない。
第7条　如何なる企画であっても記事に着色してはいけない。
第8条　細かい点であっても過度に強調若くは伸張してはいけない。
第9条　如何なる記事でも細部の省略によりこれを歪曲してはいけない。
第10条　新聞編集に際して、如何なる企画にしろこれを実現または伸張する目的で不当に扱ってはいけない

④ マッカーサー声明・書簡

a 共産党非合法化示唆声明

1950年5月3日発表

今日、ここにふたたび新日本誕生の記念日を迎えた。三年前のこの日、日本国民は、彼等に国家的災害をもたらした神話と伝説に根ざした伝統を強く振りすてこれに代る真理と現実に通ずる光明の道を選び、戦争の生んだ人的、物的破壊から立直るべく暗中模索の前進を開始したのである。

―略―

終戦直後憲法の保護の下に特定の政治的、経済的、社会的理論の推進に専念するため一政党として結成された日本共産党は当初は穏健に発足しそのために一部の人々の支持を獲得した。しかしかれらはその地歩を固めようとするに当

ってあらゆる共産主義運動のたどる道を進み政治社会活動において次第に激烈となり、やがて国民の反発をかい、その結果共産党は政治的には事実上勢力を失う状態に陥った。ことに最近では、その粉砕された残存分子は、この失敗から生じた窮状を打破しようとして合法の仮面をかなぐり捨て、それに代わって公然と国際的略奪勢力の手先となり外国の権力政策、帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引受けたのである。

同党が以上のようなことをやっていることは、とりもなおさず同党が破壊しようしている国家および法律から同党がこれ以上の恩恵と保護をうける権利があるかどうかの問題を提起しさらに同党の活動を果してこれ以上憲法で認められた政治運動とみなすべきかどうかの疑問を生ぜしめる。もちろんこのような疑問は平和的で法律の守られている社会に存在している一切の反社会的勢力に与えられていると同じ考慮ならびに保護を考慮して冷静に、公正に、かつ感情にとらわれずに解決されなければならない。「あらかじめ戒むるは、あらかじめ備うるに等し」との格言はとくにこの場合適切である。

―略―

あらゆる自由な国民は社会の漸進的改善を合意的に主張する特権を与えられているが、共産主義はそうした目的を追及しているという浅薄な見せかけをしているだけで本格的にはこれを全然問題にしていない。

その戦術は政治権力獲得に有利な地盤を築くための手段として社会人心の不安をひき起こすことだけに限られている。その圧力は決して国内やある地域内に局限されてはいない。それは共産党の政策、戦術が国際的規模において高度の中央集権支配、調整をうけているので世界の個々の自由な地域にその破壊的攻撃力を全面的に注ごうと思う場合、共産主義圏内の主要都市からこれを随意に行うことができるからだ。

共産党はこの調整された力を残忍卑劣に行使し近代文明を守る精神的要素をそのもつ弱点を手当り次第に食い物とすることによって減殺しようとする。

したがって現在日本が急速に解決をせまられている問題は全世界の他の諸国と同様、この反社会的勢力をどのような方法で国内的に処理し、個人の自由の合法的行使を阻害せずに国家の福祉を危うくするこうした自由の濫用を阻止するかにある。

―略―

私はこんご起る事件、この種の陰険な攻撃の破壊的潜在性にたいして公共の福祉を守りとおすために、日本において断固たる措置をとる必要を予測させるようなものであれば、日本国民は憲法の尊厳を失墜することなく良識と沈着と正義とをもってこれに対処することをかたく信じて疑わない。

b　共産党中央委員追放書簡

１９５０年６月６日官報号外第58号掲載

拝啓

占領軍においては、日本国民に対してポツダム宣言に基くかれらの義務の履行について助力することをもつてその根本的な目的の一としてきた次第であるが、これらの義務の最も重要なものとして、平和的な傾向をもち且つ責任のある政府の堅実な基盤となり得るような、平和と安全と正義の新秩序を日本に建設することが要求されている。

この目的のために、日本政府はポツダム宣言の中で「日本国国民の間における民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去」するように明確に指示されているのである。

右の要求は、極東委員会によって決定され、指令された連合国の政策の基本的な目的の一となつたのであるが、これを履行するために日本政府の機構が再編され、その法令や制度が非民主的な場合にはこれが改正され、また閲歴から見て、引続き勢力を持たせると民主主義的な発展を害する虞のある人物は、日本の公の職務から罷免され、排除されたのである。

占領のこの段階における指導原理は保護的な

ものであって、懲罰的なものではなかつた。その目的及び効果は、日本を民主化するについての連合国の政策の意図するところが、反民主主義的分子の影響と圧力とによつて妨げられないように保障を設けることであつた。その適用範囲は、大体において、その地位や勢力からして、征服と搾取の冒険となつてあらわれた日本の全体主義的政策に対して責任のある人物を対象とするものであつた。

然るに最近に至つて新しい、そしてこれに劣らず有害な集団が日本の政界にあらわれたが、この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動してこの平穏な国を無秩序と闘争の場所に変え、これをもつて代議民主主義の途上における日本の著しい進歩を阻止する手段としようとし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとしてきた。

かれらは、同じ意図をもつて、法令に基く権威に反抗し、法令に基く手続を軽視し、そして虚偽で、煽動的な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴力をもつて日本の立憲政治を転覆するのに都合のよい状態を作り出すような社会不安をひき起そうと企てている。

かれらの強圧的な方法は、過去における軍国主義的指導者が日本国民をあざむき過誤を犯させたところの方法と非常によく似ている。無法状態をひき起させるこの煽動を抑制しないでこのまゝ放置することは、現在ではまだ萌芽に過ぎないように思われるにしても、ついには連合国が従来発表して来た政策の目的と意図を直接に否定して、日本の民主主義的な諸制度を抹殺し、その政治的独立の機会を失わせ、そして、日本民族を破滅させる危険を冒すことになるであろう。

従つて、私は日本政府に対して、日本共産党中央委員会の全員を構成する左記の者を公職から罷免し排除し、かれらをして１９４６年１月４日附の私の指令（スキヤピン５４８及び５５０）並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

袴田里見、長谷川浩、伊藤憲一、伊藤律、亀山幸三、神山茂夫、春日正一、春日庄次郎、紺野與次郎、岸本茂雄、蔵原惟人、松本一三、松本三益、宮本顕治、野坂龍、野坂参三、佐藤佐藤次、志田重男、志賀義雄、白川晴一、高倉輝、竹中恒三郎、徳田球一、遠坂寛。

敬具

１９５０年６月６日

ダグラス・マツカーサー

内閣総理大臣　吉田　茂　殿

c　『アカハタ』編集幹部追放書簡

１９５０年６月７日官報号外第61号掲載

拝啓

日本における代議民主政治が、何事も十分に承知し、また公然と討議するという自由な雰囲気のうちに発展する機会を持つようにするために、真に自由で責任のある新聞の発達を奨励し援助することが、占領軍の準則である連合国の諸政策のうちで最も根本的なものの一つであつた。

この趣旨の達成を促進するために、検閲は漸次廃止されついに2年前には最終的に停止され、ここに新聞は自己の責任において自由に記事を掲載し得ることとなり、ただ米国新聞編輯者協会の新聞綱領にならつた原則と倫理を定め、これに軍事上の安全のために必要な最少限度の制限を補足したところの新聞綱領に従うに過ぎないことになつた。

日本の新聞は全体として右の要請に対して見事な態度でこれに応じ、そして海外から日本に来訪する新聞人が非常に好意ある賞讃の言葉をもらす程の責任感をもつようになって来た。ただ著しい例外は共産党の機関紙赤旗である。この新聞は、相当の期間にわたつて、共産党内部の最も過激な無法分子の代弁者の役割を引受けて来た。そしてこのような代弁者として、法令に基く権威に対する反抗を挑発し、経済復興の進捗を破壊し、社会不安と大衆の暴力行為を引起そ

うと企てて、無責任な感情に訴える放縦で虚偽で煽動的で挑発的な言説をもつてその記事面や社会欄を冒瀆して来た。これらのこと一切に対しては、公安を確保するために即刻是正的措置をとることを必要とする。

このような是正的措置の一つの方法は、この新聞を停刊し、その宣伝能力及び暴力と革命との不断の煽動を永久に破壊することであろう。他の方法はこの新聞が掲載しようとする材料の一切に対する事前検閲を復活することであろう。しかし、この二つの方法はいずれも日本における新聞の自由の発達の指針となつてきた広大な指導原理に反するものとして私にとつては好ましくないものであり、他の手段を試みて効果のなかつた場合にのみ実施すべきものである。

よつて私は、残された是正方法として、日本政府が、この新聞の内容に関する方針に対して責任を分担している左記の者を、１９５０年６月６日附の私の貴官宛書簡のうちに、さらに加えるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

相川春喜、姉歯三郎、青山敏夫、川村辰男、聴涛克巳、宮本太郎、守屋典郎、西沢富夫、岡本正、坂野善郎、島田小市、吹田秀三、菅間正朔、高橋克之、武井武夫、竹本賢三、内野壯兒

敬具

１９５０年６月７日

ダグラス・マツクアーサー

内閣総理大臣　吉田　茂　殿

＊マッカーサーの表記は、マツカーサーとマツクアーサーの二通りが使われている。

d　『アカハタ』30日間停刊書簡

１９５０年６月26日官報号外第68号掲載

拝啓

６月７日附の貴官宛書簡で、私は、共産党機関紙アカハタの編輯方針に対し責任を分担すべき人物として右書簡に掲げた者を右書簡に示した理由に基き、１９４６年１月４日の私の指令及びこれを施行する諸指令の定める禁止、制限並びに義務に服せしめることを指令した。この措置をとるに当つて、私は、その結果として現われる新らしい指導者によつて同紙が比較的穏健な方向に方針を改め、真実を尊重し、無法状態や暴力を煽動的にそそのかすことをさけるようになることを希望した。しかしその後今日までの同紙を検討すると、この希望は実現されなかつたことが分るのである。

さらに最近の同紙は、朝鮮の事態を論ずるに当つて真実を歪曲し、これによつて、同紙が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、日本国民の間に、特に今回は日本にいる多数の朝鮮人の間に、人心を撹乱して公共の安寧と福祉とを侵害することを目的とした、悪意のある、虚偽の煽動的な宣伝を広めるために用いられる国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明している。この種の煽動的な行為は平和的で民主的な社会では黙認しておくわけにはいかないであろう。

よつて私は日本政府が、アカハタの発行を30日間停止させるために必要な措置をとることを指令する。その後において同紙が存続の権利をもつか、否かは、同紙が日本の自由な、責任のある新聞界において責任ある地位に達し得るか否かによるものである。

敬具

１９５０年６月26日

ダグラス・マツクアーサー

内閣総理大臣　吉田　茂　殿

e　『アカハタ』無期停刊書簡

１９５０年７月18日官報号外第90号掲載

拝啓

虚偽、煽動的、破壊的な共産主義者の宣伝の播布を阻止する目的をもつた私の６月26日付貴下宛書簡以来、日本共産党が公然と連携している国際勢力は民主主義社会における平和の維持と法の支配の尊厳に対して更に陰険な脅威を與えるに至り暴力によつて自由を抑圧する彼等の目的について至る所の自由な人民に対し警告を與えている。

かかる情勢下においては日本においてこれを

信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を播布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くするものであることが明らかとなった。

現在自由な世界の諸力を結集しつつある偉大な闘いにおいては総ての分野のものはこれに伴う責任を分担し、且つ誠実に遂行しなければならない。かかる責任のうち、公共的報道機関が担う責任程大きなものはない。何故なら、そこには真実を報道し、この真実に基いて事情に通じ、啓発された世論をつくりあげる全責任があるからである。歴史は自由な新聞がこの責任を遂行しなかった場合必ず自ら死滅を招いたことを記録している。

私は共産主義者の宣伝が自覚した日本国民大衆に與えるかもしれない破壊的影響については憂慮してはいない。蓋し日本国民大衆が正義と公正の目的に献身し、共産主義の偽善の仮面を見破る能力を有することを既に充分に立証して来ているからである。しかし乍ら現実の諸事件は共産主義が公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を煽動して法に背き秩序を乱し公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。それ故日本において共産主義が言論の自由を濫用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼らに公的報道の自由を使用させることは公共の利益のため拒否されねばならない。

依つて私は日本政府に対し先の私の書簡の実施のために現在とられている措置を引続き強力に実施し、日本国内において煽動的な共産主義者の宣伝の播布に当つて来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無期限に継続することを指令する。

敬具

1950年7月18日

ダグラス・マッカーサー

内閣総理大臣　吉田　茂　殿

⑤ GHQ反共計画

【注】「日本労働運動における反共計画」GHQ経済科学局労働課が立案（1950年6月29日）

経済科学局労働課

1950年6月29日

W・F・マーカット少将宛覚書

主題　日本労働運動における反共計画

1　本覚書は共産主義者が日本人労働者に与える影響力の弱化と排除に関する戦略および戦術を取り扱うものである。この計画の立案には、日本政府職員、多数派を代表する反共的労組役員の協力を得て労働課があたった。計画の遂行は労働課員の監視のもとに日本人の手によって行われる予定である。

2　主要な戦略的局面は次の通りである。

a　共産主義者を確定し、摘発すること

b　共産主義者の行動を規制すること

c　重要な役職から共産主義者を追放すること

d　反共主義者への梃子入れ

e　労働教育プログラム

f　失業者間における共産主義者の影響を阻止する措置

g　政府労働機関または準政府機関に共産主義者を任命しないよう助言すること

労働組合についてこの戦略上最も重要なのはWFTU（世界労連）に加盟している全国労働組合連絡協議会（以下、全労連と略す）であり、完全に共産主義者が支配している。全労連にも加盟せず共産党にも支配されていない組合に共産主義に好意的な少数派が若干残存している。彼らは全労連から指令を受けている。ここに問題を解く鍵がある。

いまなお全労連には、24組合60万人足らずの組合員が所属している。この中に占める共産党員ないしそのシンパのパーセンテージは極めて低い。この数字は1949年6月の40組合（3

７８万９４３４人）および１９４８年６月の64組合（５６０万１６人）と比べてみれば著しい減少である。日本の現在の総組合員数は約６２５万人である。現在、全労連の組合員は、主として金属、自動車およびその関連産業，官公労、造船、金融、電気産業に集中している。

３　第二節にいう戦略を遂行するにあたっての戦術は以下の通りである。

a　共産主義者を確定し、摘発すること

(1)　１９５０年3月に結成された日本労働組合総評議会準備会の組織化を助長すること。つまり、１９５０年7月11日に正式に結成させて、西欧諸国を代表する国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）に加盟させること。そして総評議会を約４００万人の日本人組合員の代表とする。総評議会をＩＣＦＴＵの日本での腕となし、ＷＦＴＵの日本での腕である全労連に真っ向から敵対させること。そして、各単産にどちらに加盟するのかを選択させる。それによってＩＣＦＴＵではなくＷＦＴＵを支持する組合指導者は共産主義的ないしそのシンパとみなす。この事実は組合員全員にも知らせる。

(2)　共産主義的路線や手段、戦術に従っている組合員大衆に対し、誰が組合内の共産主義的指導者であり、何が共産主義的政策であり活動であるかを認識ないし見分けることができるように不断の教育を実施すること。

b

(1)　共産主義者の活動の範囲を制限すること民主的に運営されている単位組合に責任をもち、単組によって構成される全国的産業別組合を結成すること、これによって組合員大衆が自分たちの選んだ代表によって構成される大会を通じてその全国組合の方針を決定すること。この方法は共産主義者が全国レベルと地方レベルで組合員を引き廻す機会を最小限にくいとどめることに役立つであろう。

(2)　大会で決定された方針に違反する組合を直ちに除名すること。

(3)　現在の組合を再組織し、単位組合と全国組合の中間にある府県連や地区協議会などの余分な地域組織を廃止させること。これらの余分な組織に注意を欠くことは、共産主義者がこのような複雑な組織構造や選挙手続に便乗して組合を引き廻したり、組合に浸透することを容易にするからである。

(4)　労働組合法を改正して交渉単位を決定し、交渉代表者を選出する制度を導入する。この制度の導入によって、反共主義者が共産主義者を追い払い、多くの組合を支配することができるであろう。また共産派が自分たちのセクト的組合をつくるために、分裂を計るのを防止することができよう。

(5)　労働組合法に規定してある専従組合役員に対する使用者の賃金支払禁止条項を厳格に実施させること。多くの共産主義的組合役員がいまなお使用者から財政的援助を受けているからである。

(6)　ストライキ中の賃金支払の禁止。スト中の賃金要求は共産主義者が好んで使ってきた戦術である。

(7)　組合規約から〃3分の2原則〃条項を削除すること。この原則を使って共産主義者が3分の1の少数をもって、事実上、組合の方針を決定してきており、組合員の過半数の意志を無視することになっているからである。

(8)　青年部を（必要があれば婦人部も）廃止させること。これらの部は通常共産主義者の活動の温床となっているからである。

(9)　刑事事件を起こした者はすべて迅速に逮捕・検挙すること。現在、共産主義者は警察、検察当局の活動が不活発で遅れているのに乗じ、暴力行為によって大いに勢力を伸張している。

c　有力な役職から共産主義者を追放するこ

と

(1) 組合規約を改正して共産主義者または同調者が組合役員になれないようにする。

(2) 組合役員の指名・選挙、議会主義的議事手続、鉄のカーテンの向う側（共産主義国）の労組や組合員の悲惨な状態について労働教育を強化すること。

(3) ＷＦＴＵとＩＣＦＴＵのどちらかを選ぶようにさせ、ＷＦＴＵに賛成する組合役員をリコールさせる。

d 反共主義者への梃子入れ

(1) 反共主義者の勢力を総評（総評議会）および全国組合（単産）に結集させる。

(2) 各組合は直接に、または間接に（この場合は総評を通じて）ＩＣＦＴＵに加盟させる。

(3) 日本の労組とアメリカの労組との連帯を強化する。

(4) 経営者に反共主義的組合に対して、賃金及び団交に関し、経営状態に矛盾しない範囲において好意的な条件を与えるように促し、共産主義者の要求をしりぞけさせる。

(5) 反共主義者に対する共産主義者の暴力行為は、すべて警察活動によって取り締る。

(6) 前掲第３項ｂ⑷のように労働組合法を改正し、反共主義的組合がその改正条項を広く直ちに利用できるようにする。

e 労働教育プログラム

(1) 単位組合の組合員大衆とＧＨＱ労働課との接触を強化すること。

(2) 資料、施設を可能なかぎり利用して労働教育を普及させること。

(3) すでに46の県に設立されている労働者図書館を育成すること。

(4) 労働教育のための講座、集会、会議を可能にするための労働会館の建設を助長すること。

(5) 府県労政事務担当官が労働教育、府県レベルでの労働教育プログラムの編成、団体交渉、労働協約、労働立法、組合規約、組合結成の技術的訓練を定期的に受けるための教育機関を設置すること。

(6) 各県で単位組合の役員、代表者のための夏期労働学級を毎年開くこと。

(7) 組合の教育・調査部長が関連事項について討議する月例の会議を開くこと。

(8) パンフレット、書物、リーフレット、新聞、ポスター、図表の定期的刊行。

(9) 視聴覚教材（映画、図表、レコード、スライド、紙芝居）を用意し、組合と経営者に提供すること。

(10) 各地方の番組のほか、週一回全国ネットワークの放送番組に「労働の時間」を設け、労働教育・情報の提供に役立てる。

(11) 全国の労働組合に出版活動を改善させ、教宣部を拡大し、ＧＨＱ労働課と労働省が用意した施設および教材を十分活用させること。

(12) １９５０年夏の終りまでに、月50万人の組合員が労働教育プログラムを受けるようにする。県当局の報告では、現在、月15万５０００人の組合員が労働教育を受けている。

f 失業者間における共産主義者の影響を阻止する措置

(1) 職業安定所に向けてのデモに関して、デモ活動の予防、法律違反者の逮捕、処罰の点で警察と協力する。４月中のデモの40％は直接に共産党が呼びかけた。そのうえ、かなりのデモ参加者が共産党によって指導される失業者オルグないし朝鮮人オルグによって煽動された。

(2) 失業救済に関する規則を公衆に周知徹底させ、とくに失業者デモが頻発する地域ではこの規則の理解を徹底させる。

(3) 失業救済の政策および手続を、より適切なものにするように再検討する。例えば東京における失業者の登録は制限されてきたが、現在では改善された、

(4) 職業紹介所と厚生省機関との間で、責任

分担を公正に行うために厚生省当局と協力すること。

(5) 深刻な困窮と社会不安を防止するためにどの程度の失業救済の資金が必要かを見積らせる。そのために失業状況と失業救済対策事業の必要性度を分析させる

(6) 共産主義者や労働ボスのいずれも支配しない日雇い労働者の組合の結成を助長する。

g 政府労働機関または準政府機関に共産主義者を任命しないよう勧告する。

(1) これまで日本政府は共産系大組合に政府ないし準政府の機関・委員会への候補者名簿を提出することを要請してきた。しかし今後はこのような組合から候補者名簿を提出させたり、これらの組合の推薦候補者を任命することがないよう労働省に勧告する。

―以下略―

V・ブラッティ労働課長

⑥ ネピア・メモ1

【注】新聞経営者を呼びつけて共産主義者等追放を強要した7・24会談の内容を記録した（1950年7月24日）

―略―（本稿157ページの第三部第二点「仕掛けたのは何処の誰か」の「通説批判と7・24検証」に掲載。

⑦ ネピア・メモ2

【注】新聞協会事務局長・津田正夫と協議した記録。表題は「共産主義者の公共的報道機関からの追放」で1950年7月26日付。訳・永井浩

共産主義者の公共的報道機関からの追放

1・1950年7月25日、日本新聞協会事務局長津田正夫氏はネピア少佐と協議をおこなった。法務府特審局長吉川氏と下記署名者が同席した。津田氏は、東京の主要公共情報機関が各機関から共産主義者従業員を追放する行動を起こそうともくろんでいることを吉川氏から知らされたと述べた。彼は新聞協会事務局長として、この計画に対して全新聞社の協力を得て、日本国民にニュースを発信するより立派な組織を設立する努力をしたいとの願望を表明した。津田氏は、合法的手順を阻害し真実のニュースに色付けして民衆の不安と破壊活動を引き起こそうとする、公共的報道機関内の共産主義者従業員を好ましくないとするSCAPの首相あて書簡で明らかにされた原則を理解すると述べた。

2・ネピア少佐はマッカーサー将軍の書簡の精神に対する津田氏の理解は極めて満足のいくものであると述べ、日本新聞協会のそのような行動はSCAPと日本政府の全面的支援を受けるであろうことを彼に確信させた。ネピア少佐はさらに、主要公共的情報機関が追放行動の目標日を金曜日、1950年7月28日と設定済みであると述べた。もし津田氏がそれまでに日本全国の各新聞社との調整を完了できそうなら、この目標日が情報の漏洩または不当な公表を防止するのに極めて有効である、しかし、もし必要な諸準備が28日前に整えられないなら、この日以後できるだけ早く行動に取りかかるのが望ましい。

3・津田氏はネピア少佐に、直ちに調整旅行を開始、8月3日までに完了し、1950年8月4日までに間違いなく行動を開始させると確言した。

S・HAYASI

⑧ ネピア・メモ3

【注】新聞労連役員との協議記録。表題は「新聞労連代表との協議」で1950年7月31日付。訳・永井浩

新聞労連代表との協議

1・新聞労連の代表、湯浅昌光、三浦武男、仁藤正俊の諸氏が1950年7月30日11時に、新聞社と通信社、日本放送協会内の共産主義者と同調者の最近の追放に関してネピア少佐を訪問した。

2．彼らは追放された人びとを擁護しようとはせず、労連の今後の進路を決定するうえで有益となりそうな情報を入手したがった。

3．ネピア少佐は彼らに、関係各社が共産主義者分子を追放するに至った経緯を非公式に説明した。新聞社は長いこと共産主義者と同調者を排除したいと切望していた、だがそのような行動の法的根拠を見つけられずにいたことを彼は指摘した。そのような行動の法的根拠をマッカーサー将軍の１９５０年7月18日の吉田首相宛て書簡に「彼らは見出した」、と彼は言った。彼らを追放する措置が、マッカーサー将軍の声明と書簡の精神と意図に調和して取られた。

4．彼らはこれに先立ち、同じ件について経済科学局労働課と民間情報教育局新聞課を訪れていた。彼らはこの行動措置の正しい解釈がどのようなものであるかを概略知ったが、自らの解釈を確認し確信にまで強化することを望んだ。彼らは、日本において健全な民主的労働運動を発展させることに関心があり、望ましからざる分子の追放で情報メディアがとった行動を支持すると述べた。　　RAYMOND・AKA

⑨ 最高裁解釈指示

【注】ＧＨＱ民政局長・ホイットニーと最高裁長官・田中耕太郎の会談記録。

ホイットニー将軍と田中最高裁長官の会談

1、ホイットニー将軍との会談は１９５０年８月7日の午前10時30分、公共的報道機関から共産主義者と同調者を解雇する件を討論するため、田中最高裁長官の要請により行われた。

2、田中最高裁長官は、共産主義者と同調者を解雇する手段を講じることは必要である、と同意した。しかしながら彼は、彼らの解雇の手続きと方法について意見の違いがある、と述べた。

一方に、裁判所はこれらの案件を通常の民事訴訟として扱うべきだとする意見があり、他方に、１９５０年7月18日付の総理大臣宛てＳＣＡＰ書簡は共産主義者と同調者を解雇するための管理義務と権限を与えたとする意見がある。裁判所は後者の解釈を受け入れたい。

しかし、ホイットニー将軍は、ＳＣＡＰ書簡は当該行動に法的根拠を与えたものであるということを、明確に述べなかった。彼は、裁判所は同書簡と状況に司法の立場で注意を払うべきであり、広い政治的手腕を行使すべきである、と強調した。彼はさらに、雇用者と被雇用者の関係は信頼にもとづいているのであるから、経営者が公共の利益にとって望ましくない分子を解雇することを禁ずるために裁判所は狭い見解を取るべきでないし、もし雇用者がある被雇用者に信頼を失った場合は、法に定められた手続きを守る限り彼らを解雇する完全な権利をもつべきである、と述べた。

3．田中最高裁長官は、経営者が取った行動を無効にする一時差し止め命令を出すよう多くの請求を受けている、と言った。彼は、解雇された人物が実際に共産主義者と同調者であるか否かを決定するために多くの時間を要するであろう、と意見をのべた。彼は、共産主義的プロパガンダを広めるために、共産主義者が状況を利用する懸念がある、と述べた。しかし彼は、可能な限り速やかに案件を処理するため、裁判所は知恵と権限を使うであろう、と述べた。

ホイットニー将軍は、共産主義者と同調者の解雇に関するＣＩＥ局長のニュージェント中佐の言明は本件におけるＧＨＱの態度を反映しており、裁判所は一時差止め命令を要求する請願をその理由が法的行動を起こすことを正当化しないという根拠で拒否することができる、と言った。田中最高裁長官は満足したようだった。

4．田中最高裁長官は、電力会社のような基幹産業〔key industries〕から共産主義者と同調者の予期される追放について、ホイットニー将軍の助言〔Whitney's advice〕を求めた。彼は、

法的専門性の見地から、もし１９５０年７月18日付のものと同様の書簡がＳＣＡＰから出されるなら、大きな助けになるであろう、と述べた。

ホイットニー将軍は、１９５０年７月18日付のＳＣＡＰ書簡は、法的性格をもってはいるが、日本政府に対する指令ではない、と繰り返し述べた。重要産業［sensitive industries］の場合は、国家の安全確保と公共の利益が関係するので、裁判所は書簡の法的性格に注目して広い視野に立った公共政策を定式化すべきである。

5．田中最高裁長官は、ホイットニー将軍の助言［his advice］に謝意を表し、問題をさらに検討するつもりである、と述べた。

［署名］ Raymond Y.Aka

▽法・公文書△

① １９２５年４月22日公布　治安維持法

【注】対米英開戦の１９４１年に全面改悪している。処罰の対象を結社の準備以前にまで広げ、最高刑に死刑を加え、予防拘禁制を導入、私有財産制否認を別枠にした。刑事手続を織込むなど全65カ条に膨らんでいる。主要改悪条項を末尾に添付。旧字体は現字体に改めている。

第一条　国体ヲ変革シ　又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トテシテ結社ヲ組織シ　又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役　又ハ禁錮ニ処ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条　前条第一項ノ目的ヲ以テ　其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条　第一条第一項ノ目的ヲ以テ　其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役　又ハ禁錮ニ処ス

第四条　第一条第一項ノ目的ヲ以テ　騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役　又ハ禁錮ニ処ス

第五条　第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ　金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ　又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役　又ハ禁錮ニ処ス
情ヲ知リテ供与ヲ受ケ　又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条　前五条ノ罪ヲ犯シタル者　自首シタルトキハ其ノ刑ヲ軽減又ハ免除ス

第七条　本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

＊改悪条項の例

第一条　国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者　又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑　又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ処シ　情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者　又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第十条　私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者　又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者　若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役　又ハ禁錮ニ処ス

第三十九条　第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者　其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ　更ニ同章ニ掲グル

罪ヲ犯スノ虞アルコト顕著ナルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付スル旨ヲ命スルコトヲ得

② 1950年9月5日　閣議決定

共産主義者等の公職からの排除に関する件

―略―（本稿145ページの第三部第一点「閣議決定で公然化」に掲載）

③ 1950年9月12日　閣議了解

共産主義者等の公職からの排除に関する件

本年5月3日の憲法記念日に際し、連合国最高司令官から発せられた声明には、

「日本共産党が今や公然と国外からの支配に屈服し、かつ人心をまどわし、人心を強圧するための虚偽と悪意にみちた煽動的宣伝を広く展開していること、さらに反日本的であるとともに、日本国民の利益に反するような運動方針を公然と採用している」

ことが指摘されるとともに、

「従って、現在日本が急速に解決を迫られている問題は、全世界の他の諸国と、同様に、この反社会的勢力をどのような方法で国内的に処理し、個人の自由の合法的行使を阻害せずに国家の福祉を危くするこうした自由の濫用を阻止するかにある。」

ことが示唆されており、さらに本年6月6日附の連合国軍最高司令官より内閣総理大臣宛の書簡には日本共産党について、

「然るに最近に至って新しい、そしてこれに劣らず有害な集団が、日本政界にあらわれたが、この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動して、この平穏な国を無秩序と闘争の場所に変え、これをもって、代議制民主主義の途上に於ける日本の著しい進歩を阻止する手段としよう、とし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとした。彼等は同じ意図をもって、法令に基く権威に反抗し、法令に基く手続きを軽視し、そして虚偽で煽動的な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴力をもって日本の立憲政治を転覆するのに都合のよい状態を作り出すような社会不安をひき起そうと企てている。」

ことが、明示されている。

これ等の声明等は、最近における日本の共産主義者が、国外における侵略主義的勢力の支配に屈服し、わが国における民主主義的復興を妨げ、国内に破壊と混乱をもたらそうとしていることが、もはや顕著な事実となっていることを指摘したものであるが、公務員が、元来、国民全体の奉仕者として公共の利益の擁護に任すべきものである以上、この種の危険分子が公職に必要な適格性を欠くものであることはいうまでもない。

よって、政府は、民主的政府の機構を破壊から防護（衛）する目的をもって、危険分子を国家機関その他公の機関から排除するために、共産主義者又はその同調者たる（公務員で）公務上の機密を漏洩し、公務の正常な運営を阻害する等秩序をみだり、又はみだる虞があると認められるものを、国家公務員法その他当該法規の規定に基き公職に必要な適格性を欠くものとして、その地位から除去するものとする。

而して、この措置は、共産主執者又はその同調者に対し、制裁の目的をもってするものではなく、もっぱら破壊に対する防衛を目的とするものであるから、反省の余地ありと認められる者についてはその反省の機会を与えつつ実施するよう留意するものとする。

④ 1950年9月11日　各省事務次官通達

最近各官庁、特にその地方出先機関等の職員中には、直近監督官等に対して自発的に日本共産党から脱党した旨の届出書を提出する者がある由であるが、各官庁側においては、至急左記要領によりこれを取扱うよう措置されたい。

一、脱党届を提出せんとする職員に対しては、各監督官より右届出書に添えて、次の各該当事項

を詳細に記述した書面2通を提出するよう勧奨すること。

（一）入党の動機事情

（二）入党後の具体的活動

（三）関係した党組織の具体的内容と構成員の職業氏名

（四）脱党の動機と現在の心境並びに将来の方針

二、前項の顛末書を受理した各監督官は内1通を至急法務府特別審査局長に送付すると共に、自ら右顛末書の記載事項の真偽を調査してこれを上司に報告し、所要に応じて特別審査局の調査協力を求めること。

三、脱党届の提出を申し出で乍ら各監督官の前記添付書面提出の勧奨に応じないものについては、各監督官においてその事情を調査すると共に、特別審査局長に通報して同局の調査協力を求めること。

▽次官会議に諮るべき事項

先に決定された「共産主義者等の公職からの排除に関する件」については、事柄の性質上、訴訟への発展が予想されるので、法務府行政訟務局において、事前に、各行政庁とその対策並びに打合せをする必要が痛感される。よって、左記要領で至急各省人事課と行政訟務局との間に連絡協議をする機会を得たい。

一、協議の内要

(1)「共産主義者等の公職からの排除に関する件」の趣旨説明

(2) 具体的事例への適用と質疑応答

(3) 発令の形式と処分理由書記載の要領

(4) 事務処理、特に代理人の選任

(5) 今後定期的に連絡協議会を開く可否、その方法

(6) 行政処分執行停止申請に対する対策等

二、日時

来る14日午後1時を希望する。

所要時間は約2時間の予定

⑤ 労働省通達

【注】労働省労政局長から都道府県知事へ宛てた「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」の通達（1950年10月9日付）

労働省労政局長「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」

労発第315号

昭和25年10月9日

労働省労政局長

都道府県知事殿

首題の件については、諸般の事情により御内承の上適宜御処置のことと存ずるも、本件は事柄が重大且微妙であるので、これが取扱は概ね左記により慎重を期せられたい。

なお、貴管下における状況及び所見は逐次御連絡を得たく御願する。

記

一、最近新聞放送事業その他の公共性の強い事業において世上レッド・パージと称せられる解雇が行われているが、かかる解雇自体は、屡次のマッカーサー元帥の声明及び書簡の次第もあり、経営者が自己の企業を破壊から防衛するための措置として行われるものであり、その限りにおいては憲法、労組法、労基法その他の法令に違反するものとは解せられない。

二、従って右の限度において行われている限り労政行政の見地からは異存をさしはさむ筋合いのものではなく、且つこの措置は企業経営者及び民主的な労働組合がその自覚と責任において実施すべきであって、行政当局はこれを主導的に指導する立場にあるものではない。

三、然しながらかかる解雇に際して憲法で保障され労組法で保護されている自由にして民主的な労働組合の御用化、又はその萎縮沈滞を招来するような解雇その他の措置が経営者によってとられる場合又はその虞れが充分に存在する場合においては、憲法の基本的精神に鑑み、労組法施行の責任を有する労政行政担当機関としては経営者のかかる便乗的行為を

排除する為の必要な措置をとり、いやしくも自由にして民主的な労働組合の発達を阻害することのないよう特に留意せられたい。

四、更に労使関係の平和と安定を確保し産業の興隆を図る立場から本件措置に附随して労使間の紛争を惹起し、或いは本件措置に合せて企業整備を行い、又は不当解雇を混入することにより無用の争議を発生せしめ、ひいては産業の平和を破壊するようなことのないよう留意せられたい。

五、以上は、最近のレッド・パージに対する労政行政の基本的態度であるが之を具体的に具現するに際しては、次の諸点について特に留意せられたい。

⑴　本件の措置は主として企業防衛の見地から実施せられるものであるから、企業の採算の問題から生ずる企業整備等による人員整理とはその性質が異なり、両者を同時に行うことは法律上の実施に無用の混乱を招くものと思われるから本件の措置は他の原因による人員整理とはその時期方法において厳重に区別するのが適当である。

⑵　企業の破壊的分子の排除は、企業防衛上必要な範囲に限り適確に行わるべきであって、その範囲は一般に考えられているよりも相当小範囲に留るべきものと考える。即ち企業からの排除の対象は共産党員及びその同調者であって、且つその何れにしても主導的に活動し、他に対して煽動的であり又はその企画者である企業の安全と平和に実害のある悪質な所謂アクティブなトラブルメーカーである。

従って過去において共産党員として企業に対して破壊的言動をなしたものであっても、既に充分反省の誠意の認められるものは、所謂アクティブなトラブルメーカーの中には入らない。

なお、同調者中、アクティブなトラブルメーカーとは、所謂アクティブなトラブルメーカーである共産党員と一体をなすもの例えば党の拡大細胞会議に進んで出席し、或いは党の資金カンパ及び所謂「9人の愛国者」釈放の署名運動等においてこれらを自ら企画し、部署を定め、或いは自らその部署を受持ち、積極的に資金又はサインを集めて廻るような積極的な分子で、企業の破壊にも影響するような者等がこれに当るのであって、単に資金カンパに応じたことがあるとか、前記署名運動に求められて署名したとかというような消極的な受身の者、又は単なる思想上の支持者はこれに含まれない。

⑶　経営者が労働組合員の積極的な組合運動を嫌悪する気持から組合員の些細な行き過ぎの言動の故を以て又は労働組合内における単なる分派争いの故を以て所謂アクティブなトラブルメーカーなりとして排除するようなことは絶対に許されない。

⑷　以上の趣旨に照らして所謂アクティブなトラブルメーカーか否か疑わしいものはむしろ差当り排除しないようせしめるのが適当と考えられる。

⑸　自由にして民主的な労働組合を御用化又は萎縮、沈潜せしめるような措置がとられ、或いはその虞れが存在する場合、若しくは無用の争議を発生せしめるような行きすぎの行為があった場合には、労政当局は直ちにその反省或は取消を求めるべきであって、若しその勧告に応じないときは労組法。労基法等関係労働法規に定める手続に従い断乎たる措置をとるべきである。然しながらそのような行き違いの生ずることは望ましくないので、予め関係者に充分注意を喚起しておくべきである。

関連刊行文献（発行年順）

掲載は発行年順。レッド・パージにかかる関心、研究進展の様子が読めるよう意識しての構成にした。収録は報道界関連を軸に、主に国会図書館での検索によって入手できた刊行文献ということになる。

7・28後1、2年して雑誌、とくに月刊『文藝春秋』が何度か特集を組んでいる。ただ研究者の目は厳しく、全体の雰囲気は読みとれるが、史料価値には乏しいとの評が定着している。中で松本清張の論考はのち単行本にもなっているが、全体としては研究者の評は当たっている。

まとまった検証では60年、同志社大学・山本明の「一九五〇年新聞・放送レッド・パージ覚え書」が最初と思われる。実証性に重みがあり、後続の基礎となっている。7・28から10年にしての論考。あとがきに同大人文科学研究所の研究助成金による研究の一部とある。

以降、竹前栄治、新井直之、塩田庄兵衛、平田哲男、三宅明正、明神勲の著作が全体像の理解を広げ、深めてくれる。松本清張の論考「黒の追放と赤の烙印」も、独特の臭みはあるが、歯切れよく理解を助ける。

当事者による記録では、「レッドパージ　失われた人権と報道の自由」「生きること学ぶこと」「記録集　レッド・パージ」「一九五〇年七月二八日　朝日新聞社のレッド・パージ証言録」「自処超然」の中身が濃い。労組史では「朝日新聞労働組合史」の腰がよく入っている。第三部第三で触れたがレッド・パージ30年にあたる１９８０年に集中の感はある。

このほか、年鑑等への部分記載ながら外せないものを収録した。たとえば法政大学・大原社会問題研究所編の「日本労働年鑑」は一次情報あるいは限りなく一次情報に近いものをよく拾っている。また、「連合国の日本管理方策」はＧＨＱの発した初期の主要指令をほとんど収録している。

収録にあたっては、単独著作は刊行名、著者（編者）名、発行者名、＝を付して刊行年の順。雑誌等収録の論考等は、論考等名、著者名、＝を付して収録誌名および号数、さらに＝を付して刊行年の順に記した。旧字体は原則として現字体に直した。

◇

「連合国の日本管理方策」金久保通雄、嶌信正、ジープ社＝１９４６
「特別審査局に与う」滝内礼作＝「日本評論」49年12月号＝１９４９
「新聞労連中執決定」＝機関紙「新聞労連」50年８月20日号＝１９５０
「毎日労組速報」＝機関紙『われら』第52号＝１９５０
「新聞記者の告白」不破新ほか、三一書房＝１９５０（６月15日発行）
「日本新聞年鑑」１９５１年版＝１９５１
「「思想と言論の自由に関して」（知識人の会幹事会声明）＝「世界」51年１月号＝１９５１
「私の見た共産党」インボデン、朝日新聞社＝１９５１
「中央労働委員会不当労働行為事件命令集」第３集、第４集、中央労働委員会事務局＝１９５１
「日本労働年鑑」第24集・１９５２年版、法政大学大原社会問題研究所編、労働旬報社＝１９５２
「日本新聞協会報」１９５２年６月４日号＝１９５２
「続〝風にそよぐ葦〟―占領下の新聞」島村正人＝「改造」52年増刊号＝１９５２
「新聞街に巻起る赤旋風」赤沢新一＝「文藝春秋」52年12月増刊、＝１９５２
「占領下の朝日新聞」長谷部忠＝「文藝春秋」54年臨時増刊32巻16号特集・読本現代史＝１９５４
「高知新聞五十年史」＝１９５４
「政治学事典」平凡社＝１９５４
「読売新聞八十年史」読売新聞社＝１９５５
「朝日記者レッド・パージ事件」梶谷善久＝「法律時報」27巻９号＝１９５５
「日本新聞協会十年史」日本新聞協会＝１９５６
「十年の歩み　毎日労組の記録」毎日新聞社労働組合（１９５７年に毎日新聞労働組合に改名）＝１９５６
「戦後日本労働運動史」斎藤一郎、三一書房＝１９５６

「占領下の新聞」長谷部忠＝「週刊朝日」（奉仕版）58年5月14日号＝1958
「日本の汚点レッド・パージ」＝「文藝春秋」59年6月号＝1959
「一九五〇年新聞・放送レッド・パージ覚え書」山本明＝同志社大学「人文学」第50号＝1960。のち「現代ジャーナリズム」（雄渾社1967年）に収録
「権力と新聞の自由」小椋広勝＝「思想」60年年8月号＝1960
「黒の追放と赤の烙印」松本清張＝「文藝春秋」60年11月号、＝1960。のち「日本の黒い霧」第11話に収録
「新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して」新聞労連＝1960
「新聞の自由と暴力」江尻進＝「思想」60年6月号＝1960
「毎日新聞労組機関紙『われら』」第172号＝1961
「共同通信十五年の歩み」共同通信社、1961
「戦後日本史Ⅱ」歴史学研究会編、青木書店＝1961
「思想・良心および言論の自由」清水英夫、一粒社、1961
「石も黙っていられない」梶谷善久、労働旬報社＝1965
「戦後日本政治史Ⅳ」信夫清三郎、勁草書房＝1967
「毎日労組二十年史」＝1967
「資料戦後学生運動」第1巻、三一書房＝1968
「戦後日本の歴史　上」藤井松一・大江志乃夫、青木書店＝1970
「アメリカ対日労働政策の研究」竹前栄治、日本評論社＝1970
「全訂　法学辞典」日本評論社＝1971
「新聞戦後史」新井直之、粟田出版会＝1972（のち同名で双柿社1979年刊）
「ニューディーラーの退場」渡辺喜蔵＝「共同研究・日本占領」思想の科学研究会編、徳間書店＝1972
「毎日新聞百年史」＝1972
「日本共産党の五十年」＝「前衛」1972年8月臨時増刊＝1972
「やむなくGHQに服従」長谷部忠＝「潮」73年年8月号＝1973
「総評二十年史」上巻、労働旬報社＝1974
「証言　戦後労働組合運動史」高梨昌編著、東洋経済新報社＝1975
「レッド・パージ秘話」田窪俊吉＝『広島市職労三十年史』所収＝1975
「昭和特高弾圧史」太平出版、京都「学生評論」＝1975
「読売争議」増山太助、亜紀書房＝1976
「日本の歴史三一戦後変革」大江志乃夫、小学館＝1976
「思想の自由」長谷川正安、岩波書店＝1976
「特高警察黒書」新日本出版社＝1977
「共同研究　日本占領軍　その光と影」思想の科学研究会編、徳間書店＝1978
「或る戦後史―『朝日新聞』の軌跡」田中哲也　夕文社＝1978
「レッドパージ　失われた人権と報道の自由」梶谷善久編著、図書出版社＝1980
「生きること学ぶこと」土井正興、三省堂、三省堂選書＝1980
「新聞労働運動の歴史」新聞労連、大月書店＝1980
「占領戦後史」竹前栄治、双柿社＝1980
「ドキュメント放送戦後史」松田浩、双柿社＝1980
「戦後政治裁判史録」第一巻、田中二郎他編、第一法規＝1980
「一九五〇年七月二八日　朝日新聞社のレッド・パージ証言録」朝日新聞社レッド・パージ証言録刊行委員会編、晩聲社＝1981
「共同通信社三十五年」＝1981
「戦後労働改革　GHQ労働政策史」竹前栄治、東大出版会＝1982
「朝日新聞労働組合史」＝1982
「レッド・パージ」塩田庄兵衛、新日本出版社＝1984
「女性記者―新聞に生きた女たち」春原昭彦ほか、世界思想社＝1994
「レッド・パージ論」（若手戦後史研究会・伊藤悟）＝「現代史サマーセミナー通信」第2号所収＝1984
「日本占領―GHQ高官の証言―」中央公論社、1988
「なぜ、レッド・パージ史の研究か」＝平田哲男「歴史評論」8月号、歴

史科学協議会＝１９８９
「日本占領と法制改革」オプラー、日本評論社、１９９０
「聞書　電産の群像」河西宏裕、平原社、１９９２
「レッド・パージとは何か―日本占領の影」三宅明正、大月書店＝１９９４
「ＧＨＱ指令総集成」竹前栄治、エムティ出版＝１９９４
「日本共産党の七十年」日本共産党中央委員会、新日本出版社＝１９９４
「信念のジャーナリスト・三上正良」三上正良記念会＝１９９４
「読売労組五十年史」読売新聞労働組合＝１９９５
「毎日新聞労働組合五十年史」＝１９９５
「戦後日本共産党私記」安東仁兵衛、文春文庫＝１９９５
「自処超然」嶌信正＝１９９６
「宮崎日日新聞労働組合五十年史」＝１９９６
「ＧＨＱ民政局資料　占領政策　第11巻　講和への準備過程」小倉裕児編　丸善＝１９９９
「吉田＝マッカーサー往復書簡集―１９４５～１９５１、法政大学出版局＝２０００
「毎日の３世紀」下、毎日新聞社＝２００２
「レッド・パージの史的究明」平田哲男、新日本出版社＝２００２
「21世紀へつなぐ言葉」小林登美枝、ドメス出版＝２００４
「アメリカの占領政策とレッド・パージ」吉岡吉典＝「前衛」２００６年３月号
「占領期の朝日新聞と戦争責任　村山長挙と緒方竹虎」今西光男、朝日新聞社＝２００８
「最大の人権侵害　RED PURGE」レッド・パージ60周年記念のつどい―レッド・パージ反対全国連絡会＝２０１０
「小林登美枝没後10年のつどい―うけつぐ想いを今」平塚らいてうの会＝平塚らいてうの会紀要第７号＝２０１４
「戦後史の汚点　レッド・パージ」明神勲、大月書店＝２０１５
「語りつごう　戦後最大の人権侵害　レッド・パージ　昔の話ではありません」レッド・パージ65周年記念のつどい―レッド・パージ反対全国連絡会＝２０１５
「戦後資料・マスコミ」日高六郎編
「『復職』を勝取って」小原正雄＝「季刊・労働法」29号

関連年表

◆1945年

8月15日　ポツダム宣言受諾、敗戦。鈴木貫太郎内閣総辞職。同17日東久邇稔彦内閣

8月30日　連合国軍最高司令官マッカーサー厚木着陸

9月2日　降伏文書調印

9月6日　米大統領「降伏後における米国の初期の対日方針」を決定、同22日公表し同29日、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥に通達。GHQによる日本占領行政の基本方針となる。

9月10日　GHQ「言論及び新聞の自由に関する覚書」発布。さらに同24日「新聞界の政府からの分離（政府による統制の除去）指令、同29日「新聞並に言論の自由に対する新たなる措置」指令を発布。これらにより日本政府による制限、統制を撤廃した。

9月19日　GHQ「プレス・コード」（新聞遵則）指令

10月4日　GHQ「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」（10・4覚書）発布。軍国体制・警察国家体制の廃絶。治安維持法など関連法規の廃止、政治犯釈放（同10日）など旧国体体制を排除

10月5日　東久邇内閣総辞職。同9日幣原喜重郎内閣。

10月8日　GHQ東京5紙事前検閲開始

10月10日　共産党の合法化

10月11日　幣原首相がマッカーサー訪問。当面の民主化として、女性解放、労働組合運動の奨励、自由主義教育へ解放、秘密警察・専制の廃止、経済民主化の5項目を指示される

10月13日　10・4覚書に基づき国防保安法・軍機保護法・言論出版集会結社等臨時取締法など廃止

10月20日　『アカハタ』復刊

10月24日　第1次読売争議＝正力社長が鈴木東民ら5人に解雇通告。社員大会で「自主的に新聞製作」を宣言▼国際連合発足

11月1日　国策通信社「同盟」解散、共同通信社、時事通信社発足

11月2日　社会党結成

11月6日　財閥解体

11月7日　朝日新聞「国民と共に起たん」宣言▽GHQ、外電検閲方針を公表

11月9日　農地改革。自由党結成

11月10日　毎日新聞「本社新発足　戦争責任明確化と民主体制の確立へ」社告

12月22日　労働組合法公布（46年3月1日施行）

12月27日　毎日新聞・従業員組合結成

◆1946年

1月1日　天皇、神格否定「人間宣言」詔書。マッカーサー「新日本の国民に告ぐ」声明

1月4日　GHQ軍国主義者の公職追放と超国家主義団体の解散を指令▼GHQ朝日村山社長ら新聞界多数を公職追放

2月9日　新聞単一（日本新聞通信放送労組）結成（33支部2万2355人）▼3月20日毎日支部、4月27日朝日支部、同28日読売支部が結成

2月　GHQ政治顧問ジョン・エマソンに帰国命令。民主派ニューディーラー退潮の先触れ

3月5日　チャーチル「鉄のカーテン」演説

4月7日　幣原内閣打倒人民大会。MPが参加者を弾圧、米軍装甲車が砲を向けて威嚇

4月10日　戦後最初の総選挙。女性議員39

4月22日　幣原内閣総辞職

5月1日　第17回メーデー（20年ぶりに復活。全国で200万人参加）

5月3日　GHQ自由党総裁・鳩山一郎を公職追放▼後任総裁に吉田茂▼極東軍事裁判（東京裁判）開廷

5月19日　皇居前広場で食糧メーデー、7万人結集し「首相官邸」へ米よこせデモ

5月22日　第一次吉田茂内閣

6月14日　第2次読売争議＝鈴木東民編集局長ら6人解雇通告。

7月23日　日本新聞協会設立

8月1日　総同盟（日本労働組合総同盟）結成大会

8月16日　経団連（経済団体連合会）設立

8月19日　産別（全日本産業別労働組合会議）結成大会

10月5日　新聞単一、読売争議支援をこめ新聞ゼネストを仕掛けるも、事実上失敗

11月3日　日本国憲法公布

◆1947年

1月29日　新聞単一中央委、2月1日24時間ス
　ト実施を決定＝2・1ゼネスト参加
1月31日　マッカーサー、2・1ゼネストに中
　止命令
3月10日　全労連（全国労働組合連合協議会）
　結成。総同盟、産別会議、中立系が参加して
　450万人に。48年6月総同盟離脱
3月　トルーマン・ドクトリン▼6月マーシャ
　ルプラン▼49年7月北大西洋条約機構（NA
　TO）▼ワルシャワ条約機構（WTO）。東西
　冷戦対立激化
3月31日　衆議院解散（帝国議会に幕）
4月5日　第1回統一地方選挙
4月20日　第1回参議院選挙
4月25日　総選挙。社会党が第1党。
5月3日　新憲法公布
5月20日　吉田内閣総辞職
6月1日　社会・民主・国民連立片山哲内閣
5月13日　毎日、三瀬・局付不当労働行為
12月31日　内務省解体

◆1948年

1月16日　NHK本部労組結成大会
1月26日　帝銀事件
2月10日　片山内閣総辞職
2月13日　産別民主化同盟結成
3月3日　GHQインボデン「編集権は経営者
　にある」と労働協約への明記を勧告
3月10日　民主・社会・国民連立芦田均内閣
7月15日　GHQ新聞検閲を事前から事後へ
7月29～31日　全新聞（全日本新聞労働組合）
　結成大会（102支部2万5820人）
10月7日　昭電疑獄で芦田内閣総辞職▼同19
　日、吉田第2次内閣
11月12日　東京裁判判決
12月23日　東條英樹ら7人に死刑執行
12月23日　衆議院解散

◆1949年

1月23日　総選挙。民主自由党が第1党
2月16日　第3次吉田内閣
3月7日　ドッジ米行使、新通貨・外国為替・
　インフレ抑制などで声明→ドッジライン
4月4日　団体等規正令改正公布・施行。日本
　共産党は党員リストを届け出ることになる
4月下旬　日本電気3600人解雇発表。沖電
　気、全従業員の4割2分を解雇と発表
5月6日　三菱電機、従業員1割カット（18
　00人）、賃金1割3分カット（1300円）
　を労働組合に提起
5月30日　東京都公安条例反対デモ。1万30
　00人参加。東京都交通労働組合員・橋本金
　二が都庁舎3階から落ちて死亡
6月27日　政府、事務次官会議で行政整理の時
　期など協議。国鉄は7月中、郵政・電通・農
　林・厚生は9月までに、その他の省庁は7月
　末に実施
7月1日　運輸省、国鉄整理基準案を策定。7
　月20日までに9万人を整理。労働組合に提案
　するも組合は闘争態勢をとると表明。国鉄再
　建共闘会議（民同派）発足
7月4日　国鉄、3万7000人に解雇通告（第
　一次）。下山定則・国鉄総裁行方不明→7月6
　日、常磐線五反野付近で轢死体発見→下山事
　件
7月13日　国鉄第二次解雇通告6万2000
　人
7月15日　国電・三鷹駅付近で脱線事故→三鷹
　事件
7月19日　イールズ（GHQ民間情報教育局顧
　問）が新潟大学（新制）開学式で「共産主義
　者である教授は除外されるべき」と演説→こ
　の後、各地の大学で同様の演説を重ねる
8月11日　郵政、電通両省が全逓労働組合に1
　万1000人の解雇を通告
8月17日　国鉄・東北本線松川駅付近で列車転
　覆→松川事件
8月23日　全新聞読売支部が脱退
8月26日　シャウプ勧告
9月28日　全国教育長会議、共産主義的教職員
　の追放を決議
10月6日　日教組が反対声明
10月12日、東大総長・南原繁が反対表明
10月20日　毎日新聞、「赤えんぴつ事件」
11月27日　夕刊復活

◆1950年

1月1日　マッカーサー声明「日本国憲法は自
　己防衛の権利を否定しない」

1月6日　コミンフォルムが日本共産党の平和革命論を批判
1月30日　ブラッドレー米統合参謀本部議長が来日。日本国内の米基地を視察
1月31日　米三軍の首脳来日。「基地を強化する」と声明
2月9日　マッカーシー米議員が「アメリカ国務省に57人の共産党員がいる」と演説→マッカーシー旋風
2月13日　東京都教育委員会が２４６人の赤い教員を追放を予告
3月15日　平和擁護世界会議がストックホルムアピール
5月3日　マッカーサー声明「日本共産党、合法政党いまや疑問」
5月30日　皇居前広場での全労連「人民決起大会」で労働組合員８人がアメリカ兵に対する暴行容疑で検挙→重労働10年の刑も
6月2日　警視庁が管内の集会・デモを5日まで全面禁止→5日以降も当分禁止
6月4日　第2回参議院議員選挙
6月6日　マッカーサー書簡（吉田首相宛）で、共産党中央委員全員（24人）を公職追放
6月7日　マッカーサー書簡（吉田首相宛）で、共産党機関紙『アカハタ』の編集幹部17人を公職追放
6月16日　政府、全国的に集会・デモ禁止
6月18日　ジョンソン米国防長官、ブラッドレー米統合参謀本部議長が来日
6月21日　ダレス米国務長官来日。韓国政府首脳と会談。38度線を視察
6月25日　朝鮮戦争起こる
6月26日　マッカーサー書簡（吉田首相宛）で『アカハタ』30日間発行停止
6月28日　内閣改造で、大橋武夫が法務総裁
6月30日　新聞労連（日本新聞労働組合連合）結成大会
7月8日　マッカーサー指令。警察予備隊（自衛隊前身）創設
7月11日　総評（日本労働組合総評議会）結成大会
7月18日　マッカーサー書簡（吉田首相宛）で『アカハタ』及びその後継紙、並びに同類紙の無期限発行停止
7月22日　ＧＨＱネピア（民政局公職審査課長）が報道界の共産主義者および同調者の追放を大橋・法務総裁に通知
7月24日　ネピアが在京報道８社の社長らを呼びつけ、共産主義者および同調者の追放を命令ではないといいながら強要
7月27日　ネピア、朝日新聞労働組合委員長・熊本良忠、毎日新聞社労働組合書記長・仁藤正俊らを呼びつけ、追放への対応を指示。各社の一部に共産党細胞の情報として追放情報が流れる
7月28日　午後3時、朝日、毎日、読売、東京、日本経済、時事、共同、ＮＨＫの８社で計３３６人に「共産主義者および同調者」と決めつけ解雇を通告
7月29日　全新聞が闘争声明を発表▼大橋法務総裁、参院法務委員会で「政府としては（追放に）全幅的に賛意を表しかつ極力これを支援する」と言明◇全新聞が追放に反撃宣言
7月31日　大橋法務総裁が国会で、梨木作次郎議員（共産）の質問に「（追放は）全幅的に賛意を表すると同時に、これを支援する」と答弁
8月1日　在京の各社解雇者らによって「言反同」（言論弾圧反対同盟）の準備会設置▼同９日、正式発足
8月3日　ＧＨＱニュージェント民間情報教育局長が声明「（追放は）7月18日付のマッカーサー書簡の趣旨に全く合致する」
8月4日　吉田首相、自由党総裁の名で「赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」と表明
8月8日　各紙の解雇通告６３４人に。全新聞は各社に不当解雇を糺す公開質問状◇日本共産党臨時中央指導部は「民主的文化の危機に際し全知識人・文化人に訴う―まず新聞・放送の線でファシスト共の攻撃を粉砕するために全力を集中する」と訴えた（山本明「一九五〇年新聞・放送レッド・パージ覚書」）
8月10日　警察予備隊令公布
8月中旬　五鬼上・最高裁事務課長が、名古屋で開かれた労働関係裁判官会議で「仮処分申請が11件余り出ているが、関係方面（ＧＨＱ）と折衝の結果、日本の裁判所で行うことになる」と表明
8月15日　清水幾太郎、中島健三ら「知識人の会」が東京地裁に公正な裁判を期待する旨の

書簡送付を決定▼同17日、届ける
8月20日　全新聞朝日支部全朝日が東京地裁に解雇無効・身分保全・組合事務所立入りの仮処分を申請
8月26日　電産、２０００人に整理通告
8月30日　政府（法務府特審局）、全労連（全国労働組合連合協議会）本部に解散命令。幹部12人を公職追放。全労連は反対闘争宣言
8月31日　新聞協会調べで、追放は50社７０４人に達する
9月1日　▼総評、追放是認を決定
9月5日　閣議で「共産主義者等の公職からの排除に関する件」決定
9月9日　福岡地裁小倉支部、朝日新聞西部本社12人による仮処分申請を却下
9月18日　札幌地裁、北海道新聞での仮処分申請を却下
9月30日　同日付『毎日新聞』朝刊3面に「都学連激越化の見出しで3段記事があり、その中に「レッド・パージ粉砕オール東大抗議集会」の語句。おそらく一般紙に「レッド・パージ」の語が載った最初。同紙10月19日付朝刊3面には「レッド・パージ反対闘争も打ち切る」の見出しがあり、見出しに現われた最初とおもわれる
10月5日　東京地裁、朝日新聞東京本社の解雇者による仮処分申請を却下
10月11日　保利・労相が、第5回全国労働委員会の会議で「赤色分子の追放は当然」
10月13日　政府、戦犯覚書該当者を除く公職追放者の解除を発表
10月18日　政府、各企業に向け、赤色分子の追放は11月中旬までに実施するよう要請
11月25日　新聞労連機関紙11月25日号によると全新聞の組織規模は11支部約３０００人に
12月14日　中労委、朝日新聞東京関係37人のうち登録党員25人を審問対象から除外。12人についてのみ審問開始。

◆１９５１年
4月11日　トルーマン米大統領、マッカーサーを解任し、後任にリッジウェイ中将
5月4日　朝日新聞東京関係の解雇者37人が東京地裁に地位保全など訴状を出す
6月13日　東京地裁、毎日新聞の21人に和解斡旋、応じる▼同年9月末までに大阪を含む残る全員が和解に応じる
7月4日　中労委、小原正雄、梶谷善久の二人に現職復帰命令。あとの10人については申立棄却
7月28日　朝日新聞、東京・芝の産別会館でレッド・パージ1周年記念パーティー
9月8日　講和条約・日米安保条約に調印
9月11日　東京地裁、朝日新聞東京の小原、梶谷を除く35人に和解あっせん。35人と会社双方同意。会社（朝日）は、小原、梶谷について、中労委命令の無効を求める行政訴訟
10月8日　朝鮮戦争、板門店で休戦会談

◆１９５２年
4月2日　最高裁（大法廷）、共同通信にかかる仮処分上告を棄却。「共同通信社が連合国最高司令官の指示に従ってなした本件解雇は法律上の効力を有する」と決定
4月28日　単独講和発効。日米安保条約発効
5月1日　復刊『アカハタ』第1号発効。血のメーデー
12月22日　東京地裁、朝日新聞の小原・梶谷に判決。雇用関係を確認。原告勝訴。会社側控訴▼55年6月29日公訴棄却、58年6月5日上告棄却。原告勝訴確定

◆１９６０年
4月18日　最高裁（大法廷）、中外製薬事件で7・18マッカーサー指示は、「公共的報道機関」だけでなく「その他の重要産業」も含めてなされたものと判示

◆2002年
11月3日　レッド・パージ50周年に「レッド・パージ反対全国連絡センター」結成。その後組織的困難で活動中断

◆2005年
5月30日　全国の被害者の期待を受けて活動再開、現在にいたっている

◆2008年
10月24日　日弁連（日本弁護士連合会）、麻生太郎・首相、JFE（旧川崎製鉄）旭硝子宛に兵庫在住の3人に対する人権救済勧告

◆2009年
3月27日　08年10月27日の日弁連勧告を受けて同3人は神戸地裁に国家賠償請求訴訟。以後の経過は松山秀樹「損害賠償訴訟と今後の展望」（208ページ参照）

◆2010年
2月18日　横浜弁護士会、鳩山由紀夫・首相に対して18人の人権救済勧告
8月11日　長崎弁護士会、菅直人・首相に対して7人の人権救済勧告
8月31日　日弁連、菅直人・首相、竹崎博充・最高裁長官に対して26人の人権救済勧告
9月24日　仙台弁護士会、菅直人・首相、村井嘉浩・宮城県知事、日立製作所に対して、6人の人権救済勧告
12月11日　「世界最大の人権侵害　レッド・パージ60周年記念のつどい」（東京・全理連ビル）

◆2012年
8月9日　京都弁護士会、野田佳彦・首相に対して7人の人権救済勧告

◆2013年
5月20日　長野弁護士会、安倍晋三・首相に対して1人の人権救済勧告
9月3日　東京弁護士会。安倍晋三・首相に対して1人の人権救済勧告

◆2014年
3月18日、群馬弁護士会、安倍晋三・首相に対して2人の人権救済勧告
3月31日、札幌弁護士会、安倍晋三・首相に対して2人の人権救済勧告
8月20日　札幌弁護士会、安倍晋三・首相に対して1人の人権救済勧告
9月29日　千葉弁護士会、安倍晋三・首相に対して2人の人権救済勧告

◆2015年
3月11日　熊本弁護士会、安倍晋三・首相に対して10人の人権救済勧告
12月6日　「語りつごう戦後最大の人権侵害　レッド・パージ65周年のつどい」（東京・全労連会館）

◆2016年
10月4日　福岡弁護士会、安倍晋三・首相に対して10人の人権救済勧告

◆2017年
9月22日　岩手弁護士会、安倍晋三・首相、日本通運㈱、東日本旅客鉄道㈱に対して3人の人権救済勧告

◆2018年
3月16日　埼玉弁護士会、安倍晋三・首相に対して3人の人権救済勧告（警告）。中外製薬株式会社に人権救済勧告

◆2019年
12月2日　東京弁護士会、安倍晋三・首相に対して7人の人権救済勧告

◆2020年
10月28日　東京弁護士会、菅義偉・首相に対して2人の人権救済勧告

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

2013 年 1 月 29 日、札幌で結成。所期の運動成果を基に『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（花伝社刊）『総資料総目録』（事務局刊）などに取りまとめている。2016 年 8 月 6 日、運動の永続を目指すため幹事会制を解き、代表等を置かない事務局制に切り替えた。月例の「事務局たより」で活動を伝え、ホーム・ページでも公開している。
http://miyazawa-lane.com/index.html

◇企画・制作

福島　清　1938 年生、毎日新聞活版ＯＢ。本会結成時から事務局長、現在は事務局員として常時活動している。1974～78 年、毎日新聞労働組合本部書記長。運動の多角化、連帯化に努めている。

根岸正和　1940 年生、毎日新聞北海道発行所活版ＯＢ。本会結成時から事務局次長、現在は在札幌の事務局員として常時活動。

水久保文明　1947 年生、毎日新聞労組専従書記ＯＢ。本会結成時から事務局次長、現在は事務局員として常時活動。千代田区労働組合協議会事務局長。本会の気付先に常駐、連絡取次を担当している。

◇文責・編集

大住広人　1937 年生、毎日新聞編集ＯＢ。本会結成時から幹事、現在は在京都で、随時事務局業務を分担。『引き裂かれた青春』はじめ本会発行の刊本・諸資料の編集、執筆を担当。1975～77 年、毎日新聞労働組合本部執行委員長。著書に『小説　毎日新聞』など。

検証 良心の自由　レッド・パージ 70 年

新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに

2020 年 12 月 31 日　発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局

福島　　清　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp
根岸　正和　masakazu-negishi@ac.auone-net.jp
水久保文明　gold16mm@gmail.com

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協　気付

T:03-3264-2905　F:03-6272-5263
e-mail: chyda-kr@f8.dion.ne.jp